

平成 24 年度

修士論文

熊野古道地域における眺望景観保全制度に関する研究



指導教員

浅野 聡 准教授

三重大学大学院工学研究科

博士前期課程 建築学専攻

森山 貴行

熊野古道地域における眺望景観保全制度に関する研究

【目次】

第1章 研究の枠組み	
1-1 研究の背景	1
1-2 研究の目的	1
1-3 研究の方法と構成	2
1-4 既往研究の整理	3
1-5 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値から見た熊野古道地域における景観	7
1-6 用語の定義	16
1-7 景観の工学的把握方法の整理	17
第2章 景観計画における標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の基礎的調査	
2-1 調査の概要	27
2-1-1 調査の位置づけ	
2-1-2 調査の目的	
2-1-3 調査の構成	
2-2 調査対象とする自治体の選定及び調査の方法	28
2-2-1 調査対象とする自治体の選定	
2-2-2 調査の方法	
2-3 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の類型化	31
2-3-1 眺望景観の類型化	
2-3-2 保全制度の類型化	
2-4 眺望景観保全制度の設定要因に関する考察	34
2-4-1 8自治体64箇所における眺望景観に対する保全制度の設定状況	
2-4-2 眺望景観について	
2-4-3 保全制度について	
2-5 8自治体における眺望景観保全制度に対する取り組み	40
2-5-1 視点場・視対象の設定方法	
2-5-2 標高高さの計測方法	
2-5-3 景観計画への適合確認方法	
2-6 眺望景観保全制度の運用における今後の展望	42
2-7 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点	44
2-8 小括	45

第3章 全国における眺望景観保全制度の運用状況

3-1	研究対象とする眺望景観保全制度の選定	47
3-1-1	眺望景観保全制度の選定基準	
3-1-2	眺望景観保全制度の選定方法	
3-2	景観計画における眺望景観保全制度の類型化	49
3-2-1	眺望景観の類型化	
3-2-2	保全制度の類型化	
3-2-3	13自治体における眺望景観と保全制度の相関関係	
3-3	調査の概要	54
3-3-1	アンケート調査	
3-3-2	ヒアリング調査	
3-3-3	現地調査(ヒアリング調査及びフィールド調査)	
3-4	13自治体における眺望景観保全制度の調査結果	57
3-4-1	岡崎市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-2	弘前市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-3	長崎市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-4	延岡市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-5	桑名市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-6	白河市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-7	小諸市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-8	亀山市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-9	榑原市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-10	和歌山県における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-11	高松市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-12	久留米市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-4-13	那覇市における眺望景観保全制度の調査結果	
3-5	13自治体における眺望景観保全制度の現状	90
3-5-1	岡崎市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-2	弘前市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-3	長崎市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-4	延岡市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-5	桑名市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-6	白河市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-7	小諸市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-8	亀山市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-9	榑原市における眺望景観保全制度の現状	

3-5-10	和歌山県における眺望景観保全制度の現状	
3-5-11	高松市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-12	久留米市における眺望景観保全制度の現状	
3-5-13	那覇市における眺望景観保全制度の現状	
3-6	景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する類型化	160
3-6-1	13自治体における眺望景観保全制度の運用に関する類型化	
3-6-2	標高高さ制限を用いている5自治体における眺望景観保全制度の運用に関する類型化	
3-7	景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する考察	170
3-7-1	13自治体における眺望景観保全制度の運用に関する考察	
3-7-2	標高高さ制限を用いている5自治体における眺望景観保全制度の運用に関する考察	
3-8	眺望景観保全制度の運用に関する基本方針	173
3-9	小括	175

第4章 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の評価及び類型化

4-1	熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の概要	177
4-1-1	熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の選定方法	
4-1-2	熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の一覧	
4-2	熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の現地調査	179
4-2-1	荷坂峠(沖見平)	
4-2-2	マンボウの丘	
4-2-3	ツヅラト峠(展望台)	
4-2-4	サボ鼻水平道(佐甫道)展望台	
4-2-5	高塚山展望台	
4-2-6	始神峠展望台	
4-2-7	古里展望台	
4-2-8	道瀬海岸	
4-2-9	中熊小公園(船越海岸)	
4-2-10	沖見団地	
4-2-11	大敷魚見小屋	
4-2-12	猪鼻水平道	
4-2-13	馬越公園展望台	
4-2-14	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)	
4-2-15	茜の森	
4-2-16	あなじゃ公園	
4-2-17	三木崎遊歩道・三木崎灯台	
4-2-18	三木峠(展望峰)	
4-2-19	三木里海水浴場	

4-2-20	須賀利(普濟寺)	
4-2-21	現地調査における眺望景観保全地区候補の精査	
4-3	熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型化	301
4-3-1	視点場の類型化	
4-3-2	視対象の類型化	
4-3-3	眺望景観の類型化	
4-4	小括	305

第5章 熊野古道地域における眺望景観保全制度の提案

5-1	眺望景観保全制度を定める意義	307
5-2	熊野古道地域における眺望景観保全制度の枠組み	308
5-3	視点場・視対象の選定	310
5-4	視点場の設定	318
5-4-1	視点場の設定に関する基本的な考え方	
5-4-2	座標(緯度、経度、標高)の計測方法	
5-4-3	熊野古道型	
5-4-4	展望台型	
5-4-5	公園内型	
5-4-6	海岸型	
5-5	視対象・眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定	326
5-5-1	視対象の設定に関する基本的な考え方	
5-5-2	自然・パノラマ型(仰観)	
5-5-3	自然・パノラマ型(俯瞰)	
5-5-4	自然・パノラマ型(360°)	
5-5-5	ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型	
5-5-6	混合・パノラマ型(俯瞰)	
5-5-7	眺望景観保全基準の内容に関する提案	
5-6	眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準	358
5-6-1	届出対象行為に関する提案	
5-6-2	標高高さの計測方法に関する提案	
5-6-3	景観計画への適合確認方法に関する提案	
5-7	視点場の整備・周知に関する基本方針	364
5-7-1	視点場の整備に関する提案	
5-7-2	眺望景観保全の周知に関する提案	
5-8	小括	367

第6章 熊野古道地域における眺望景観保全制度のケーススタディ

6-1 熊野古道地域をケーススタディとして	369
6-1-1 ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補	
6-1-2 「荷坂峠(沖見平)」眺望景観保全地区	
6-1-3 「馬越公園展望台」眺望景観保全地区	
6-1-4 「マンボウの丘」眺望景観保全地区	
6-1-5 「高塚山展望台」眺望景観保全地区	
6-1-6 「中熊小公園(船越海岸)」眺望景観保全地区	
6-1-7 「あなじゃ公園」眺望景観保全地区	
6-1-8 「須賀利(普濟寺)」眺望景観保全地区	
6-1-9 「三木里海水浴場」眺望景観保全地区	
6-2 総括	456

謝辞・参考文献・修士学位論文梗概

第1章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法と構成
- 1-4 既往研究の整理
- 1-5 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値
から見た熊野古道地域における景観
- 1-6 用語の定義
- 1-7 景観の工学的把握方法の整理

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

(1) 国内における眺望景観保全の動向

国内には、山脈や海等の自然的景観、歴史的まち並みや集落等の歴史・文化的景観、市街地等の社会・経済的景観等が存在する。しかし、利便性・経済性優先の開発等により、これらの眺め見る景観(眺望景観)は蔑ろにされてきたという背景がある。これは、地域の眺望景観保全制度が確立されていなかったことが原因の1つとして考えられる。

平成16年に我が国初の景観分野における総合的な法律である「景観法」が制定・施行され、これにより広域的かつ総合的な景観まちづくりが可能となった。景観に対する関心が高まる中、近年、各地で眺望景観保全に取り組む自治体が増えてきている。

(2) 三重県景観計画における熊野古道地域の眺望景観保全の動向

三重県においても、平成19年に景観法に基づく「三重県景観計画」が策定され、良好な景観づくりに関する方針、県の推進方策として眺望景観の保全・創出を掲げている一方で具体的な運用方針等に関する記述はない。また、本研究の対象地である熊野古道を有する東紀州地域においては、良好な景観づくりの目標として、「世界遺産・熊野古道にふさわしい景観づくり」を掲げており、今後、眺望景観の保全・創出を行う上で眺望景観保全制度の確立が求められている。

また、景観行政を担うべき市町の景観行政団体への移行は進みつつあるが、現在、景観行政団体である三重県は市町における景観施策の推進を支援していく必要がある。

なお、浅野研究室では三重県との共同研究により、眺望景観保全制度に関して平成22年度は伊勢志摩地域、平成23年度は熊野川流域周辺の景観保全に関する研究の一環として、熊野市、紀宝町地内において提案を行った。

1-2 研究の目的

本研究は、全国における眺望景観保全制度の運用状況を把握し、その運用に関する基本方針を整理した上で、熊野古道地域を対象にケーススタディを行い、妥当性の検証を通じて、熊野古道地域における眺望景観保全制度を提案することを目的とする。

また、本研究における成果は、各市町が景観行政団体へ移行した際の景観計画策定等において、参考資料として活用されることを目的とする。

1-3 研究の方法と構成

本研究は、図 1-3-1 に示すように全 5 章で構成されている。

第 1 章では、研究の背景、目的、方法、構成を述べ、既往研究の整理、用語の定義、景観の工学的把握方法の整理を行う。

第 2 章では、眺望景観保全制度に関する浅野研究室での既往研究の整理を行う。

第 3 章では、平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 8 月 1 日に、新たに眺望景観保全制度を定めた 13 自治体を対象とし、アンケート調査やヒアリング調査等を行い、全国における眺望景観保全制度の運用状況を把握する。

第 4 章では、熊野古道地域における 20 箇所の眺望景観保全地区候補の現地調査を行い、平成 22 年度の共同研究で提案された「誇れる視点場・視対象評価シート」を用い、評価を行うとともに、20 箇所の眺望景観保全地区候補を視点場、視対象、眺望景観の 3 つの性質により類型化し、各類型の特徴について考察を行う。

第 5 章では、第 4 章までの調査分析を踏まえて、熊野古道地域における眺望景観保全制度について提案を行う。具体的には、「視点場・視対象の選定」、「視点場の設定」、「視対象の設定」、「眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」、「眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」、「視点場の整備・周知に関する基本方針」について提案を行う。

第 6 章では、第 5 章で行った提案に基づき、第 4 章で評価を行った眺望景観保全地区候補の中から類型ごとにケーススタディを行う。

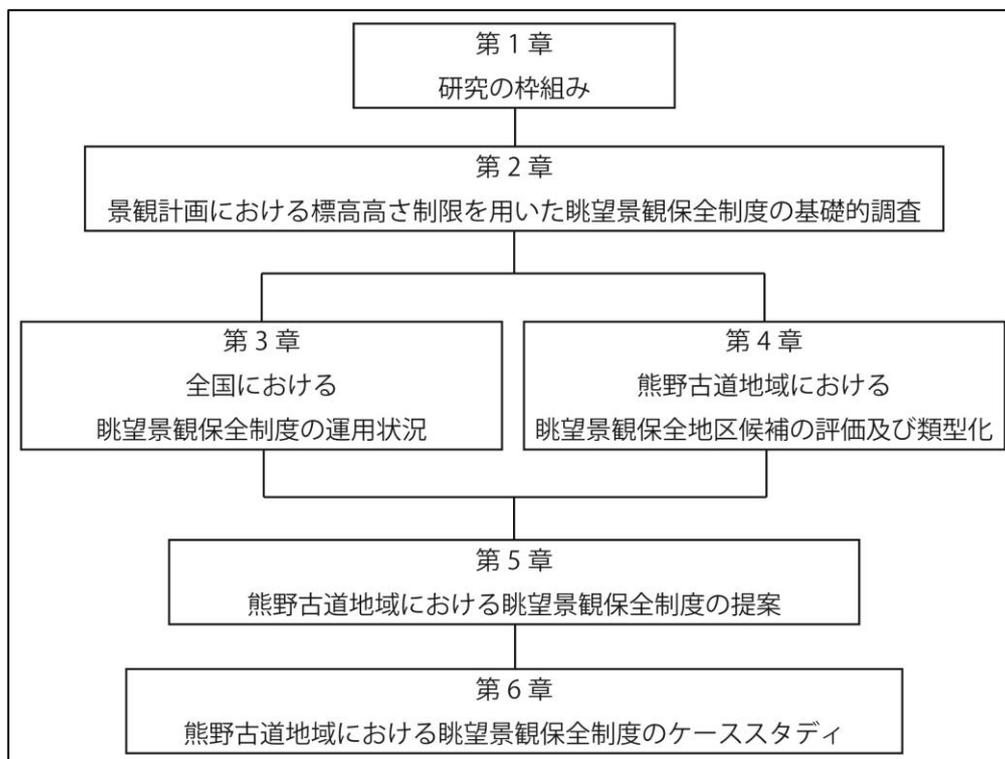


図 1-3-1 研究のフロー

本研究は、三重大学浅野研究室と三重県県土整備部景観まちづくり課の共同研究として取り組んだものであり、研究メンバーは以下の通りである。

表 1-3-1 研究会メンバー

団体	所属	氏名
三重大学	大学院工学研究科建築学専攻・准教授	浅野 聡
	大学院工学研究科建築学専攻浅野研究室修士2年	森山貴行
	工学部建築学科浅野研究室学部4年	大井涼介
三重県	三重県県土整備部景観まちづくり課景観グループ・副課長	松井 定
	三重県県土整備部景観まちづくり課景観グループ・主査	木谷美和
	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 記念物・民俗文化財グループ・技師	伊藤文彦

1-4 既往研究の整理

「景観法」、「景観計画」、「眺望景観」、「景観保全」、「高さ制限」、「高さ規制」に関する研究を、日本建築学会計画系論文集（日本建築学会）、日本都市計画学会論文集（日本都市計画学会）、景観・デザイン研究論文集（土木学会）、日本都市計画学会誌「都市計画」（日本都市計画学会）より検索し、関連する研究論文を抽出することにより、既往研究の整理を行う。

表 1-4-1 既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集①）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2013	78(683)	河川空間における初期眺望景観把握に関する研究 ：京都市内の河川空間からの眺望景観を対象として	115-122	横山 広充 宮岸 幸正
2012	77(675)	視点の高さ変化に伴う都市眺望景観の特性と魅力に関する研究	1113-1119	松本 直司 石川 翔一 杉本 隆典
	77(674)	限上川流域の棚田景観と水利システム：新川・田籠地区の山村景観保全に関する研究(その1)	805-811	天満 類子 菊地 成明
	77(673)	インドネシア・ポロブドゥール区におけるルーラル・ツーリズム・イニシアチブの評価：文化的景観を保全に向けたルーラル・ツーリズム活動に関する研究	563-572	ファティマ ティティン 神吉 紀世子
2011	76(669)	行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究 -景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して	2153-2160	川崎 修良
2010	75(657)	眺望景観保全を目的とした建築高さ制限の手法についての研究 -景観法施行後の各自治体の事例に着目して	2643-2648	川崎 修良
	75(656)	視点場近傍の遮蔽状況を考慮した眺望景観の記述方法に関する研究 -京都市内の眺望景観を対象として	2415-2421	横山 広充 宮岸 幸正
		超高層マンションにおける眺望景観が開発者の価格評価に及ぼす影響	1499-1506	沼田 麻美子 小場瀬 令二
	75(653)	視点場近傍の遮蔽状況を考慮した眺望景観の記述方法に関する研究 -京都市内の眺望景観を対象として	2415-2421	横山 広充 宮岸 幸正
		「景廊型」景観コントロール手法による山あて景観保全に関する研究	1707-1714	趙 城埼 佐藤 滋
75(649)	ヨルダン・サルト旧市街地の景観を特徴づける砂岩建築物の実態	635-640	Al-Zubi Rafif 小浦 久子	
2009	74(646)	農村集落における空間構成の変遷と景観保全の課題 -岐阜県大野郡白川村萩町を対象として	2637-2645	麻生 美希 増原 実樹 佐藤 睦美〔他〕
	74(644)	斜面市街地における眺望喪失危険性による眺望対象の評価に関する研究 -神戸市の眺望点における眺望景観の阻害要因の事例分析を通して	2207-2214	栗山 尚子 南野 剛也 三輪 康一〔他〕
	74(642)	視点場の指定と景観誘導範囲の設定に着目した眺望景観保全計画の類型化 -我が国における眺望景観保全の計画理論に関する研究(その1)	1795-1804	岡村 祐
	74(635)	伝統的集落における景観保全の支援体制に関する研究 ：徳島県三好市東祖谷の山間集落における伝統的建造物を事例として	91-97	辻 美沙緒 大富 綏子 増井 正哉

表 1-4-2 既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集②）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2007	(622)	明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観 ：白川村荻町伝統的建造物群保存地区を事例に	91-96	水ノ江 秀子 西山 徳明
	(615)	歴史的景観保全を目的とする経済的支援施策による居住環境変化に関する研究 ：韓国・ソウル北村地区の開放型韓屋の影響	15-20	権 泰穆 小浦 久子
	(613)	絶対高さ型高度地区を活用した建築物の高さ制限に関する研究 ：銀座中央通りにおける建物高さと建物ファサードに着目した景観分析 ：個性的な街路景観創出を目的としたVRを用いた景観分析(その1)	143-147 151-158	中村 豪 小泉 光司 岸本 達也
2005	(596)	フランスにおける歴史的建造物の周囲の景観保全に関する研究 ：フランス建造物監視官(ABF)の役割を中心に	131-138	和田 幸信
	(588)	CG画像の構図分割による多層連棟住宅団地における住戸からの眺望景観の選好の研究	1-8	韓 孟臻 宗本 順三 松下 大輔
2004	(577)	武家屋敷地区のデザイン誘導における景観形成基準の運用実態 ：村上市歴史的景観保全条例を対象として	127-133	小柳 健 岡崎 篤行
2003	(563)	大阪湾人工島における住戸からの眺望の評価 ：帰納二分割法を用いた好まれる眺望の写真分析と満足度の関係	195-203	ジヴ クフィル イスラエル 宗本 順三
		シカゴにおける建物高さ制限の変遷(1893～1902年)とその社会背景	221-228	坂本 圭司 西村 幸夫
2002	(562)	奈良町における街並み景観保全のための 町屋の意匠構成要素に基づく造形ライブラリーに関する研究	329-335	渡辺 俊 葛城 桂子
	(558)	水際建築物からの住民撮影眺望景観に対する非住民被験者による選好特性の検討	79-86	横田 幹朗 村川 三郎 西名 大作 大場 誠一郎
2001	(547)	住民の撮影写真に基づく水際建築物からの眺望景観の選好特性	87-94	横田 幹朗 村川 三郎 西名 大作
2000	(536)	ZPPAUPの運用による景観保全手法について ：フランスにおける建築的・都市的・景観的文化遺産保存区域(ZPPAUP)に関する研究 その3	177-184	和田 幸信
1999	(524)	AHPを用いた阿蘇地域草地の景観保全分級に関する研究	231-237	伊 紅 両角 光男 位寄 和久 本間 里見
1998	(512)	ZPPAUPの景観保全制度としての特徴と作成状況 ：フランスにおける建築的・都市的・景観的文化遺産保存区域(ZPPAUP)に関する研究 その1	221-228	和田 幸信
1997	(496)	上海外灘歴史地区の景観保全計画に関する研究	125-130	張 松 西村 幸夫
1996	(481)	明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全 ：京都の都市景観と山林に関する研究	213-222	中嶋 節子
		被験者実験による水際建築物からの眺望景観に対する選好特性	103-111	村川 三郎 西名 大作 横田 幹朗
1994	(460)	パリPOS(土地占用計画)「景観保全のための紡錘体(FUSEAU)」の現状分析 ：高度斜線規制とその適応性に関する研究 その1	121-129	平尾 和洋 川崎 清
	(459)	昭和初期における京都の景観保全思想と森林施業 ：京都の都市景観と山林に関する研究	185-193	中嶋 節子
	(456)	リバーフロント住宅の眺望景観が居住性に及ぼす影響	43-52	村川 三郎 西名 大作 横田 幹朗
1989		現状凍結的な上土地利用規制が農業景観保全に及ぼす影響に関する調査研究 ：嵯峨野歴史的風土特別保存地区の場合	73-86	浦山 益郎 佐藤 圭二

表 1-4-3 既往研究一覧（日本都市計画学会論文集①）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2012	(47)	庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察：日本庭園を事例として	625-630	篠部 裕
		英国ハムステッド・ガーデンサバーブ・トラストによる景観デザイン審査の運営要因	601-606	熊澤 貴之
		行政界を越える眺望景観保全に関する研究：景観法に基づく景観計画および景観条例に着目して	44-49	渋谷 和司 中井 検裕 中西 正彦
2011	46(3)	景観まちづくりにおける建築物届出制度の指定効果分析に関する研究 ：さいたま市大宮駅周辺を事例に	181-186	金 希津 土屋 愛自
		海岸空間とその背後空間を一体的に捉えた新たな海岸まちづくりに向けて ：米国ハワイ州の“海岸線セットバックルール”に着目して	919-924	岡田 智秀 横内 憲久
		住居地域における眺望景観の価値評価に関する研究：宮島対岸地域における事例分析	433-438	伊藤 雅
		景観法制定を契機とした景観施策の展開に関する研究 ：鹿児島県下の自治体における景観計画策定プロセス	343-348	木方 十根 吉田 浩司
2010	45	絶対高さ制限に伴う建築形態の変化等に関する研究－東京都新宿区の事例	8-13	河村 茂
		景観法に基づく景観計画を活用した高さ制限の実態に関する研究	17-22	大澤 昭彦 中井 検裕 中西 正彦
2009	44(3)	韓国の慶州における景観特性と自然景観に関わる法規制から見た今後の課題	451-456	朴 鎮昱 加我 宏之 下村 泰彦 増田 昇
		インドネシア・ボロブドゥール区レベルにおける 文化的景観保全イニシアチブのための市民組織間関係に関する研究	205-210	ティティン ファティマ 神吉 紀世子
		イタリアの文化財と景観の法典(ウルバーニ法典)の展開とその景観計画と景観アセスメントの研究 ：ウルバーニ法典(2008年改正)にみる景観の定義、権限、計画、景観許認可に着目して	421-426	宮脇 勝
		自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題 ：全国における景観計画の運用実態に着目して	7-12	松井 大輔 岡崎 篤行
		歴史的市街地における景観保全に配慮した耐震化のための行政補助金に関する研究	50-55	渡辺 公次郎
2008	43(3)	景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察 ：神奈川県景観行政団体を対象として	655-660	室田 昌子
		景観計画からみた市町村における屋外広告物行政の意向	649-654	野中 勝利
		景観法下の建築物規制の運用実態と課題 ：景観計画に基づく届出制度に着目して	217-222	佐藤 貴彦 堀 裕典 小泉 秀樹 大方 潤一郎
		景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究 ：初期に策定された景観計画を事例として	211-216	小浦 久子
		高度地区による絶対高さ制限の導入の効果分析 ：高度地区による絶対高さの制限値の設定のあり方に関する研究	229-234	青木 伊知郎
2007	43(1) 42(3)	高度地区による規制と緩和規定の適用の効果に関する研究	16-21	青木 伊知郎
		町並み景観保全のための住宅建築様式の現状把握とその評価に関する研究 ：山梨県市川三郷町市川地区中央部の住まいのガイドラインづくりに向けて	91-96	溝淵 浩平 大山 勲 吉川 仁
		絶対高さ制限を含む最高限高度地区の内容と指定経緯 ：全国における広域的指定都市を対象として	109-114	高橋 智之 岡崎 篤行
		東京都中央区銀座地区における超高層ビル規制と協議型デザイン誘導手法に関する研究 ：非成長時代における既成市街地のアーバンフォームとマネージメントを再考するための事例研究	283-288	川崎 興太 大村 謙二郎
		高度地区絶対高さ制限における制度設計上の課題に関する研究	277-282	河村 茂
2006	41(3)	自主条例の景観法に基づく景観条例、景観計画への移行実態に関する研究 ：神奈川県内の自主条例を有する景観行政団体を事例として	313-318	秋田 典子
		那覇市首里金城地区における細街路整備計画の経緯と意義 ：歴史的景観保全と生活環境整備の一体的展開	1019-1024	清水 肇 小野 尋子
2005	40	庭園景観保全に関する周辺開発事業規制協議の実態に関する研究 ：浜離宮恩賜庭園を事例にして	499-504	伊藤 悠太 久野 紀光 齋藤 潮
		地方中核都市における高層建築物の制御に関する一考察 ：山形市における高層建築物の立地状況と制御の課題抽出	493-498	小林 敬一
		建築基準法・都市計画法における絶対高さ規制の変遷に関する研究 ：高度地区指定による絶対高さ制限の正当性に関する研究	265-270 427-432	諸星 智章 大澤 昭彦 中井 検裕 中西 正彦

表 1-4-4 既往研究一覧（日本都市計画学会論文集②）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2004	39	景観保全のための絶対高さ制限に伴う機会費用に関する研究 ：鎌倉市中心市街地を事例に	229-234	大澤 昭彦 中井 検裕 中西 正彦
		景観保全のための絶対高さ制限に伴う機会費用に関する研究：鎌倉市中心市街地を事例に	229-234	大澤 昭彦 中井 検裕 中西 正彦
2001	36	太陽光発電自給に必要な中高層集合住宅の高さ及び隣棟間隔	829-834	小林 隆史 腰塚 武志 大澤 義明
2000	35	夜間眺望景観の構図論的考察	751-756	天谷 華子 山崎 正史
		居住水準を考慮した建築形態規制緩和による歴史的町並み景観保全計画 －金沢市東茶屋街における事例研究－	817-822	小林 史彦 川上 光彦
1996	31	京都五山送り火の眺望景観と鑑賞に関する研究	637-642	永井 正吾 笹谷 康之
		ウィーン市の歴史的景観保全制度の展開と市民意識に見るその役割	217-222	三島 伸雄
1995	30	歴史的都市の都市景観評価と計画手法に関する研究 ：鎌倉市の都市景観保全と建築高度規制に関する研究	259-264	片山 律 藤澤 裕
1993	28	眺望景観の分析に基づく空間のつながりに関する考察-図絵資料の分析を通じて	511-516	仲間 浩一
1992	27	伝統的な港町の景観保全計画に関する考察-坂越を事例として	679-684	八木 雅夫
1990	25	里山景観保全からみた「地方小都市の局地的住宅地開発」の特質 -津山市地域住宅計画にみる都市計画課題	739-744	神吉 紀世子 三村 浩史 Lim Bon
1989	24	高密度な伝統的集落の景観保全計画に関する考察-室津を事例として	451-456	八木 雅夫

表 1-4-5 既往研究一覧（景観・デザイン研究論文集）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2009	(7)	地域ルール・明文化と共有に向けた景観法の活用	1-12	高尾 忠志
2007	(3)	近江八幡市における景観法に基づく景観計画の策定プロセスと運用実態に関する研究	103-114	加瀬 靖子 横内 憲久 岡田 智秀
		日立市を対象とした眺望景観の分布	35-40	宮田 明憲 桑原 祐史 小柳 武和
2006	(1)	リンカーンにおける土地取得による田園景観保全の経緯に関する研究	153-162	樋口 明彦 高尾 忠志

表 1-4-6 既往研究一覧（日本都市計画学会誌「都市計画」）

年	NO.	論文テーマ	ページ	発表者
2009	58(4)	協議型建築物高さ制限の導入可能性に関する研究	96	大澤 昭彦
	58(1)	旧城下町地区における景観保全と景観づくりの取組みについて：新潟県村上市	74-75	風間 貴志
2008	57(4)	都市農地と景観 茅ヶ崎-富士山を背景とした農の眺望景観	45-48	阿部 伸太 島田 正文
2001	50(3)	居住水準を考慮した建築形態規制緩和による歴史的街並み景観保全計画 ：金沢市東茶屋街における事例研究	139	小林 史彦
1981	(117)	宅地開発地区における景観保全手法に関する研究-1-	18-19	日笠 端 [他]

以上のように、眺望景観の保全に関する研究は近年始められたばかりである。景観計画における眺望景観保全に関する研究は、渋谷和司ら(2012)、川崎修良(2010)、岡村祐(2009)等の研究論文の一部に存在するが、全国の自治体を対象にした眺望景観保全制度を分析し、その運用状況を明らかにした論文は存在せず、また、眺望景観保全制度を提案する研究も存在しないため、本研究は意義のあるものであると考えられる。

1-5 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値から見た熊野古道地域における景観

(1) はじめに

熊野街道伊勢路は、伊勢から熊野三山(熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社)へ向かう街道である。この街道は、少なくとも花山法皇が長保元年(999年)11月に熊野参詣を計画した際、船を利用することの出来る伊勢路経由で参詣したいと主張した故事から、このときにはすでに街道が成立していることが理解できる。また、『梁塵秘抄』所収の今様にある「熊野へ参るには、紀路と伊勢路のどれ近し、どれ遠し 廣大慈悲の道なれば、紀路も伊勢路も遠からず」という一節によっても平安時代の末には、京都から熊野への参詣するルートとして知られていたことが分かる。さらに、四日市市善教寺本尊阿弥陀如来の胎内から発見された藤原実重の『作善日記』には、熊野へ7回参詣していたことが記されており、13世紀前半に伊勢から熊野へ参詣するルートが存在していたことが確認できる。このように、平安時代から鎌倉時代には伊勢から熊野へ向かう街道は成立しており、このルートによって、伊勢から熊野へ参詣する人々がいたことが知られる。

近世になると熊野詣そのものは衰退するが、西国三十三箇所観音巡礼と形を変えて存続する。特に伊勢路は、伊勢参宮をすませた後、那智の青岸渡寺を第一番札所として参詣するために通行する人が増えた。江戸時代後期の文化年間には1年に1万5千人前後の巡礼者が通行したという。また、嘉永六年(1853)に刊行された『西国三十三所名所図会』には、伊勢神宮から熊野速玉大社までの行程が挿絵付きで紹介されている。さらに、熊野市大泊に現在も残る若山家蔵「熊野街道善根宿納札」は幕末を中心として、善根宿に宿泊した5,000人を越える人々が善根宿に残した納札群であり、多くの参詣者が熊野街道を旅していたことの実態を示すものである。

このように、平安時代から江戸時代にかけて、熊野街道伊勢路は伊勢から熊野への参詣道として機能してきたことが明らかであり、これによって熊野街道伊勢路は、「熊野参詣道伊勢路」として評価することが可能となる。今日、熊野古道と呼ばれることの多いこの熊野街道伊勢路は、こうして、古代から今日まで続く熊野三山へ参詣する道である「熊野参詣道伊勢路」としてユネスコの世界文化遺産に登録された^(注1)。

熊野古道地域における景観保全を検討する場合、こうした世界遺産としての「熊野参詣道」の価値から景観を評価することは重要であろう。すなわち、「熊野参詣道」が実際に熊野三山へ参詣する道として機能していた時代の旅人が体験した景観を今日でも体験できるのであれば、その景観は世界遺産の価値と結びついて非常に重要な景観として評価できる可能性があるということである。

そこで本筋では、熊野街道が「熊野参詣道」として機能していた近世の刊行図書や文書類から、旅人が実際に目にした景観(風景)に関する記述を抽出し、旅人にとって重要であった景観を明らかとしたい。また、それら景観の構成要素を検討することで、今日も同様にその景観を体験することが可能かどうかについて、若干の検討を加えることとする。

(2) 『西国三十三所名所図会』における景観の記述

① 『西国三十三所名所図会』の概要

『西国三十三所名所図会』^(註2)は、嘉永6年(1853)に刊行された暁鐘成の編集による名所図会である。この名所図会の本来の目的は、題名にあるとおり、西国三十三箇所観音霊場の紹介であった。本書はそれに加えて霊場の案内のみにとどまらず、霊場を巡る道中や付近の名所旧跡、さらには伝承や出土品の類も収録するなど、地誌的な内容を備えていることが特徴である。さらに、本書には松川半山、浦川公佐の挿絵が添えられており、その描写の丁寧なことがこの名所図会の価値をいっそう高めている。

しかし、本書は未完に終わったようで、実際には西国三十三箇所観音霊場すべてが掲載されているわけではなく、伊勢にはじまり、紀伊・和泉・河内をめぐり大和の南半分まで、札所では八番札所の長谷寺までで終わっている。もっとも、今日の三重県内に該当する部分に限れば、伊勢から田丸をへて瀧原宮、伊勢国と紀伊国の境界である荷坂峠を越えて、七里御浜、熊野川にいたるすべての名所が掲載されていることになる。

② 景観に関する記述と挿絵

ここで本書に記載されている景観(風景)に注目してみると、今日の三重県内に該当する部分で本文中に言及がある箇所は、4箇所しかない。その4箇所とは、「三瀬川」(大台町・大紀町)、「二(荷)坂峠」(大紀町・紀北町)、「七里濱」(熊野市・御浜町・紀宝町)、熊野川(熊野市・紀宝町)である。

同様に挿絵が付されているのは、外宮、間の山、内宮、二見浦、柳の渡、田丸城下、蚊野松原、原大辻観音庵、無量山千福寺、三瀬川、三瀬坂嶺(峠)、瀧原宮、瀧原宮其二、荷坂嶺、間(馬)越嶺、八鬼山、八鬼山嶺荒神茶屋、八鬼山十五郎茶屋、西行松、木本湊、七里の濱、花之窟の22箇所であるが、これらは大きくは以下の4種類に分類できよう。

1. 寺社仏閣 7箇所

外宮、内宮、原大辻観音庵、無量山千福寺、瀧原宮、瀧原宮其二、花之窟

2. 町の賑わい 3箇所

間の山、田丸城下、木本湊

3. 景勝地 3箇所

二見浦、蚊野松原、七里の濱

4. 沿道の通過点 9箇所

柳の渡、三瀬川、三瀬坂嶺(峠)、荷坂嶺、間(馬)越嶺、八鬼山、八鬼山嶺荒神茶屋、八鬼山十五郎茶屋、西行松

このうち景観に関するものは、景勝地の3箇所と沿道の通過点の9箇所の12箇所と考えてよいだろう。こうしてみれば、半数以上の挿絵が景観に費やされていることになる。

さらに、先にみた本文中で言及のある箇所と挿絵が掲載されている箇所一致するのが3つあることに気づく。すなわち、三瀬川、荷坂峠、七里濱の3つである。

まず、三瀬川を見ると、本文中では滝があって風景が良いとの記述があり、挿絵にも滝の様子

が描かれている。

〔本文〕 渡場の下にたきありて風景よし

〔現代語訳〕 渡し場の下手に滝があって、風景がよい。

次に、荷坂峠を見ると、本文中で長嶋や二江の集落が目の前に見えて素晴らしいという言及があり、挿絵でも長嶋と二江の集落が名前入りで示されている。

〔本文〕 東南の滄海渺々として、紀の路の浦々遠近に連なり長嶋二江など眼前にありて風景言語に絶す

〔現代語訳〕 東南の青い海原がどこまでも広がっていて、紀伊国の漁村が遠くに近くに連なり、長嶋や二江の集落などは目の前に見えて、風景のすばらしさは言葉に出来ない。

さらに、七里濱も同様で、挿絵中に松原、白波、沖を行く船の帆と思われる表現があり、岬の先には、文字で「新宮のハナ」という名前が記されていて、文章の表現と細かく一致している。

〔本文〕 右の方は並木の松原百数十丁連なり左は東南の滄海渺々として白浪磯に打ちよせ向うに新宮の岬を見渡し澳を走る大舟釣する海士の小船などの風景言語に絶す実に旅中第一の景地というべし

〔現代語訳〕 右の方は松原の並木が十数キロ連なり、左は東南の青い海原が広々として、白波が磯に打ち寄せ、遙か向こうに新宮の岬をのぞみ、沖を走る大船や、釣りをする漁師の小船などの風景の素晴らしさは、言葉に言い表せない。まったく、旅の中で最も素晴らしい景勝地と言うべきだろう。

以上のことから、著者は、この3箇所について、景観の良さに焦点を当てた著述を展開していると考えてよいだろう。

(3) 他の文献における景観の記述

ここで、他の文献における景観の記述を見てみよう。近世の道中日記における景観の評価の記述は管見においても6書におよぶ。以下、記載のある文献について成立年代順に列挙すると以下のとおりである。^(注3)

(ア) 安永二年(1773)『西国順礼日記』辻武左衛門

・馬越峠

〔本文〕 峠より少し下りおわせ町海見江而至極風景能処也

〔現代語訳〕 峠から少し下ると、尾鷲の町、海がみえて、非常に風景のよいところである。

(イ) 天明二年(1782)『巡礼道中指南車』大阪屋長三郎

・七里御浜

〔本文〕 此所別してあら海なり のどかなる日ハうミに波なく川に水なく廻船はるかに見へて南海の眺望又他になし

〔現代語訳〕 この場所は特に荒海である。のどかな日には海に波なく川に水無く、廻船が遙かに見えて、南海の眺望は、またほかになく素晴らしい。

(ウ)天明六年(1786)寛政二年(1790)加筆『西国道中記』

・三浦峠

〔本文〕 出口ニ坂あり 峠より海見ル 景色能処也

〔現代語訳〕 出口に坂がある。峠から海を見る。景色の良いところである。

・七里御浜

〔本文〕 廻船遙ニ見へて南海の眺望又他なし

〔現代語訳〕 廻船が遙かに見えて、南海の眺望は、またほかになく素晴らしい。

(エ)寛政八年(1796)『西遊記神都詣西国巡礼』鈴木牧之

・荷坂峠

〔本文〕 ニサカ峠に見渡せば、海上の絶景筆に尽しがたく、世の人の只熊野路は恐ろしき噂のみ聞こへけるにさはなくて、長嶋の町まで一目に見おろす風情いわむかたなし。

長嶋やよを遁るなら此のあたり

嶋山や霞もこめず千々の景

〔現代語訳〕 荷坂峠から景色を見渡してみると、海の上の絶景は書き記す事が出来ないほどであり、世間の人々からは、ひたすら熊野路は恐ろしい噂ばかり聞こえてくるが、そうではなくて、長嶋の町まで一目に見下ろす風情は言葉に表しようがないほど素晴らしい。

長嶋よ、世の中を逃れて遁世するなら、このあたりが良いな

島、山のとりどりの景色は、霞でさえも遮ってしまうことが出来ないよ

・始神峠

〔本文〕 はじかみ坂は西国札所一、ニの險難なりしにいまだ東雲近き折から、海上の絶景やゝ眠を覚すが如く、東方すでに明なんとして、暁の雲紅に海日車輪にひとしく、ほのぼのとさし上れば、鶯もなか左右に啼かはしぬ。

待ちかねて鶯啼か日の出しほ

大洋に潮の花や朝日の出

〔現代語訳〕 始神峠は西国三十三箇所巡礼の中でも、一、二を争うほど道の険しい所であるというのに、まだ夜明け前の頃から海上の絶景は少し眠気を覚ますようで、東の方がまさに夜が明けようとして、暁の雲が真っ赤にそまり、海に車輪のようにまん丸の太陽がゆっくりと上のほうへ登ってくると、鶯もどうしてか、左右でお互いに鳴き合っている。

まちかねて、鶯がないのだろうか、日の出の瞬間を

大海原に、潮の花が咲いたようだ 朝日の出

・八鬼山道〔本文〕 同じ絶頂の茶店にて

春寒し見おろす海の果てしなき

〔現代語訳〕 同じ、頂上の茶店で。

春だというのに寒い事だよ 見下ろす海は果てしが無い事だよ

- ・七里御浜〔本文〕有馬の松原にて

眠けさす松の並木や春の雨
雨晴て待つ煙の霞かな

〔現代語訳〕有馬の松原にて。

松の並木がずっと続いているので眠いなと思っていたら、春の雨が降ってきたよ

待ってましたよ、雨が晴れて、松に煙のような霞がかかっているよ

(オ)文化九年(1812)『西国巡礼道中記』

- ・一石峠、鋸坂、三浦峠

〔本文〕此間ニ山三ツ越る坂三ツ海辺三ヶ所なりふる里坂のこぎり坂三浦坂是なり殊景色なり山々に茶や有能風景なり

〔現代語訳〕この間に山3箇所、越える坂が3箇所、海辺が3箇所ある。ふる里坂、のこぎり坂、三浦坂である。素晴らしい景色である。それぞれの山に茶屋がある。良い風景である。

- ・始神峠〔本文〕次に峠式ツ有はじかみ坂といふ難処なり右同断よき景しき也

〔現代語訳〕次に峠が2箇所ある。はじかみ坂という。難所である。右同様、良い景色である。

- ・曾根次郎坂・太郎坂

〔本文〕此間ニ曾祢太郎坂そね次郎ざかといふ上坂有此处至極長閑なり目の下にくまの浦一めに見ゆる波は静やかに最早桜最中つゝじ花咲申候ひとへものにて宜敷所なり古今無双の景地寫々数々あり難所を忘るゝ計にて暫らく相休み一見仕申候

〔現代語訳〕この間に、曾根太郎坂曾根次郎坂という上り坂がある。ここは非常にのどかである。目の下に熊野浦が一目に見える。波は静かで、早くも桜、ツツジは盛りと花が咲いている。裏地のない所で良いところである。これまでに並ぶものがないほどの景色の美しいところであり、島々が多くあって、難所を忘れてしまうほどであり、しばらく休んで、景色を眺めた。

(カ)文化十三年(1816)『金草鞋第九編』十辺舎一九

- ・三瀬川〔本文〕いちめんに見渡舟に乗りながらかゝる景色を三津瀬川かな

〔現代語訳〕周囲を見渡せる船に乗りながらこのような景色を眺める三瀬川であることよ

- ・七里御浜〔本文〕松原を過ぎ。えはら川一木村あり。是より荒海の端を行く。退潮を見合せて駆け通る。されども日和よく。平穩なる時。至てよき景色の処なり。

〔現代語訳〕松原を杉、えはら川、一木村がある。これより、荒海の端を行く。干潮を見合わせて走って通る。しかし、日和が良く平穩なときには、非常によい景色の所である。

(4) 熊野参詣道各地点における景観の特徴

① 特徴的な地点の記述

i) 七里御浜にかかる記述

景観に関する記述は、熊野参詣道沿いの多くの地点に及んでいるがその中で特徴的な箇所も存在する。たとえば、七里御浜は、多くの文献で言及のある箇所である。

(西国) 右の方は並木の松原百数十丁連なり左は東南の滄海渺々として白浪磯に打ちよせ向うに新宮の岬を見渡し澳を走る大舟釣する海士の小船などの風景言語に絶す実に旅中第一の景地というべし

(文献イ) 此所別してあら海なり のどかなる日ハうミに波なく川に水なく廻船はるかに見へて南海の眺望又他になし

(文献ウ) 廻船遥ニ見へて南海の眺望又他なし

(文献エ) 有馬の松原にて

眠けさす松の並木や春の雨
雨晴て待つ煙の霞かな

(文献カ) 松原を過ぎ。えはら川一木村あり。是より荒海の端を行く。退潮を見合せて駆け通る。されども日和よく。平穩なる時。至てよき景色の処なり。

これらの記述からは、七里御浜は近世から、景観の良好な場所として評価を受けていたことが分かる。また、これら文献に記述される景観の要素としては、各文献共通して、松原、並木、海、波、岬、廻船、漁船があげられている。

なお、この景観は今日でも七里御浜の海岸に立てば望むことができ、近世以来の景観を今日まで伝えていると評価できよう。

ii) 荷坂峠にかかる記述

荷坂峠については、『西国三十三所名所図会』と(文献エ)『西遊記神都詣西国巡礼』のいずれにおいても、景観の素晴らしさが大きく強調されており注目される。

(西国) 東南の滄海渺々として、紀の路の浦々遠近に連なり長嶋二江など眼前にありて風景言語に絶す。

(文献エ) ニサカ峠に見渡せば、海上の絶景筆に尽しがたく、世の人の只熊野路は恐ろしき噂のみ聞こへけるにさはなくて、長嶋の町まで一目に見おろす風情いわむかたなし。

長嶋やよを遁るなら此のあたり
嶋山や霞もこめず千々の景

このうち、『西国三十三所名所図会』においては挿絵が付され、本文と挿絵は細部まで一致する。また、文献エで俳人の鈴木牧之は2句を詠んでおり、この風景を目にしたときの感動を伝えている。

これら景観の要素は共通して、海、島、山、漁村(浦)、長嶋・二江の集落である。荷坂峠は伊勢から熊野へ向かう熊野参詣道にあつて初めて海を目にする地点であり、海を中心とした景観が強く旅人の心をとらえていたと理解できる。

今日、荷坂峠付近は樹木が多く、これらの景観を望むことは出来ない。しかし、荷坂峠道沿いに設置されている「沖見平」とよばれる展望台や、国道42号線沿いに設置されているパーキングエリアの「マンボウの丘」からは、当時の景観に近い景観を望むことが出来る。

iii) 始神峠にかかる記述

始神峠では日の出の素晴らしさが強調されている点が特徴的である。

(文献エ)はじかみ坂は西国札所一、ニの陰難なりしにいまだ東雲近き折から、海上の絶景や
眠を覚すが如く、東方すでに明なんとして、暁の雲紅に海日車輪にひとしく、ほ
のぼのとさし上れば、鶯もなどか左右に啼かはしぬ。

待ちかねて鶯啼か日の出しほ

大洋に潮の花や朝日の出

(文献オ)次に峠式ツ有はじかみ坂といふ難処なり右同断よき景しき也

始神峠の景観の要素は、海、太陽、雲、鶯である。時間が明け方に限定されているのも特徴的である。始神峠は『西国三十三所名所図会』では風景についての叙述がないが、近世に蒐集された資料に基づき昭和になって刊行された『紀伊国名所図会』^(註4)では同じく、明け方に海の遙か向こうに富士山が見える、として、その眺望のよさが指摘されている。

②景観の構成要素

これら特徴的な記述のある地点をふくめ、西国三十三所名所図会とその他の文献の内容から、各地点における景観の構成要素を抽出すると、以下のとおり整理出来る。

三瀬川 : 川、滝

荷坂峠 : 海、島、山、漁村、長嶋・二江の集落

一石峠 : (良い風景)

鋸坂 : (良い風景)

三浦峠 : 海

始神峠 : 海、日の出、鶯

馬越峠 : 尾鷲の町、海

八鬼山道 : 海

曾根次郎坂・太郎坂 : 海、漁村、桜、ツツジ、島

七里御浜 : 松原、並木、海、波、岬、廻船、漁船

一瞥して、いずれの箇所も「海」は景観の枢要な構成要素であることが理解できる。また、海とのセットとして、村(浦)、島、山も景観の要素であることが分かる。このことから、近世に熊野参詣道を通行していた旅人にとって、心に残る景観とは、海や島々を中心として展開する遠望景観であったことが伺えよう。

(5) まとめ

このように、『西国三十三所名所図会』をはじめとする近世の文献には景観に関する記述が存在し、近世における「熊野参詣道伊勢路」を経る旅の魅力に「美しい景観」が組み込まれていたことが確認できた。また、その景観の記述内容に注目すると、記述される景観の構成要素の多くは海や島々を中心としたものであることから、当時の旅人の心に残る景観は、峠などから遙かに見下ろす遠望景観であったことが明らかとなった。一方、今日「熊野参詣道伊勢路」においては、石畳やスギ・ヒノキの森林景観が魅力として語られることが多く、遠望を中心とした景観の良さは近世ほど強調されているわけではない。確かに、荷坂峠のように展望台が設置されている箇所もあるが、ほとんどの峠道では、大きく成長したスギ・ヒノキや雑木によって眺望はさえぎられている。これは近代以降の、薪炭から電気、ガスへのエネルギー源の転換や、林業をとりまく環境の変化が原因だろう。

それでもなお、近世の街道筋に沿って「熊野参詣道伊勢路」を旅すれば、七里御浜のみならず荷坂峠や、その他の峠道からも、近世と同様に「渺々たる滄海」を望むことができるのは、実に貴重というほかない。「熊野参詣道伊勢路」が実際に参詣道として機能していた時代と同様の感動を体験することは今日においても可能なのである。こうした景観も伊勢から熊野へいたる「熊野参詣道伊勢路」を構成する重要な要素として、今後評価していく必要があるだろう。

(文責 伊藤文彦)

注

注1 伊藤文彦 2013「熊野参詣道伊勢路を歩く」『伊勢の中世』第175号伊勢中世史研究会

注2 臨川書店 1991『西国三十三所名所図会』版本地誌大系2を本稿では底本とした。

資料翻刻 変体かなは常用のかなに改めた。下線部分が景観に関する記述である。

暁鐘成『西国三十三所名所図会』嘉永6年(1853)

底本：臨川書店一九九一『西国三十三所名所図会』版本地誌大系2

P. 82

三瀬川 三瀬村の端にあり舟渡し也此川は宮川の川上にして水源は吉野大台が原より出る晴雨によらず西風つよき時は必ず水増るといふ渡場の下に滝ありて風景よし

P. 90

二坂峠 荷坂峠とも書けり上り十二丁下り十八丁あり伊勢紀伊両国の界なり勢州山田より当国界まで三十六丁道凡十五里余と云う国界より紀州藤代まで五十丁道六十三里余此間をすべて熊野と云う
峠より向こうを眺望(のぞめ)ば東南の滄海渺々として、紀の路の浦々遠近(おちこち)に連なり長嶋二江など眼前にありて風景言語に絶すこの嶺より紀伊国の領分也

P. 112

七里濱 木の本の町はづれより百数十丁の間をいう続に七里の御濱という

この濱は木本の湊より新宮にいたる街道にして右の方は並木の松原百数十丁連なり左は東南の滄海渺々として白浪磯に打ちよせ向うに新宮の岬を見渡し澳(沖)を走る大舟釣する海士の小船などの風景言語に絶す実に旅中第一の景地というべし

P. 121

熊野川

新宮城下の口にあり水源は和州吉野より出る又本宮音無川の三流会して此に出づる当国第一の河也。此地にて新宮川と号す河の此方を成川村という此所は私の番所ありて旅人の名所を記し船ちん請取切手をわたす水の増減によって舟ちんの高下あり

又此河すじに上り船ありて本宮にいたる舟路九里八丁兩岸すこぶる絶景なり然れども那智山に参詣の輩は順路の勝手によからず陸路を行くべしまた畿内より高野山にいたる果なし越を経て本宮に来る者は本宮より舟にて当新宮に下り而して那智山に來り二番紀三井寺より和歌山に出るは可也

注3 今回列記した文献の出典については以下の通りである。

(文献ア) 辻武左衛門「西国順礼日記」安永二年(本宮町1997『本宮町史』)

(文献イ) 大阪屋長三郎「巡礼道中指南車」天明二年(三重県教育委員会1981『熊野街道』)

(文献ウ) 「西国道中記」天明六年 寛政二年加筆(三重県教育委員会1981『熊野街道』)

(文献エ) 鈴木牧之「西遊記神都詣西国巡礼」寛政八年(小倉肇2001「鈴木牧之と『西遊記神都詣西国巡礼』」『熊野道中記』みえ熊野の歴史と文化シリーズ①みえ熊野学研究会)

(文献オ) 「西国巡礼道中記」文化九年(大子町史編さん委員会1986『大子町史料 別冊〔9〕』)

(文献カ) 十辺舎一九『金草鞋第九編』文化十三年(高野義夫1979『十辺舎一九全集 第二巻』)

注4 三石学2001「熊野道中記一紀伊国名所図会熊野編巻之三」『熊野道中記』(みえ熊野の歴史と文化シリーズ①みえ熊野学研究会)の翻案による。紀伊国名所図会熊野編は高市志友の残した資料を基に、子孫の高市志直によって編集・発行されたもので、近世後期の江戸時代の状況を知る上で「貴重な第一級の資料」である一方、明らかに近代以降に加筆されている部分も認められることから、今回の検討対象からは除外した。なお、本書において、風景に評価が加えられている箇所は以下の通りである。

(銚子川) 流れに臨む岩石は高く突き出し、或いは猛虎の狂える如く、或いは老牛の伏せる状を成して随所に横たわり、奔流その間を通じて綿の如き飛沫を揚げ、急流また碧い淵に遊魚が踊る。実に絶景と云うべきなり。(引本浦) この地自然の景勝に富みて風光甚だ明媚なり。引本八景あり。左に掲ぐ。網代落雁 長濱夕照 北浦帰帆 弁天夜雨 向山晴嵐 松島秋月(始神峠)これを椒阪という。登攀二十町ばかりにして、山頂より眺望すれば、長島の諸村一望の内に菟まり、北方は山岳重畳して紀勢の国境を為し、恰も屏風を立てたる如く、西より東に連なれり。東方大洋を望めば際涯なく、晴天の日は払暁富士岳を洋中遙かに視ることを得るといふ。(鋸坂) 峠より眺望すれば、右は長島、島勝浦より伊勢国名張浦まで海上十里、その間、田曾浦、古和二江の鼻まで見え、海中に小島多くして絶景いふばかりなし。(白浦) 湾内波静かにして景勝に富めり。(須賀利) ここは東西北の三面に山を負い、独り南方のみ海に瀕す。山奥には宝龍山普濟寺という禪刹ありて海面の眺望最もよし。(八鬼山) ここより四方を望めば志摩国は東に、大台山は亥の方に、釈迦ヶ岳は戌の方、高見峠は北にあり。冬期改正の日の払暁には、遙かに富士山を望むことを得て、眼界最も広く、景色すこぶる絶佳なり。

(曾根次郎坂・太郎坂) 峯通り禿山にて左方に入海あり。南海の浦々一望に集まりて、景色殊によし。東南を望めば三木崎、神ノ島、葉枝、九鬼、尾鷲、引本川口まで見るを得べく、また西は三木浦、賀田、古江、荒井、梶賀、長柄、川口、網代湊、二鬼島、逢川の口、甫母、楯ヶ崎まで見ゆ。(七里御浜) 木本より井土、有馬、市木、阿田和、井田を経て鶴殿に至る間の海浜を称して七里御浜と云う。途中青松白砂の間に断続接続し、井田の八町松原、市木松原、有馬松原など最も風景に富みし所といふべし。

1-6 用語の定義

(1) 熊野古道地域

熊野古道地域とは、本研究の対象地域であり、世界遺産熊野参詣道伊勢路の峠が集中している紀北町、尾鷲市の総称として用いることとする。なお、本研究では、世界遺産熊野参詣道伊勢路の峠以外にも対象としているが、これは峠からの眺望景観とともに、熊野灘等の良好な景観を眺め見ることのできる海岸や展望地等からの眺望景観も重要であると考えられるためである。

(2) 眺望景観

眺望景観とは、視点場から視対象を眺望した時に、視覚で捉えることができる景観とする。通常は広い範囲が眺望の対象となるため、多くの場合、自然的景観や歴史・文化的景観、社会・経済的景観等の様々な景観が一体的に眺望景観を形成する。

(3) 視点場

視点場とは、優れた眺望景観を享受することができる公共性の高い特定の場所とする。

(4) 視対象

視対象とは、視点場から眺望できる景観要素であり、眺望景観の対象物群とする。

(5) 眺望景観保全地区

眺望景観保全地区とは、眺望景観の保全を目的として設定される地区とする。

(6) 眺望景観保全基準

眺望景観保全基準とは、眺望景観保全地区内における、建築物、工作物等の高さや形態、色彩等に関する基準とする。

(7) 眺望景観保全制度

眺望景観保全制度とは、「視点場・視対象の選定」、「視点場・視対象の設定」、「眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」及び「標高高さの計測方法」、「景観計画への適合確認方法」、「視点場の整備方法」の総称とする。

1-7 景観の工学的把握方法の整理

本節では、文献調査により、うつろいやすい景観を論理的に捉え、景観の工学的把握方法における定説の整理を行うことを目的とする。

本文献調査では、「景観用語辞典^(文1)」、「景観の構造^(文2)」、「自然環境アセスメント技術マニュアル^(文3)」、「脳と視覚^(文4)」を参考とした。

1-7-1 視野

(1) 静視野

視野とは人間(観察者)が対象を眺める場合の「見えている範囲」のことであり、特に視点場が静止している場合の視野を静視野という。この静視野においては、様々な分野において頻繁に使われる簡易な指標として、視野 60° の円錐(コーン説)が定説となっている。

(2) 両眼視野

人間の目は左右とも前方についており、両眼視野が広い。人間の両眼視野は視角でいうと、 124° 程度で、その左端と右端の各々左目、右目でしか見えない単眼視領域がある。それらは各々 42° 度である。したがって、見えない範囲は主として頭の後部約 152° の領域がとされている。

(3) 動視野

視点場が移動している場合の視野を動視野という。視点場が移動するケースとして自動車を運転しながら前方の景色を見ている場合を想定すると、一般にスピードの増加によって対象の細部は見えにくくなり(動視力の低下)、有効な視線は狭くなっていく(視野狭窄)。これらは、運転者からの道路景観を問題にする場合などに留意する事項である。

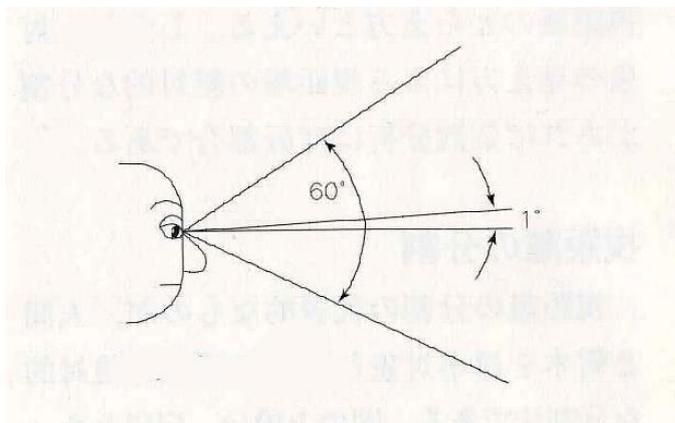


図 1-7-1-1 視野 60° コーン説

(出典:「景観用語辞典」, 篠原修^(文1))

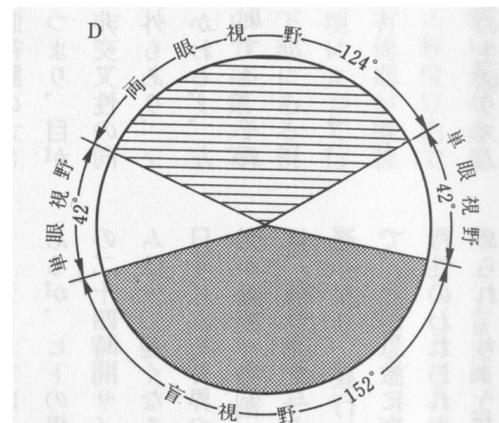


図 1-7-1-2 ヒトの両眼視野の比較

(出典:「脳と視覚」, 福田淳、佐藤宏道^(文4))

1-7-2 視距離

視距離とは、視点場から視対象としての景観までの距離により、景観の見え方がどのように変化するかを明らかにする指標である。視距離の指標化については、建築物の見え方による指標化と、樹木の見え方による指標化が成されている。

芦原義信は、基準となる対象を人間ではなく、建築とし、建築の距離による見え方の違いに着目して都市空間の大きさを分類している。また、自然環境アセスメント研究会では、距離によって建築物等の認知を規定する要因として、テクスチャ、色彩、形態等を用いており、それらの見え方の変化によって距離の指標化を行っている。

一方、景観の領域というのは窓近き群竹から遠くに見える山並にまで及び、日本の景観における卓越した景観要素は森林・樹木であるといえ、景観における距離を分類する基準となる対象として、樹木を設定し、樹木の距離による見え方の変化を基準として量的分類、すなわち距離の指標化をする。

(1) 近景

①建築物等を根拠とする場合

建築物等の見え方により距離を規定した場合は、近景とは、建築表面の模様や形の複雑さ(テクスチャ・ディテール)を確認することができる距離である約500mまでを指す。

②樹木を根拠とする場合

一方、樹木の見え方により距離を規定した場合は、一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域のことを指す。一本の樹木の全体を、視線を移動させることなく、明瞭な視覚で捉えることのできる距離、すなわち視覚 1° の熟視覚で捉えることのできる距離を近景と中景を区分する定量的な目安とする。これは対象の大きさの約60倍の距離であり、広葉樹が主たる視覚目標のとき約360m、針葉樹のときは約180~240mとする。

(2) 中景

中景とは、一本一本の樹木のアウトライン、すなわち樹冠は見ることができるが、近距離景でみられた一本一本のディテールは、もはや捉える事の出来ない領域のことを指す。一般に景観の主景となり、地形の重なり具合などによって作り出される三次元的な、最も景観的な形姿が展開される。中景と遠景を区分する定量的な目安を 3° ^(※1)とすると、広葉樹においては約6.6km、針葉樹においては約3.3~4.4kmとなる。これは対象の大きさの約1100倍の距離である。

※1: 3°

ここでいう 3° という数値は樋口忠彦らの実際の観察において、肉眼で認識できる視覚の角度である。

(3) 遠景

遠景とは、大きな植生分布の変化、沢、谷などは見ることはできるけれども、一本一本の樹木のアウトラインは見ることはできない領域のことを指す。空気遠近法の影響でテクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化になり、それも淡くなるため、空より淡い背景として中景を引き立たせる。そのため遠景は主として、景観における背景としての役割を務めることになる。

1-7-3 視角

(1) 仰角

仰観景の性質と視空間の限定の度合いとを明らかにする指標である。都市における建築物やモニュメントを対象とした場合ではあるが、すでに「メルテンスの法則」といわれる定説が存在している。メルテンスは、人間の視野である「視楕円錐体」を仰角、俯角、左右側角に分類し、「一構築物が最初の気持好い全印象を与ふるのは如何は仰角如何のみが標準を与ふるものである。」とした。左右側角よりも仰角を重視したのは、上下に目をうつすよりも、左右に目をうつすほうが容易であるからであり、この時代の建築は一般に高さよりも横幅のほうが大きく、「一つの建築の見栄を与ふるのは幅よりも高さの尺度が重きをなす」からである。

頭を動かすことなしに対象物が全視界に入ってくる仰角の上限は約 30° であるという視覚的心理的な根拠から、 27° （観察者と建物との間の距離 D と建築の高さ H との関係 $2:1$ から仰角をわりだしているため）及び 45° は説明づけられるけれども、 18° およびそれ以下の仰角については、これほど明確な根拠はない。おそらく $D:H$ の比率が $3:1$ で都合のよいことと、経験的に多過ぎないものとされたためと考えられる。

以後、メルテンスの説は、多くのプランナーやデザイナーによって経験的に支持され、すでに定説化している。

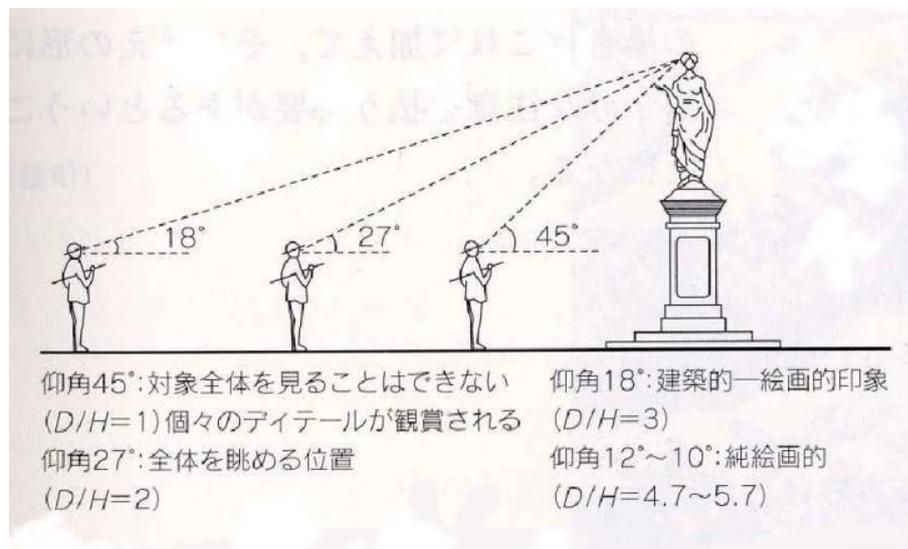


図 1-7-3-1 メルテンスの法則(出典:「景観用語辞典」, 篠原修^(文1))

(2) 俯角

俯瞰景観の性質と視点場の位置の場所感覚とを明らかにする指標である。

樋口忠彦氏らによると、150m の展望台と 250m の展望台のどちらについても、見やすいと思われるところの俯角は $10^{\circ} \sim 8^{\circ}$ である。

ヘンリー・ドレイフュスの人間尺度によると、立った姿勢の人間の視線は、一般的に、水平よりも 10° 下であり、着座した場合は 15° 下である。さらに俯角に対して $0^{\circ} \sim 30^{\circ}$ の領域を「ディスプレイに適した領域」としている。

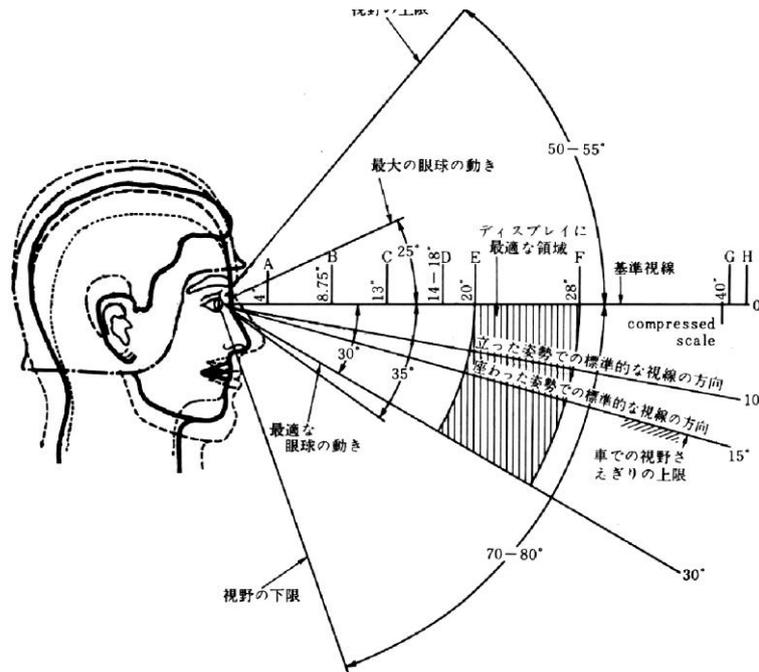


図 1-7-3-2 視覚に関するデータ (出典:「景観の構造」, 樋口忠彦 (文²) ※一部加工)

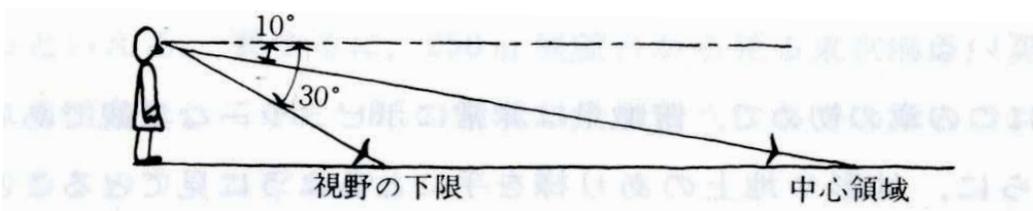


図 1-7-3-3 視野の下限と俯角 10° の関係 (出典:「景観の構造」, 樋口忠彦 (文²))

これは、観察により著者らが発見した俯角 $10^{\circ} \sim 8^{\circ}$ を裏づけているとともに、立った姿勢の人間の視覚に特有なものとして俯角 10° であるということを示している。また、一般的に人間の眼というものは、特性として、俯瞰するのが自然であるということを示している。

俯角に関して、 10° 近傍のところは、人間にとって見やすい領域で、俯瞰景における中心領域と名付ける。さらに、俯角 30° 近傍を人間の一般的な視野の大きさとしての 60° 、あるいはドレイフュスの「ディスプレイに最適な領域」としての 30° を、俯瞰景の下限とする。

人間にとって見やすい、自然な視線の方向ということで、俯角 10° 近傍にのぞまれる領域を俯瞰景における中心領域としてきた。しかし、実際に観察してみればわかるように、俯角 10° 近傍の領域というのは、視点場の側に意外と近い。確かに視野構成からいえば、視野の下限を俯角 30° としても、俯角 10° より手前の領域の占める視覚は 20° で、それ以遠の領域の視覚 10° よりも大きいのであるが、俯角 10° 以遠から水平線まで続く領域は、視野の大部を占めているように感じる。俯角 10° 以遠の領域のひろがり、視野に占める視野の大きさに関わらず、絶対的に大きいのであって、それのもたらす「大きさの恒常性」の影響がこのような感じを与えるものと考えられる。

ここで、ゴールドカレンの「here and there」の概念を引用する。ゴールドカレンは場(place)の感覚を説明するものとして、「here and there」という概念を提出した。そして、ビスタなどの線遠近法的な眺望を「here」と「there」の領域に分けるのは、距離を等分したところではなく、視覚を等分したところであるとした。

港や湖における眺望について、俯角 10° 近傍の視線が水面に届いているか否かによって、港や湖に対する視覚的な一体感が左右される。このことは俯角 10° 近傍の視線が水面に届いている場合港や湖が視点場のある「here」の領域と視覚的に一体のものとして感覚されるからと考えられる。よって、俯瞰景観において俯角 10° 近傍に持つ意味は大きいと考えられる。

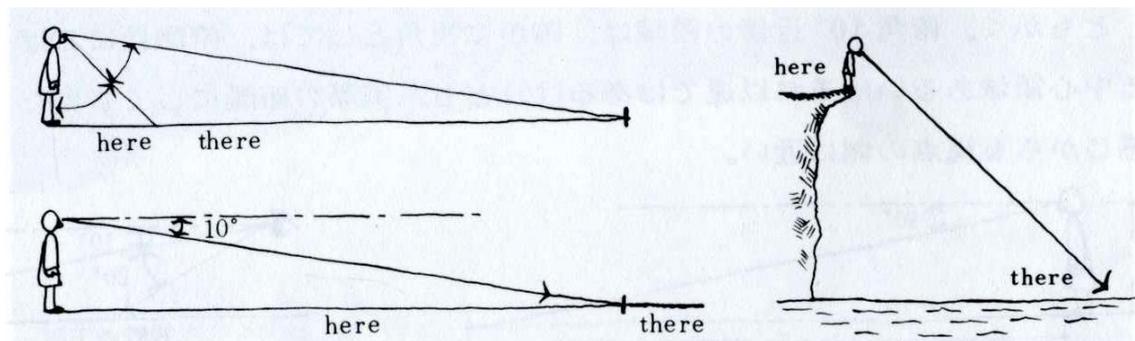


図 1-7-3-4 「here」と「there」(出典:「景観の構造」,樋口忠彦^(文2))

色覚の完全な視野としての 30° 、注視野としての 44° 、ドレイフュスのいう「最適な眼球の動き」としての 30° 、「楽な頭部の動き」としての 30° 、「ディスプレイに最適な領域」としての 30° 、これらが俯瞰の下限に関係するデータである。

俯瞰の下限と視覚の下限とは明らかに異なるもので、前者の場合は、頭部を動かして注視するにしてもせいぜいこれくらいまでであるという下限ではあるが、視野の下限というものは頭部も眼球も動かさない水平方向を注視した場合のまさに視野の下限である。頭部を動かさずにしても、せいぜい視野の下限くらいまでしか注視しないものであるということもわかっている。

俯角 $30^\circ \sim 40^\circ$ の領域というのは、平地であれば、視線の高さ 1.5m の 1.7 倍から 1.2 倍で足の先からわずか 2.5m から 1.8m のところである。一般に景観においては、よほどの断崖絶壁でない限り、視点場のすぐ手前の地面に視線は落ちてしまう。

俯瞰の下限に関して、俯角にして $30^\circ \sim 40^\circ$ の俯瞰の領域が、視点場のある場所よりは明らかに下にある場合は足のすくむ恐怖感をも伴う場所感覚の認知である。

1-7-4 視覚入射角

景観を面より構成されているものととらえるとき、面に対する視覚の入射角はその面の見やすさに大きなかわりを持っていることから、この指標は景観の面の見やすさを明らかにする指標である。

人間の視野を上下で 60° とすると、この面に対する視線入射角 θ は「 $\theta = 90^\circ - (\text{仰角あるいは俯角})$ 」であるから、図 1-7-4-1 にみるように視野の中心部 O で 90° 、周囲にいくにつれて減少するが、Y(あるいは Y') においても $\theta = 60^\circ$ と十分大きい。

視線に平行な面と視線入射角との関係は、この面に対する視線入射角 θ はたとえば図 1-7-4-2 の場合、「 $\theta = (\text{俯角})$ 」であるから、A、B、C、D と俯角が減少していくにつれて、視線入射角も減少していく。すなわち、視野の中心部にいくにつれて、視線入射角は無限遠点の 0° まで減少していく。そして、視野の周辺部にいくにつれて増大するという傾向を示し、視野の限界 A において最大で $\theta = 30^\circ$ となる。

また、図 1-7-4-3 にみるように、面の見やすさは面に対する視線入射角が大きくなるにつれて増大していくと考えることができる。I の面を、順次 II、III と起こしていくことにより、視線入射角は増大し面は見やすくなっていく。

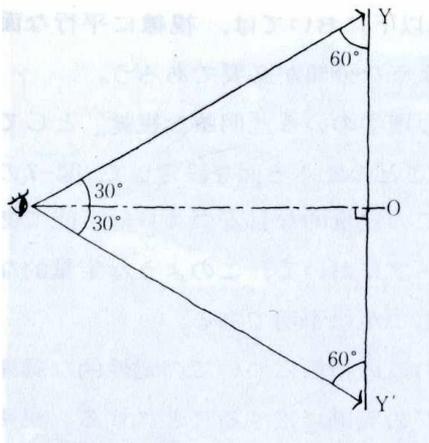


図 1-7-4-1 視線に垂直な面と視線入射角
(出典：「景観の構造」, 樋口忠彦^(文2))

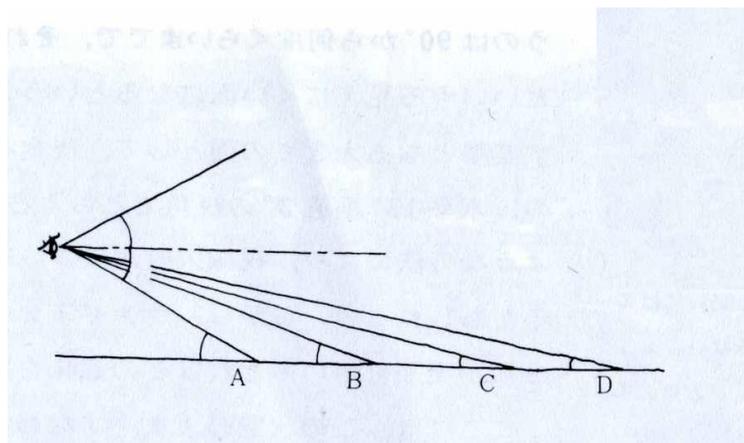


図 1-7-4-2 視線に平行な面と視線入射角
(出典：「景観の構造」, 樋口忠彦^(文2))

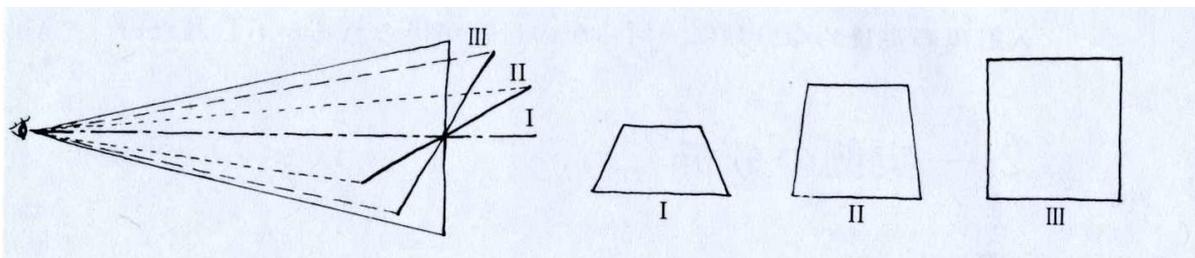


図 1-7-4-3 面の傾きと面の見やすさ
(出典：「景観の構造」, 樋口忠彦^(文2))

視線に対して垂直な面は視線に対して平行な面に比べて、視線入射角の大きい、見やすい、目につきやすい面であるということができる。

これを指標化するためには、基準となる大きさの面を設定して、視線入射角にして何度以下は見えにくい、あるいは視線に垂直な面という見やすい面は 90° から何度位までで、それ以下においては、視線に平行な面と見えていく面になるというような分類が必要である。

基準となる大きさの面積として、視覚心理学のいう「明瞭な視覚」としての水平 12° 垂直 3° の視覚でとらえることのできる面を設定することは可能であると考えられる。

しかしながら、視覚入射角は、斜面に対する視点場のとり方により変化するため、斜面の勾配のみによって議論することはできないわけで、これは、地形の傾斜についての面としての見やすさの度合いに1つの目安を与えるにすぎないものである。

1-7-5 奥行

われわれの眼前に展開している三次元の視覚世界としての景観の性質を明らかにする指標である。

ギブソンの視空間知覚理論は連続した地形表面のもたらす奥行の問題を考えていくうえで重要になってくる。ギブソンの基本的な考えかたは、「背景としての連続した表面の知覚がなければ、空間の知覚なるものはあり得ない」というもので、われわれの視覚世界の空間的な特徴は、そこにある物体によって与えられるのではなく、それら物体の背景によって与えられるものであるとしている。

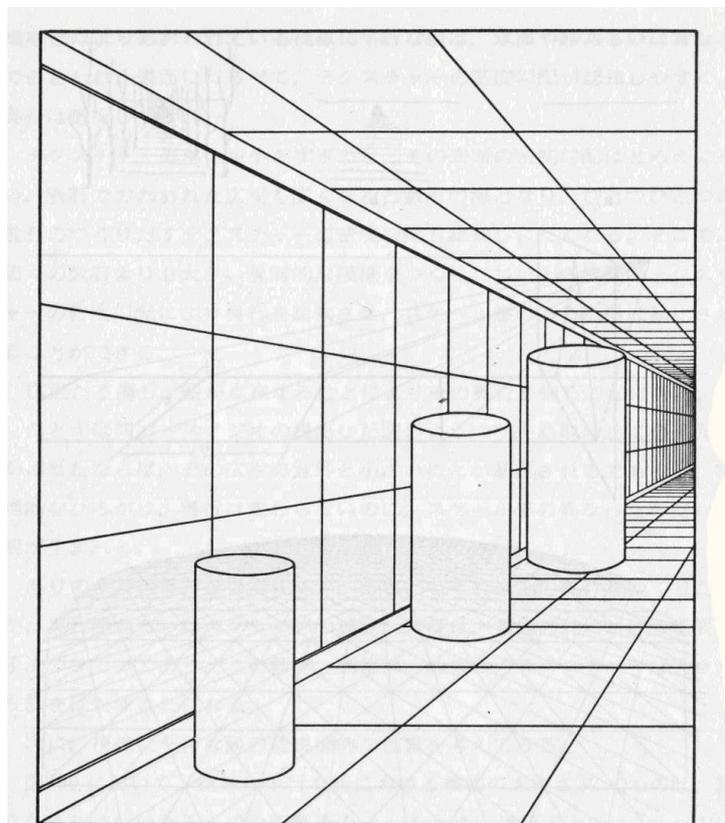


図 1-7-5-1 奥行と密度勾配(出典:「景観用語辞典」, 篠原修^(文1))

ギブソンの示す図 1-7-5-1 において、天井の面、側面、床の面というテクスチャーの密度勾配をもった視線に平行な面が存在しなければ、ただ単に等しい大きさの円柱が並置されてあるにすぎない。しかし、このようにテクスチャーに密度勾配をもった視線に平行な面が存在することにより、ここには奥行のある空間がつくりだされ、3つの円柱ももはや等しい大きさの円柱ではなくなり、つくりだされた空間の秩序間係の中に位置づけられている。

1-7-6 可視・不可視

(1) 可視

可視とは、任意の視点場から見える景観の領域を明らかにする指標である。

(2) 不可視

不可視とは、任意の視点場から見るができない景観の領域を明らかにする指標である。

(3) 不可視深度

ある点から不可視領域は手前の障害物より見えないわけであるが、その不可視の度合いを垂直方向の深さで表わそうとする指標である。

不可視深度とは、図 1-7-6-1 に示すように、不可視領域がどの程度みえないかを垂直方向の深さで表わそうとするものである。図 1-7-6-1 において、不可視深度はそれぞれ DA 、 DB 、 DC 、である。

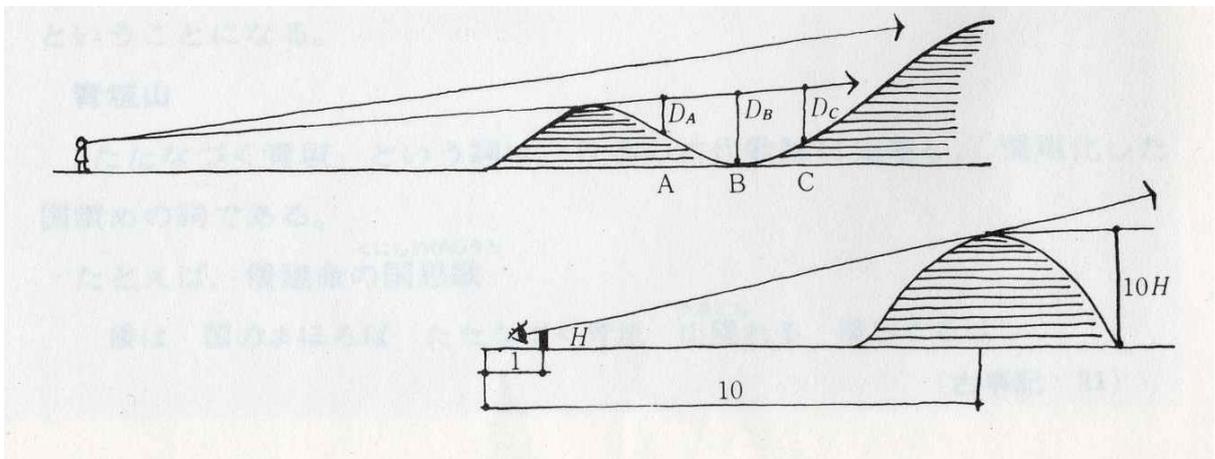


図 1-7-6-1 不可視深度(出典:「景観の構造」,樋口忠彦(文2))

一般に不可視深度は、手前にある障害物の大きさというよりは、その障害物の大きさと、視点場から障害物までの距離との両者に関する。このことは、例えば図 1-7-6-1 において、視点場からの距離 1 のところにある高さ H の障害物は、視点場からの距離 10 のところにある高さ $10H$ の障害物と同じ不可視深度をつくりだすことができる。視点場に近ければ近いほど、わずかな大きさの障害物であっても膨大な空間を遮蔽することができるわけで、景観においては、その空間は相当な領域に及ぶはずである。単純な比例関係ではあるが、この関係のもつ景観的意味は大きい。

なお、この関係は、視点場に近い障害物の大きさのわずかな変化が、不可視深度を大きく変化させるということをも示している。それは、目の高さに近いところにある障害物において端的にあらわれる。例えば図 1-7-6-2 において、視点場近くにある A に高さの壁が B の高さの壁になって生み出す不可視深度にくらべて、B の高さの壁が C の高さの壁になることにより生み出す不可視深度ははるかに大きい。ただし、このとき、 $AB=BC$ である。

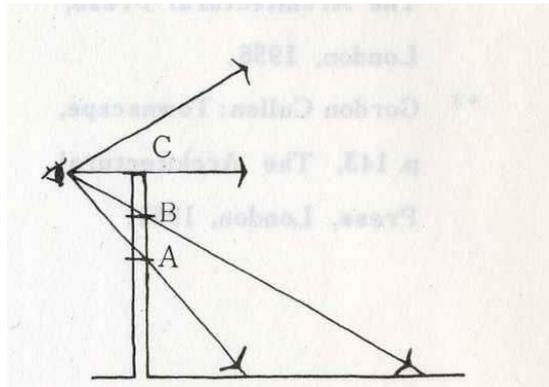


図 1-7-6-2 視線に近い場合の不可視深度（出典：「景観の構造」，樋口忠彦^(文2)）

1-7-7 景観の工学的把握方法の定義

以上より、景観の工学的把握方法における定説の整理を踏まえ、本研究における景観の工学的把握方法を以下のように定義する。

(1) 視野

① 静視野

静視野におけるコーン説を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定した場合の視野を 60° とする。

② 両眼視野

両眼視野を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定しない場合の視野を 120° とする。

(2) 視距離

① 近景

建築物表面の模様や形の複雑さ(テクスチャ・ディテール)が見える距離を根拠とし、視点場から500m未満を近景とする。

② 中景

樹木1本1本のアウトラインが見える距離を根拠とし、視点場から500m以上3300m未満を中景とする。

③ 遠景

樹木1本1本のアウトラインが見えなくなる距離を根拠とし、視点場から3300m以上を遠景とする。

(3) 視角

① 仰角

頭を動かすことなしに対象物が全視界に入ってくる角度の上限を根拠とし、仰角は水平から上限約 30° までとする。

② 俯角

頭を動かすことなしに対象物が全視界に入ってくる角度の下限を根拠とし、俯角は水平から下限約 30° までとする。

(4) 視覚

① 仰観

仰観とは、仰角 30° を上限とし、そこで捉えることができる範囲とする。

② 水平

水平とは、視覚 1° の熟視覚で捉えることのできる範囲とする。

③ 俯瞰

俯瞰とは、俯角 30° を上限とし、そこで捉えることができる範囲とする。

(5) 可視・不可視

① 可視

任意の視点場から見ることができる景観の領域とする。

② 不可視

任意の視点場から見ることができない景観の領域とする。

第2章 景観計画における標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の基礎的調査

- 2-1 調査の概要
- 2-2 調査対象とする自治体の選定及び調査の方法
- 2-3 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の類型化
- 2-4 眺望景観保全制度の設定要因に関する考察
- 2-5 8自治体における眺望景観保全制度に対する取り組み
- 2-6 眺望景観保全制度の運用における今後の展望
- 2-7 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点
- 2-8 小括

第2章 景観計画における標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の基礎的調査

本章では、景観計画における標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の基礎的調査として、平成24年8月1日現在の浅野研究室での眺望景観保全制度に関する調査研究を整理することを目的とする。

2-1 調査の概要

2-1-1 調査の位置づけ

本調査は、平成24年8月1日現在の浅野研究室での眺望景観保全制度に関する調査研究を整理するものであり、今年度の研究目的である「熊野古道地域における眺望景観保全制度の提案」の基礎的資料として位置づけられている。

2-1-2 調査の目的

本調査では、景観計画における眺望景観保全制度において標高高さ制限を用いている8自治体を対象に、類型化を行い、眺望景観保全制度の設定要因を考察するとともに、アンケート調査を通じて、眺望景観保全に対する取り組みの特徴や課題、また運用における今後の展望について明らかにすることを目的としている。また、眺望景観保全制度の基本的な考え方を示し、その枠組みを提案することの第一歩として、標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点について考察することを目的としている。

2-1-3 調査の構成

本調査の構成は以下の通りである。

まず、調査の位置づけ、目的、構成を述べ、その後、調査対象とする自治体の選定及び調査方法を論じる。

次に、景観計画における標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度(8自治体64箇所：平成22年8月1日現在)を調査対象とし、それらを類型化し、相関関係を調査することで眺望景観保全制度の設定要因を考察する^(注1)。

次に、調査対象である8自治体に対しアンケート調査を行い、眺望景観保全に対する取り組みの特徴や課題、また運用における今後の展望について把握する^(注2)。

最後に、まとめとして、これまでの調査分析を基に、標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点を考察する。

(注1)：眺望景観に対する保全制度は、各自治体で考え方に差異は見られるが、一般的に眺望景観の性質によって保全制度は異なる。よって、各自治体の比較ではなく、各眺望景観の比較を行い、眺望景観保全制度の設定要因について考察する。

(注2)：眺望景観保全制度に対する取り組みでは、各自治体でその取り組みに対する考え方が違うため、その方法は自治体によって異なる。よって、各自治体の比較を行い、眺望景観保全制度の運用状況について考察する。

2-2 調査対象とする自治体の選定及び調査の方法

2-2-1 調査対象とする自治体の選定

調査対象とする自治体は以下の手順により選定を行った。

手順①：国土交通省 HP に掲載されている「景観計画の策定状況（平成 22 年 8 月 1 日現在）」^(注3)より、景観計画を策定している 243 自治体の景観計画、景観条例、ガイドライン等を当該自治体の HP からダウンロードする。また景観計画等が HP 上に公開されていない場合は当該自治体に資料請求を行う。

手順②：手順①より収集した景観計画、景観条例、ガイドライン等の内容を確認し、標高高さ制限により眺望景観保全に取り組む 8 自治体を選定した。選定した 8 自治体の一覧を表 2-2-1-1 に示す。

(注3) ホームページの URL は以下の通りである。

http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape_Plan.htm(2012 年 8 月 1 日現在)

表 2-2-1-1 8 自治体における眺望景観一覧(64箇所)

自治体名	景観計画の名称(策定年月日)	眺望景観(または視点場)の名称
盛岡市	盛岡市景観計画 (2009年3月31日)	二の丸から岩手山眺望
		二の丸から南昌山眺望
		開運橋から岩手山眺望
		与の字橋右岸から愛宕山眺望
横須賀市	横須賀市景観計画 (2006年6月26日)	中央公園眺望点
		くりはま花の国(久里浜港)眺望点
京都市	京都市景観計画 (2005年12月27日)	加茂別雷神社(上賀茂神社)
		加茂御祖神社(下鴨神社)
		教王護国寺(東寺)
		清水寺
		醍醐寺
		仁和寺
		高山寺
		西芳寺
		天龍寺
		鹿苑寺(金閣寺)
		慈照寺(銀閣寺)
		龍安寺
		本願寺
		二条城
		京都御苑
		修学院離宮
		桂離宮
		御池通
		四条通
		五条通
		産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り
		濠川・宇治川派流
		疏水
		円通寺
		渉成園
		加茂川右岸からの東山
		加茂川両岸からの北山
		桂川左岸からの西山
		加茂川右岸からの「大文字」
		高野川左岸からの「法」
		北山通からの「妙」
		加茂川左岸からの「船」
		桂川左岸からの「鳥居」
		西大路通からの「左大文字」
船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」		
鴨川に架かる橋からの鴨川		
渡月橋下流からの嵐山一帯		
大文字山からの市街地		
大津市(※1)	大津市景観計画 (2006年2月21日)	北部湖岸地域
		堅田地域
		雄琴地域
		園城寺門前・西大津都心地域
		大津都心地域
		旧東海道沿道地域
		瀬田唐橋地域
神戸市	神戸市景観計画 (2006年2月1日)	ポートアイランド公園
		元町1丁目交差点(大丸前)
宮崎市	宮崎市景観計画 (2007年10月1日)	橋橋
		天満橋
		高松橋
熊本市(※2)	熊本市景観計画 (2009年10月1日)	熊本城周辺地域
		水前寺周辺地域
		江津湖周辺地域
		熊本駅周辺地域
		電車通沿道地域
		白川沿岸地域
鹿児島市	鹿児島市景観計画 (2007年12月25日)	桜島への眺望
		城山への眺望

(※1)大津市においては、「大津市景観計画ガイドライン」内に標高高さ制限が示されている。

(※2)熊本市においては、「熊本市景観計画」内に「海拔」という表現を用いて標高高さ制限が示されている。

2-2-2 調査の方法

調査は2つの方法で行う。その2つの方法を以下に示す。

1つ目として、調査対象として選定した8自治体の眺望景観保全制度を眺望景観と保全制度に大別し、類型化を行い、それらの相関関係を調査し、眺望景観保全制度の設定要因を考察する。

2つ目として、8自治体の眺望景観保全に関わる行政担当者を対象にアンケート調査を行い、その取り組みの特徴や課題、また運用における今後の展望について把握する。なお、アンケート調査の回答率は100%であった。調査対象自治体及び調査日程について表2-2-2-1に示す。アンケート調査の内容について表2-2-2-2に示す。

表2-2-2-1 調査対象自治体及びアンケート調査日程

調査対象自治体	回答者	調査日程
盛岡市	盛岡市都市整備部景観政策推進事務局	平成22年11月1日～19日
横須賀市	横須賀市都市部市街地整備景観課	平成22年11月1日～19日
京都市	京都市都市計画局都市景観部景観政策課	平成22年11月1日～19日
大津市	大津市都市計画部都市景観課	平成22年11月1日～19日
神戸市	神戸市都市計画総局計画部まちのデザイン室	平成22年11月1日～19日
宮崎市	宮崎市都市整備部景観課	平成22年11月1日～19日
熊本市	熊本市都市建設局都市整備部開発景観課	平成22年12月14日～20日
鹿児島市	鹿児島市都市計画部都市景観課	平成22年11月1日～19日

表2-2-2-2 アンケート調査の内容

アンケート調査の内容
①視点場・視対象の選定基準について
②視点場の標高に目線の高さを含んでいるか また視点場の詳細な位置を決定した根拠について
③視点場と基準点を結ぶ範囲内を眺望景観保全地区として定めている場合 基準点の位置を決定する際の根拠について
④視点場から一定距離内を眺望景観保全地区として定めている場合 一定距離の根拠について
⑤眺望景観保全基準における標高高さ制限の根拠について
⑥標高の計測方法について
⑦景観計画への適合の確認方法について
⑧眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題、今後の展望について

2-3 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度の類型化

2-3-1 眺望景観の類型化

眺望景観の類型化は、視点場と視対象の組み合わせより行う。視点場と視対象は以下の通りに細類型化できる。(表 2-3-1-1)(表 2-3-1-2)

表 2-3-1-1 視点場の細類型化

視点場	定義
点	城址や公園、寺社境内等の敷地内に点で設定される視点場。
線	道路や歩道、河川敷など、線で設定される視点場。
面	公園内や社寺境内など、面で設定される視点場。

表 2-3-1-2 視対象の細類型化

視対象	定義
ランドマーク	単体の建築物や山など、輪郭が明確である視対象。
パノラマ	集落や山並みなど、視野に広がりのある視対象。

以上の視点場と視対象の組み合わせより、眺望景観を①点+ランドマーク型(6自治体9箇所)、②点+パノラマ型(6自治体24箇所)、③線+ランドマーク型(1自治体5箇所)、④線+パノラマ型(2自治体4箇所)、⑤面+ランドマーク型(2自治体19箇所)、⑥面+パノラマ型(2自治体3箇所)の6つに類型化することができる。(図 2-3-1-1)

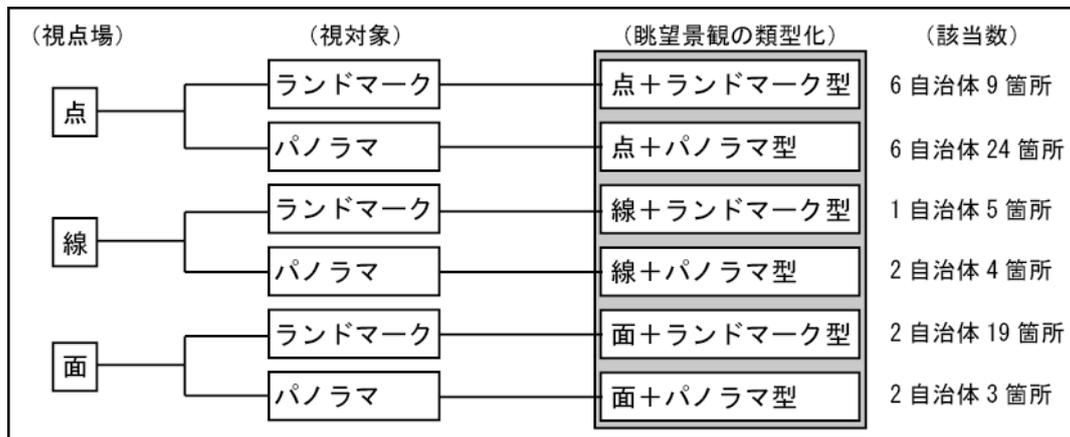


図 2-3-1-1 眺望景観の類型化

2-3-2 保全制度の類型化

保全制度の類型化は、眺望景観保全地区と眺望景観保全基準の組み合わせより行う。眺望景観保全地区と眺望景観保全基準は以下の通りに細類型化できる。(表 2-3-2-1)(表 2-3-2-2)

表 2-3-2-1 眺望景観保全地区の細類型化

眺望景観保全地区	定義
基準点指定	視点場と基準点を結ぶ区域内を眺望景観保全地区として指定。
一定角度指定	視点場から一定角度の区域内を眺望景観保全地区として指定。
全方位指定	視点場から全方位(360°)を眺望景観保全地区として指定。
沿道指定	線状の視点場もしくは視対象の中心軸から一定距離内を眺望景観保全地区として指定。
土地利用指定	用途地域等の土地利用を利用する重点地区内を眺望景観保全地区として指定。

表 2-3-2-2 眺望景観保全基準の細類型化

眺望景観保全基準	定義
標高高さ制限	眺望景観保全地区内において建築物の高さを標高により制限する眺望景観保全基準。
最高高さ制限	眺望景観保全地区内において建築物の高さを地盤面からの高さで規制する眺望景観保全基準。
形態・色彩制限	眺望景観保全地区内において建築物の形態、や色彩のみを規制する眺望景観保全基準。

以上の眺望景観保全地区と眺望景観保全基準の組み合わせより、保全制度を①基準点指定+標高高さ制限型(6自治体20地区)、②基準点指定+形態・色彩制限型(1自治体3地区)、③一定角度指定+形態・色彩制限型(1自治体6地区)、④全方位指定+最高高さ制限型(1自治体1地区)、⑤全方位指定+形態・色彩制限型(1自治体17地区)、⑥沿道指定+形態・色彩制限型(1自治体4地区)、⑦土地利用指定+標高高さ制限型(2自治体9地区)、⑧土地利用指定+形態・色彩制限型(1自治体4地区)の8つに類型化することができる^(注4)。(図 2-3-2-1)

(注4) 眺望景観保全地区5つと眺望景観保全基準3つの組み合わせより、理論上は15に類型化できるが、本研究では8つが該当した。

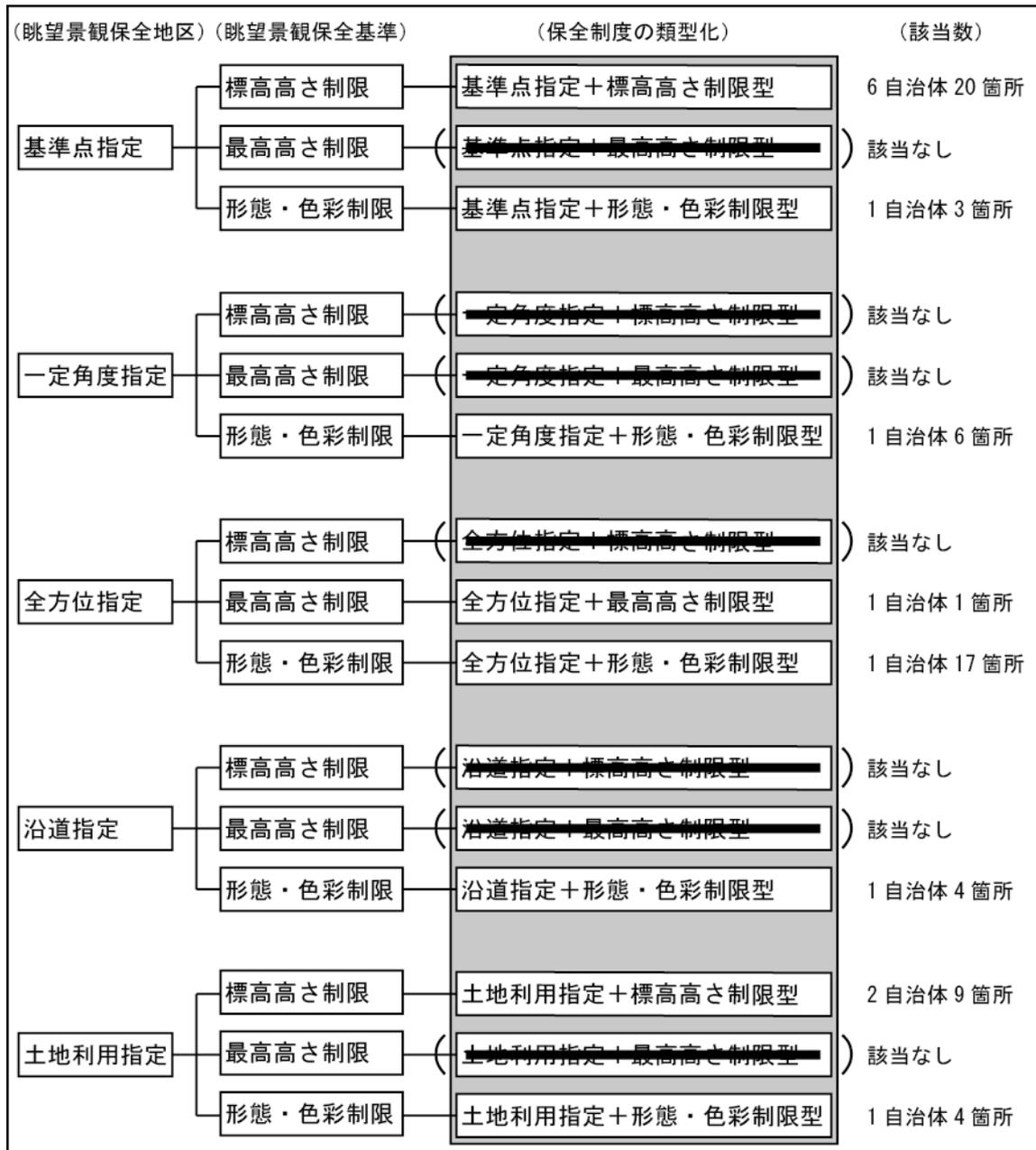


図 2-3-2-1 保全制度の類型化

2-4 眺望景観保全制度の設定要因に関する考察

2-4-1 8自治体64箇所における眺望景観に対する保全制度の設定状況

前節までで明らかにした8自治体64箇所における眺望景観に対する保全制度の設定状況を表2-4-1-1に示す。以下より、眺望景観と保全制度の相関関係から眺望景観保全制度の設定要因について考察する。

表 2-4-1-1 眺望景観に対する保全制度の設定状況

自治体名	眺望景観(または視点場)の名称	眺望景観の類型	保全制度の類型
盛岡市	二の丸から岩手山眺望	⑤面+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	二の丸から南高山眺望	⑤面+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
横須賀市	開運橋から岩手山眺望	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	与の字橋右岸から愛宕山眺望	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
京都府	中央公園眺望点	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	くりはま花の国(久里浜港)眺望点	②点+パノラマ型	④全方位指定+最高高さ制限型
京都府	加茂別雷神社(上賀茂神社)	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	加茂御稻神社(下鴨神社)	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	教王護国寺(東寺)	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	清水寺	⑤面+ランドマーク型	②基準点指定+形態・色彩制限型
京都府	醍醐寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	仁和寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	高山寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	西芳寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	太閤寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	鹿苑寺(金閣寺)	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	慈照寺(銀閣寺)	⑤面+ランドマーク型	②基準点指定+形態・色彩制限型
	龍安寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	本願寺	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	二条城	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	京都御苑	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	修学院離宮	⑤面+ランドマーク型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
京都府	桂離宮	⑤面+ランドマーク型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	御池通	④線+パノラマ型	⑥沿道指定+形態・色彩制限型
京都府	四条通	④線+パノラマ型	⑥沿道指定+形態・色彩制限型
	五条通	④線+パノラマ型	⑥沿道指定+形態・色彩制限型
京都府	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り	⑥面+パノラマ型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	漆川・宇治川派流	②点+パノラマ型	⑥沿道指定+形態・色彩制限型
京都府	疏水	②点+パノラマ型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
	円通寺	②点+パノラマ型	①基準点指定+標高高さ制限型
京都府	湧成園	⑥面+パノラマ型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
	加茂川右岸からの東山	②点+パノラマ型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
京都府	加茂川両岸からの北山	②点+パノラマ型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
	桂川左岸からの西山	②点+パノラマ型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
京都府	加茂川右岸からの「大文字」	③線+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	高野川左岸からの「法」	③線+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
京都府	北山通からの「妙」	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	加茂川左岸からの「船」	③線+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
京都府	桂川左岸からの「鳥居」	③線+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	西大路通からの「左大文字」	③線+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
京都府	船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	鴨川に架かる橋からの鴨川	②点+パノラマ型	⑤全方位指定+形態・色彩制限型
京都府	渡月橋下流からの嵐山一帯	②点+パノラマ型	③一定角度指定+形態・色彩制限型
	大文字山からの市街地	②点+パノラマ型	②基準点指定+形態・色彩制限型
大津市	北部湖岸地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
	堅田地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
大津市	琵琶地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
	園城寺門前・西大津都心地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
大津市	大津都心地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
	旧東海道沿道地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
大津市	瀬田唐橋地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
	ポートアイランド公園	②点+パノラマ型	①基準点指定+標高高さ制限型
神戸市	元町1丁目交差点(大丸前)	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	橋橋	②点+パノラマ型	①基準点指定+標高高さ制限型
宮崎市	天満橋	②点+パノラマ型	①基準点指定+標高高さ制限型
	高松橋	②点+パノラマ型	①基準点指定+標高高さ制限型
熊本市	熊本城周辺地域	①点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
	水前寺周辺地域	②点+パノラマ型	⑦土地利用指定+標高高さ制限型
熊本市	江津湖周辺地域	②点+パノラマ型	⑧土地利用指定+形態・色彩制限型
	熊本駅周辺地域	②点+パノラマ型	⑧土地利用指定+形態・色彩制限型
熊本市	霧通沿道地域	④線+パノラマ型	⑧土地利用指定+形態・色彩制限型
	白川沿岸地域	⑥面+パノラマ型	⑧土地利用指定+形態・色彩制限型
鹿児島市	桜島への眺望	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
	城山への眺望	①点+ランドマーク型	①基準点指定+標高高さ制限型
【凡例】			
眺望景観	①点+ランドマーク型:視点場が「点」であり、視対象が「ランドマーク」の眺望景観		
	②点+パノラマ型:視点場が「点」であり、視対象が「パノラマ」の眺望景観		
	③線+ランドマーク型:視点場が「線」であり、視対象が「ランドマーク」の眺望景観		
	④線+パノラマ型:視点場が「線」であり、視対象が「パノラマ」の眺望景観		
	⑤面+ランドマーク型:視点場が「面」であり、視対象が「ランドマーク」の眺望景観		
	⑥面+パノラマ型:視点場が「面」であり、視対象が「パノラマ」の眺望景観		
保全制度	①基準点指定+標高高さ制限型:眺望景観保全地区が「基準点指定」であり、眺望景観保全基準が「標高高さ制限」の保全制度		
	②基準点指定+形態・色彩制限型:眺望景観保全地区が「基準点指定」であり、眺望景観保全基準が「形態・色彩制限」の保全制度		
	③一定角度指定+形態・色彩制限型:眺望景観保全地区が「一定角度指定」であり、眺望景観保全基準が「形態・色彩制限」の保全制度		
	④全方位指定+最高高さ制限型:眺望景観保全地区が「全方位指定」であり、眺望景観保全基準が「最高高さ制限」の保全制度		
	⑤全方位指定+形態・色彩制限型:眺望景観保全地区が「全方位指定」であり、眺望景観保全基準が「形態・色彩制限」の保全制度		
	⑥沿道指定+形態・色彩制限型:眺望景観保全地区が「沿道指定」であり、眺望景観保全基準が「形態・色彩制限」の保全制度		
	⑦土地利用指定+標高高さ制限型:眺望景観保全地区が「土地利用指定」であり、眺望景観保全基準が「標高高さ制限」の保全制度		
	⑧土地利用指定+形態・色彩制限型:眺望景観保全地区が「土地利用指定」であり、眺望景観保全基準が「形態・色彩制限」の保全制度		

2-4-2 眺望景観について

(1) 視対象がランドマークである眺望景観

視対象がランドマークである眺望景観に対しては、「基準点指定+標高高さ制限型」の保全制度が多く自治体で用いられていることが分かる。これは、視対象の輪郭が明確であるため、視点場及び基準点を緯度、経度、標高の座標で明確に示す「基準点指定」による眺望景観保全地区を設定することが容易であり、また、視点場と視対象を結ぶ線を越えないように「標高高さ制限」を設定することが容易であるためであると考えられる。横須賀市においては、視点場から、猿島の裾野と海水面が接する点までの見通しを確保するように標高高さの最高限度が定められている。

(図 2-4-2-1、図 2-4-2-2)

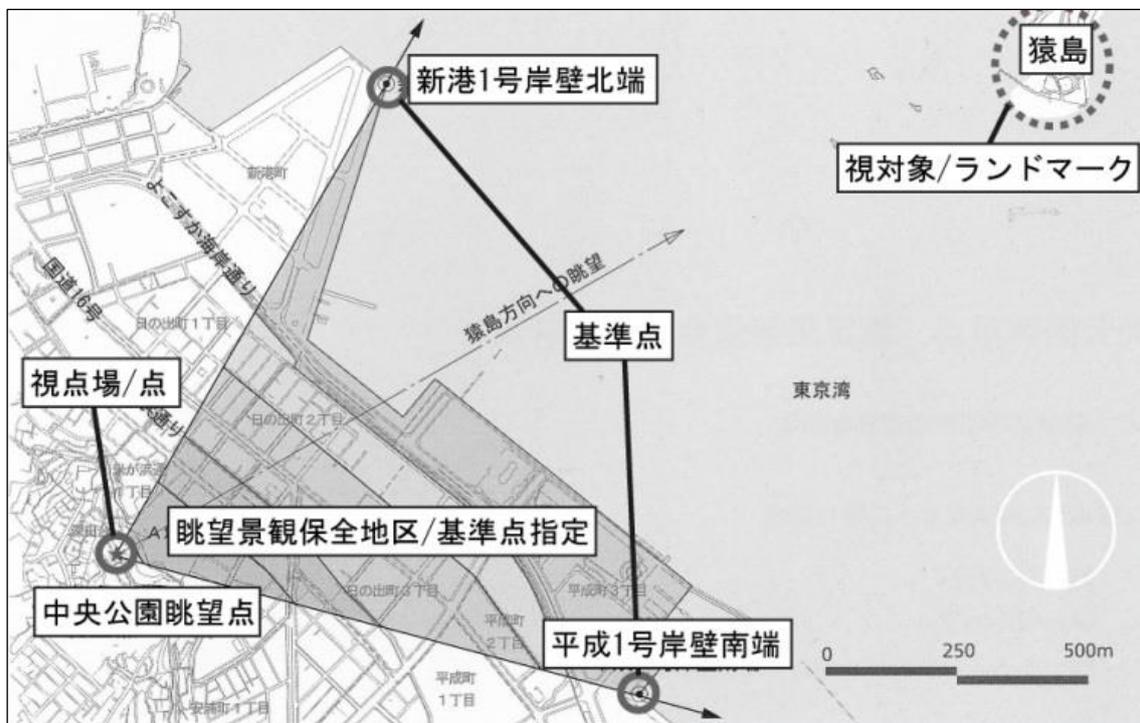


図 2-4-2-1 「基準点指定」の例(横須賀市中央公園眺望点)(横須賀市景観計画を基に作成)

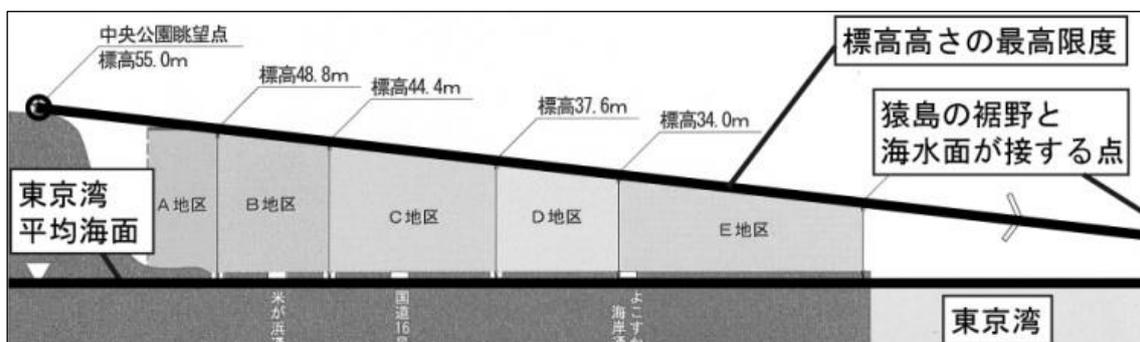


図 2-4-2-2 「標高高さ制限」の例(横須賀市中央公園眺望点)(横須賀市景観計画を基に作成)

(2) 視対象がパノラマである眺望景観

視対象がパノラマである眺望景観に対しては、様々な保全制度が用いられていることが分かる。これは、視対象への視野に広がりがあり、視点場及び基準点を緯度、経度、標高の座標で明確に示す「基準点指定」による眺望景観保全地区を設定しにくいためであると考えられる。大津市においては、「土地利用指定」の眺望景観保全地区を設定し、定性的文言の標高高さ制限を定めている。(図2-4-2-3)



図2-4-2-3 「土地利用指定」の例(大津市大津都心地域)(大津市景観計画を基に作成)

2-4-3 保全制度について

(1) 標高高さ制限を行う保全制度

標高高さ制限を行う保全制度として、「基準点指定＋標高高さ制限型」と「土地利用指定＋標高高さ制限型」の2つの保全制度が見受けられた。

a. 基準点指定＋標高高さ制限型：盛岡市、横須賀市、京都市、神戸市、宮崎市、鹿児島市

「基準点指定＋標高高さ制限型」の保全制度は、多くの自治体で「ランドマーク」の眺望景観に対して用いられている点の特徴として挙げられる。これは、視対象の輪郭が明確である場合は、「基準点指定」の眺望景観保全地区の設定及び「標高高さ制限」を行いやすいためであると考えられる。

視対象が山である場合は、眺望を確保する標高ラインを決定し、標高ラインと山の稜線の交点を基準点として設定している事例が見受けられる。(盛岡市など) これに対して、視対象が島である場合には、島の裾野までの眺望を保全することとし、民間の開発の可能性がない公共用地である岸壁の角地などを基準点として設定している事例が見受けられる。(横須賀市など)(図2-4-2-1)

横須賀市においては、眺望景観保全地区は高度地区内に存在するため、基本的には高度地区により眺望景観保全地区内の建築物の高さは抑えられる仕組みになっており、高度地区の適用緩和が行われた場合に眺望を保全するため「標高高さ制限」が設けられている。しかし、その他の自治体においては、眺望景観保全地区内に一部、高度地区等を含んでいるが、それのみでは視対象への眺望を完全に保全できるとはいえず、眺望景観保全制度において標高高さ制限し眺望景観を保全している。「基準点指定＋標高高さ制限型」の保全制度は、高度地区等の指定の有無に関わらず設定しやすい保全制度であるといえる。

b. 土地利用指定＋標高高さ制限型：大津市、熊本市

「土地利用指定＋標高高さ制限型」の保全制度の特徴として、様々な眺望景観に対して用いられていることが挙げられる。「土地利用指定」の眺望景観保全地区を設定し、定性的文言の標高高さ制限している。(大津市、熊本市)(図2-4-2-3)

大津市においては、景観計画やガイドライン内には、視点場の位置や標高高さ制限を用いた眺望景観保全基準が定性的にしか示されていないが、今後、眺望景観保全地区に高度地区を指定し、高度地区による最高高さ制限を行っていく予定がある。「土地利用指定＋標高高さ制限型」の保全制度は、高度地区指定等の関連法制度と整合を図りやすく、高度地区等の地区指定されることが多い中核市以上の自治体に適しているといえる。

(2) 最高高さ制限を行う保全制度

最高高さ制限を行う保全制度として、横須賀市において、「全方位指定+最高高さ制限型」の保全制度が見受けられた。

a. 全方位指定+最高高さ制限型：横須賀市

横須賀市においては、「全方位指定+最高高さ制限型」の保全制度は、「パノラマ」の視対象に対して用いられている。「全方位指定」の眺望景観保全地区において、視点場から1km以内の「最高高さ制限」を行っている。この眺望景観保全地区は高度地区内に存在するため、基本的には高度地区により眺望景観保全地区内の建築物の高さは抑えられる仕組みになっており、高度地区の適用緩和が行われた場合に眺望を保全するため最高高さを制限している。なお、眺望景観保全基準における最高高さの数値は、高度地区における最高高さの数値と整合が取られている。(図2-4-3-1)

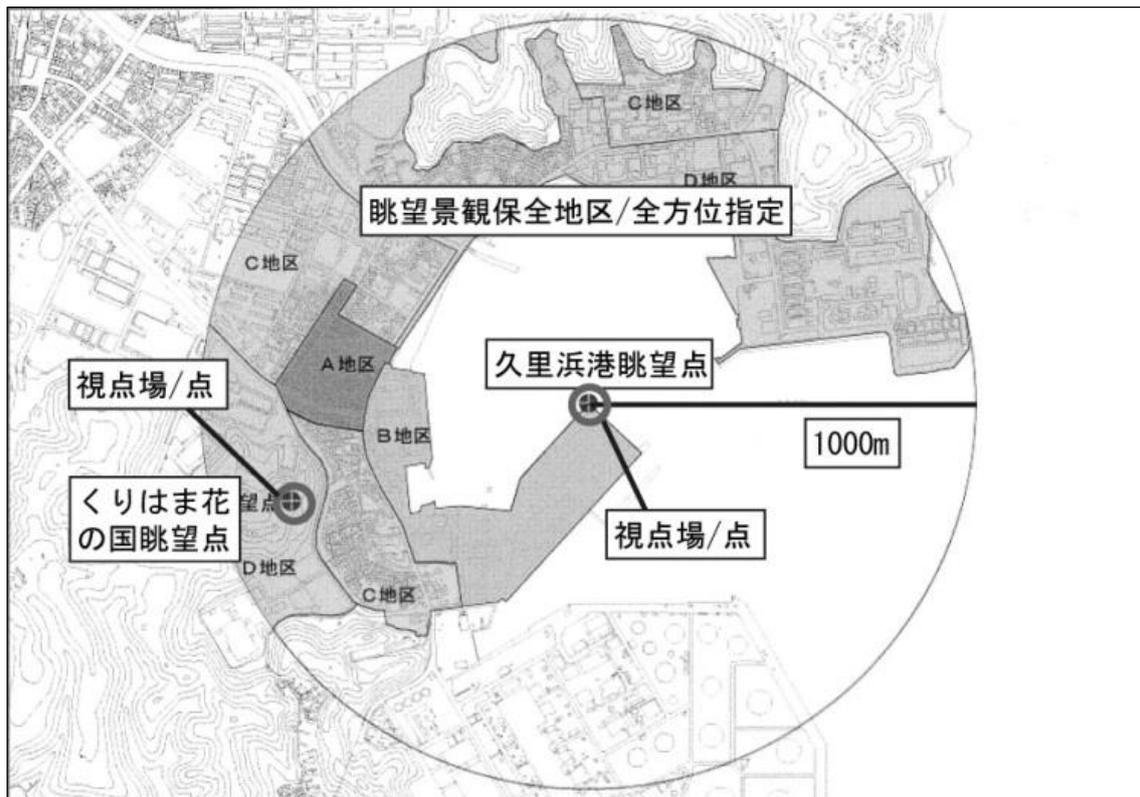


図2-4-3-1 「全方位指定」の例(横須賀市くりはま花の国眺望点)(横須賀市景観計画を基に作成)

(3) 形態・色彩制限のみを行う保全制度

形態・色彩制限のみを行う保全制度として、京都市において「基準点指定＋形態・色彩制限型」、「一定角度指定＋形態・色彩制限型」、「全方位指定＋形態・色彩制限型」、「沿道指定＋形態・色彩制限型」の保全制度が、熊本市において「土地利用指定＋形態・色彩制限型」の保全制度が見受けられた。これは、京都市においては、高度地区や風致地区、美観地区など高さを制限する関連法制度が充実しており、眺望景観保全基準において高さ制限を行わず、形態・色彩制限のみを行っても、ある程度の眺望景観保全の効果が期待できるためであると考えられる。(図 2-4-3-2)



図 2-4-3-2 「沿道指定」の例(京都市四条通)(京都市眺望景観創生条例を基に作成)

2-5 8 自治体における眺望景観保全制度に対する取り組み

2-5-1 視点場・視対象の選定方法

視点場・視対象の選定方法においては、視点場・視対象選定時の市民意見の有無で、「市民意見・基準選定型」、「基準選定型」の2つに類型化することができる。

(1) 市民意見・基準選定型：大津市、神戸市

「市民意見・基準選定型」は、各自治体のHP上や広報などから視点場・視対象選定のための市民意見の募集を行い、その中から歴史性や公共性、緊急性などの高い場所を選定する方法であり、市民意見を反映させることができる選定方法であるといえる。

(2) 基準選定型：盛岡市、横須賀市、京都市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

「基準選定型」は、特に視点場・視対象選定のための市民意見の募集などは行わず、歴史性や公共性、緊急性などの高い場所から選定する方法である。

2-5-2 標高高さの計測方法

標高高さの計測方法においては、全ての自治体において、特に指定しておらず、原則として基準点からの計測を要求している。ただし、設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮に関して、「標高図縦覧型」、「基準点設置型」の2つに類型化することができる。

(1) 標高図縦覧型：盛岡市

「標高図縦覧型」は、設計者に対して標高高さの計測方法を特に指定していないが、設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮として、公共水準点に基づく標高を明示した図面を縦覧している場合である。

(2) 基準点設置型：宮崎市

「基準点設置型」は、設計者に対して標高高さの計測方法を特に指定していないが、設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮として、眺望景観保全地区内に基準点を新たに設置している場合である。(宮崎市においては、眺望景観保全地区内に18箇所の「景観基準点」を設置している。)

2-5-3 景観計画への適合確認方法

景観計画への適合確認方法においては、景観計画に基づく届け出時におけるシミュレーション図の提出の有無で2つに大別でき、シミュレーション図の提出がある場合は「シミュレーション図提出あり・景観シミュレーション図確認型」、「シミュレーション図提出あり・眺望断面図確認型」の2つに、シミュレーション図の提出がない場合は「シミュレーション図提出なし・算定式による高さ限度確認型」の1つに類型化することができる。

(1) シミュレーション図提出あり・景観シミュレーション図確認型：横須賀市、大津市、熊本市

「シミュレーション図提出あり・景観シミュレーション図確認型」は、景観計画に基づく届け出時に、周囲の状況を含む着色パースやフォトモンタージュなどの提出を要求している確認方法である。「シミュレーション図提出あり・景観シミュレーション図確認型」は、建築物の高さが視対象への眺望を遮っていないこと、建築物の形態や色彩が基準に適合していることの双方を確認することができる方法といえる。なお、届け出に必要な図書である平面図や着色立面図などからも基準に適合していることを確認している。

(2) シミュレーション図提出あり・眺望断面図確認型：京都市

「シミュレーション図提出あり・眺望断面図確認型」は、景観計画に基づく届け出時に、視点場と視対象と設計地盤面の3点を通る断面図の提出を要求している確認方法である。「シミュレーション図提出あり・眺望断面図確認型」は、建築物の高さが視対象への眺望を遮っていないことを明確に確認することができる方法といえる。なお、建築物の形態や色彩に関しては、届け出に必要な図書である着色立面図により基準に適合していることを確認している。(京都市においては、正確な標高高さ制限値を演算するシステムを申請窓口を設置しており、そこで演算された標高高さ制限値と、認定申請書に記載される建築物の最高部の標高値からも基準に適合していることを確認している。)

(3) シミュレーション図提出なし・算定式による高さ限度確認型：盛岡市、神戸市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

「シミュレーション図提出なし・算定式による標高限度確認」は、景観計画に基づく届け出時に、算定式により計算された標高高さ規制値と設計地盤面の標高差から、建築物の高さ限度を確認している確認方法である。「シミュレーション図提出なし・算定式による標高限度確認型」は、建築物の高さが視対象への眺望を遮っていないことを確認することができる方法といえる。なお、算定式による確認方法を用いている自治体には、眺望景観保全制度で建築物の形態や色彩に関する制限を行っている自治体は見受けられなかった。

2-6 眺望景観保全制度の運用における今後の展望

2-5のまとめとして、8自治体における眺望景観保全制度に対する取り組みについて表2-6-1に示す。また、アンケート調査より眺望景観保全制度の運用における今後の展望について以下にまとめる。眺望景観保全制度の運用における今後の展望は、新たな視点場・視対象の追加を検討する自治体、眺望景観保全制度の見直しを検討する自治体、関連法制度との併用を検討する自治体、その他の展望を検討する自治体の4つに分けられる。

表2-6-1 8自治体における眺望景観保全制度に対する取り組み

眺望景観保全制度に対する取り組み		自治体名								
		盛岡市	横須賀市	京都市	大津市	神戸市	宮崎市	熊本市	鹿児島市	
視点場・視対象の選定方法	市民意見・基準選定型	-	-	-	○	○	-	-	-	
	基準選定型	○	○	○	-	-	○	○	○	
標高高さの計測方法	標高図縦覧型	○	-	-	-	-	-	-	-	
	基準点設置型	-	-	-	-	-	○	-	-	
	特になし	-	○	○	○	○	-	○	○	
景観計画への適合確認方法	シミュレーション図提出あり	シミュレーション図提出あり・ 景観シミュレーション確認型	-	○	-	○	-	-	○	-
		シミュレーション図提出あり・ 眺望断面図確認型	-	-	○	-	-	-	-	-
	シミュレーション図提出なし	シミュレーション図提出なし・ 算定式による高さ限度確認型	○	-	-	-	○	○	○	○

【凡例】

視点場・視対象の選定方法	市民意見・基準選定型：各自治体のHPや広報等により市民意見の募集を行い、その中から歴史性や公共性等の高い場所を選定する方法 基準選定型：市民意見の募集等は行わず、歴史性や公共性等の高い場所から選定する方法
標高高さの計測方法	標高図縦覧型：設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮として、公共水準点に基づく標高を明示した図面を縦覧している場合 基準点設置型：設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮として、眺望景観保全地区内に基準点を新たに設置している場合 特になし：設計地盤面の標高の計測を容易にするための配慮が特になされていない場合
景観計画への適合確認方法	シミュレーション図提出あり・景観シミュレーション確認型： 周囲の状況を含む着色パースやフォトモンタージュなどの提出を要求している確認方法 シミュレーション図提出あり・眺望断面図確認型： 視点場と視対象と設計地盤面の3点を通る断面図の提出を要求している確認方法 シミュレーション図提出なし・算定式による高さ限度確認型： 算定式により計算された標高高さ制限値と設計地盤面の標高差から、建築物の高さ限度を確認している確認方法

(1) 新たな視点場・視対象の追加を検討する自治体

新たな視点場・視対象の追加を検討する自治体においては、新たに保全すべき眺望景観を創出する点で評価できるが、その際に視点場・視対象の選定基準を明確にすることが望ましいといえる。

盛岡市においては、「盛岡市景観計画」に、「景観形成促進地区候補地」として2地区の眺望景観保全地区を挙げており、今後、市民の合意形成とともに地区指定を進めていく方針である。

横須賀市においては、上位計画に眺望景観形成エリアとして位置づけられている9地区の内、現在までに2地区の整備を終えており、残りの地区については現在のところ整備の予定はないが、必要に応じて整備を行っていく方針である。

京都市においては、「京都市眺望景観創生条例」に、市民から残していきたい視点場・視対象を提案できる制度を設けており、保全・創出にふさわしいと認められた視点場・視対象に対しては具体的な保全制度を設定していく方針である。

神戸市においては、現時点で市民公募により選定した視点場・視対象の中から2地区をモデル地区として保全制度を設定しており、今後は都心部以外でも施策を検討していく方針である。

(2) 眺望景観保全制度の見直しを検討する自治体

眺望景観保全制度の見直しを検討する自治体においては、現在策定している眺望景観保全制度の課題を見直す点で評価できる。

京都市においては、視点場から視認できない地域についても眺望景観保全地区を指定し届出を求めているため、眺望景観保全地区と届出対象の見直しを図る方針である。

(3) 関連法制度との併用を検討する自治体

関連法制度との併用を検討する自治体においては、眺望景観保全制度以外の関連法制度を併用して眺望景観保全に取り組むことで眺望景観保全の効果を高める点で評価できる。その際に、用途地域等の土地利用を区域とする「土地利用指定」の眺望景観保全地区においては、区域の整合を図りやすいといえる。

横須賀市においては、屋外広告物条例では建築物の屋上広告物に対して規制を行っていないため、屋外広告物条例を改正（予定）し、眺望景観保全地区内の建築物の屋外広告物に対しても制限を行い、眺望景観保全に取り組む方針である。

大津市においては、建築物の建設場所によって眺望の見かけ高さが変わり不公平感が生まれるため、眺望景観保全地区に絶対高さ制限である高度地区を指定し、眺望景観保全に取り組む方針である。

(4) その他の展望を検討する自治体

その他の展望を検討する自治体においては、視点場の修景整備を検討する自治体、現状の眺望景観保全制度を維持する自治体、既存不適格の物件への対応を検討する自治体、眺望景観保全地区外の高さ制限を検討する自治体等が見られた。

神戸市においては、視点場にデザインを統一した票示板を設置する等、視点場の修景整備に取り組んでいく方針である。

宮崎市においては、既存不適格物件が数件存在するため、当該物件についての対応方法を検討する方針である。

熊本市においては、現状の眺望景観保全制度を維持していく方針である。

鹿児島市においては、眺望景観保全地区外においても高さ制限を求める声も挙がる一方で、高さ制限は権利制限につながることから慎重な対応を図っていく方針である。

2-7 標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点

これまでの調査分析を踏まえ、標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点について以下にまとめる。

(1) 視点場・視対象の選定方法

・視点場、視対象を選定する際は、まず各自治体のHPや広報等により市民意見募集を行い、次に、それらから眺望景観保全を行う必要性の高い箇所を決定するために、数値的基準を設けた基準選定を行うことが望ましいと考えられる。

・視点場の位置を設定する際は、基本的に「点」を用い、座標(緯度、経度、標高)により設定する必要があると考えられる。基本的に「点」を用いるのは、他の「線」や「面」の視点場については、「点」の視点場の集合であり、応用的な視点場であるため、まずは「点」を用い、基本的な考え方を確立する必要があると考えるからである。

(2) 保全制度

・視対象が「ランドマーク」である場合、保全制度は視対象を包括するように2つの基準点を定め、視点場とそれらを結ぶ地区内を眺望景観保全地区とする「基準点指定」を用いる事例が多い。その際、視点場同様、基準点についても座標(緯度、経度、標高)により設定する必要があると考えられる。

・視対象が「パノラマ」である場合、用途地域等の土地利用による地区を眺望景観保全地区とする「土地利用指定」を用いる事例が多い。しかし、視点場の位置は座標等では示さず、標高高さ制限においても定性的な文言に留まっている。よって、定性的な文言による基準をどのように遵守させるかが課題となるため、シミュレーション図の提出により、これらの課題を解決する必要があると考えられる。また、眺望景観保全地区を用途地域等の土地利用により決定しているため、高度地区等の他の関連法制度と整合を図り、眺望景観の保全に務めることが望ましいと考えられる。

(3) 標高高さの計測方法

・標高高さの計測方法は、8自治体では原則として公共基準点からの計測を推奨しているに留まり、特に計測方法を指定していなかったため、標高の計測方法を明確に示すことが必要であると考えられる。しかし、標高を計測する際に計測を容易にする配慮として、新たな基準点を設置方法や標高図を縦覧できる方法が見受けられた。明確な標高高さの計測方法を確立するまでは、設計者への配慮としてこのような方法を取り入れることが必要であると考えられる。

(4) 景観計画への適合確認方法

・眺望断面図を用いた確認方法は、標高高さを確認する上で最も明確に確認することができる方法であるといえるが、形態・色彩に関しては確認をすることができない。一方、合成写真を用いた確認方法は、標高高さを確認することはできないが、形態・色彩についても確認を行うことができる。よって、これら2つを合わせて用い、標高高さと同様に形態・色彩の両方を確認することが必要であると考えられる。

2-8 小括

本章では、景観計画における眺望景観保全制度において標高高さ制限を用いている8自治体を対象に、視点場、視対象、眺望景観保全地区、眺望景観保全基準の4点に着目することで、眺望景観を6つに、保全制度を8つに類型化することができた。

またそれらの相関関係より、眺望景観保全制度の設定要因を考察することができた。

さらに、アンケート調査を通じて、8自治体における眺望景観保全制度の運用状況について、視点場・視対象の選定方法、標高高さの計測方法、景観計画への適合確認方法に着目し考察を行い、また、各自治体における今後の展望について明らかにした。

最後に、以上の調査分析を踏まえて、標高高さ制限を用いた眺望景観保全制度に関する留意点について考察することができた。

第3章 全国における眺望景観保全制度の運用状況

- 3-1 研究対象とする眺望景観保全制度の選定
- 3-2 景観計画における眺望景観保全制度の類型化
- 3-3 調査の概要
- 3-4 13自治体における眺望景観保全制度の調査結果
- 3-5 13自治体における眺望景観保全制度の現状
- 3-6 景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する類型化
- 3-7 景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する考察
- 3-8 眺望景観保全制度の運用状況に関する基本方針
- 3-9 小括

第3章 全国における眺望景観保全制度の運用状況

本章では、平成22年8月1日から平成24年8月1日までの2年間で新たに景観計画を策定・変更して眺望景観保全制度の運用を始めた自治体の運用状況について考察する。

3-1 研究対象とする眺望景観保全制度の選定

本研究で対象とする眺望景観保全制度の選定基準、及び選定方法を示す。

3-1-1 眺望景観保全制度の選定基準

本研究で対象とする眺望景観保全制度の選定基準を以下に示す。

①視点場、視対象が景観計画、もしくはガイドライン等において、名称または位置（地図上）で示されるなど具体的に記載されていること。

②特定の眺望景観を保全するため、景観計画、もしくはガイドライン等において、眺望景観保全地区が設定されており、その地区内において建築物、工作物等の高さ、形態、色彩の制限を行っていること。

選定基準①では、視点場、視対象の位置が曖昧である場合や定義されていない場合、どちらかが欠けている場合などは調査対象外とする。

また、選定基準②では、保全地区が市全域や県全域であり、景観計画全体の景観形成基準において、建築物の高さや形態、色彩を制限しているものは対象外とする。

3-1-2 眺望景観保全制度の選定方法

本研究で対象とする眺望景観保全制度の選定方法を以下に示す。

①国土交通省ホームページ内の「景観計画の策定状況（平成24年8月1日現在）」を参照し、景観計画を策定している338自治体の景観計画、景観条例のダウンロードを行う。

②338自治体における景観計画、景観条例の内容を確認し、選定基準を基に56自治体を抽出する。

③抽出した56自治体のうち、平成22年8月1日から平成24年8月1日までの2年間において、景観計画を新たに策定もしくは変更した13自治体を調査対象として選定する。

研究対象として選定した自治体は以下の13自治体(21地区)である。

弘前市(青森県)、白河市(福島県)、小諸市(長野県)、岡崎市(愛知県)、桑名市(三重県)、
亀山市(三重県)、橿原市(奈良県)、和歌山県、高松市(香川県)、久留米市(福岡県)、
長崎市(長崎県)、延岡市(宮崎県)、那覇市(沖縄県)

選定した13自治体の眺望景観の一覧を表3-1-2-1に示す。

表 3-1-2-1 選定した13自治体の眺望景観の一覧

No.	自治体名	眺望景観の名称	視点場	視対象	
1	弘前市	弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区	城西大橋	岩木山	
2		蓬萊橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区	蓬萊橋	最勝院五重塔	
3	白河市	小峰城・白河駅周辺地区	天神神社	小峰城跡三重櫓	
4			城下町地区		友月公園
					谷津田川(せせらぎ通り)
5		南湖公園周辺地区	天神神社		
6	新白河駅周辺地区	友月公園			
7	小諸市	浅間山麓景観形成重点地区	飯綱山公園	浅間山	
8	岡崎市	大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区	御影新田	岡崎城	
9	桑名市	多度山眺望保全区域	大樹寺	多度山	
10	亀山市	百六里庭・閑宿眺望景観重点地区	桑名城址	閑宿の町並みと背景の鈴鹿山脈	
11	橿原市	大和山眺望景観保全地区	百六里庭(眺閣亭)	大和山	
12	和歌山県	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域	藤原京跡	山稜	
13		高野山町石道周辺特定景観形成地域	熊野参詣道(中辺路)(14カ所)	高野山町石道	
14	高松市	栗林公園周辺景観形成重点地区	— (11ヶ所)	池、筑山	
15	久留米市	東部田園地域	久留米川右岸堤防、JR久大本線車窓	筑後川、耳納連山	
16		耳納連山山辺地域			
17	長崎市	祈念像眺望ゾーン	祈念像公園	祈念像	
18		稲佐山眺望ゾーン		稲佐山	
19		天主堂眺望ゾーン		浦上天主堂	
20	延岡市	城山周辺地区	大瀬橋	城山	
21	那覇市	首里歴史エリア	亀井橋		
			岡富橋(仮称)		
			末吉宮	首里城、首里杜一帯	
			ニシムイ御嶽	首里城、首里杜	
			虎瀬公園一帯	首里城、首里杜	
			首里城広福門広場	末吉の森・ニシムイ・虎瀬の樹林と緑の稜線、首里杜一帯	
			首里城東のアザナ	弁ヶ嶽一帯と緑の稜線、首里杜一帯	
崎山御嶽	弁ヶ嶽と緑の稜線、首里城、首里杜一帯				
首里城京の内	崎山御嶽、雨乞御嶽一帯と緑の稜線				
繁多川公園	首里城金城町一帯				
首里城西のアザナ	海、市街地				

なお、平成22年8月1日から平成24年8月1日までの2年間において景観計画を変更したが、眺望景観保全制度についての変更を行っていない自治体については調査対象外としている。また、平成22年8月1日以前から景観計画において眺望景観保全制度を位置づけていた43自治体については筆者らの既往研究で調査済みである。

3-2 景観計画における眺望景観保全制度の類型化

本節では、13自治体21地区の眺望景観保全制度について、「眺望景観」、「保全制度」の視点からそれぞれ類型化を行う。

眺望景観保全制度においては、(1)眺望景観と(2)保全制度の2つに大別でき、(1)眺望景観は、①視点場、②視対象、の2つの要素から(2)保全制度は、①眺望景観保全地区、②視距離の区分の有無、③眺望景観保全基準、の3つの要素から構成されている。以下、眺望景観保全制度における(1)眺望景観及び(2)保全制度の各要素の細類型と特徴を示す。

3-2-1 眺望景観の類型化

i) 「視点場」による細類型化

「視点場」においては、①点、②線、③面、の3つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①点

「点」とは、視点場が城址や公園、神社境内地などの敷地内に点状に設定されている視点場である。

②線

「線」とは、視点場が道路など線状に設定されている視点場である。

③面

「面」とは、視点場が公園内や神社における世界遺産の登録資産内など面状に設定されている視点場である。

ii) 「視対象」による細類型化

「視対象」においては、大きく①「ランドマーク」、②「パノラマ」の2つに類型化することができる。

①ランドマーク

「ランドマーク」とは、輪郭が明確であり、その地域のシンボルである視対象である。

②パノラマ

「パノラマ」とは、視野に広がりがある視対象である。

さらに、視対象は性質の違いから、「自然・ランドマーク」、「人工・ランドマーク」、「自然・パノラマ」、「人工・パノラマ」、「混合・パノラマ」の5つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①自然・ランドマーク型

「自然・ランドマーク型」とは、単体の山等であり、その地域のシンボルである視対象である。

②人工・ランドマーク型

「人工・ランドマーク型」とは、単体の建築物等であり、その地域のシンボルである視対象である。

③自然・パノラマ型

「自然・パノラマ型」とは、複数の山で構成される山並みや海等の自然景観であり、視野に広がりがある視対象である。

④人工・パノラマ型

「人工・パノラマ型」とは、複数の建築物等で構成される集落や市街地景観であり、視野に広がりがある視対象である。

⑤混合・パノラマ型

「混合・パノラマ型」とは、自然景観と集落、市街地景観が混合している景観であり、視野に広がりがある視対象である。

iii) 視角による細類型化

「視角」は①仰観、②水平、③俯瞰、の3つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①仰観

「仰観」とは、頭を動かすことなしに対象物が全視野に入ってくる仰角の上限を 30° であるとし、水平から仰角 30° を上限とする。

②水平

「水平」とは、視角 1° の熟視角で捉えることのできる範囲とする。

③俯瞰

「俯瞰」とは、俯角 30° 近傍を人間の一般的な俯瞰視野の大きさとして、水平から俯角 30° を下限とする。

3-2-2 保全制度の類型化

i) 「眺望景観保全地区」による細類型化

「眺望景観保全地区」においては、①基準点指定、②一定角度指定、③全方位指定、④沿道指定、⑤土地利用指定、の5つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①基準点指定

「基準点指定」とは、視点場と基準点を結ぶ区域内を眺望景観保全地区と位置付ける保全地区設定である。

②一定角度指定

「一定角度指定」とは、視点場から一定角度の区域内を眺望景観保全地区と位置付ける保全地区設定である。

③全方位指定

「全方位指定」とは、視点場から全方位(360°) を眺望景観保全地区と位置付ける保全地区設定である。

④沿道指定

「沿道指定」とは、視点場もしくは視対象の中心軸から一定距離内を眺望景観保全地区と位置付ける保全地区設定である。

⑤土地利用指定

「土地利用指定」とは、用途地域などにより指定する重点地区内を眺望景観保全地区と位置付ける保全地区設定である。

ii) 「視距離の区分の有無」による細類型化

「視距離の区分の有無」においては、①区分あり、②区分なし、の2つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①区分あり

「区分あり」とは、眺望景観保全地区内に近景域や遠景域などの区分があることが特徴である。

②区分なし

「区分なし」とは、眺望景観保全地区内に視距離の区分がないことが特徴である。

iii) 「眺望景観保全基準」による細類型化

「眺望景観保全基準」においては、高さ制限が定量的基準と定性的基準に大別することができる。さらに定量的基準については、最高高さと標高高さに分類することができる。以上のことより、「眺望景観保全基準」においては、①標高高さ制限、②最高高さ制限、③定性的高さ制限、④形態・色彩制限、の4つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①標高高さ制限

「標高高さ制限」とは、眺望景観保全地区内の建築物を標高高さで制限している保全基準である。

②最高高さ制限

「最高高さ制限」とは、眺望景観保全地区内の建築物を最高高さで制限している保全基準である。

③定性的高さ制限

「定性的高さ制限」とは、眺望景観保全地区内の建築物の高さを「山の稜線を超えないように努める。」など定性的な文言で制限している保全基準である。

④形態・色彩制限

「形態・色彩制限」とは、眺望景観保全地区内で建築物の形態や色彩を制限している保全基準である。

3-2-3 13 自治体における眺望景観と保全制度の相関関係

13 自治体における眺望景観保全制度の現状を基に、3-2-2 で示した類型を用いて整理すると表 3-2-3 の通りとなる。

表 3-2-3 13 自治体における眺望景観と保全制度の類型

眺望景観			保全制度			該当自治体	眺望景観保全地区の名称
大類型	b.視点場	a.視対象	c.視角	d.眺望景観保全地区	e.視距離の区分の有無		
ランドマーク	点	人工・ランドマーク	仰観	基準点指定	区分あり	標高高さ制限、形態・色彩制限	岡崎市 大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区
				基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	長崎市 祈念像眺望ゾーン
				基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	長崎市 天主堂眺望ゾーン
				基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	弘前市 蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区
				土地利用指定	区分なし	定性的高さ制限、形態・色彩制限	白河市 小峰城・白河駅周辺地区
				土地利用指定	区分なし	最高高さ制限、形態・色彩制限	白河市 城下町地区
	線	自然・ランドマーク	仰観	基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	長崎市 稲佐山眺望ゾーン
				土地利用指定	区分なし	定性的高さ制限、形態・色彩制限	小諸市 浅間山麓景観形成重点地区
				基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	弘前市 弘前城本丸と城西大橋から岩木山の眺めを保全する地区
				土地利用指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	延岡市 城山周辺地区
				基準点指定	区分なし	標高高さ制限、形態・色彩制限	桑名市 多度山眺望保全区域
				土地利用指定	区分なし	定性的高さ制限、形態・色彩制限	和歌山県 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域
パノラマ	点	自然・パノラマ	仰観・俯瞰	土地利用指定	区分なし	定性的高さ制限、形態・色彩制限	和歌山県 高野山町石道周辺特定景観形成地域
			仰観・俯瞰	土地利用指定	区分なし	定性的高さ制限、形態・色彩制限	高松市 栗林公園周辺景観形成重点地区
		混合・パノラマ	仰観	基準点指定	区分なし	最高高さ制限、形態・色彩制限	亀山市 百六里庭・関宿眺望景観重点地区
			仰観・俯瞰	土地利用指定	区分なし	最高高さ制限	那覇市 首里歴史エリア
	線	自然・パノラマ	仰観	土地利用指定	区分なし	最高高さ制限、形態・色彩制限	白河市 新白河駅周辺地区
				土地利用指定	区分なし	最高高さ制限、形態・色彩制限	白河市 南湖公園周辺地区
				土地利用指定	区分なし	最高高さ制限	久留米市 耳納連山山辺地域
				土地利用指定	区分なし	最高高さ制限	久留米市 東部田園地域
	面	自然・パノラマ	仰観	基準点指定 一定角度指定 全方位指定	区分なし	最高高さ制限、形態・色彩制限	榎原市 大和三山眺望景観保全地区

以下、眺望景観と保全制度の類型に着目し、相関関係について分析を行う。

(1) 眺望景観に着目した場合

① ランドマーク

i) 「人工・ランドマーク」

保全制度において、「基準点指定+標高高さ制限（形態・色彩制限）」が最も多く該当することが特徴的である。これは、視対象の範囲が明確であるため、「基準点指定」が容易であり、かつ「ランドマーク」は市街地内又は市街地に近接する場所に建っていることが多く、標高高さの際に参考となる基準点の設置や把握がしやすいことが要因として挙げられる。

ii) 「自然・ランドマーク」

眺望景観保全基準において、高さの制限値が定量的に示されていることが特徴的である。これは、視対象がすべて単体の山であり、垂直方向の視野範囲の上限が山頂に定まるため、山頂から視点場を結ぶ基準線によって建築物等の高さの制限値が明確になるためであると考えられる。

② パノラマ

i) 「自然・パノラマ」

眺望景観保全地区において、「土地利用指定」が最も多く該当すること、眺望景観保全基準において、「自然・ランドマーク」では見られなかった「定性的高さ制限」も該当していることが特徴的である。これは、視対象の範囲が広域であるため、「基準点指定」が困難であることが要因として挙げられる。

ii) 「混合・パノラマ」

該当が2つの眺望景観保全地区のみであるため、明確な相関関係ではないが、すべて「最高高さ制限」を用いていることが特徴的である。これは眺望景観保全地区が広範囲に及ぶため、簡明な指標である「最高高さ制限」を用いることが容易であることが要因として挙げられる。

(2) 保全制度に着目した場合

i) 「標高高さ制限」

視対象において「ランドマーク」のみが該当することが特徴的である。山が主な視対象となる「パノラマ」の場合は地盤面の標高差が大きくなるため、一律の「標高高さ制限」を用いにくいことが要因として挙げられる。

ii) 「最高高さ制限」

眺望景観保全地区において「基準点指定」と「土地利用指定」が多く該当することが特徴的である。どちらも「ランドマーク」「パノラマ」の両方に用いられており、「最高高さ制限」が眺望景観の類型によらないことが要因として挙げられる。

iii) 「定性的高さ制限」

視対象において「自然・パノラマ」が多く該当することが特徴的である。眺望を妨げる建築物等の高さが不明瞭であること、視対象の範囲が広域で高さ制限の数値的な基準を設けにくいことが要因として挙げられる。

3-3 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成22年8月1日から平成24年8月1日までの2年間において、景観計画内に眺望景観保全制度を新たに策定・変更した13自治体を対象に、眺望景観保全制度に関するアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査(ヒアリング調査及びフィールド調査)を行い、その結果を踏まえて、各自治体の眺望景観保全制度の特徴を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の方法

本調査はアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査(ヒアリング調査及びフィールド調査)により調査を行う。

3-3-1 アンケート調査

岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市、白河市、小諸市、亀山市、檜原市、和歌山県、高松市、久留米市、那覇市の13自治体を対象にアンケート調査を行った。

(1) アンケート調査の対象

アンケート調査は、眺望景観保全制度の運用に関わる行政担当者を対象とした。

(2) アンケート調査の方法

アンケート調査は、眺望景観保全制度の運用に関わる行政担当者にアンケート内容を記載したExcelファイルを送信し、回答をExcelファイルに直接記入後、返信して頂いた。

(3) アンケート調査の内容

アンケート調査は、共通アンケート調査と個別アンケート調査に分かれる。共通アンケート調査については全13自治体に対し、共通の内容で行った。個別アンケート調査については標高高さ制限を用いている5自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市)に対し、眺望景観保全制度の詳細について個別の内容で行った。質問内容は以下の通りである。

i) 共通アンケート調査の内容

- ①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について
- ②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について
- ③景観計画策定後の建築物・工作物の届出について
- ④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について
- ⑤眺望景観保全に関する今後の展望について
- ⑥視点場の位置の決定方法について
- ⑦視対象の範囲の決定方法について

ii) 個別アンケート調査の内容

- ① 視点場の選定基準について
- ② 設計者が標高を計測する際に指定している計測方法について
- ③ 眺望景観保全地区の水平方向の範囲の決定方法について
- ④ 眺望景観保全地区の垂直方向の範囲の決定方法について
- ⑤ 景観計画への適合確認方法について
- ⑥ 視点場の整備状況について
- ⑦ 眺望景観保全の周知について

表 3-3-1-1 アンケート調査

自治体名	アンケート調査	
	共通アンケート調査	個別アンケート調査
岡崎市	全自治体に対して共通の内容で行う。	標高高さ制限を用いている5自治体に対して詳細な内容で行う。
弘前市		
長崎市		
延岡市		
桑名市		
白河市		-
小諸市		
亀山市		
榑原市		
和歌山県		
高松市		
久留米市		
那覇市		

表 3-3-1-2 アンケート調査対象自治体及び回答部署

アンケート調査対象自治体	回答部署
岡崎市	岡崎市都市整備部都市計画課
弘前市	弘前市都市整備部都市計画課
長崎市	長崎市都市計画部まちづくり推進室
延岡市	延岡市都市建設部都市計画課計画係
桑名市	桑名市都市整備部都市整備課まちづくり景観室
白河市	白河市建設部都市政策室まちづくり推進課
小諸市	小諸市建設部都市計画課
亀山市	亀山市建設部まちづくり計画室
榑原市	榑原市まちづくり部計画景観課
和歌山県	和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
高松市	高松市都市整備局都市計画課
久留米市	久留米市都市建設部都市デザイン課
那覇市	那覇市都市計画部都市計画課都市デザイン室

3-3-2 ヒアリング調査

標高高さ制限を用いている5自治体のうち、現地調査（ヒアリング調査及びフィールド調査）を行った岡崎市、景観計画策定後の届出による運用実績が0件である桑名市を除く弘前市、長崎市、延岡市の3自治体を対象に電話によるヒアリング調査を行った。

(1) ヒアリング調査の対象

ヒアリング調査は、眺望景観保全制度の運用に関わる行政担当者を対象とした。

(2) ヒアリング調査の方法

ヒアリング調査は電話で行った。

(3) ヒアリング調査の内容

ヒアリング調査は共通ヒアリング調査と個別ヒアリング調査からなり、アンケート調査の回答を踏まえ、更に詳細な内容について聴き取りを行った。

3-3-3 現地調査（ヒアリング調査及びフィールド調査）

現地調査は、標高高さ制限を用いている自治体のうち、景観計画において眺望景観保全制度が最も明確に示されていた岡崎市を対象として行った。現地調査はヒアリング調査とフィールド調査からなり、ヒアリング調査は、岡崎市役所で直接行い、アンケート調査の回答を踏まえ、更に詳細な内容について聴き取りを行った。フィールド調査は、眺望景観保全制度の視点場を視察し、視点場の整備状況等を確認しながら、視点場周辺の写真撮影等を行った。

3-4 13 自治体における眺望景観保全制度の調査結果

本節では、13自治体に対して行った眺望景観保全制度に関するアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査(ヒアリング調査及びフィールド調査)の結果を整理する。

3-4-1 岡崎市における眺望景観保全制度の調査結果

i) アンケート調査結果

アンケート相手 : 岡崎市都市整備部都市計画課景観推進班 木下 政樹 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

岡崎市は、徳川家康公の生誕地として知られ、岡崎城は本市の景観の象徴である。都市化が進む中、昭和60年に、岡崎城へ眺望景観の保全のため、建築確認の際に、眺望を妨げることとなる高さとならないよう建築物等の高さを配慮いただくよう行政指導を行うこととなった。その後、平成11年の建築確認の民間開放により行政指導の機会を失ったこと及び平成16年の景観法の制定を受け、平成24年に景観法に基づく景観計画及び岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例を制定し、保全措置を講じた。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

京都市(視点や視対象の考え方、標高規制の運用等)

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

平成24年7月運用後、2件有り。基準を満たしていない届出等はなし。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

【成果】

- ・景観保全の意識の高まり(当該眺望景観の価値の普及啓発)
- ・眺望景観の保全(法令等の担保)

【課題】

- ・高さ制限は勧告止まりであり、景観地区等の都市計画制度による担保性の強化
- ・眺望景観を享受する側(受益)と保全のために一定の規制等を受ける側(負担)が必ずしも一致しないために生ずる不平等への対応

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

受益と負担が異なる場合が多い眺望景観は、景観の保全のみでは住民合意が得られにくい。眺望距離が長ければ長いほど、眺望景観の領域下の地区の景観まちづくりと一体的・総合的な眺望景観の保全策が講じられることが最も大切。加えて眺望景観は、観光まちづくり等への活用があってこそ、みんなの共有の財産との認識が広がり、保全の意識が高まる。

⑥視点場の位置の決定方法について

正確に座標(緯度、経度、標高)を決定。測量により、現地に明示板を設置。詳細規制図有。

⑦視対象の範囲の決定方法について

正確に座標(緯度、経度、標高)を決定。測量により、座標等管理。詳細規制図有。

■保全制度の詳細について

①視点場(大樹寺)の選定基準について

本来ならば大樹寺境内にて三門、総門を通して望む景観であるが、公共の場所から公衆によって容易に望見されるよう、視点を三門前市道に設置。

②視点場(大樹寺)の詳細な位置を決定した方法について

三門前市道において安全に、総門を額縁に見立てて中央に岡崎城が望める位置として決定。

③岡崎城天守閣二層下部の基準線を決定した理由について

現状の景観において最も良好に望める位置として決定。

④設計者が標高を計測する際に市が指定している計測方法について

当該眺望景観の中心線を明示する金属板を中心線と直交する道路上に92箇所設置。当該板の座標(緯度、経度、標高)を参考に計測。

⑤景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について

測量による詳細規制図により建築可能高さや位置等を審査。

⑥視点場(大樹寺)における経路、サイン、案内板等の整備について

視点には「大樹寺→岡崎城」の明示板や当該景観の歴史的な由来を記した案内板を設置。そのほか大樹寺境内に案内等サイン有り。

⑦眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

平成21年に大樹寺よりサーチライトを照射し、夜空に眺望景観の空間領域を光で表現する景観啓発事業を実施。同年「観光きらり百選」に選定。テレビ等取材は積極的に活用。

ii) 現地調査(ヒアリング調査)

ヒアリング日時	: 平成 24 年 12 月 20 日(木) 10:00~11:30
ヒアリング場所	: 岡崎市役所
ヒアリング相手	: 岡崎市都市整備部都市計画課景観推進班 木下 政樹 氏
ヒアリングメンバー	: 工学研究科建築学専攻 2 年 森山 貴行 工学部建築学科 4 年 大井 涼介
収集資料	: 岡崎の歴史的眺望(パンフレット)



写真 3-4-1-1 岡崎市へのヒアリング風景

ヒアリングの回答

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全を始めた昭和 60 年当時に行っていた行政指導について

昭和 60 年当時も、現在と同じく建築物の高さの配慮をお願いしていた。方法としては同じだが、当時は法律や条例に位置づけがない中で行政指導を行っていたため、現在よりも規制力が弱かった。建築確認の時に指導を行っていたが、図面が出来上がっている段階なので設計の変更が難しかった。当時から大樹寺以外の 3 つの視点場(殿橋、明神橋、矢作橋)からの眺望についても簡単な図面を作成して指導を行っていた。平成 11 年の建築確認の民間開放から平成 16 年の景観法の制定までの 5 年間は行政指導の機会がなく、眺望景観が奇跡的に保たれていた。景観法制定が契機となって現在は条例化され、制度上勧告を行うことができるようになった。

②昭和 60 年当時の高さに関する基準等について

昭和 60 年当時から測量を行い、標高による高さ規制を行っていた。規制範囲は岡崎城から両側 20m と大樹寺を結ぶ範囲で行っており、現在より大雑把な方法を用いていた。

③京都市以外で参考にした自治体について

横須賀市、神戸市。神戸市は視点場を座標で管理する方法を参考にした。

④景観計画の運用後にあった2件の届出について

- ・カーポート(近景保全区域内)
- ・住宅(中景保全区域内)

いずれも規制高さを超えていなかった。

⑤眺望景観保全区域内外で生ずる不平等に対する現在の具体的な対応案について

眺望景観保全に際し、受益と負担の対象が異なる点が問題となる。岡崎城への眺望の重要性について理解が得られない住民もあり、景観保全を行ってどうなるのかという点が説明しにくい。京都市などの例を挙げ、他の自治体でもランドマークを保全している自治体があると説明している。経済活動との兼ね合いも問題である。地域活性化のためにも岡崎の観光資産としてアピールしていく必要がある。また検討段階であるが、税制優遇として固定資産税の減免や眺望協力金という形での補助等の案が挙げられている。

■保全制度の詳細について**①三門が小学校の敷地内にある理由について**

元々小学校も大樹寺の敷地に含まれていた。

②92箇所の鈺の設置場所の選定方法について

ビスタライン上の市道に設置している。アスファルト舗装の上に設置すると取れてしまうため、側溝などのコンクリート部分に設置している。私道は含まれていない。

③建築物等の高さを地盤面からの高さで規制している理由について(景観計画書のp.151より)

標高で記載すると分かりづらいため、地盤面からの高さに直したものを参考資料として記載している。規制方法としては基準面の標高を超えないこととしている。地盤面が変化した場合は測量を業者に任せている。

④開発が進む地域で合意がとれた理由について

合意が取れたとは言い切れず、反対者も少なからずいる。個別に話をしにいったのは20人程である。一方で市の施策であるなら従うという住民もいる。規制区域を定める際、そこに住む住民に対し説明会を何度か行い、土地所有者に対し可能な建築規模について個別に郵便で伝えた。また市民アンケートを実施し、パブリックコメントを集める機会とした。しかし個人の意見だけを聞いて決めるのは不可能なので、協議会や町内会である程度意見をまとめることで景観地区への引き上げを目指している。

⑤景観協議の対象行為と届出対象行為とにおいて近景保全区域で対象としている建物規模(前者が全ての建物、後者が4mを超える建物)が異なる理由について

景観協議は高さ以外に色彩や形態を見る必要があるが、届出は高さについてのみ行っている。4m未満の建築物・工作物は眺望の妨げにならないので手続きを省いている。近景保全区域の4mという数値の理由としては、視点場に最も近い敷地から4m以上標高が下がっており、4m以下が眺望の妨げにならないためであり、また、ラウンドナンバーでキリのよい数値で定めている。中景保全区域の20m、遠景保全区域の20mの値は規制ラインに基づいて導き出し、同じく眺望の妨げにならない数値をラウンドナンバーで定めている。

⑥岡崎城の後背景観の保全として遠景保全区域を取り入れた理由について

岡崎城の背後に高層マンション等が建つと、城と建築物のシルエットが重なり、城としてはっきり認識しづらくなるのを防ぐためである。岡崎城から見て遠景保全区域から更に後ろの地域は住居系であり、高度地区によって20m規制がかかるため、眺望保全の担保が取れている。

⑦明示板のデザインの決定時に参考にした事例について

特になし。デザインは市で行った。

⑧大樹寺境内にある案内板の内容の決め方について

大樹寺に元々あったものである。

iii) 現地調査(フィールド調査)

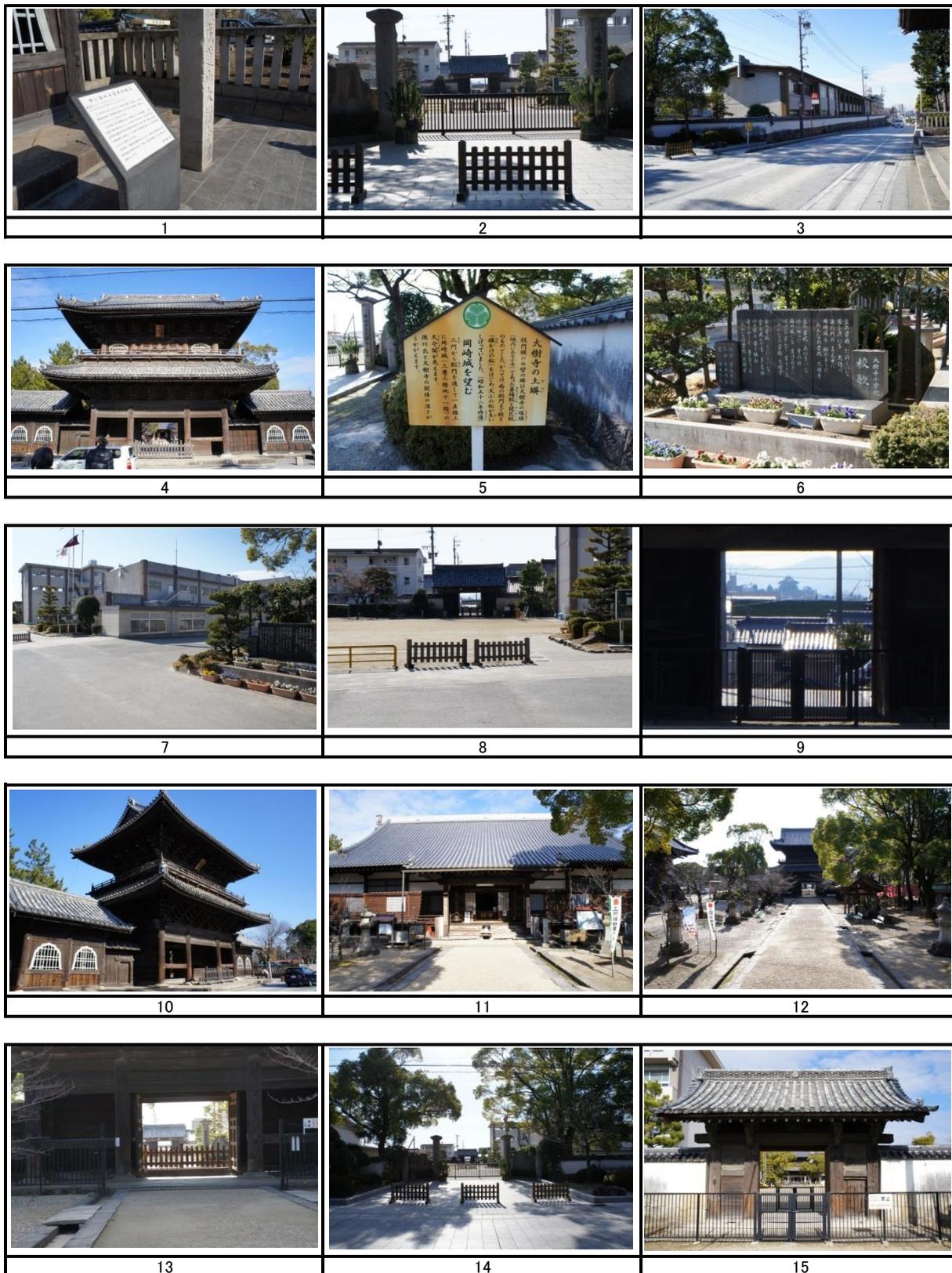
「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区」の視点場である、大樹寺三門前周辺を視察し、視点場の整備状況等の確認を行った。以下、写真撮影地点、写真を示す。



図 3-2-5-1 「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区」における写真撮影地点

(Google マップを基に作成)

大樹寺三門前(視点場)周辺の写真



3-4-2 弘前市における眺望景観保全制度の調査結果

i) アンケート調査結果

アンケート相手 : 弘前市都市整備部都市計画課 中一 健司 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

当市では平成元年に「都市景観形成モデル都市」に指定されたのを契機に「街並み景観ガイドライン(景観形成基準)」を平成3年に策定し、その中で岩木山と五重塔に関する眺望景観のガイドラインも示していたところである。今回、景観計画を策定するにあたり、市民の景観に対する想いを計画へ反映させるため、平成21年度に「風景募集」や「市民アンケート」を実施したところ、やはり岩木山、五重塔の景観が魅力的と感じている市民が多いという結果が得られたことにより、改めて眺望景観保全地区として指定し、眺望景観の保全に取り組むこととした。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

鹿児島市の景観計画のうち、桜島への眺望確保範囲や景観形成基準の設定方法などについて参考とした。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

届出はあったが、基準を満たしている行為であった。なお、「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山」の範囲内で携帯電話基地局の新設について事前相談を受けたが、高さ基準を満たさなかったため、範囲外へ新設するよう指導している。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

【成果】

高さ基準等を設定することで、良好な眺望を保全することが可能となり、質問3で回答したように具体的な効果もあった。

【課題】

市民や事業者への周知徹底や既に眺望を阻害している電線、電柱等への対応などが考えられる。

なお、2012年9月には蓬莱橋から五重塔の眺めを阻害していた電柱1本を市で移設するなど、良好な眺望確保のために規制以外の点でも取り組んでいる。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

2012年6月に景観計画を施行したばかりであるため、まずは市民や事業者への周知を徹底し、眺望景観を阻害する行為が行われないように、景観計画を的確に運用していくことが最も重要であると考えている。同時に、市民、事業者、行政が協働して眺望景観保全に取り組んでいることを観光客をはじめとした市外の方へも紹介し、弘前の魅力向上による地域活性化のための手段の一つとしていくことも考えられる。

⑥視点場の位置の決定方法について

視点の標高は以下のとおりとしている。

- ・弘前城本丸と城西大橋からの岩木山
46m(前城本丸の標高)1.5m(平均的な視点の高さ)
=47.5m
- ・蓬莱橋から五重塔
37m(萊橋の標高)1.5m(平均的な視点の高さ)
=38.5m

⑦視対象の範囲の決定方法について

- ・弘前城本丸と城西大橋からの岩木山
北側は高長根山周辺の平均的な地盤高である100mの等高線の北側と接するライン、南側は森山(県立自然公園第3種特別地域)の南側に接するラインに挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山の眺望を確保できる標高80mまでを眺望確保範囲としている。
- ・蓬莱橋から五重塔
五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の上から2層目の壁面までを眺望確保範囲としている。

■保全制度の詳細について

①視点場(弘前城本丸、城西大橋、蓬莱橋)の選定基準について

「市民アンケート」の結果を選定の参考とした。

②視点場(弘前城本丸、城西大橋、蓬莱橋)の詳細な位置を決定した方法について

「市民アンケート」の結果、大切にすべきとの多くの回答を得られた視点場と、「街並み景観ガイドライン」において設定した視点場とが合致したため決定したものである。

③眺望確保範囲(水平方向)を決定する際の詳細について

a. 弘前城本丸と城西大橋から岩木山への眺望

岩木山の特徴である独立峰としての全景を見渡せる範囲を確保するため、その目安を高長根山と森山の範囲内とした。

b. 蓬莱橋から最勝院五重塔への眺望

現在眺望が確保されている範囲を眺望保全の範囲とした。

④五重塔の眺望確保のための範囲を五重塔の中心から半径20mとした理由について

a. 蓬莱橋から最勝院五重塔への眺望

現在眺望が確保されている範囲であるため。

⑤眺望確保範囲（高さ方向）を決定する際の詳細について**a. 弘前城本丸と城西大橋から岩木山への眺望**

戦勝や火難除けの御利益があるとされる勝軍地蔵を信仰した藩祖為信は、京都の愛宕権現を模した「厨子入愛宕権現像」を弘前城下の西北鎮護の仏として愛宕山に安置した。愛宕山には他にも、津軽家との関わりを持つ寺宝が多くあり、この勝軍地蔵とともに400年以上にわたり愛宕山にまつられてきた。

岩木山の眺望確保の基準箇所を、為信が勝軍地蔵を安置した愛宕山とすることは、目標とする景観像の「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前」の実現とともに、平成23年に築城400年の節目を迎えるこの機会として大きな意義を持つことから、本丸から眺めた愛宕山橋雲寺が隠れないライン（標高80m）を建築物等の最高高さの限度とし、岩木山の眺望を確保することとした。

b. 蓬萊橋から最勝院五重塔への眺望

現在眺望が確保されている範囲を眺望保全の範囲とした。

⑥橋雲寺の基準点の位置を決定する際の根拠について**b. 蓬萊橋から最勝院五重塔への眺望**

質問5の回答の通り。

⑦設計者が標高を計測する際に指定している計測方法について**a. 弘前城本丸と城西大橋から岩木山への眺望**

景観計画81ページの算式のとおり。

b. 蓬萊橋から最勝院五重塔への眺望

景観計画84ページの算式のとおり。

⑧景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について**a. 弘前城本丸と城西大橋から岩木山への眺望**

高さについては景観計画81ページの算式により基準内かを確認している。その他、形態意匠についても図面により景観形成基準への適合性を判断している。

b. 蓬萊橋から最勝院五重塔への眺望

高さについては景観計画84ページの算式により基準内かを確認している。その他、形態意匠についても図面により景観形成基準への適合性を判断している。

⑨視点場における経路、サイン、案内板等の整備について

現在行っていないが、検討中である。

⑩眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

現在行っていないが、検討中である。

ii) ヒアリング調査結果

ヒアリング日時 : 平成24年12月28日 13:00~13:30

ヒアリング相手 : 弘前市都市整備部都市計画課 中一 健司 氏

ヒアリングの回答 :

■眺望景観保全制度について

①鹿児島市以外に参考にした自治体について

景観計画全体としては盛岡市等を参考にした。

②景観計画の運用後にあった届出について

3件あった。3件とも一般住宅であり、眺望を阻害する高さではなかった。

③眺望景観保全区域内外で生ずる不平等に対する現在の具体的な対応策について

専門家、市民からパブリックコメントという形で意見を集め、区域によって基準が異なることについて事前に了解を得た上で計画を策定しているのので、現段階では不平等の是正ということについては考えていない。

④眺望景観保全に関して周知する方法の具体案について

具体的な案は課内で決まっているものはない。私見ではあるが、眺望景観保全地区の視点場になっている箇所にバス停があるため、眺望景観保全を行っている旨の表記を行う、バスの車内アナウンスで周知する等の方法を考えており、バス会社と協議を行いたいと考えている。市の別段の予算を必要としない取りやすい内容から進めていきたい。

⑤視点場の詳細な位置(緯度・経度・標高)の決定について

弘前城本丸と城西大橋から岩木山への眺めや蓬莱橋から五重塔への眺めは、景観計画を策定する前から市民にとって親しみのあった場所であり、それぞれどこからの眺めがよいのかということについて意見が分かれるところなので、明確なポイントで定めず、幅を持たせた定性的な基準でもって定めている。標高については、その周辺のおおよその標高で定めている。

⑥視対象の詳細な位置(緯度・経度・標高)の決定について

ポイントを明確に定めていない。高長根山と森山を目印としてラインを区切ることで岩木山への眺望を確保している。

■保全制度の詳細について

①街並み景観ガイドラインに記載されている大切にしたい場所、眺めの保全のために新たに眺望景観保全地区を定める予定について

岩木山の麓に位置する国指定史跡である大森勝山遺跡が、平成27年度を目標に世界遺産への登録を目指している。この遺跡からの岩木山への眺望も素晴らしく、平成26年までには保全基準を定める予定であるが、眺望景観保全地区という現状のレベルの基準まで引き上げるかどうかは未定である。

②五重塔の中心から20mの数値決定の根拠について

現段階で半径20mの範囲が眺望確保されており、視点場からの現状の眺めを目視で確認し、決定した。20mよりも範囲を広げてしまうと、基準高さに合わない既存建物が多くなってしまう。

③設計者がどのように標高を計測しているか把握しているか

現在のところ具体例は把握していない。

④点場周辺の整備について

蓬莱橋付近で環境整備事業として歩道や広場の整備を行っており、合わせて視点場を分かりやすく紹介するようなプレートや工作物等のサインの整備を考えている。

⑤市民合意はどの程度得られたのか

事前に市民に対しアンケートを実施し、親しみのある眺望景観として意見が多かった2つの視点場を今回眺望景観保全地区に定めているため、その意味で市民合意を得たと解釈している。反対は特になかった。

3-4-3 長崎市における眺望景観保全制度の調査結果

i) アンケート調査結果

アンケート相手 : 長崎市都市計画部まちづくり推進室 峯松 孝平 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

詳細な経緯は不明であるが、昭和63年12月に制定された長崎市都市景観条例に基づき策定した長崎市都市景観基本計画(平成2年4月告示)において、重点的に景観形成を図っていく地区として位置付けられており、平成13年8月には景観形成地区(現 景観形成重点地区)に指定されている。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

不明。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

・平成23年4月の景観計画策定後、平和公園地区内で平成23年度は24件、平成24年12月時点で12件の届出が出ている。

・基準を満たしていない建築物・工作物については、設計者や施主と協議を行い、基準を満たす形で高さや色等を配慮していただいている。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

【成果】

・平和祈念像の背後、稲佐山への眺望、原爆落下中心碑の周りについては、建て替えなども進んでいるが、眺望景観が確保されており、一定の成果が出ている。

【課題】

・強硬に高い建物を建てる業者などが出てきたときに対抗する法的措置がないため、眺望景観が失われる恐れがある。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する景観資源(教会、神社、寺院など)への眺望景観を保全する必要がある場所については、地域住民の合意を得た上で、景観形成重点地区として指定していきたい。

⑥視点場の位置の決定方法について

緯度・経度・標高までは決定していない。

⑦視対象の範囲の決定方法について

緯度・経度・標高までは決定していない。

■保全制度の詳細について**①眺望場所の選定基準について****a. 祈念像眺望ゾーン**

平和都市長崎の象徴として厳粛さをもつ公園の聖域性を高める空間の創出を基本方針としており、平和祈念像の象徴的風景を確保するため選定した。

b. 稲佐山眺望ゾーン

平和都市長崎の象徴として厳粛さをもつ公園の聖域性を高める空間の創出を基本方針としており、稲佐山の印象的風景を確保するため選定した。

c. 天主堂眺望ゾーン

地域のランドマークでもある浦上天主堂と平和の象徴である平和記念像との相互の眺望は大切であることから選定した。

②眺望場所の詳細な位置を決定した方法について**a. 祈念像眺望ゾーン**

平和祈念式典の会場の場所でもある事から、概ねその会場の中心の位置である、眺望場所(1)とした。

b. 稲佐山眺望ゾーン

稲佐山、平和公園内の平和の泉(噴水)、平和祈念像が軸線上になるよう公園がつくられおり、それを感じるために眺望場所(1)と同じ位置とした。

c. 天主堂眺望ゾーン

眺望場所(3)については、広場として整備されている場所である。眺望場所(5)については、天主堂の玄関前という場所である。

③眺望保全範囲(水平方向)を決定する際の詳細について**a. 祈念像眺望ゾーン**

祈念像を見たときの公園の西角と東角の範囲とした。

b. 稲佐山眺望ゾーン

公園周囲の樹木の視界が開けた範囲とした。

c. 天主堂眺望ゾーン

平和公園側は祈念像から公園の北角の範囲とし、天主堂側は概ね天主堂の建物の幅の範囲とした。

④眺望保全範囲(高さ方向)を決定する際の詳細について

a. 祈念像眺望ゾーン

視点場の目の高さを想定して高さ1.5mの位置と対象物である祈念像のひざの高さ(背後の緑地の高さを考慮し)8mの位置を結んだ斜線により隠れる高さとした。

b. 稲佐山眺望ゾーン

公園の地盤高さを超えない高さとした。

c. 天主堂眺望ゾーン

視点場の地盤高さに目の高さとして1.5mを加えた高さとした。

⑤景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について

長崎市土木総務課へ「公共基準点使用承認申請書」を提出していただき、申請者へ基準点の資料提供を行っている。

⑥平和公園地区における景観形成基準で定められた高さ基準1の理由について

祈念像公園の聖域的空間の風景を保つために、祈念像公園の広場から周囲を見渡した時、緑地に隠れる高さを限度としている。

⑦景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について

現況写真による確認。

⑧視点場における経路、サイン、案内板等の整備について

地域案内板、公園案内板、誘導板。

⑨眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

ホームページやパンフレットによる周知。

ii) ヒアリング調査結果

ヒアリング日時 : 平成25年1月9日 9:00~9:30

ヒアリング相手 : 長崎市都市計画部まちづくり推進室 大町 清次郎 氏

ヒアリングの回答 :

■眺望景観保全制度について

①景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

- ・平成23年度 8件(内訳: 共同住宅2、事務所2、専用住宅4)
- ・平成24年度 4件(内訳: 共同住宅1、専用住宅2、自動販売機1)

②関連法制度等を用いて建築物及び工作物の高さ制限を行う予定について

今後行う予定はない。

③眺望景観保全地区内外で生ずる不平等に対する現在の具体的な対応案について

眺望景観保全地区に限らず、平和公園地区全体として土地利用の制限をかけている状況だが、制限がかかることについて説明会を行うあるいはダイレクトメールで通知するなどして、地権者の理解を得たと解釈している。そのため具体的な対応策については考えていない。

④追加で新たに眺望景観保全地区を定める予定について

具体的な予定はない。

⑤海拔で定められている視点場の位置の決定方法について

海拔の数値は、実際に視点場として定められた位置を計測したものではなく、公園の位置の海拔を基に、おおよその数値で決定している。

⑥視点場の正確な位置の決定について

緯度・経度・標高で視点場の位置を決定する予定はない。

⑦視対象の正確な位置の決定について

緯度・経度・標高で視対象の範囲を決定する予定はない。

■保全制度の詳細について**①眺望景観保全地区の範囲を決定する際に定めた基準点の決定方法について****a. 祈念像眺望ゾーン**

祈念像背後の公園のライン上にある西角と東角の位置としている。

b. 稲佐山眺望ゾーン

公園入口の樹木が配置されていない部分の開けた範囲としている。

c. 天主堂眺望ゾーン

祈念像背後の公園のライン上にある北角の位置としている。

②眺望保全範囲（高さ方向）を決定する際の詳細について**a. 祈念像眺望ゾーン**

祈念像のひざの高さ(8m)より上の眺望を保全するよう、高さを決定している。

b. 稲佐山眺望ゾーン

公園が高台の位置にあり、地盤面より上に稲佐山が見えているため、目の高さを含まず、公園の地盤面から上の眺望を守ることとしている。地盤面に高低差があり、絶対高さでの規制が難しかったため、一律の標高高さで規制している。

c. 天主堂眺望ゾーン

地盤面に高低差があり、絶対高さでの規制が難しかったため、一律の標高高さで規制している。祈念像のどこの位置に標高高さ規制のラインが当たるかは把握していない。

③設計者が標高を計測する際に市が指定している計測方法について

公共基準点使用承認申請書を提出した業者に対し、建設地近傍にある、緯度・経度・海拔が定められた基準点の情報を提供している。

④平和公園地区における景観形成基準の高さ基準1について

眺望場所(2)の爆心地公園中心碑背後の景観保全のため、樹木を配置しており、樹木の高さ(おおよそ12mとなるよう公園が管理)に隠れる高さであればよいため、標高による高さ制限とはしていない。高さ基準1を基に、他の眺望ゾーンについて更に厳しい高さの数値を決定している。

⑤視点場における経路、サイン、案内板等の整備について

周囲の主要施設への案内板は設置しているが、眺望についての解説を行っている案内板は整備していない。

⑥眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

長崎市 HP「長崎市の都市計画」(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/keikan/>)や、重点地区に指定した範囲を示したパンフレットなどで周知している。

3-4-4 延岡市における眺望景観保全制度の調査結果

i) アンケート調査結果

アンケート相手 : 延岡市都市建設部都市計画課計画係 甲斐 昇太 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

眺望景観保全を行っている城山周辺地区は、城下町延岡の歴史と文化を伝える地区として、古くから市民に親しまれており、平成11年に都市景観形成地区として指定され、建築物の絶対高さを標高21m以下に規制し、城山の眺望の保全を行っている。景観計画策定時に、市民意向調査を行ったところ、現行の眺望規制はそのまま良いという意見がほとんどであったため、景観法による景観形成重点地区として指定し建物の高さ規制を存続させている。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

特になし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

城山周辺地区における届出はあるが、基準を満たさない届出は出てきていない。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

【成果】

- ・一定の眺望景観保全が行われている。

【課題】

- ・景観阻害物件が発生した場合の対応。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

- ・城下町としての歴史・文化が息づく、自然と調和した都市景観の形成
- ・市民に親しまれ、落ち着きと風格のある都市景観の形成
- ・建物の高さ規制(標高21m)等による、城山への眺望確保

⑥視点場の位置の決定方法について

視対象である城山全体が見易い大きさで視線を阻害するものがない視点場として、橋のたもとの3ヶ所を指定。

⑦視対象の範囲の決定方法について

地図上で見渡せる範囲は示しているが、正確には決定していない。

■保全制度の詳細について

①視点場の選定基準について

視線を阻害するものが無く、視対象である城山全体が見易い大きさで見渡せるため。

②視点場の詳細な位置を決定した方法について

視対象が見易い大きさで見える位置であるため。

③眺望確保範囲(水平方向)を決定する際の詳細について

地図上で、城山全体が見渡せる範囲を指定。

④建築物等の高さの制限を一律で標高21mとした理由について

平成11年に保全ライン(標高21m以下)を決定しているが、景観計画策定時に、眺望断面シミュレーション(眺望断面図、眺望写真シミュレーション)を実施し、既存建築物等の現状の把握、都市計画法で定めている建ぺい率・容積率との整合性を検証し、標高を決定。

⑤景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について

確認申請時に建物の高さとし地盤高さの確認。眺望を阻害する恐れがあるものについては、視点場からどのように見えるか確認する必要があると思われるが、そのような届出は出てきていない。

⑥視点場における経路、サイン、案内板等の整備について

特になし。

⑦眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

延岡市の景観全般について、ホームページ上に掲載。

ii) ヒアリング調査結果

ヒアリング日時 : 平成25年1月18日 11:00～11:30

ヒアリング相手 : 延岡市都市建設部都市計画課計画係 甲斐 昇太 氏

ヒアリングの回答 :

■眺望景観保全制度について

①「標高21m以下」の数値の決定方法について

自主条例である延岡市都市景観条例があり、平成11年の条例制定時に城山周辺地区として定めるところである。標高21m以下の規制の経緯は不明。地区内の用途地域の建ぺい率や容積率等と既存建築物の高さを考慮し、眺望を阻害しない高さを検討した結果、21mとなった。

②景観計画運用後の建築物または工作物の届け出について

平成23年10月から現在(平成24年12月まで)で、住宅の新築行為が3件あった。(平成23年度1件、平成24年度2件)

③都市計画法等の関連法制度を用いた建築物及び工作物の高さ制限を行う予定について

現在のところ関連法制度を用いて建築物等の高さ制限を行う予定はないが、城山周辺地区は風致地区に指定されており、10～15mの範囲で地盤面からの高さ制限がかけられている。

④眺望景観保全地区内外で生ずる不公平感等に対する具体的な対応策について

事前協議を任意で行っている以外、特に行っていない。

⑤眺望景観保全に関する今後の具体的な予定について

平成23年に景観計画の運用を始めたところであり、景観計画以外で今後の新たな方針はないが、策定以前から城山周辺地区の沿路の整備等を継続して行っている。

■保全制度の詳細について

①視点場の位置の決定方法について

広範囲に渡る視対象の全体が眺望できる地点であること、視対象に向かって前方に眺望を阻害する建築物等がない地点であることなどから、橋のたもとの3点を視点場として指定した。

②眺望景観保全地区の範囲の決定方法について

平成11年度に都市景観形成地区として指定された範囲をそのまま眺望景観保全地区としている。

③眺望阻害の恐れがある建築物等における眺望景観保全の確認方法について

規定はないが、恐れがある場合については景観審議会等で景観アドバイザーに助言を求めるとも考えられる。

3-4-5 桑名市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 桑名市都市整備部都市整備課まちづくり景観室 佐藤 渉 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

桑名市景観計画策定委員会において、桑名市景観計画を策定するにあたり、特に本市の誇れる美しい眺望景観が望める区域を、眺望景観保全区域として定めた。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

桑名市景観計画策定委員会において

小田原市：高度地区制度を活用した眺望景観の保全

大津市：眺望保全地域の規制内容

橿原市：眺望保全地区のイメージ

を参考にした。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

建築物及び工作物の届出は提出されているが、眺望景観保全区域の基準を満たしていない届出はない。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

景観計画を定めてからまだ日は浅いが、眺望を保全できていることを現時点の成果としており、また、課題については、現時点では認識していない。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

桑名城址と多度山を結びつけ、本市の新たな個性として創出する具体性のある方策となり、本制度の運用が「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」の実現に向けた実効性のある取組の一つとなるように、今後も保全する。

⑥視点場の位置の決定方法について

当市の視点場は1箇所あり、

緯度：35度4分6.19秒

経度：136度41分49.55秒

標高：7.5m

として決定している。また、これについては、桑名景観計画策定委員会において決定している。

⑦視対象の範囲の決定方法について

視点場と多度山の裾野及び山頂を直線で囲んだ最大の区域として決定している。また、これについては、桑名市景観計画策定委員会において決定している。

■保全制度の詳細について**①視点場(桑名城址)の選定基準について**

桑名景観計画策定委員会において、決定している。

②多度山眺望保全区域の水平方向の範囲を決定した理由について

多度山の美しい稜線を保全するため、多度山の山裾から山裾までを区域とした。

③多度山の稜線の「2/3」を保全する理由について

多度山の美しい稜線を保全するため、多度山の稜線の2/3を保全することとした。

④設計者が標高を計測する際に市が指定している計測方法について

多度山眺望保全区域の内の行為地における高さの最高限度(H=地盤面の標高+建築物の最高高さ)は、視点場(原点)からの距離(L)に応じて以下の式により算出する。

$$H=\text{地盤面の標高}+\text{建築物の最高高さ}=(16.1-7.5)\times L/10635+7.5$$

⑤景観計画に基づく届出における眺望景観保全の確認方法について

景観法に基づく届出の様式の中で、チェックシートを作成し、景観計画に定めた基準以下であるか把握できるようにしている。

⑥視点場(桑名城址)における経路、サイン、案内板等の整備について

現在行っていないが、検討中である。

⑦眺望景観保全を市民に広く知らせる活動について

景観計画をホームページ上に掲載し、景観計画概要書を窓口にて配布して周知している。

3-4-6 白河市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 白河市建設部都市政策室まちづくり推進課歴史まちづくり係

深谷 一馬 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

白河市の代表的な眺望として(1)南湖公園から那須連峰への眺望、(2)景観計画推進区域(友月山、白河駅白坂線、天神山)から小峰城跡三重櫓への眺望があり保全に取り組んでいる。

(1)江戸時代に白河藩主松平定信が四民共楽の理念のもと造り上げた公園と言われている南湖公園。公園内からの栃木県に位置する那須連峰への眺望は、古くから白河市民に親しまれており、市の宝と言える景観です。しかしながら、南湖公園から那須連峰への眺望に係るビスタライン上に、幹線道路や新幹線の駅が存在することから、市街地が進展し、その沿線(南湖上流地区)に大規模集客施設や賃貸マンション等が建設され、建築物や屋上利用広告物などが景観を阻害してきており、今後とも大規模集客施設等の進出が予想されることから保全に取り組むこととなっている。

(2)白河は旧奥州街道を骨格として形成された城下町であり、その中心である小峰城跡三重櫓は戊辰戦争で焼失したものの、平成3年に江戸時代の図面を基に忠実に再現されており、白河市の中心市街地の顔であり、重要なシンボルとなっていることから、眺望を保全することとなっている。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

参考にした自治体は特になし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

景観計画施行後に、(1)の眺望景観に関わる建築物、工作物の届出及び基準を満たしていない建築物の届出はなし。(2)に関しては、集合住宅の建築や、既存ビルの外壁の色彩の変更等の届出有り。その際、アクセントカラー部分が色彩基準に適合しないことから、景観計画等の趣旨を施主に説明し、理解いただき、基準内の色彩にしていた。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

【成果】:

「私の好きな白河の景観 50 選」を実施し、市民の南湖公園からの眺望に対する意識の高さを確認できた点。及び景観計画に眺望景観の保全を位置付けることで景観に対する市民、業者の意識が高まった。

【課題】:

南湖上流地区は、今後も開発が続く地域となることが想定されるため、事前協議等の際に適切に誘導していくことが必要。また、屋外広告物については、現在福島県屋外広告物条例にての規制となっているため、市の景観特性等に応じたきめ細かな規制誘導が図れていないため、今後市独自の屋外広告物条例を制定する必要がある。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

(1)の眺望については、眺望対象が他の市町村になることから、市だけでの眺望景観保全に対する取り組みでは、不十分であるため、今後他市町村にも眺望景観の保全について働きかけていく必要があると考えている。しかしながら受益と負担の関係が生じることから合意形成に課題が残る。

⑥視点場の位置の決定方法について

江戸時代からの視点場としていた地点を、そのまま設定しているが、緯度、経度、標高等については正確には決定していない。

⑦視対象の範囲の決定方法について

現在、視対象の範囲(緯度、経度、標高等)は正確には設定していない。

⑧視点場の位置が標高で記載されている理由について

「史跡名勝南湖公園 第2次保存管理計画書」にて視点場位置が標高で検討されているものを、眺望景観のバックデータとして利用したため。

⑨景観形成基準の高さ制限の数値を決定方法について

断面イメージの基となった「史跡名勝南湖公園 第2次保存管理計画書」の保存管理方針及び南湖上流地域の現状の建築物等の高さを調査し設定している。

⑩今後新たに眺望保全地区を定める予定について

今後の取り組みによっては考えられる。

3-4-7 小諸市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 小諸市建設部都市計画課 山東 丈洋 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

景観計画を策定するにあたり、市内全戸を対象に景観アンケートを行った。その中で市民が最も守りたい景観として、浅間山への眺望が1位となった。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

特にない。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

平成23年4月1日から平成24年12月31日までに278件の届出があった。そのうち景観審議会を開催して審議を行う大規模行為については4件あった。基準を満たしていない建築物については、届出者に改善を依頼し、対応していただいた。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

眺望景観保全については、1年・2年の短期間ではなく、30年後・50年後という長期的な視点においての保全活動が必要と思われる。また、眺望の視対象である浅間山は複数の市町村にまたがっており、景観保全に対しては、当市だけでなく近隣市町村との連携が必要である。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

眺望景観保全については、まだ広く認知されていないが、今後も眺望景観保全の動きは全国で広がっていくと思われる。そのことにより、市民に広く認識され、市民主体による景観保全活動を進めていきたい。

⑥視点場の位置の決定方法について

景観アンケートの上位であり、小諸眺望百選に選定されていた地点をその位置として、2箇所選定した。視点場にはそれを明示するプレートが設置した。

⑦視対象の範囲の決定方法について

特にない。

⑧眺望景観保全の確認のため、フォトモンタージュやコンピュータグラフィックを取り入れることになった経緯の詳細について

図面だけでは、建設後に景観に与える影響をイメージできない。特に審議会を開催する大規模行為については、委員に判りやすくするため。

3-4-8 亀山市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 亀山市建設部まちづくり計画室 川村 知美 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

閑宿内の百六里庭（眺閑亭）からは、古い町並みや地藏院及びその背後の鈴鹿山脈が一体となって眺望することができる良好な眺望景観であり、市の財産として保全していく必要があるため。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

特になし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

現時点では届出はなし。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

現時点で届出がなく実質的な成果はまだ見えていないが、重点地区を設けることで、伝建地区、景観形成推進地区と合わせて良好な景観を保全・創出するための基準が確立している。立地条件等から今後も届出はあまりないと推察されるが、一定の抑止力になっていることが成果と捉えている。新たな重点地区の指定を進めることが今後の課題である。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

- ・現在、眺望景観重点地区として一地区指定しているが、今後は市内の主要な視点場から新たに指定を進める。
- ・市内の主要な視点場にサイン看板を設置する。

⑥視点場の位置の決定方法について

- ・視点場の位置について

視点場の位置は、百六里庭内の眺閑亭(展望台)の東海道側中心部としており、緯度・経度を正確に決定している。標高は景観計画には表示していないが、把握できている。

⑦視対象の範囲の決定方法について

・視対象の範囲について

視点場から鈴鹿山脈の方角に向かい、地藏院と関宿の町並みが納まる範囲で背景の山頂2点と視点場を結んだ扇形の範囲とし、緯度・経度は決定しているが、標高は正確には決定していない。

・決定方法について：

上記の山頂2点のポイントの緯度・経度をインターネットの図面サービス（Google）を活用して測定した。

アンケート調査結果

アンケート相手 : 橿原市まちづくり部計画景観課 藤岡 秀規 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について**①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について**

以前より視点場と視点対象の間にある市街地の開発により今後、眺望が阻害される恐れが懸念されていた為。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

島根県松江市の宍道湖眺望保全の取組みなどを参考したほか、各地の景観保全の取組みを参考にした。具体的内容は不明。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

大和三山眺望景観保全計画策定後の届出は、
周辺景観保全エリア 建築物 4 件 工作物 11 件
遠望景観保全エリア 建築物 1 件 工作物 0 件
事前協議において基準を満たした状態で届出がでるので、基準を満たしていない届出は無い。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

策定が平成 24 年 1 月 1 日でまだ日が浅く、目立った成果は特にない。課題としては、周辺景観保全エリアでのソーラーパネル設置の是非が挙げられる。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

世界遺産への登録を目指していることとリンクして今後、エリアの拡大や新たな視点場からの眺望保全の取組の可能性はある。

⑥視点場の位置の決定方法について

藤原宮跡歴史的風土特別保存区域のうち、橿原市道四分木之本線以北の範囲を視点場として定めている。

⑦視点場を「面」で定めている理由について

藤原宮跡は、眺望景観保全計画策定以前より古都保存法により歴史的風致を形成する環境の保全が行われ、また都市計画法による高度地区指定により、視点場からの大和三山への眺望を意識した建物高さの規制が行われていた。ただし、直近に建物が立地している場合、低層であっても眺望を阻害する可能性があることから、現状において「大和三山の稜線への眺め」を一定程度確保できている範囲とし、さらに誰もが「大和三山の稜線への眺め」を享受できるよう、地区内への動線が確保できる範囲という条件を踏まえ視点場を設定している。

⑧視対象の位置の決定方法について

視対象の範囲を大和三山それぞれの起伏部の見え高 1/2 以上としているのみで、それ以上の決め方はしていない。

⑨周辺景観保全エリア、遠望景観保全エリア、視線のみちのそれぞれの眺望景観保全範囲を決定する際の詳細について

周辺眺望保全エリア	視点場の概ね 500m の範囲
遠望景観保全エリア	視点場から視対象(大和三山)を見たときの視線の両側 30° の範囲
視線のみち	視点場から大和三山の 1/2 の高さを結んだ範囲

⑩建築物、工作物の高さ設定において、基準高さの数値を決定する際の詳細について

各種標高データを用いて設定した断面において眺望断面図を作成し藤原宮跡から視る大和三山の眺望を保全するために必要な高さ規制について検討した。

3-4-10 和歌山県における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 矢代 敦久 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

平成 19 年、20 年に県下全域を対象に景観条例、景観計画を策定した。その中で、景観上特に重要な地域を「特定景観形成地域」として、景観形成を図っている。現在、世界遺産「紀伊山地

の霊場と参詣道」である、熊野参詣道(中辺路)周辺と高野山町石道周辺の二つの地域を古道から眺望できる範囲を基本に指定している。これは、世界遺産の部分だけでなく、そこからの眺望も含めた文化的景観を保全していくことが必要という考えからである。特に古道から望む山稜(スカイライン)を保全するため、眺望点を設定している。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

特になし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

届出あり。基準を満たしていないものはなし。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

古道から眺望する景観について、概ね保全できている。眺望点を設定したことにより、事業実施の際の事前検討がやりやすくなっている。参詣道は、かなり長い距離を広域にわたっているので、眺望点のみでは全ての眺望をカバーできていないところがある。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

今後、新たな特定景観形成地域を追加していく中で、これまでの手法を踏襲し、眺望景観保全を実施していく予定。新たな特定景観形成地域は、世界遺産周辺について検討していく。

⑥視点場の位置の決定方法について

緯度・経度・標高など正確には定めていない。

⑦視対象の範囲の決定方法について

緯度・経度・標高など正確には定めていない。

3-4-11 高松市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 高松市都市整備局都市計画課 佐田 美保 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

国の特別名勝である栗林公園周辺に、高層建築物等の建築が進むとともに、今後、大規模開発計画等や用地売却による大規模建築物の建設計画の可能性が考えられる状況になったため。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

眺望景観保全を進めている自治体の規制内容等を参考に検討。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

景観計画策定後に、毎月10～15件ほど届出があるが、栗林公園周辺景観形成重点地区については、まだ届出はない。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

栗林公園周辺は、都市計画に定める用途地域(商業地域・近隣商業地域)に該当し、高層建築物が建設される可能性はある。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

栗林公園周辺において、地元発意で地区計画制度を活用し、高さ制限を導入した地域もある。

⑥視点場の位置の決定方法について

視点場(11箇所)については、栗林公園(県管理)で定める眺望地点を用いることとしている。

⑦視対象の範囲の決定方法について

視点場から眺望できる全てが対象となる。ただし、栗林公園から半径500m範囲に限る。

3-4-12 久留米市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 久留米市都市建設部都市デザイン課 眞武 容里 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

久留米市を代表する自然景観である耳納連山を連続して見ることが出来る風景を守るため、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとした。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

なし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

- ・工作物(携帯電話基地局)で高さ制限を超える届出あり。
- ・基準自体が「～の高さに努めること」という定性的な規定であるため、どのような代替措置をもって「努めた」とみなすか、景観審議会に諮問し答申を得て判断した。
- ・結果として、工作物の色彩、高さ、形態について、景観上配慮されていると判断し、高さ制限を超えている届出を適合とみなした。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

高さ基準があることで、高さを抑えたり、場所を検討し直す案件もあり、一定の効果があると考えている。ただし、定量的な基準でないと、その強制力については限界がある。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

現在、本市では景観重要樹木や景観重要建造物の指定をしていないため、今後、指定にあわせて重要樹木等を眺望する場合の景観保全を検討したい。

⑥視点場の位置の決定方法について

視点場の位置(緯度、経度、標高など)については正確に決定していない。(筑後川右岸側堤防道路、JR久大本線車窓)

⑦視対象の範囲の決定方法について

視対象の範囲は耳納連山標高100mのラインを越えないこと。

3-4-13 那覇市における眺望景観保全制度の調査結果

アンケート調査結果

アンケート相手 : 那覇市都市計画部都市計画課都市デザイン室 田原 格 氏

アンケートの回答 :

■眺望景観保全制度について

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯について

H11策定(H23一部改定)の「那覇市都市計画マスタープラン」において、各地区における眺望に関する景観形成方針を示している。その中でも特に重要かつ緊急性の高い首里城周辺(首里杜一

帯)については、那覇市景観計画の中で設定している。

②眺望景観保全制度の検討・策定時に参考にした先進事例について

特になし。

③景観計画運用後の建築物または工作物の届出について

届出あり。ただし、首里歴史エリア内における15m超の計画等はなし。

④眺望景観保全に取り組んだ上での成果と課題について

今後、景観計画の実効性を高めるため、「景観地区」指定等について検討中である。

⑤眺望景観保全に関する今後の展望について

景観計画がスタートしたばかりだが、首里城を中心とした眺望景観の保全について、実効性を高めることを課題として考えている。また、他の地域における眺望景観については、今後も市民と議論を重ねる中で、検討していきたいと考えている。

⑥視点場の位置の決定方法について

座標等については数値まで押さえていない。図面上で知りえる範囲での位置及び標高等について確認をしている。

⑦視対象の範囲の決定方法について

座標等については数値まで押さえていない。図面上で知りえる範囲での位置及び標高等について確認をしている。

3-5 13 自治体における眺望景観保全制度の現状

アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査（ヒアリング調査及びフィールド調査）の結果を踏まえ、13自治体における眺望景観保全制度の現状について以下の項目に沿って整理する。

(1) 眺望景観保全制度

①眺望景観保全に取り組むことになった経緯

②視点場・視対象の選定基準

③保全制度

i) 眺望景観保全地区の名称

a. 視点場

b. 視対象

c. 視角

d. 眺望景観保全地区

e. 視距離の区分の有無

f. 眺望景観保全基準

ii) 眺望景観保全地区の名称（※複数地区ある場合）

a. 視点場

b. 視対象

.....

④景観計画への適合（標高高さ制限を用いた5自治体について）

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

(2) 関連法制度との併用状況

(3) 成果と課題

(4) 今後の展望

3-5-1 岡崎市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

岡崎市は、徳川家康公の生誕地として知られ、岡崎城は市の景観の象徴である。都市化が進む中、昭和60年以降、岡崎城への眺望景観の保全のため、建築確認の際に、建築物等の高さを配慮するよう行政指導を行うこととなった。その後、平成11年の建築確認の民間開放や平成16年の景観法の制定を受け、平成24年に景観法に基づく景観計画及び岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例を制定し、保全措置を講じた。

② 視点場・視対象の選定基準

平成20年度に実施した「景観に関する市民意識調査」において、「岡崎らしいと感じる景観」として「岡崎城とその周辺」が第1位、「大樹寺・ビスタライン(岡崎城への歴史的眺望)」が第2位に挙げられ、また平成21年にはビスタラインが新たな観光資源として「岡崎観光きらり百選」に選定されており、岡崎市を代表する景観であるため、視点場・視対象として選定している。

③ 保全制度

岡崎市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区」である。

i) 大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区／「点＋人工・ランドマーク」―「基準点指定＋区分あり＋標高高さ制限、形態・色彩制限」

大樹寺三門前を視点場とし、大樹寺総門を通じて岡崎城を望む景観を保全している。

a. 視点場：大樹寺三門前／点

大樹寺三門前の市道(北緯34度59分1秒、東経137度9分55秒、標高26.934m)を視点場に設定している。標高には人間の目線の高さ(1.5m)を含んでいる。視点場には市がデザインした明示板が設置されており、「ビスタライン眺望点」の表記と視対象である岡崎城へ向けた矢印が書かれている。本来であれば、大樹寺境内にて三門と総門を通じて望む景観であるが、公共の場所から公衆によって容易に望見されるよう、視点を三門前の市道に設置している。三門前と、三門の向いにある大樹寺小学校前には眺望ライン(ビスタライン)について簡単な説明が書かれた案内板が設置されている。



写真 3-5-1-1 大樹寺三門



写真 3-5-1-2 三門前の市道に設置された鉄



写真 3-5-1-3 三門前の案内板



写真 3-5-1-4 大樹寺小学校前の案内版

b. 視対象：岡崎城／人工・ランドマーク

岡崎城が視対象となっている。



写真 3-5-1-1 視点場からの眺望



写真 3-5-1-2 岡崎城

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

大樹寺三門前を視点場とし、その地上 1.5mの視点から、大樹寺総門を通じての眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守閣2層下部の延長線を結ぶことによってつくられる基準面を、国道248号側(都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界)まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域が眺望景観保全地区となっている。国道248号以南の地域は高度地区に定められており、20mの高さ規制がかけられているため、岡崎城の後背の景観が保全される。建築物が眺望景観保全地区の内外を跨ぐ場合は、眺望景観保全地区内の部分のみに基準が適用される。

(図3-5-1-1、図3-5-1-2)

e. 視距離の区分の有無／区分あり

視点場から井田公園まで(視点場から約600m)の区域を近景保全区域、井田公園から岡崎城まで(視点場から約600~3,083m)の区域を中景保全区域、岡崎城から国道248号南側(近隣商業地域)まで(視点場から3,083~4,475m)の区域を遠景保全区域としている。(表3-5-1-1)

表3-5-1-1 眺望点からの距離に応じた区域区分

名称	区域区分の範囲	視点場からの距離
近景保全区域	眺望点から井田公園までの区域	約600mまで
中景保全区域	井田公園から岡崎城までの区域	約600mから3,083mまで
遠景保全区域	岡崎城から国道248号南側(近隣商業地域)までの区域	3,083mから4,475mまで

(岡崎市景観計画を基に作成)

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区」の眺望景観保全基準は、表3-5-1-2の通り定められている。

表3-5-1-2 「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区」の眺望景観保全基準

基準内容		
建築物及び工作物	高さ	・建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。 ・ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないと認める場合はこの限りでない。

(岡崎市景観計画を基に作成)

建築物等の各部分の高さ(屋上の工作物等を含む絶対的な高さ)は、視点場の標高に視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角0度12分49秒を乗じた数値を加えた標高から、建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下にすることが定められている。

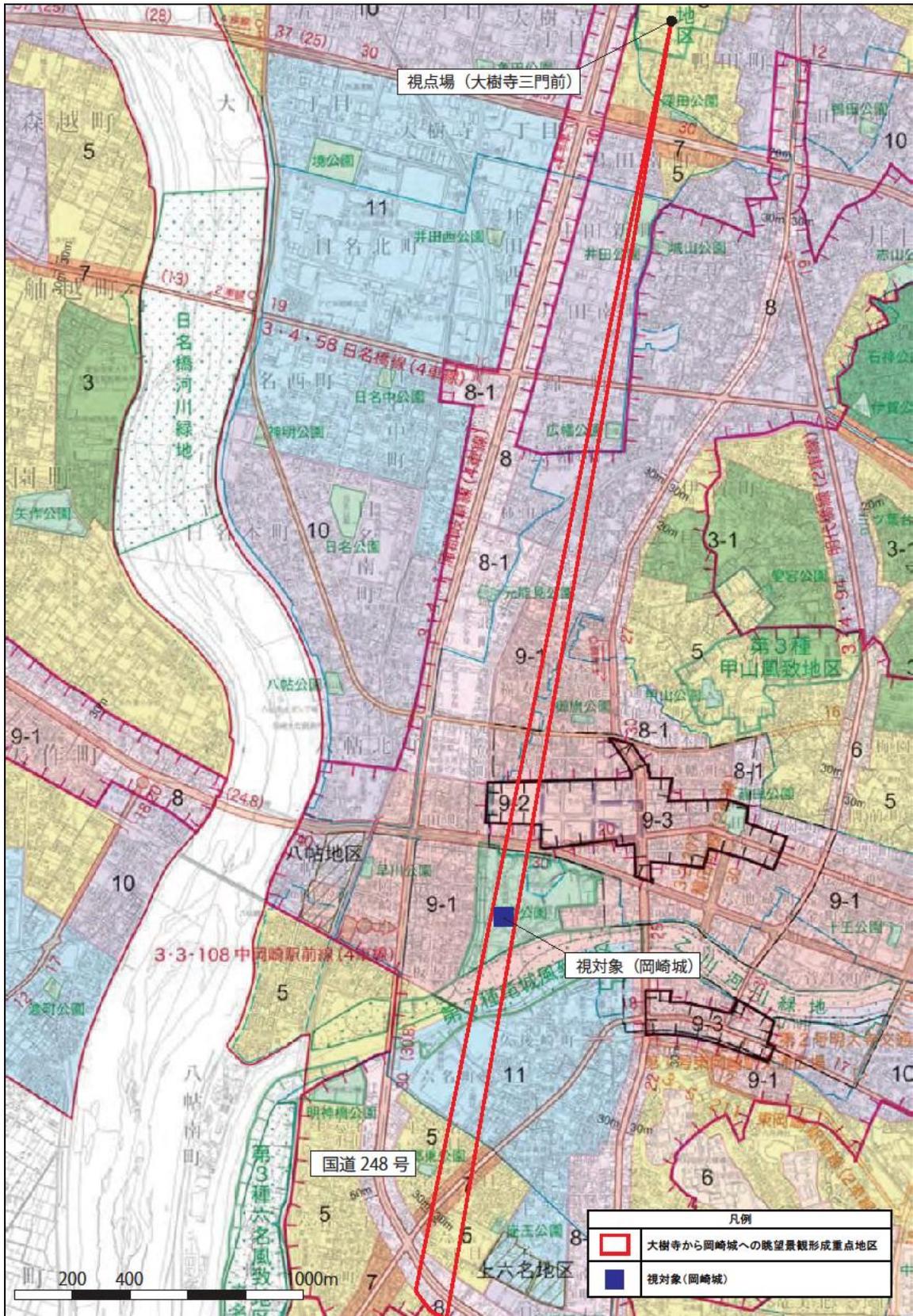


図 3-5-1-1 大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区
 (「岡崎市景観計画」を基に作成)

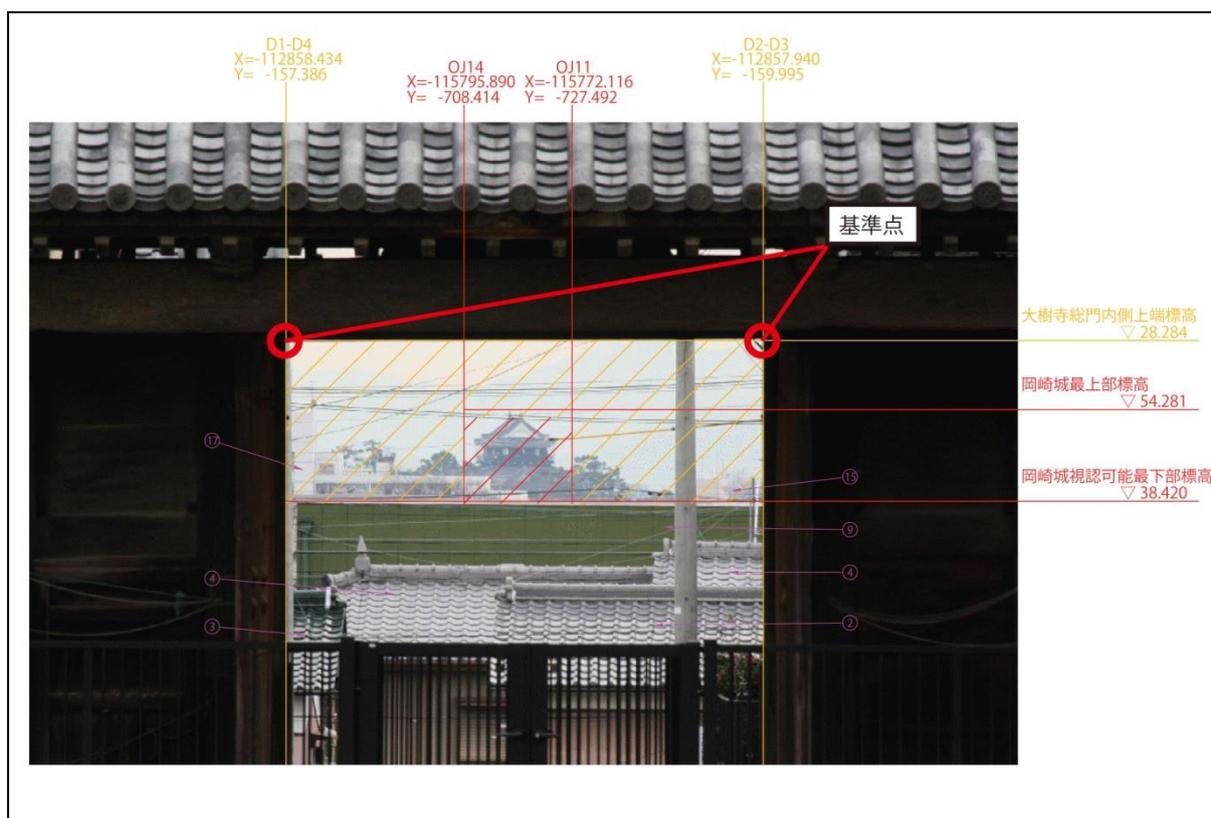


図 3-5-1-2 基準点の位置（大樹寺三門）

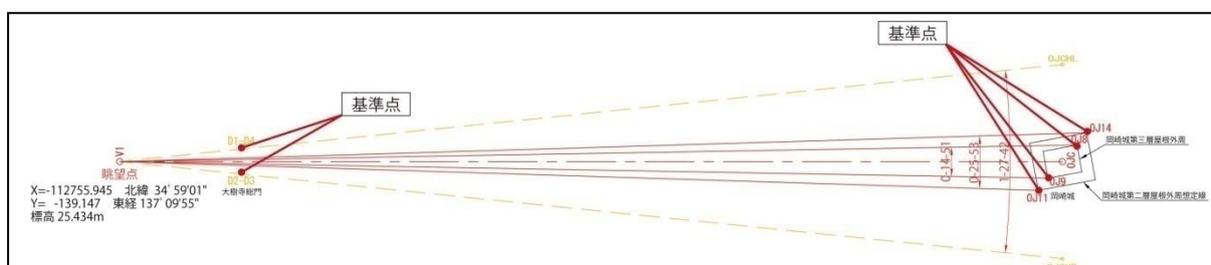


図 3-5-1-3 基準点の位置（大樹寺三門、岡崎城）

④景観計画への適合

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

届出に、景観配慮チェックシート(大樹寺から岡崎城への眺望)の提出を義務付けている。測量による詳細規制図により建築可能高さや位置等を審査する。景観計画運用後、近景保全区域内のカーポートと中景保全区域内の住宅、計2件の届出があったが、いずれも高さ制限を超えていなかった。

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

眺望景観の中心線を明示する金属鋸を中心線と直交する道路上に92ヶ所設置しており、当該鋸の座標(緯度、経度、標高)を参考に計測を行う。

(2) 関連制度との併用状況

①高度地区

第二種高度地区として高さ25m以下の規制がかかる。(平成25年2月1日より、高度地区による高さ制限を開始)

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に一部風致地区が含まれている。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

①成果

- ・当該眺望景観の価値の普及啓発を行うことによって、景観保全の意識が高まった。
- ・法令等を担保とした眺望景観の保全が可能となった。

②課題

- ・高さ制限は勧告止まりであるため、景観地区等の都市計画制度による担保性の強化が必要である。
- ・眺望景観を享受する側(受益者)と保全のための一定の規制等を受ける側(負担者)が必ずしも一致しないために生ずる不公平等への対応策が必要である。

(4) 今後の展望

受益者と負担者が異なる場合が多い眺望景観は、景観の保全のみでは住民合意が得られにくい。眺望距離が長ければ長いほど、眺望景観保全地区の景観まちづくりと一体的・総合的な眺望景観の保全策が講じられることが最も大切である。加えて眺望景観は、観光まちづくり等への活用があつてこそ、みんなの共有の財産との認識が広がり、保全の意識が高まる。協議会や町内会である程度市民の意見をまとめることで、景観地区への引き上げを目指している。

3-5-2 弘前市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

平成元年に「都市景観形成モデル都市」に指定されたのを契機に「街並み景観ガイドライン(景観形成基準)」を平成3年に策定し、その中で岩木山と五重塔に関する眺望景観のガイドラインを示した。

② 視点場・視対象の選定基準

平成21年度に「風景募集」や「市民アンケート」を実施したところ、弘前城本丸と城西大橋から岩木山、蓬莱橋からの五重塔の景観が魅力的と感じている市民が多いという結果が得られたことにより、改めて眺望景観保全地区として指定し、眺望景観の保全に取り組むこととした。

③ 保全制度

弘前市景観計画内に示されている眺望景観保全地区は、i)弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区、ii)蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区の2つである。

i) 弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区／「点+自然・ランドマーク」—「基準点指定+区分なし+標高高さ制限、形態・色彩制限」

弘前城本丸と城西大橋を視点場とし、岩木山への眺望を保全している。



写真 3-5-2-1 岩木山

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)

a. 視点場：弘前城本丸、城西大橋／点

○弘前城本丸

市民憩いの場であり、弘前市を代表する観光資源である弘前公園に位置し、多くの観光客や市民が訪れる視点場である。緯度と経度については明確に定めず、標高についてはその周辺のおおよその数値である47.5mとしている。この標高には、人間の目線の高さ(1.5m)を含んでいる。

○城西大橋

通勤・通学で多くの市民が行き来する場所であり、弘前公園と禅林街という弘前市を代表する観光資源を結ぶルートから近く、南北に広く視界が開け、岩木山を広範囲で眺望できる視点場である。

b. 視対象：岩木山／自然・ランドマーク

岩木山が視対象になっている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

高長根山と森山を基準としてラインを区切ることによって岩木山への眺望を確保している。北側は高長根山周辺の平均的な地盤高である100mの等高線の北側と接するライン、南側は森山(県立自然公園第3種特別地域)の南側に接するラインに挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山の眺望を確保できる標高80mまでを眺望確保範囲としている。建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外を跨ぐ場合は、全て眺望景観保全地区内にあるものと見なされる(図3-5-2-1)

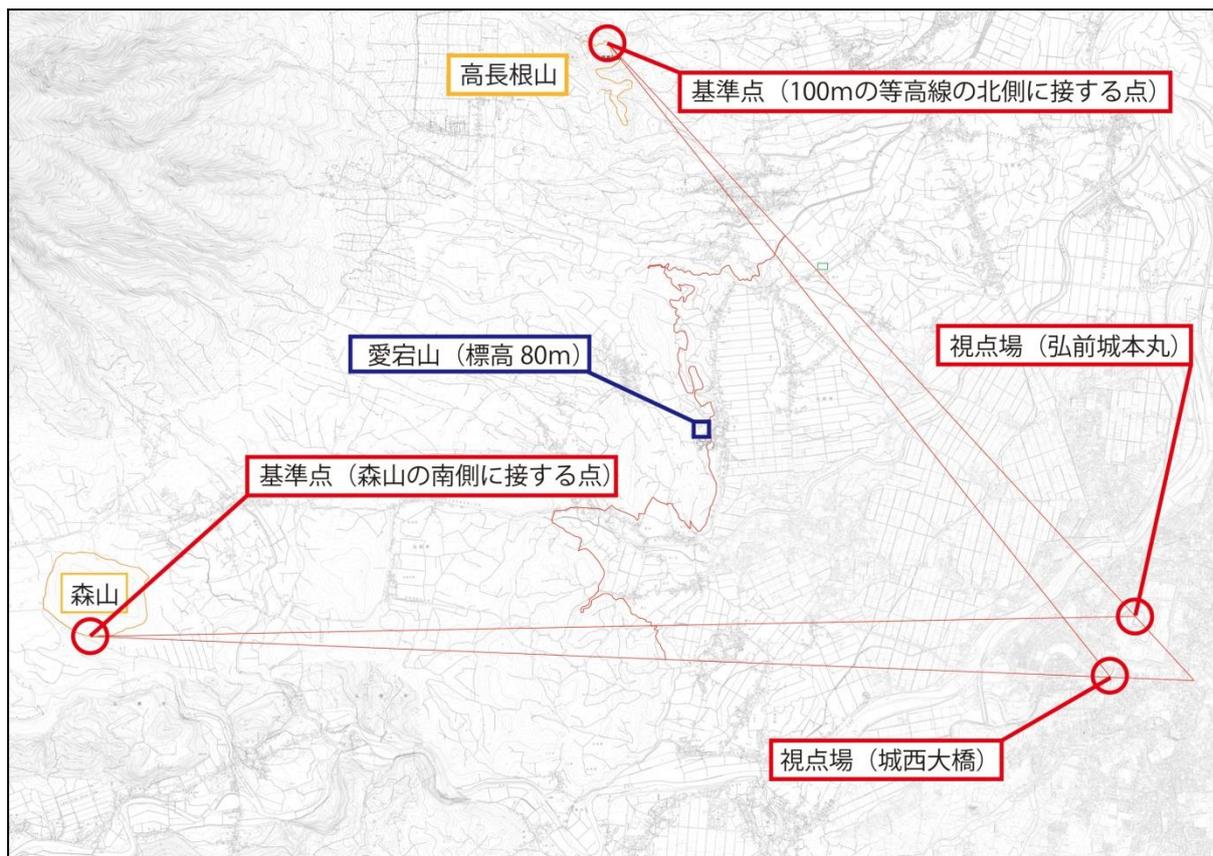


図3-5-2-1 「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」の眺望景観保全地区
(弘前市提供資料を基に作成)



図3-5-2-2 岩木山の眺望確保範囲
(弘前市景観計画を基に作成)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」の眺望景観保全基準は、表3-5-2-1の通り定められている。

表3-5-2-1 「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」の眺望景観保全基準

基準内容		
建築物 工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前城本丸から眺めたときに岩木山のすそ野までの眺望が確保できる標高80m以上が隠れない高さとしてこと。(※) ※計画地での建築物等の高さ制限が10m以下となる場合(架空電線用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものは14m以下となる場合)は除く。 ・弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない規模としてこと。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩としてこと。

(弘前市景観計画を基に作成)

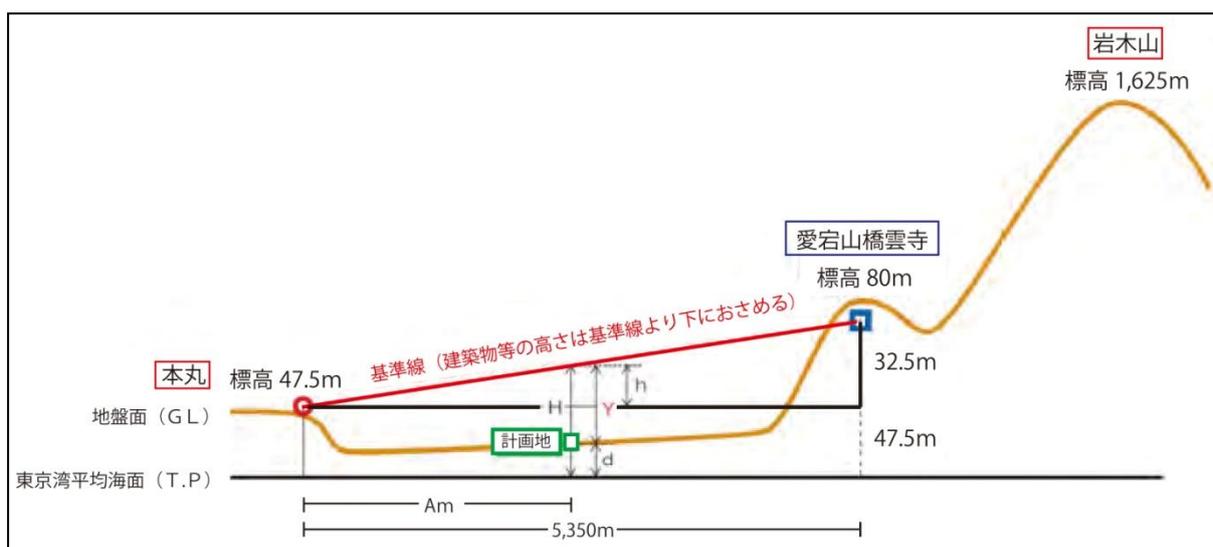


図3-5-2-3 建築物等の高さの限度の求め方

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)

弘前城本丸から距離Aにある計画地での基準線の標高H(建築物等が超えてはいけない標高)は、 $H=h+47.5m$ により求められ、 $h=A/5,350(m) \times 32.5m$ であることから、

$$H = (A/5,350 \times 32.5) + 47.5$$

建築物等の高さの限度Yは、基準線の標高Hから計画地の標高dを引いた数値である。

$$Y = (A/5,350 \times 32.5) + 47.5 - d$$

ii) 蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区／「点+人工・ランドマーク」—「基準点指定+区分なし+標高高さ制限、形態・色彩制限」

蓬莱橋を視点場とし、最勝院五重塔への眺望を保全している。

a. 視点場：蓬莱橋／点

緯度と経度については明確に定めず、標高についてはその周辺のおおよその数値である 38.5m としている。この標高には、人間の目線の高さ(1.5m)を含んでいる。



図 3-5-2-4 蓬莱橋西端 2.5mからの眺望

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)



図 3-5-2-5 蓬莱橋東端 5.3mからの眺望

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)

b. 視対象：最勝院五重塔／人工・ランドマーク

最勝院五重塔を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

最勝院五重塔の最上部の相輪(尖塔)および四重(上から2層目)の壁面までの眺望を保全している。五重塔の中心から半径20mの範囲が眺望景観保全地区となっている。指定の際には、視点場からの現状の眺めを目視で確認し、基準高さに合わない既存建物が多くなならないよう、範囲が決定された。(図3-5-2-6)

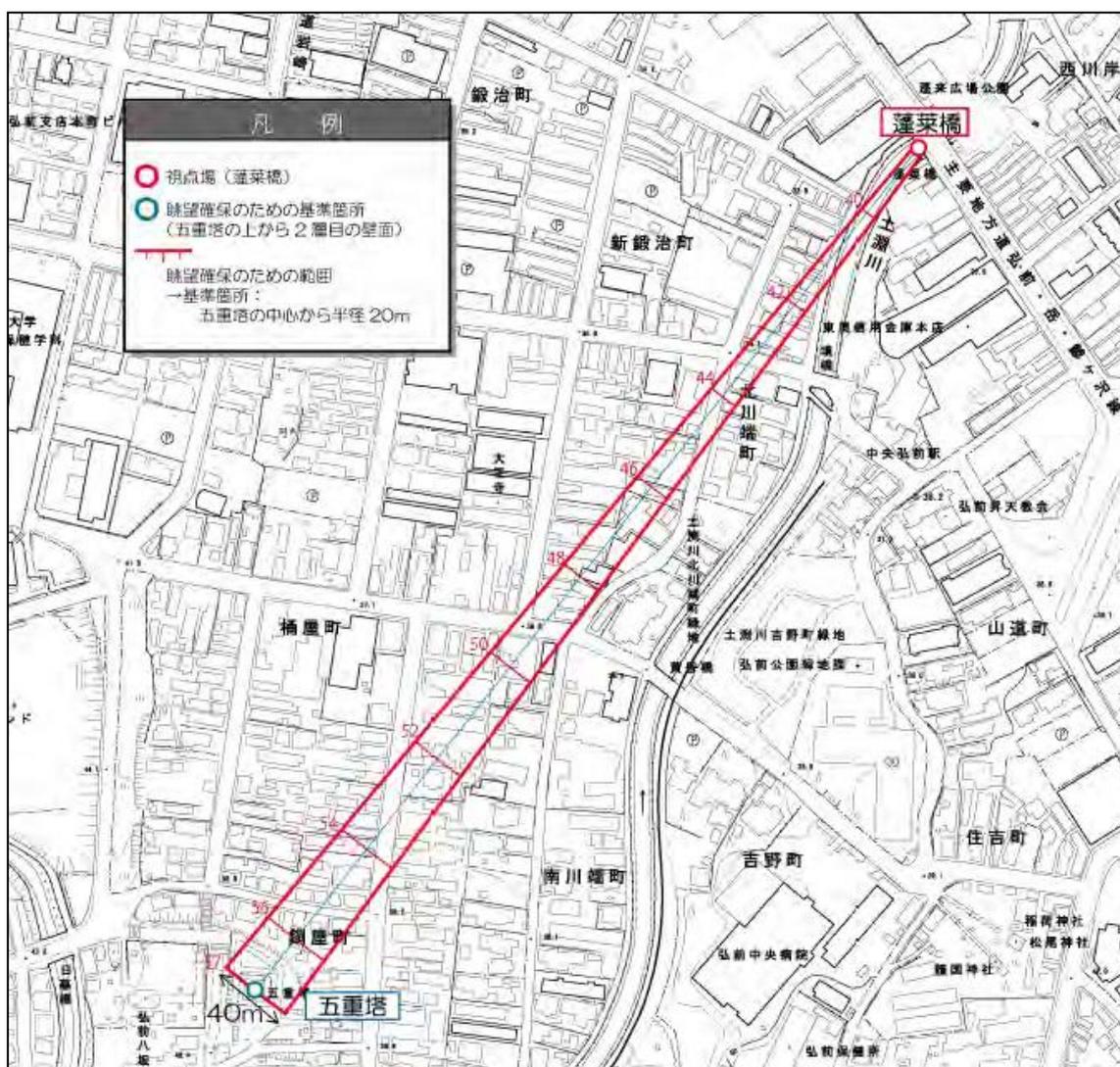


図3-5-2-6 「蓬萊橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区」の眺望景観保全地区

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「蓬莱橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-2-2 の通り定められている。

表 3-5-2-2 「蓬莱橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区」の眺望景観保全基準

基準内容		
建築物 工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・蓬莱橋から眺めたときに上から2層目の壁面までの五重塔の眺望が確保できる高さとする。 ・蓬莱橋から五重塔の眺めに違和感を与えない規模とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬莱橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

(弘前市景観計画を基に作成)

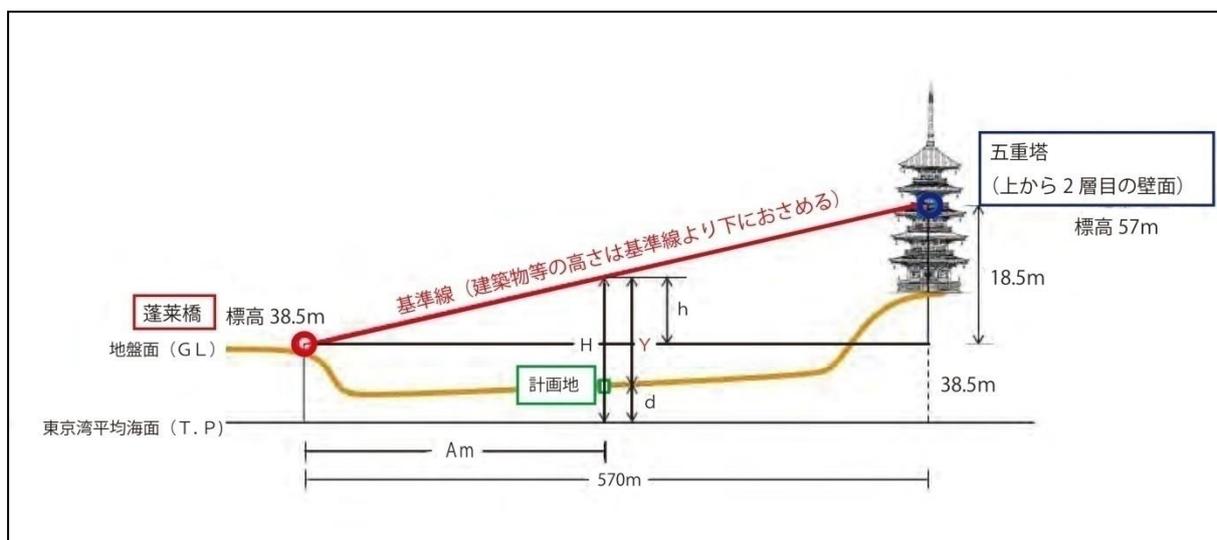


図 3-5-2-7 建築物等の高さの限度の求め方

(出典：「弘前市景観計画」、弘前市発行)

蓬莱橋から距離Aにある計画地での基準線の標高H(建築物等が超えてはいけない標高)は、 $H=h+38.5m$ により求められ、 $h=A/570(m) \times 18.5m$ であることから、

$$H = (A/570 \times 18.5) + 38.5$$

建築物等の高さの限度Yは、Hから計画地の標高dを引いた数値である。

$$Y = (A/570 \times 18.5) + 38.5 - d$$

④景観計画への適合

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

高さについては算式により基準に適合しているかどうか確認している。その他、形態意匠についても図面により景観形成基準への適合性を判断している。

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

計測方法については特に指定していない。

(2) 関連法制度との併用状況

①高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

①成果

- ・届出は3件あったが、いずれも一般住宅であり、眺望景観を阻害する高さではなかった。
- ・弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区の範囲内で携帯電話基地局の新設について事前相談を受けたが、高さ基準を満たさなかったため、範囲外へ新設するよう指導を行った。
- ・平成24年9月には蓬萊橋からの五重塔の眺めを阻害していた電柱1本を市で移設するなど、良好な眺望確保のために規制以外の点でも取り組んでいる。

②課題

- ・市民や事業者への周知徹底や既に眺望を阻害している電線、電柱等への対応などが考えられる。

(4) 今後の展望

平成24年6月に景観計画を施行したばかりであるため、まずは市民や事業者への周知を徹底し、眺望景観を阻害する行為が行われないように、景観計画を的確に運用していくことが最も重要である。同時に、市民、事業者、行政が協働して眺望景観保全への取り組みを、観光客はじめ、市外の方へも紹介し、弘前市の魅力向上による地域活性化のための手段の一つとしていくことも考えられる。

3-5-3 長崎市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

詳細な経緯は不明であるが、昭和63年12月に制定された長崎市都市景観条例に基づき策定された長崎市都市景観基本計画(平成2年4月告示)において、重点的に景観形成を図っていく地区として位置付けられており、平成13年8月には景観形成地区(現 景観形成重点地区)に指定されている。

② 視点場・視対象の選定基準

○ 祈念像眺望ゾーン

視対象については、平和都市長崎の象徴として厳粛さをもつ公園の聖域性を高める空間の創出を基本方針としており、平和祈念像の象徴的風景を確保するため選定した。視点場については、平和祈念式典の会場の場所でもあることから、概ねその会場の中心の位置とした。

○ 稲佐山眺望ゾーン

視対象については、平和都市長崎の象徴として厳粛さをもつ公園の聖域性を高める空間の創出を基本方針としており、稲佐山の印象的風景を確保するため選定した。視点場については、稲佐山、平和公園内の平和の泉(噴水)、平和祈念像が軸線上になるよう公園がつくられており、それを感じるために「祈念像眺望ゾーン」と同じ位置とした。

○ 天主堂眺望ゾーン

視対象については、地域のランドマークでもある浦上天主堂と平和の象徴である祈念像公園との相互の眺望は大切であることから選定した。視点場については、広場として整備されている場所と天主堂の玄関前である場所とした。

③ 保全制度

長崎市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、i)「祈念像眺望ゾーン」、ii)「稲佐山眺望ゾーン」、iii)「天主堂眺望ゾーン」の3つである。

i) 祈念像眺望ゾーン／「点+人工・ランドマーク」—「基準点指定+区分なし+標高高さ制限、形態・色彩制限」

祈念像公園を視点場とし、平和祈念像を望む景観を保全している。

a. 視点場：祈念像公園／点

祈念像公園内の平和祈念像から約60mの位置を視点場としている。平和祈念式典の会場の場所となっており、おおむねその会場の中心の位置としている。緯度・経度・標高を用いて視点場の位置を決定する予定はない。

b. 視対象：平和祈念像／人工・ランドマーク

平和祈念像が視対象となっている。緯度・経度・標高を用いて視対象の範囲を決定する予定はない。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

平和公園地区内において、祈念像公園の眺望場所(1)と、基準点である祈念像背後の公園のライン上にある東角・西角を結んだ延長線内の区域を眺望景観保全地区としている。(図 3-5-3-1)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「祈念像眺望ゾーン」の眺望景観保全基準は、表 3-5-3-1 の通り定められている。

表 3-5-3-1 「祈念像眺望ゾーン」の眺望景観保全基準

基準内容	
建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ ・祈念像公園の眺望場所(1)から平和祈念像を見て、公園の東角・西角の中に入る建築物又は工作物の高さは、基準高(平和祈念像の位置で地上より8mの高さ)に隠れる高さ以下とする。(高さ約13.0m～15.0mの範囲)

(長崎市景観計画を基に作成)

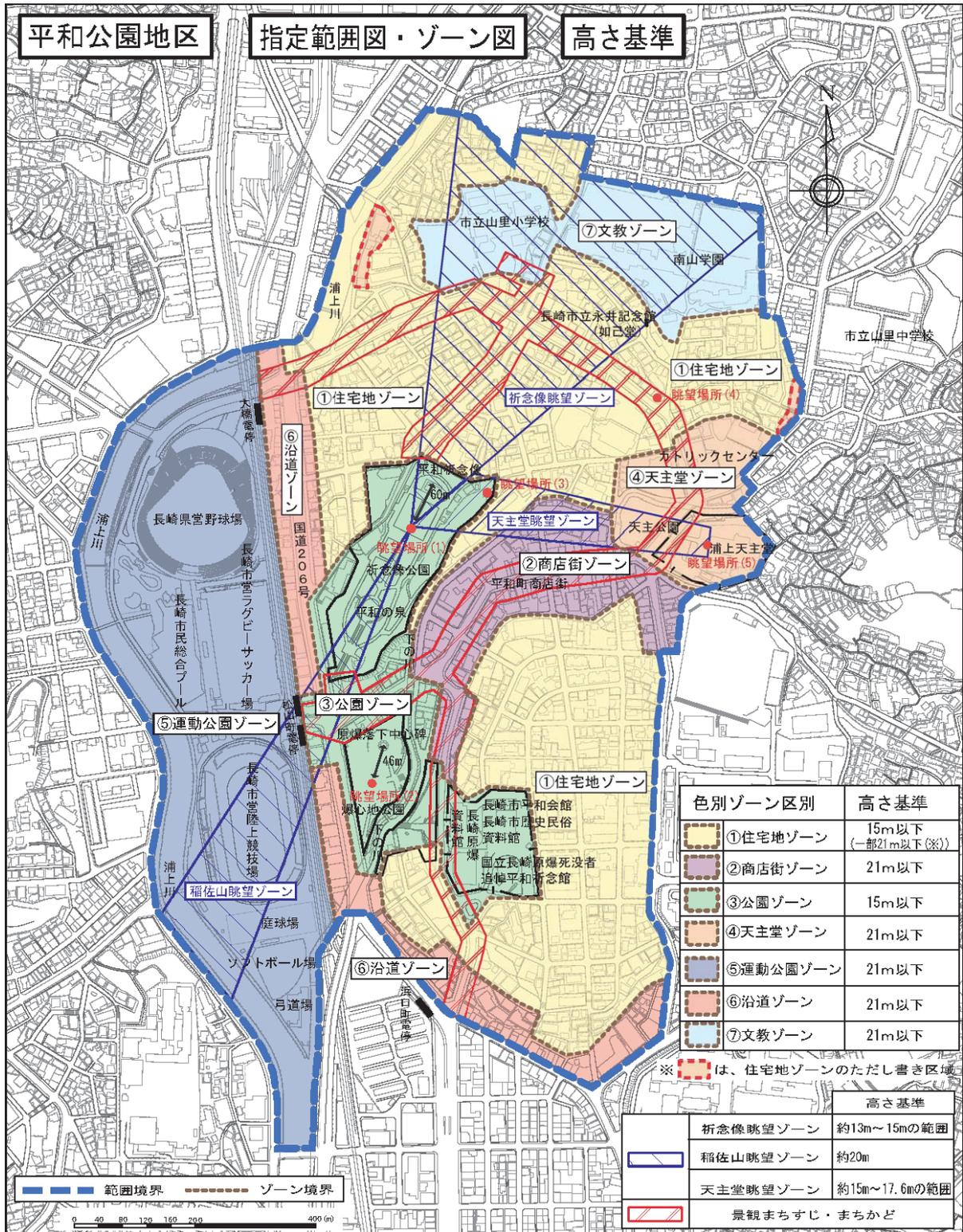


図3-5-3-1 景観形成重点地区「平和公園地区」の区域およびゾーン

(折念像眺望ゾーン、稲佐山眺望ゾーン、天主堂眺望ゾーン)

(出典：「長崎市景観計画」、長崎市発行)

ii) 稲佐山眺望ゾーン／「点+自然・ランドマーク」—「基準点指定+区分なし+標高高さ制限、形態・色彩制限」

祈念像公園を視点場とし、稲佐山を望む景観を保全している。

a. 視点場：祈念像公園／点

祈念像公園内の平和祈念像から約60mの位置を視点場として設定している。平和公園内の平和の泉(噴水)、平和祈念像は軸線上になるよう配置されており、それを感じることができるよう眺望場所(1)と同じ位置としている。緯度・経度・標高を用いて視点場の位置を決定する予定はない。

b. 視対象：稲佐山／自然・ランドマーク

稲佐山が視対象となっている。緯度・経度・標高を用いて視対象の範囲を決定する予定はない。

c. 視角／仰瞰景観

視点場から視対象を見上げる仰瞰景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

平和公園地区内において、祈念像公園の眺望場所(1)から、公園周囲の樹木が開けた範囲に向かって結んだ延長線内の区域を眺望景観保全地区としている。(図3-5-3-1参照)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「稲佐山眺望ゾーン」の眺望景観保全基準は、表3-5-3-2の通り定められている。

表3-5-3-2 「稲佐山眺望ゾーン」の眺望景観保全基準

基準内容		
建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・祈念像公園の眺望場所(1)から稲佐山に対する眺望を著しく妨げないように、建築物又は工作物の高さは、標高25.0mを超えないようにする。

(長崎市景観計画を基に作成)

iii) 天主堂眺望ゾーン／「点＋人工・ランドマーク」—「基準点指定＋区分なし＋標高高さ制限＋形態・色彩制限」

浦上天主堂を視点場とし、平和祈念像を見上げる景観と、祈念像公園を視点場とし、浦上天主堂を見下ろす景観の双方を保全している。

a. 視点場：祈念像公園・浦上天主堂／点

○祈念像公園[眺望場所(3)]

広場として整備されている場所である。緯度・経度・標高を用いて視点場の位置を決定する予定はない。

○浦上天主堂[眺望場所(5)]

浦上天主堂の玄関前である。緯度・経度・標高を用いて視点場の位置を決定する予定はない。

b. 視対象：平和祈念像・浦上天主堂／人工・ランドマーク

祈念像公園[眺望場所(3)]からは、浦上天主堂が視対象となっている。また、浦上天主堂[眺望場所(5)]からは、平和祈念像が視対象となっている。緯度・経度・標高を用いて視対象の範囲を決定する予定はない。

c. 視角／仰観景観・俯瞰景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観(浦上天主堂から平和祈念像)と視点場から視対象を見下ろす俯瞰景観(祈念像公園から浦上天主堂)である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

眺望場所(1)、平和祈念像から公園の北角、及び浦上天主堂の建物の幅を結ぶことで定まる範囲としている。(図 3-5-3-1 参照)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「天主堂眺望ゾーン」の眺望景観保全基準は、表 2-5-3-3 の通り定められている。

表 3-5-3-3 「天主堂眺望ゾーン」の眺望景観保全基準

基準内容	
建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ ・祈念像公園と浦上天主堂がお互いに認識できるように、建築物又は工作物の高さは、標高26.5mを超えないようにする。(建築物高さ15.0m～17.6m)

(長崎市景観計画を基に作成)

④景観計画への適合

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

現況写真及び現地確認によって確認している。

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

長崎市土木総務課へ「公共基準点使用承認申請書」を提出した申請者に対して、基準点の資料提供を行っている。

(2) 関連法制度との併用状況

①高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

①成果

- ・届出は、平成23年度8件(内訳：共同住宅2、事務所2、専用住宅4)、平成24年度4件(内訳：共同住宅1、専用住宅2、自動販売機1)あった。
- ・基準を満たしていない建築物・工作物については、設計者や施主と協議を行い、基準を満たす形で高さや色彩等の配慮をしてもらっている。
- ・平和祈念像の背後、稲佐山への眺望、原爆落下中心碑の周りについては、建て替え等も進んでいるが、眺望景観が確保されており、一定の成果が出ている。

②課題

- ・強固に高い建物を建てる業者等が出てきた時に対抗する法的措置がないため、眺望景観が失われる恐れがある。

(4) 今後の展望

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する景観資源(教会、神社、寺院等)への眺望景観を保全する必要がある場所については、地域住民の合意を得た上で、景観形成重点地区として指定していく予定である。

3-5-4 延岡市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

城下町延岡の歴史と文化を伝える地区として、古くから市民に親しまれており、平成11年に都市景観形成地区として指定され、建築物の絶対高さを標高21m以下に規制し、城山の眺望の保全を行っている。景観計画策定時に、市民意向調査を行ったところ、現行の眺望規制はそのままが良いという意見がほとんどであったため、景観法による景観形成重点地区として指定し、建物の高さ制限を存続させることとなった。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、視線を阻害するものが無く、視対象である城山全体が見易い大きさで見渡せるため、選定された。視点場については、広範囲に渡る視対象の全体が眺望できる地点であること、視対象に向かって前方に眺望を阻害する建築物等がない地点であることなどから、橋のたもとの3点を指定した。

③ 保全制度

延岡市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「城山周辺地区」である。

i) 城山周辺地区／「点＋自然・ランドマーク」—「土地利用指定＋区分なし＋標高高さ制限、形態・色彩制限」

大瀬橋・亀井橋・岡富橋（仮称）を視点場とし、城山を望む景観を保全している。

a. 視点場：大瀬橋・亀井橋・岡富橋（仮称）／点

大瀬橋・亀井橋・岡富橋（仮称）の3ヶ所を視点場としている。

b. 視対象：城山／自然・ランドマーク

城山を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

平成11年に都市景観形成地区として指定された範囲をそのまま眺望景観保全地区としている。高さ制限の上限値である標高21mについては、景観計画策定時に眺望断面シミュレーション（眺望断面図、眺望写真シミュレーション）を実施し、既存建築物等の現状の把握、都市計画法で定められている建ぺい率・容積率との整合性を検証し、改めて決定している。（図3-5-4-1）

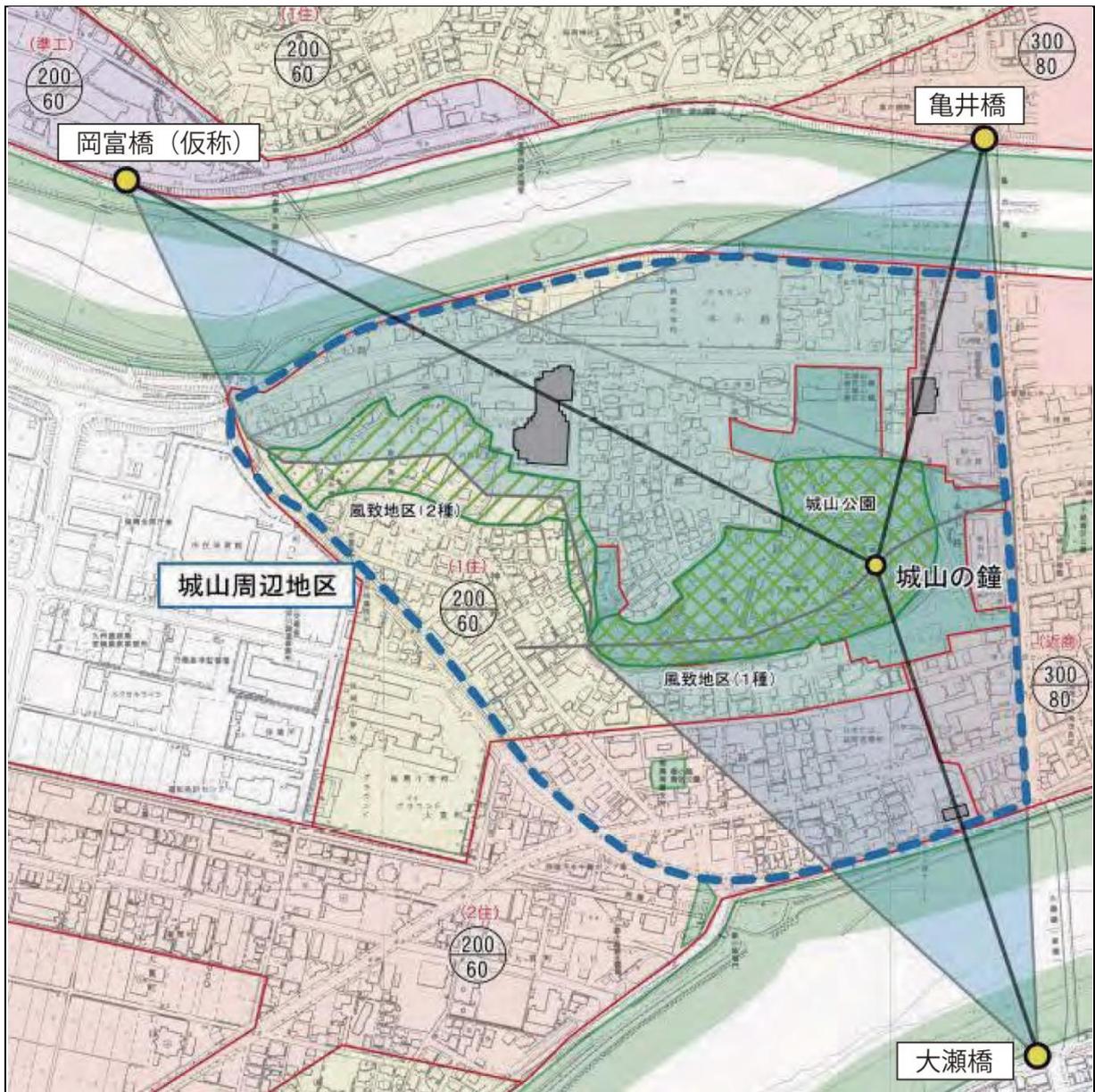


図 3-5-4-1 城山周辺地区
(延岡市景観計画を基に作成)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「城山周辺地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-4-1 の通り定められている。

表 3-5-4-1 「城山周辺地区」の眺望景観保全基準

基準内容	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・城山への良好な眺望を確保するために、建築物等の高さ(※)は、標高21m以下とする。既に21mを超える建築物等については、建て替えの際に21mを超えないようにする。ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではない。 ※高架水槽・看板等の建築物に付帯する施設を含めた高さとする。 ・既存の建築物などと調和したスカイラインを形成するように努める。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたある形態・意匠とする。 ・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 ・山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。 ・橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。 ・連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的な雰囲気と調和した風格ある景観を形成するような形態・意匠とする。

(延岡市景観計画を基に作成)

④景観計画への適合

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

建築確認申請時に建物の高さと地盤高さの確認を行っている。現在のところ、眺望を阻害する恐れがある建築物等の届出は出ていない。

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

特になし。

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区(1種、2種)を含んでいる。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

一定の眺望景観保全が行われていることが成果である。

② 課題

景観阻害物件が発生した場合の対応が課題である。

(4) 今後の展望

特になし。

3-5-5 桑名市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

桑名市景観計画を策定するにあたり、特に桑名市の誇れる美しい眺望景観が望める地区を、眺望景観保全地区として定めることとなった。

② 視点場・視対象の選定基準

○ 桑名城址

眺望景観保全地区を定めるにあたり、視点場の選定条件として以下の項目を設定している。

表 3-5-5-1 「多度山眺望保全区域」における視点場の選定条件

	選定基準
基本条件	(1) 視点場の基本的な条件として、次の4つの項目を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定の方針に基づく視対象を、いつでも楽しむことができること。 ・誰もが通常容易に当該視点場に行くことができること。 ・眺望景観を楽しむために安全に滞留できる公共性の高い場所があること。 ・歴史的・文化的な背景や位置づけなどがあり、多くの市民に親しまれていること。
関連計画との整合	(2) 下記の関連計画等における理念や方針などと整合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・桑名市総合計画 ・桑名市都市計画マスタープラン ・桑名市緑の基本計画 ・その他関連計画における施策や事業
景観的な価値	(3) 市の景観形成上重要な場所であり、下記の項目のいずれかに該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの景観資源や文化財が集積しており、視対象をはじめ市の美しい眺望景観や魅力ある景観資源を楽しむこと。 ・景観100選や重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、文化的景観の重要地域など、国や公的な調査機関により、景観的な価値が認められていること。

(桑名市景観計画より作成)

以上のことから、かつて水運で栄えた桑名城下町の玄関口でもあり、関連事業などが今後予定されている、桑名城址(吉之丸コミュニティパークから三之丸公園周辺)を視点場として位置づけている。

○多度山

眺望景観保全地区を定めるにあたり、視対象の選定条件として以下の項目を設定している。

表 3-5-5-2 「多度山眺望保全区域」における視対象の選定条件

選定基準	
基本条件	(1) 視対象として、次の3つの項目を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが通常容易に見ることができること。 ・歴史的、文化的価値の高いもの(歴史的建造物など)或いは自然景観として特徴のあるもの(山地・山脈など)で公共性が高いこと。 ・多くの市民に親しまれていること(市域に存在するものに限る。)
関連計画との整合	(2) 下記の関連計画等における理念や方針などと整合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・桑名市総合計画 ・桑名市都市計画マスタープラン ・桑名市緑の基本計画 ・その他関連計画における施策や事業
景観的な価値	(3) 市の景観形成上重要な要素であり、下記の項目のいずれかに該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・市の景観構成要素の骨格をなしていること。 ・地域の景観を特徴づけるランドマークとなっていること。 ・市民や地域住民により大切にされ、市民の誇りとして継承するに値すること。

(桑名市景観計画より作成)

以上のことから、多くの場所から誰もが眺めることができ、市のランドマークとなっている多度山を視対象として位置づけている。

③保全制度

桑名市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「多度山眺望保全区域」である。

i) 多度山眺望保全区域／「線＋自然・ランドマーク」—「基準点指定＋区分なし＋標高高さ制限、形態・色彩制限」

桑名城址を視点場とし、多度山を望む景観を保全している。

a. 視点場：桑名城址／線

桑名城址の堤防上(緯度 35 度 4 分 6 秒 19、経度 136 度 41 分 49 秒 55、標高 7.5m)に視点場を設定している。標高には人間の目線の高さ(1.5m)を含んでいる。

b. 視対象：多度山／自然・ランドマーク

多度山を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

視点場から視対象である多度山(山上を含み、裾野までの稜線)への眺望景観を確保できる区域であり、視点場と多度山の裾野及び山頂を直線で囲んだ最大の区域を眺望景観保全地区としている。(図 3-5-5-1)

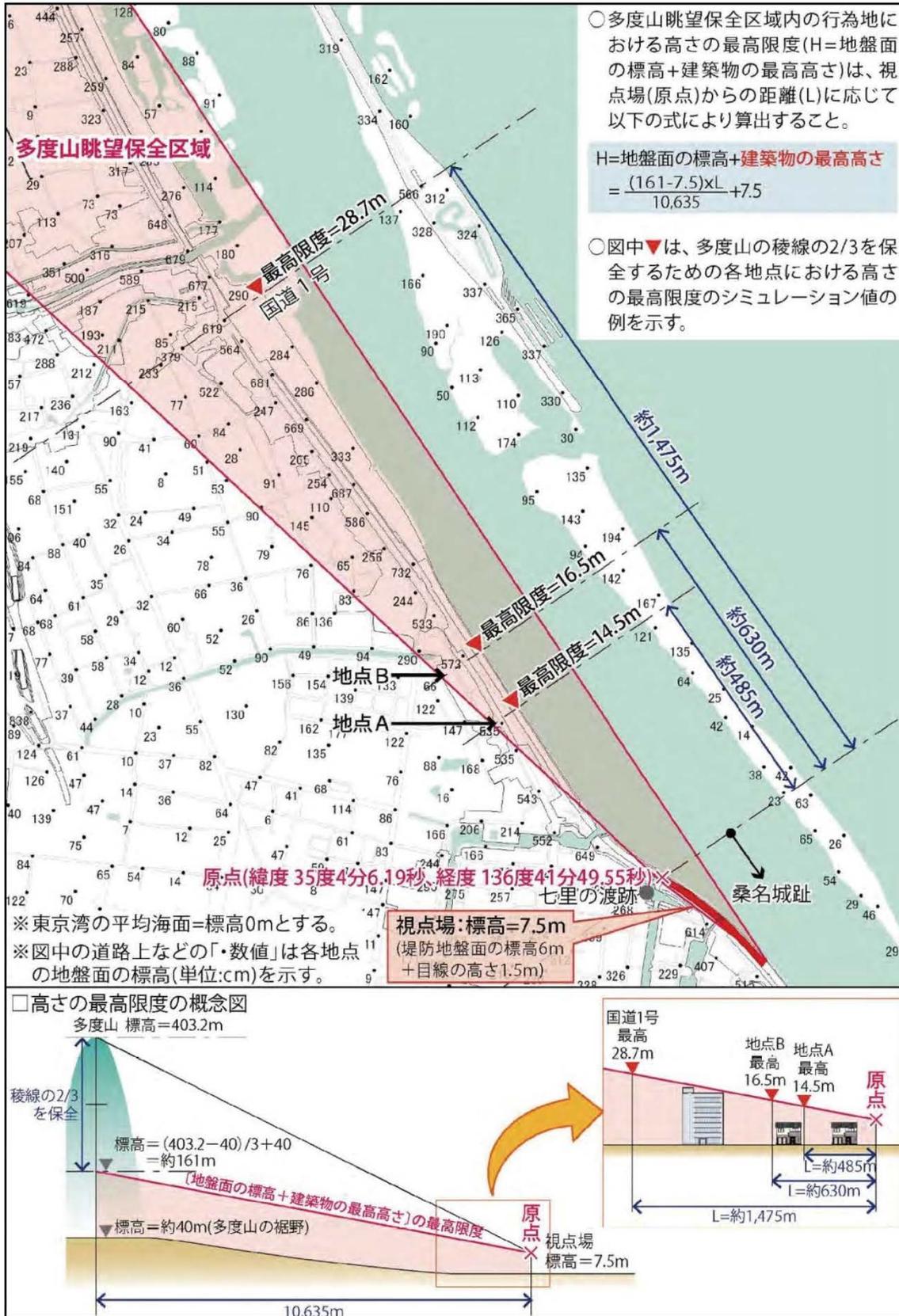


図 3-5-5-1 多度山眺望保全区域

(出典:「桑名市景観計画」、桑名市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／標高高さ制限、形態・色彩制限

「多度山眺望保全区域」の眺望景観保全基準は、表 3-5-5-3 の通り定められている。

表 3-5-5-3 「多度山眺望保全区域」の眺望景観保全基準

基準内容				
規模・配置	・眺望保全区域においては、視点場から視対象を阻害しないよう建築物等の規模・配置について配慮すること。 ・多度山眺望保全区域においては、高さの最高限度は「視点場から多度山への眺望を保全するための高さ(標高)の最高限度シミュレーション」を基本とすること。			
形態意匠	色彩	・多度山眺望保全区域においては、開放的な水辺や背景となる山並みと調和した穏やかな色彩が期待される地区であることから、広域的な景観に影響を与えやすい外壁上層部(3階超又は10m超)の色彩は、次の表(※)を基本とし配慮すること。 ※マンセル表式系による数値基準を示す。		
		色相	明度	彩度
		10R~5Y	5以上	4以下
その他	1以下			
素材	・多度山眺望景観保全区域においては、反射性のある素材を、屋根や3階又は10mを超える外壁上層部に使用することは基本的に避けること。			

(桑名市景観計画を基に作成)

④景観計画への適合

i) 景観計画に基づく届出時の確認方法

景観計画書内に定めた算定式によって高さ基準への適合を確認している。

ii) 設計者に指定している標高の計測方法

特になし。

(2) 関連法制度との併用状況

①高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

- ・眺望景観が保全できていることが現段階での成果である。

② 課題

- ・特になし。

(4) 今後の展望

桑名城址と多度山を結びつけ、市の新たな個性として創出する具体性のある方策となり、本制度の運用が「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」の実現に向けた実効性のある取組の一つとなるよう、今後も眺望景観保全を行っていく。

3-5-6 白河市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

白河市の代表的な眺望として i) 景観計画推進区域(天神山、友月山、白河駅白坂線)から小峰城跡三重櫓への眺望、ii) 南湖公園から那須連峰への眺望がある。

i) 天神山、友月山、白河駅白坂線から小峰城跡三重櫓への眺望

白河は旧奥州街道を骨格として形成された城下町であり、その中心である小峰城跡三重櫓は戊辰戦争で焼失したものの、平成3年に江戸時代の図面を基に忠実に再現されている。

ii) 南湖公園からの那須連峰への眺望

古くから白河市民に親しまれている景観であるが、南湖公園から那須連峰への眺望に係るビスタライン上に、幹線道路や新幹線の駅が存在することから、市街地が進展し、その沿線(南湖上流地区)に大規模集客施設や賃貸マンション等が建設され、建築物や屋上利用広告物などにより景観が阻害されてきている。

② 視点場・視対象の選定基準

i) 天神山、友月山、白河駅白坂線から小峰城跡三重櫓への眺望

白河市の中心市街地の顔であり、重要なシンボルとなっていることから眺望景観保全に取り組むこととなった。

ii) 南湖公園から那須連峰への眺望

今後、ビスタライン上に大規模集客施設等の進出が予想されることから眺望景観保全に取り組むこととなった。

③ 保全制度

白河市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、i) 小峰城・白河駅周辺地区、ii) 城下町地区、iii) 新白河駅周辺地区、iv) 南湖公園周辺地区の4つである。

i) 小峰城・白河駅周辺地区／「点+人工・ランドマーク」—「土地利用指定+区分なし+定性的高さ制限、形態・色彩制限」

ii) 城下町地区／「点+人工・ランドマーク」—「土地利用指定+区分なし+最高高さ制限、形態・色彩制限」

両地区ともに、天神神社、夕月公園、谷津田川(せせらぎ通り)を視点場とし、小峰城跡三重櫓を望む景観を保全している。

a. 視点場：／点

天神神社、夕月公園、谷津田川(せせらぎ通り)が視点場に指定されている。

b. 視対象：／人工・ランドマーク

小峰城跡三重櫓を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

「小峰城跡・白河駅周辺地区」は国指定史跡の区域(本丸、二の跡)を含む小峰城跡史跡地区、駅舎地区・南地区・北地区からなる地区であり、景観計画重点区域に指定されている。(図 3-5-6-1)

「城下町地区」は景観計画推進区域に指定されている。(図 3-5-6-2)



図 3-5-6-1 小峰城跡・白河駅周辺地区

(出典：「白河市景観計画」、白河市発行)

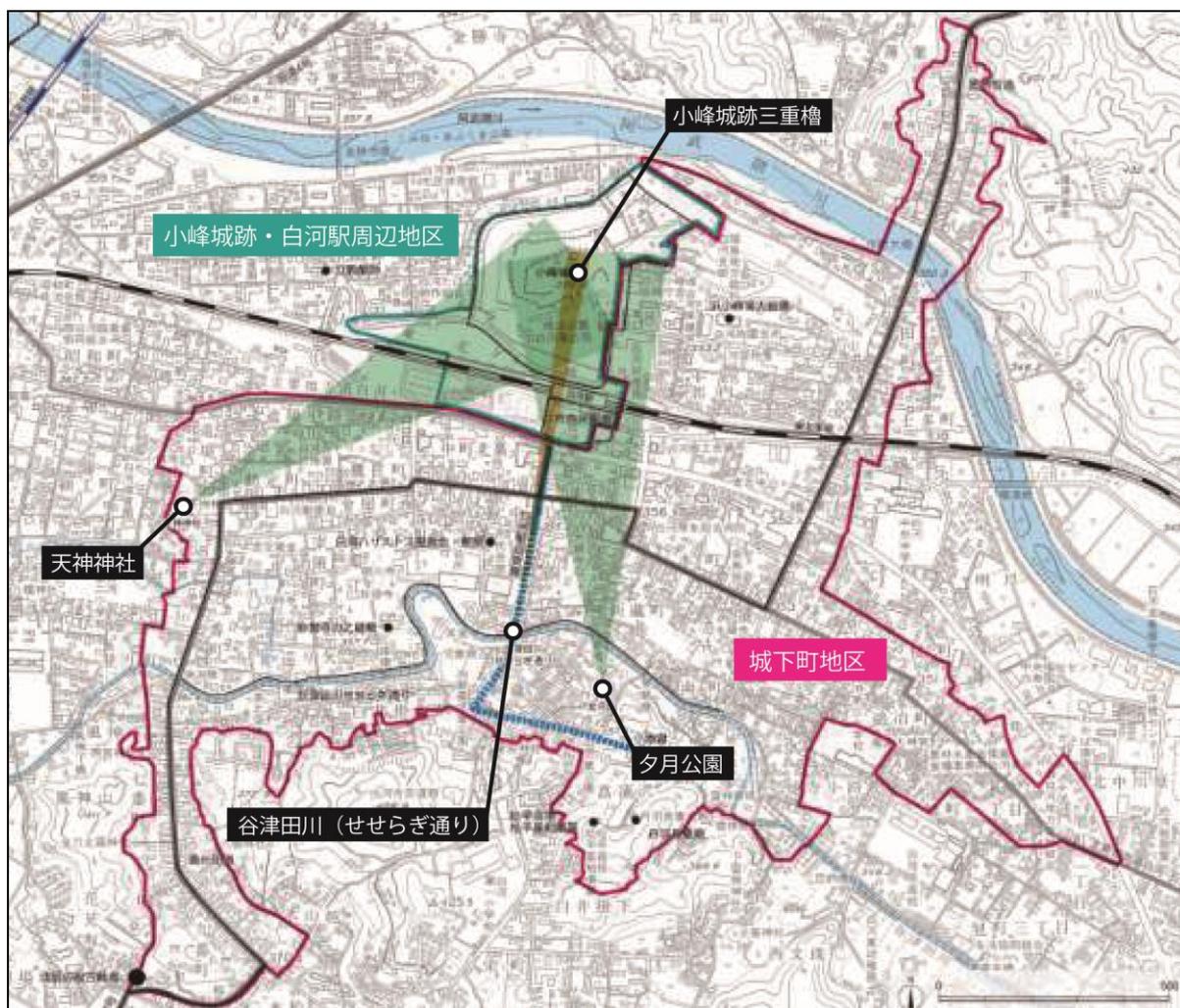


図 3-5-6-2 「小峰城跡・白河周辺地区」及び「城下町地区」
(白河市景観計画を基に作成)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／定性的基準(小峰城跡・白河駅周辺地区)、最高高さ制限(城下町地区)、形態・色彩制限

「小峰城跡・白河駅周辺地区」及び「城下町地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-6-1 及び表 3-5-6-2 の通り定められている。

表 3-5-6-1 「小峰城跡・白河駅周辺地区」の眺望景観保全基準

基準内容			
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【北地区】【駅舎地区】 ・プラットホームの屋根を超えない高さとする。 【南地区】 ・図書館を超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置	【北地区】 ・三重櫓、前御門等に配慮した位置とする。 【南地区】【駅舎地区】 ・前面道路(主要地方道白河・羽鳥線、市道白河駅八竜神線)からできるだけ後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	・三重櫓、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の歴史的建造物の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。
	形態意匠	形態	【北地区】【南地区】 ・城跡風致の景観に調和した形態とする。 【駅舎地区】 ・白河駅舎の景観に調和した形態とする。
		意匠	【北地区】 ・城郭建築のデザインを尊重し、城郭のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城跡の雰囲気や損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 【南地区】 ・緑化や壁面の素材・色彩等の工夫により、道路等の公共空間や歩行者等に威圧感及び圧迫感を与えないよう配慮する。 【駅舎地区】 ・大正建築のデザインを尊重し、大正ロマンの雰囲気や損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ・勾配屋根とし、道路から見えるところは切妻屋根とする。
		屋上設備	・屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	【北地区】【南地区】 ・三重櫓等に配慮し、マンセル表色系におけるN系またはこれに近似する色彩を使用する。 【駅舎地区】 ・白河駅舎との調和に配慮し、低彩度のものを基調とする。	
	素材	・反射性のある素材、材料を使用しない。	
	工作物	高さ	【北地区】【駅舎地区】 ・プラットホームの屋根を超えない高さとする。 ※ただし、鉄道事業のための架線の支持物はこの限りではない。 【南地区】 ・図書館を超えない高さとする。
		色彩	・工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。
自動販売機		・自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	
共通	夜間景観	・三重櫓及び白河駅舎のライトアップを阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	
	その他	・行為地内における電線類は、できる限り地中化等の無電柱化に努める。 ・やむを得ず設置する場合は、三重櫓、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の景観の保全に配慮した位置とする。 ・屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、城跡風致の景観に調和した色彩とする。	

(白河市景観計画を基に作成)

表 3-5-6-2 「城下町地区」の眺望景観保全基準

基準内容		
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 ・15mを超えない高さとする。
	敷地内配置	・町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。
	意匠	・和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ・勾配屋根とするよう努める。
	屋上設備	・屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	・マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。 ・上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	素材	・反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
工作物	色彩	・工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。
	自動販売機	・自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。

(白河市景観計画を基に作成)

iii) 新白河駅周辺地区／「線＋自然・パノラマ」―「土地利用指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

iv) 南湖公園周辺地区／「線＋自然・パノラマ」―「土地利用指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

両地区ともに、南湖公園(千世の堤)を視点場とし、那須連峰を望む景観を保全している。

a. 視点場：／線

南湖公園(千世の堤)が視点場に指定されている。

b. 視対象：／自然・ランドマーク

那須連峰を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

「新白河駅周辺地区」は転坂地区、高山地区、国道289号西地区、新白河駅前地区からなる地区であり、景観計画推進区域に指定されている。「南湖公園周辺地区」は南湖風致地区、南湖上流地区、史跡名勝地区からなる地区であり、景観計画重点区域に指定されている。

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

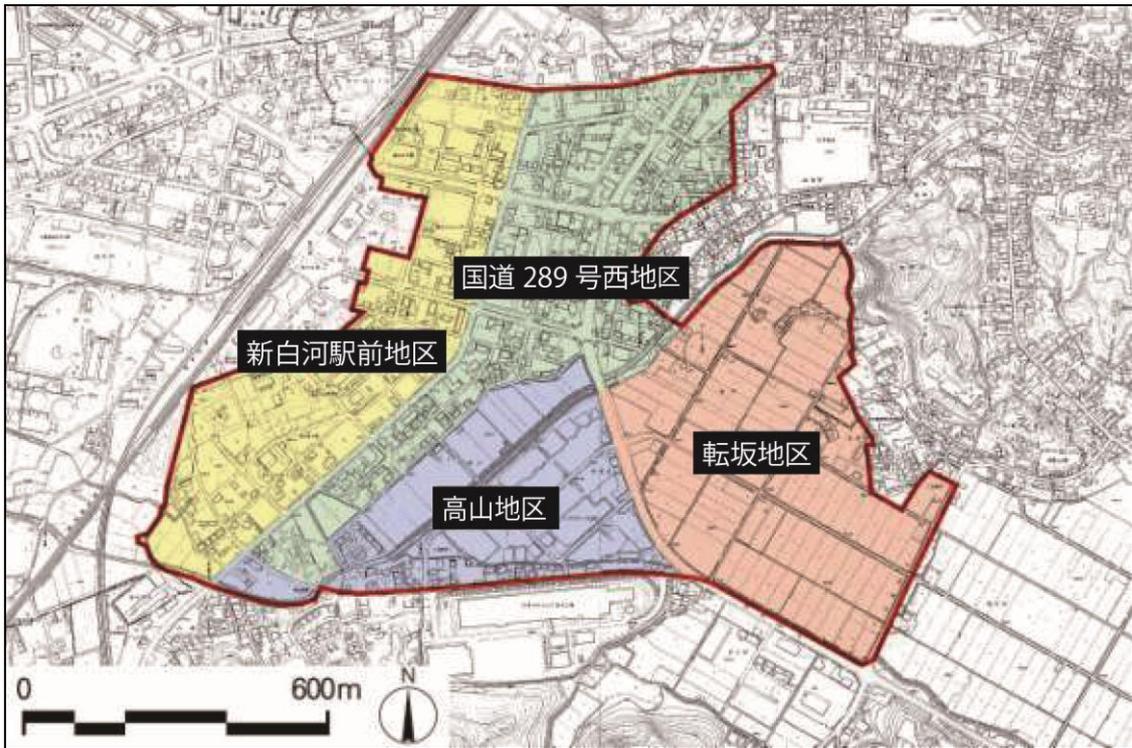


図 3-5-6-3 新白河駅周辺地区
(白河市景観計画を基に作成)

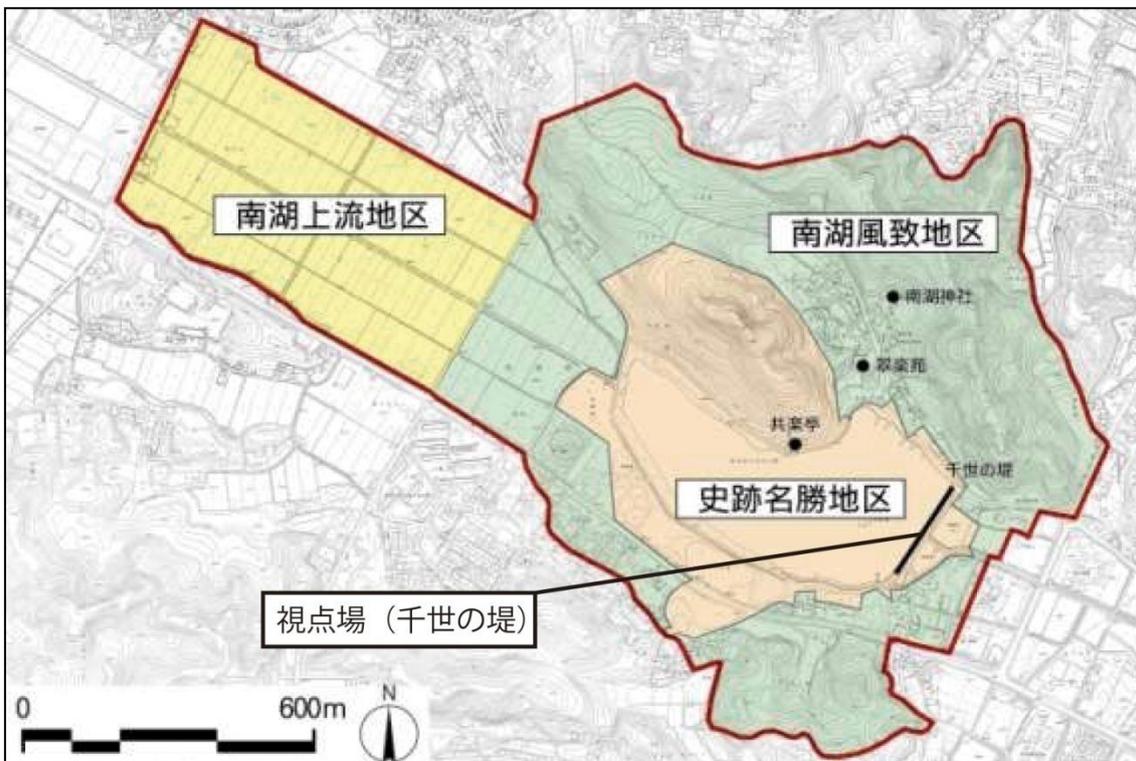


図 3-5-6-4 南湖公園周辺地区
(出典：「白河市景観計画」、白河市発行)

f. 眺望景観保全基準／最高高さ制限、形態・色彩制限

「新白河駅周辺地区」及び「南湖公園周辺地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-6-3 及び表 3-5-6-4 の通り定められている。

表 3-5-6-3 「新白河駅周辺地区」の眺望景観保全基準

基準内容	
建築物	高さ

建築物の高さは、南湖公園(千世の堤)を視点場とした那順連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。

- 【転坂地区】
- ・15mを超えない高さとする。
- 【高山地区】
- ・20mを超えない高さとする。
- 【国道289号西地区】
- ・40mを超えない高さとする。
- 【新白河駅前地区】
- ・45mを超えない高さとする。

(白河市景観計画を基に作成)

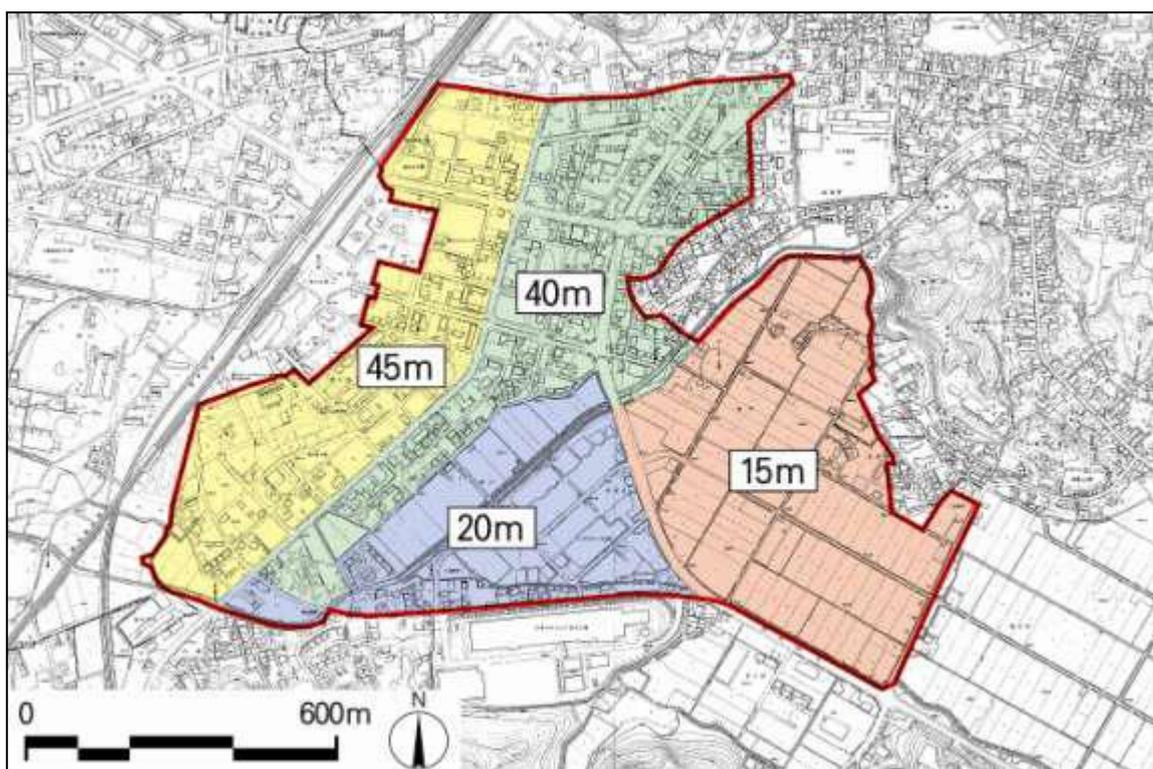


図 3-5-6-5 新白河駅周辺地区

(出典：「白河市景観計画」、白河市発行)

表 3-5-6-4 「南湖公園周辺地区」の眺望景観保全基準

基準内容			
建築物	高さ	建築物の高さは、千世の堤から那順連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【南湖風致地区】 ・8mを超えない高さとする。 【南湖上流地区】 ・10mを超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置	建築物の高さは、千世の堤から那順連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【南湖風致地区】 ・8mを超えない高さとする。 【南湖上流地区】 ・10mを超えない高さとする。
		敷地内配置	【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ・千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
	形態意匠	形態	【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
		意匠	【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ・勾配屋根とする。
		屋上設備	屋上設備 【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ・上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
	素材	【南湖風致地区】【南湖上流地区】 ・反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、主要な視点場(千世の堤、共楽亭)から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。	
工作物	高さ	【南湖風致地区】 ・8mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。 【南湖上流地区】 ・10mを超えない高さとする。 ※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。	
	色彩	・工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。	
	自動販売機	・自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	
共通	夜間景観	・自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	
	その他	・屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。	

(白河市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

「私の好きな白河の景観 50 選」を実施し、市民の南湖公園からの眺望に対する意識の高さを確認できた。また景観計画に眺望景観の保全を位置付けることで、景観に対する市民や業者の意識が高まった。

② 課題

南湖上流地区は、今後も開発が続く地域となることが想定されるため、事前協議等の際に適切に誘導していくことが必要である。また、屋外広告物については、現在、福島県屋外広告物条例による規制となっており、白河市の景観特性等に応じたきめ細かな規制誘導が図られていないため、今後、白河市独自の屋外広告物条例を制定する必要がある。

(4) 今後の展望

南湖公園から那須連峰への眺望については、眺望対象が他の市町村になることから、白河市だけの眺望景観保全に対する取り組みでは不十分であるため、今後他市町村にも眺望景観の保全について働きかけていく必要がある。しかしながら、受益者と負担者との不公平感など、合意形成に課題が残る。

3-5-7 小諸市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

平成8年に「小諸市景観形成基本計画」を策定し、その中で景観づくりの理念、景観形成方針を定めた。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、景観計画を策定するにあたり、市内全戸を対象に景観アンケートを行い、その中で市民が最も守りたい景観として、浅間山への眺望が1位となったことから選定した。視点場については、景観アンケートの上位であり、小諸眺望百選に選定されていた地点であり、目前に広がる田園風景の背景に浅間山がそびえ、視界を遮る物がほとんどない地点である飯綱山公園と御影新田の2ヶ所を選定した。

③ 保全制度

小諸市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「浅間山麓景観形成重点地区」である。

i) 浅間山麓景観形成重点地区／「点＋自然・ランドマーク」―「土地利用指定＋区分なし＋定性的基準、形態・色彩制限」

飯綱山公園と御影新田を視点場とし、浅間山を望む景観を保全している。

a. 視点場：飯綱山公園、御影新田／点

飯綱山公園と御影新田が視点場に指定されている。

b. 視対象：浅間山／自然・ランドマーク

浅間山を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

市域のうち、国道18号以北の範囲(国道18号以南30mを含む)を眺望景観保全地区としている。
(図3-5-7-1)

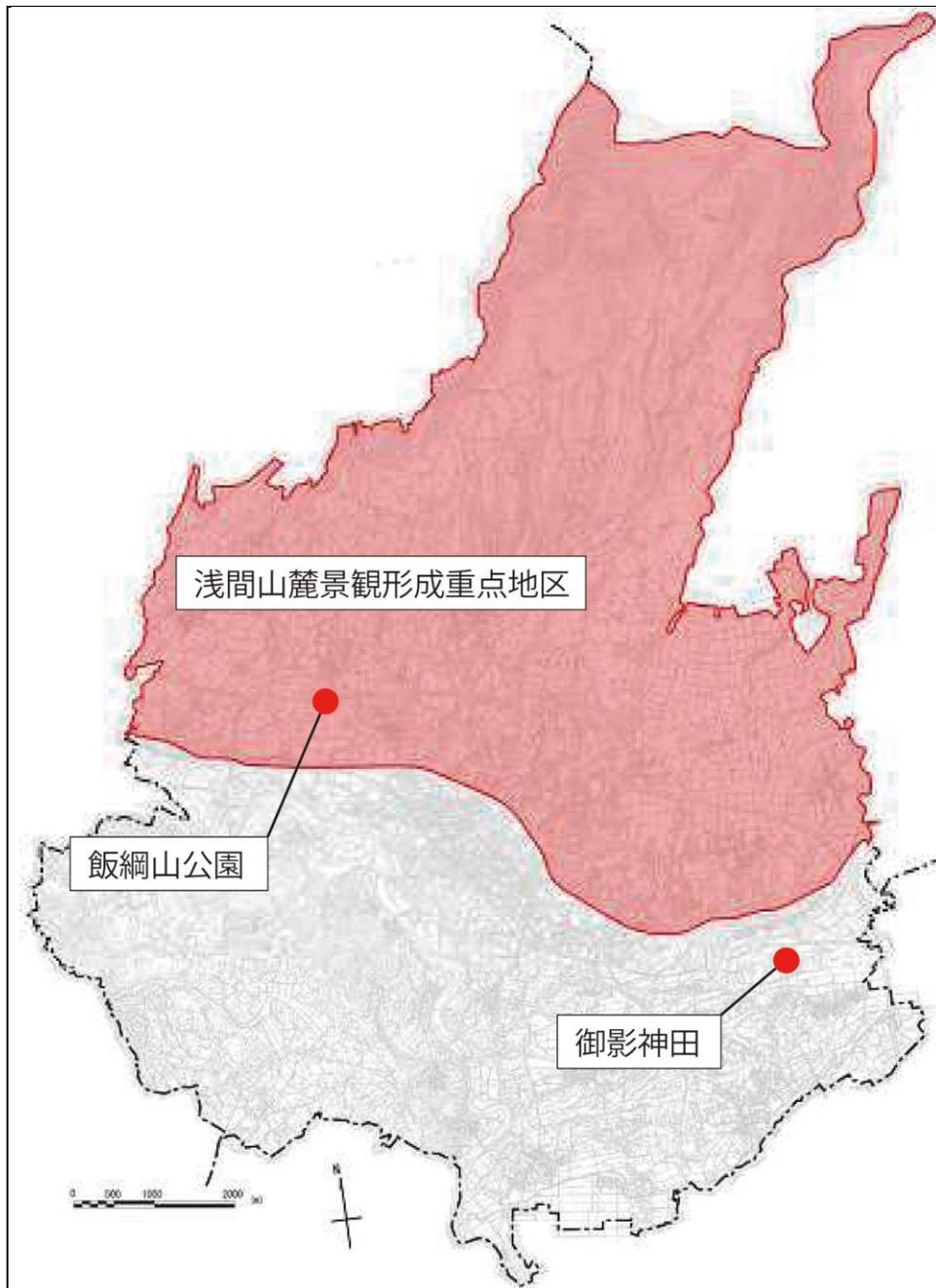


図3-5-7-1 浅間山麓景観形成重点地区
(出典：「小諸市景観計画」、小諸市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／定性的基準、形態・色彩制限

「浅間山麓景観形成重点地区」の眺望景観保全基準は、表3-5-7-1の通り定められている。

表3-5-7-1 「浅間山麓景観形成重点地区」の眺望景観保全基準

基準内容		
浅間山の眺望景観の保全	・まち並みや田園と背景となる浅間山景観を一体的に眺望できる視点場からの眺望範囲内では、行為による眺望景観の変化を認識し、可能なかぎり眺望景観を阻害しないように努める。	
配置	道路後退	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努める。
	隣接後退	・隣地の敷地境界からできるだけ話し、ゆとりのある空間を確保する。
	眺望確保	・浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。
	敷地内配置	・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とする。
	電柱・塀等	・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置する。
高さ	・浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 ・個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の自然景観との調和に努める。 ・電波塔の高さは20mまでとする。	
形態・意匠	調和	・浅間山、背景のスカイライン、周辺の建築物等の形態との調和に努める。 ・壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。 ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。 ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。 ・屋上階段、ベランダ、設備配管等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。
	意匠	・屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物との調和に努める。
色彩	色調	・外壁及び屋根の基調色はげばげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。
	色数	・使用する色数を少なくするよう努める。

(小諸市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

①高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

①成果

策定直後のため、具体的な成果は挙がっていない。

②課題

上信越自動車道の整備により人口の増加や開発動向が顕著であり、今後の景観の変貌が予想されている。沿道には、規模・意匠等が様々な商業施設や派手な色彩の屋外広告物が点在し、一部では統一感のない景観となっている。また、眺望の視対象である浅間山は複数の市町村に跨っており、景観保全に際しては、近隣市町村との連携が必要である。

(4) 今後の展望

眺望景観保全については、まだ広く認知されていないが、今後も眺望景観保全の動きは全国で広がっていくと思われる。これにより市民に広く認知され、市民主体による景観保全活動を進めていくことが望ましいと考える。

3-5-8 亀山市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

周囲の景観と不釣り合いな建築物や良好な眺望を阻害する要因が見られ始めている。

② 視点場・視対象の選定基準

関宿内の百六里庭（眺関亭）からは、古い町並みや地藏院及びその背後の鈴鹿山脈が一体となって眺望することができる良好な眺望景観であり、市の財産として保全していく必要があるため。

③ 保全制度

亀山市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「百六里庭 - 関宿眺望景観重点地区」である。

i) 百六里庭 - 関宿眺望景観重点地区／「点＋混合・パノラマ」—「基準点指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

百六里庭（眺関亭）を視点場とし、関宿の町並みと鈴鹿山脈を望む景観を保全している。

a. 視点場：百六里庭（眺関亭）／点

百六里庭内の眺関亭の東海道側中心部を視点場としている。緯度・経度・標高について正確に定めている。

b. 視対象：関宿の町並み、鈴鹿山脈／混合・パノラマ

関宿の町並みと背景の鈴鹿山脈を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定

視点場から鈴鹿山脈の方角に向い、地藏院と関宿の町並みが納まる範囲で、背景の山頂2点と視点場を結んだ扇形の範囲を眺望景観保全地区としている。緯度・経度は正確に決定しているが、標高は正確には決定していない。（図3-5-8-1）

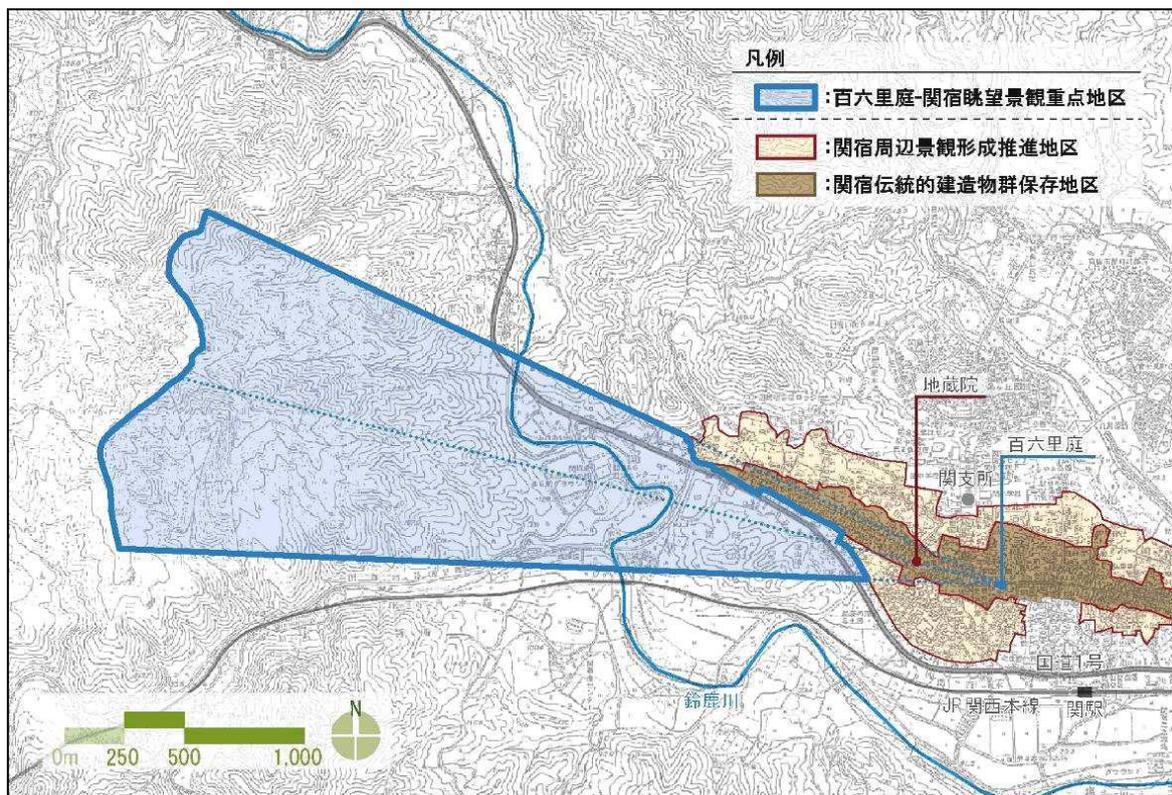


図 3-5-8-1 「百六里庭 - 関宿眺望景観重点地区」の眺望景観保全地区

(出典：「亀山市景観計画」、亀山市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／最高高さ制限、形態・色彩制限

「百六里庭 - 関宿眺望景観重点地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-8-1 の通り定められている。

表 3-5-8-1 「百六里庭 - 関宿眺望景観重点地区」の眺望景観保全基準

		基準内容
配置・規模	配置・規模	<p>○高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあつては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ15mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。</p> <p>○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p>

基準内容																																																																													
配置・規模	壁面の位置	<p>○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。 ・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 																																																																											
形態・意匠	形態・意匠	<p>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 ・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等に工夫すること。 ・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。 																																																																											
	色彩	<p>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表1</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁基調色</td> <td rowspan="2">0R~10R</td> <td rowspan="2"></td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.1YR~2.5Y</td> <td rowspan="2"></td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td></td> <td>7以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>7以下</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> </tr> <tr> <td>屋根色</td> <td>—</td> <td></td> <td>7以下</td> <td>無彩色</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表2</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁基調色</td> <td rowspan="2">0R~2.5Y</td> <td rowspan="2"></td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.6Y~10Y</td> <td rowspan="2"></td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根色</td> <td rowspan="2">0R~2.5Y</td> <td rowspan="2"></td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td></td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>7以下</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>			表1	対象	色相	明度	彩度	外壁基調色	0R~10R		6以下	4以下	7以下	3以下	0.1YR~2.5Y		7以下	4以下	7以下	3以下	2.6Y~10Y		7以下	3以下	その他		7以下	2以下(無彩色を含む)	屋根色	—		7以下	無彩色	表2	対象	色相	明度	彩度	外壁基調色	0R~2.5Y		7以下	6以下	—	3以下	2.6Y~10Y		7以下	4以下	8以下	3以下	—		—	2以下	その他		—	—	2以下(無彩色を含む)	屋根色	0R~2.5Y		7以下	6以下	7以下	4以下	2.6Y~10Y		7以下	4以下	その他		7以下	2以下(無彩色を含む)
	表1	対象	色相	明度		彩度																																																																							
外壁基調色		0R~10R		6以下	4以下																																																																								
	7以下			3以下																																																																									
	0.1YR~2.5Y		7以下	4以下																																																																									
			7以下	3以下																																																																									
2.6Y~10Y		7以下	3以下																																																																										
その他		7以下	2以下(無彩色を含む)																																																																										
屋根色	—		7以下	無彩色																																																																									
表2	対象	色相	明度	彩度																																																																									
	外壁基調色	0R~2.5Y		7以下	6以下																																																																								
—				3以下																																																																									
2.6Y~10Y			7以下	4以下																																																																									
			8以下	3以下																																																																									
—		—	2以下																																																																										
その他		—	—	2以下(無彩色を含む)																																																																									
屋根色	0R~2.5Y		7以下	6以下																																																																									
			7以下	4以下																																																																									
	2.6Y~10Y		7以下	4以下																																																																									
その他		7以下	2以下(無彩色を含む)																																																																										
素材		<p>○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。 																																																																											

(亀山市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

①高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

②景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

①成果

現時点では届出がないが重点地区を設けることで、伝統的建造物群保存地区や景観形成推進地区と合わせて良好な景観を保全・創出するための基準が出来ている。

②課題

周囲の景観と不釣り合いな建築物や良好な眺望を阻害する要因が見られ始めているため、本市の良好な景観を保全・創出する景観まちづくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 今後の展望

現在、眺望景観重点地区として一地区指定しているが、今後は市内の主要な視点場から新たに指定を進める。また、市内の主要な視点場にサイン看板を設置する。

3-5-9 橿原市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

以前より、藤原京跡と大和三山の間にある市街地の開発により今後、眺望が阻害される恐れが懸念されていたため。

② 視点場・視対象の選定基準

橿原市を代表する歴史的風景のシンボルとして藤原京跡から大和三山への眺望の確保と、眺望の場である藤原京跡と周辺の一体的な修景を図るため。

③ 保全制度

橿原市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「大和三山眺望景観保全地区」である。

i) 大和三山眺望景観保全地区／「面＋自然・パノラマ」―「基準点指定・一定角度指定・全方位指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

藤原京跡を視点場とし、大和三山を望む景観を保全している。

a. 視点場：藤原京跡／面

藤原京跡が視点場に指定されている。現状において大和三山の稜線への眺めを一定程度確保できており、地区内への動線が確保できている範囲として、藤原宮跡の歴史的風土特別保存区域（第1種風致地区）のうち、橿原市道四分木之本線以北を視点場の範囲としている。

b. 視対象：大和三山／自然・パノラマ

畝傍山、耳成山、香久山からなる大和三山のそれぞれの見え高の1/2以上を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／基準点指定・一定角度指定・全方位指定

眺望景観保全地区は「周辺景観保全エリア」、「遠望景観保全エリア」の2つに分けられている。「周辺景観保全エリア」は、視点場として指定した歴史的風土特別保存地区(第1種風致地区)の周辺概ね500mの範囲を基準として設定されている。「遠望景観保全エリア」は視点場として指定した歴史的風土特別保存地区(第1種風致地区)と三山の頂上を結んだラインの左右30°に囲まれた範囲が最も広くなるように設定されている。また、「周辺景観保全エリア」及び「遠望景観保全エリア」のうち、視点場と大和三山の稜線の1/2の高さを結んだ範囲が「視線のみち」として設定されている。(図3-5-9-1)

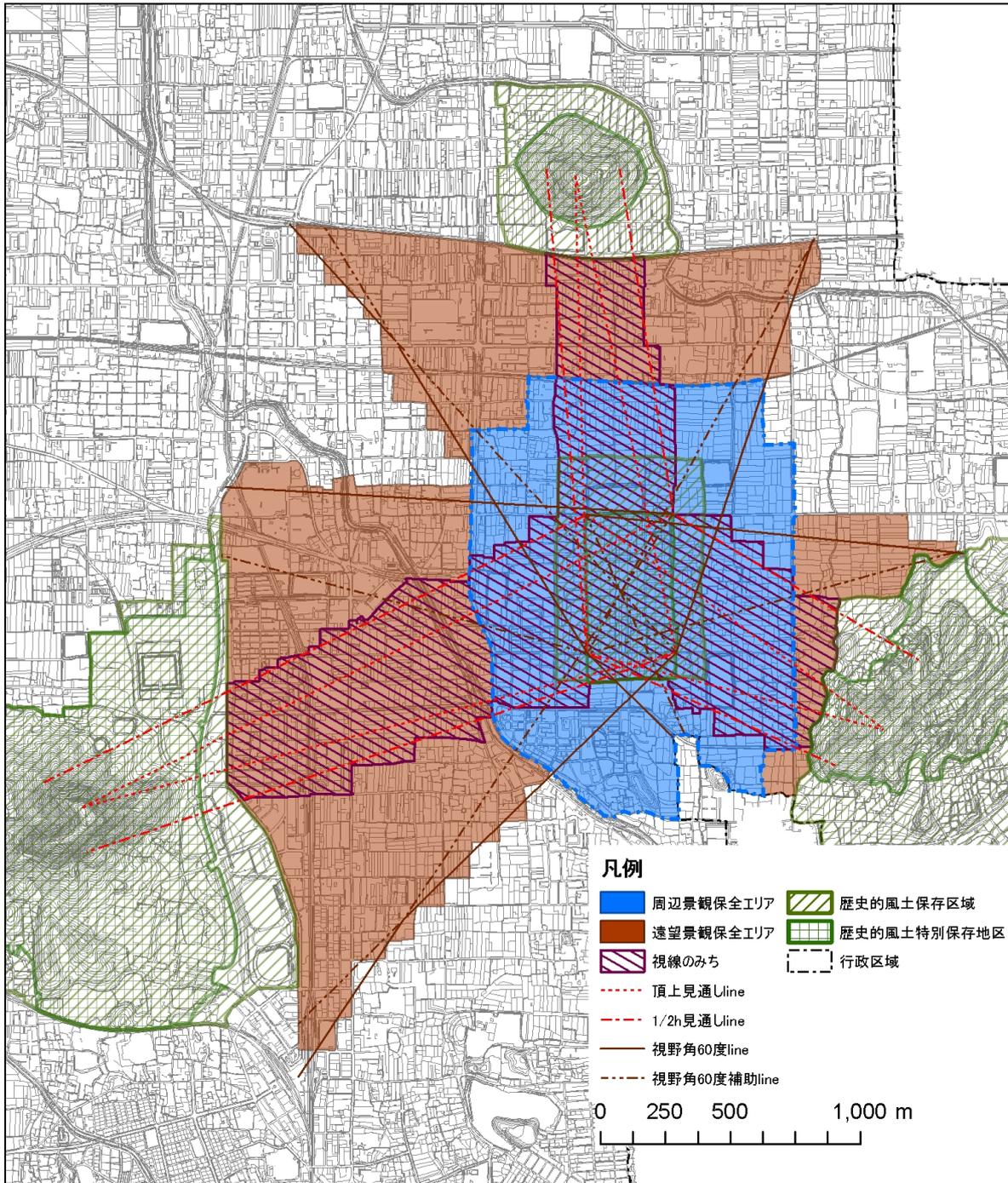


図 3-5-9-1 大和三山眺望景観保全地区指定図

(出典：「榎原市景観計画」、榎原市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／最高高さ制限、形態・色彩制限

「大和三山眺望景観保全地区」の眺望景観保全基準は、「周辺景観保全エリア」及び「遠望景観保全エリア」において、表 3-5-9-1 及び表 3-5-9-2 の通り定められている。

表 3-5-9-1 「周辺景観保全エリア」の眺望景観保全基準

基準内容	
建築物・工作物のボリューム・形態	藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。工作物については、藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮すると共に、建築物と一体に設置するものにあつては、建築物本体の形態や意匠に合わせ調和や一体感にも配慮する。
建築物の高さ	視線のみちにおいては、藤原宮跡から大和三山への眺望を確保するよう、別途定める基準高さを最高限度とする。視線のみち以外の市街化調整区域については、15m以下とする。
工作物、建築物の高さに算入されない建築物の高さ	視線のみちにおいては、藤原宮跡から大和三山への眺望を確保するよう、別途定める基準高さを最高限度とする。
建築物の屋根	低彩度かつ低明度とする。低彩度、低明度とは色彩基準による。勾配屋根又はそれに類する屋根形状とする。
建築物の外壁、工作物等の色彩	藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和した色彩とする。基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は落ち着いた彩度かつ明度の色彩を用いることとする。(彩度、明度は色彩基準による)
建築物・工作物の屋外設備	屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。

(檀原市景観計画を基に作成)

表 3-5-9-2 「遠望景観保全エリア」の眺望景観保全基準

基準内容	
建築物・工作物のボリューム・形態	藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。工作物については、藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮すると共に、建築物と一体に設置するものにあつては、建築物本体の形態や意匠に合わせ調和や一体感にも配慮する。
建築物の高さ	市街化調整区域においては、高さを15m以下とする。
工作物、建築物の高さに算入されない建築物の高さ	視線のみちにおいては、市街化区域においては高度地区の高さ以下とする。市街化調整区域においては、高さを15m以下とする。
建築物の屋根	低彩度かつ低明度とする。低彩度、低明度とは色彩基準による。市街化調整区域内では、勾配屋根または、それに類する屋根形状とする。特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。
建築物の外壁、工作物等の色彩	藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和した色彩とする。基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は落ち着いた彩度かつ明度の色彩を用いることとする。(彩度、明度は色彩基準による)低層部と高層部で色彩・意匠を使い分け遠望に配慮する。
建築物・工作物の屋外設備	屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。

(檀原市景観計画を基に作成)

「周辺景観保全エリア」内の「視線のみち」においては、視点場から大和三山の稜線への眺望を確保するため、地盤面からすべての建築物、工作物等の上端までの高さが下図に示す建築物・工作物の高さを超えないこととしている。「遠望景観保全エリア」内の「視線のみち」においては、すべての建築物、工作物等の上端までの高さは、市街化区域では高度地区の高さ以下、市街化調整区域では15m以下としているが、工作物、建築物の高さに算入されない建築物、又は工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該物件の周辺或いは藤原宮跡から見た大和三山の眺望景観に調和し、景観上也充分配慮されていると認められる場合には、下図の基準高さまでは認めることができるものとしている。

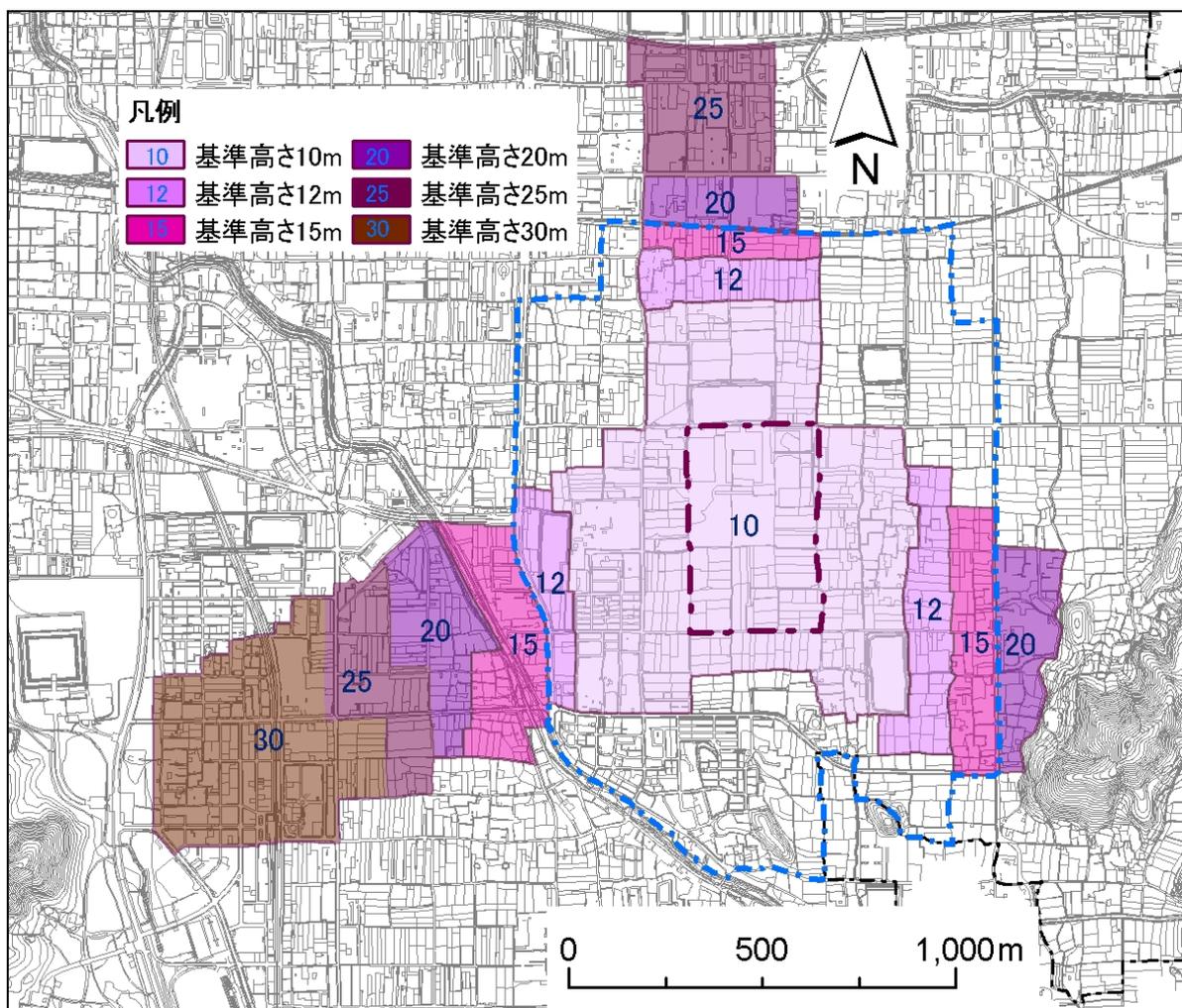


図 3-5-9-2 「視線のみち」の基準高さ指定図

(出典：「檀原市景観計画」、檀原市発行)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

景観計画の策定が平成24年1月1日であり、まだ日が浅いため目立った成果は特にない。

② 課題

周辺景観保全エリアでのソーラーパネルの設置の是非が挙げられる。

(4) 今後の展望

世界遺産への登録を目指していることとリンクして、今後、エリアの拡大や新たな視点場からの眺望保全への取り組みの可能性はある。

3-5-10 和歌山県における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

平成19年、20年に県下全域を対象に景観条例、景観計画を策定した。その中で、景観上特に重要な地域を「特定景観形成地域」として、景観形成を図っている。現在、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」である、熊野参詣道(中辺路)周辺と高野山町石道周辺の二つの地域について、古道から眺望できる範囲を基本に指定している。これは、世界遺産の部分だけでなく、そこからの眺望も含めた文化的景観を保全していくことが必要という考えからである。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、世界遺産である山稜(スカイライン)を保全するため選定した。視点場については、古道沿いにある展望台、休憩所、茶屋跡等の眺望場所を選定した。

③ 保全制度

和歌山県景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、i)「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」とii)「高野山町石道周辺特定景観形成地域」である。

i) 熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域／「点+自然・パノラマ」—「土地利用指定+区分なし+定性的高さ制限、形態・色彩制限」

熊野参詣道(中辺路)の14ヶ所を視点場とし、山稜を望む景観を保全している。

a. 視点場：14ヶ所／点

熊野参詣道(中辺路)の展望台や茶屋等、14ヶ所が視点場に指定されている。

b. 視対象：山稜／自然・パノラマ

山稜を視対象としている。

c. 視角／仰観景観、俯瞰景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観、または視点場から視対象を見下ろす俯瞰景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

古道からの可視領域を基本とする区域である熊野参詣道(中辺路)及びその周辺地域を眺望景観保全地区としている。(図3-5-10-1)

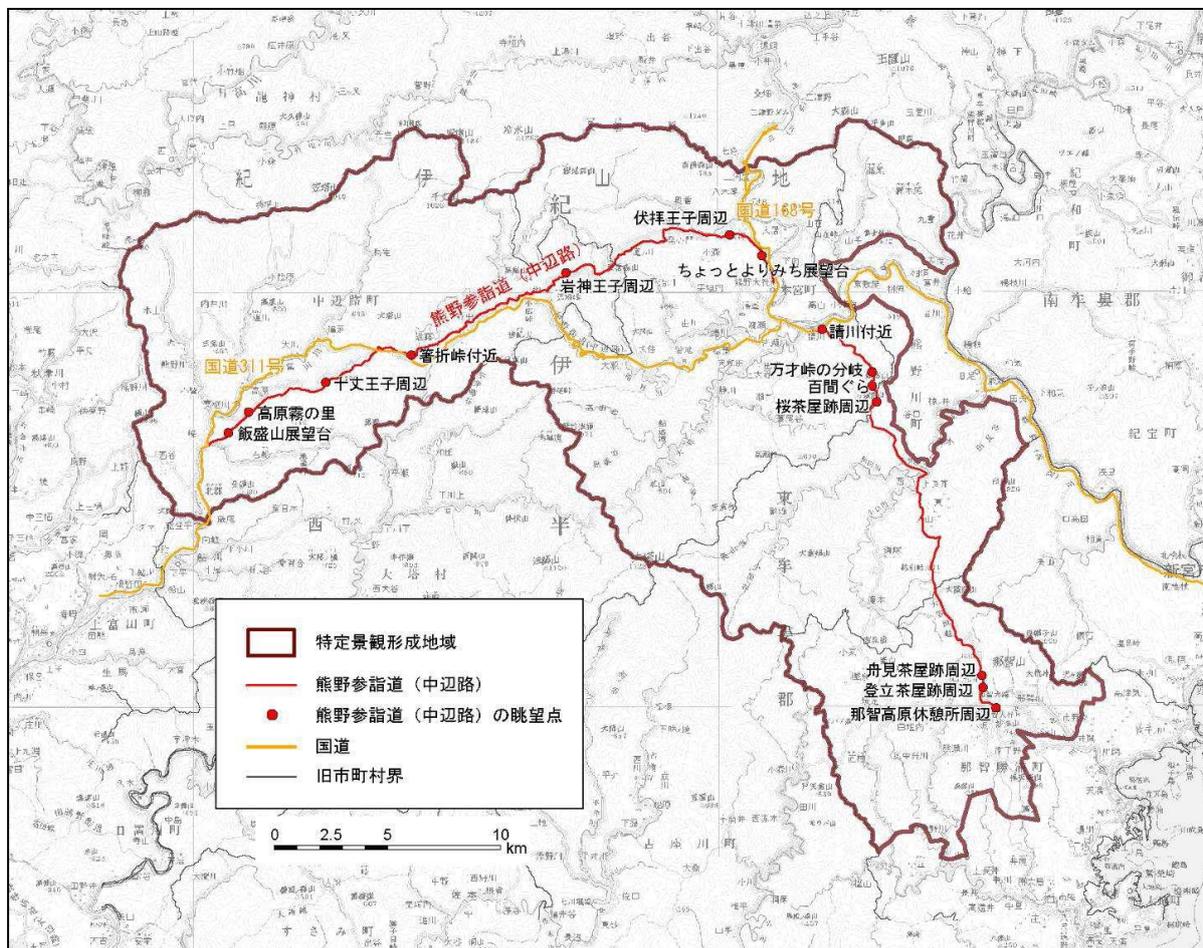


図3-5-10-1 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域

(出典：「和歌山県景観計画」、和歌山県発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／定性的高さ制限、形態・色彩制限

「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」の眺望景観保全基準は、表 3-5-10-1 の通り定められている。

表 3-5-10-1 「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」の眺望景観保全基準

基準内容		
古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。		
建築物及び工作物	熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。	
形態・意匠	熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。	
色彩	外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。	
	色相	彩度
	0.1R~2.5Y	6以下
	上記以外	4以下(無彩色含む)

(和歌山県景観計画を基に作成)

ii) 高野山町石道周辺特定景観形成地域／「点＋自然・パノラマ」—「土地利用指定＋区分なし＋定性的高さ制限、形態・色彩制限」

二ツ鳥居を視点場とし、山稜を望む景観を保全している。

a. 視点場：二ツ鳥居／点

二ツ鳥居が視点場に指定されている。

b. 視対象：山稜／自然・パノラマ

山稜を視対象としている。

c. 視角／仰観景観、俯瞰景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観、または視点場から視対象を見下ろす俯瞰景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

高野山町石道からの可視領域、世界遺産を含む集落区域、高野山へのアクセスルート周辺を基本とする区域を眺望景観保全地区としている。(図3-5-10-2)

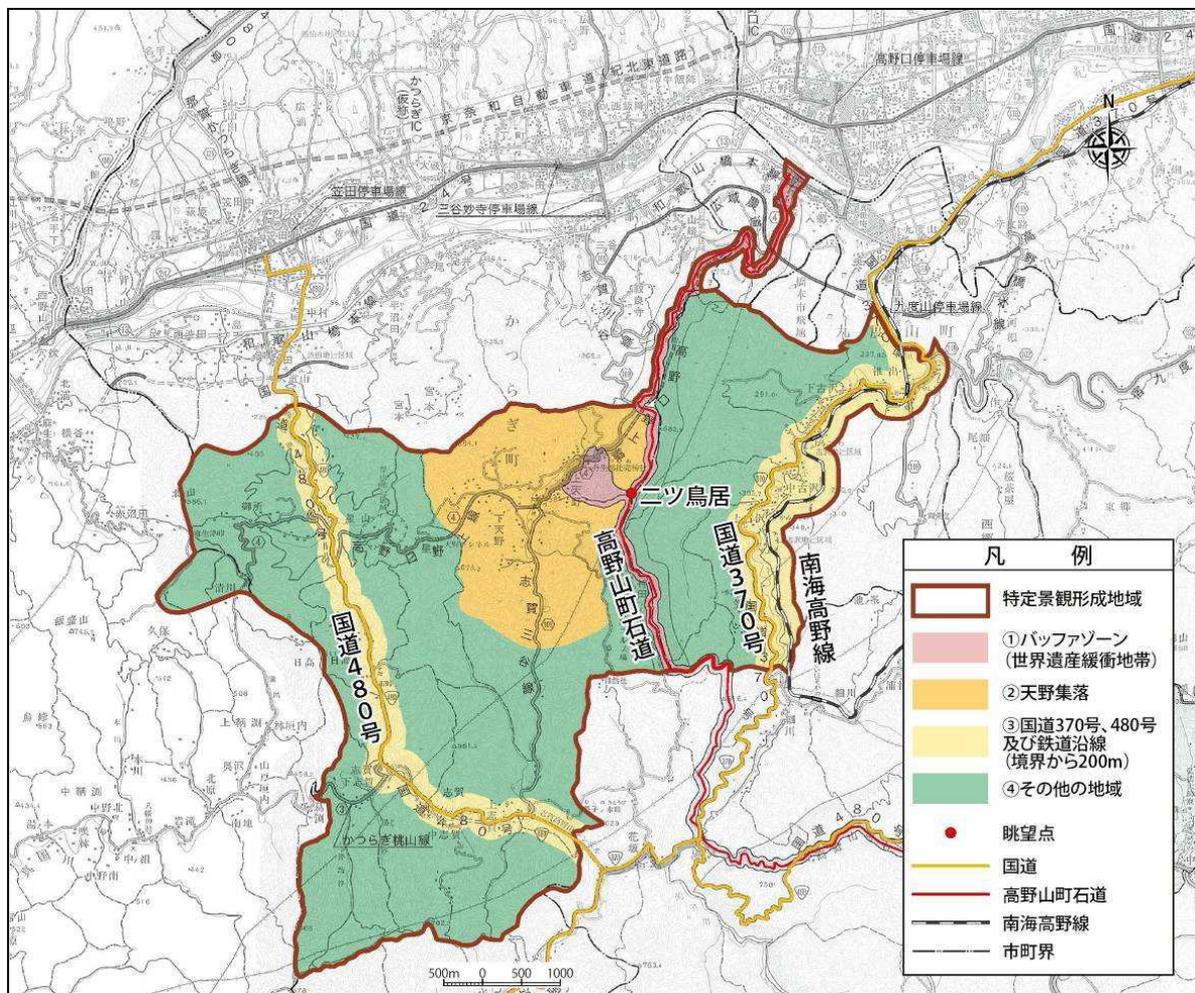


図 3-5-10-2 高野山町石道周辺特定景観形成地域

(出典：「和歌山県景観計画」、和歌山県発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／定性的高さ制限、形態・色彩制限

「高野山町石道周辺特定景観形成地域」の眺望景観保全基準は、表 3-5-10-2 の通り定められている。

表 3-5-10-2 「高野山町石道周辺特定景観形成地域」の眺望景観保全基準

基準内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・高野参詣道(高野山町石道)から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・高野山の地へといざなうアクセスルートから眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 	
建築物及び 工作物	高野参詣道(高野山町石道)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。
形態・意匠	高野参詣道(高野山町石道)の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。

(和歌山県景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

古道から眺望する景観について概ね保全できている。視点場を設定したことにより、事業実施の際の事前検討が行いやすくなっている。

② 課題

参詣道は長距離であり広域に及んでいるため、視点場のみでは全ての眺望をカバーできていない箇所がある。

(4) 今後の展望

今後新たな特定景観形成地域を追加していく中で、これまでの手法を踏襲し、眺望景観保全を実施していく予定である。新たな特定景観形成地域は、世界遺産周辺について検討していく予定である。

3-5-11 高松市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

国の特別名勝である栗林公園周辺に、高層建築物等の建築が進んでいる。今後、大規模開発計画等や用地売却による大規模建築物の建設計画の可能性が考えられる状況になったため、栗林公園周辺の眺望景観保全に取り組むこととなった。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、国の特別名勝であり、市民に親しまれていることから選定した。視点場については、県が管理する栗林公園で定める眺望地点を用いているが、選定基準は不明瞭である。

③ 保全制度

高松市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、栗林公園周辺景観形成重点地区である。

i) 栗林公園周辺景観形成重点地区／「点＋自然・パノラマ」—「全方位指定＋区分なし＋定性的高さ制限、形態・色彩制限」

栗林公園内の11ヶ所を視点場とし、池、築山を望む景観を保全している。

a. 視点場：11ヶ所／点

栗林公園内の主要な眺望点として11ヶ所が視点場に指定されている。

b. 視対象：池、築山／自然・パノラマ

栗林公園内の池、築山を視対象としている。

c. 視角／俯瞰景観

視点場から視対象を見下ろす俯瞰景観である。

d. 眺望景観保全地区／全方位指定

栗林公園から概ね 500m の範囲(背後の紫雲山を除く)を眺望景観保全地区としている。

(図 3-5-11-1)

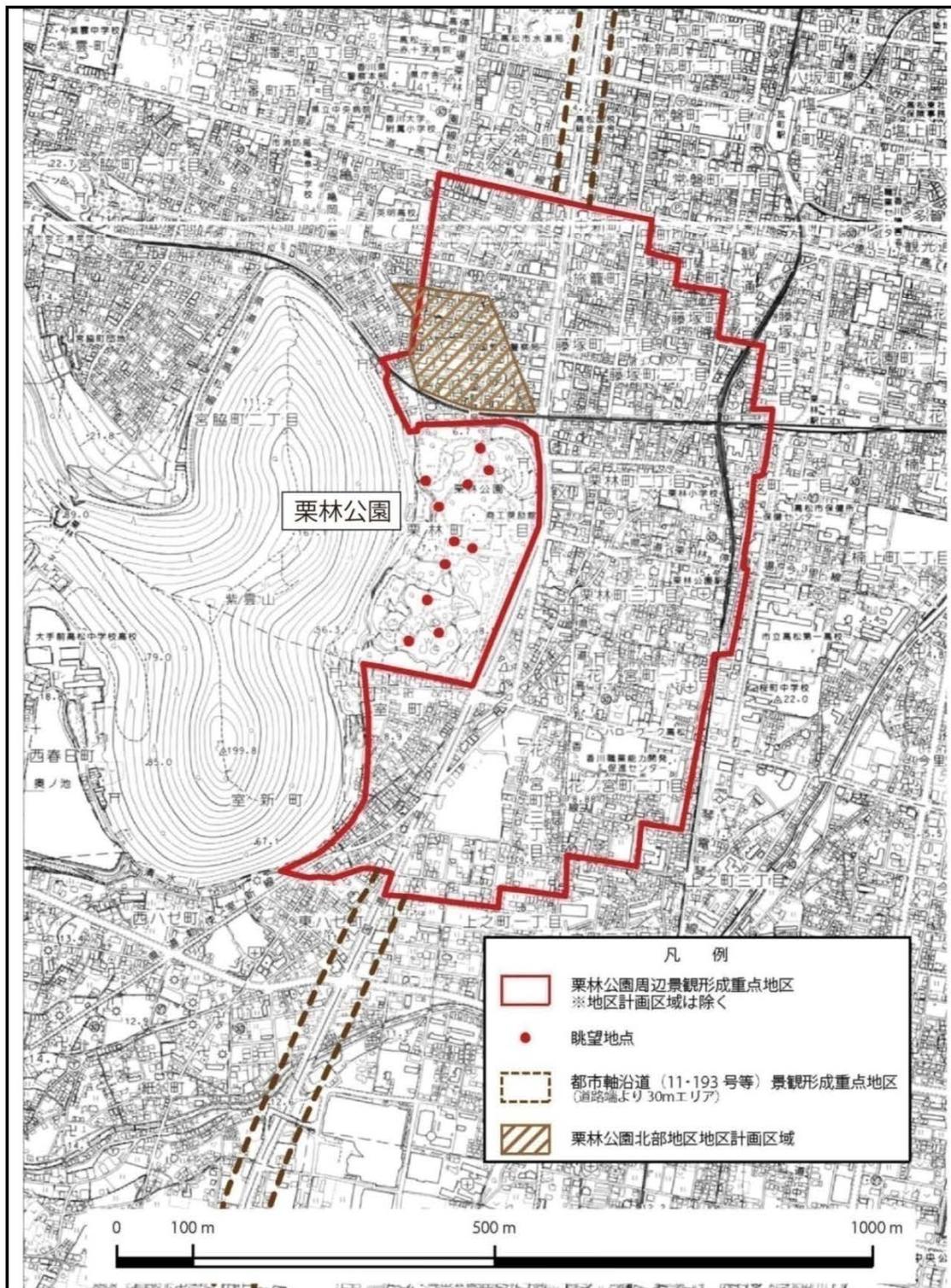


図 3-5-11-1 栗林公園周辺景観形成重点地区

(出典:「高松市景観計画」、高松市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／定性的高さ制限、形態・色彩制限

「栗林公園周辺景観形成重点地区」の眺望景観保全基準は、表 3-5-11-1 の通り定められている。

表 3-5-11-1 「栗林公園周辺景観形成重点地区」の眺望景観保全基準

基準内容					
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 ・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 ・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 ・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。 ・中央通りオフィス環境整備事業の対象区域に該当する場合は、中央通りから3m以上後退し、終日、歩道と一体的に利用できる公開空地を確保するなど、快適な歩行空間の創出に努める。 ・栗林公園内の眺望地点から望見されない配置、規模とする。 			
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。 ・栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない形態、意匠とする。 ・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。 			
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・外観(外壁および屋根)の基調色には、げばげばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。 ・屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。 ・外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。 ・アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。 ・栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感のない色彩とする。 ・外観(外壁および屋根)の基調色は、次の色彩基準1(マンセル表色系)に適合したものとする。(ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。) ・栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、次の色彩基準2(マンセル表色系)に適合したものとする。(ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。) 		
			色相	彩度	明度
			Y, YR, R	4以上	—
			その他	2以下	—
			■色彩基準1		
			■色彩基準2(眺望地点から望見される場合)		
	色相	彩度	明度		
	Y, YR	3以下	4以上7以下		
その他	2以上	4以上7以下			
工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 ・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 ・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 ・栗林公園内の眺望地点から望見されない配置、規模とする。 			
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 ・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 ・建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠に工夫する。 ・栗林公園内の眺望地点からの見え方や、周囲からの公園への見通しに配慮し、全体として統一感のある形態、意匠とする。 			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・栗林公園の樹木とその背景において、眺望に違和感を与えない色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。 			

(高松市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

特になし。

② 課題

栗林公園周辺は、都市計画に定める用途地域(商業地域・近隣商業地域)に該当し、高層建築物が建設される可能性がある。

(4) 今後の展望

特になし。

3-3-12 久留米市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

久留米市を代表する自然景観である耳納連山を連続して見ることが出来る風景を守るため、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとした。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、久留米市を代表する自然景観であることから選定した。視点場については、耳納連山を連続して見ることが出来る場所を選定した。

③ 保全制度

久留米市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、i) 耳納連山山辺地域、ii) 東部田園地域の2つである。

i) 耳納連山山辺地域／「線＋自然・パノラマ」―「土地利用指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

ii) 東部田園地域／「線＋自然・パノラマ」―「土地利用指定＋区分なし＋最高高さ制限、形態・色彩制限」

共に筑後川右岸堤防と久大本線を視点場とし、筑後川と耳納連山を望む景観を保全している。

a. 視点場：筑後川右岸堤防、JR 久大本線／線

筑後川右岸堤防と JR 久大本線が視点場に指定されている。視点場の位置(緯度、経度、標高)については正確に決定していない。

b. 視対象：筑後川、耳納連山／自然・パノラマ

筑後川と耳納連山を視対象としている。

c. 視角／仰観景観

視点場から視対象を見上げる仰観景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

景観計画区域である市域全域を5つの地域に分け、そのうち「耳納連山山辺地域」および「東部田園地域」を眺望景観保全地区としている。(図3-5-12-1)



図3-5-12-1 「耳納連山山辺地域」及び「東部田園地域」

(出典：「久留米市景観計画」、久留米市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／最高高さ制限、形態・色彩制限

「耳納連山山辺地域」及び「東部田園地域」の眺望景観保全基準は、表 3-5-12-1 の通り定められている。

表 3-5-12-1 「耳納連山山辺地域」及び「東部田園地域」の眺望景観保全基準

		基準内容	
地域区分		耳納連山山辺地域	東部田園地域
建築物・ 工作物 等	位置(配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 ・筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・低層のまちなみから突出した高さとならないように配慮すること。(※1) ・筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 ・JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。(※2) <p>(※1)高さ12mを超えないように配慮すること。 (※2)久留米の原風景を守り続けるために、雄大な耳納連山を連続して見ることができると見られる視点場を、筑後川と一体となって眺望できる筑後川右岸堤防とJR 久大本線の車窓とし、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとする。そのため、眺望を確保する範囲内(高良山から鷹取山)の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高100m以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高100mの地点を結ぶラインを越えないこととし、屏風状に連なる山の緑の眺望の連続性を確保する。</p>	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 ・屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。 ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。 ・明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。 ・マンセル値によりR系(赤系)、YR系(黄赤系)、Y系(黄系)は彩度4を、GY系(黄緑系)、G系(緑系)、BG系(青緑系)、B系(青系)、PB系(青紫系)、P系(紫系)、RP系(赤紫系)は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。 	

(久留米市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

・高さ基準があることで高さを抑える、場所を検討し直す等の案件があり、一定の効果を挙げている。

② 課題

・定量的な基準でないと、その強制力については限界がある。

(4) 今後の展望

現在、景観重要樹木や景観重要建造物の指定をしていないが、今後、指定に合わせて景観重要樹木等を眺望する場合の景観保全について検討したい。

3-5-13 那覇市における眺望景観保全制度の現状

(1) 眺望景観保全制度

① 眺望景観保全に取り組むことになった経緯

平成11年策定(平成23年一部改定)の「那覇市都市計画マスタープラン」において、各地区における眺望に関する景観形成方針を示した。

② 視点場・視対象の選定基準

視対象については、景観保全において、特に重要かつ緊急性の高い首里城周辺(首里杜一帯)を選定した。視点場については、視対象が眺望しやすい地点を選定しているが、選定基準は不明瞭である。

③ 保全制度

那覇市景観計画内に示されている眺望景観保全地区の名称は、「首里歴史エリア」である。

i) 首里歴史エリア／「点+混合・パノラマ」—「土地利用指定+区分なし+最高高さ制限、形態・色彩制限」

首里城や首里杜周辺等を視点場とし、首里城や首里杜一帯等を望む景観を保全している。

a. 視点場：首里城、首里杜周辺9ヶ所／点

首里城、首里杜周辺等9ヶ所が視点場に指定されている。

b. 視対象：首里城、首里杜一帯等／混合・パノラマ

首里城、首里杜一帯等を視対象としている。

c. 視角／仰観景観、俯瞰景観

視点場から視対象を見下ろす仰観景観と、視点場から視対象を見下ろす俯瞰景観である。

d. 眺望景観保全地区／土地利用指定

首里城の城下町であった首里台地(首里杜) 一帯の保全・修景等を行うエリアを眺望景観保全地区としている。なお、都市景観形成地域として指定されている「首里金城地区」、「龍潭通り沿線地区」も眺望景観保全地区に含んでいる。(図3-5-13-1)



図 3-5-13-1 首里歴史エリア (出典:「那覇市景観計画」、那覇市発行)

e. 視距離の区分の有無／区分なし

視距離の区分はない。

f. 眺望景観保全基準／最高高さ制限、形態・色彩制限

「首里歴史エリア」の眺望景観保全基準は、表 3-5-13-1 の通り定められている。

表 3-5-13-1 「首里歴史エリア」の眺望景観保全基準

基準内容		
エリア共通	位置等	<p>建物の配置や規模は、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微地形に調和する配置に配慮します。 ・公共の場所(道路、公園、河川など)から、可能な限り建物壁面の後退に努め、公共空間や歩行者に圧迫感をあたえないように配慮します。 ・樹林地沿いでは、自然な緑を活かした配置や規模に努め、公共性の高い場所からの見え方(緑の稜線と調和)に配慮します。 ・自走式立体駐車場は、公共の場所(道路、公園、河川など)から、望見できない位置に設けるよう努めます。 ・駐車場出入口は集約化し、街並みの連続性や安全性に配慮します。 <p>歴史的・文化的な資源に配慮した位置とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、建物の配置に配慮します。 ・歴史的・文化的な資源から後退するなど、ゆとりのある空間構成に努めます。
	形態意匠	<p>都市に統一感を与える色彩とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色(別表)とする。 <p>周辺の景観と調和した形態意匠とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地沿いでは、勾配屋根など地形や緑と融和した形態意匠に配慮します。 ・視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、形態意匠や設備等の修景などに配慮します。 ・モノレール沿線では、長大な外壁は分節化するなど、モノレール車窓から主要な緑や首里城が見えるように配慮をします。 ・モノレール沿線では、モノレール車窓からの見え方にも配慮します(調和する形態・色彩、壁面・屋上・ベランダの緑化、勾配屋根など)。 ・河川沿いでは、対岸から見て伸びやかで広がりのある眺望景観を確保するために、スカイラインや緑と調和する形態意匠に配慮します。 ・自走式立体駐車場は、道路・敷地境界沿いへのルーバー等の設置や樹木、生垣等の植栽で、構造物の過半が直接露出しない修景に努めます。 ・屋外設備(ゴミ置場、物干し施設を含む)は、露出させないようにします。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなど、景観に配慮するよう努めます。
	素材	<p>周辺景観と調和した素材を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸透性のある舗装材の利用に努めます。 ・耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努めます。 ・修景された歩道沿いでは、外構の舗装と歩道との連続性に配慮します。 ・樹林地沿いでは、外壁に自然素材を使用する、あるいは壁面や屋上の緑化など、周囲の緑との融和に努めます。 <p>歴史・文化や地域性を表す形態・意匠・素材等を積極的に活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化や地域性をあらわす素材(赤瓦、琉球石灰岩、焼き物等)の効果的な活用に努めます。
	緑化等	<p>敷地内・境界・壁面・屋上の緑化など、周辺景観と調和した修景をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内、特に道路からの建物壁面後退部においては、積極的に緑化に努めます。 ・屋外駐車場は、高木の植栽による緑陰づくり等、積極的に緑化(緑陰樹、パーゴラ、芝ブロック等)に努めます。 ・河川や海に面した敷地においては、河川や海辺の緑と一体的な緑化に努めます。 ・敷地内の既存のまとまった緑地や老木等景観資源の活用に努めます。 <p>塀等は、修景に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀・柵等は、低く抑えるように努めます。 ・沿道の塀・柵等は、生垣や緑化、可視性の高いフェンス等の使用に努めます。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫します。 ・擁壁は、自然石(琉球石灰岩など)の使用や、化粧型枠による仕上げを行い、あわせて周辺の緑化に努めます。 ・高い擁壁は、勾配を持たせる、あるいは雑段状に分節化するなど、圧迫感を軽減させます。
	首里歴史エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、歴史的景観を創出するため、勾配屋根・赤瓦葺とするよう努めます。 ・囲い石垣は、伝統的な琉球石灰岩の使用など、沖縄の歴史・伝統的な修景に努めます。 ・その他の垣・柵は、生垣やチニブ(竹)垣など伝統的な様式を活かします。 ・歴史的・伝統的な景観を際立たせるため、さらなる緑化を推進します。 ・首里歴史エリア・建築物の最高高さは15m以下とします。 ※用途地域で高さ規制のない地域

(那覇市景観計画を基に作成)

(2) 関連法制度との併用状況

① 高度地区

眺望景観保全地区内に高度地区の指定はない。

② 景観地区

眺望景観保全地区内に景観地区の指定はない。

③ 風致地区

眺望景観保全地区内に風致地区の指定はない。

④ 地区計画

眺望景観保全地区内に地区計画の指定はない。

⑤ 自然公園法

眺望景観保全地区内に自然公園法の指定はない。

(3) 成果と課題

① 成果

- ・ 特になし。

② 課題

- ・ 首里城を中心とした眺望景観の保全について実効性を高めることが課題である。

(4) 今後の展望

他の地域における眺望景観については、今後も市民と議論を重ねる中で検討していきたいと考えている。今後、景観計画の実効性を高めるため、「景観地区」指定等について検討中である。

3-6 景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する類型化

本節では、調査対象とした13自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市、白河市、小諸市、亀山市、橿原市、和歌山県、高松市、久留米市、那覇市)における眺望景観保全制度の現状分析を基に、類型化を行う。

3-6-1 13 自治体における眺望景観保全制度の運用に関する類型化

本節では、調査対象とした13自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市、白河市、小諸市、亀山市、橿原市、和歌山県、高松市、久留米市、那覇市)における眺望景観保全制度について、(1)視点場・視対象の選定方法、(2)視点場の位置、(3)視対象の範囲、(4)眺望景観保全基準の形態・色彩、(5)眺望景観保全の今後の展望、の5点に着目し、類型化を行う。

(1) 視点場・視対象の選定方法に関する類型化

「視点場・視対象の選定方法」においては、①市民意見募集型、②選定条件指定型、③選定方法未指定型、の3つに類型化することができる。

①市民意見募集型：岡崎市、弘前市、延岡市、小諸市

「市民意見募集型」とは、景観計画内において、視点場・視対象の選定条件は定めていないが、視点場・視対象選定のための市民意見の募集を各自治体のホームページ上や広報などで行っており、市民意見、歴史性や公共性、緊急性などの高い場所を自治体の判断で視点場・視対象として選定している方法である。

②選定条件指定型：桑名市、亀山市

「選定条件指定型」とは、景観計画内において、視点場・視対象選定のための市民意見の募集を行ったことが明記されていないが、視点場・視対象の選定条件を定めており、市民意見を参考にして景観計画内の選定条件を基に、歴史性や公共性、緊急性などの高い場所を自治体の判断で視点場・視対象に選定している方法である。桑名市においては、公共性・重要性・アクセス度等の基本条件とともに、総合計画や都市計画マスタープランとの理念や方針等との整合性や景観的な価値といった項目を選定条件として設定している。

③選定方法未指定型：長崎市、白河市、橿原市、和歌山県、高松市、久留米市、那覇市

「選定方法未指定型」とは、視点場・視対象選定のための市民意見の募集等を特に行わず、また景観計画内において、視点場・視対象の選定基準を定めておらず、歴史性や公共性、緊急性などの高い場所を自治体の判断で視点場・視対象に選定する方法である。

「市民意見募集型」では、直接的に市民意見を取り入れているため、市民にとって親しみのある視点場・視対象を選定できる方法であるといえる。

「選定条件指定型」では、直接的に市民意見を取り入れているが、桑名市や亀山市ではあらかじめ選定条件を景観計画内に定めているため、ある程度合理的に視点場・視対象を選定することができるといえる。また、新たに眺望景観保全地区を定める際にも同じ選定条件を用いることができる点で有用な方法であるといえる。

「選定方法未指定型」では、直接的には市民意見を取り入れているため、市民にとってあまり親しみのない視点場・視対象が選定される可能性のある方法であるといえる。

(2) 視点場の位置に関する類型化

「視点場の位置」においては、緯度・経度・標高の活用の有無により、①座標活用型、②座標部分活用型、③座標未活用型の3つに類型化することができる。

①座標活用型：岡崎市、桑名市、亀山市

「座標活用型」とは、視点場の位置の決定に、緯度・経度・標高を用いている場合である。

②座標部分活用型：弘前市

「座標部分活用型」とは、視点場の位置の決定に、緯度・経度・標高のいずれかを用いている場合である。弘前市では標高を用いて決定している。

③座標未活用型：長崎市、延岡市、白河市、小諸市、檜原市、和歌山県、高松市、久留米市、那覇市

「座標未活用型」とは、視点場の位置の設定に、緯度・経度・標高のいずれも用いていない場合である。

緯度・経度・標高を用いて視点場の位置を正確に定めることで、眺望景観保全地区の範囲について詳細に決定することができると考えられる。

(3) 視対象の範囲に関する類型化

「視対象の範囲」においては、視点場の位置と同様に、緯度・経度・標高の活用の有無により、①座標活用型、②座標部分活用型、③座標未活用型の3つに類型化することができる。

①座標活用型：岡崎市、桑名市

「座標活用型」とは、視対象の範囲の決定に、緯度・経度・標高を用いている場合である。

②座標部分活用型：弘前市、亀山市、久留米市

「座標部分活用型」とは、視対象の範囲の決定に、緯度・経度・標高のいずれかを用いている場合である。弘前市、久留米市においては標高を用いて決定している。亀山市においては、緯度・経度を用いて決定している。

③座標未活用型：長崎市、延岡市、白河市、小諸市、檜原市、和歌山県、高松市、那覇市

「座標未活用型」とは、視対象の範囲の設定に、緯度・経度・標高のいずれも用いていない場合である。

視点場の位置と同様に、緯度・経度・標高を用いて視対象の範囲を正確に定めることで、眺望景観保全地区の範囲について詳細に決定することができると考えられる。

(4) 眺望景観保全基準の形態・色彩に関する類型化

「眺望景観保全基準の形態・色彩」においては、①上乘せ基準型、②同一基準型、の2つに類型化することができる。

①上乘せ基準型：岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市、白河市、小諸市、亀山市、榎原市、和歌山県、高松市

「上乘せ基準型」とは、景観計画区域内に定められた形態・色彩についての基準とは別に、眺望景観保全地区内に新たに基準を設けている場合である。岡崎市においては、景観計画区域内の基準に加えて景観配慮指針として形態・色彩についての基準を定め、自主配慮を求めている。

②同一基準型：久留米市、那覇市

「同一基準型」とは、景観計画区域内に定められた形態・色彩についての基準がそのまま眺望景観保全地区内の基準となっている場合である。

「上乘せ基準型」では、眺望景観保全のため、新たに形態・色彩についての基準を設けているため、より眺望景観に調和すると考えられる。

「同一基準型」では、景観計画区域内に定められた形態・色彩についての基準を用いているため、眺望景観保全に特化した基準とは言えないが、眺望景観保全地区の周辺地域を含めた広域での景観形成においては効果的な基準であると考えられる。

(5) 眺望景観保全の今後の展望に関する類型化

「眺望景観保全の今後の展望」においては、①保全地区規制強化型、②保全地区追加指定型、③特になし、の3つに類型化することができる。

①保全地区規制強化型：岡崎市、那覇市

「保全地区規制強化型」とは、眺望景観保全地区をより規制力のある地区区分に指定することで、段階的に規制・誘導の強化を目指すとしている場合である。景観計画区域全域に当たる景観形成一般地区から、景観形成促進地区、景観形成重点地区、景観地区へと段階的に指定を行い、より厳しい基準によって眺望景観保全を目指している。特に、都市計画法に基づく景観地区への引き上げを目指している自治体として岡崎市、那覇市が見受けられた。

②保全地区追加指定型：長崎市、亀山市、橿原市、和歌山県

「保全地区追加指定型」とは、新たに眺望景観保全地区の指定を行っていくとしている場合である。

③特になし：弘前市、延岡市、桑名市、白河市、小諸市、高松市、久留米市

「特になし」とは、眺望景観保全制度について特に新しく検討している内容がなく、現行の景観計画の内容に基づいて運用を行っていくとしている場合である。

「保全地区規制強化型」では、現在の定められている眺望景観保全地区における基準の規制・誘導を段階的に強化することを目的としている。

「保全地区追加指定型」では、新たに眺望景観保全地区を指定し、現在保全を行っていない眺望景観の保全地区指定を行うことを目的としている。

「特になし」では、各自治体とも景観計画策定からの期間が短いため、現在の景観計画書の内容を的確に運用していくことを重視していると考えられる。

3-6-2 標高高さ制限を用いている5自治体における眺望景観保全制度の運用に関する類型化

本節では、標高高さ制限を用いた5自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市)における眺望景観保全制度について、(1)標高高さの計測方法、(2)景観計画への適合確認方法、(3)視点場の整備、(4)眺望景観保全の周知、の4点に着目して類型化を行う。

(1) 標高高さの計測方法に関する類型化

「標高高さの計測方法」においては、全ての自治体で景観計画内に明示していない。ただし、設計地盤面の標高の計測を容易にするための技術的支援として、①基準点設置情報提供型、②公共基準点情報提供型、の2つに類型化することができる。

①基準点設置情報提供型：岡崎市

「基準点設置情報提供型」とは、設計者が設計地盤面の標高の計測を容易にするための技術的支援として、眺望景観保全地区内に新たに設置した基準点の緯度・経度・標高の情報提供を行っている場合である。岡崎市においては、座標(緯度・経度・標高)で管理された金属鈹を眺望景観保全地区内に92ヶ所設置している。

②公共基準点情報提供型：弘前市、長崎市、延岡市、桑名市

「公共基準点情報提供型」とは、設計者が設計地盤面の標高の計測を容易にするための技術的支援として、国や自治体が定めた公共基準点の座標(緯度・経度・標高)の情報提供を行っている場合である。

「基準点設置情報提供型」では、眺望景観保全地区を設定後、眺望景観保全を目的として新たに基準点を定めているため、より正確に設計地盤面の標高を計測することができると考えられる。

「公共基準点情報提供型」では、設計者が標高を計測する際に参考となる同一の資料を提供しているため、計測方法によらず、実際の標高高さに近い値を用いることができると考えられるが、眺望景観保全を目的とした基準点ではないため、設計地盤面の場所によっては基準点から遠くなり、正確な値として参考にならない可能性があると考えられる。

(2) 景観計画への適合確認方法に関する類型化

「景観計画への適合確認方法」においては、「高さ基準」と「形態・色彩基準」の2つに大別することができ、「高さ基準への適合」においては、「算定式確認型」、「個別確認型」の2つに、「形態・色彩基準への適合」においては、「景観シミュレーション図等確認型」、「着色立面図等確認型」の2つにそれぞれ類型化することができる。

i) 高さ基準について

①算定式確認型：岡崎市、弘前市、桑名市

「算定式確認型」とは、景観計画に基づく届け出時に、景観計画内に定めた算定式により、標高高さ制限値と設計地盤面との標高差から建築物等の標高高さを算定し、地点毎の高さ基準への適合を確認する方法である。該当した3自治体は地点毎で異なる標高値で高さ制限を行っている。

②個別確認型：長崎市、延岡市

「個別確認型」とは、景観計画に基づく届け出時に、算定式は用いず、建築物と建築物の屋上に設置する工作物等を合わせた高さとして設計地盤面の標高高さから建築物等の標高高さを算定し、算定式によらず個別に、あらかじめ示した高さ基準への適合を確認する方法である。該当した2自治体は標高による一律の標高値で高さ制限を行っている。

「算定式確認型」では、視点場から基準点を結んだ基準線の標高高さと地盤面の標高高さより建築物等の高さ限度を算定している。これは、眺望景観保全地区内の地点毎で異なり、それぞれの地点での標高高さ制限値を導く必要があるためである。

「個別確認型」では、建築物等の高さとして設計地盤面の標高高さより建築物等の標高高さを算定している。これは、眺望景観保全地区内に一律の標高高さ制限がかけられており、地点ごとの標高高さ制限値を導く必要がないためである。長崎市の「祈念像眺望ゾーン」については、一律ではない標高高さ制限がかけられているが、「個別確認型」に該当する。これは他の眺望景観保全地区が一律の標高高さ制限を行っているため、届け出時の高さへの適合確認方法の様式を他の眺望景観保全地区に合わせたためであると考えられる。

ii) 形態・色彩基準について

① 景観シミュレーション図等確認型：長崎市、桑名市

「景観シミュレーション図等確認型」とは、景観計画に基づく届け出時に、周辺の状況を含むフォトモンタージュや、建築物等の概ねの形状を記入した写真(視点場から視対象を撮影したもの)の提出を要求している確認方法である。

② 着色立面図等確認型：全自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市)

「着色立面図等確認型」とは、景観計画に基づく届け出時に、着色立面図や平面図の提出を要求している確認方法である。

「景観シミュレーション図等確認型」、「着色立面図等確認型」共に、新設される建築物等が眺望景観に悪影響を与えるかどうかを容易に判断できることができる確認方法であると考えられる。

(3) 視点場の整備に関する類型化

「視点場の整備」においては、①整備あり、②整備なし、の2つに類型化することができる。

① 整備あり：岡崎市

「整備あり」とは、視点場周辺で眺望景観に関連した経路、サイン、案内板等の整備を行っている場合である。岡崎市においては、視点場には市がデザインした明示板が設置されている他、眺望景観について簡単な説明を行った案内板が設置されている。

② 整備なし：弘前市、長崎市、延岡市、桑名市

「整備なし」とは、視点場周辺で眺望景観に関連した経路、サイン、案内板等の整備を現在行っていない場合である。弘前市においては、環境整備事業の一環として歩道や広場の整備を行っており、合わせて視点場を分かりやすく紹介するようなプレートや工作物等のサインの整備を検討中である。長崎市においては眺望景観に関連した整備は行われていないが、周囲の主要施設への案内板を設置している。延岡市、桑名市においては、今後、眺望景観に関連した整備を検討中である。

「整備あり」では、視点場を明示する板やプレート等を設置することで、眺望景観を享受できる地点を明確にすることができる。また眺望景観について説明を行う案内板を設置することで、眺望景観が周知され、より眺望景観についての理解を深めることができると考えられる。

「整備なし」では、各自治体ともに景観計画における眺望景観保全地区の指定から日が浅いこともあり、現在は眺望景観に関連した視点場の整備を行っていないが、歩道や広場の整備や案内板、工作物等のサインの整備を検討している自治体が見受けられた。眺望景観に特化した整備事業だけを行うのではなく、周辺の環境整備事業と連携させ、地域としての景観の価値向上を図ることが重要であると考えられる。

(4) 眺望景観保全の周知に関する類型化

「眺望景観保全の周知」においては、①啓発事業型、②資料提供(パンフレット)型、③資料提供(ホームページ)型、の3つに類型化することができる。

①啓発事業型：岡崎市

「啓発事業型」とは、眺望景観保全に関する意識向上を目的としたイベント等を行っている場合である。岡崎市においては、平成21年に視点場(大樹寺)から視対象(岡崎城)に向けてサーチライトを照射し、夜空に眺望景観の空間領域を光で表現するイベントを実施した。

②資料提供(パンフレット)型：全自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市)

「資料提供(パンフレット)型」とは、眺望景観保全について解説したパンフレット等の資料を提供している場合である。

③資料提供(ホームページ)型：全自治体(岡崎市、弘前市、長崎市、延岡市、桑名市)

「資料提供(ホームページ)型」とは、眺望景観保全について解説した資料(情報)をホームページ上で公開している場合である。

「啓発事業型」では、眺望景観保全に関連したイベント等を実施することで、市民や観光客等に対して眺望景観保全の周知や意識向上の促進を図るきっかけとすることができると考えられる。特に眺望景観を明確に視覚化する手法を用いたイベントは啓発効果が高いと考えられる。

「資料提供(パンフレット)型」では、窓口等にてパンフレットなど資料を配布することで、市民や事業者、観光客に対して眺望景観保全について直接的に周知することができると考えられる。

「資料提供(ホームページ)型」では、眺望景観保全についての情報をホームページ上で公開することで、市民や事業者、観光客に対して眺望景観保全について広く周知することができると考えられる。

「資料提供(パンフレット)型」、「資料提供(ホームページ)型」のいずれも、市民や観光客等に対して眺望景観を周知する方法として活用するべきであると考えられる。市民に対する眺望景観保全の周知や意識向上の促進だけではなく、眺望景観を観光資源として活かすことで、交流人口の増加が期待できるようになると考えられる。

13 自治体における眺望景観保全制度の運用状況についてまとめたものを以下の表2-6-2-1に示す。

表 3-6-2-1 13 自治体における眺望景観保全制度の運用状況

眺望景観保全制度の運用状況		自治体名												
		岡崎市	弘前市	長崎市	延岡市	桑名市	白河市	小諸市	亀山市	榑原市	和歌山県	高松市	久留米市	那覇市
視点場・視対象の選定方法	①市民意見募集型	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	②選定条件指定型	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-
	③選定方法未指定型	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○
視点場の位置	①座標活用型	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-
	②座標部分活用型	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	③座標未活用型	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○
視対象の範囲	①座標活用型	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	②座標部分活用型	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-
	③座標未活用型	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○
眺望景観保全基準の形態・色彩	①上乘せ基準型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
	②同一基準型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
眺望景観保全の今後の展望	①保全地区規制強化型	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	②保全地区追加指定型	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-
	③特になし	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-
標高高さの計測方法	①基準点設置情報提供型	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	②公共基準点情報提供型	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
景観計画への適合確認方法	高さ基準	①算定式確認型	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		②個別確認型	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	形態・色彩基準	①景観シミュレーション図等確認型	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		②着色立面図等図面確認型	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
視点場の整備	①整備あり	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	②整備なし	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
眺望景観保全の周知	①啓発事業型	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	②資料提供(パンフレット)型	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	③資料提供(ホームページ)型	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例	
○	該当あり
-	該当なし

3-7 景観計画における眺望景観保全制度の運用に関する考察

本節では、2-6の内容を基に、研究対象とした13自治体の景観計画における眺望景観保全制度の運用に関して考察を行う。

3-7-1 13自治体における眺望景観保全制度の運用に関する考察

①視点場・視対象の選定方法について

各自治体のホームページ上や広報などで視点場選定のための市民意見の募集等を行い、その旨を景観計画内に明記することが望ましいと考えられる。また視点場・視対象の選定条件の項目を満たす場所の選定を行うのが望ましいと考えられる。選定条件としては、公共性・重要性・アクセス度等の基本項目と、総合計画や都市計画マスタープランとの整合性の確認や景観的な価値の評価を行う項目を数値的な基準を用いて設定し、客観的な判断のもとで視点場・視対象の選定が行えるようにすることが望ましいと考えられる。

②視点場の位置について

建築物等の高さ制限は権利制限であるため、地権者等に対して眺望景観保全地区の範囲決定の明確な根拠を示すべきであると考えられる。そのため、視点場の位置は緯度・経度・標高を用いて正確に決定することが望ましいと考えられる。

③視対象の範囲について

視点場の位置同様、眺望景観保全地区の範囲の正確な決定のため、視対象の範囲は緯度・経度・標高を用いて正確に定めることが望ましいと考えられる。

④眺望景観保全基準の形態・色彩について

眺望景観を阻害しないよう、景観計画区域内に定められる形態・色彩についての基準とは別に、眺望景観保全地区内において新たな基準を設けることが望ましいと考えられる。

⑤眺望景観保全の今後の展望について

現在指定している眺望景観保全地区については、規制・誘導を強化するため、より規制力のある地区区分として段階的に指定することが望ましく、特に市民共有の財産となる景観を有する眺望景観保全地区については、景観地区への指定が将来的に望ましいと考えられる。

また新たに定める眺望景観保全地区については、市民の合意形成を図りながら地区範囲等を決定していく必要がある。

3-7-2 標高高さ制限を用いている5自治体における眺望景観保全制度の運用に関する考察

①標高高さの計測方法について

a. 眺望景観保全地区が限定的である場合

眺望景観保全地区内における正確な標高高さの計測のために、緯度・経度・標高について管理された基準点の新たな設置が望ましい。

b. 眺望景観保全地区が広範囲である場合

基準点を新たに設置することが困難な場合には、国や自治体が管理する公共基準点を用いることが望ましいと考えられる。

②景観計画への適合確認方法について

i) 高さ基準への適合確認方法

a. 標高高さの制限値が一律でない場合

眺望景観保全地区内に一律の標高高さ制限がかけられていない場合は、眺望景観保全地区内の地点毎での標高高さ制限値を導く必要があるため、算定式を用いる方法が望ましいと考えられる。

b. 標高高さの制限値が一律である場合

眺望景観保全地区内に一律の標高高さ制限がかけられている場合は、地点ごとの標高高さ制限値を導く必要がないためである。算定式によらず個別に確認する方法が望ましいと考えられる。

ii) 形態・色彩基準への適合確認方法

景観計画に基づく届け出時に、平面図や着色立面図によって確認するとともに、周辺の状況を含むフォトモンタージュや、建築物等の概ねの形状が記入された視点場から視対象を撮影した写真の提出を合わせて要求するのが望ましいと考えられる。

③視点場の整備について

眺望景観を享受する視点場は周辺環境が重要である。視点場を明示する板やプレートを設置、眺望景観についての説明がされた案内板等の設置を行うことで、眺望景観を周知するとともに、眺望景観の理解が深まると考えられる。また、周辺の歩道や広場等の整備事業を合わせて行い、地域としての景観の価値向上を図ることが重要であると考えられる。

④眺望景観保全の周知について

眺望景観保全の周知の方法としては、景観啓発事業の実施やパンフレット、ホームページ等による情報提供があり、それぞれについて運用していくことが望ましい。特に景観に関する啓発事業の実施は、眺望景観保全の周知や意識向上の促進だけでなく、眺望景観を保全・活用することにより、地域のブランド化にも繋がると考えられるため、それぞれの眺望景観に合わせた啓発活動を創出していくことが望ましい。

以上の考察をふまえ、13自治体における眺望景観保全制度の運用状況について、適切と考えられる項目を示す。

表 3-7-2-1 13自治体における眺望景観保全制度の運用状況

眺望景観保全制度の運用状況		自治体名													
		岡崎市	弘前市	長崎市	延岡市	桑名市	白河市	小諸市	亀山市	榑原市	和歌山県	高松市	久留米市	那覇市	
視点場・視対象の選定方法	①市民意見募集型	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
	②選定条件指定型	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	
	③選定方法未指定型	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	
視点場の位置	①座標活用型	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	
	②座標部分活用型	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	③座標未活用型	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	
視対象の範囲	①座標活用型	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	②座標部分活用型	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	
	③座標未活用型	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	○	
眺望景観保全基準の形態・色彩	①上乘せ基準型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
	②同一基準型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
眺望景観保全の今後の展望	①保全地区規制強化型	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
	②保全地区追加指定型	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	
	③特になし	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	
標高高さの計測方法	①基準点設置情報提供型	○	-	-	-	-	調査対象外								
	②公共基準点情報提供型	-	○	○	○	○									
景観計画への適合確認方法	高さ基準	①算定式確認型	○	○	-	-									○
		②個別確認型	-	-	○	○									-
	形態・色彩基準	①景観シミュレーション図等確認型	-	-	○	-									○
		②着色立面図等図面確認型	○	○	○	○									○
視点場の整備	①整備あり	○	-	-	-	-									
	②整備なし	-	○	○	○	○									
眺望景観保全の周知	①啓発事業型	○	-	-	-	-									
	②資料提供(パンフレット)型	○	○	○	○	○									
	③資料提供(ホームページ)型	○	○	○	○	○									

凡例	
○	該当あり
-	該当なし
○	適切と考えられる型

3-8 眺望景観保全制度の運用に関する基本方針

13 自治体における眺望景観保全制度の運用状況及び前2節での類型化を基に、眺望景観保全制度の運用に関する基本方針について、「ランドマーク眺望景観」と「パノラマ眺望景観」に分けて整理を行う。(表2-8-1)

表3-8-1 眺望景観保全制度の運用に関する基本方針

眺望景観保全制度の運用に関する項目		眺望景観保全制度の運用に関する基本方針	
ランドマーク眺望景観	視点場・視対象の選定方法	※市民意見募集型 + 選定条件型	
	視点場の位置	座標活用型	
	視対象の範囲	座標活用型	
	眺望景観保全基準の形態・色彩	上乘せ基準型	
	眺望景観保全の今後の展望	保全地区規制強化型 及び 保全地区追加指定型	
	標高高さの計測方法	基準点設置情報提供型	
	景観計画への適合確認方法	高さ基準	算定式確認型 または 個別確認型
		形態・色彩基準	景観シミュレーション図等確認型 及び 着色立面図等確認型
	視点場の整備	整備あり	
眺望景観保全の周知	啓発事業型 及び 資料提供(パンフレット)型 及び 資料提供(ホームページ)型		
パノラマ眺望景観	視点場・視対象の選定方法	※市民意見募集型 + 選定条件型	
	視点場の位置	座標活用型	
	視対象の範囲	座標活用型	
	眺望景観保全基準の形態・色彩	上乘せ基準型	
	眺望景観保全の今後の展望	保全地区規制強化型 及び 保全地区追加指定型	
	標高高さの計測方法	公共基準点情報提供型	
	景観計画への適合確認方法	高さ基準	個別確認型
		形態・色彩基準	景観シミュレーション図等確認型 及び 着色立面図等確認型
	視点場の整備	整備あり	
眺望景観保全の周知	啓発事業型 及び 資料提供(パンフレット)型 及び 資料提供(ホームページ)型		

凡例	
	「ランドマーク眺望景観」に適切と考えられる型
	「パノラマ眺望景観」に適切と考えられる型

※「市民意見募集型 + 選定条件型」とは、「市民意見募集型」と「選定条件型」を組み合わせた型である。視点場・視対象の選定方法では、「市民意見募集型+選定条件指定型」に該当する自治体は見受けられなかったが、市民意見を反映した上で、歴史性や公共性、緊急性等の選定条件を景観計画に明示し、その選定条件を満たす視点場・視対象を選定することが望ましいと考えられる。

「標高高さの計測方法」と「景観計画への適合確認方法」のうち、「高さ基準」については、「ランドマーク眺望景観」と「パノラマ眺望景観」で違いがあることが分かった。

①標高高さの計測方法

標高高さの計測方法においては、「基準点指定情報提供型」は、視対象がランドマーク眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が限定されている場合に運用されやすく、視対象がパノラマ眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が広域に及ぶ場合は運用されにくい方法であると考えられる。また、「公共基準点情報提供型」は既に設置されている公共基準点を利用するため、視対象がパノラマ眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が広域に及ぶ場合に適用されやすい方法であると考えられる。

②景観計画への適合確認方法（高さ基準）

高さ基準への適合確認方法においては、視対象の輪郭が明確であり、標高高さの把握がしやすいランドマーク眺望景観に対しては、「算定式確認型」または「個別確認型」が運用されやすく、一方、視対象の輪郭が不明確であり、標高高さの把握がしにくい「パノラマ眺望景観」に対しては、「個別確認型」の運用が行いやすいといえる。

3-9 小括

本章では、平成22年8月1日から平成24年8月1日までの2年間において新たに眺望景観保全制度を策定・変更した13自治体を対象として、眺望景観と保全基準の視点で類型化を行うことができた。また、13自治体に対して行ったアンケート調査、標高高さ制限を運用している5自治体に対して行ったヒアリング調査、現地調査を基に、13自治体の眺望景観保全制度の現状を把握することができた。そして、それぞれの自治体における眺望景観保全制度について運用状況の類型化を行い、運用状況の特徴を明らかにすることができた。

以上を踏まえて、眺望景観保全制度に関する基本方針として、「ランドマーク眺望景観」と「パノラマ眺望景観」に関し、それぞれ「視点場・視対象の選定方法」、「視点場の位置」、「視対象の範囲」、「眺望景観保全基準の形態・色彩」、「眺望景観保全の今後の展望」、「標高高さの計測方法」、「景観計画への適合確認方法」、「視点場の整備」、「眺望景観保全の周知」の9項目について整理することができた。

第4章 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の評価及び類型化

- 4-1 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の概要
- 4-2 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補における現地調査
- 4-3 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型化
- 4-4 小括

第4章 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の評価及び類型化

4-1 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の概要

4-1-1 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の選定方法

熊野古道地域における眺望景観保全地区候補は、以下の手順より選定した。

<p>手順①：自治体や観光協会等が発行した既存資料(パンフレット等)を基に眺望景観を抽出→56箇所</p> <p>自治体や観光協会等が発行した既存資料(パンフレット等)やホームページを参照し、そこで紹介されている展望台や山頂をはじめ、良好な眺望を見ることができるといふ旨の記述がある公園、峠、海岸、川、集落等を視点場とし、紀北町、尾鷲市全体で56箇所の眺望景観を抽出した。</p>
<p>手順②：自治体や観光協会等が発行した既存資料(パンフレット等)の整理→23箇所</p> <p>手順①で参照した既存資料(パンフレット等)の信頼度について、「眺望景観」の観点から評価を行った。分析にあたっては、「写真もしくはイラスト及び解説付きで『優れた眺望』などと紹介されている。」かつ「『視点場』と『視対象』が具体的に明示されている。」ものを信頼度の高いものとして評価を行い、①で抽出した56箇所の眺望景観のうち、信頼度の高い既存資料(パンフレット等)に記載されている23箇所の眺望景観を抽出した。</p>
<p>手順③：「主要な視点場・視対象評価シート」を用いた評価→20箇所</p> <p>平成22年度共同研究において提案した「主要な視点場・視対象評価シート」を用い、評価を行い、7点満点中5点以上となった20箇所を本研究で扱う眺望景観保全地区候補として選定した。</p>

なお、本研究で参考とした自治体や観光協会が発行した既存資料(パンフレット等)及びホームページは以下の通りである。

(1) 自治体や観光協会が発行した既存資料(パンフレット等)

- みえ東紀州ドライブガイド100選(発行：東紀州観光まちづくり公社)
- 南三重ドライブマップ(発行：南三重地域活性化事業推進協議会)
- 南三重道の駅マップ「いらっしゃい南三重道の駅」(発行：南三重地域活性化事業推進協議会)
- 世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道・熊野古道伊勢路ガイドマップ(発行：三重県立熊野古道センター、東紀州観光まちづくり公社)
- 伊勢から熊野への歩き旅「熊野古道伊勢路図絵」平成の熊野詣(発行：伊勢路イラストマップ探検隊)
- 熊野古道伊勢路歳時記(発行：三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室)
- 熊野古道伊勢路(発行：三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室)
- 熊野古道シャトルバス案内(発行：三重県・尾鷲市・熊野市・紀北町)
- 熊野古道てづくりまちなかマップ・始神峠～馬越峠のまちなか編(発行：交流空間みやま、海山熊野古道の会)
- 銚子川流域マップ(発行：交流空間みやま)
- 紀北町観光ガイド(発行：紀北町)

- 海山で遊ぼう(発行：NPO法人ふるさと企画舎)
- 世界遺産熊野古道(発行：紀北町)
- あなたの五感を刺激する尾鷲倶楽部(発行：尾鷲市新産業創造課)
- 市勢要覧・感道尾鷲(発行：尾鷲市)
- 尾鷲市観光物産案内マップ・おわせまるごと観光マップ(発行：尾鷲市)
- 「にほんの里100選」なつかしい漁村・須賀利(発行：まちかどHOTセンター)
- いにしへの鼓動が息づく路・熊野古道(発行：尾鷲市新産業創造課)
- 三重県立熊野古道センター(発行：三重県)
- 「熊野古道」曾根次郎坂・太郎坂、二木島峠、逢神坂峠(発行：くまの魅力再発見実行委員会事務局・熊野市観光スポーツ交流課)
- 東紀州プレス&フィルムコミッション(発行：東紀州プレス&フィルムコミッション)

凡例

下線部：手順②において「眺望景観」の観点から信頼度が高いと評価した既存資料

(2) 自治体や観光協会のホームページ

- 紀北町役場 (<http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/>)
- 紀北町観光協会「きほくのたび」 (<http://www.kihoku-kanko.com/>)
- 尾鷲市役所 (<http://www.city.owase.lg.jp/>)
- 尾鷲市観光物産協会 (<http://owase-kb.jp/>)

4-1-2 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の一覧

選定した20箇所の眺望景観保全地区候補の一覧を表4-1-2-1に示す。

表 4-1-2-1 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の一覧

No.	視点場名称	視対象名称	市町
1	荷坂峠(沖見平)	紀伊山地・熊野灘	紀北町
2	マンボウの丘	紀伊山地・熊野灘	紀北町
3	ツツラト峠(展望台)	紀伊山地・熊野灘	紀北町
4	サボ鼻水平道(佐雨道)展望台	古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)	紀北町
5	高塚山展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江・紀伊山地	紀北町
6	始神峠展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島	紀北町
7	古里展望台	熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)・古里海水浴場・市街地	紀北町
8	道瀬海岸	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)	紀北町
9	中熊小公園(船越海岸)	熊野灘・天満洞	紀北町
10	沖見団地	銚子川から海	紀北町
11	大敷魚見小屋	熊野灘	紀北町
12	猪鼻水平道	熊野灘・点在する島々(大小の島々)	紀北町 尾鷲市
13	馬越公園展望台	紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地	尾鷲市
14	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)	熊野灘・志摩半島から那智山	尾鷲市
15	茜の森	熊野灘・九鬼湾	尾鷲市
16	あなじゃ公園	島々・海・日の出(時間指定有り)	尾鷲市
17	三木崎遊歩道・三木崎灯台	熊野灘・柱状節理の海食崖	尾鷲市
18	三木峠(展望峰)	熊野灘・三木浦の集落・賀田湾	尾鷲市
19	三木里海水浴場	白い砂浜・松原・賀田湾・紀伊山地	尾鷲市
20	須賀利(普濟寺)	須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)・尾鷲湾・山々	尾鷲市

4-2 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の現地調査

本節では、選定した主要な視点場・視対象の現地調査の結果について以下の項目ごとにまとめ、その現状について把握する。

[眺望景観保全地区候補の名称]

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：視点場の名称

視対象：視対象の名称

視点場候補地：視点場候補地の座標(緯度、経度、標高)

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

② 駐車場から視点場に向けての道程

③ 視点場

④ 視対象

(3) 写真

視点場候補地、視対象、駐車場所、案内板等の写真を8枚程度示す。

(4) 図

「出発点から視点場候補地までの経路」、「視点場候補地」を示した図について「三重県共有デジタル地図」を基に作成する。

(5) 「誇れる視点場・視対象評価シート」における評価結果

平成22年度の共同研究で提案した「誇れる視点場・視対象評価シート」を用い、評価を行う。

4-2-1 荷坂峠(沖見平)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：荷坂峠(沖見平)「熊野古道型」

視対象：紀伊山地・熊野灘「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 13' 56.0"、経度 136° 21' 25.7"、高度 152m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は国道 42 号沿いの路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 駐車場のすぐそばに案内板が整備されている。
- ・ 道中にも道標や案内板、由来板、杖の貸出し場所が整備されている。
- ・ 急な下り道や登り道があり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・ 伐採された木々が放置されている箇所がある。

③ 視点場

- ・ 由来板やベンチが整備されている。
- ・ 視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 登山道沿いということもあって足場が悪い。
- ・ ベンチは固定されておらず、簡易的なものであったため、展望スペースの中央等に視点場を設定したほうが良いのではないかと考えられる。

④ 視対象

- ・ 紀伊山地や熊野灘がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 一部、道路の法面が目立つところがあるので、視点場として整備する際は、景観に配慮したものに変更する必要がある。
- ・ 視点場から視対象を望む際、両サイドに木々が生い茂っており、眺望範囲は、パノラマ景観ではあるが、ランドマーク景観のように 60° 以内に収まっている。この木々を活用し眺望範囲を絞るか、木々を適切に管理し、パノラマ景観として見せるのかの検討が必要である。

	
<p>写真 4-2-1-1 視点場候補地：荷坂峠(沖見平)</p>	<p>写真 4-2-1-2 視対象：紀伊山地・熊野灘</p>
	
<p>写真 4-2-1-3 駐車場</p>	<p>写真 4-2-1-4 道標</p>
	
<p>写真 4-2-1-5 案内・杖入れ</p>	<p>写真 4-2-1-6 放置された伐採林</p>
	
<p>写真 4-2-1-7 案内板</p>	<p>写真 4-2-1-8 目立つ法面</p>

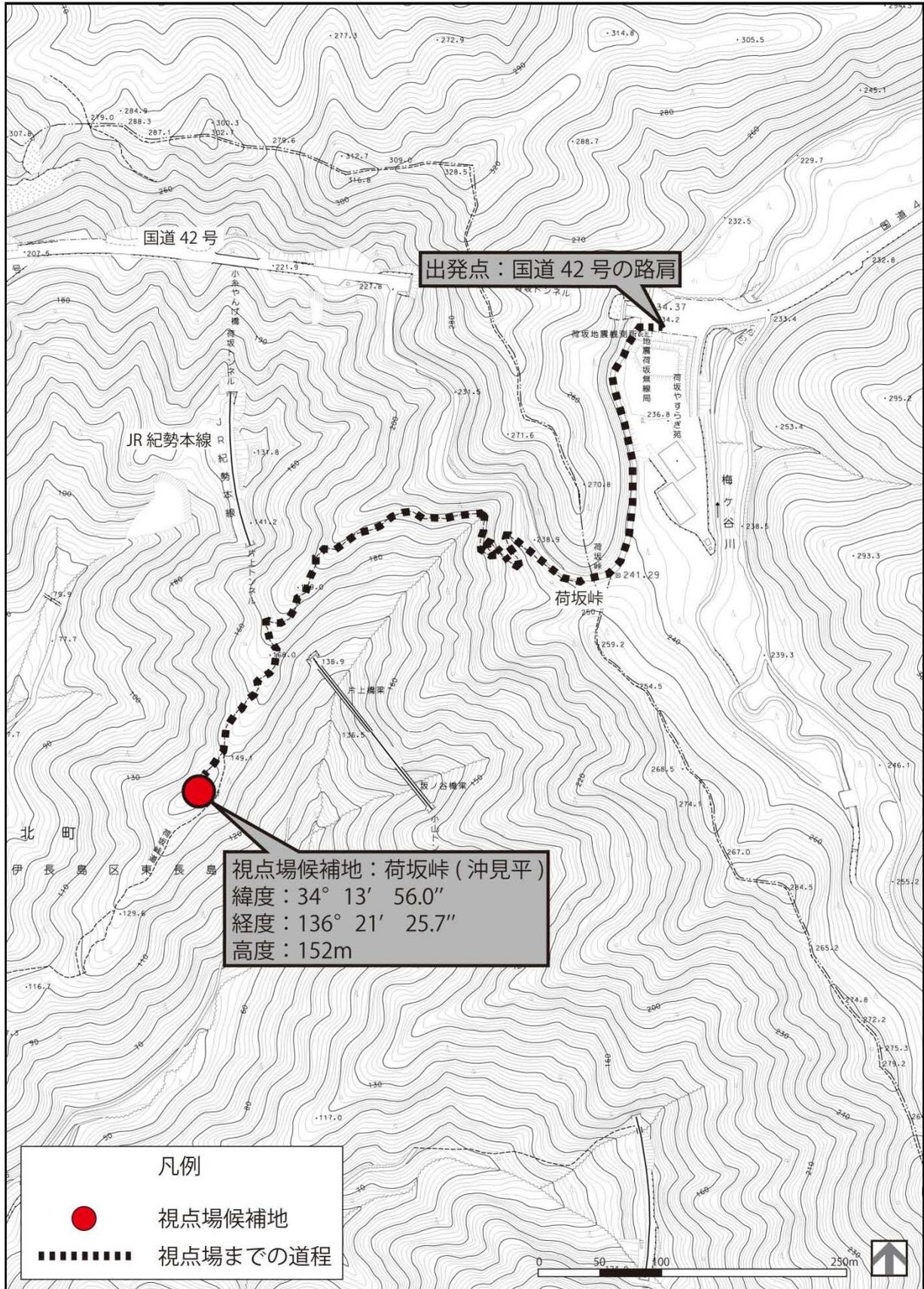


図4-2-1-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

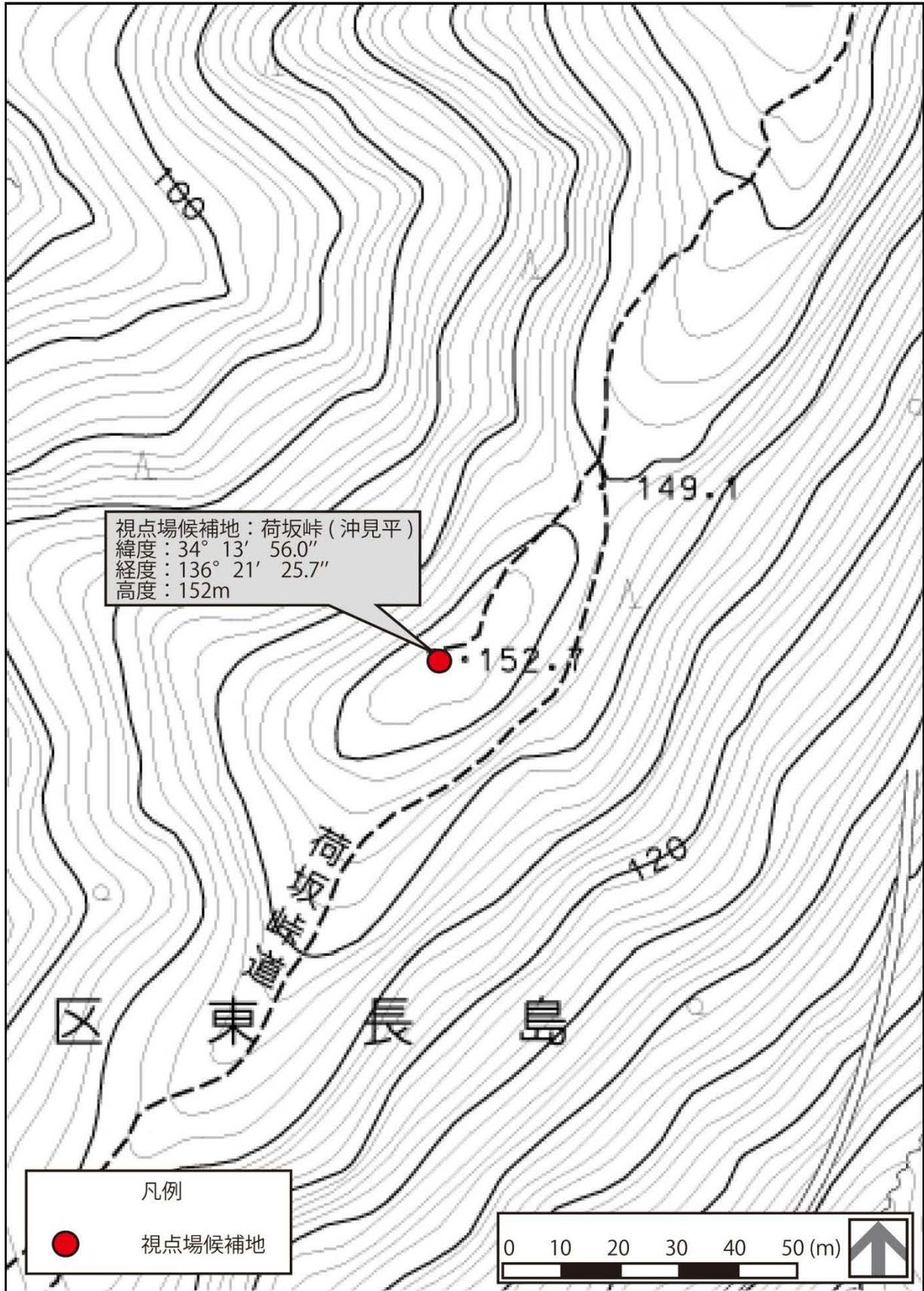


図 4-2-1-2 視点場候補地（三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成）

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	荷坂峠(沖見平)
視対象名称	紀伊山地・熊野灘

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		
●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		
●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		
●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		
●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		
●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		
●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-2 マンボウの丘

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：マンボウの丘「展望台型」

視対象：紀伊山地・熊野灘「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 14' 9.2"、経度 136° 21' 19.4"、高度 203m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・整備されている。また、障がい者用の駐車スペースについても整備されている。
- ・国道 42 号沿いにあり、車で観光に訪れた人にとって気軽に立ち寄れる場所となっている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・駐車場のすぐそばが視点場である。
- ・車椅子でも訪れることができるようにスロープが整備されている。

③ 視点場

- ・視対象を解説する案内板が整備されている。
- ・ベンチは整備されているが、腐食しており座れる状態ではない。
- ・アスファルト舗装なので、足場は良い。
- ・視点場に雑草が生えており、定期的に維持管理が行われていないことがわかる。
- ・眺望を阻害する草木も所々に生い茂っており、その管理についても行う必要がある。

④ 視対象

- ・紀伊山地や熊野灘がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・紀伊山地については左右全面に広がっており、180° 程度のパノラマ景観であり、眺望範囲を絞ることは困難である。

	
<p>写真 4-2-2-1 視点場候補地：マンボウの丘</p>	<p>写真 4-2-2-2 視対象：紀伊山地・熊野灘</p>
	
<p>写真 4-2-2-3 駐車場</p>	<p>写真 4-2-2-4 障がい者用駐車スペース</p>
	
<p>写真 4-2-2-5 案内板 1</p>	<p>写真 4-2-2-6 案内板 2</p>
	
<p>写真 4-2-2-7 眺望を阻害する草木</p>	<p>写真 4-2-2-8 視点場に生える草木</p>

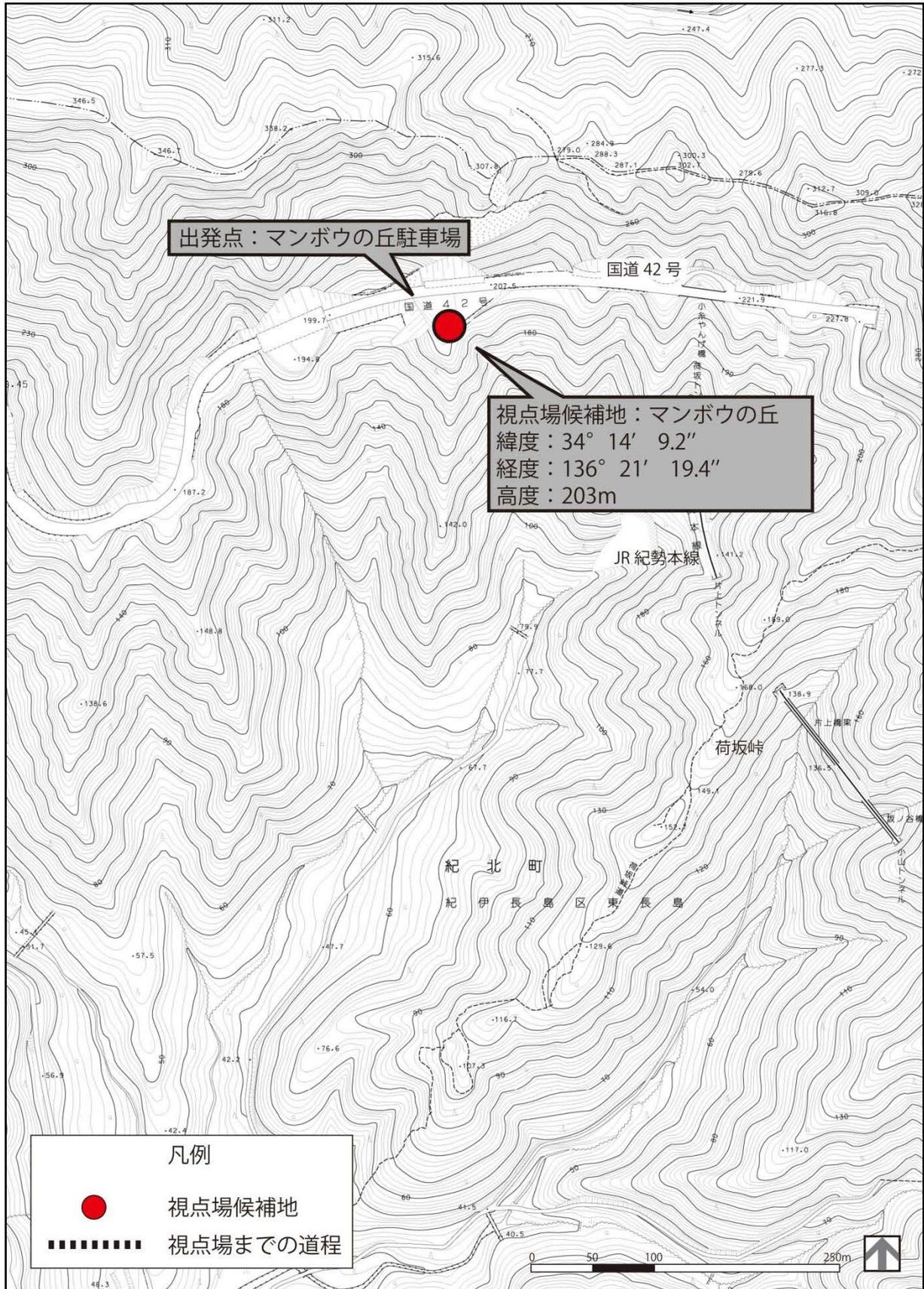


図4-2-2-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

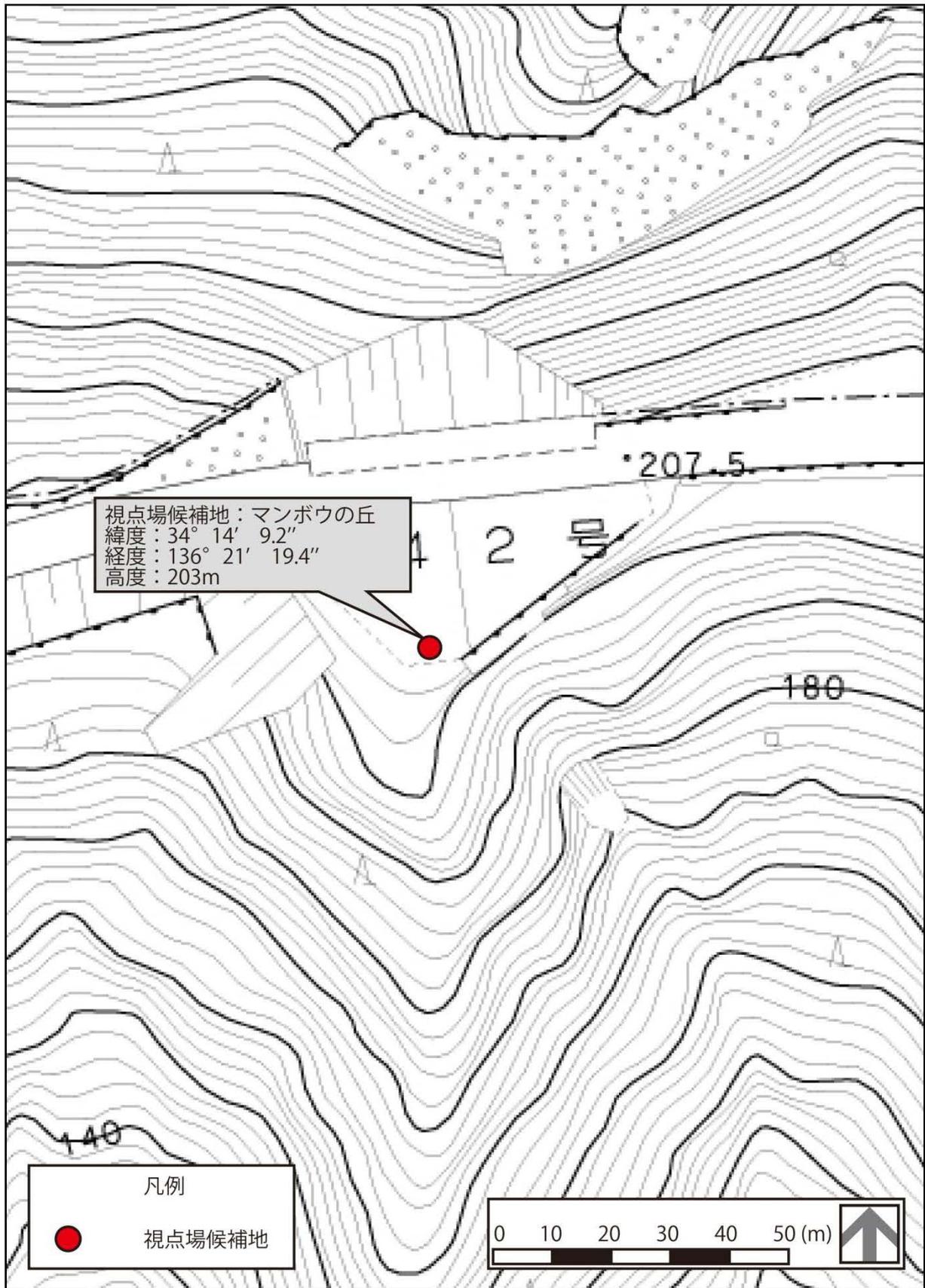


図4-2-2-2 視点場候補地（三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成）

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	マンボウの丘
視対象名称	紀伊山地・熊野灘

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	×	0
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	◎	2
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

9 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-3 ツヅラト峠(展望台)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：ツヅラト峠(展望台)「熊野古道型」

視対象：紀伊山地・熊野灘「自然・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 34° 14′ 22.4″、経度 136° 19′ 51.9″、高度 359m

視点場候補地2：緯度 34° 14′ 22.8″、経度 136° 19′ 50.5″、高度 371m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は林道沿いの路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 登山道の入口に案内板、道標が整備されている。
- ・ 杖の貸出場所は整備されていなかった。
- ・ 急な下り道や登り道があり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・ 伐採された木々が放置されている箇所がある。
- ・ 視点場へのサインがわかりづらいので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

③ 視点場

- ・ 視点場候補地1には東屋、由来板が整備されている。
- ・ 視点場候補地2の案内板は地面に落ちており、定期的に維持管理が行われていないことがわかる。
- ・ 視点場候補地2には視対象を解説する案内板が整備されているが、落書きが目立つ。
- ・ 視点場候補地1には眺望を阻害する草木も生い茂っており、その管理についても行う必要がある。
- ・ 登山道沿いということもあって足場は悪い。

④ 視対象

- ・ 紀伊山地や熊野灘がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 視点場候補地1より視点場候補地2の眺望の方が視野に広がりがあり、眺望景観にふさわしいと考えられる。
- ・ 視点場候補地2からの景色は左右全面に広がっており、眺望範囲を絞ることは困難である。

	
<p>写真 4-2-3-1 視点場候補地 1：東屋</p>	<p>写真 4-2-3-2 視点場候補地 2：見晴らし台</p>
	
<p>写真 4-2-3-3 視対象：熊野灘（視点場候補地 1 より）</p>	<p>写真 4-2-3-4 視対象：熊野灘（視点場候補地 2 より）</p>
	
<p>写真 4-2-3-5 案内板・道標</p>	<p>写真 4-2-3-6 放置された伐採林</p>
	
<p>写真 4-2-3-7 案内</p>	<p>写真 4-2-3-8 視対象を解説する案内板</p>

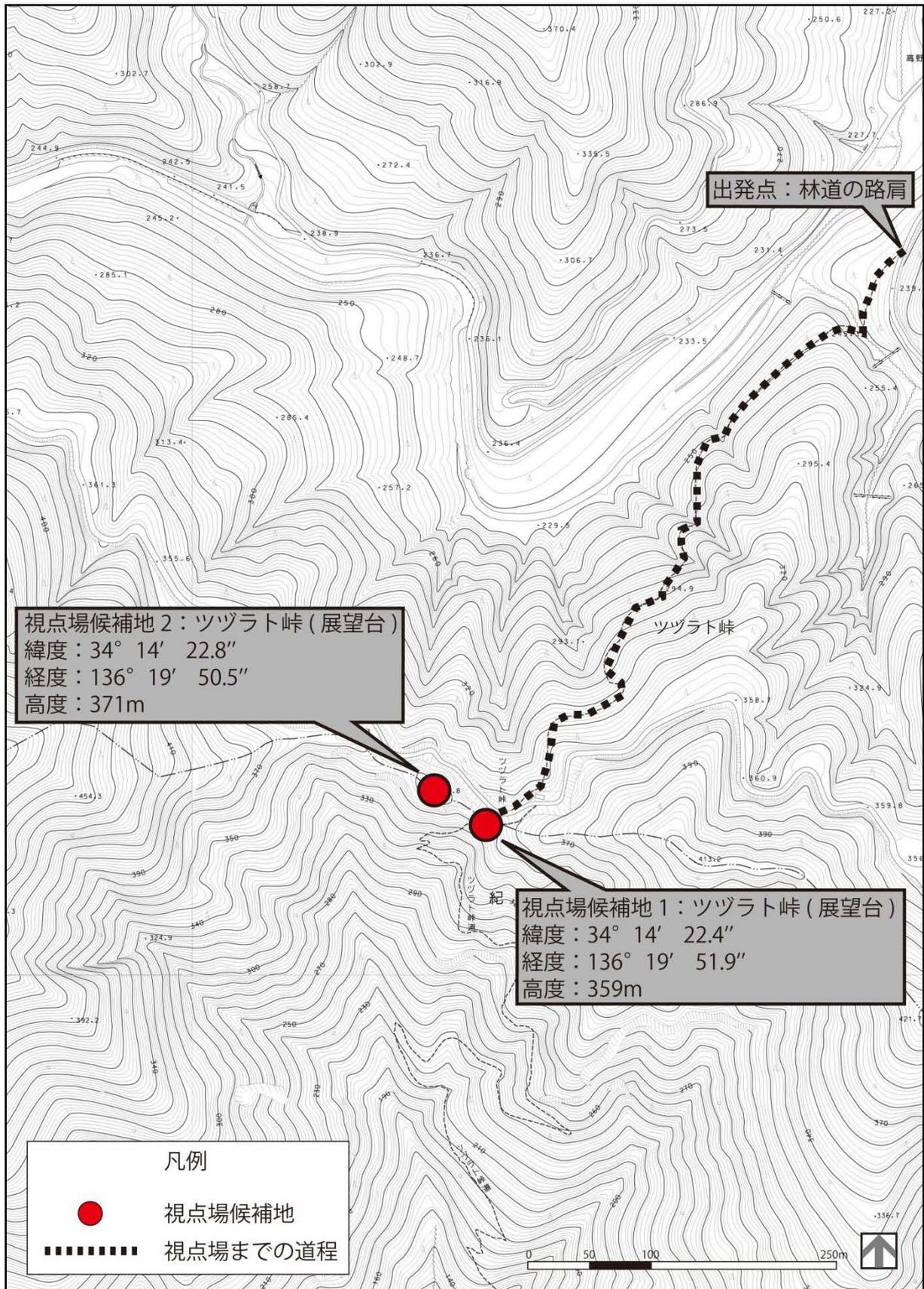


図 4-2-3-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

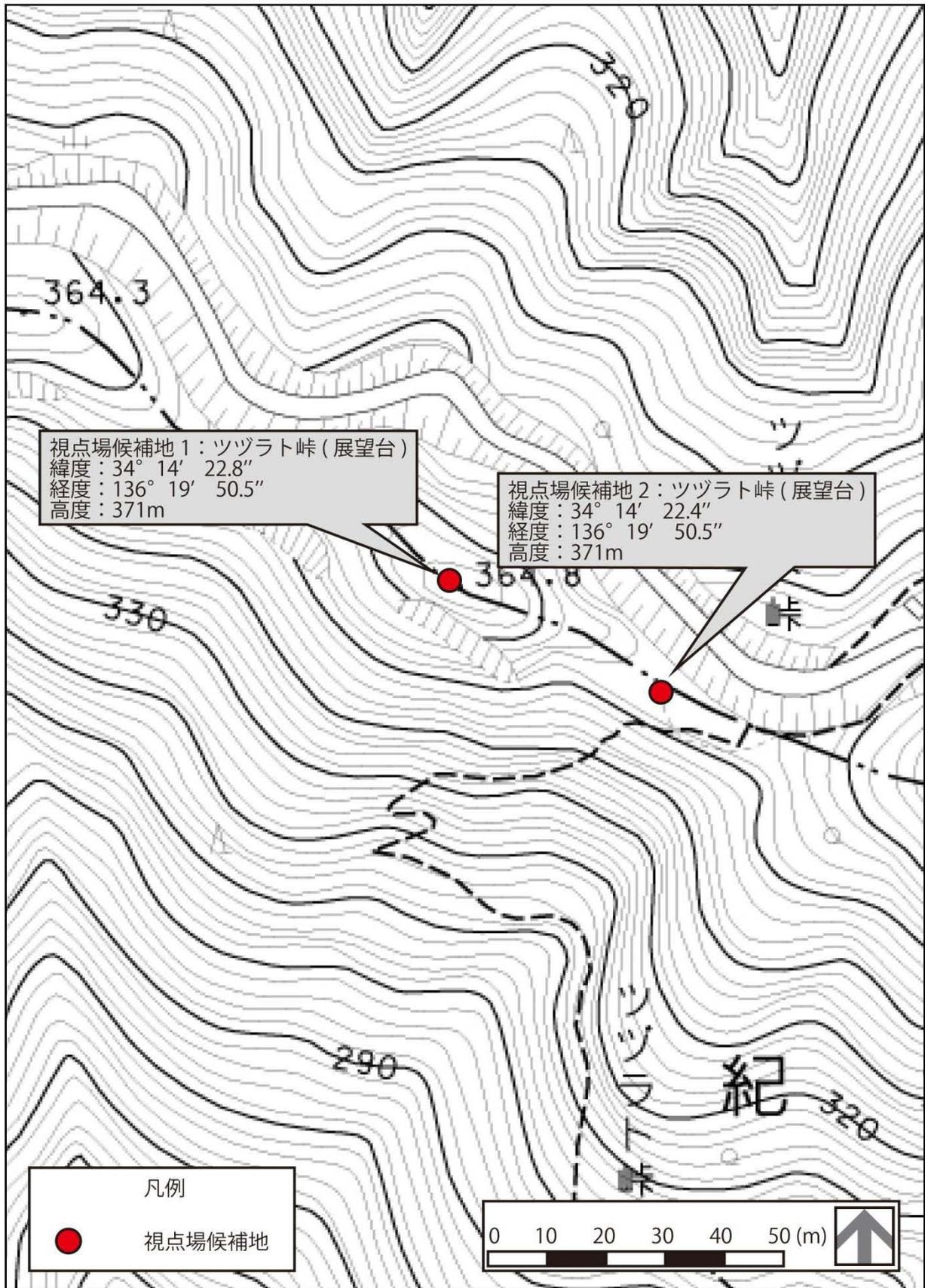


図 4-2-3-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	ツヅラト峠(展望台)
視対象名称	紀伊山地・熊野灘

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-4 サボ鼻水平道(佐甫道)展望台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：サボ鼻水平道(佐甫道)展望台「展望台型」

視対象：古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 16′ 28.5″、経度 136° 18′ 16.6″、高度 45m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は国道 42 号沿いの路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 駐車場のすぐそばに案内板が整備されている。
- ・ 国の登録有形文化財である古里歩道トンネルが見える。
- ・ 廃業したホテル、もしくは保養地が建築されている。視点場として整備する際は、ここの駐車場を開放し、案内板を設置してもらう等の協力を得る必要があるのではないかと考えられる。
- ・ 崖崩れのため、通行を禁止する案内が設置されている。

③ 視点場

- ・ 崖崩れのため、視点場である東屋が崩壊している。
- ・ 視点場として整備する際は、東屋を整備し直す必要がある。

④ 視対象

- ・ 古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 一般的なパノラマ景観であるため、眺望範囲を絞ることは困難である。

	
<p>写真 4-2-4-1 視点場候補地：東屋(崩壊)</p>	<p>写真 4-2-4-2 視対象：古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)</p>
	
<p>写真 4-2-4-3 駐車場</p>	<p>写真 4-2-4-4 案内板</p>
	
<p>写真 4-2-4-5 国登録有形文化財：古里歩道トンネル</p>	<p>写真 4-2-4-6 ホテル？</p>
	
<p>写真 4-2-4-7 通行止め案内</p>	<p>写真 4-2-4-8 土砂崩れ</p>

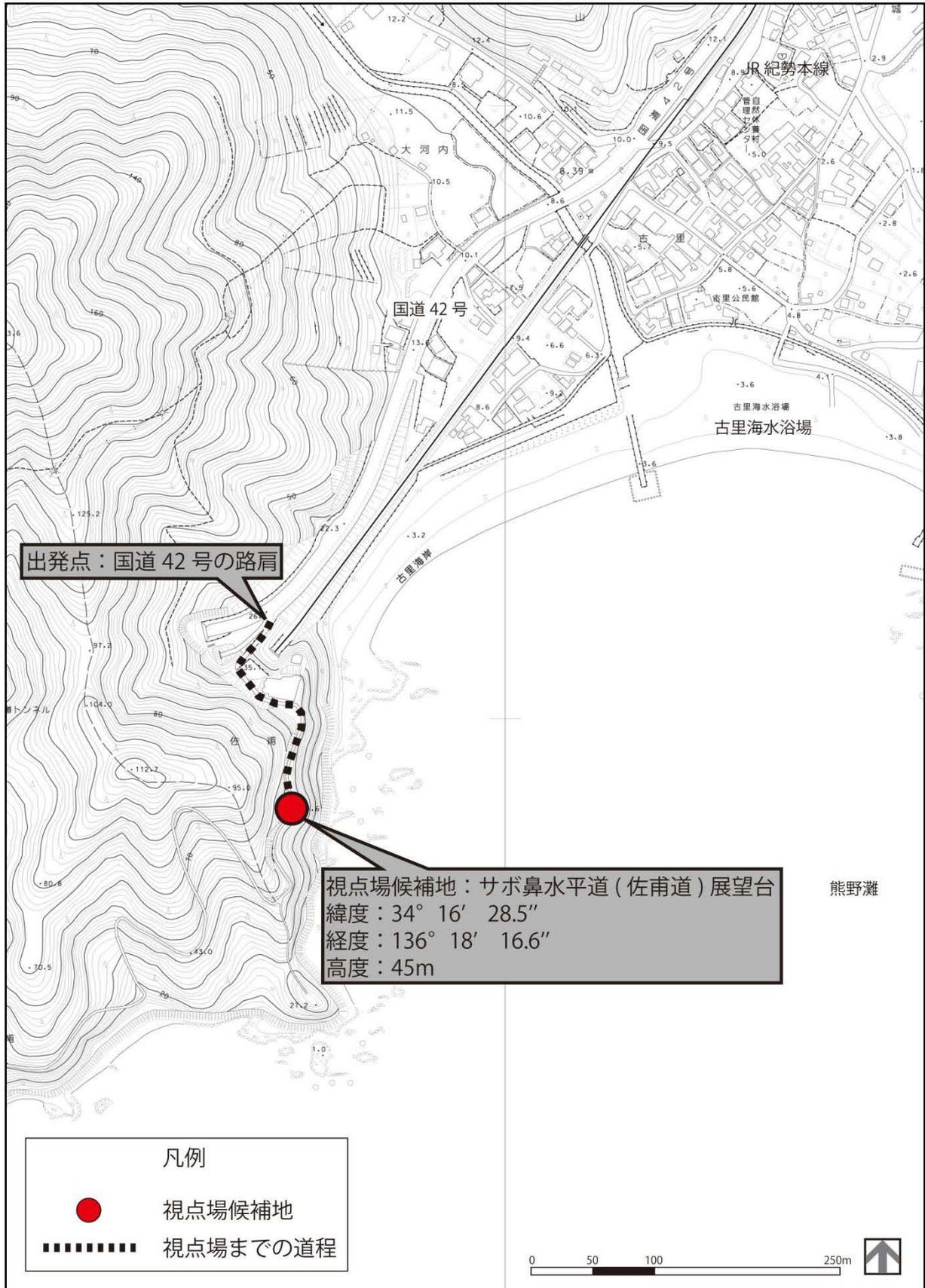


図4-2-4-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)



図 4-2-4-2 視点場候補地（三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成）

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	サボ鼻水平道(佐甫道)展望台
視対象名称	古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

6 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-5 高塚山展望台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：高塚山展望台「展望台型」

視対象：熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江・紀伊山地「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 9' 25.0"、経度 136° 17' 25.5"、高度 79m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・整備されている。
- ・駐車場内に展望台への案内が整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・徒歩5分程度の登り坂である。
- ・管理用のためと思われるが、入口の支柱を取り外せば、車で展望台付近まで行くことが可能である。
- ・途中に東屋が整備されている。

③ 視点場

- ・RC構造の展望台であり、階段で展望デッキまで上がるものとなっている。エレベーターやスロープはなく、ユニバーサルデザインとはなっていない。
- ・ベンチや方位を示す案内、望遠鏡(無料)は整備されている。
- ・視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・視点場のすぐそばにトイレが整備されている。

④ 視対象

- ・熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江・紀伊山地がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・360°のパノラマ景観である。

⑤ その他

- ・高塚山内には、周辺を紹介する案内ブロックや東屋が整備されていた。

	
<p>写真 4-2-5-1 視点場候補地：高塚山展望台</p>	<p>写真 4-2-5-2 視対象：熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)他</p>
	
<p>写真 4-2-5-3 駐車場</p>	<p>写真 4-2-5-4 案内板</p>
	
<p>写真 4-2-5-5 東屋</p>	<p>写真 4-2-5-6 ベンチ</p>
	
<p>写真 4-2-5-7 望遠鏡</p>	<p>写真 4-2-5-8 周辺を紹介する案内ブロック</p>



図 4-2-5-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

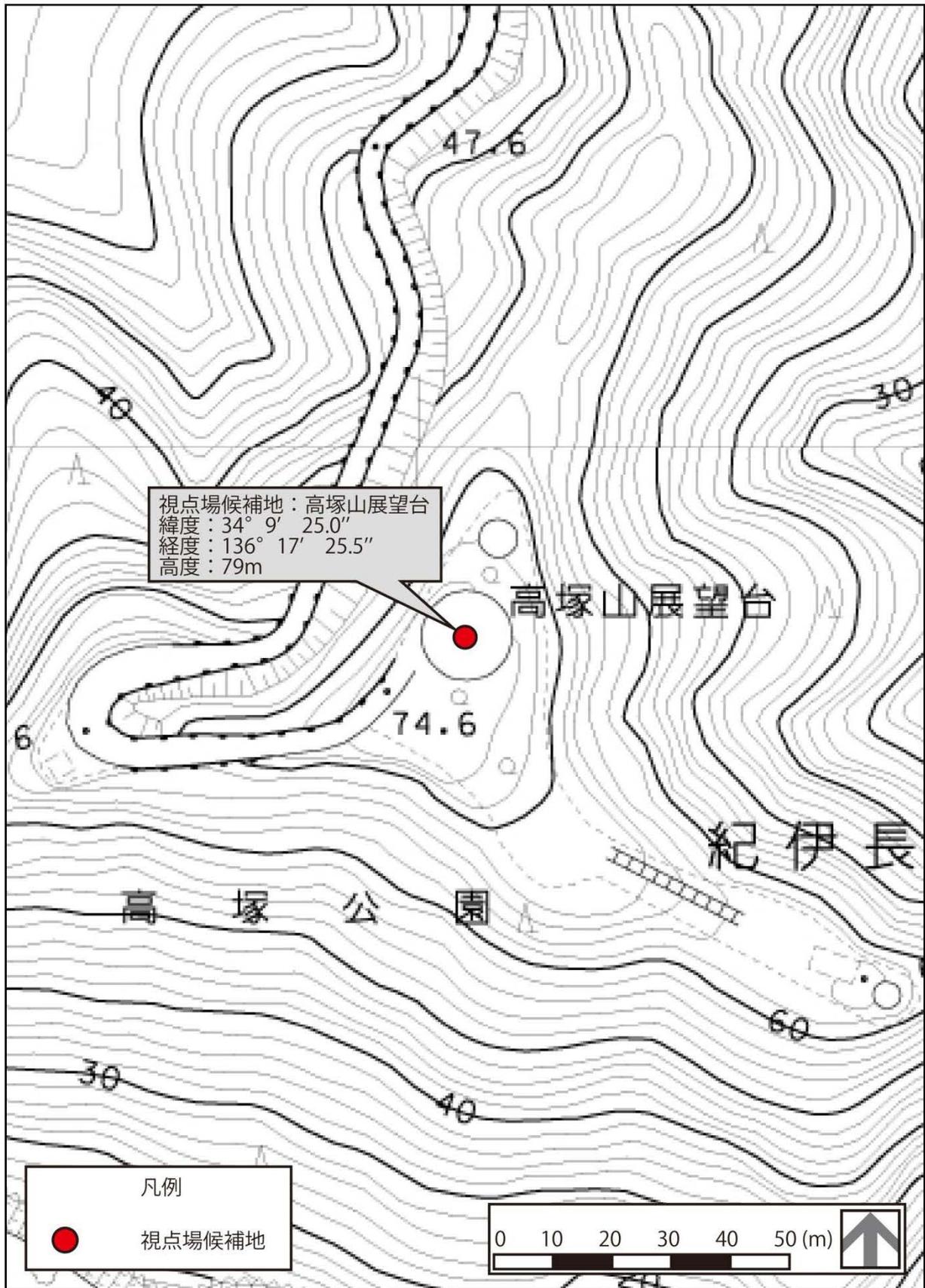


図 4-2-5-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	高塚山展望台
視対象名称	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江・紀伊山地

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	×	0
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

5 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-6 始神峠展望台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：始神峠展望台「熊野古道型」

視対象：熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島「自然・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 34° 9′ 12.0″、経度 136° 16′ 5.0″、高度 152m

視点場候補地2：緯度 34° 9′ 11.6″、経度 136° 16′ 5.0″、高度 162m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 始神さくら広場に駐車場が整備されている。
- ・ 駐車場には、トイレ、自動販売機、東屋が整備されている。
- ・ 東屋のそばに杖の貸出場所が整備されているが、場所がわかりづらいので、視点場として整備する際は、杖の貸出場所の設置場所についても検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 駐車場のすぐそばに案内板が設置されている。
- ・ 登山道の入口に案内板、由来板、道標が整備されている。
- ・ 急な下り道や登り道があり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・ 登山道の途中に石が乱雑に置かれており、また、伐採された木々が放置されている箇所があることから、定期的に維持管理が行われていないことがわかる。
- ・ 視点場へのサインがわかりづらいので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

③ 視点場

- ・ 由来板やベンチが整備されている。
- ・ 視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 登山道沿いということもあって足場は悪い。
- ・ ベンチは固定されておらず、簡易的なものであったため、視点場として整備する際は、ベンチの配置・整備計画も合わせて検討する必要がある。
- ・ 眺望を阻害する草木も所々に生い茂っており、その管理についても行う必要がある。

④ 視対象

- ・ 熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島が良く見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 「5. 高塚山展望台」が眺望できる。



写真 4-2-6-1 視点場候補地 1: 見晴らし台ベンチ 1



写真 4-2-6-2 視点場候補地 2: 見晴らし台ベンチ 2



写真 4-2-6-3 視対象: 熊野灘他 (視点場候補地 1 より)



写真 4-2-6-4 視対象: 熊野灘他 (視点場候補地 2 より)



写真 4-2-6-5 駐車場 (始神さくら広場)



写真 4-2-6-6 案内板



写真 4-2-6-7 由来版



写真 4-2-6-8 杖入れ

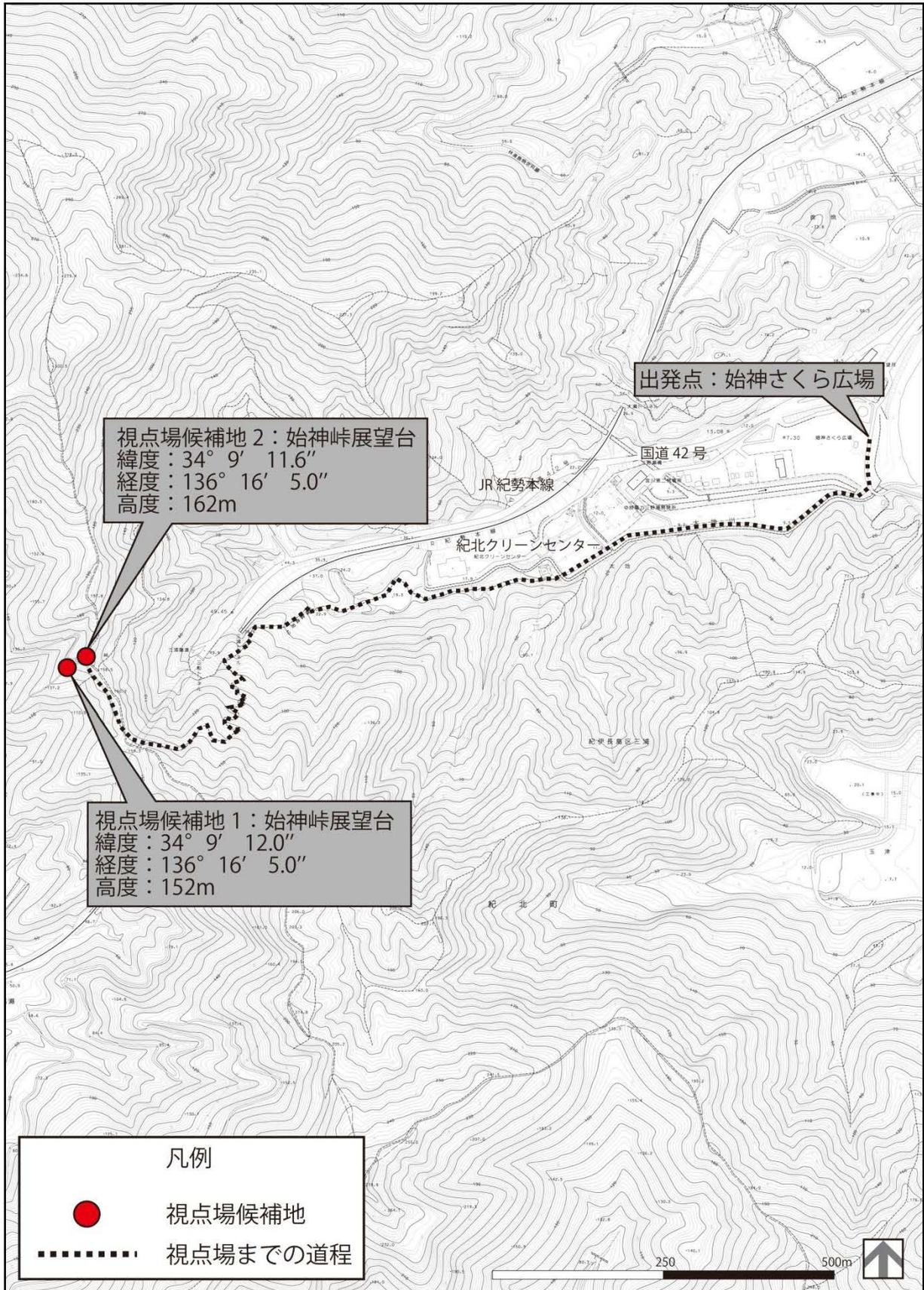


図 4-2-6-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

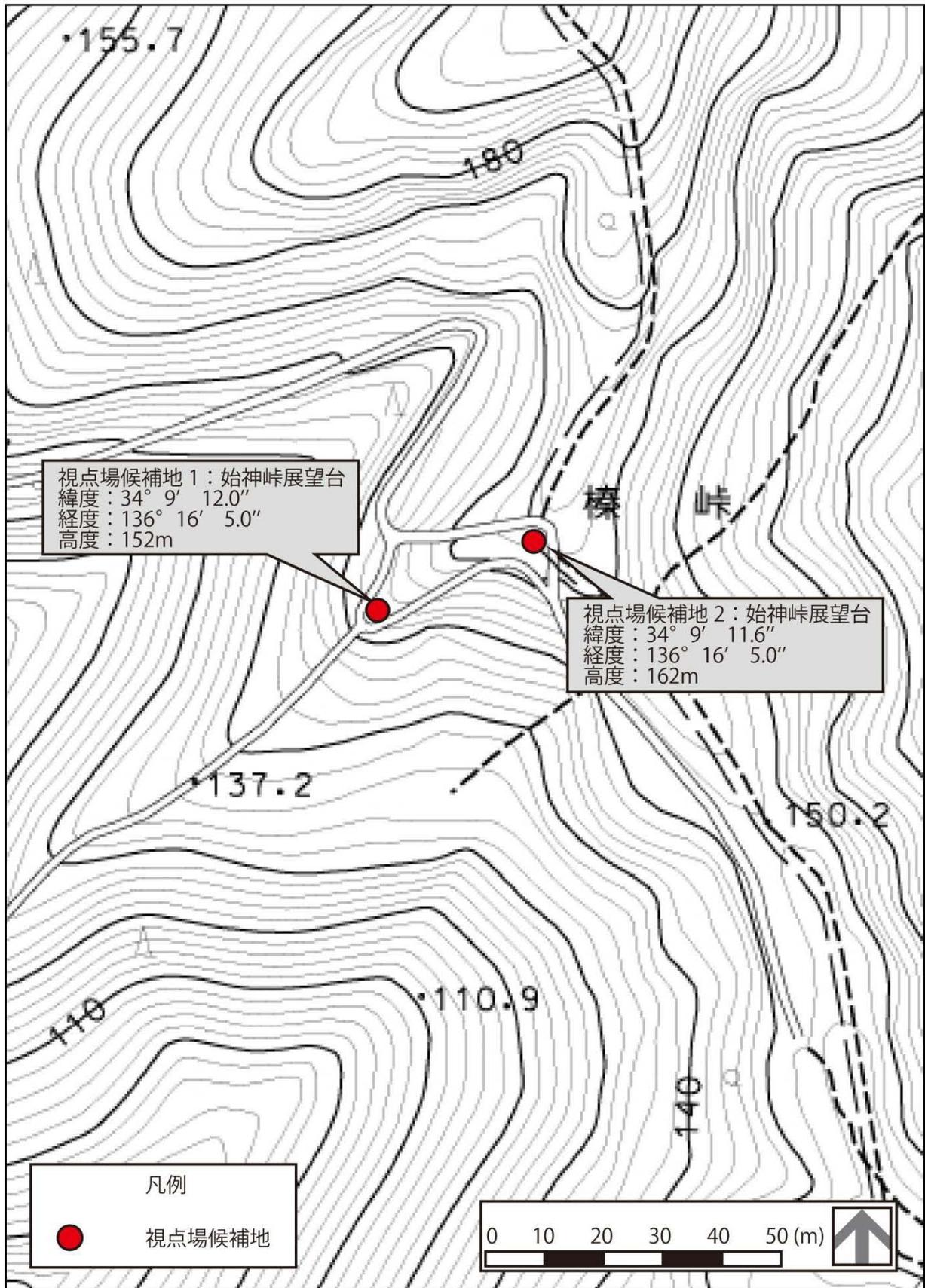


図 4-2-6-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	始神岬展望台
視対象名称	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		
●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		
●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		
●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		
●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		
●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		
●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-7 古里展望台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：古里展望台「展望台型」

視対象：熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)・古里海水浴場・市街地「混合・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 34° 10′ 38.9″、経度 136° 18′ 45.2″、高度 54m

視点場候補地2：緯度 34° 10′ 38.8″、経度 136° 18′ 44.7″、高度 54m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は農道沿いの路肩に停めるものであり、安全上、アクセス上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 近くの「きいながしま古里温泉」の駐車場に停めて徒歩で向かうのが良いと考えられる。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 車を停めた場所のそばが視点場である。

③ 視点場

- ・ RC 構造の展望台であるが、老朽化が目立つ。
- ・ スロープ等は付いておらず、ユニバーサルデザインとはなっていない。
- ・ 案内板等は整備されていないので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 眺望を阻害する草木も所々に生い茂っており、その管理についても行う必要がある。
- ・ トイレも整備されているが、現在は草木が生い茂り、また維持管理が行われていないので、使用することは不可能である。

④ 視対象

- ・ 視点場候補地1からは、熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)が山によって遮られており、あまりよく見ることができなかった。
- ・ 視点場候補地2からは、古里海水浴場や市街地がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。

	
<p>写真 4-2-7-1 視点場候補地 1 : 古里展望台 1</p>	<p>写真 4-2-7-2 視点場候補地 2 : 古里展望台 2</p>
	
<p>写真 4-2-7-3 視対象:熊野灘他(視点場候補地 1 より)</p>	<p>写真 4-2-7-4 視対象:海水浴場他(視点場候補地 2 より)</p>
	
<p>写真 4-2-7-5 駐車場所</p>	<p>写真 4-2-7-6 整備されていない階段</p>
	
<p>写真 4-2-7-7 眺望を阻害する草木</p>	<p>写真 4-2-7-8 トイレ(使用不可)</p>

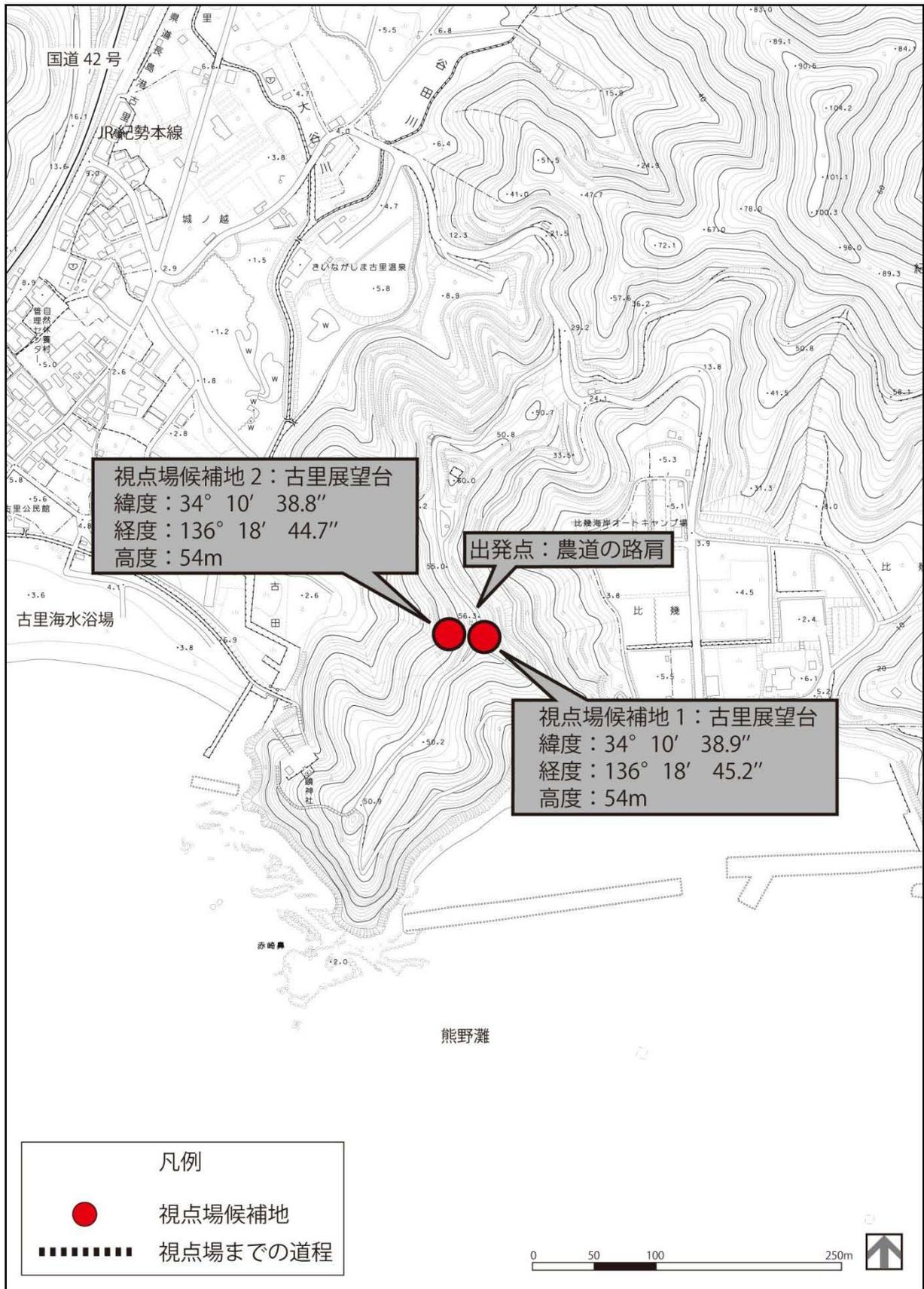


図 4-2-7-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

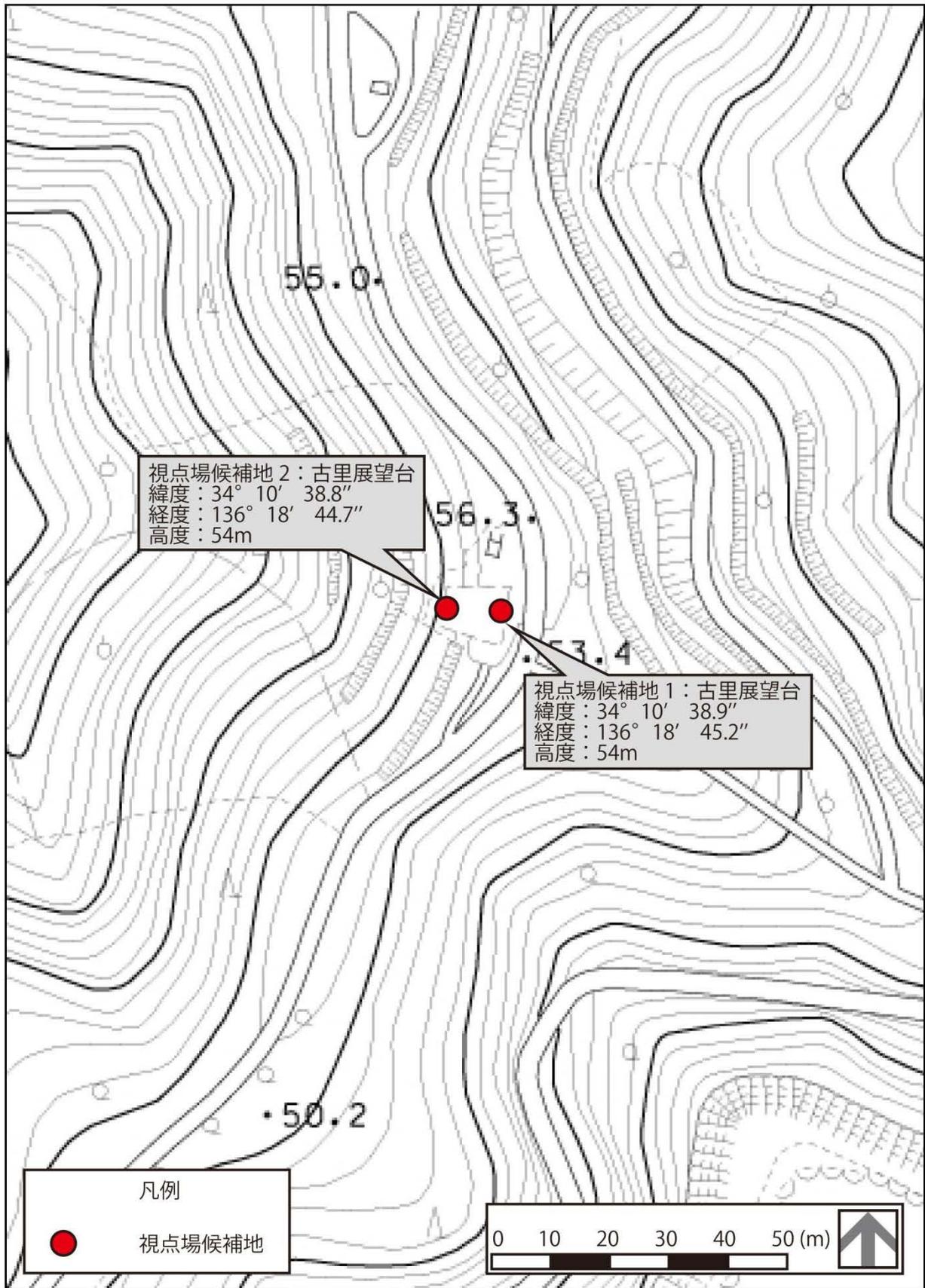


図 4-2-7-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	古里展望台
視対象名称	熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)・古里海水浴場・市街地

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	×	0
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	×	0
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	○	1
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

2 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-8 道瀬海岸

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：道瀬海岸「海岸型」

視対象：熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 10' 11.9"、経度 136° 17' 57.2"、高度 6m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は漁港のオープンスペースに停めるものであり、安全上、アクセス上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 車を停めた場所のそばが視点場である。

③ 視点場

- ・ 案内板やベンチ、視対象を解説する案内板等は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 津波時の避難を促す警告板は整備されている。
- ・ ダイビング用の駐車場、トイレは整備されているが、現在は廃業しており、一般には解放されていないため、視点場として整備する際は、県が施設を買取り、管理していく等の措置を検討する必要がある。
- ・ 地域住民が海岸の清掃活動を行なっている。

④ 視対象

- ・ 熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 眺望を阻害するテトラポットが存在する。
- ・ 後背の山並みや集落についても良い眺望景観であるが、鉄塔等の工作物が目立つので、視点場として整備する際は、景観に配慮したものに変更する必要がある。



写真 4-2-8-1 視点場候補地：道瀬海岸



写真 4-2-8-2 視対象：熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)



写真 4-2-8-3 駐車場所



写真 4-2-8-4 眺望を阻害するテトラポット



写真 4-2-8-5 トイレ(未開放)



写真 4-2-8-6 防災警告板



写真 4-2-8-7 後背の集落



写真 4-2-8-8 後背の目立つ工作物

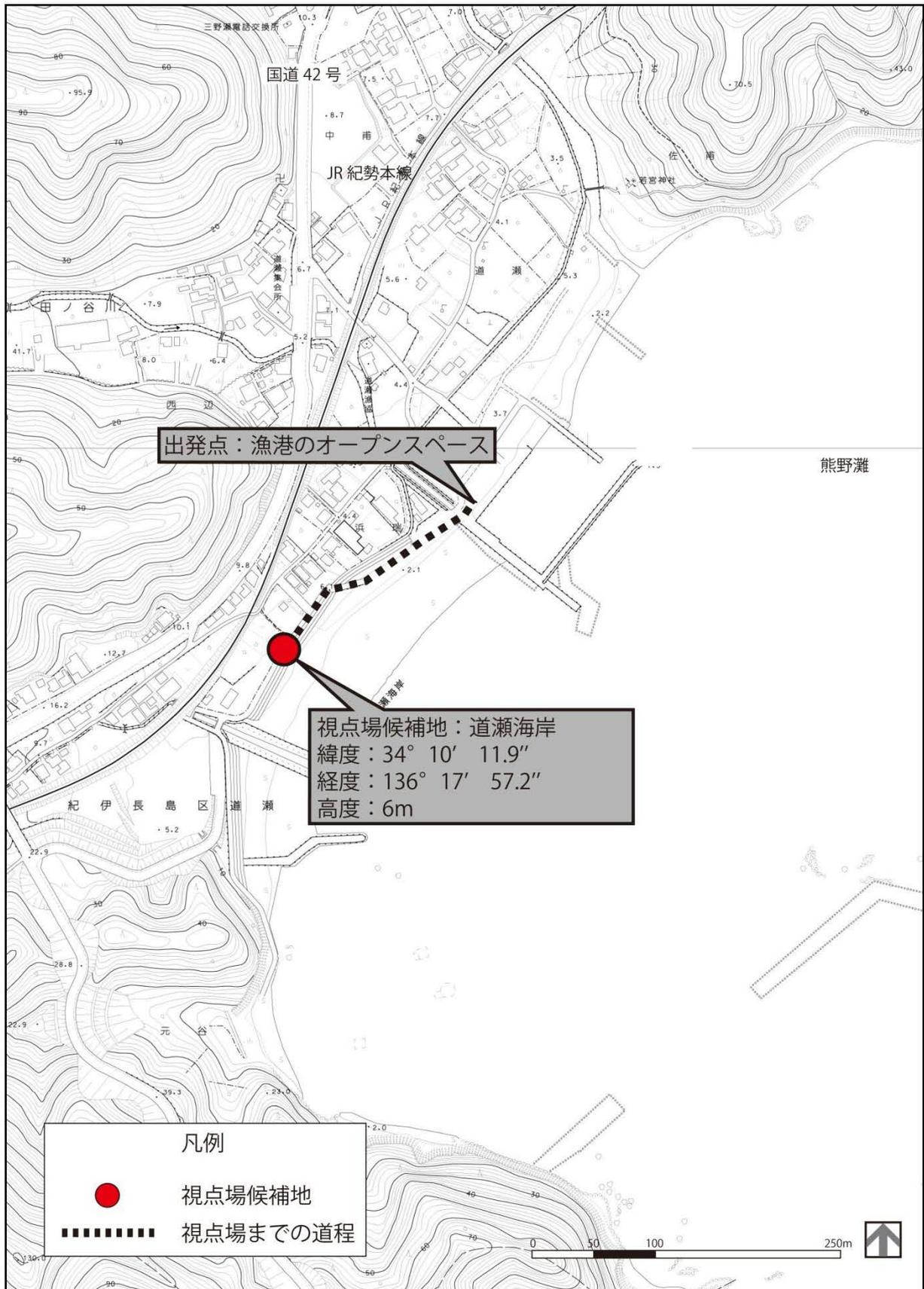


図 4-2-8-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

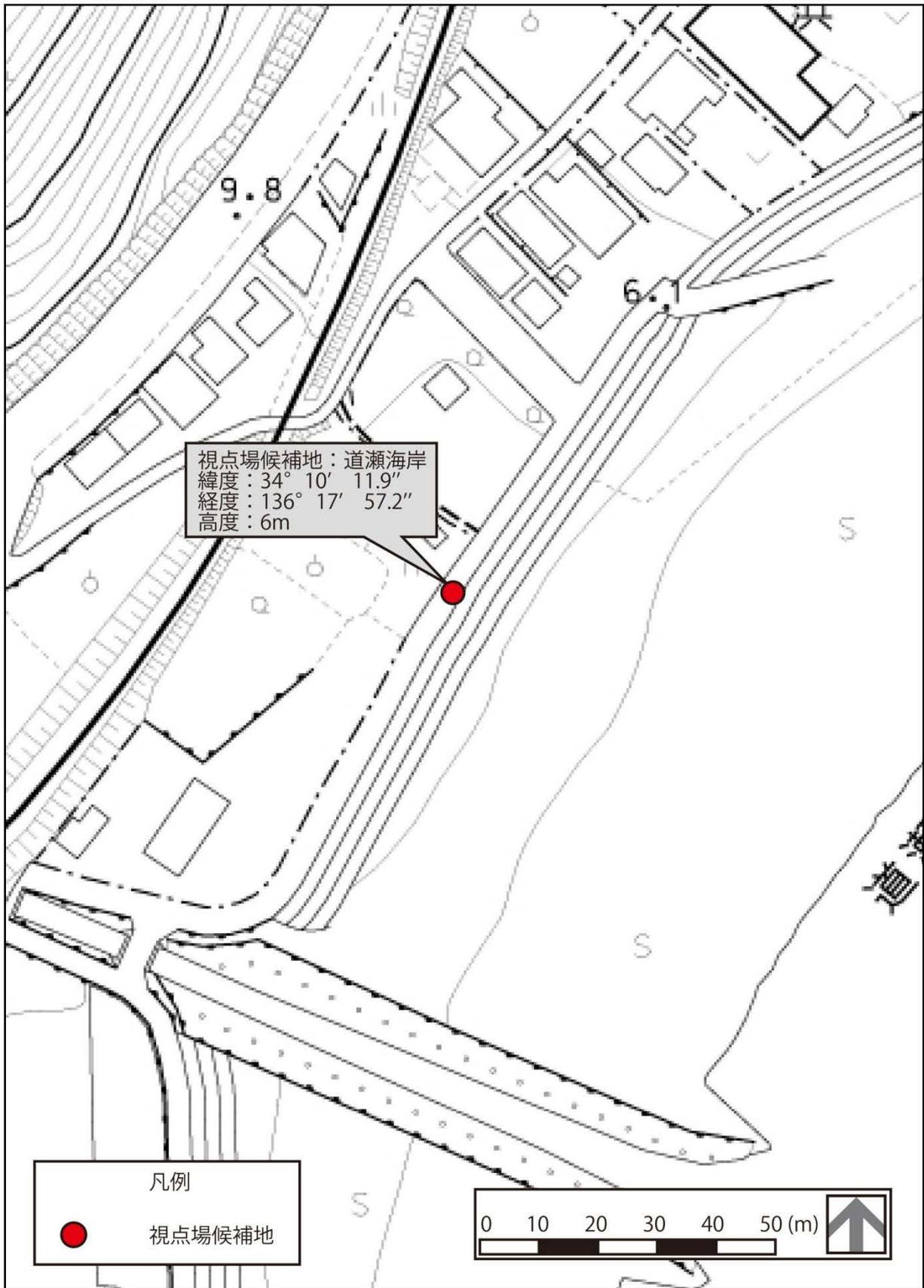


図 4-2-8-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	道瀬海岸
視対象名称	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	×	0
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

5 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-9 中熊小公園(船越海岸)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：中熊小公園(船越海岸)「公園内型」

視対象：熊野灘・天満洞「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 6′ 57.0″、経度 136° 17′ 8.7″、高度 10m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・駐車場のすぐそばが視点場である。

③ 視点場

- ・視対象を解説する案内板やベンチ、東屋が整備されている。
- ・アスファルト舗装なので、足場は良い。
- ・視点場に雑草が生えており、定期的に維持管理が行われていないことがわかる。

④ 視対象

- ・熊野灘はよく見えるが、天満洞は見るできない。少し先の「中熊小公園」からは天満洞を見ることができるので、視点場の変更を検討する必要がある。



写真 4-2-9-1 視点場候補地：中熊小公園(船越海岸)



写真 4-2-9-2 視対象：熊野灘・天満洞



写真 4-2-9-3 視対象：天満洞



写真 4-2-9-4 視対象を解説する案内板



写真 4-2-9-5 ベンチ・東屋



写真 4-2-9-6 視点場に生える草木

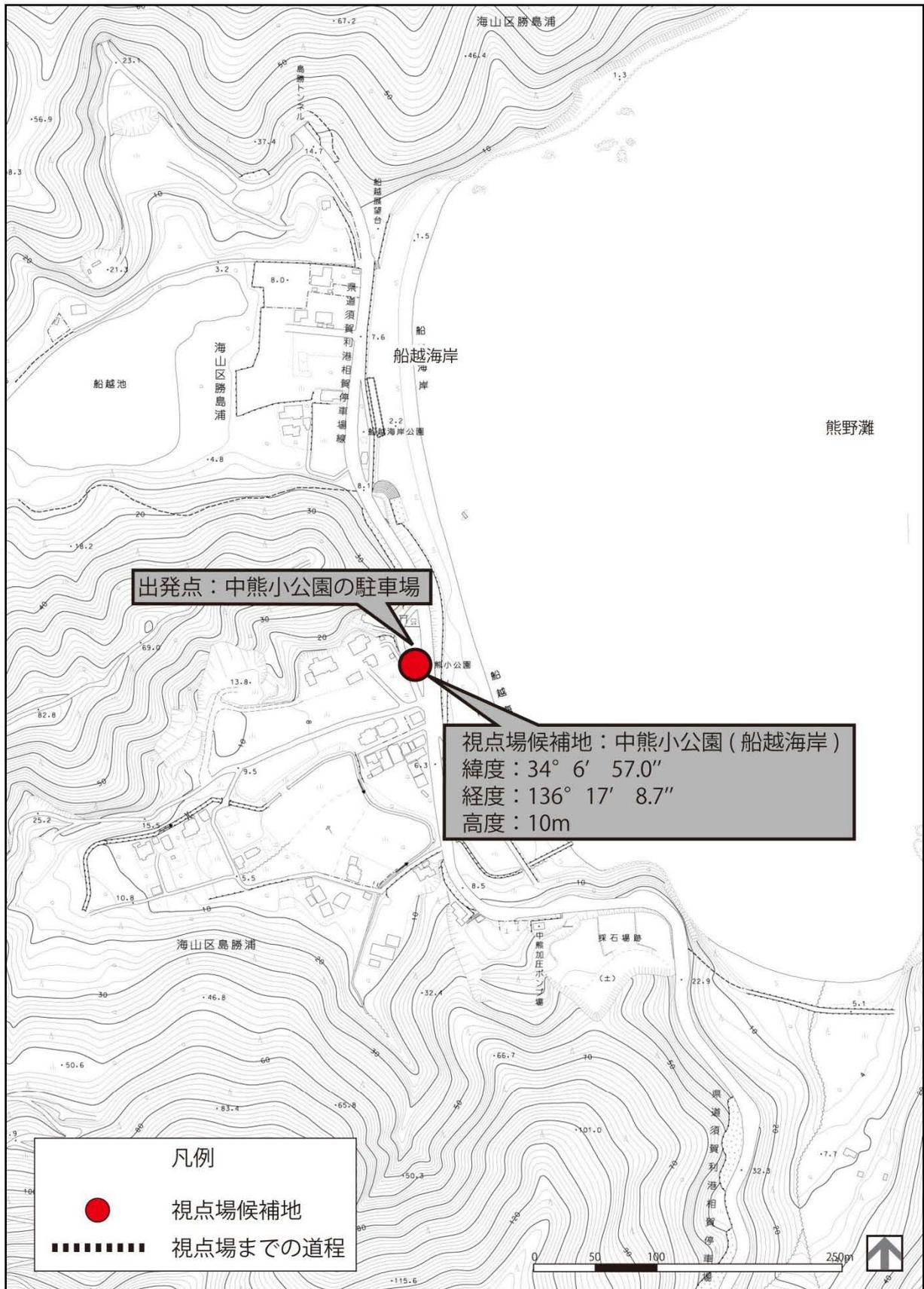


図 4-2-9-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)



図 4-2-9-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	中熊小公園(船越海岸)
視対象名称	熊野灘・天満洞

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

6 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

3 / 6

4-2-10 沖見団地

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：沖見団地

視対象：銚子川から海

視点場候補地：なし(視点場候補地となる場所が特定できなかったため候補から除外する。)

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は道路の路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 視点場候補地となる場所が特定できなかった。

③ 視点場

- ・ 視点場候補地となる場所が特定できなかった。

④ 視対象

- ・ 視対象である銚子川や海はあまりよく眺望することができず、その手前の市街地や紀伊山地の方がよく眺望することができた。





図4-2-10-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

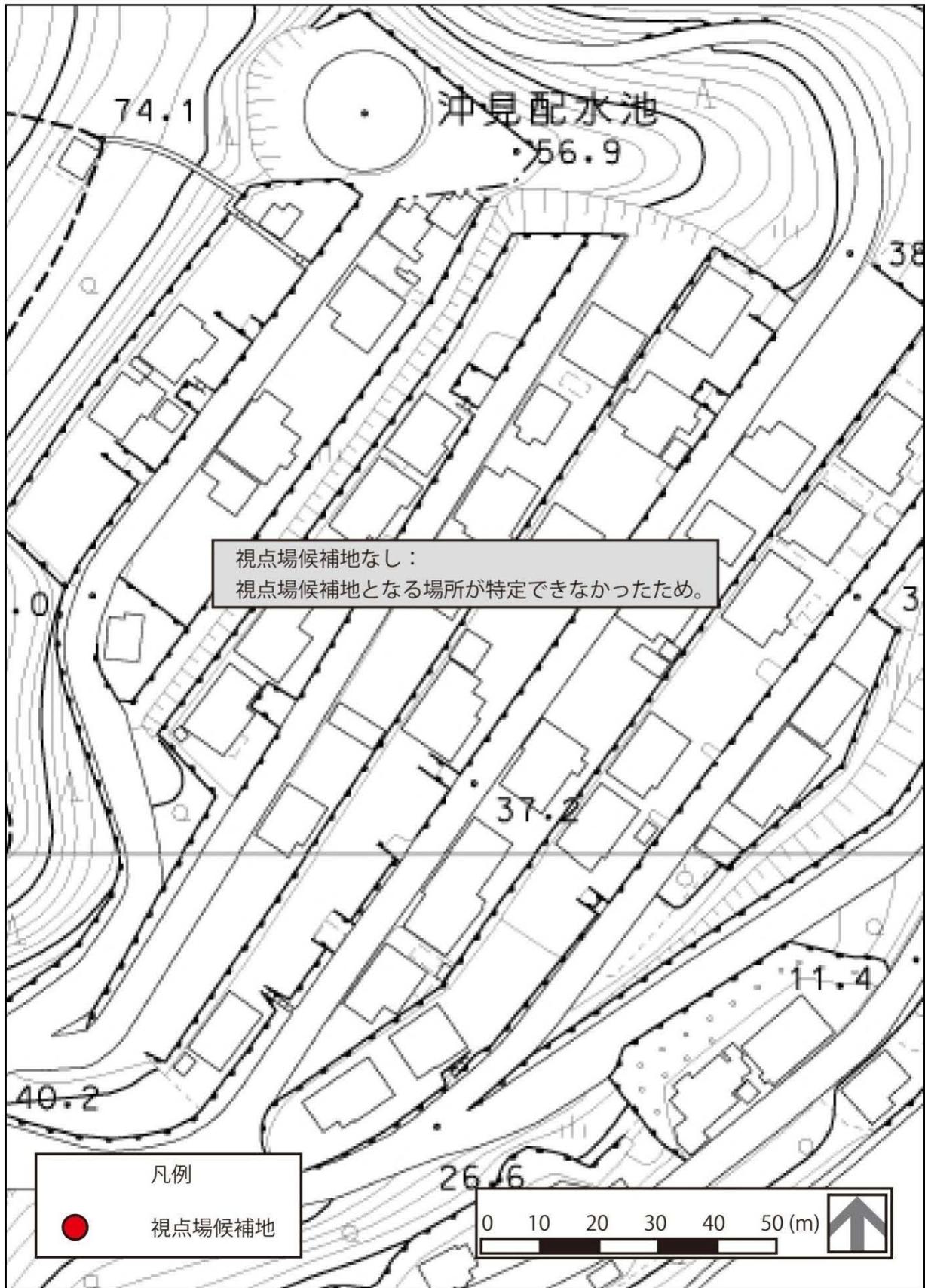


図 4-2-10-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	沖見団地
視対象名称	銚子川から海

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	—	—
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	—	—
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	—	—
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	—	—
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	—	—
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	—	—
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	—	—
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

— / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-11 大敷魚見小屋

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：大敷魚見小屋「展望台型」

視対象：熊野灘「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 6′ 50.6″、経度 136° 18′ 53.7″、高度 69m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・和具の浜海岸に駐車場が整備されている。
- ・駐車場には、トイレ、自動販売機(夏季のみ)等が整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・駐車場付近には、大敷魚見小屋に関する案内板は見受けられなかった。
- ・道中に案内板は整備されていたが、わかりづらく、また、設置間隔が広いため、アクセス上の問題がある。
- ・案内板が放置されている箇所も見受けられた。
- ・急な下り道や登り道があり、また、経路が整備されていないので、足場が悪く、安全上の問題がある。
- ・伐採された木々が放置されている箇所が多々存在する。
- ・草木の伐採がされておらず、また蜂等の危険な虫も頻繁に出没することから、定期的に管理されていないことがわかる。

③ 視点場

- ・視点場である大敷魚見小屋は半壊しており、中に入ることができる状態ではなかった。
- ・大敷魚見小屋周辺の草木も生い茂っており、定期的に管理されていないことがわかる。

④ 視対象

- ・熊野灘や島々がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・景色は左右全面に広がっており、眺望範囲を絞ることは困難である。

	
<p>写真 4-2-11-1 視点場候補地：大敷魚見小屋</p>	<p>写真 4-2-11-2 視対象：熊野灘</p>
	
<p>写真 4-2-11-3 駐車場(和具の浜海岸)</p>	<p>写真 4-2-11-4 案内板</p>
	
<p>写真 4-2-11-5 未整備な径路 1</p>	<p>写真 4-2-11-6 放置された案内板</p>
	
<p>写真 4-2-11-7 未整備な径路 2</p>	<p>写真 4-2-11-8 管理されていないベンチ</p>

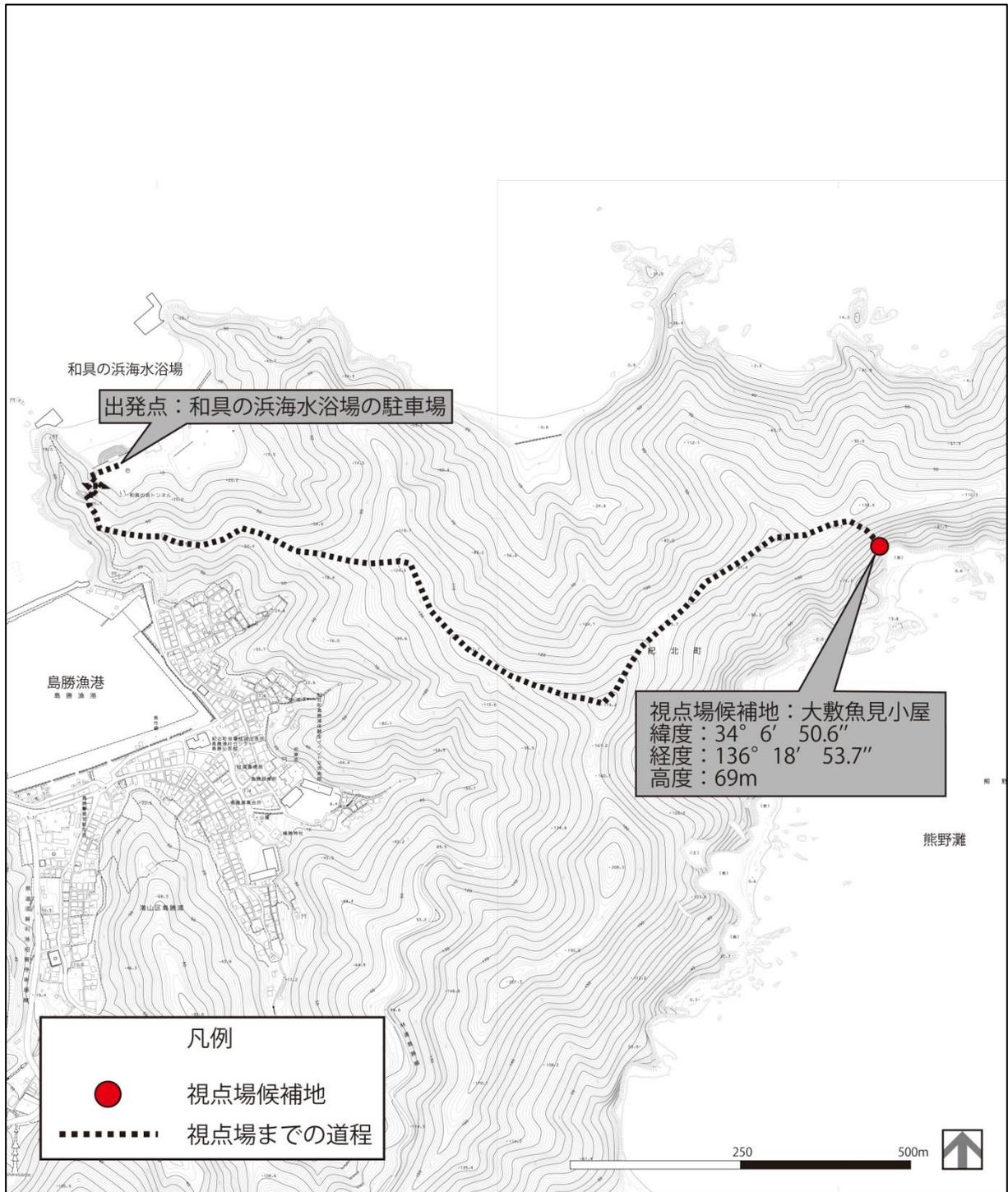


図 4-2-11-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

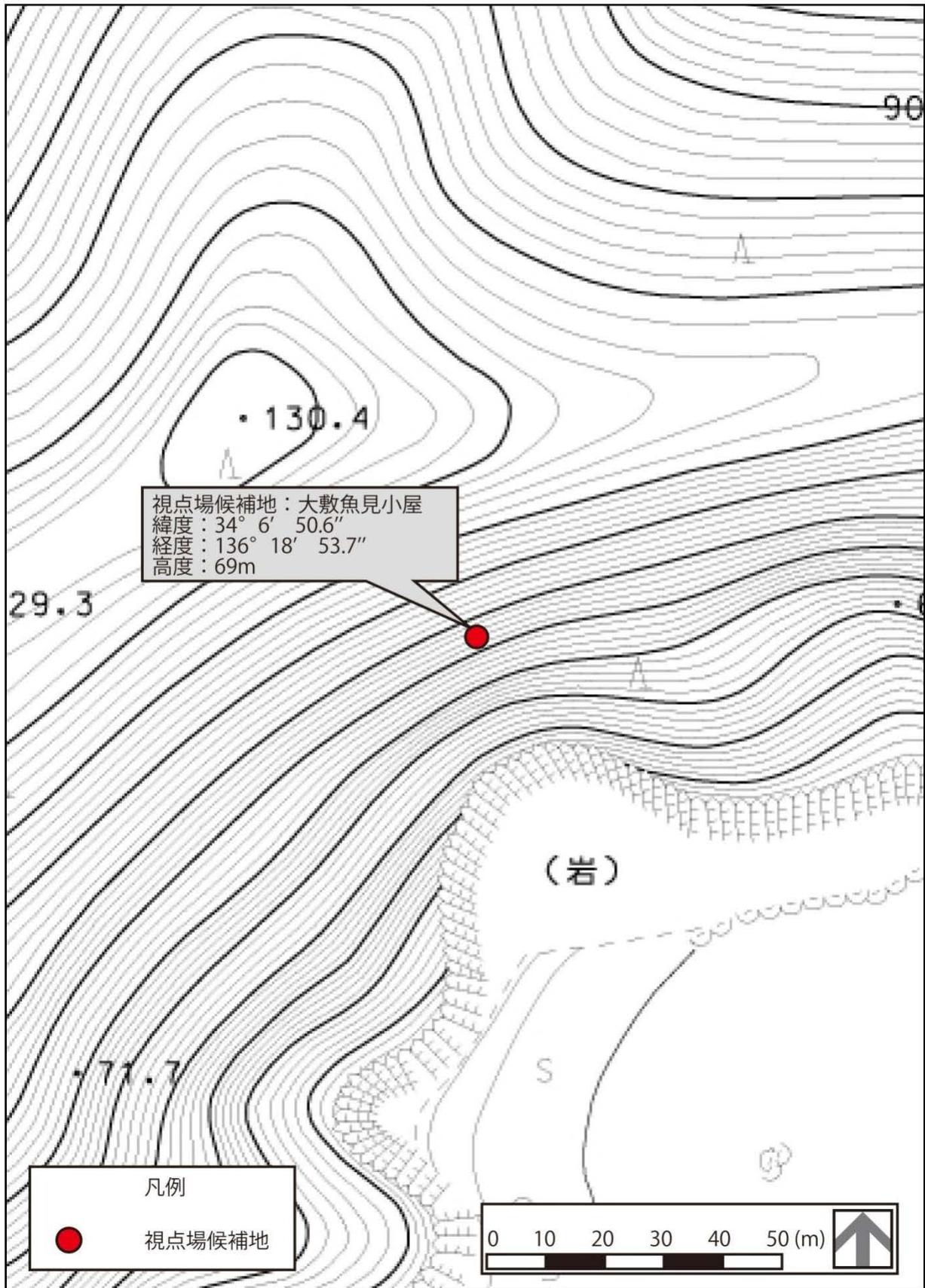


図 4-2-11-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	大敷魚見小屋
視対象名称	熊野灘

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	○	1
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	×	0
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

3 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-12 猪鼻水平道

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：猪鼻水平道

視対象：熊野灘・点在する島々

視点場候補地：なし(視点場候補地となる場所が特定できなかったため候補から除外する。)

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は林道沿いの路肩に停めるものであり、安全上、アクセス上の問題がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 猪鼻水平道の案内板は見受けられた。
- ・ 水平道であったため、足場が悪いところはほとんどなく、比較的容易に歩くことができた。

③ 視点場

- ・ 視点場候補地となる場所が特定できなかった。

④ 視対象

- ・ 熊野灘・点在する島々がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。

 猪鼻峠案内板	 熊野灘・点在する島々
 径路1	 径路2
 行き止まり案内板	 径路3

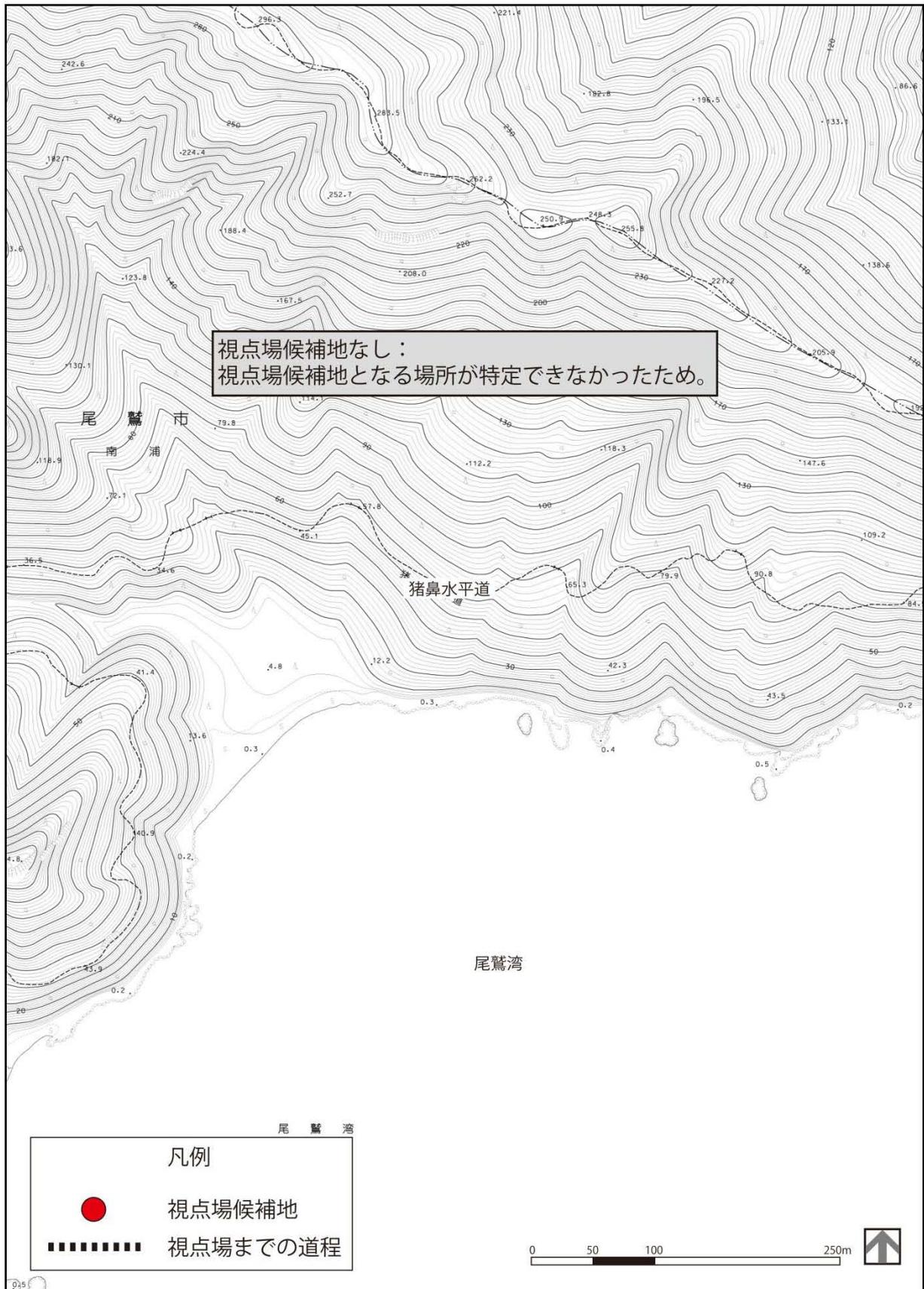


図 4-2-12-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

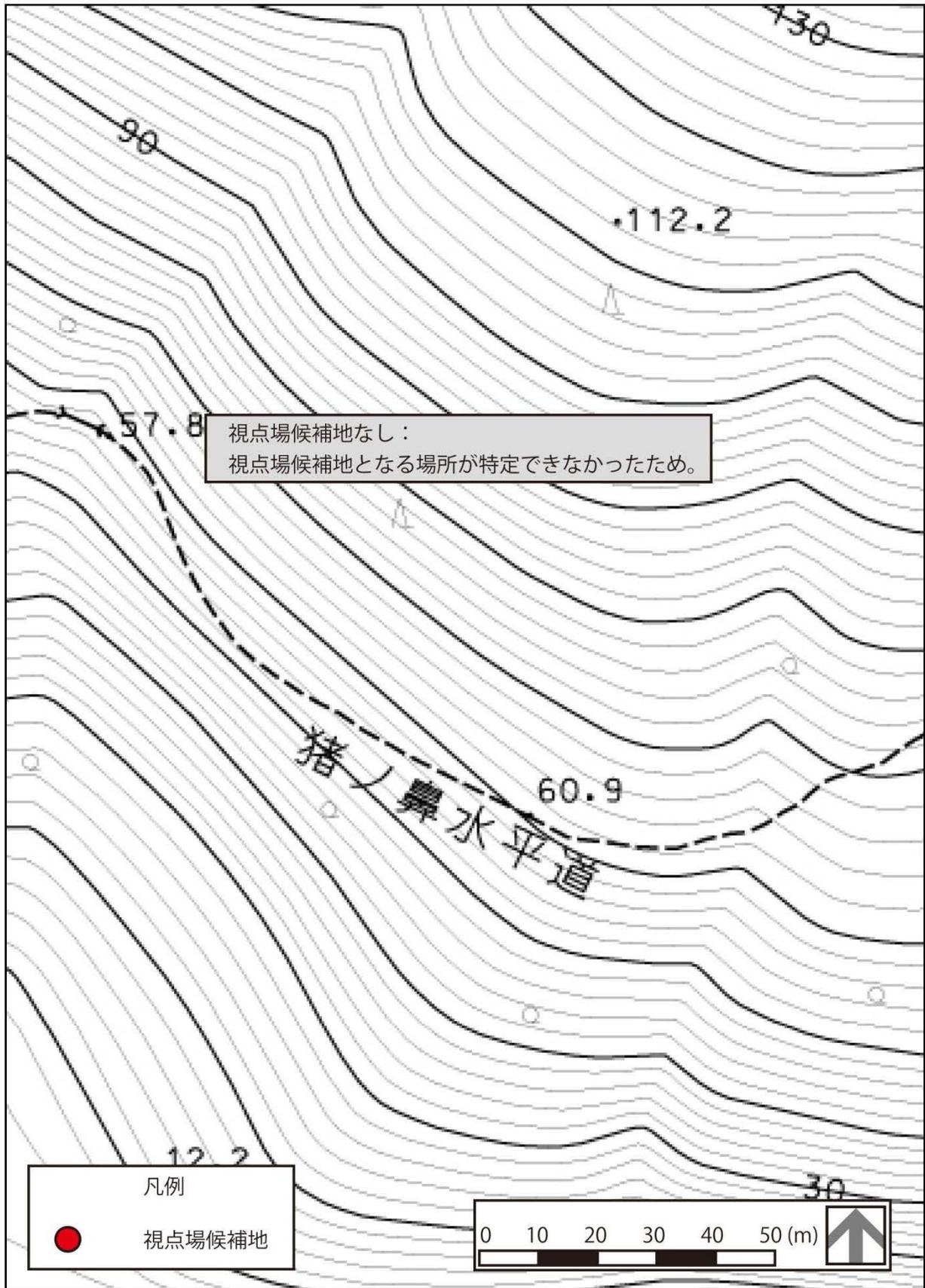


図 4-2-12-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	猪鼻水平道
視対象名称	熊野灘・点在する島々

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎: 地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	—	—
×: 地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎: 史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	—	—
○: 史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×: 法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎: 県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	—	—
○: 県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×: 景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○: 視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	—	—
×: 視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎: 説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	—	—
○: 説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×: 説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	—	—
○: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	—	—
○: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

— / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

2 / 6

4-2-13 馬越公園展望台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：馬越公園展望台「熊野古道型」

視対象：紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地「混合・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 5' 0.7"、経度 136° 12' 10.5"、高度 185m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・整備されているが、駐車場までの案内板が見受けられないこと、また、そこへ向かう道路が狭小であることにより、アクセス上の問題がある。
- ・駐車場内にトイレが整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・駐車場のすぐそばに案内板が整備されている。
- ・杖の貸出場所は整備されていなかった。
- ・道中にも道標や案内板、由来板、尾鷲観光物産協会の建物が整備されている。
- ・急な登り道であり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・展望台への案内板がわかりづらいので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

③ 視点場

- ・展望台が整備されている。
- ・視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

④ 視対象

- ・紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地が良く見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・景色は左右全面に広がっており、眺望範囲を絞ることは困難である。



写真 4-2-13-1 視点場候補地：馬越公園展望台



写真 4-2-13-2 視対象：紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地



写真 4-2-13-3 駐車場



写真 4-2-13-4 案内板



写真 4-2-13-5 尾鷲観光物産協会の建物



写真 4-2-13-6 道標



写真 4-2-13-7 熊野参詣道 馬越峠道



写真 4-2-13-8 わかりづらい案内板

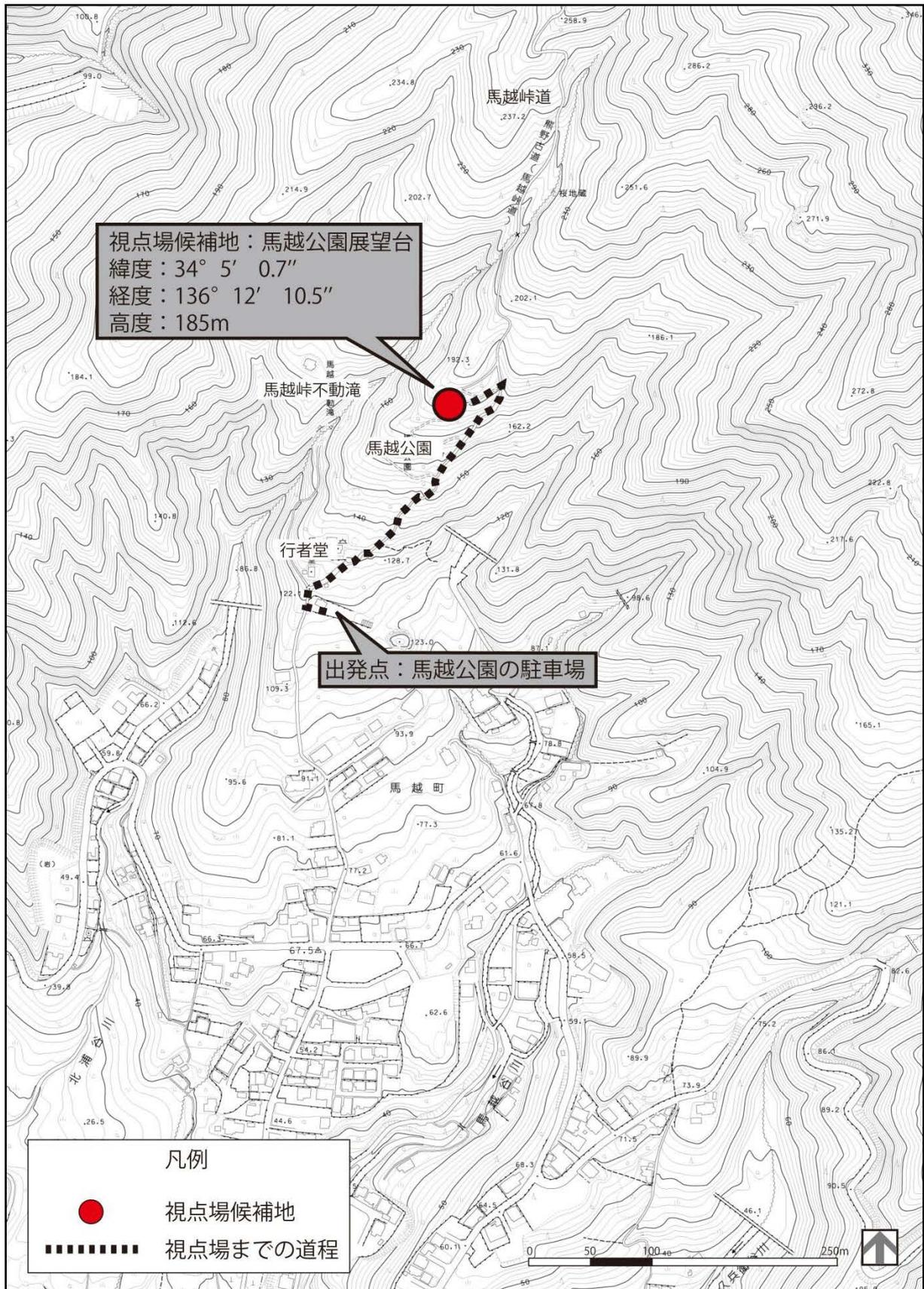


図4-2-13-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

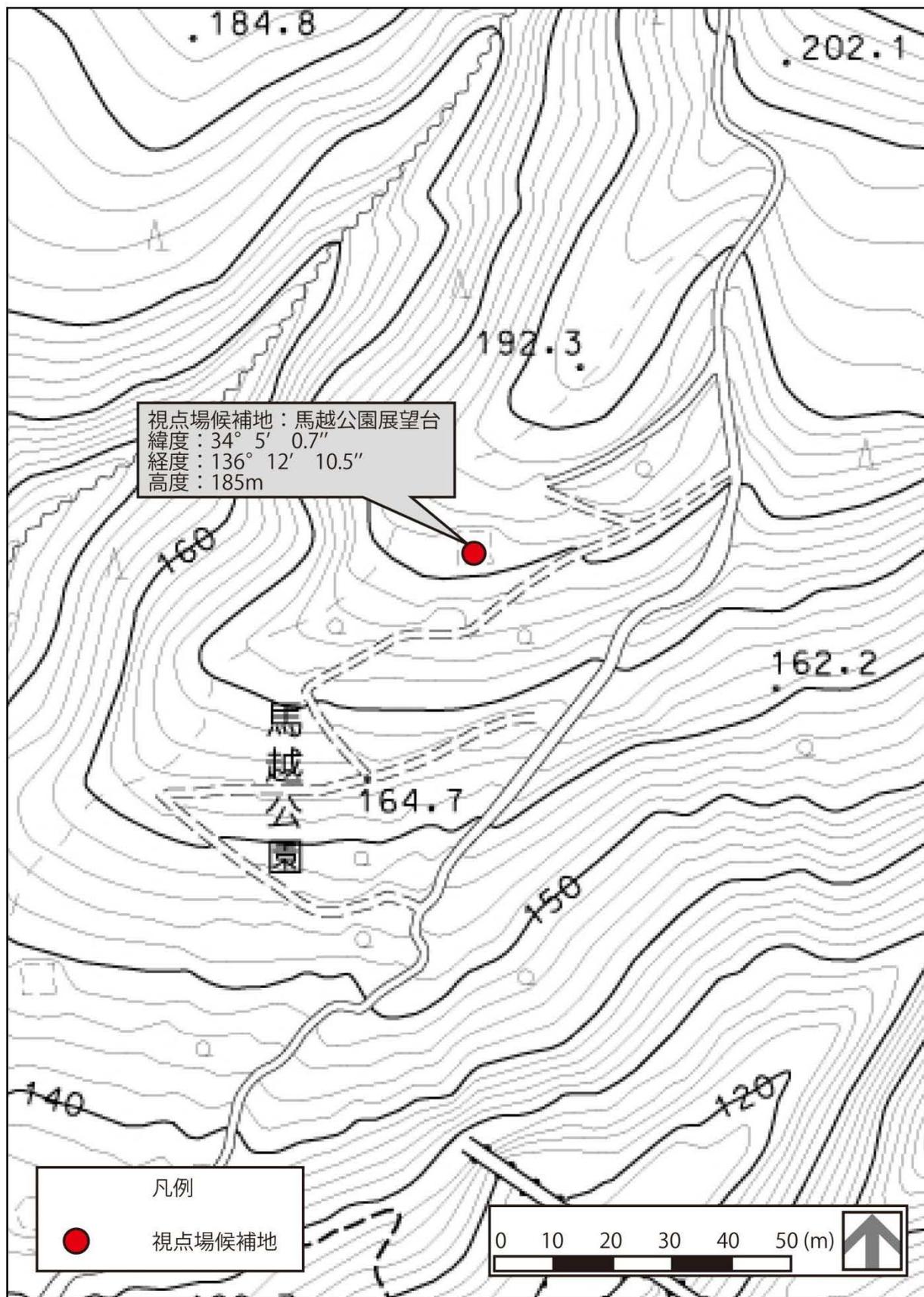


図 4-2-13-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	馬越公園展望台
視対象名称	紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-14 八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)「熊野古道型」

視対象：熊野灘・志摩半島から那智山「自然・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 1' 29.2"、経度 136° 13' 16.1"、高度 645m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は三木里海水浴場に整備されている。
- ・ 駐車場には、三木里海水浴場のトイレ、シャワー室が整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 駐車場のすぐそばに案内板が整備されている。
- ・ 駐車場から登山道入口までの道のりが長い。
- ・ 登山道入口には、案内板、トイレが整備されている。
- ・ 道中には、案内板、由来板、東屋、ベンチが整備されている。
- ・ 急な下り道や登り道があり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・ 伐採された木々が放置されている箇所がある。
- ・ 2011年の台風12号の影響から土砂崩れ等の危険箇所が数箇所見受けられた。
- ・ 地元住民が世界遺産登録に反対する看板や落書きが見受けられた。

③ 視点場

- ・ 東屋、ベンチ、視対象を解説する案内板が整備されている。
- ・ ベンチは固定されておらず、簡易的なものである。
- ・ ベンチから視対象を眺望する際、眺望を阻害する草木が生い茂っていたので、視点場として整備をする際は、その管理についても行う必要がある。

④ 視対象

- ・ 熊野灘や志摩半島がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 那智山については曇っていたため確認できなかった。
- ・ 一般的なパノラマ景観であるため、眺望範囲を絞ることは困難である。

	
<p>写真 4-2-14-1 視点場候補地：さくらの森ゾーン</p>	<p>写真 4-2-14-2 視対象：熊野灘・志摩半島から那智山</p>
	
<p>写真 4-2-14-3 駐車場</p>	<p>写真 4-2-14-4 八鬼山峠 案内板</p>
	
<p>写真 4-2-14-5 世界遺産反対の看板</p>	<p>写真 4-2-14-6 放置された伐採林</p>
	
<p>写真 4-2-14-7 ベンチ</p>	<p>写真 4-2-14-8 視対象を解説する案内板</p>

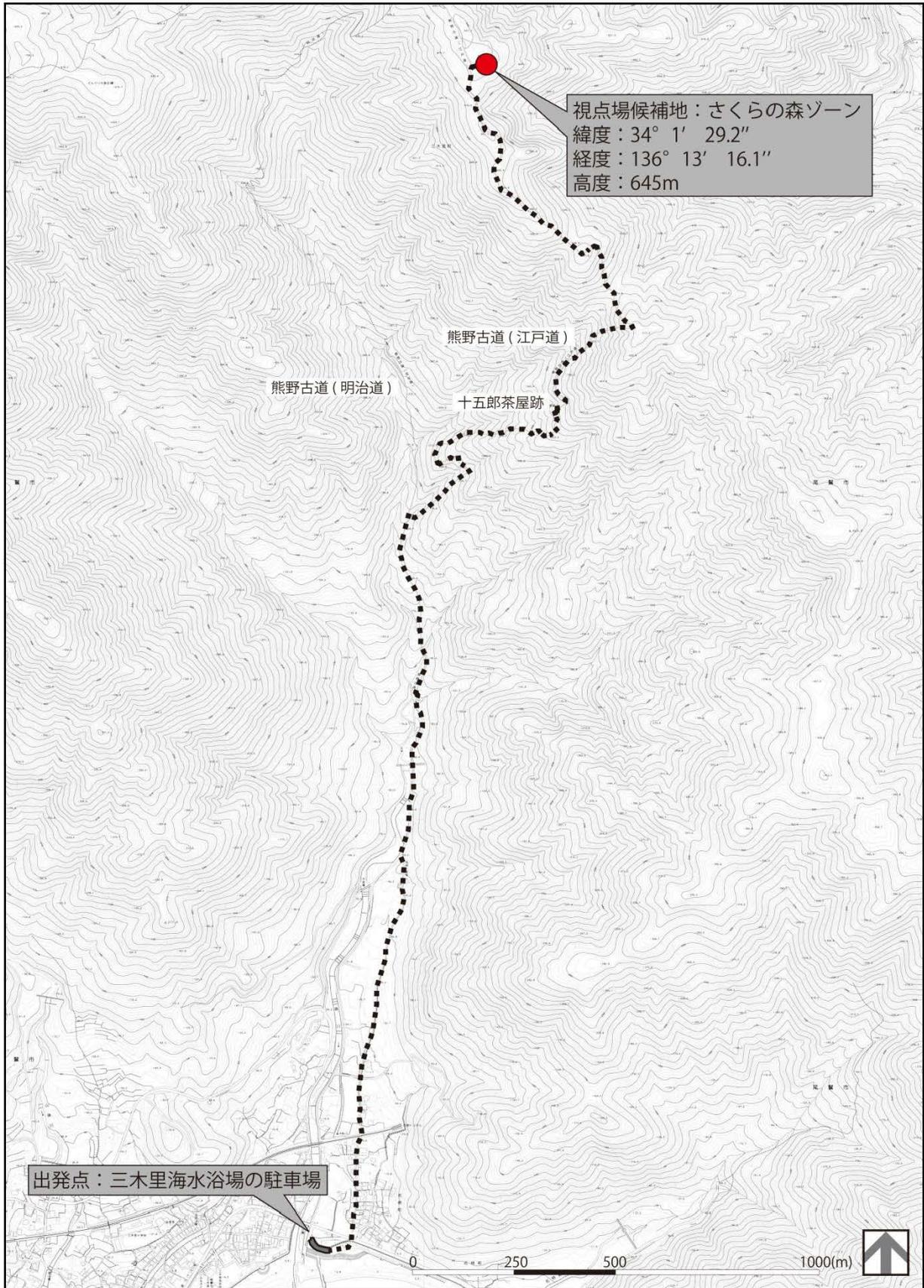


図 4-2-14-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

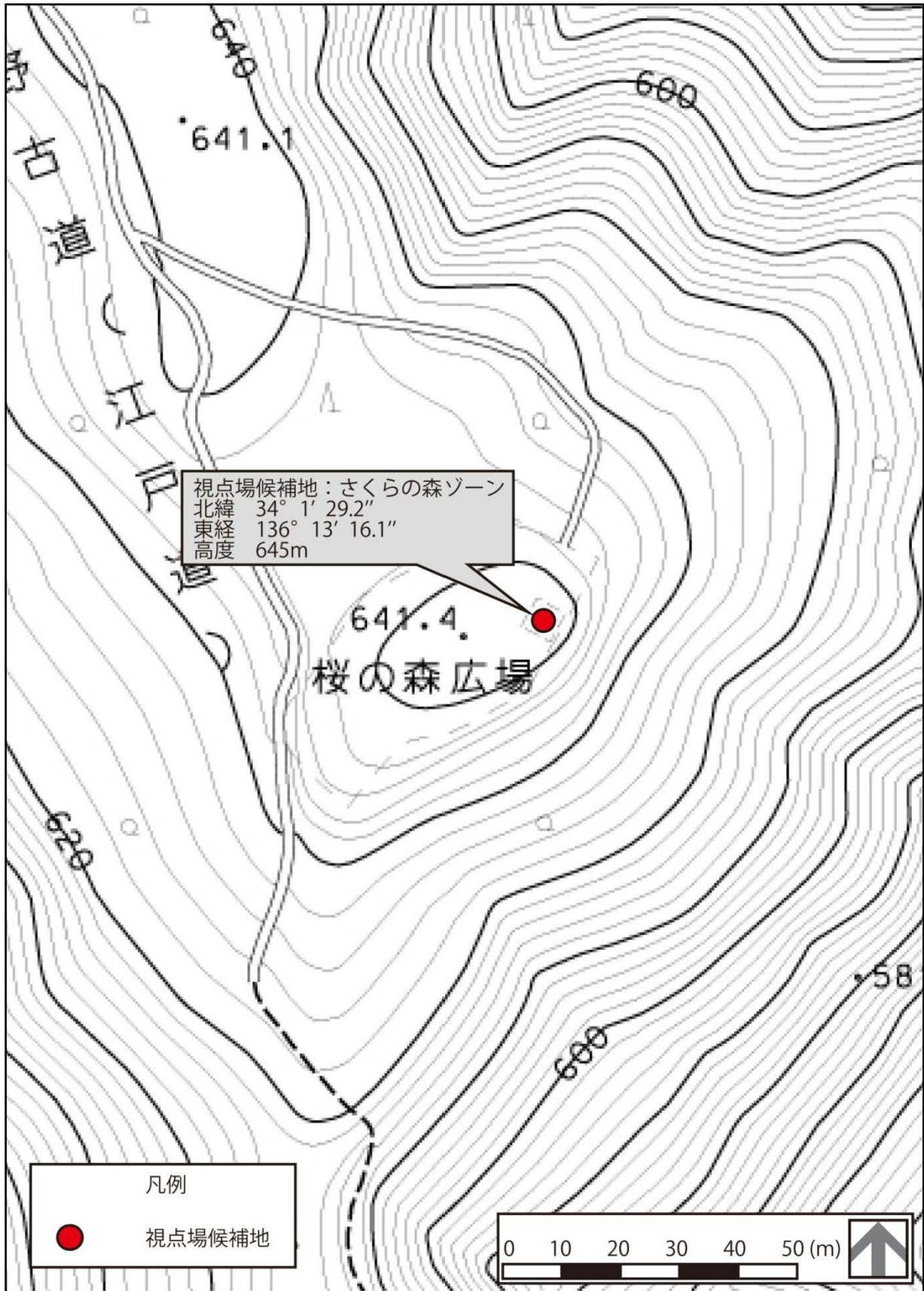


図 4-2-14-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)
視対象名称	熊野灘・志摩半島から那智山

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		
●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		
●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		
●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		
●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		
●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		
●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-15 茜の森

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：茜の森「展望台型」

視対象：熊野灘・九鬼湾「自然・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 33° 59' 58.8"、経度 136° 16' 17.8"、高度 110m

視点場候補地2：緯度 34° 0' 1.9"、経度 136° 16' 15.4"、高度 134m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・茜の森へ向かう途中に案内板が整備されている。
- ・あかねの森にオープンスペースがあり、そこが駐車場として使用できるのかを確認する必要がある。もし使用できないのならば、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

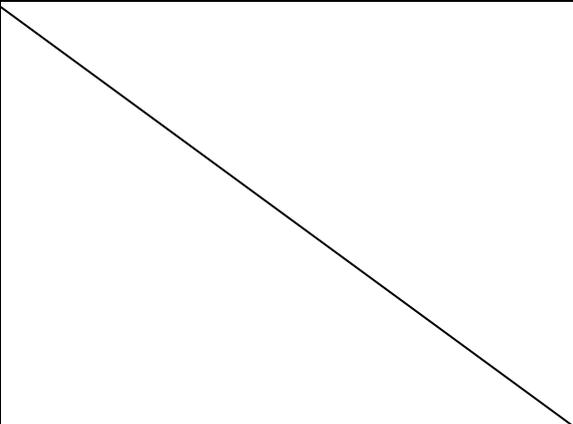
- ・視点場まではアスファルト舗装であるため、アクセスしやすい。

③ 視点場

- ・視点場候補地1、2には、展望施設が整備されている。
- ・視点場候補地1、2には、案内板や視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

④ 視対象

- ・視点場候補地1からは、熊野灘・九鬼湾がよく見え、眺望景観にふさわしい場所であるが、視点場候補地2からは、海が漠然と見えるだけであり、視対象が不明確であった。
- ・視点場候補地1からの視対象を眺望する際、両サイドに木々が生い茂っており、眺望範囲は、パノラマ景観ではあるが、ランドマーク景観のように60°程度である。この木々を活用し眺望範囲を絞るか、木々を適切に管理し、パノラマ景観として見せるのかの検討が必要である。

	
<p>写真 4-2-15-1 視点場候補地 1 : 茜の森(展望台 1)</p>	<p>写真 4-2-15-2 視点場候補地 2 : 茜の森(展望台 2)</p>
	
<p>写真 4-2-15-3 視対象:熊野灘他(視点場候補地 1 より)</p>	<p>写真 4-2-15-4 視対象:熊野灘他(視点場候補地 2 より)</p>
	
<p>写真 4-2-15-5 案内板</p>	<p>写真 4-2-15-6 駐車場</p>
	
<p>写真 4-2-15-7 視点場候補地 1 から 2 への径路</p>	

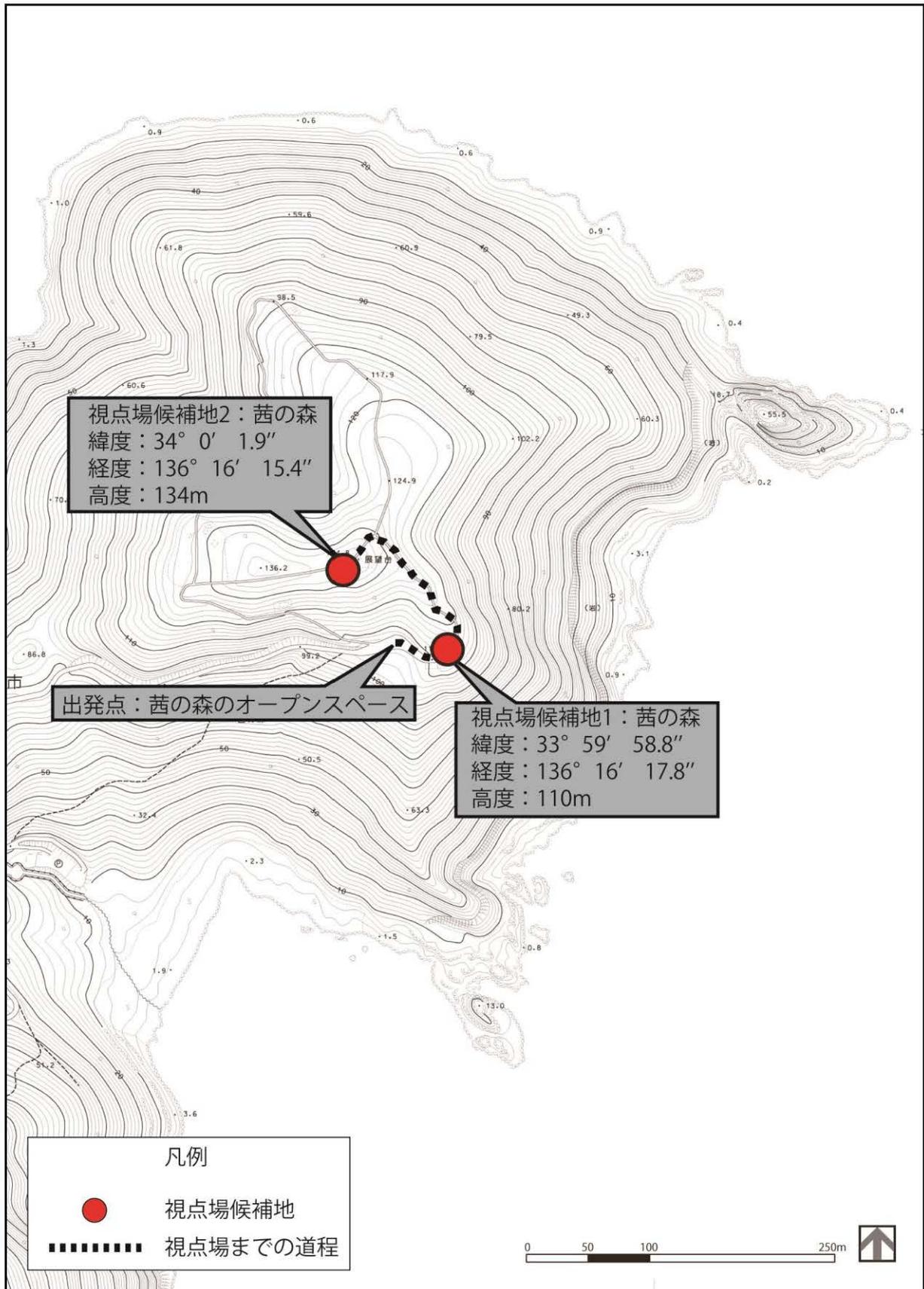


図4-2-15-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

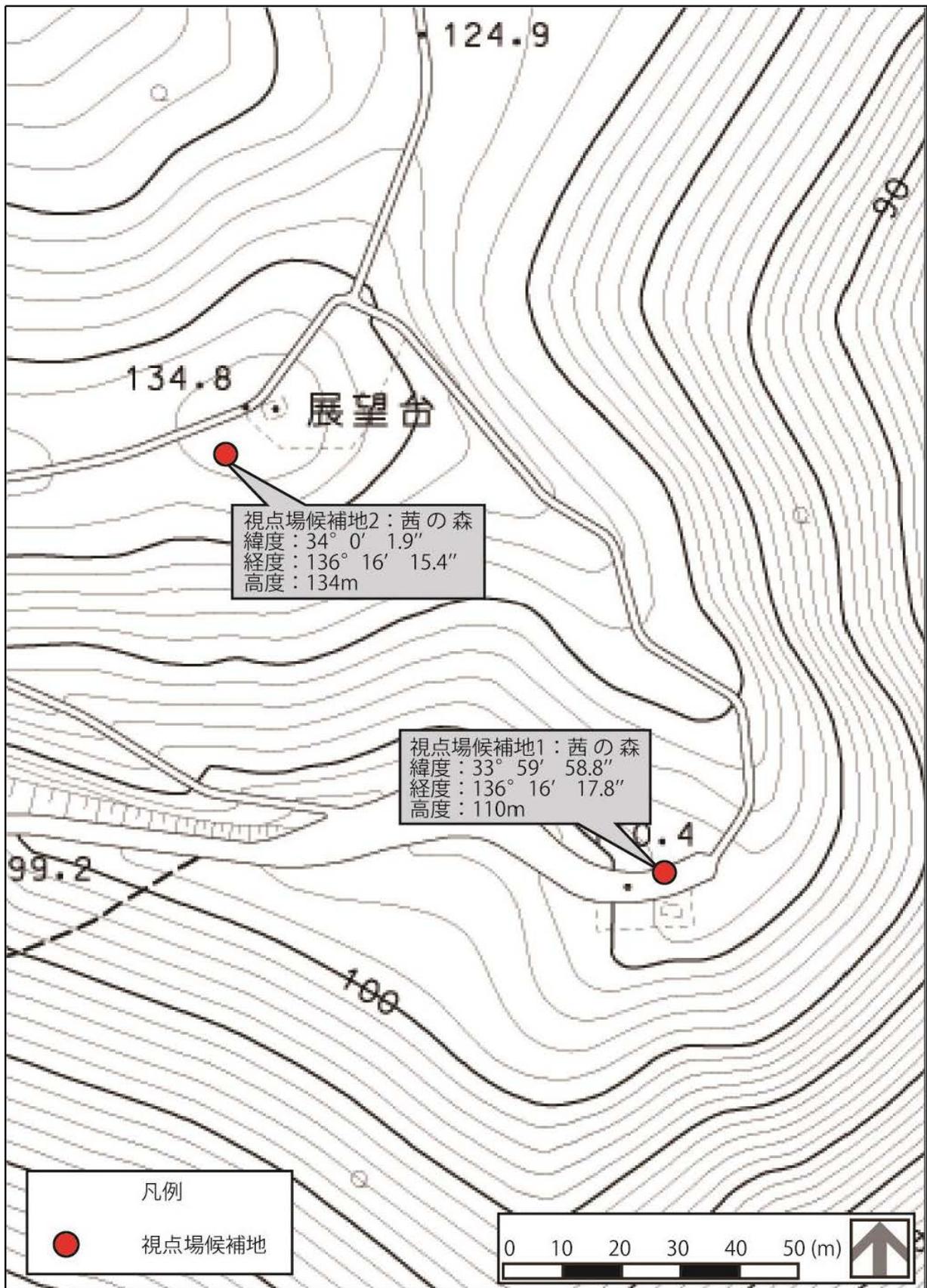


図 4-2-15-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	茜の森
視対象名称	熊野灘・九鬼湾

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-16 あなじゃ公園

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：あなじゃ公園「公園内型」

視対象：島々・海・日の出(時間指定有り)「自然・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 33° 59′ 36.1″、経度 136° 15′ 38.9″、高度 5m

視点場候補地2：緯度 33° 59′ 35.8″、経度 136° 15′ 39.7″、高度 5m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は道路の路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、近くの尾鷲漁業協同組合早田支所の駐車場を使用させてもらう等の駐車場整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 駐車場から視点場まではアスファルト舗装であり、また、駐車場のすぐそばが視点場となっているため、アクセスしやすいものとなっている。

③ 視点場

- ・ 視点場には東屋が整備されている。
- ・ 案内板や視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 車椅子でも訪れることができるようにスロープが整備されている。

④ 視対象

- ・ 視点場候補地1から眺望する際は、木が阻害要因となり、視対象がよく見えないが、視点場候補地2から眺望する際は、視対象である島々・海がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 視点場が湾になっているので、湾に沿って、視対象の眺望範囲を絞ることが可能である。

	
<p>写真 4-2-16-1 視点場候補地 1 : 東屋</p>	<p>写真 4-2-16-2 視点場候補地 2 : 角地</p>
	
<p>写真 4-2-16-3 視対象 : 島々・海等 (視点場候補地 1 より)</p>	<p>写真 4-2-16-4 視対象 : 島々・海等 (視点場候補地 2 より)</p>
	
<p>写真 4-2-16-5 駐車場所</p>	<p>写真 4-2-16-6 径路</p>
	
<p>写真 4-2-16-7 尾鷲漁業協同組合早田支所</p>	<p>写真 4-2-16-8 早田の漁村</p>

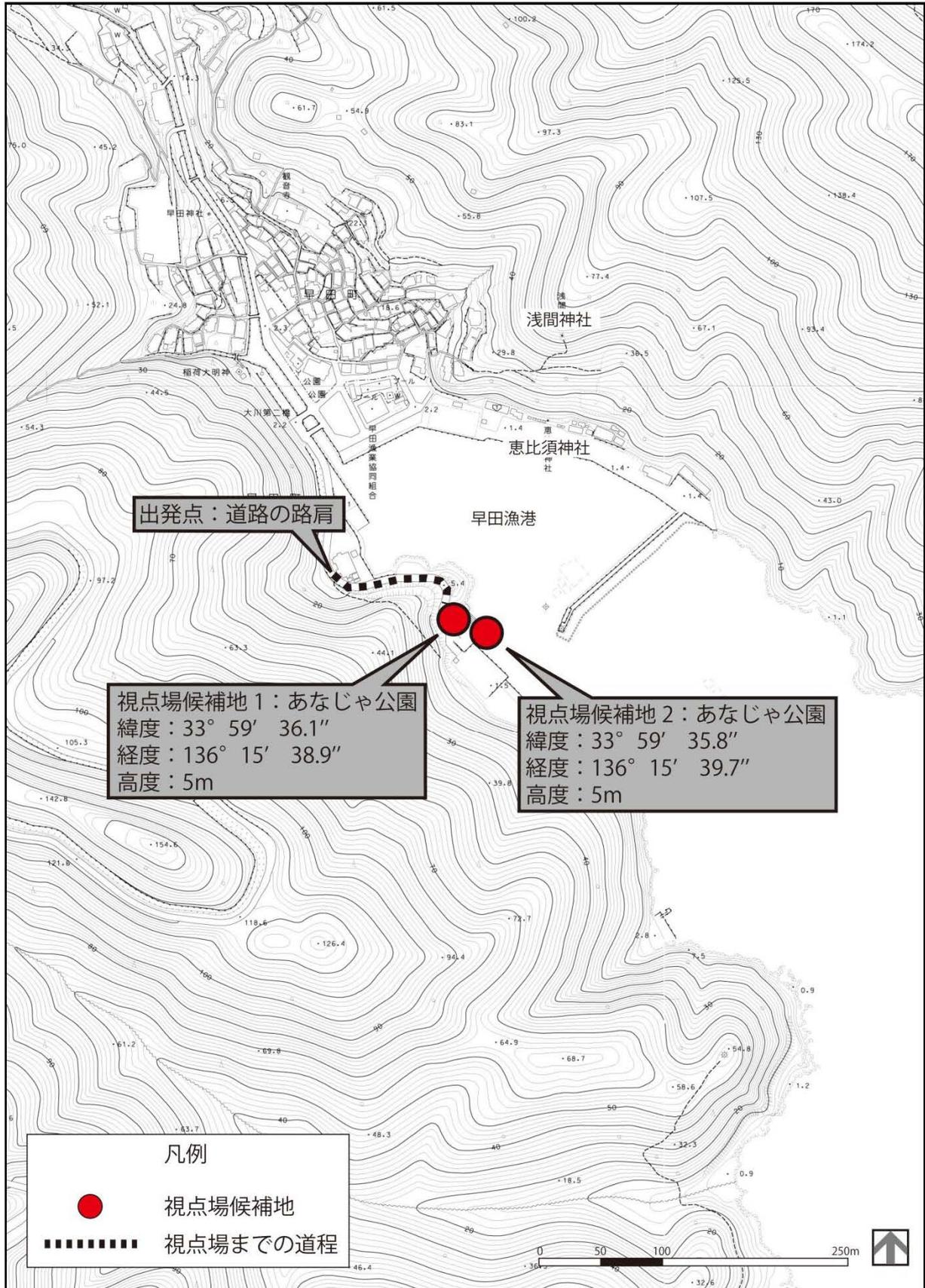


図 4-2-16-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

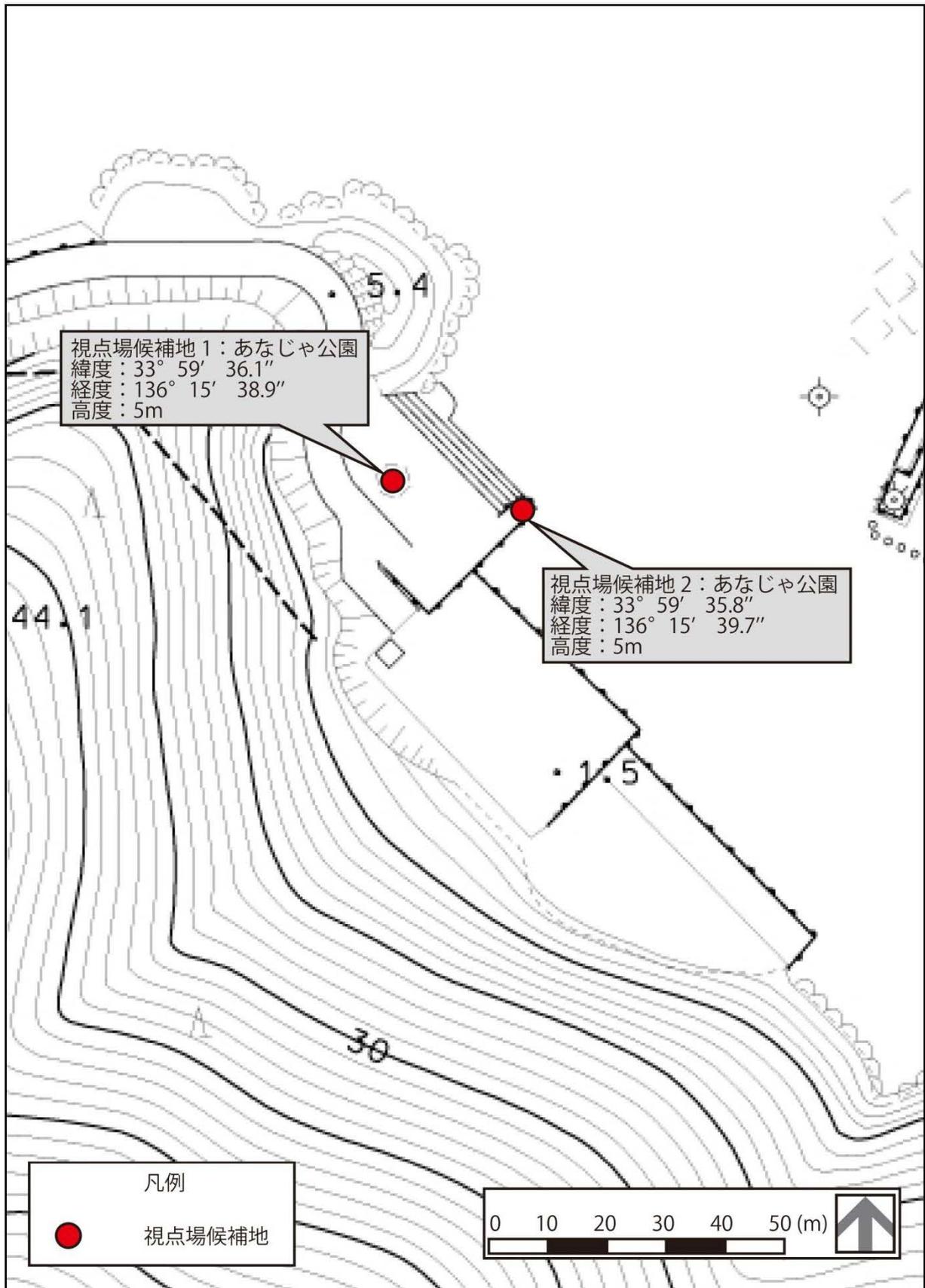


図 4-2-16-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	あなじや公園
視対象名称	島々・海・日の出(時間指定有り)

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	×	0
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	○	1
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	○	1
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

5/12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-17 三木崎遊歩道・三木崎灯台

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：三木崎遊歩道・三木崎灯台

視対象：熊野灘・柱状節理の海食崖

視点場候補地：なし(視点場である三木崎灯台が施錠してあり立ち入り禁止であること、さらに、三木崎遊歩道の視点場候補地となる場所が特定できなかつたことより候補から除外する。)

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は林道沿いの路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 三木崎園地の案内板が整備されている。
- ・ 道中に案内板は数箇所しか見受けられず、また、経路の整備がされていないため、アクセス上の問題がある。

③ 視点場

- ・ 視点場である「三木崎灯台」は施錠してあり、中に入ることができなかった。
- ・ また、三木崎遊歩道沿いにあった「つばき園地」の頂上まで訪れたが、視点場候補地となり得る場所は特定できなかった。

④ 視対象

- ・ 視点場候補地が特定できなかったため、視対象である熊野灘・柱状節理の海食崖を見ることができなかった。

⑤ その他

- ・ 三木崎園地入口付近に新たに整備を行なっている場所がある。
- ・ ここからの眺望の方が良いのではないかと考えられる。

	
<p>写真 4-2-17-1 三木崎灯台</p>	<p>写真 4-2-17-2 三木崎園地 案内板</p>
	
<p>写真 4-2-17-3 径路1</p>	<p>写真 4-2-17-4 径路2</p>
	
<p>写真 4-2-17-5 三木崎灯台 案内板</p>	<p>写真 4-2-17-6 三木崎灯台の錠</p>
	
<p>写真 4-2-17-7 国立公園の整備?</p>	<p>写真 4-2-17-8 三木崎園地入口付近からの眺望</p>

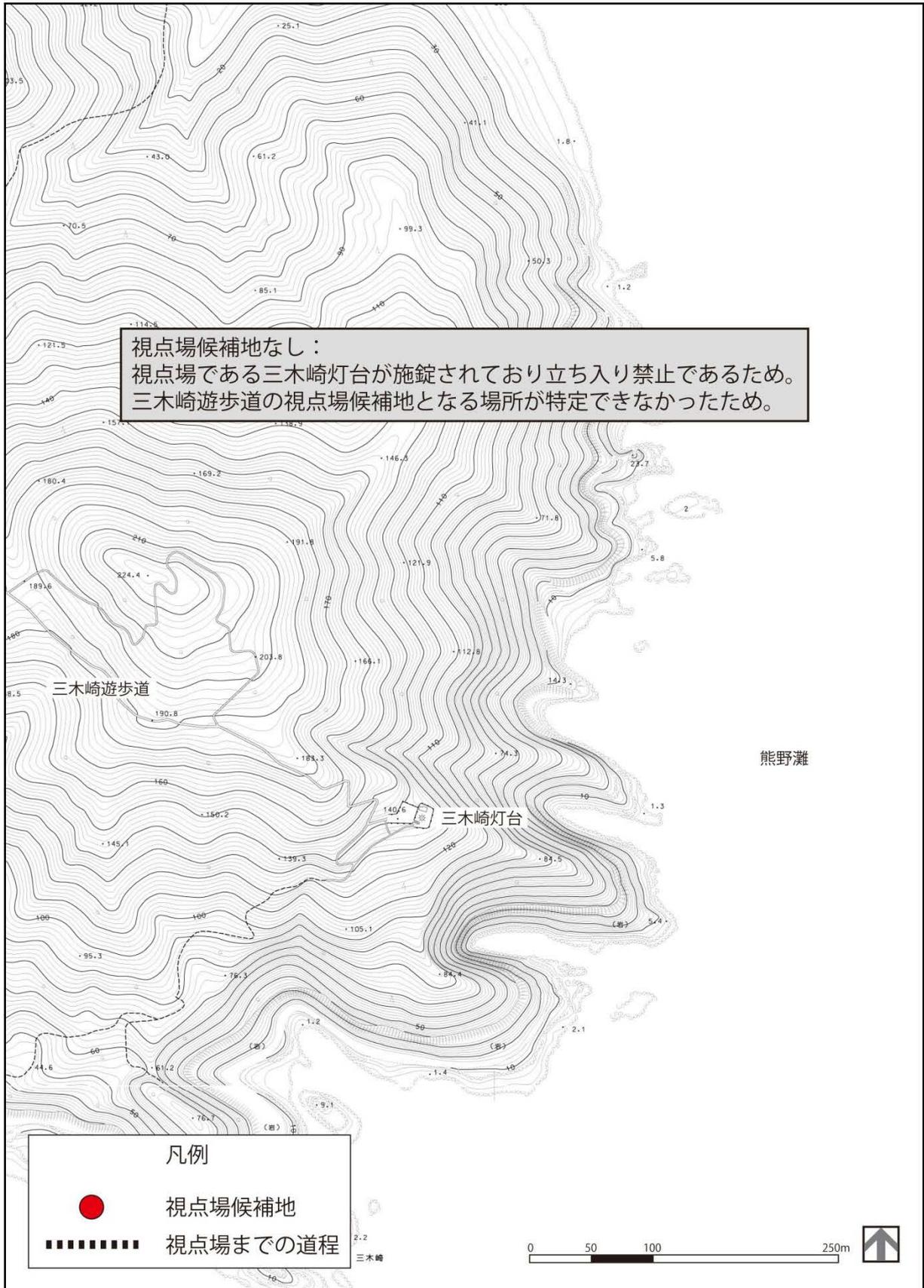


図4-2-17-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

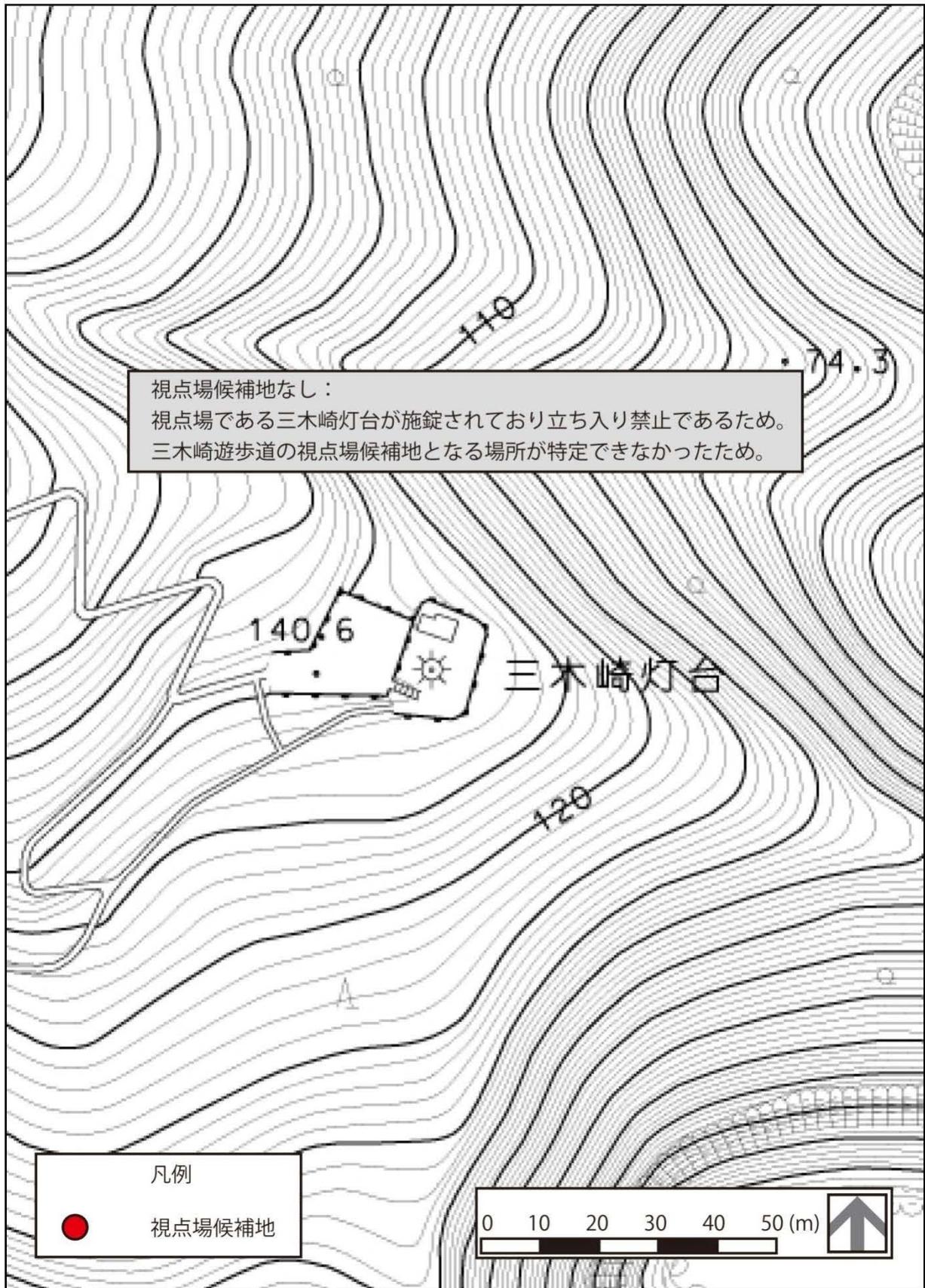


図 4-2-17-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	三木崎遊歩道・三木崎灯台
視対象名称	熊野灘・柱状節理の海食崖

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	—	—
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	—	—
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	—	—
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	—	—
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	—	—
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	—	—
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	—	—
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

— / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	○	1
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

4 / 6

4-2-18 三木峠(展望峰)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：三木峠(展望峰)「熊野古道型」

視対象：熊野灘・三木浦の集落・賀田湾「混合・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 33° 58' 52.6"、経度 136° 12' 58.0"、高度 136m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は国道 311 号沿いの路肩に停めるものであり、安全上の問題がある。
- ・ 今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 登山道の入口に案内板、由来板が整備されている。
- ・ 杖の貸出場所は整備されていなかった。
- ・ 急な下り道や登り道があり、また、登山道なので足場が悪い。
- ・ 伐採された木々が放置されている箇所がある。
- ・ 視点場へのサインがわかりづらいので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。

③ 視点場

- ・ ベンチが整備されている。
- ・ 案内板や視対象を解説する案内板は見受けられなかったので、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ 登山道沿いということもあって足場は悪い。
- ・ ベンチは固定されておらず、簡易的なものであったので、視点場として整備する際は、ベンチ等の整備計画等も合わせて検討する必要がある。
- ・ 「賀田ルーパーの会」という団体が清掃活動等を行い、管理している。

④ 視対象

- ・ 熊野灘・三木浦の集落・賀田湾がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 両サイドに一部眺望を阻害する草木が生えているので、視点場として整備する際は、草木を定期的に維持管理する必要がある。

	
<p>写真 4-2-18-1 視点場候補地：三木峠(展望峰)</p>	<p>写真 4-2-18-2 視対象：熊野灘・三木浦の集落・賀田湾</p>
	
<p>写真 4-2-18-3 駐車場所</p>	<p>写真 4-2-18-4 案内板 1</p>
	
<p>写真 4-2-18-5 径路</p>	<p>写真 4-2-18-6 由来板</p>
	
<p>写真 4-2-18-7 案内板 2</p>	<p>写真 4-2-18-8 案内板 3</p>

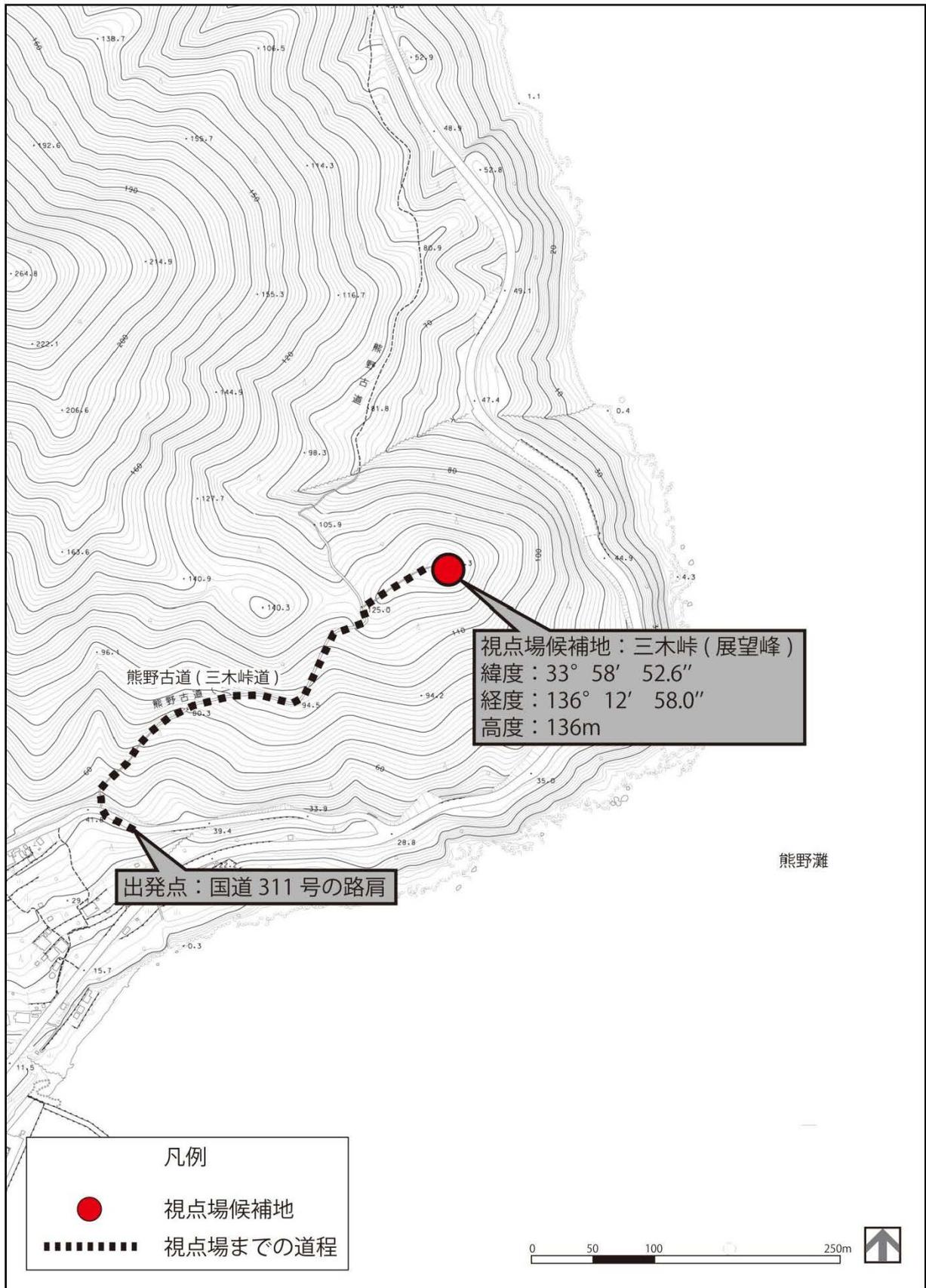


図 4-2-18-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

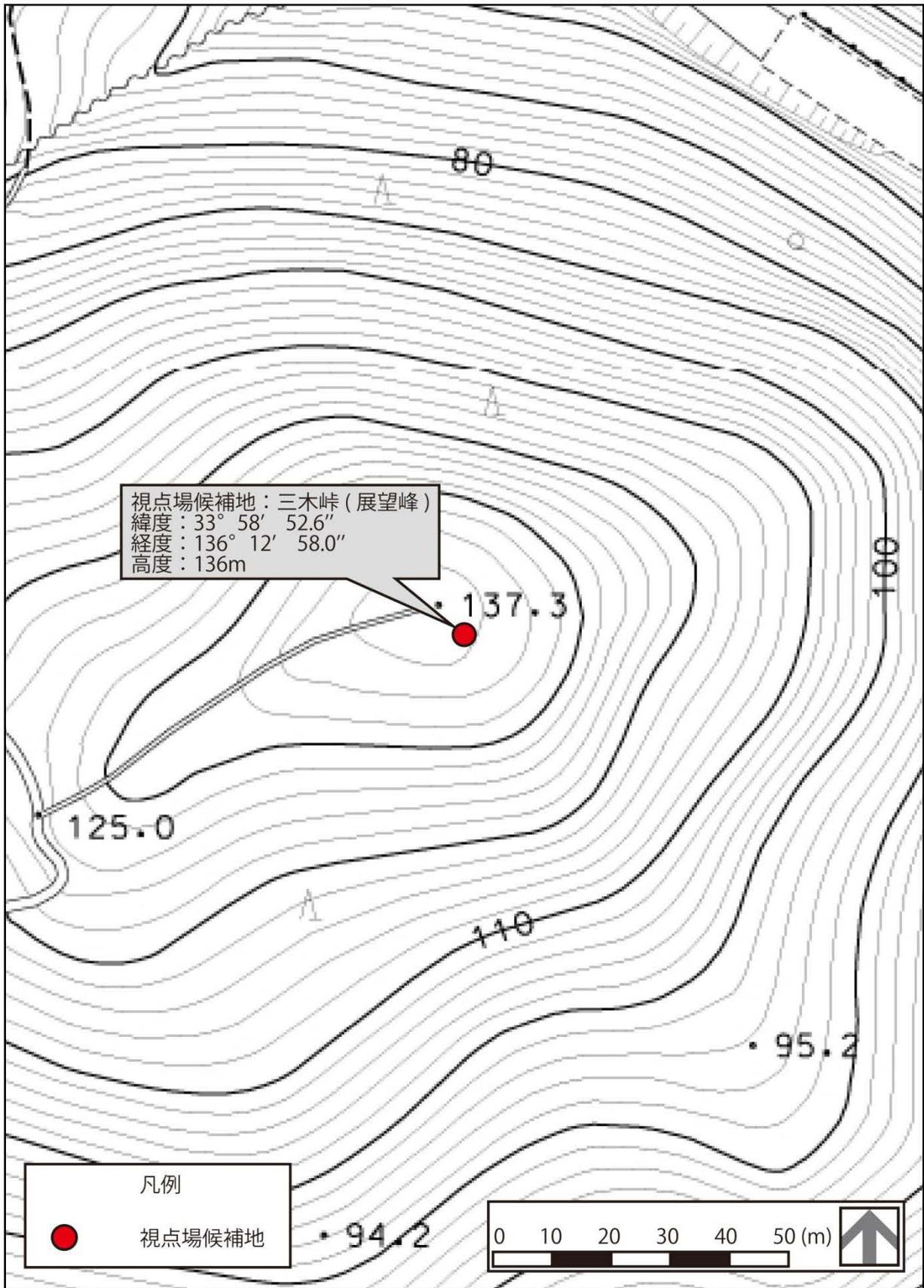


図4-2-18-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	三木峠(展望峰)
視対象名称	熊野灘・三木浦の集落・賀田湾

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	-	-
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	-	-
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

8 / 8

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		
●法的保護		
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		
●重要度		
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		
●住民活動		
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		
●選定		
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-19 三木里海水浴場

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：三木里海水浴場「海岸型」

視対象：白い砂浜・松原・賀田湾・紀伊山地「自然・パノラマ型」

視点場候補地1：緯度 33° 59′ 41.4″、経度 136° 12′ 49.8″、高度 3m

視点場候補地2：緯度 33° 59′ 50.0″、経度 136° 12′ 50.3″、高度 5m

視点場候補地3：緯度 33° 59′ 50.0″、経度 136° 13′ 0.4″、高度 4m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・整備されている。

② 駐車場から視点場に向けての道程

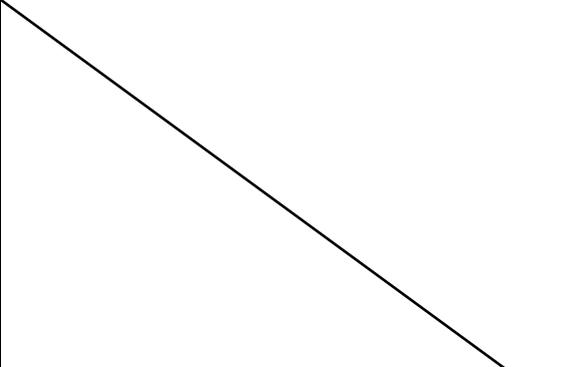
- ・駐車場のすぐそばが視点場である。

③ 視点場

- ・視点場候補地のいずれも案内板や視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・視点場候補地1は、白い砂浜・松原・賀田湾だけでなく、後背の山々についても眺望できるので、360°のパノラマ景観として整備することも検討する必要がある。
- ・視点場候補地2は、東屋が整備されている。
- ・視点場候補地1と3は3箇所の中では最も海に近い場所である。

④ 視対象

- ・白い砂浜・松原・賀田湾が良く見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・視点場候補地1は、後背の紀伊山地についても良く眺望できる。
- ・山の採石跡が目立つ。
- ・視点場が湾になっているので、湾に沿って、視対象の眺望範囲を絞ることが可能である。

	
<p>写真 4-2-19-1 視点場候補地 1 : 三木里海水浴場</p>	<p>写真 4-2-19-2 視点場候補地 2 : 三木里海水浴場</p>
	
<p>写真 4-2-19-3 視点場候補地 3 : 三木里海水浴場</p>	<p>写真 4-2-19-4 視対象 : 白い砂浜他(視点場候補地 1 より)</p>
	
<p>写真 4-2-19-5 視対象 : 松原他(視点場候補地 1 より)</p>	<p>写真 4-2-19-6 視対象 : 賀田湾他(視点場候補地 1 より)</p>
	
<p>写真 4-2-19-7 駐車場</p>	

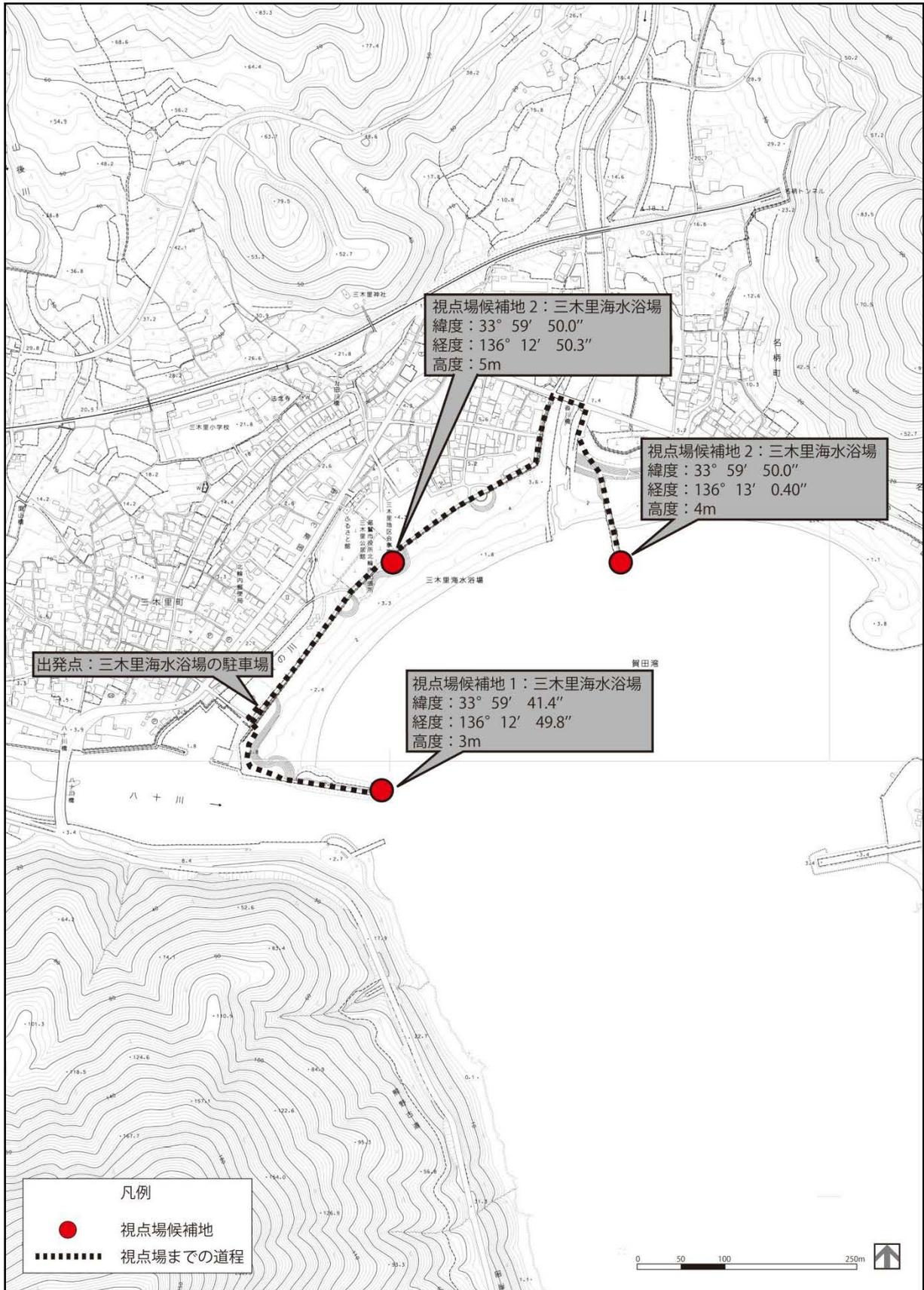


図4-2-19-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

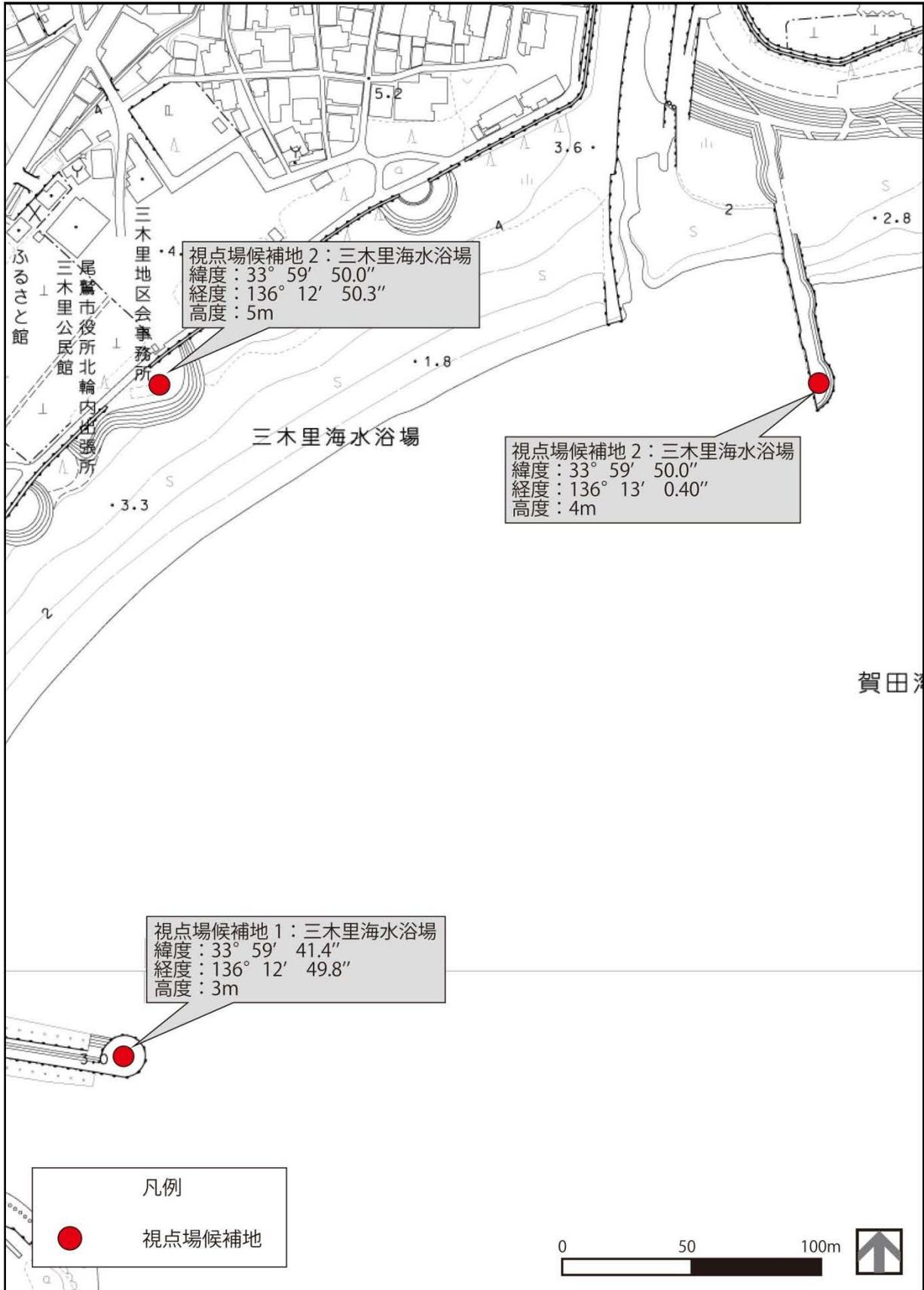


図 4-2-19-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	三木里海水浴場
視対象名称	白い砂浜・松原・賀田湾・紀伊山地

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	○	1
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	×	0
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	◎	2
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	○	1
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	◎	2
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

7 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	◎	2
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	×	0
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

5 / 6

4-2-20 須賀利(普濟寺)

(1) 視点場・視対象の基本データ

視点場：須賀利(普濟寺)「公園内型」

視対象：須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)・尾鷲湾・山々「混合・パノラマ型」

視点場候補地：緯度 34° 6′ 0.0″、経度 136° 16′ 6.4″、高度 20m

(2) 視点場・視対象の特徴と課題

① 駐車場

- ・ 駐車場は尾鷲市立須賀利小学校(休校中)に停めるものであり、今後、視点場として整備する際は、駐車場の整備も合わせて検討する必要がある。

② 駐車場から視点場に向けての道程

- ・ 視点場である普濟寺への案内板は見受けられなかった。
- ・ 普濟寺までは須賀利の漁村を通るので、途中で世古や米寿の手形等を見ることができる。
- ・ 普濟寺までの上り階段が急であるため、高齢者や障がい者の方々には行きづらいものとなっている。

③ 視点場

- ・ 案内板や視対象を解説する案内板は見受けられなかったため、視点場として整備する際は、案内板の整備も合わせて検討する必要がある。
- ・ ベンチ等についても整備されていなかったため、視点場として整備する際は、ベンチ等の整備計画も合わせて検討する必要がある。

④ 視対象

- ・ 須賀利の漁村がよく見え、眺望景観にふさわしい場所である。
- ・ 背景に山々や尾鷲湾も見えるので、合わせて包括的に視対象とすることが必要である。
- ・ 眺望を阻害する草木が存在するので、視点場として整備する際は、定期的に維持管理を行う必要がある。
- ・ 眺望を阻害する建築物及び屋外機器も見受けられた。

	
<p>写真 4-2-20-1 視点場候補地：普濟寺境内</p>	<p>写真 4-2-20-2 視対象：須賀利の漁村・尾鷲湾等</p>
	
<p>写真 4-2-20-3 駐車場所(尾鷲市立須賀利小学校)</p>	<p>写真 4-2-20-4 径路</p>
	
<p>写真 4-2-20-5 世古</p>	<p>写真 4-2-20-6 普濟寺のアプローチ</p>
	
<p>写真 4-2-20-7 普濟寺</p>	<p>写真 4-2-20-8 眺望を阻害する建築物及び屋外機器</p>

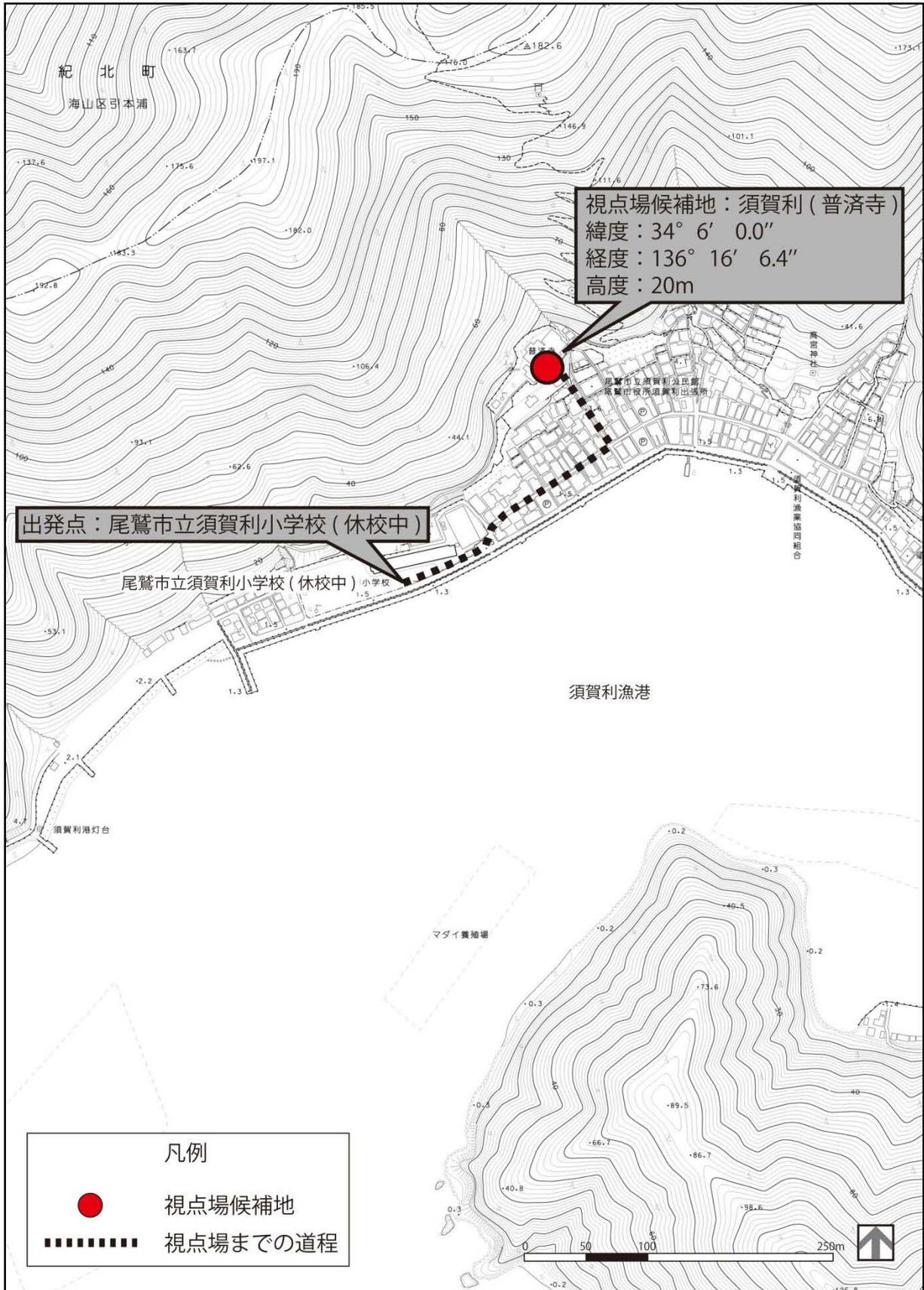


図 4-2-20-1 出発点から視点場候補地までの経路(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

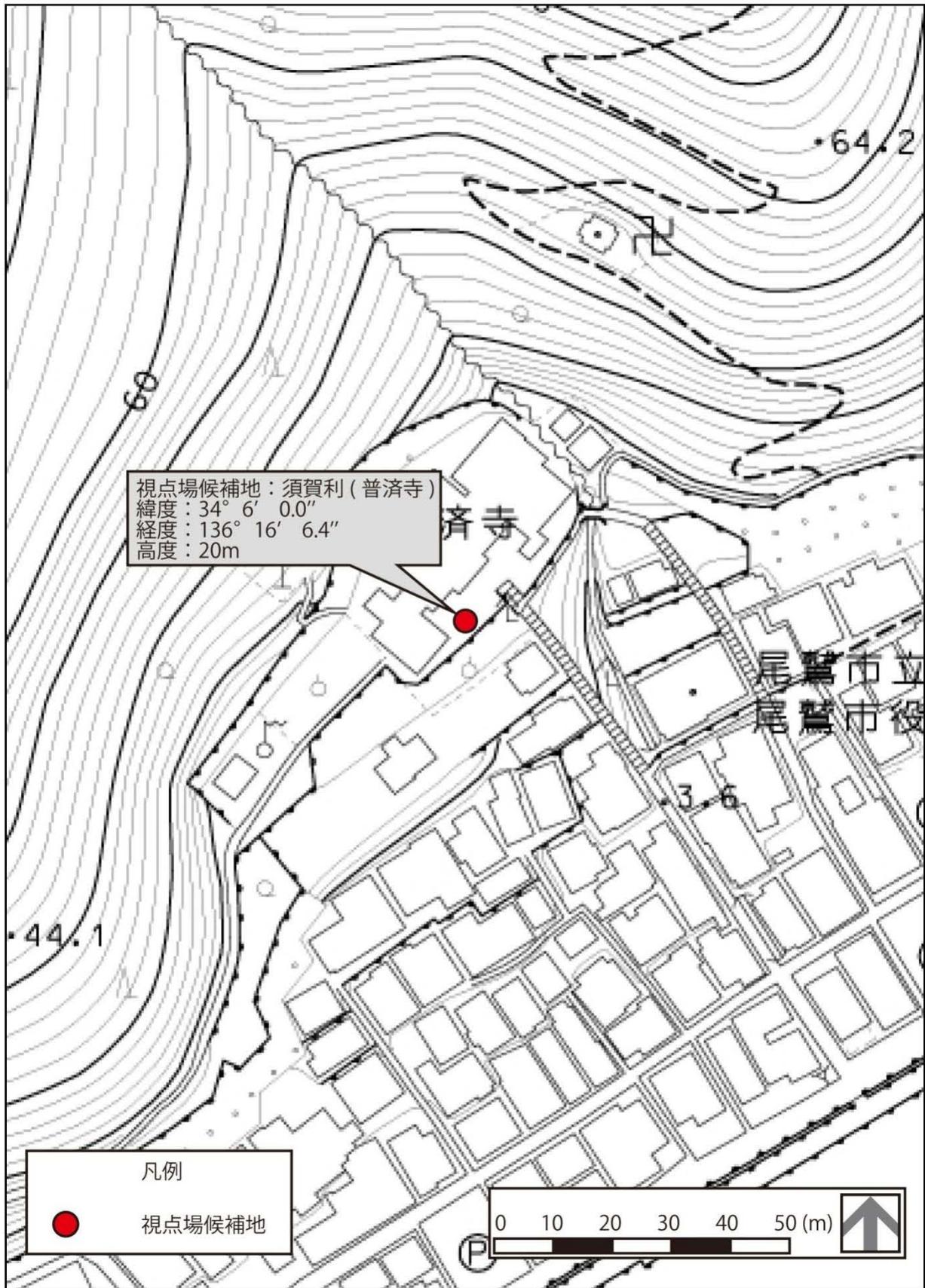


図 4-2-20-2 視点場候補地(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	須賀利(普濟寺)
視対象名称	須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)・尾鷲湾・山々

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。	◎	2
○:県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	○	1
×:視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●設備・施設	チェック	得点
◎:説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。	○	1
○:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×:説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		

●バリアフリー	チェック	得点
◎:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。	×	0
○:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×:車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		

●アクセス度	チェック	得点
◎:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。	○	1
○:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×:駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

6 / 12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。	○	1
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。	×	0
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。	◎	2
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。	-	-
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。	○	1
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

4 / 6

4-2-21 現地調査における眺望景観保全地区候補の精査

現地調査で行った「誇れる視点場・視対象評価シート」における評価結果をまとめたものを表4-2-21-1に示す。

表4-2-21-1 「誇れる視点場・視対象評価シート」における評価結果

No.	視点場名称	視対象名称	評価結果		
			視点場	視対象	合計点
1	荷坂峠(沖見平)	紀伊山地・熊野灘	8/8	5/6	13/14
2	マンボウの丘	紀伊山地・熊野灘	9/12	5/6	14/18
3	ツツト峠(展望台)	紀伊山地・熊野灘	8/8	5/6	13/14
4	サボ鼻水平道(佐甫道)展望台	古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)	6/12	2/6	8/18
5	高塚山展望台	紀伊山地・熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江	5/12	2/6	7/18
6	始神峠展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島	8/8	5/6	13/14
7	古里展望台	熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)・古里海水浴場・市街地	2/12	2/6	4/18
8	道瀬海岸	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)	5/12	2/6	7/18
9	中熊小公園(船越海岸)	熊野灘・天満洞	6/12	3/6	9/18
10	沖見団地	銚子川から海	-	2/6	2/6
11	大敷魚見小屋	熊野灘	3/12	2/6	5/18
12	猪鼻水平道	熊野灘・点在する島々	-	2/6	2/6
13	馬越公園展望台	紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地	8/8	5/6	13/14
14	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)	熊野灘・志摩半島から那智山	8/8	5/6	13/14
15	茜の森	熊野灘・九鬼湾	8/12	5/6	13/18
16	あなじゃ公園	島々・海・日の出(時間指定有り)	5/12	5/6	10/18
17	三木崎遊歩道・三木崎灯台	熊野灘・柱状節理の海食崖	-	4/6	4/6
18	三木峠(展望峰)	熊野灘・三木浦の集落・賀田湾	8/8	5/6	13/14
19	三木里海水浴場	紀伊山地・白い砂浜・松原・賀田湾	7/12	5/6	12/18
20	須賀利(普濟寺)	須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)・尾鷲湾・山々	6/12	4/6	10/18

「10. 沖見団地」、「12. 猪鼻水平道」については、視点場候補地となる場所が特定できなかったことより候補から除外した。「17. 三木崎遊歩道・三木崎灯台」については、視点場である三木崎灯台が施錠してあり立ち入り禁止であること、さらに、三木崎遊歩道の視点場候補地となる場所が特定できなかったことより候補から除外した。

以上より、20箇所から上記の3箇所を除外した17箇所を本研究で取り扱う眺望景観保全地区候補とする。

4-3 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型化

ここでは、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補(17箇所)について類型化を行い、その特徴について明らかにすることを目的とする。

4-3-1 視点場の類型化

視点場は性質の違いから、「熊野古道型」、「展望台型」、「公園内型」、「海岸型」の4つに類型化することができる。以下にその定義を示す。

①熊野古道型

「熊野古道型」とは、世界遺産熊野参詣道伊勢路に設定されている視点場である。

②展望台型

「展望台型」とは、展望台や高台に設定されている視点場である。

③公園内型

「公園内型」とは、公園や境内に設定されている視点場である。

④海岸型

「海岸型」とは、海水浴場や海岸線に設定されている視点場である。

表 4-3-1-1 視点場の類型化の定義

視点場の類型化	定義	該当箇所
熊野古道型	世界遺産熊野参詣道伊勢路に設定されている視点場	6箇所
展望台型	展望台や高台に設定されている視点場	6箇所
公園内型	公園や境内に設定されている視点場	3箇所
海岸型	海水浴場や海岸線に設定されている視点場	2箇所

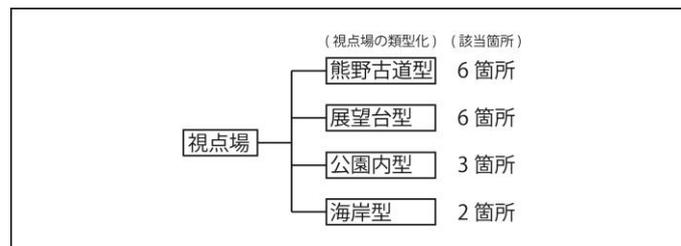


図 4-3-1-1 視点場の類型化

4-3-2 視対象の類型化

視対象は「ランドマーク型」、「パノラマ型」の2つに類型化することができる。

①ランドマーク型

「ランドマーク型」とは、輪郭が明確であり、その地域のシンボルである視対象である。

②パノラマ型

「パノラマ型」とは、視野に広がりがある視対象である。

さらに、視対象は性質の違いから、「自然・ランドマーク型」、「人工・ランドマーク型」、「自然・パノラマ型」、「人工・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の5つに細類型化することができる。以下にその定義を示す。

①自然・ランドマーク型

「自然・ランドマーク型」とは、単体の山等であり、その地域のシンボルである視対象である。

②人工・ランドマーク型

「人工・ランドマーク型」とは、単体の建築物等であり、その地域のシンボルである視対象である。

③自然・パノラマ型

「自然・パノラマ型」とは、複数の山で構成される山並みや海等の自然景観であり、視野に広がりがある視対象である。

④人工・パノラマ型

「人工・パノラマ型」とは、複数の建築物等で構成される集落や市街地景観であり、視野に広がりがある視対象である。

⑤混合・パノラマ型

「混合・パノラマ型」とは、自然景観と集落、市街地景観が混合している景観であり、視野に広がりがある視対象である。

表 4-3-2-1 視対象の種類の定義

視対象の類型化	定義	該当箇所
ランドマーク型	輪郭が明確であり、その地域のシンボルである視対象	0箇所
自然・ランドマーク型	単体の山等であり、その地域のシンボルである視対象	0箇所
人工・ランドマーク型	単体の建築物等であり、その地域のシンボルである視対象	0箇所
パノラマ型	視野に広がりがある視対象	17箇所
自然・パノラマ型	複数の山で構成される山並みや海等の自然景観であり、視野に広がりがある視対象	13箇所
人工・パノラマ型	複数の建築物等で構成される集落や市街地景観であり、視野に広がりがある視対象	0箇所
混合・パノラマ型	自然景観と集落、市街地景観が混合している景観であり、視野に広がりがある視対象	4箇所

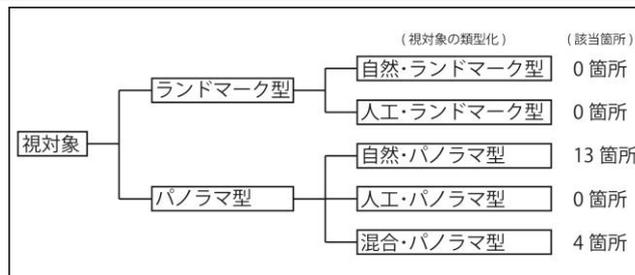


図 4-3-2-1 視対象の種類

4-3-3 眺望景観の類型化

眺望景観は、視点場、視対象の各要素の組み合わせにより、20に類型化でき、そのうち6つが本研究における眺望景観保全地区候補に該当した。以下にその一覧を示す。

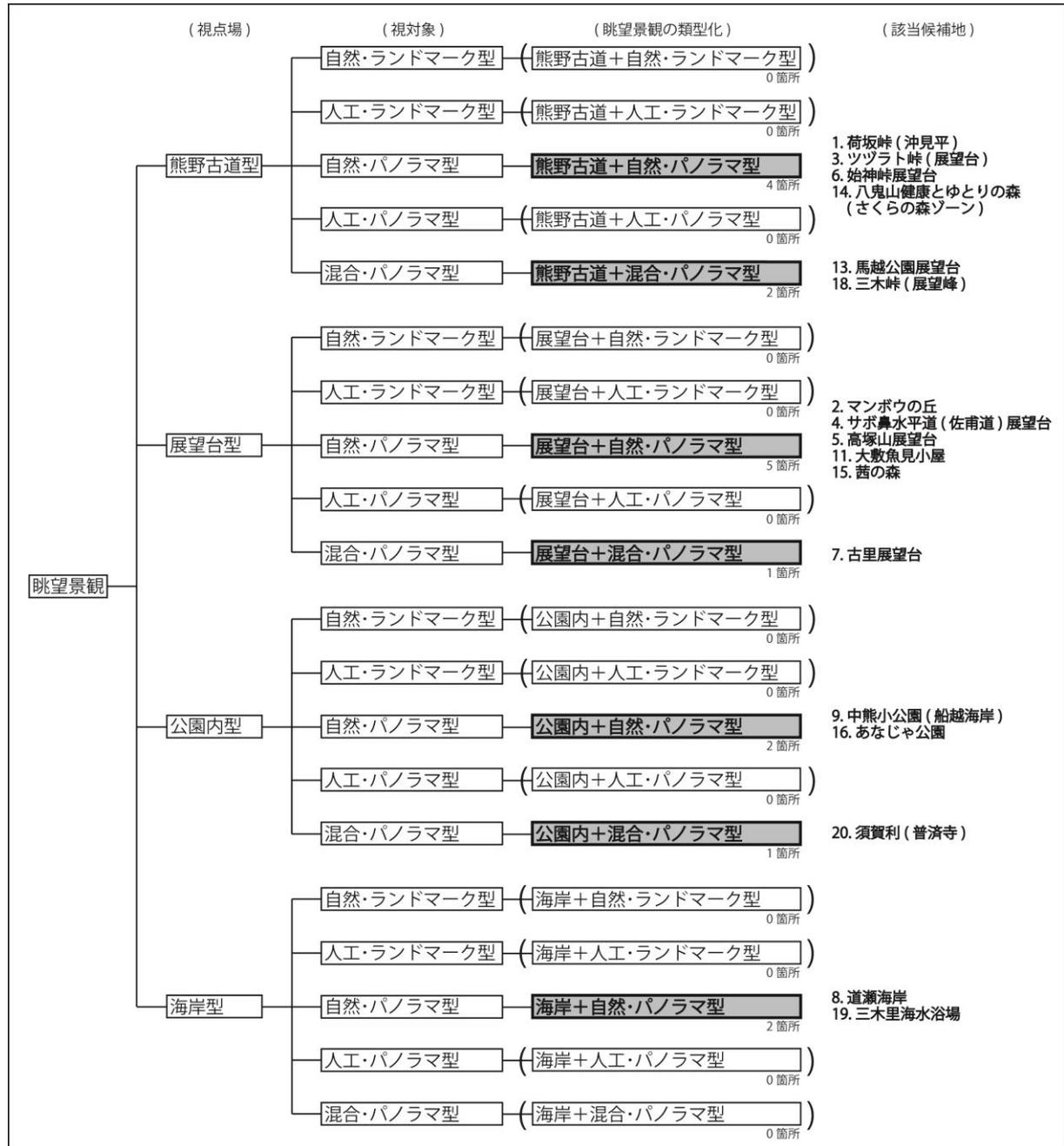


図 4-3-3-1 眺望景観の類型化

表 4-3-3-1 眺望景観の類型化一覧

No.	視点場名称	視対象名称	視点場の類型	視対象の類型	市町
1	荷坂峠(沖見平)	紀伊山地・熊野灘	熊野古道型	自然・パノラマ型	紀北町
2	マンボウの丘	紀伊山地・熊野灘	展望台型	自然・パノラマ型	紀北町
3	ツツラト峠(展望台)	紀伊山地・熊野灘	熊野古道型	自然・パノラマ型	紀北町
4	サボ鼻水平道(佐甫道)展望台	古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)	展望台型	自然・パノラマ型	紀北町
5	高塚山展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島) リアス式海岸の入り江・紀伊山地	展望台型	自然・パノラマ型	紀北町
6	始神峠展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島	熊野古道型	自然・パノラマ型	紀北町
7	古里展望台	熊野灘・点在する島々(紀伊の松島) 古里海水浴場・市街地	展望台型	混合・パノラマ型	紀北町
8	道瀬海岸	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)	海岸型	自然・パノラマ型	紀北町
9	中熊小公園(船越海岸)	熊野灘・天満洞	公園内型	自然・パノラマ型	紀北町
10	沖見団地	銚子川から海	-	-	紀北町
11	大敷魚見小屋	熊野灘	展望台型	自然・パノラマ型	紀北町
12	猪鼻水平道	熊野灘・点在する島々(大小の島々)	-	-	紀北町 尾鷲市
13	馬越公園展望台	紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地	熊野古道型	混合・パノラマ型	尾鷲市
14	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)	熊野灘・志摩半島から那智山	熊野古道型	自然・パノラマ型	尾鷲市
15	茜の森	熊野灘・九鬼湾	展望台型	自然・パノラマ型	尾鷲市
16	あなじや公園	島々・海・日の出(時間指定有り)	公園内型	自然・パノラマ型	尾鷲市
17	三木崎遊歩道・三木崎灯台	熊野灘・柱状節理の海食崖	-	-	尾鷲市
18	三木峠(展望峰)	熊野灘・三木浦の集落・賀田湾	熊野古道型	混合・パノラマ型	尾鷲市
19	三木里海水浴場	白い砂浜・松原・賀田湾・紀伊山地	海岸型	自然・パノラマ型	尾鷲市
20	須賀利(普濟寺)	須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古) 尾鷲湾・山々	公園内型	混合・パノラマ型	尾鷲市

以上の結果より、17箇所の眺望景観を6(理論上は20)に類型化することができる。

視点場の類型化に着目すると、「熊野古道型」が6箇所、「展望台型」が6箇所、「公園内型」が3箇所、「海岸型」が2箇所であり、「熊野古道型」、「展望台型」が大半を占めていることがわかる。

視対象の類型化に着目すると、「自然・パノラマ型」が13箇所、「混合・パノラマ型」が4箇所であり、「自然・パノラマ型」が大半を占めていることが分かり、また、熊野古道地域の眺望景観の特徴として、紀伊山地や熊野灘等の自然景観が主の対象であることがわかる。

眺望景観の類型化に着目すると、「熊野古道+自然・パノラマ型」が4箇所、「熊野古道+混合・パノラマ型」が2箇所、「展望台+自然・パノラマ型」が5箇所、「展望台+混合・パノラマ型」が1箇所、「公園内+自然・パノラマ型」が2箇所、「公園内+混合・パノラマ型」が1箇所、「海岸+自然・パノラマ型」が2箇所であり、「展望台+自然・パノラマ型」、「熊野古道+自然・パノラマ型」が大半を占めていることがわかる。

4-4 小括

(1) 20箇所における眺望景観保全地区候補の現地調査

20箇所における眺望景観保全地区候補の現地調査より明らかとなった問題点について以下に示す。

- ①駐車場の未整備
- ②駐車場から視点場への経路を示した案内板の未整備及び管理不足
- ③駐車場から視点場への経路の未整備及び管理不足
- ④視点場における案内板(視点場自体を解説した案内板や視対象を解説した案内板等)の未整備
- ⑤視点場における眺望を阻害する樹木及び草木の伐採等の維持管理不足

以上の問題点についても考慮し、第5章では熊野古道地域における眺望景観保全制度について提案を行う。

(2) 熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型化

熊野古道地域における眺望景観保全地区候補について視点場の類型化では「熊野古道型」、「展望台型」、「公園内型」、「海岸型」の4つに類型化することができた。視対象の類型化では、まず「ランドマーク型」、「パノラマ型」の2つに類型化することができ、さらにその性質の違いから「自然・ランドマーク型」、「人工・ランドマーク型」、「自然・パノラマ型」、「人工・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の5つに細類型化することができた。また、眺望景観の類型化では、視点場、視対象の各要素の組み合わせにより、20に類型化することができ、本研究では、そのうちの6つが該当した。

以上を踏まえて、熊野古道地域の眺望景観の特徴として、紀伊山地や熊野灘等の自然景観が主の対象であることが明らかとなった。

第5章 熊野古道地域における眺望景観保全制度の提案

- 5-1 眺望景観保全制度を定める意義
- 5-2 熊野古道地域における眺望景観保全制度の枠組み
- 5-3 視点場・視対象の選定
- 5-4 視点場の設定
- 5-5 視対象・眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定
- 5-6 眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準
- 5-7 視点場の整備・周知に関する基本方針
- 5-8 小括

第5章 熊野古道地域における眺望景観保全制度の提案

本章では、第4章までの調査分析を基に、熊野古道地域における眺望景観保全制度について提案することを目的とする。

5-1 眺望景観保全制度を定める意義

眺望景観保全制度を定める意義として大きく以下の2点が考えられる。

まず第1点目として、眺望景観に悪影響を及ぼす建築・開発行為を抑制することができ、地域のシンボルである良好な眺望景観を保全することが可能になることである。地域の良好な眺望景観を保全することは、地域資源の継承に繋がると考えられる。

次に第2点目として、地域のブランド化を図ることが可能になることである。各自治体の景観計画において眺望景観保全制度を定めることにより、眺望景観を地域の新たな観光資源として保全・活用することが可能であり、眺望景観を有する地域をブランド化することに繋がると考えられる。眺望景観を保全し、観光まちづくり等へ活用することで、交流人口の増加や地域活性化を促すことが可能であると考えられる。また、地域をブランド化する過程において、地域住民が地域の歴史や地域資源を再認識することも可能となり、共有の財産としての認識が広がり、保全の意識が高まることも考えられる。

熊野古道地域においては、大都市圏から離れており、建築・開発行為が頻繁に行われる地域ではないが、眺望景観の特徴として紀伊山地や熊野灘等の自然景観が主な視対象であり、眺望景観保全制度を定める意義として、良好な眺望景観の保全が可能になることに加えて、地域のブランド化を図り、交流人口の増加や地域活性化を促すことが考えられる。

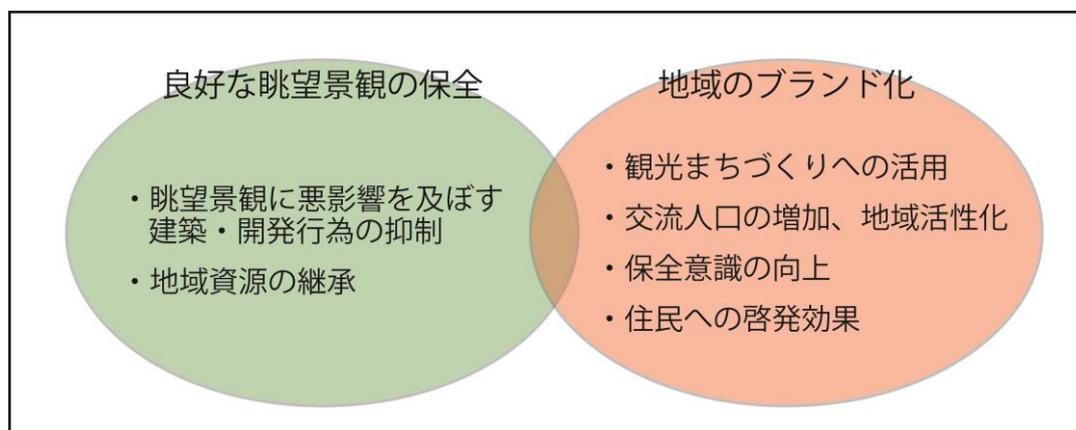


図 5-1-1 眺望景観保全制度を定める意義

5-2 熊野古道地域における眺望景観保全制度の枠組み

熊野古道地域における眺望景観保全制度は、「STEP1：視点場・視対象の選定」、「STEP2：視点場の設定」、「STEP3：視対象の設定」、「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」、「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」、「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」の6段階で構成されている。

「STEP1：視点場・視対象の選定」では、「主要な視点場・視対象評価シート」、「誇れる視点場・視対象評価シート」を用いた選定方法を提案する。

「STEP2：視点場の設定」では、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型に該当した「熊野古道型」、「展望台型」、「公園内型」、「海岸型」の4つの類型ごとに設定方法を提案する。

「STEP3：視対象の設定」では、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の類型に該当した「自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の2つの類型を基本とし、さらに「自然・パノラマ型(仰観)」、「自然・パノラマ型(俯瞰)」、「自然・パノラマ型(360°)」、「ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型(俯瞰)」に分け、これら5つの類型ごとに設定方法を提案する。

「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」では、視対象が「自然・パノラマ型(仰観)」、「ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型」の場合は、「標高保全地区」、「近景保全地区」、「中景保全地区」の3つの眺望景観保全地区及びそれぞれに対応する眺望景観保全基準を提案し、視対象が「自然・パノラマ型(俯瞰)」、「自然・パノラマ型(360°)」、「混合・パノラマ型(俯瞰)」の場合は、「近景保全地区」、「中景保全地区」の2つの眺望景観保全地区及びそれぞれに対応する眺望景観保全基準を提案する。

「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」では、「届出対象行為」、「標高高さの計測方法」、「景観計画への適合確認方法」について提案する。

「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」では、「視点場の整備」、「眺望景観保全の周知」について提案する。

なお、「STEP3：視対象の設定」、「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」は上記で示した視対象の5つの類型ごとに提案を行うため、4-5でまとめて提案を行う。

※視対象の類型には、他に「自然・ランドマーク型」、「人口・ランドマーク型」、「人工・パノラマ型」が存在するが、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補には該当するものがなかったため、提案からは除外する。また、「混合・パノラマ型(仰観)」についても、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補には該当するものがなかったため、提案からは除外する。

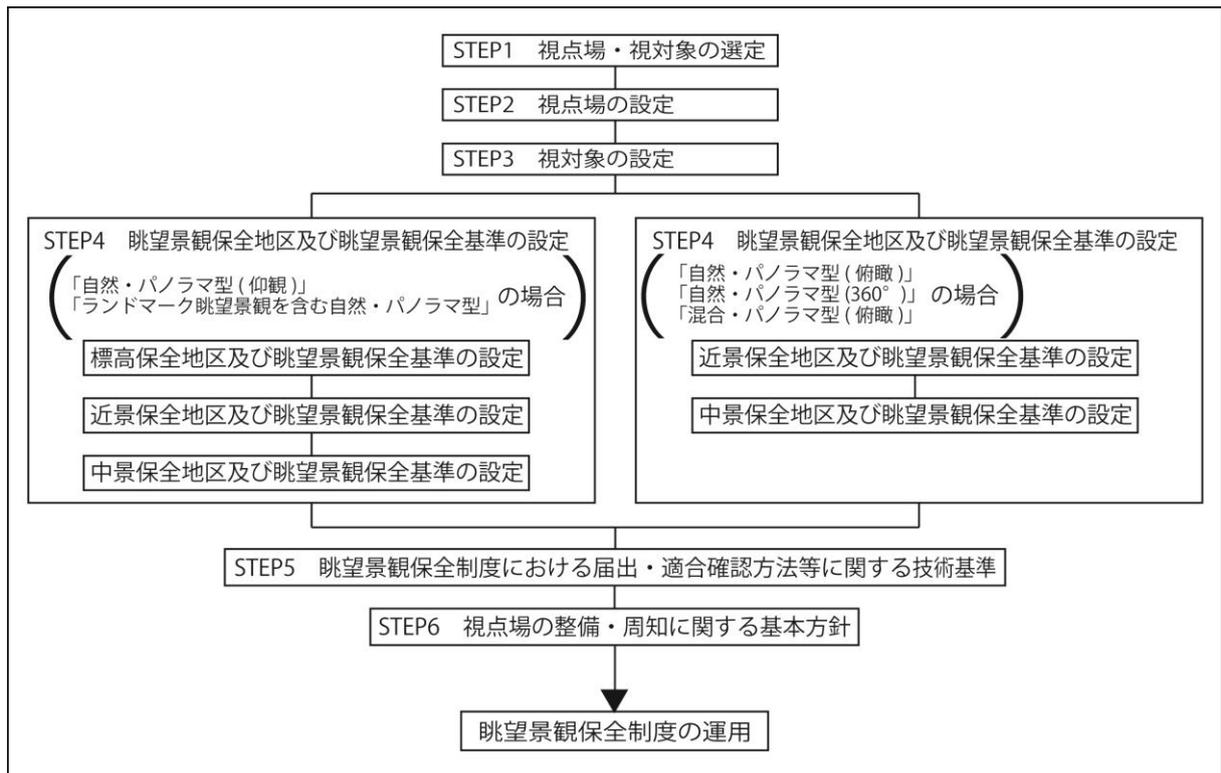


図 5-2-1 熊野古道地域における眺望景観保全制度の枠組み

5-3 視点場・視対象の選定

視点場・視対象の選定は、2段階の方法により選定することを提案する。

まず、「主要な視点場・視対象評価シート」を用いて評価を行い、その選定基準において、多くの項目を満たすものを「主要な視点場・視対象」として選定する。（なお、今回の研究では、全7項目中5項目以上を満たすものを「主要な視点場・視対象」として選定した。）

次に「主要な視点場・視対象」として選定された眺望景観について、より詳細な選定基準を設けた「誇れる視点場・視対象評価シート」を用いて評価を行い、評価の高いものを優先的に眺望景観保全地区として位置づけるため、「誇れる視点場・視対象」として選定する。

なお、視点場・視対象の選定は市民意見を反映させることが望ましいと考えられるため、市民に広く公開されている観光パンフレットやホームページ等を含む資料文献等調査及び現地調査により行うこととする。

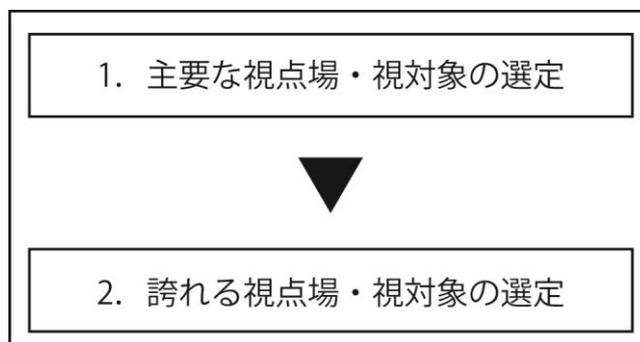


図 5-3-1 視点場・視対象の選定の流れ

(1) 主要な視点場・視対象の選定

「主要な視点場」とは、視対象を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人々が自由に立ち入ることができ、視点場付近に阻害要因がなく、視線を遮られずに眺望できる場所とする。

「主要な視対象」とは、海・山等の豊かな自然的景観、街道・まち並み等の歴史・文化的景観、また、地域の産業等の社会・経済的景観など、長い年月を経て、培われてきた良好な景観とする。

(i) 主要な視点場の選定基準

主要な視点場は、①認知度、②公開度、③アクセス度、④安全度、⑤場所、の5つの基準により選定を行う。以下に、5つの基準の内容を示す。

①認知度

景勝地や夜景スポット等として観光パンフレットやインターネットで紹介されている場所だけでなく、有名でなくても市町が推薦する場所を含むこととする。

②公開度

不特定多数の人々が立ち入り可能であることとする。ただし、施設の管理上の都合で閉鎖日時があってもかまわないこととする。

③アクセス度

徒歩、車等で比較的容易にアクセスできることとする。最寄りの公共交通機関等の駅等、駐車場、駐車スペースから徒歩で視点場までの移動時間(徒歩所要時間)が概ね15分(1.2km)以内であることとする。

④安全度

視点場及び最寄りの公共交通機関等の駅等、駐車場、駐車スペースから視点場までの経路の安全が確保又は危険を感じさせないこととする。

⑤場所

「主要な視点場」として、展望台、道路、公園、橋梁等の公共の場所のうち、良好な景観を見下ろすことができる小高い丘の上の公園や展望台、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや広場等で、人が立ち止まって眺望できる場所とする。

なお、本研究では自動車や電車等の車窓からの眺望は選定対象外とする。

(ii) 主要な視対象の選定基準

主要な視対象は、①景観特性、②認知度、の2つの基準により選定を行う。以下に、2つの基準の内容を示す。

①景観特性

自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観のいずれかを含むこととする。

②認知度

景勝地や夜景スポット等として観光パンフレットやインターネットで紹介されている場所だけでなく、有名でなくても市町が推薦する場所を含むこととする。

主要な視点場・視対象評価シート

視点場名称:	
視対象名称:	
視点場と視対象の区分:	

《視点場》

●認知度

景勝地や夜景スポット等として観光パンフレットやインターネットで紹介されている場所だけでなく、有名でなくても市町が推薦する場所を含むこととする。	有	無
---	---	---

●公開度

不特定多数の人々が立ち入り可能であることとする。ただし、施設の管理上の都合で閉鎖日時があってもかまわないこととする。	有	無
--	---	---

●アクセス度

徒歩、車等で比較的容易にアクセスできることとする。最寄りの公共交通機関等の駅等、駐車場、駐車スペースから徒歩で視点場までの移動時間(徒歩所要時間)が概ね15分(1.2km)以内であることとする。	有	無
---	---	---

●安全度

視点場及び最寄りの公共交通機関等の駅等、駐車場、駐車スペースから視点場までの経路の安全が確保、または危険を感じさせないよう安全対策がなされていることとする。	有	無
--	---	---

●場所

良好な景観を見下ろすことができる小高い丘の上の公園や展望台、見渡したり、見上げることができる道路沿いのパーキングや広場等で、立ち止まって眺望することができる場所であることとする。	有	無
---	---	---

《視対象》

●景観特性

景観要素に自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観のいずれかを含むこととする。	有	無
--	---	---

●認知度

景勝地や夜景スポット等として観光パンフレットやインターネットで紹介されている場所だけでなく、有名でなくても市町が推薦する場所を含むこととする。	有	無
---	---	---

(2) 誇れる視点場・視対象の選定

続いて「主要な視点場・視対象」の中から、「誇れる視点場・視対象の選定」を行う。

「誇れる視点場」とは、「主要な視点場」の内、三重県を代表する特に重要な景観を眺望できる視点場であり、将来に向けて良好な眺望景観を保全していくため、新たなガイドラインの策定や三重県景観計画の変更等により、眺望景観の保全や創出につながるよう取り組むべき視点場とする。

「誇れる視対象」とは、「主要な視対象」の内、自然や歴史・文化的な背景があるなど三重県を代表する特に重要な景観とする。

(i) 誇れる視点場の選定基準

誇れる視点場は、①歴史、②法的保護、③重要度、④住民活動、⑤設備・施設、⑥バリアフリー、⑦アクセス度、の7つの基準により選定を行う。以下に、7つの基準の内容を示す。

①歴史

地域史等の文献等^(※1)に歴史・文化的な背景、由来や口承文化等の記述があり、人との繋がりや信仰の対象となっていること等が説明できる場所であることとする。

歴史・文化的な背景、位置づけや由来のあるものを1点、歴史・文化的な背景、位置づけや由来のないものを0点とする。

②法的保護

史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園・国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例等の指定により保護の対象となっている場所であることとする。

文化財保護法や自然公園法等により国の保護対象となっているものを2点、文化財保護法や自然公園法、条例等により県又は市町の保護対象となっているものを1点、保護対象となっていないものを0点とする。

③重要度

景勝地や観光スポット等で県民、地域住民^(※2)や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観を眺望できる場所であり、保全する必要のあることとする。

景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観であるものを2点、景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観であるものを1点、景勝地や観光スポットではないものを0点とする。

④住民活動

視点場周辺において地域住民等^(※2)により、清掃やボランティアガイド等の景観まちづくり活動が行われていることとする。

景観まちづくり活動が行われているものを1点、景観まちづくり活動が行われていないものを0点とする。

⑤設備・施設

視対象の説明や視点場までの経路等を記載した説明サイン（案内板）やベンチ、トイレ等が設置されていることとする。

説明サイン（経路及び景観）、トイレやベンチ等が設置されているものを2点、説明サイン（経路及び景観）、トイレ、ベンチ等のうちどれか1つ以上が設置されているものを1点、説明サイン（経路及び景観）、トイレ、ベンチ等の設備が設置されていないものを0点とする。

⑥バリアフリー

設備・施設面において、スロープや障がい者用トイレが設置されている等お年寄りやからだの不自由な人のために、車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗等を介護する仕組みがあることとする。

車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗等を介護する仕組みがありスロープや障がい者用トイレ等が設置されているものを2点、車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗等を介護する仕組みはないがスロープや障がい者用トイレ等が設置されているものを1点、車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗等を介護する仕組みがなくスロープや障がい者用トイレ等も設置されていないものを0点とする。

⑦アクセス度

都市公園法による街区公園の誘致距離、近隣公園の誘致距離と同等程度であり徒歩で比較的容易にアクセスできることとする。

最寄りの公共交通機関等の駅等、駐車場、駐車スペースから視点場までの移動距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満であるものを2点、近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満であるものを1点、500m以上のものを0点とする。

※1 地域史等の文献等

地方公共団体により発行された市町史や学会・協会等により発行された地域史等の文献

※2 地域住民

視点場が所在する市町及び隣接する市町に居住、通勤・通学をされている住民を言うこととする。

(ii) 誇れる視対象の選定基準

誇れる視対象は、①歴史、②法的保護、③重要度、④住民活動、⑤選定、の5つの基準により選定を行う。以下に、5つの基準の内容を示す。

①歴史

地域史等の文献等^(※1)に歴史・文化的な背景、由来や口承文化等の記述があり、人との繋がりや信仰の対象となっていること等が説明できることとする。

歴史・文化的な背景、位置づけや由来のあるものを1点、歴史・文化的な背景、位置づけや由来のないものを0点とする。

②法的保護

史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園・国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例等の指定により保護の対象となっていることとする。

文化財保護法や自然公園法等により国の保護対象となっているものを2点、文化財保護法や自然公園法、条例等により県又は市町の保護対象となっているものを1点、保護対象となっていないものを0点とする。

③重要度

景勝地や観光スポット等で県民、地域住民^(※2)や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観であり、保全する必要のあることとする。

景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観であるものを2点、景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観であるものを1点、景勝地や観光スポットではないものを0点とする。

④住民活動

視対象周辺において地域住民等^(※2)により、清掃やボランティアガイド等の景観まちづくり活動が行われていることとする。

景観まちづくり活動が行われているものを1点、景観まちづくり活動が行われていないものを0点とする。

⑤選定

「日本の夕陽百選」等の景観に関する100選等、国や公的調査機関等により選定されていることとする。

国や公的調査機関等により選定されているものを1点、選定されていないものを0点とする。

※1 地域史等の文献等

地方公共団体により発行された市町史や学会・協会等により発行された地域史等の文献

※2 地域住民

視対象が所在する市町及び隣接する市町に居住、通勤・通学をされている住民を言うこととする。

なお、視点場が「熊野古道型」の眺望景観は、視点場の評価項目である「バリアフリー」、「アクセス度」については、評価対象外とする。

また、視対象が「パノラマ型」の眺望景観は、視対象の評価項目である「住民活動」については、視対象に広がりがあり、住民活動を行っているのか判断が困難であるため、評価対象外とする。

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

《視点場》

●歴史	チェック	得点
◎: 地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる		
×: 地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		
●法的保護	チェック	得点
◎: 史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。		
○: 史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×: 法律による保護の対象となっていない。		
●重要度	チェック	得点
◎: 県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
○: 県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する景勝地や観光スポット等である。		
×: 景勝地や観光スポットではない。		
●住民活動	チェック	得点
○: 視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。		
×: 視点場周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。		
●設備・施設	チェック	得点
◎: 説明サイン(経路及び景観)、トイレやベンチなどが設置されている。		
○: 説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備のうちどれか1つ以上が設置されている。		
×: 説明サイン(経路及び景観)、トイレ、ベンチなどの設備が設置されていない。		
●:バリアフリー	チェック	得点
◎: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがあり、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
○: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みはないが、スロープや身体障害者用のトイレなどが設置されている。		
×: 車椅子等での移動や自動車等から車椅子への移乗などを介助する仕組みがなく、スロープや身体障害者用のトイレなども設置されていない。		
●アクセス度	チェック	得点
◎: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が街区公園の誘致距離と同等程度の250m未満である。		
○: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が近隣公園の誘致距離と同等程度の500m未満である。		
×: 駐車場、公共交通機関最寄の停留所から視点場までの距離が500m以上である。		

合計点

/12

誇れる視点場・視対象評価シート

◎:2 ○:1 ×:0

視点場名称	
視対象名称	
視点場と視対象の区分	

《視対象》

●歴史	チェック	得点
○:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できる。		
×:地域史等の歴史文献などで、歴史・文化的な背景、位置づけ、由来などが説明できない。		

●法的保護	チェック	得点
◎:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法などにより国の保護対象となっている。		
○:史跡、名勝等の文化財保護法や国立公園、国定公園等の自然公園法、地方公共団体の条例などにより県または市町の保護対象となっている。		
×:法律による保護の対象となっていない。		

●重要度	チェック	得点
◎:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれており、県を代表する良好な景観である。		
○:景勝地や観光スポット等で県民、地域住民等や来訪者等に親しまれている、又は、県を代表する良好な景観である。		
×:景勝地や観光スポットではない。		

●住民活動	チェック	得点
○:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれている。		
×:視対象周辺において地域住民等による清掃、ボランティアガイドなどの景観まちづくり活動がおこなわれていない。		

●選定	チェック	得点
○:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されている。		
×:「日本の夕日百選」などの景観に関する100選など国や公的調査機関などにより選定されていない。		

合計点

/7

5-4 視点場の設定

5-4-1 視点場の設定に関する基本的な考え方

視点場の詳細な位置は、視対象を最も良好に眺望できる場所とし、「熊野古道型」、「展望台型」、「公園内型」、「海岸型」の4つの類型ごとに設定方法を検討する。その際、視点場の位置は、GPSを用い座標(緯度・経度・標高)で示す。なお、視点場の設定で用いる数値は、眺望景観保全制度の運用面を考慮し、キリの良い数値を用いることを基本とし、基準点等からの水平距離に関しては1.0mもしくは0.5mを用い、高さに関しては日本人の平均身長を基に1.5mを用いる。

5-4-2 座標(緯度・経度・標高)の計測方法

「視点場の設定」及び「視対象の設定」を行う際には、視点場や基準点の座標(緯度・経度・標高)の計測を行う必要がある。座標(緯度・経度・標高)を計測する方法として、GPSを用いることを基本とする。GPSを用いる場合は、計測を行う地点において数回に分けて計測を行い、近似値を求めることが望ましい。また、山中等の実際に現地へ行って計測を行うことが困難な場所においては、地図データ等を用いて、近似値を代用することが望ましい。

5-4-3 熊野古道型

①視点場としてふさわしい場所を一箇所に特定できる場合

(a) 視対象に向かって設置されている施設(展望施設等)が存在する場合

視対象に向かって設置されている施設(展望施設、東屋等)が存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における展望台床面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：13. 馬越公園展望台、14. 八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)

(b) 視対象と関連性が高い場所が存在する場合

視点場に視対象と関連性が高い場所(視点場・視対象に関する説明が書かれている案内板等)が存在する場合、その正面から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：3. ツヅラト峠(展望台)

(c) 視対象に向かって設置されているベンチが存在する場合

視対象に向かって設置されているベンチが存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：1. 荷坂峠(沖見平)、6. 始神峠展望台、18. 三木峠(展望峰)

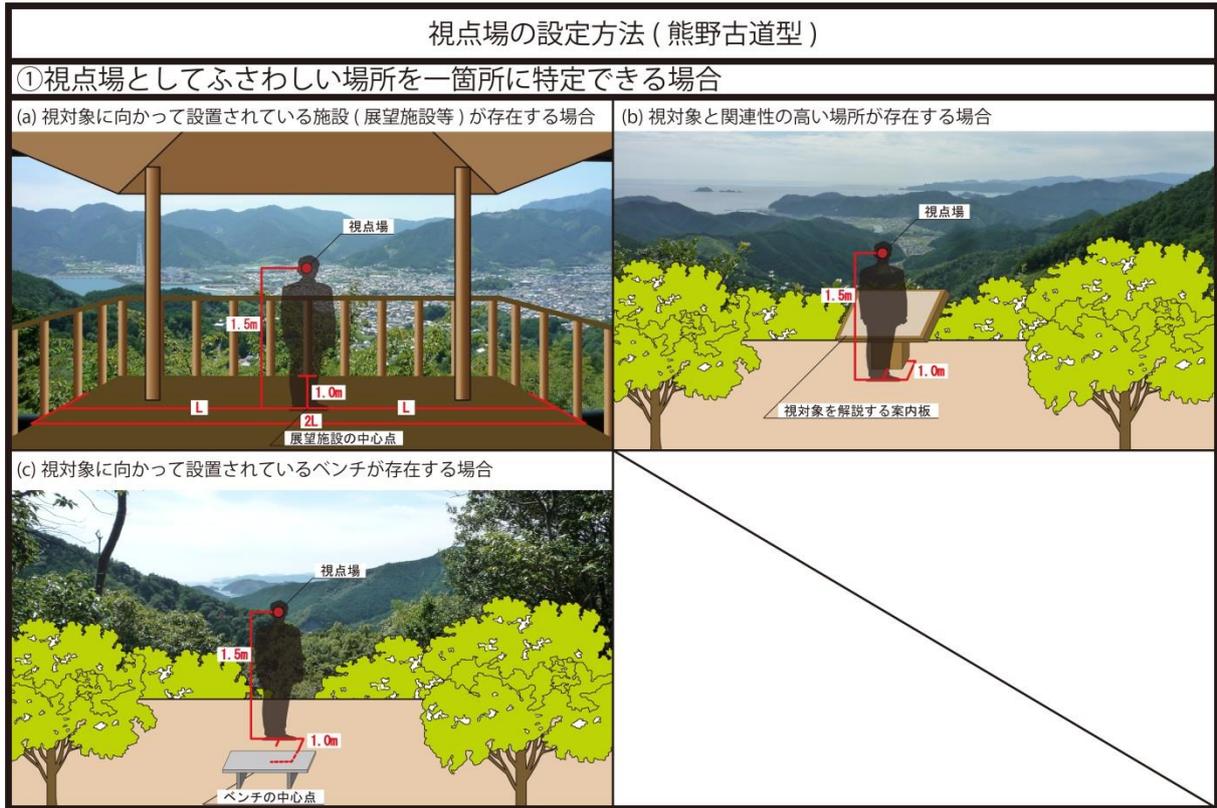


図 5-4-3-1 視点場の設定方法のイメージ (熊野古道型)

5-4-4 展望台型

①視点場としてふさわしい場所を一箇所に特定できる場合

(a) 視対象に向かって設置されている施設(展望施設等)が存在する場合

視対象に向かって設置されている施設(展望施設、東屋等)が存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における展望台床面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：4. サボ鼻水平道(佐甫道)展望台、7. 古里展望台、15. 茜の森

②中心点を特定しやすい場合

中心点を特定しやすい(展望地や高台等)場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：2. マンボウの丘、11. 大敷魚見小屋

③視点場から視対象が360°眺望できる場合

(a) 展望施設の中心点が特定しやすい場合

視点場から視対象が360°眺望できる展望施設で、その中心点が特定しやすい場合は、その中心点の位置(緯度、経度)における展望台床面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

(b) 基準となるもの(案内プレート等)が存在する場合

視点場から視対象が360°眺望できる展望施設で、かつ、その中心が階段室等となっており、その位置に視点場を設定することが困難であるが、各方位を示した案内プレート等の基準となるものが存在し、それらの前から良好な眺望景観を望むことができる場合は、その案内プレートの中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における展望台床面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：5. 高塚山展望台

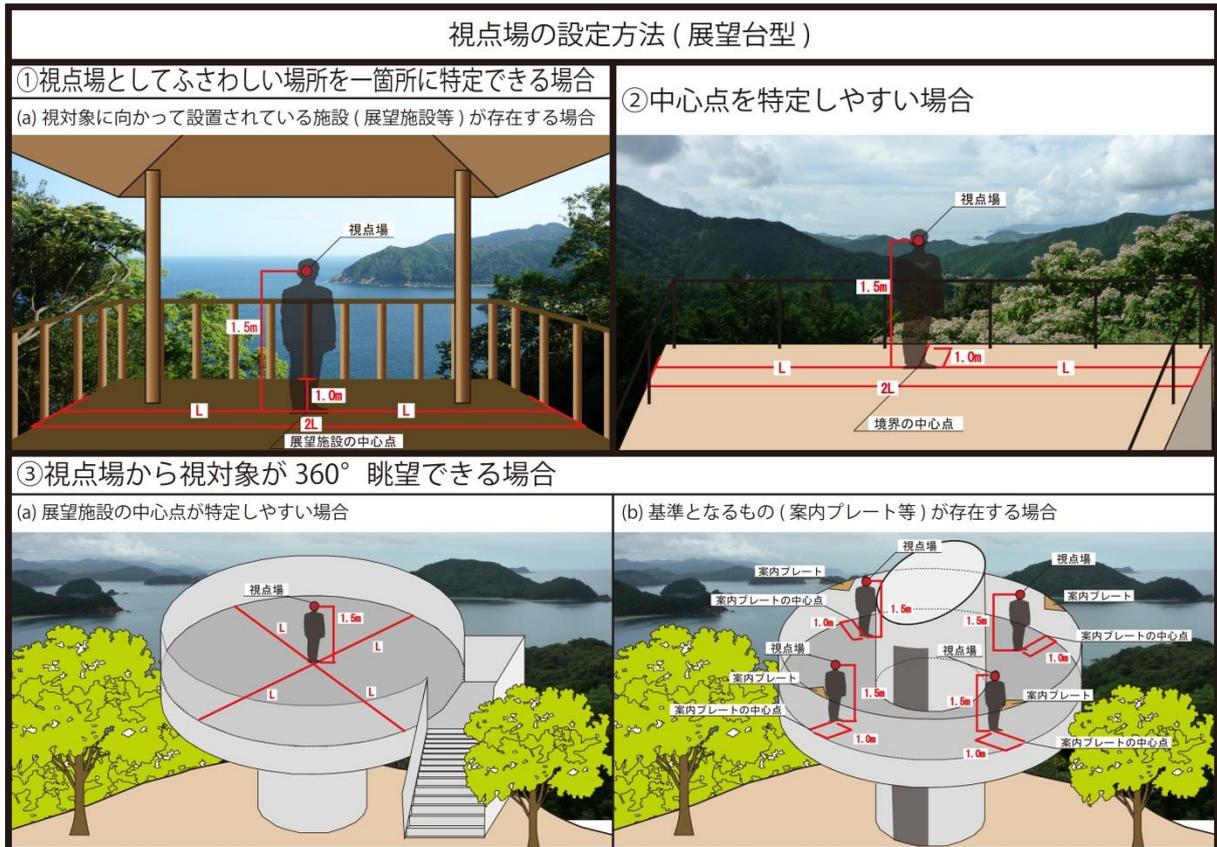


図 5-4-4-1 視点場の設定方法のイメージ (展望台型)

5-4-5 公園内型

①視点場としてふさわしい場所を一箇所に特定できる場合

(a) 視対象に向かって設置されている施設(展望施設等)が存在する場合

視対象に向かって設置されている施設(展望施設、東屋等)が存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：なし

(b) 視対象に向かって設置されているベンチが存在する場合

視対象に向かって設置されているベンチが存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：9. 中熊小公園(船越海岸)

②中心点を特定しやすい場合

中心点を特定しやすい(公園や境内等)場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：16. あなじゃ公園

③樹木等の阻害要因が存在し、中心点に視点場を設定することが困難な場合

樹木等の阻害要因が存在し、②の方法で中心点に視点場を設定することが困難であるが、 $1/3$ や $2/3$ (分母、分子にキリの良い数値を用いる)等の値を用い、境界を区切り、場所を特定することで良好な眺望景観を望むことができる(公園や境内等)場合、視対象側の境界の $1/3$ や $2/3$ (分母、分子にキリの良い数値を用いる)等の位置から、水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：20. 須賀利(普濟寺)

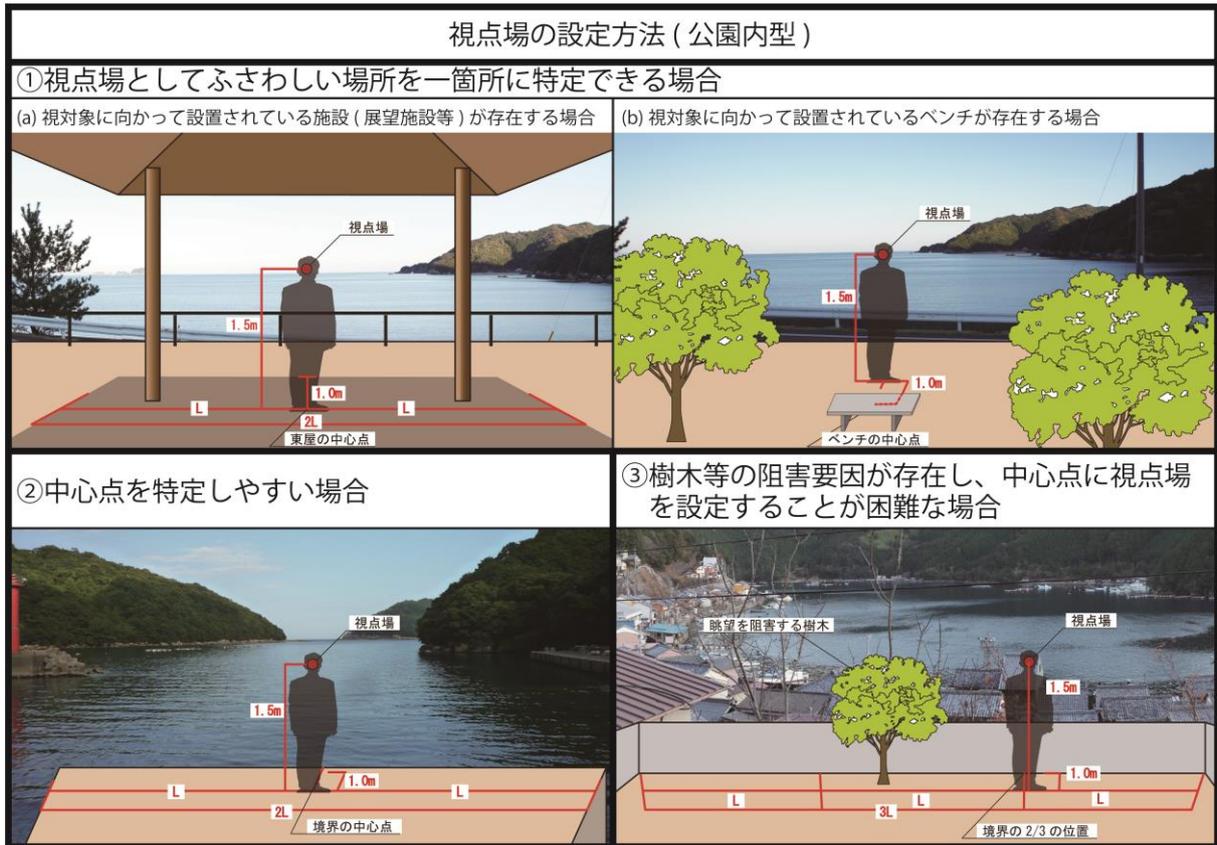


図 5-4-5-1 視点場の設定方法のイメージ (公園内型)

5-4-6 海岸型

①視点場としてふさわしい場所を一箇所に特定できる場合

(a) 視対象に向かって設置されている施設(展望施設等)が存在する場合

視対象に向かって設置されている施設(展望施設、東屋等)が存在する場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：19. 三木里海水浴場

②中心点を特定しやすい場合

中心点を特定しやすい(展望地や高台等)場合、視対象に向かって、視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：8. 道瀬海岸

③視点場から視対象が360°眺望できる場合

(a) 展望地の中心点が特定しやすい場合

視点場から視対象が360°眺望できる展望地が存在し、その中心点が特定しやすい場合は、その中心点の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

該当箇所：19. 三木里海水浴場

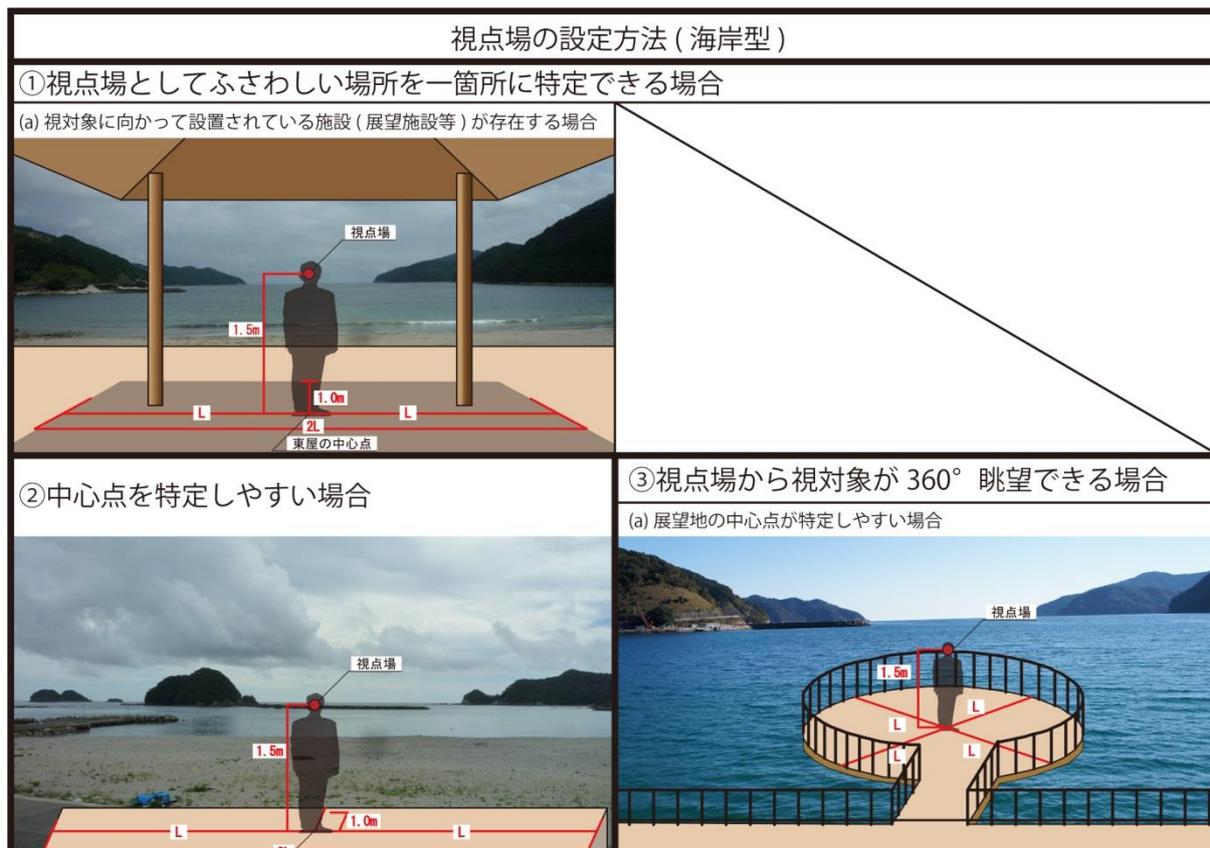


図 5-4-6-1 視点場の設定方法のイメージ (海岸型)

5-5 視対象・眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

5-5-1 視対象・眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定に関する基本的な考え方

視対象・眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定は、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補に該当した「自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の2つの類型を基本とし、さらに、視対象への視角の違いや眺望景観の方向、ランドマーク眺望景観の有無により、「自然・パノラマ型(仰観)」、「自然・パノラマ型(俯瞰)」、「自然・パノラマ型(360°)」、「ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型(俯瞰)」に分け、これら5つの類型ごとに提案を行う。なお、視対象への視角の違いや眺望景観の方向により、視対象の範囲を決定する基準点の設定方法が異なることから、「パノラマ型(仰観)」、「パノラマ型(俯瞰)」、「パノラマ型(360°)」ごとに基本的な考え方を示す。

①「パノラマ型(仰観)」の基準点の設定に関する基本的な考え方

パノラマ型(仰観)の基準点の設定では、図5-3-4-1に示すように視対象の標高(H[m])から視点場の標高(h[m])を引いた範囲(H-h[m])を視対象の景観範囲とし、この範囲における景観の1/2以上(分母、分子にキリの良い数値を使用し、1/2、2/3以上等)が確保できることを基本とし、基準点の座標(緯度、経度、標高)を設定する。

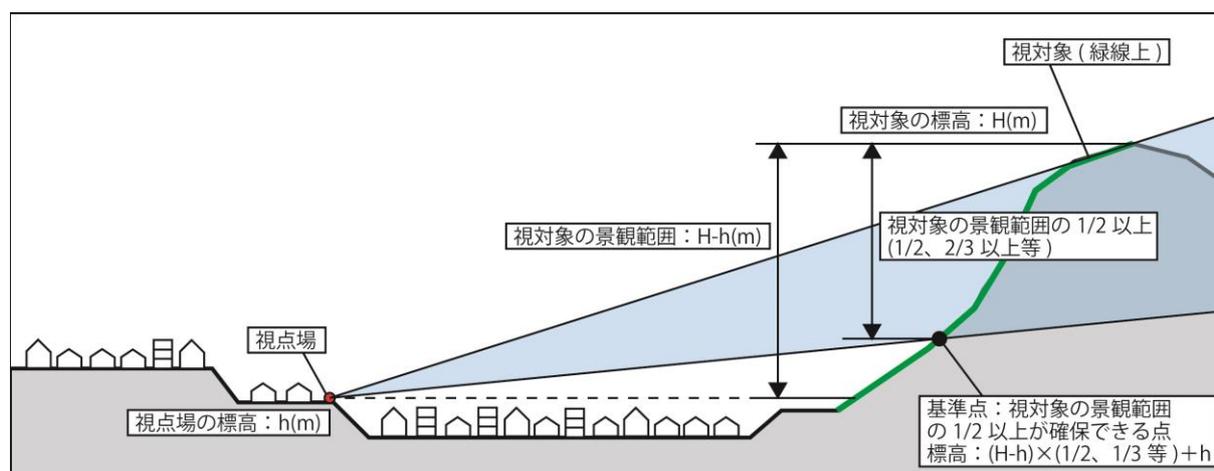


図5-3-4-1 パノラマ型(仰観)の基準点の設定に関する基本的な考え方

②「パノラマ型(俯瞰)」の基準点の設定に関する基本的な考え方

パノラマ型(俯瞰)の基準点の設定では、図5-3-4-2に示すように視対象の景観範囲を含むことを基本とし、指標となる要素(山の山頂等)に基準点の座標(緯度・経度・標高)を設定する。

※基準点の座標は、あくまで眺望景観保全地区の範囲を決定するものであるため、眺望景観保全地区を設定する際には、標高は用いないこととする。

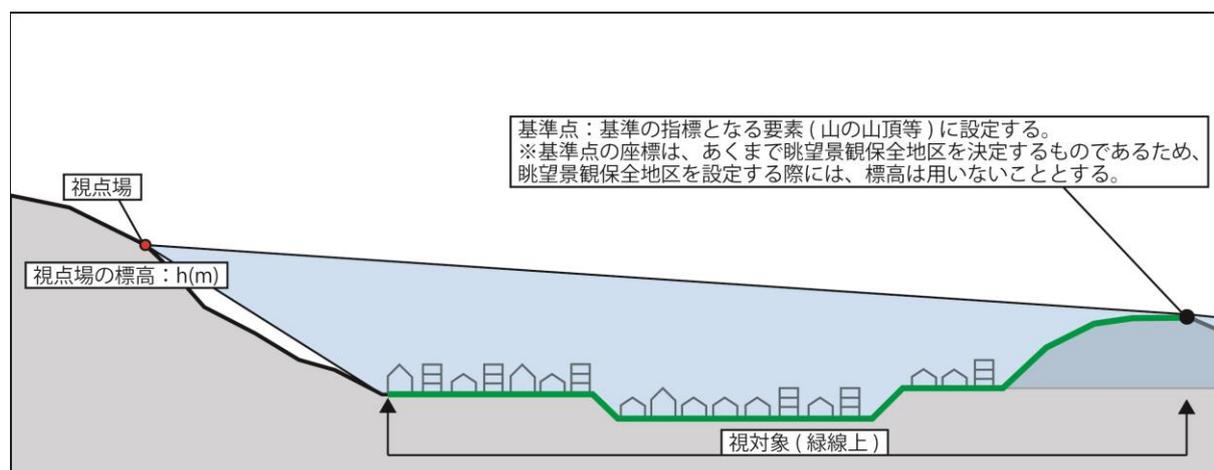


図5-3-4-2 パノラマ型(俯瞰)の基準点の設定に関する基本的な考え方

③「パノラマ型(360°)」の基準点の設定に関する基本的な考え方

パノラマ型(360°)の基準点の設定では、図5-3-4-3に示すように、基準点の設定は行わず、眺望景観保全地区を全方位に設定する。

パノラマ型(360°)については、基準点を複数箇所決定して眺望景観保全地区を設定することも可能ではあるが、視対象が360°に広がっているため、全方位に眺望景観保全地区を設定しても差異は見受けられない。

よって、運用面等を考慮し、パノラマ型(360°)の場合は、基準点の設定を行わないこととする。

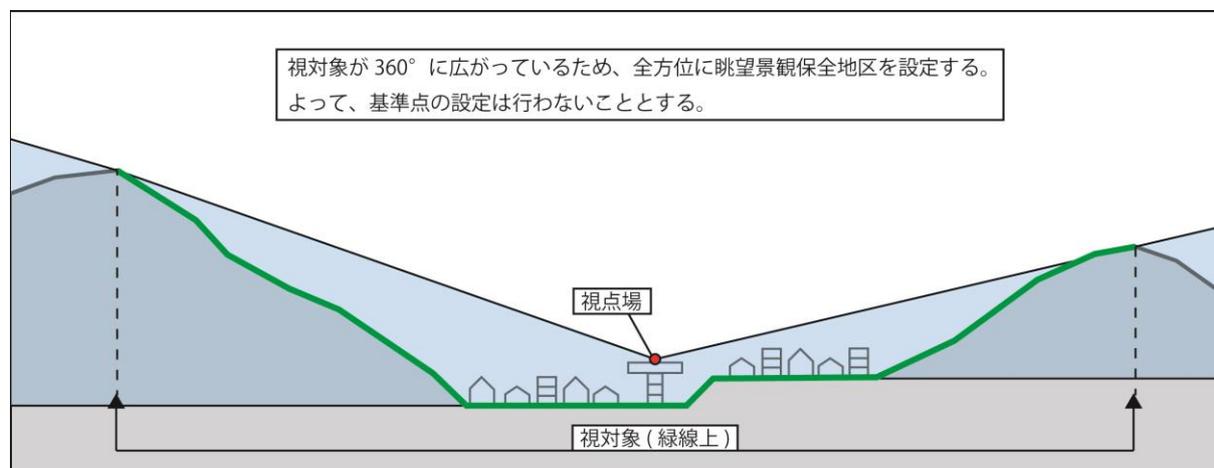


図5-3-4-3 パノラマ型(360°)の基準点の設定に関する基本的な考え方

5-5-2 自然・パノラマ型(仰観)

視対象が自然・パノラマ型(仰観)の場合は、「山脈等が連続している景観構造の場合」と「海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合」に分けて提案を行う。

なお、「山脈等が連続している景観構造の場合」については、今回の研究対象には存在しなかったが、今後、東紀州地域で眺望景観保全制度を展開していくと該当する眺望景観が存在する可能性があるため提案を行った。

(1) 山脈等が連続している景観構造の場合

①視対象の設定

(a) 基準点の位置(緯度、経度、標高)を設定する

視対象が山脈等であり、それらが連続している景観構造の場合は、視対象の景観の1/2以上(分母、分子にキリの良い数値を使用し、1/2、2/3 以上等)が確保できることを基本とし、視点場から視対象を含むよう、指標となる要素(山脈の谷部、頂部、尾根線等)に基準点(緯度、経度、標高)を設定する。

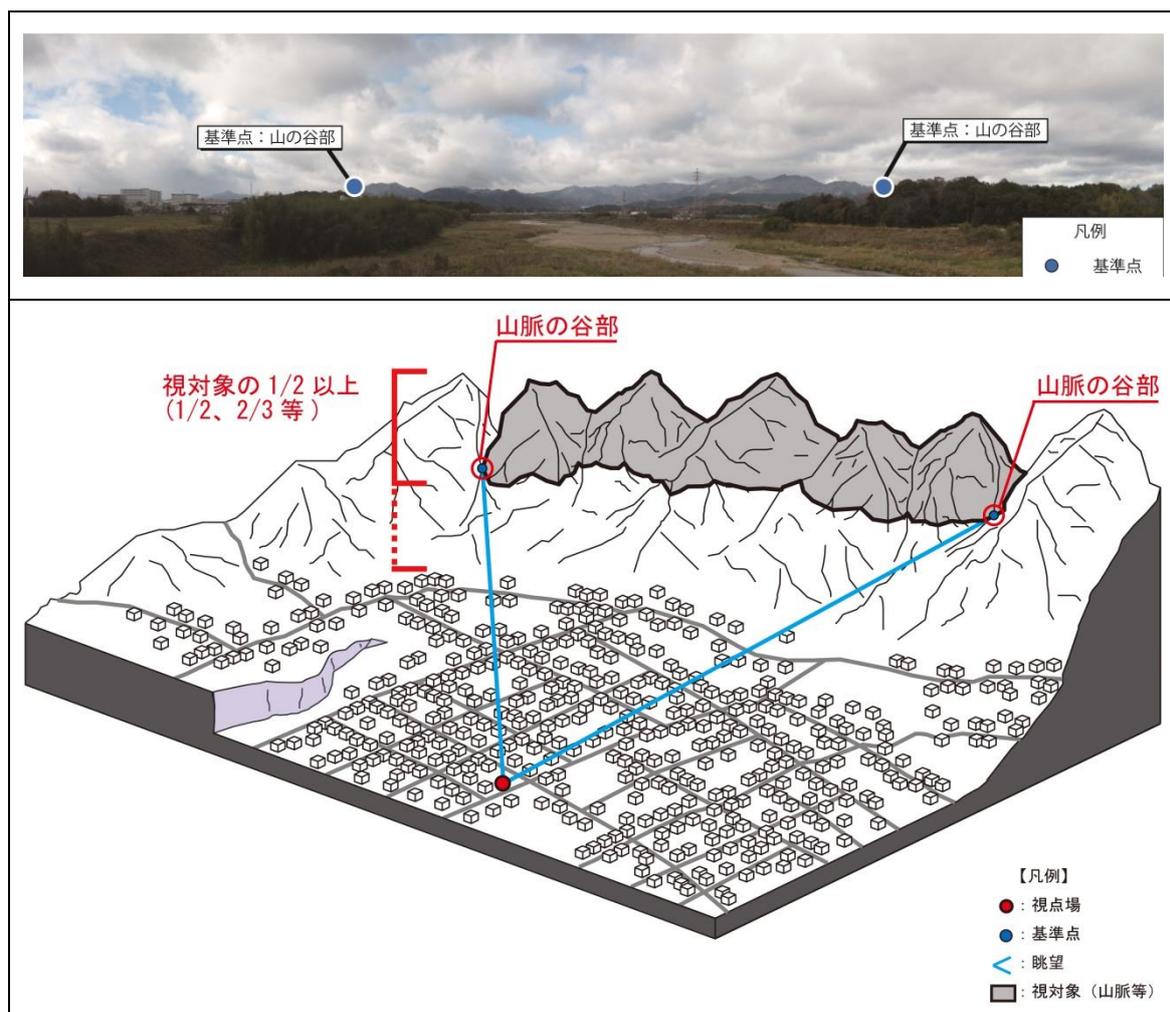


図 5-5-2-1 視対象の設定方法のイメージ(自然・パノラマ型(仰観)) 山脈等が連続している景観構造の場合

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象が自然パノラマ型(仰観)であり、山脈等が連続している景観構造の場合は、以下のi)～iii)の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 標高保全地区を設定する

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さ基準を定める。

表 5-5-2-1 標高保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—

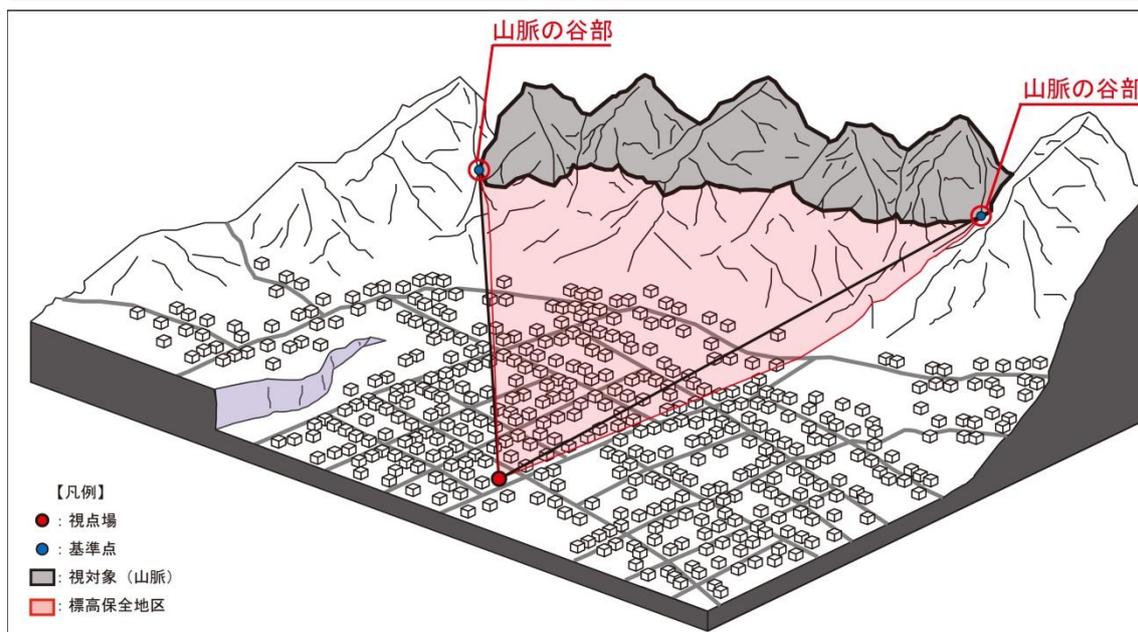


図 5-5-2-2 標高保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

山脈等が連続している景観構造の場合

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m 以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から 500m 付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。(高さに関しては、標高保全地区と重複する場合は、両地区の内、より制限の厳しい眺望景観保全基準を適用することとする。)

表 5-5-2-2 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—
		高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

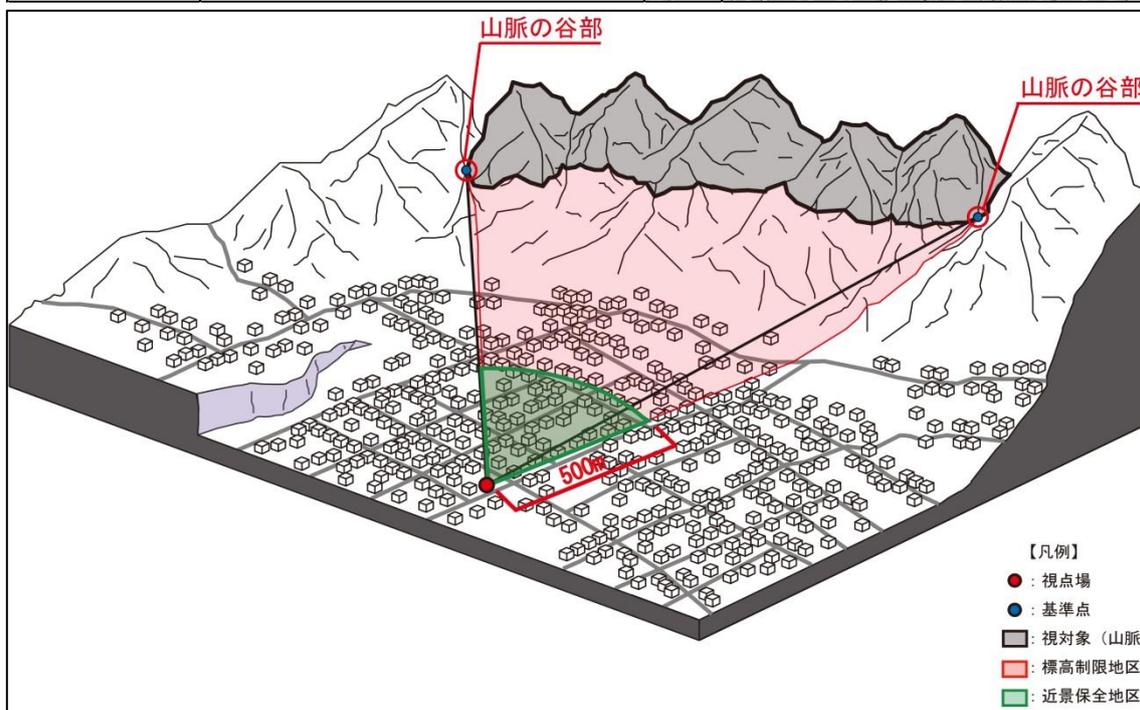


図 5-5-2-3 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

山脈等が連続している景観構造の場合

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 中景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m～3300m 以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-2-3 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—
		高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
		高さ	—
中景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	—
		形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

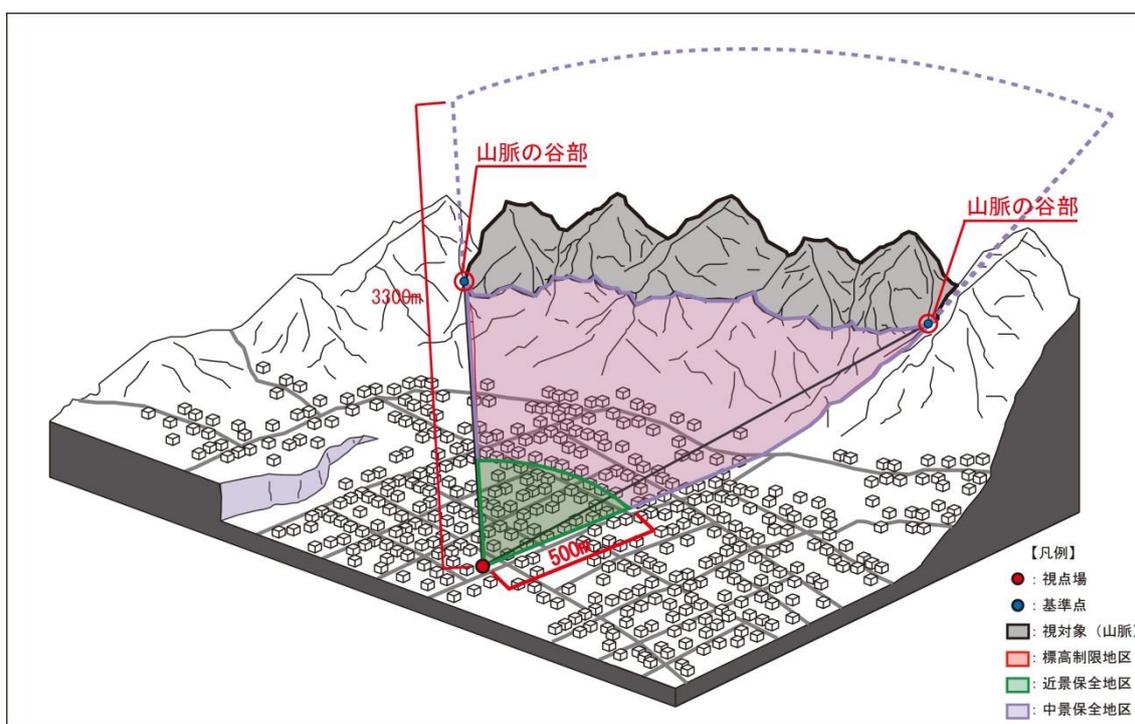


図 5-5-2-4 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

山脈等が連続している景観構造の場合

③眺望景観保全地区の例(平面)(自然・パノラマ型(仰観)): 山脈等が連続している景観構造の場合)

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「標高保全地区」、「近景保全地区」、「中景保全地区」の3つの地区を合わせた眺望景観保全地区(平面)の例を図5-5-2-5に示す。

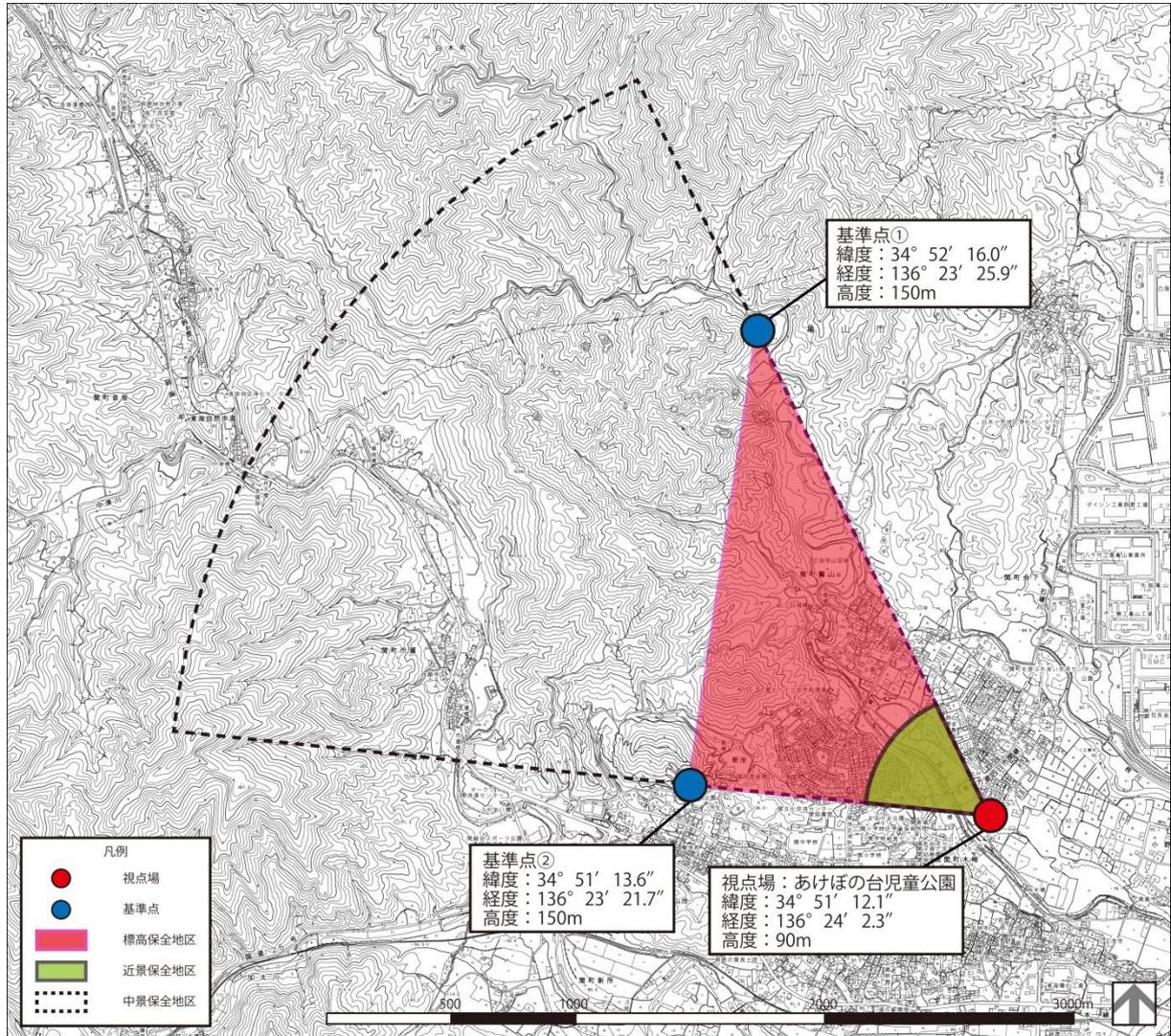


図5-5-2-5 眺望景観保全地区のイメージ(平面)(自然・パノラマ型(仰観))

山脈等が連続している景観構造の場合

(例：あけぼの台児童公園眺望景観保全地区)

(「亀山市景観計画における眺望景観保全制度に関する調査」を基に作成)

(2) 海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

① 視対象の設定

(a) 基準点の位置(標高)を設定する

視対象が海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合、まず両サイドの山それぞれに対し、「高さの基準の指標となる要素(山の頂部等)」を定める。その後、「高さの基準の指標となる要素(山の頂部等)」の内、標高が低い方を基準とし、その標高高さから視点場の標高高さを引いたものの1/2以上(分母、分子にキリの良い数値を使用し、1/2、2/3以上等)が確保されることを基本とし、基準点の標高を定める。

(b) 基準点の位置(緯度、経度)を設定する

以上を踏まえて、視点場から視対象を含むよう、「視点場と高さの基準の指標となる要素(山の頂部等)を結んだ線」と「定めた標高の等高線」が直行する位置にそれぞれ基準点(緯度、経度、標高)を設定する。

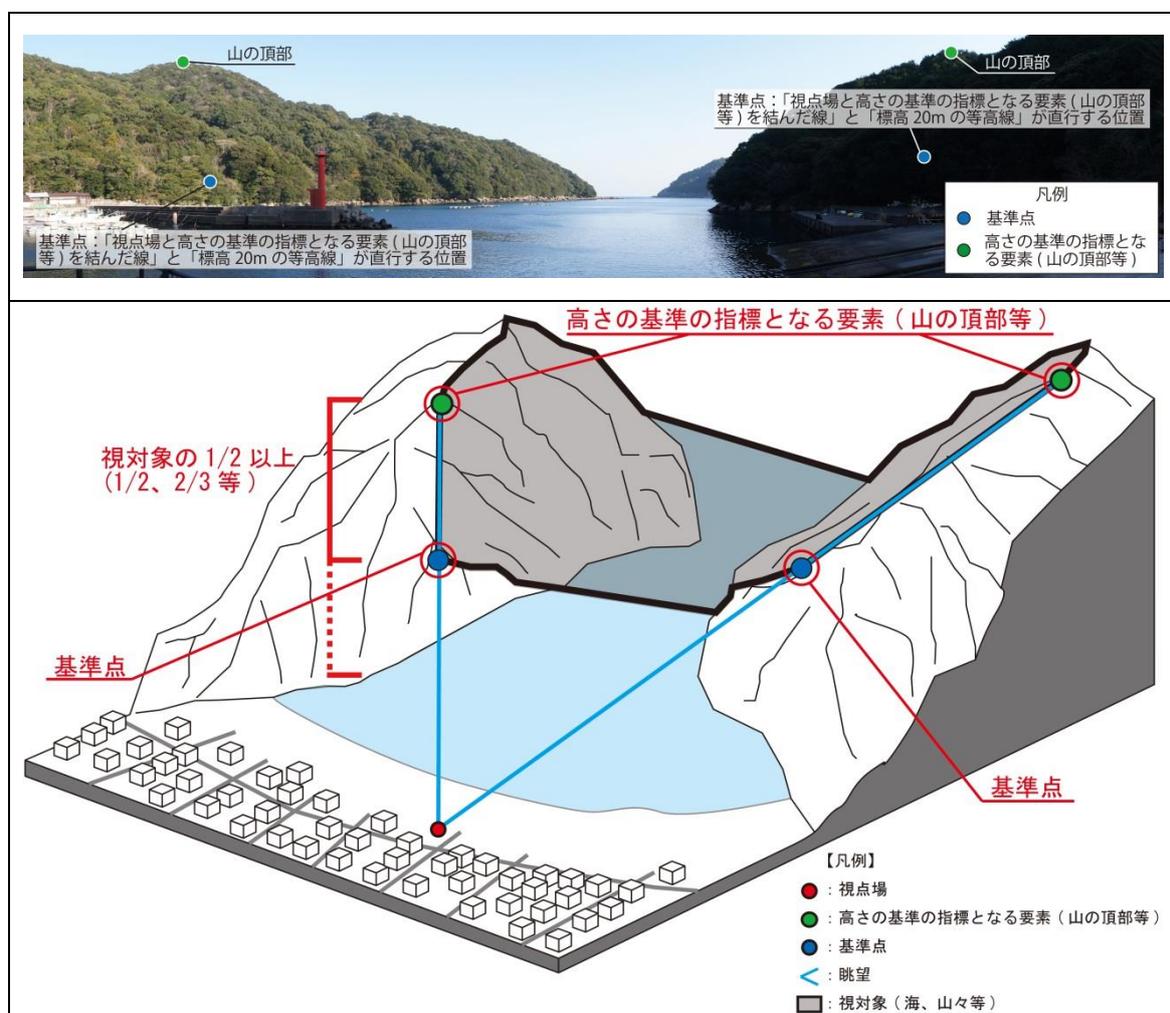


図 5-5-2-6 視対象の設定方法のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象が海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合は、以下の i)～iii) の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 標高保全地区を設定する

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さ基準を定める。

表 5-5-2-4 標高保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	眺望景観保全基準の内容(案)
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	標高高さ	標高面を超えないこと
		形態	—
		色彩	—

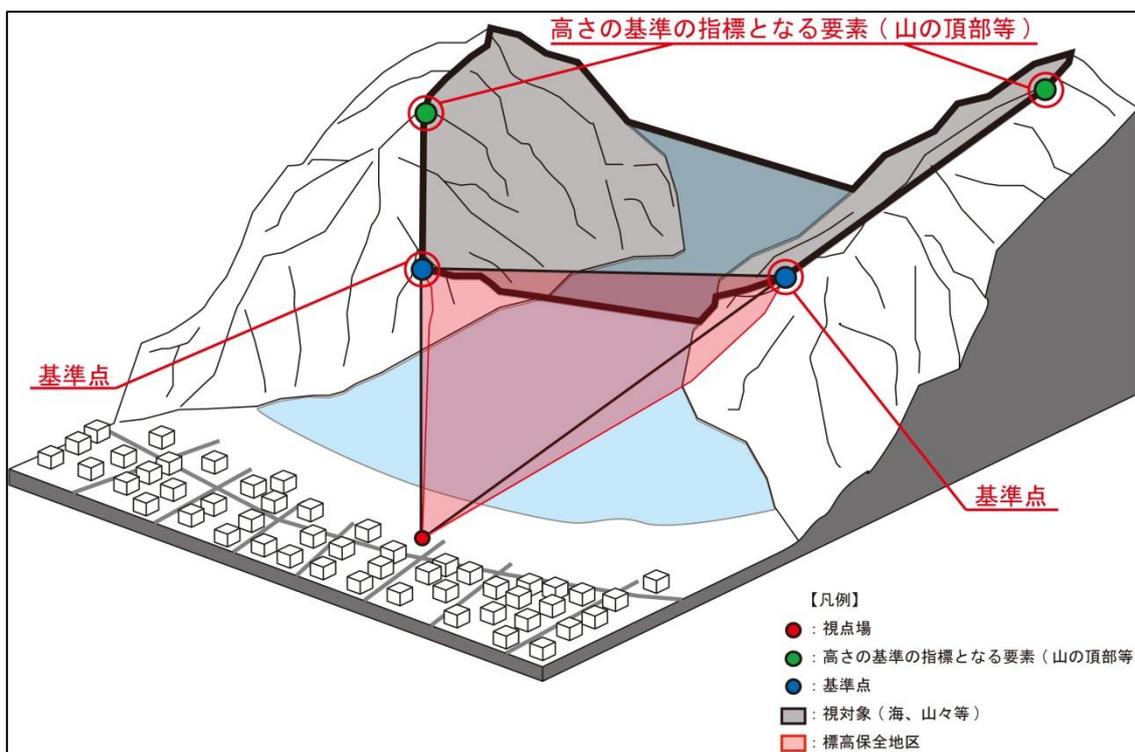


図 5-5-2-7 標高保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m 以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から 500m 付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。(高さに関しては、標高保全地区と重複する場合は、両地区の内、より制限の厳しい眺望景観保全基準を適用することとする。)

表 5-5-2-5 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—
		高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

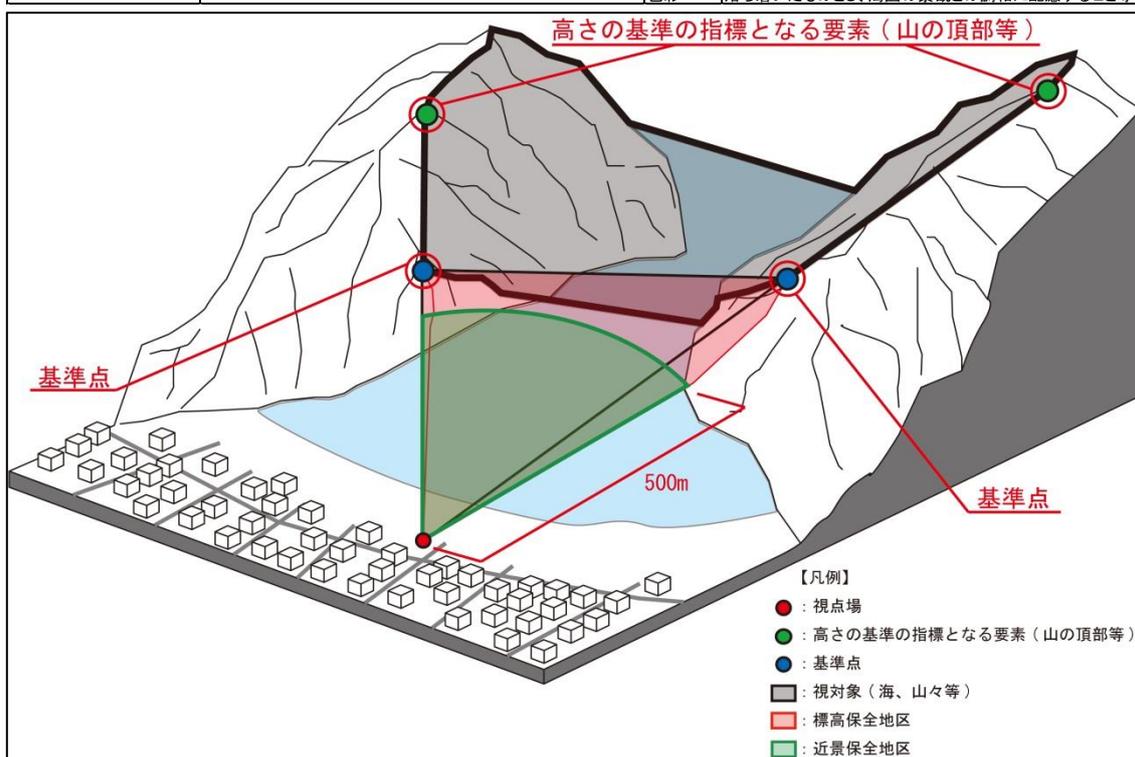


図 5-5-2-8 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 中景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m～3300m 以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-2-6 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—
		高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
		高さ	—
中景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
		高さ	—

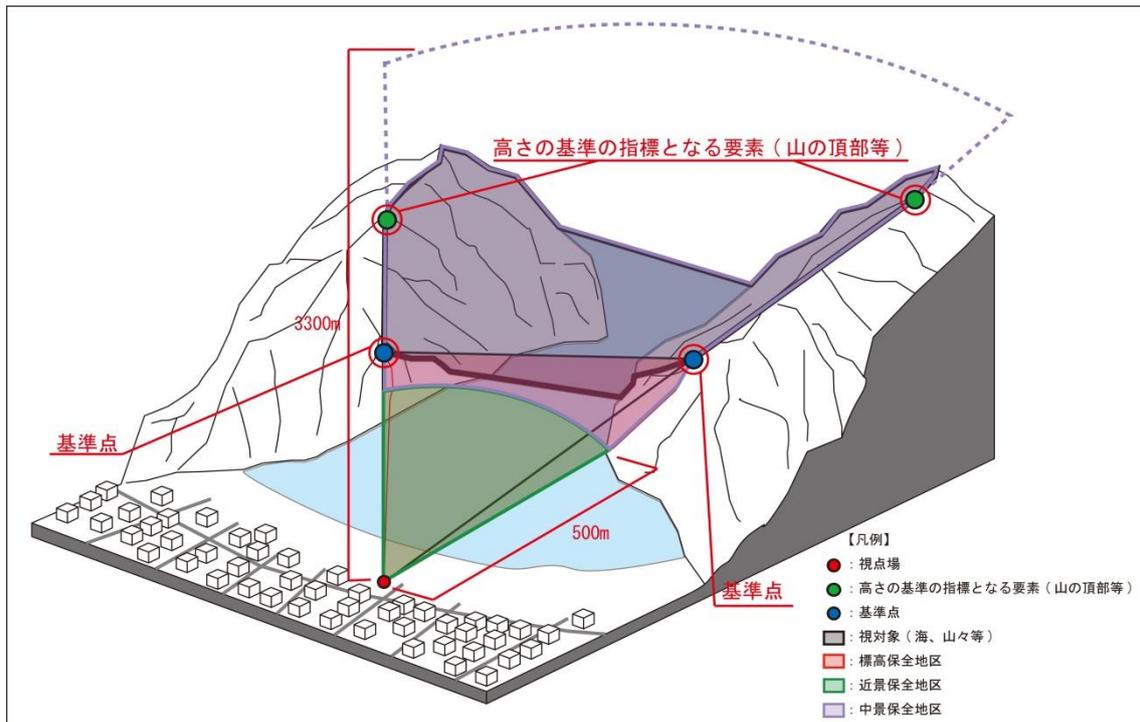


図 5-5-2-9 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(仰観))

海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

③眺望景観保全地区の例（平面）（自然・パノラマ型（仰観）：海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合）

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「標高保全地区」、「近景保全地区」、「中景保全地区」の3つの地区を合わせた眺望景観保全地区（平面）の例を図5-5-2-10に示す。

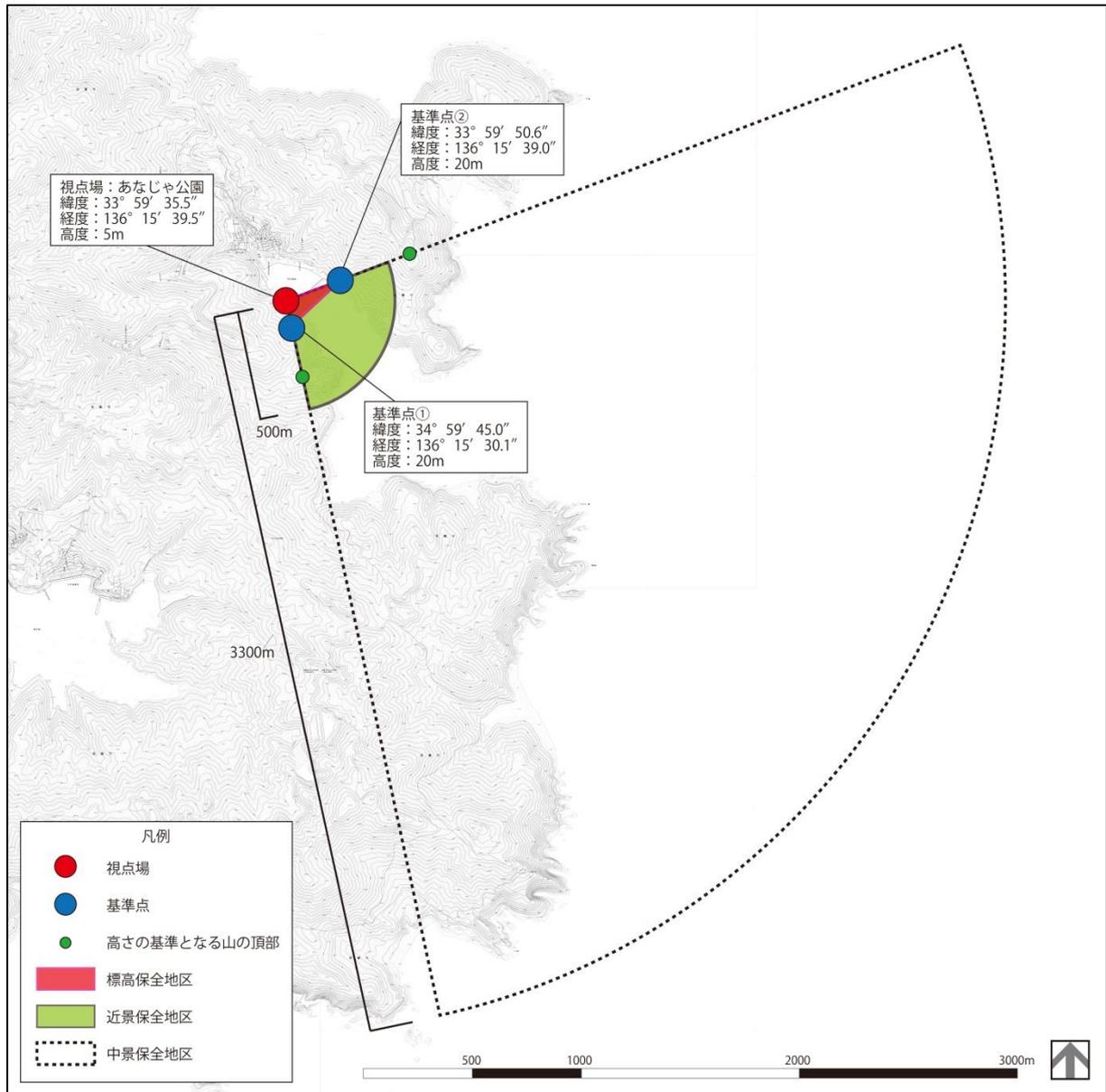


図 5-5-2-10 眺望景観保全地区のイメージ（平面）（自然・パノラマ型（仰観））

海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造の場合

（例：あなじや公園眺望景観保全地区）

5-5-3 自然・パノラマ型(俯瞰)

①視対象の設定

(a) 基準点の位置(緯度、経度、標高)を設定する

視対象が自然・パノラマ型(俯瞰)の場合は、視対象の景観範囲を含むことを基本とし、指標となる要素を一点に特定できる場合(山の頂部等)は、その場所に基準点(緯度、経度、標高)を設定し、指標となる要素を一点に特定しにくい場合(眺望が阻害される点等)は、指標となる要素付近と視点場を結んだ線上に存在する公共用地(開発の可能性がない交差点の中心等)に基準点(緯度、経度、標高)を設定する。

なお、基準点の座標は、あくまで眺望景観保全地区を決定するものであるため、眺望景観保全地区を設定する際には、標高は用いないこととする。

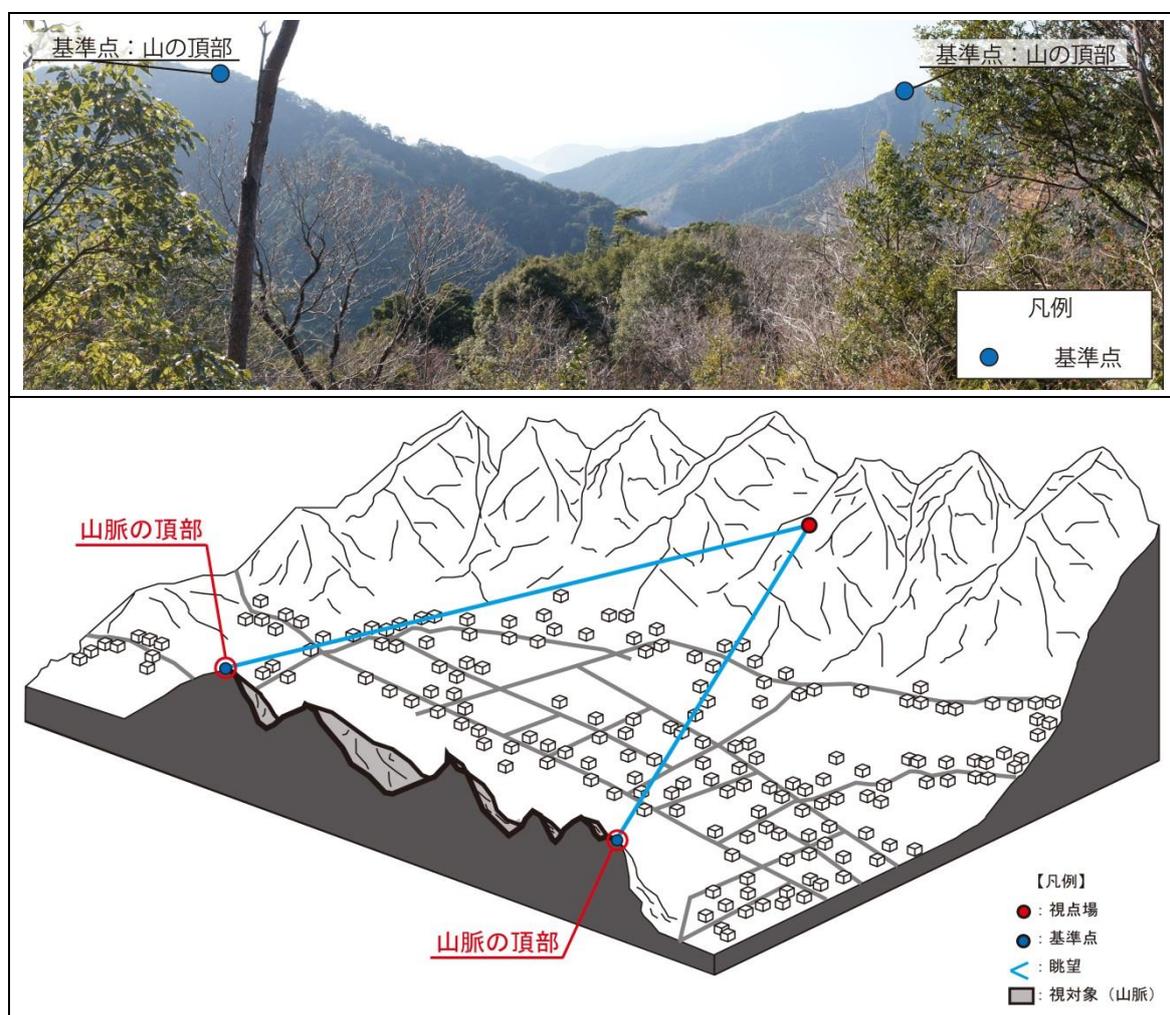


図 5-5-3-1 視対象の設定方法のイメージ(自然・パノラマ型(俯瞰))

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象が自然・パノラマ型(俯瞰)の場合は、以下の i)～ii) の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。なお、視対象が俯瞰の場合は近景保全地区の高さ制限 13m により視対象への眺望を確保できると考えられ、標高保全地区については設定を行わないこととする。

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m 以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から 500m 付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

表 5-5-3-1 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

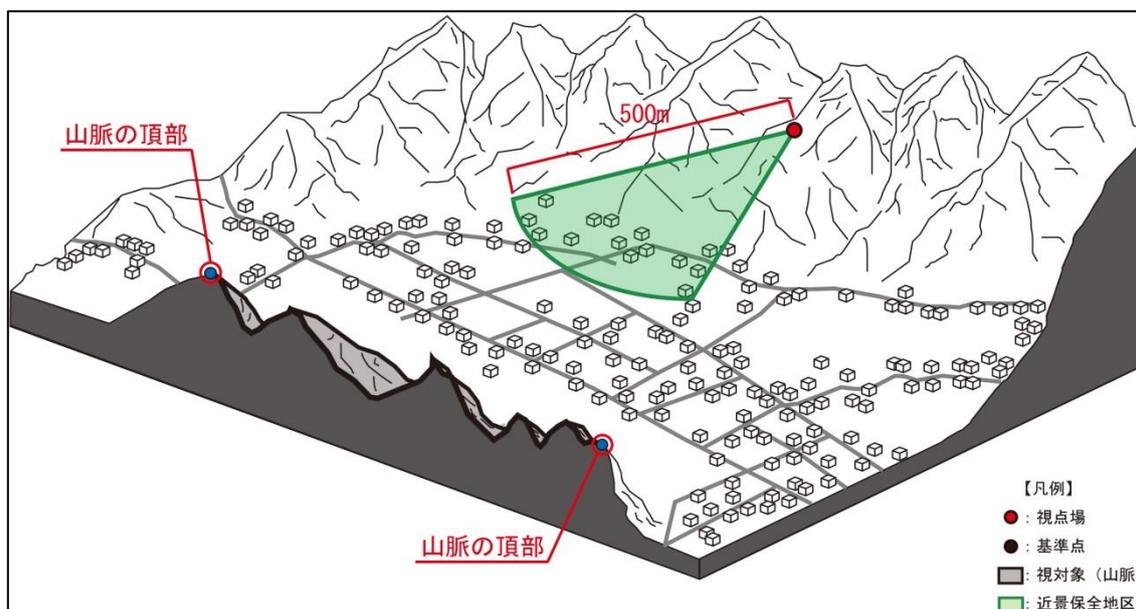


図 5-5-3-2 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(俯瞰))

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m～3300m 以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-3-2 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
中景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	—
		形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

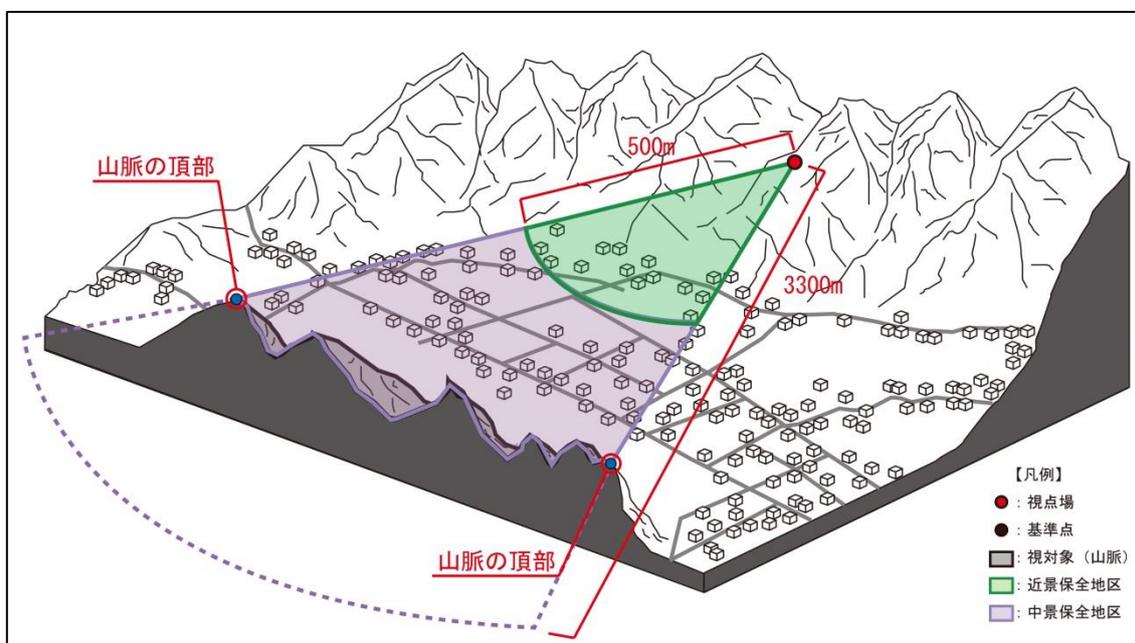


図 5-5-3-3 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(俯瞰))

③眺望景観保全地区の例(平面)(自然・パノラマ型(俯瞰))

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「近景保全地区」、「中景保全地区」の2つの地区を合わせた眺望景観保全地区(平面)の例を図5-5-3-4に示す。

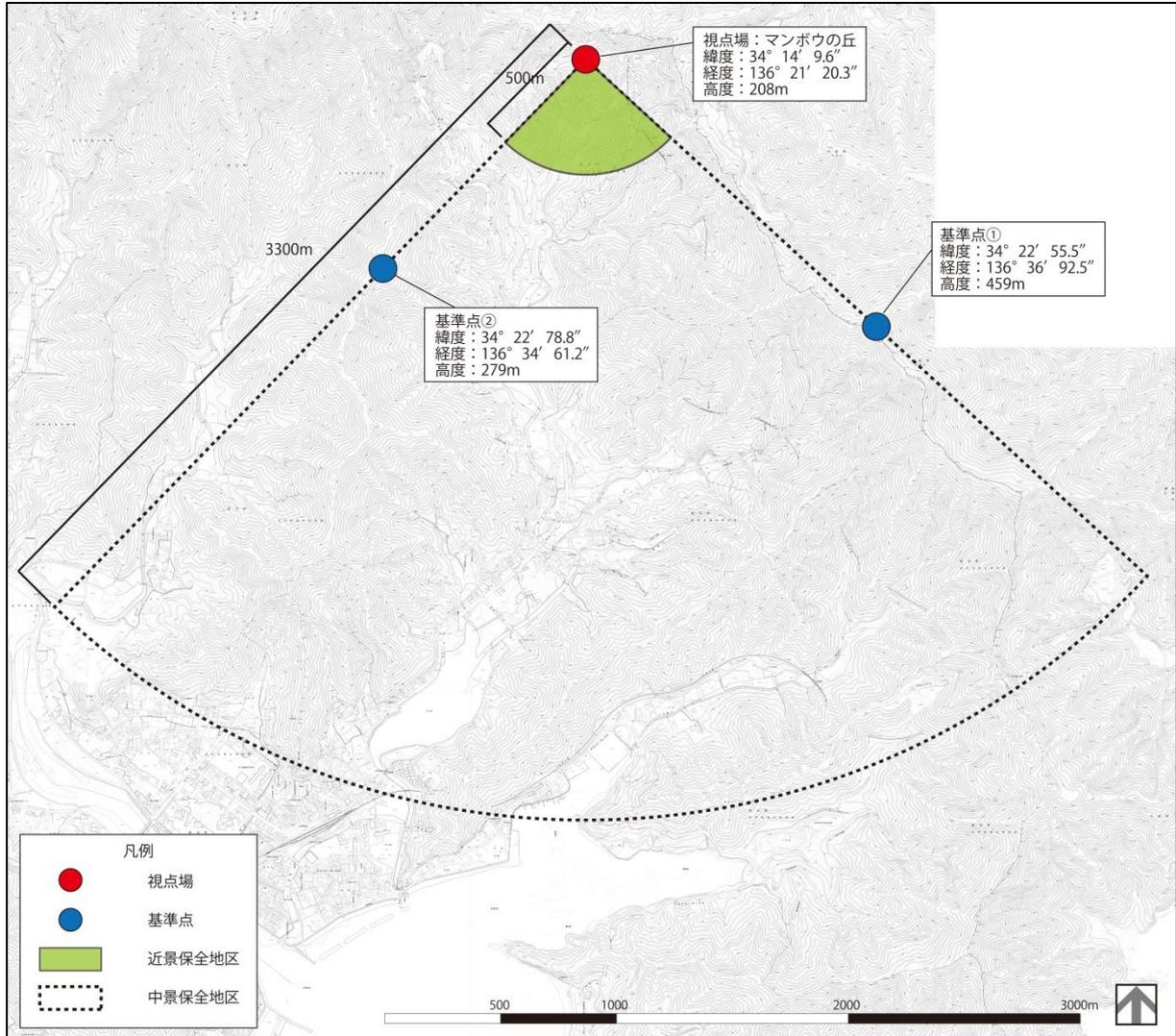


図 5-5-3-4 眺望景観保全地区のイメージ(平面)(自然・パノラマ型(俯瞰))

(例：マンボウの丘眺望景観保全地区)

5-5-4 自然・パノラマ型(360°)

①視対象の設定

(a) 基準点の位置(緯度、経度、標高)を設定する

視対象がパノラマ型(360°)の場合は基準点の設定は行わず、眺望景観保全地区は、視点場から半径500m以内の範囲を近景保全地区、半径500m～3300m以内の範囲を中景保全地区として、全方位に設定する。

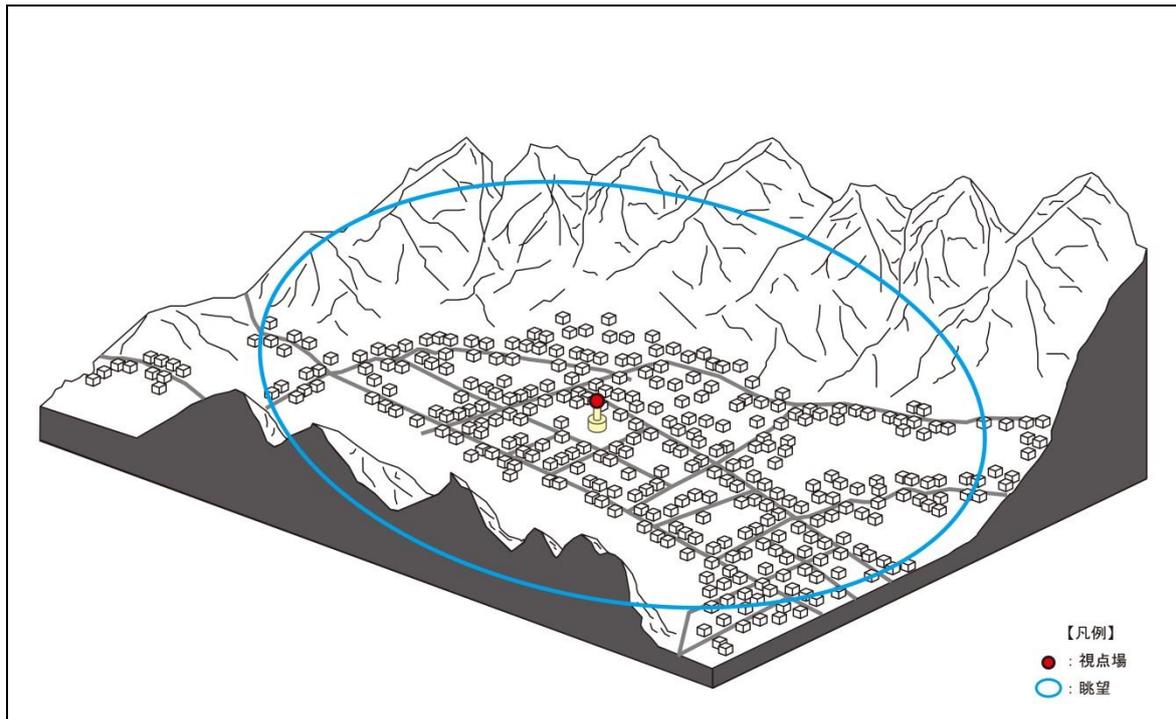


図 5-5-4-1 視対象の設定方法のイメージ(自然・パノラマ型(360°))

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象が自然・パノラマ型(360°)の場合は、以下のi)～ii)の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。なお、視対象が360°の場合は近景保全地区の高さ制限13mにより視対象への眺望を確保できると考えられ、標高保全地区については設定を行わないこととする。

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場を基準点とし、半径500m以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から500m付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

表 5-5-4-1 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		近景保全地区	視点場を基準点とし、半径500m以内を地面に水平投射した範囲
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

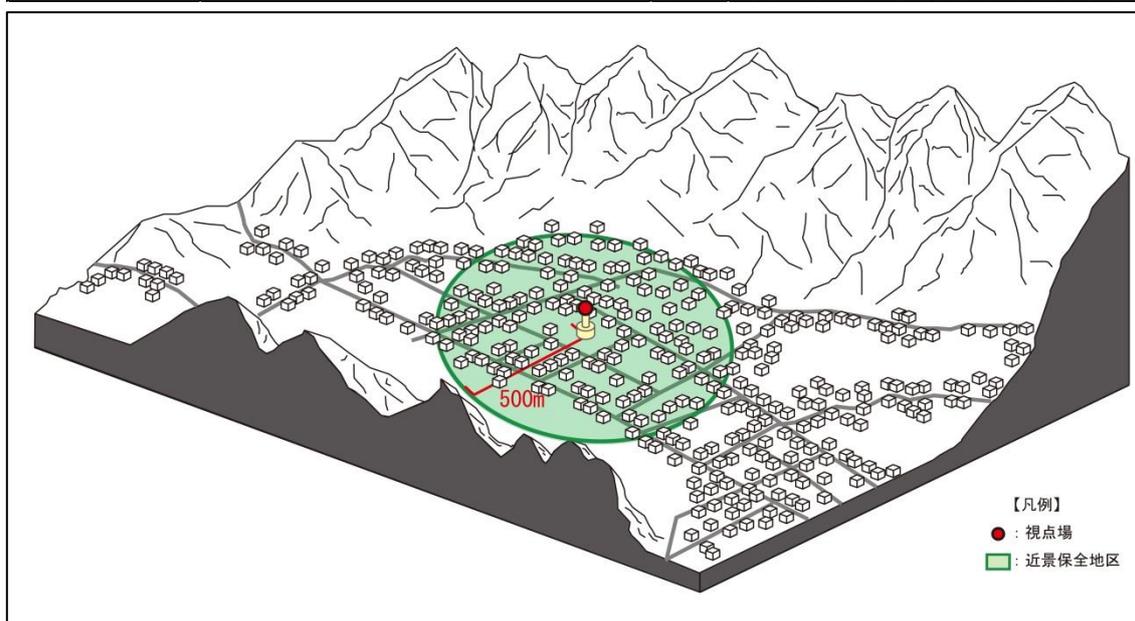


図 5-5-4-2 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(360°))

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場を基準点とし、半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-4-2 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		高さ	眺望景観保全基準の内容(案)
近景保全地区	視点場を基準点とし、半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
中景保全地区	視点場を基準点とし、半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	—
		形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

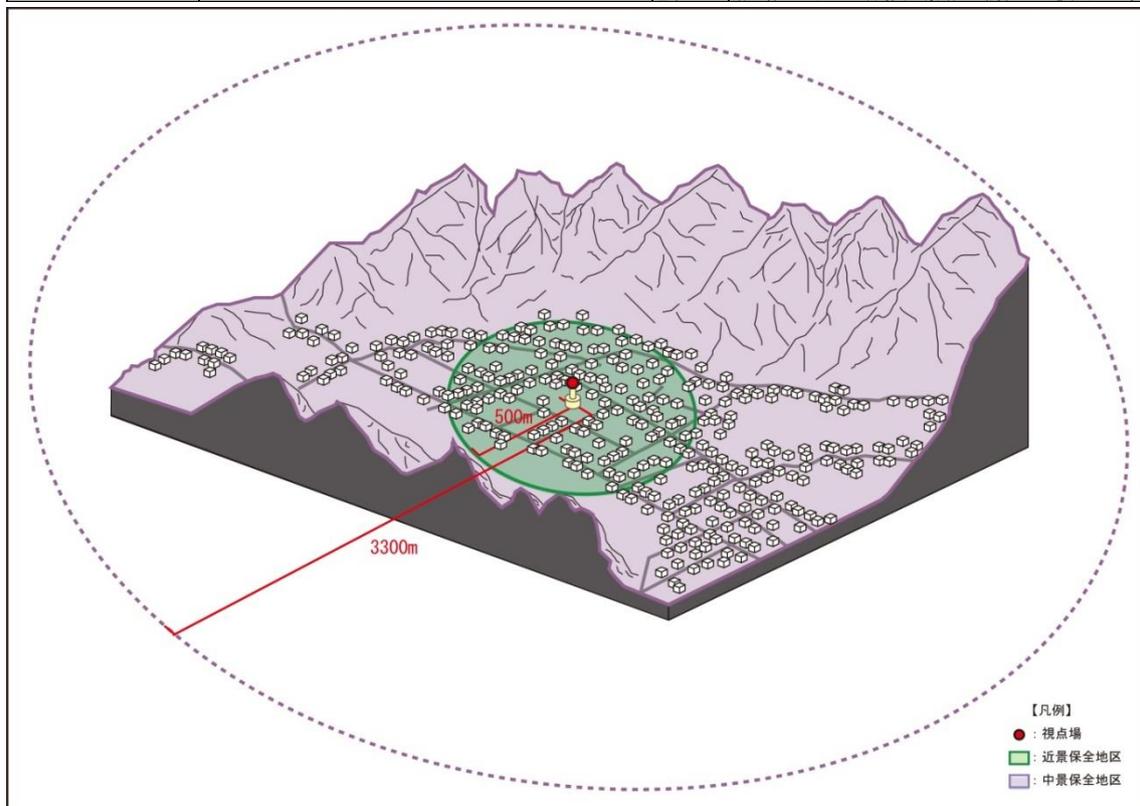


図 5-5-4-3 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(自然・パノラマ型(360°))

③眺望景観保全地区の例（平面）（自然・パノラマ型(360°)）

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「近景保全地区」、「中景保全地区」の2つの地区を合わせた眺望景観保全地区(平面)の例を図5-5-4-4に示す。

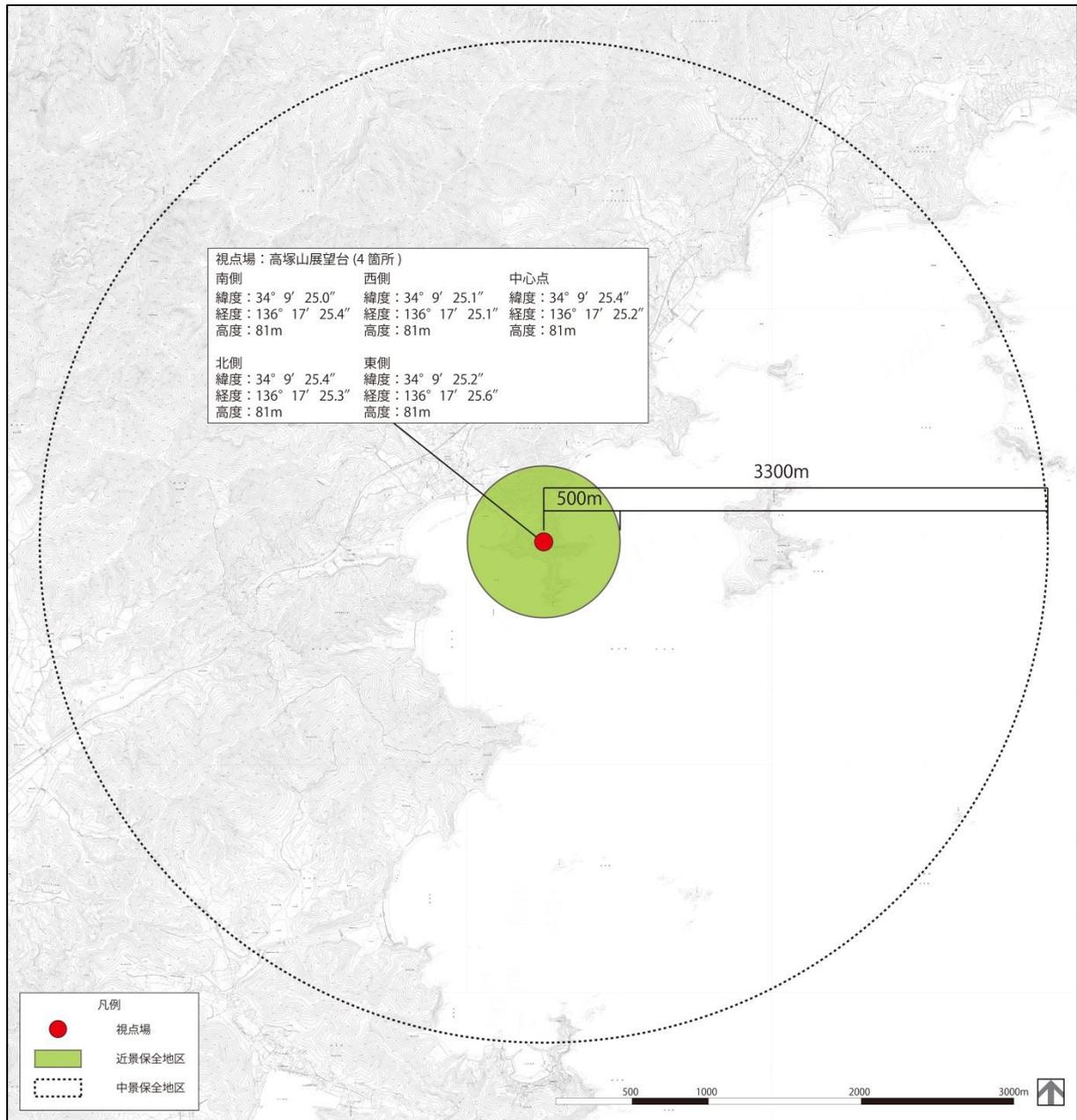


図5-5-4-4 眺望景観保全地区のイメージ(平面)(自然・パノラマ型(360°))

(例：高塚山展望台眺望景観保全地区)

5-5-5 ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型

①視対象の設定

視対象がランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型の場合は、標高保全地区のための基準点と、近景保全地区・中景保全地区のための基準点の両方を定める必要がある。

(a) 標高保全地区の基準点の位置(緯度、経度)を設定する

まず、ランドマーク眺望景観への見通しを確保するために、標高保全地区の基準点の位置を設定する。ランドマークとなる視対象が山や島等のように、大きい場合は視対象の両端にそれぞれ基準点の位置(緯度・経度)を設定する。

また、ランドマークとなる視対象が建築物等のように小さい場合は、視対象の特徴を表す部分の最大幅の x 倍(キリの良い数値を使用し、2倍、3倍、4倍、5倍等)の距離に左右それぞれ基準点の位置(緯度・経度)を設定する。 x 倍については、視対象への眺望が確保されることを基本とし、適切な値を設定する。

(b) 標高保全地区の基準点の位置(標高)を設定する

ランドマークとなる視対象が良く見えるように、基準点の位置(標高)を設定する。

(c) 近景保全地区・中景保全地区の基準点の位置(緯度、経度、標高)を設定する

次に、一体となった眺望景観を保全するため、近景保全地区・中景保全地区の基準点の位置を設定する。視対象の景観範囲を含むことを基本とし、指標となる要素を一点に特定できる場合(山の頂部等)は、その場所に基準点(緯度、経度、標高)を設定し、指標となる要素を一点に特定しにくい場合(眺望が阻害される点等)は、指標となる要素付近と視点場を結んだ線上に存在する公共用地(開発の可能性がない交差点の中心等)に基準点(緯度、経度、標高)を設定する。

なお、基準点の座標は、あくまで眺望景観保全地区を決定するものであるため、眺望景観保全地区を設定する際には、標高は用いないこととする。

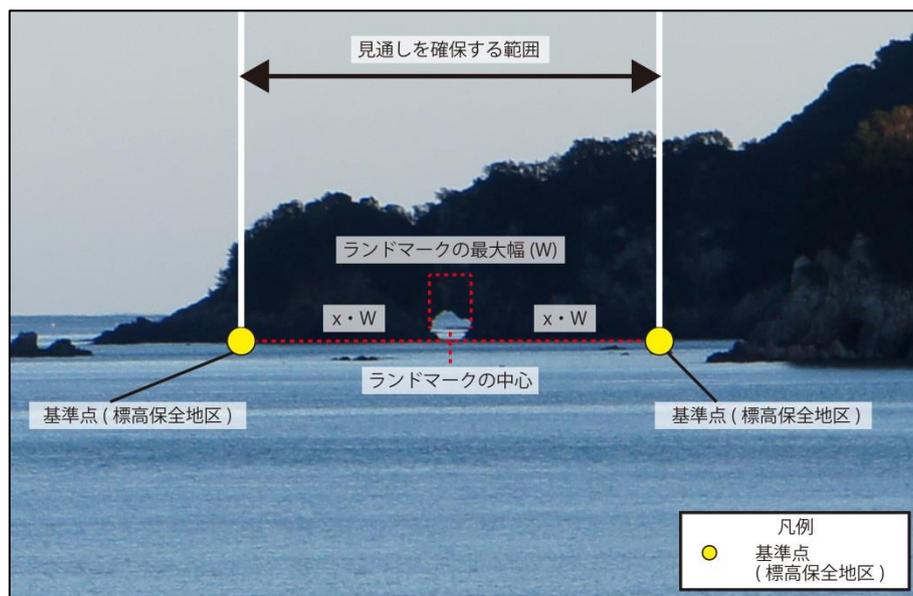


図 5-5-5-1 標高保全地区の基準点の位置

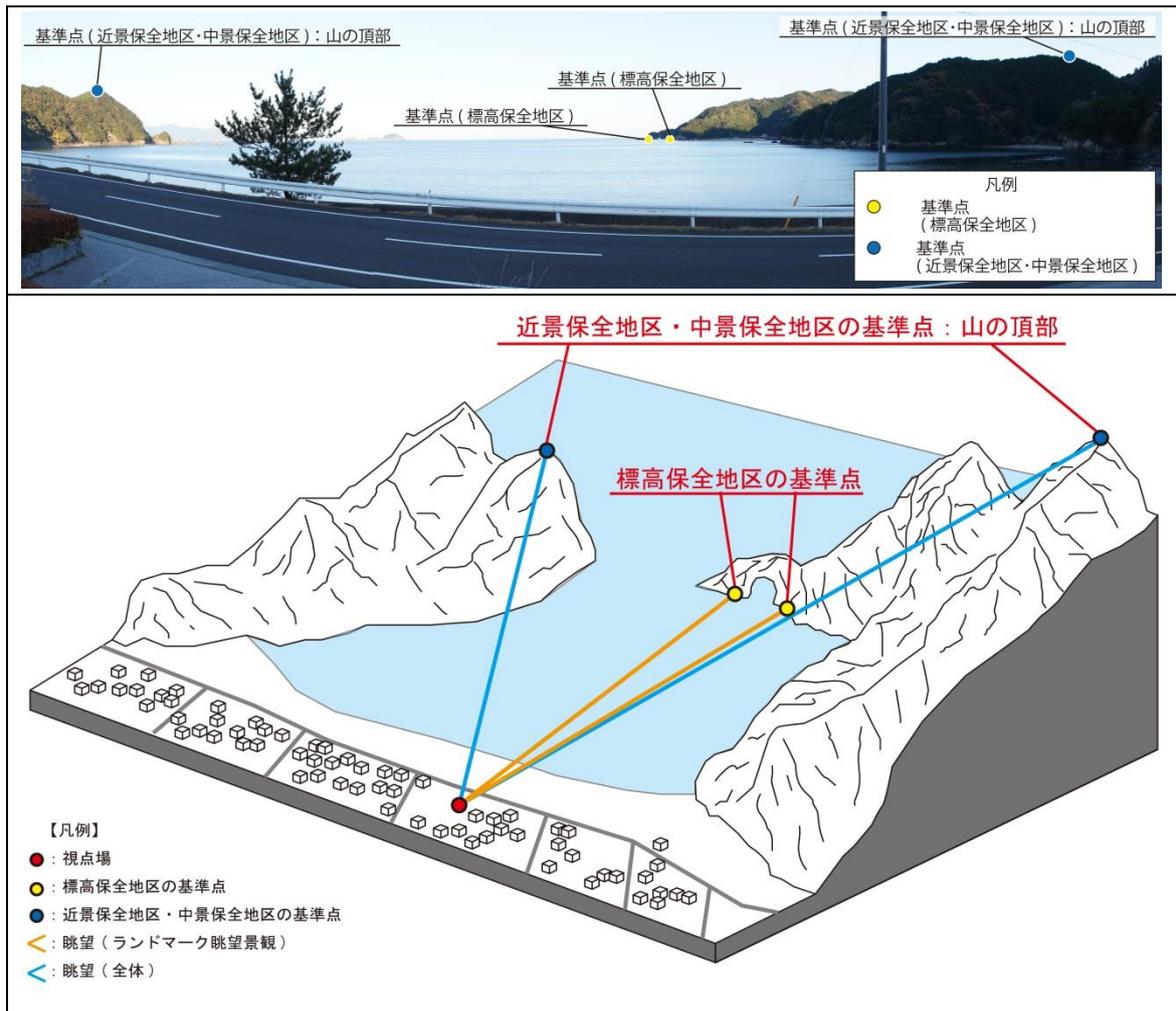


図 5-5-2 視対象の設定方法のイメージ(ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型)

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象がランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型の場合は、以下のi)～iii)の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 標高保全地区を設定する

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さ基準を定める。

表 5-5-5-1 標高保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	眺望景観保全基準の内容(案)
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	標高高さ	標高面を超えないこと
		形態	—
		色彩	—

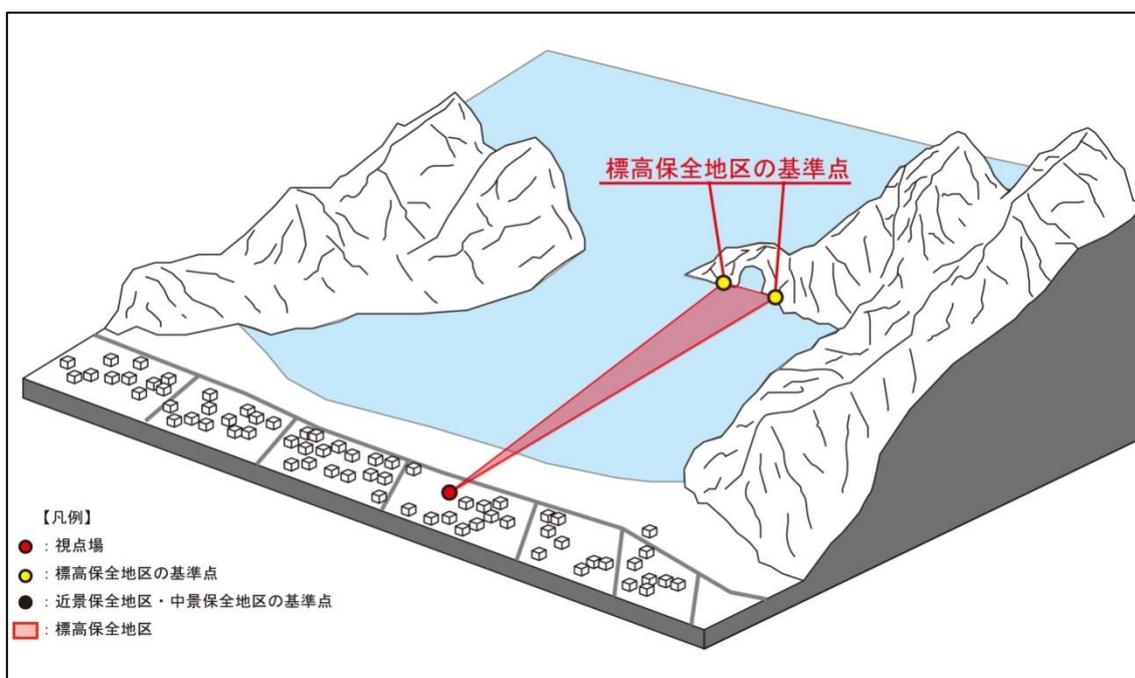


図 5-5-5-3 標高保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型)

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m 以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から 500m 付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。(高さに関しては、標高保全地区と重複する場合は、両地区の内、より制限の厳しい眺望景観保全基準を適用することとする。)

表 5-5-5-2 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
		標高高さ	標高面を超えないこと
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	形態	—
		色彩	—
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

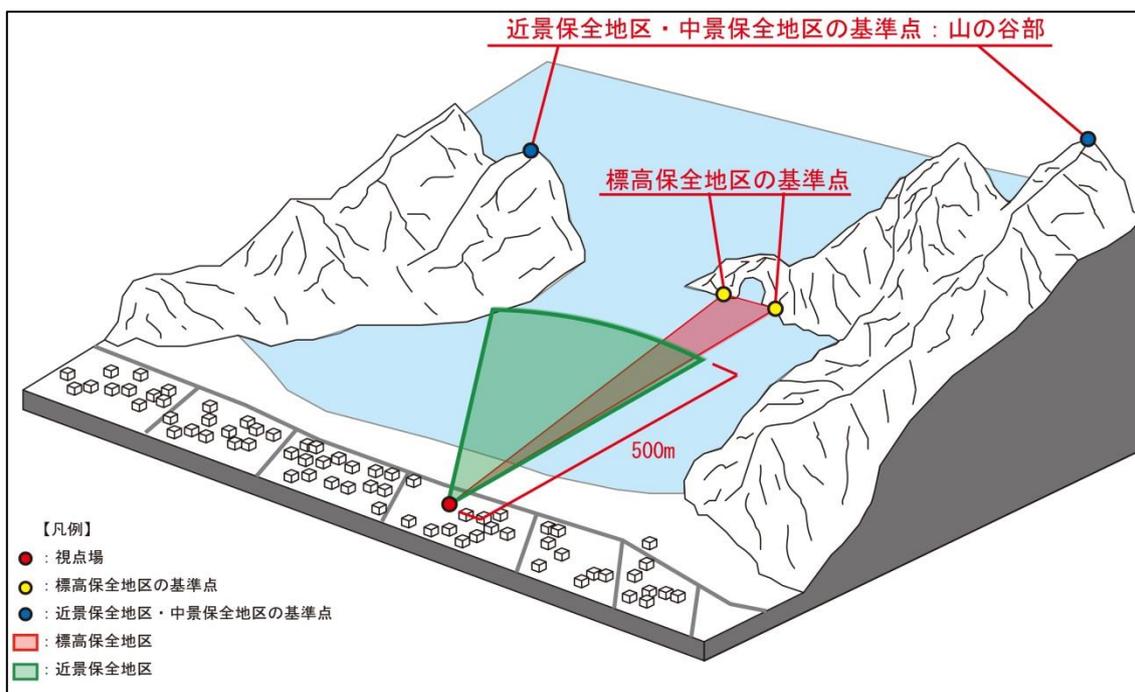


図 5-5-5-4 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型)

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 中景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m～3300m 以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-5-3 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
標高保全地区	視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を地面に水平投射した範囲	標高高さ	標高面を超えないこと
		形態	—
		色彩	—
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
中景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	—
		形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

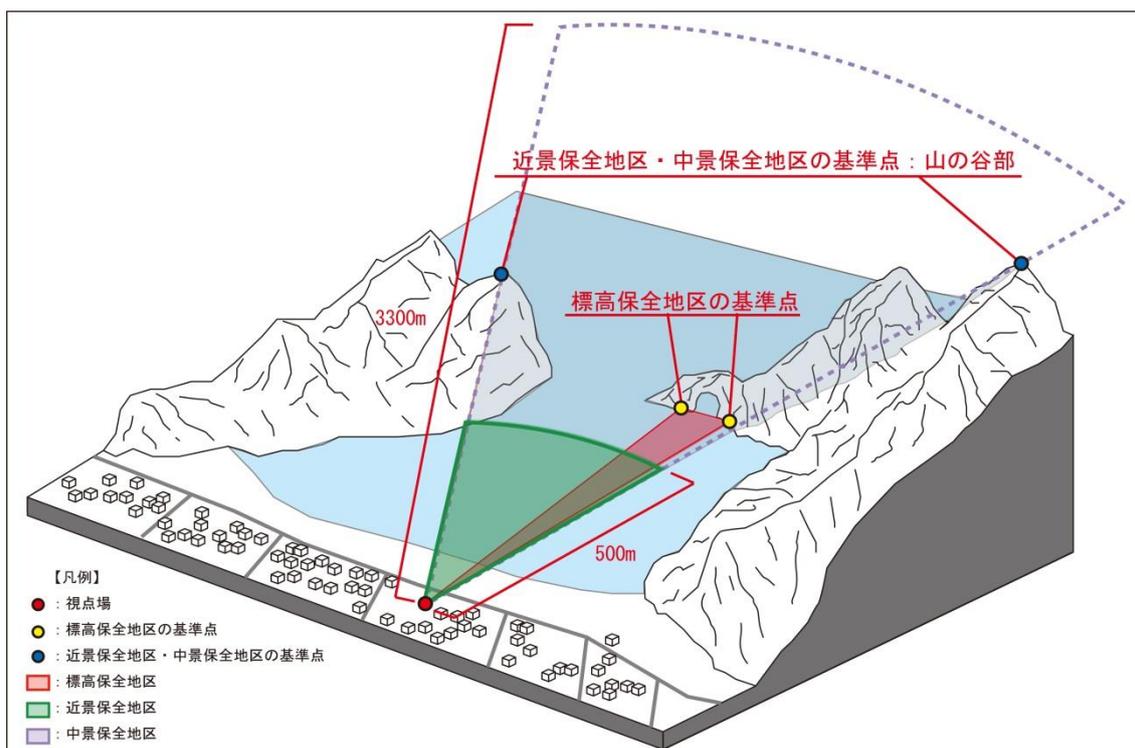


図 5-5-5-5 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型)

③眺望景観保全地区の例（平面）（ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型）

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「標高保全地区」、「近景保全地区」、「中景保全地区」の3つの地区を合わせた眺望景観保全地区(平面)の例を図5-5-5-6に示す。

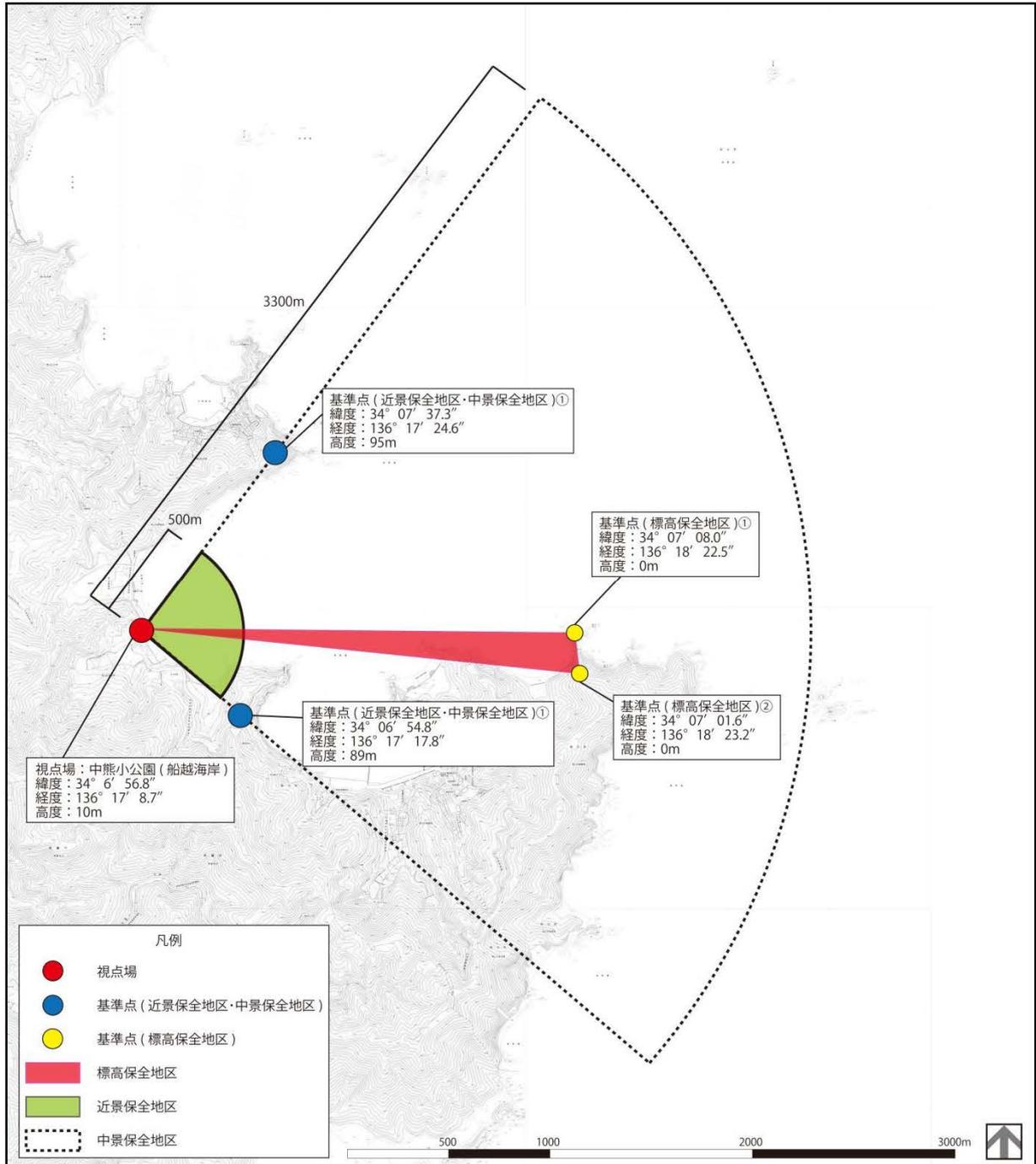


図5-5-5-6 眺望景観保全地区のイメージ(平面) (ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型)

(例：中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区)

5-5-6 混合・パノラマ型(俯瞰)

①視対象の設定

(a) 基準点の位置(緯度、経度、標高)を設定する

視対象が混合・パノラマ型(俯瞰)の場合は、視対象の景観範囲を含むことを基本とし、指標となる要素を一点に特定できる場合(山の頂部等)は、その場所に基準点(緯度、経度、標高)を設定し、指標となる要素を一点に特定しにくい場合(眺望が阻害される点等)は、指標となる要素付近と視点場を結んだ線上に存在する公共用地(開発の可能性がない交差点の中心等)に基準点(緯度、経度、標高)を設定する。

なお、基準点の座標は、あくまで眺望景観保全地区を決定するものであるため、眺望景観保全地区を設定する際には、標高は用いないこととする。

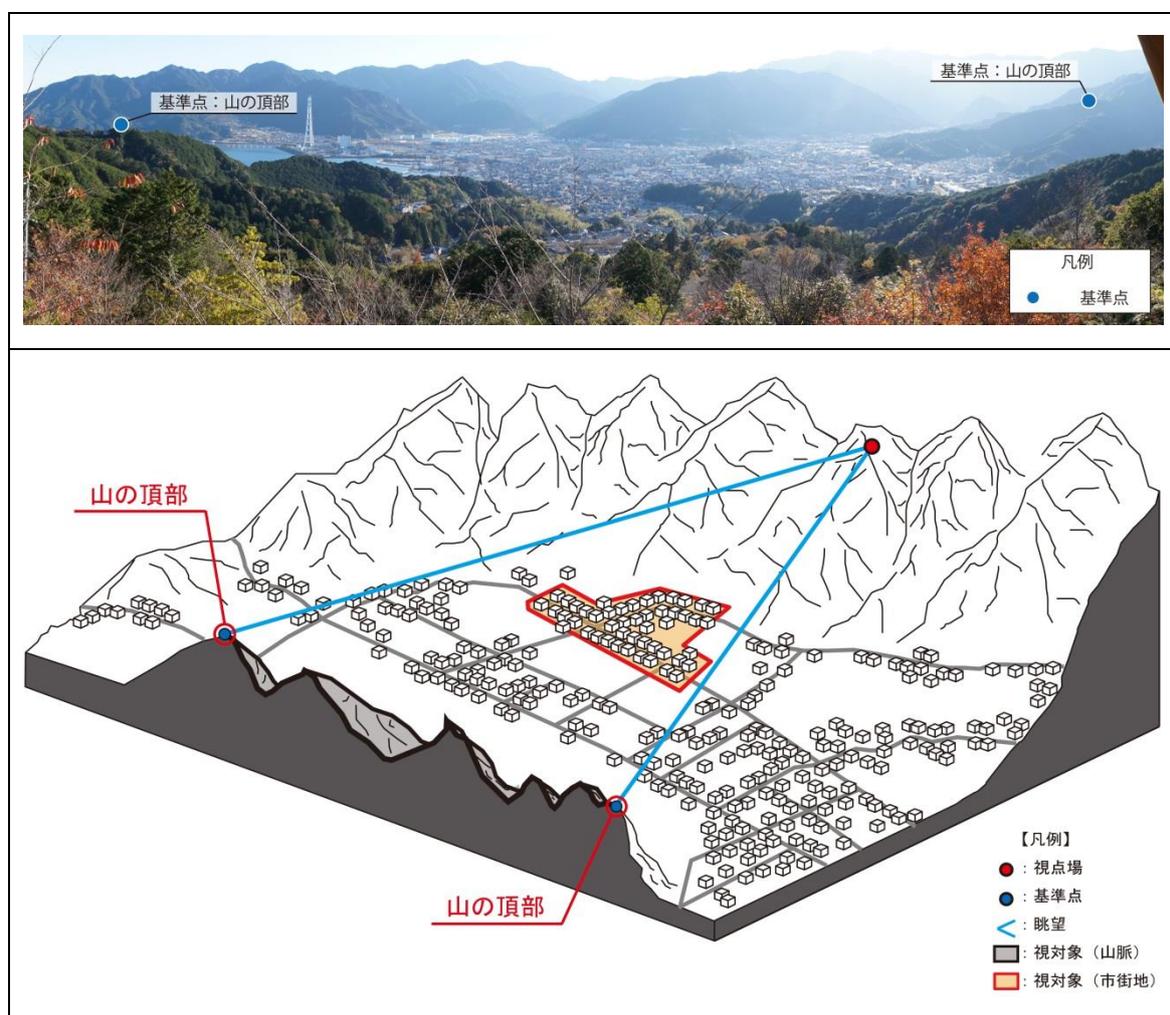


図 5-5-6-1 視対象の設定方法のイメージ(混合・パノラマ型(俯瞰))

②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定

視対象が混合・パノラマ型(俯瞰)の場合は、以下の i)～ii) の手順により、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を設定する。なお、視対象が俯瞰の場合は近景保全地区の高さ制限 13m により視対象への眺望を確保できると考えられ、標高保全地区については設定を行わないこととする。

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m 以内を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。ただし、視点場から 500m 付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全地区がその建築物等を含むよう若干の地区拡大を検討する。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

近景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

表 5-5-6-1 近景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

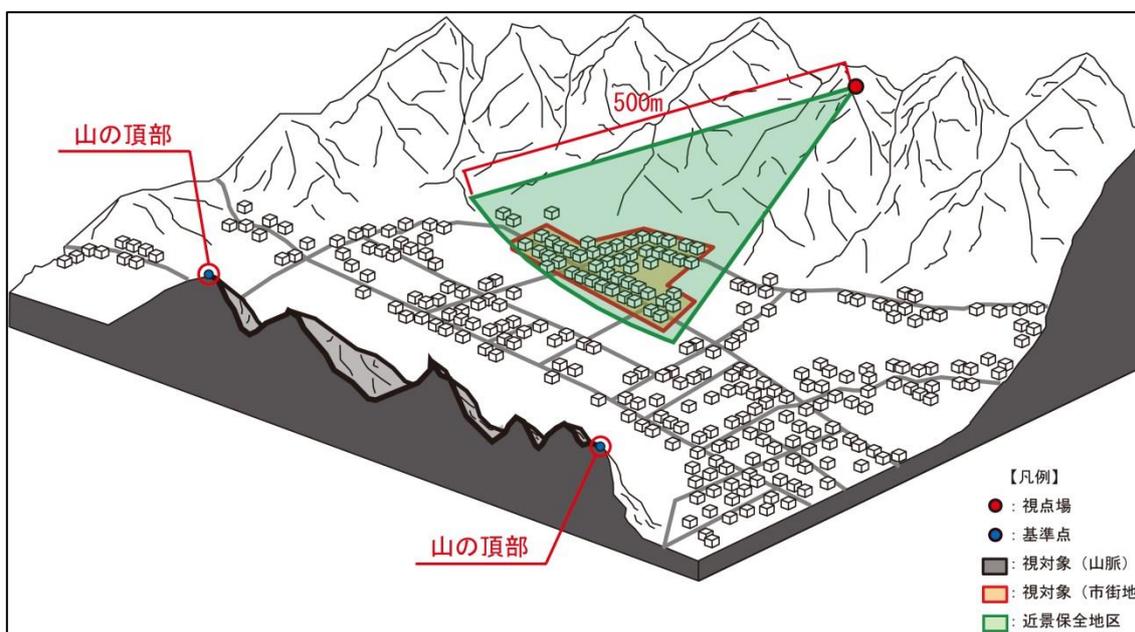


図 5-5-6-2 近景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(混合・パノラマ型(俯瞰))

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

(a) 近景保全地区を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた半径 500m～3300m 以内を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

(b) 眺望景観保全基準を設定する

中景保全地区においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう色彩等についての基準を定める。

表 5-5-6-2 中景保全地区における眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準

眺望景観保全地区の名称	眺望景観保全地区の設定	眺望景観保全基準の内容(案)	
近景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	敷地地盤面から13m以下とすること等
		形態	屋根は勾配屋根を基本とすること等
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等
中景保全地区	視点場と基準点を通る線に挟まれた半径500m～3300m以内を地面に水平投射した範囲	高さ	—
		形態	—
		色彩	落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること等

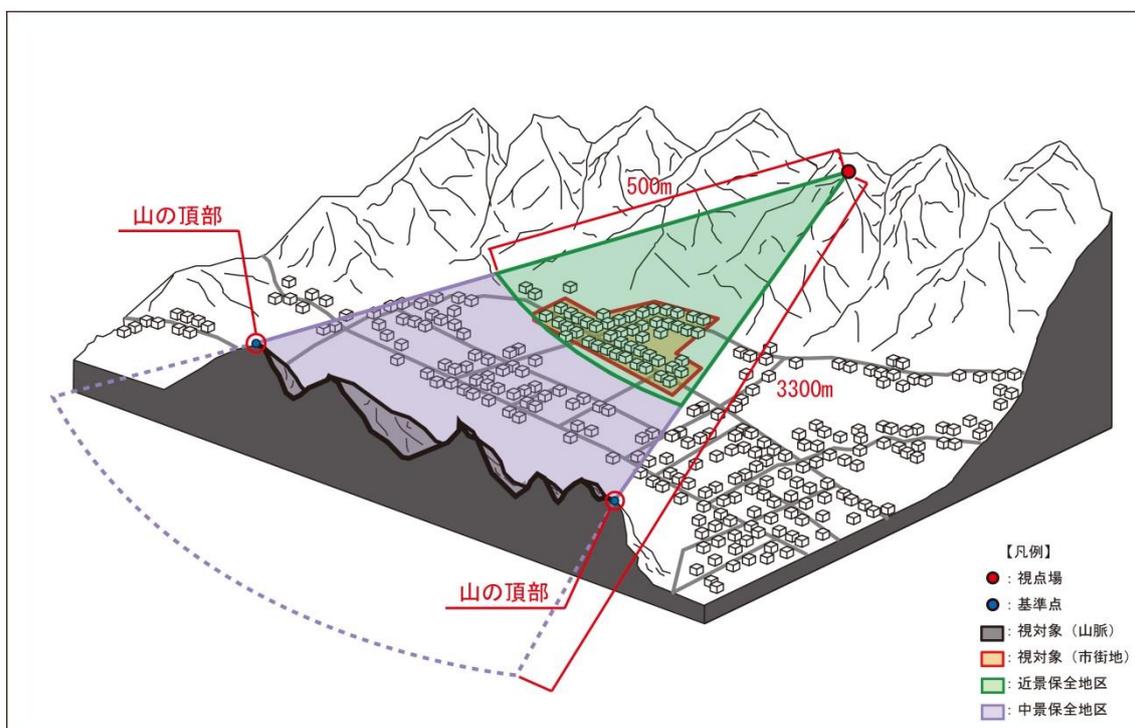


図 5-5-6-3 中景保全地区及び眺望景観保全基準のイメージ(混合・パノラマ型(俯瞰))

③眺望景観保全地区の例（平面）（混合・パノラマ型（俯瞰））

「②眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」で設定した「近景保全地区」、「中景保全地区」の2つの地区を合わせた眺望景観保全地区(平面)の例を図5-5-6-4に示す。

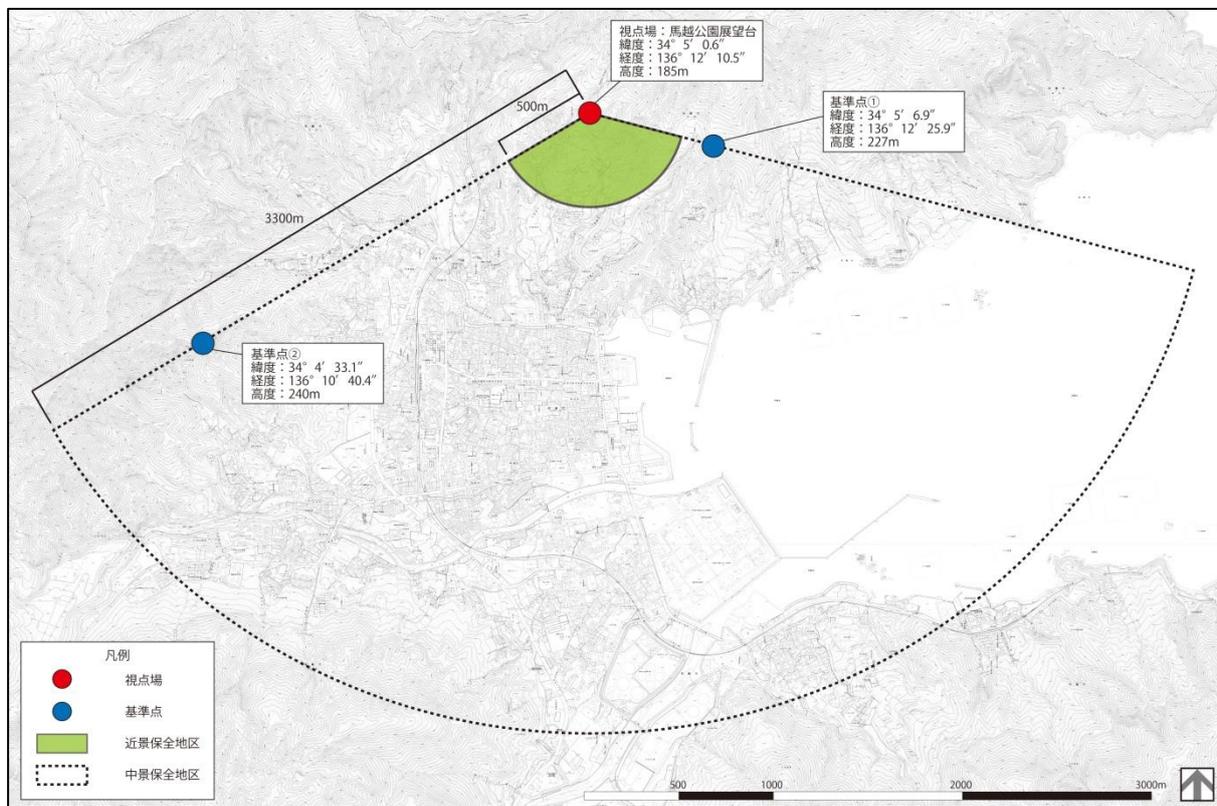


図5-5-6-4 眺望景観保全地区のイメージ(混合・パノラマ型(俯瞰))

(例：馬越公園眺望景観保全地区)

5-5-7 眺望景観保全基準の内容に関する提案

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を一部変更し、提案を行い、標高保全地区及び近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。以下に変更点を示す。

- ・標高保全地区においては、「標高高さ」という項目を新たに設ける。
- ・「配置及び規模」、「形態及び外観」の項目に高さ、屋根の形状に関する新たな基準を追加する。
- ・「色彩」は2案提案することとする。案1は三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることを基本とするもの、案2は平成23年度における三重県との共同研究「熊野川流域周辺の景観保全に関する研究 - 熊野川流域景観計画(案)における計画内容の提案 -」で提案した色彩基準を準用するものである。2つの案を提案する理由としては、本研究では、熊野古道地域の建築物等の実態調査を行っていたためである。実際に眺望景観保全制度として運用する際には、その地域の建築物等について現地調査を行い、その調査結果を基に色彩の基準を定める必要があると考えられる。

表 5-5-7-1 熊野古道地域における眺望景観保全基準

項目		眺望景観保全基準(案)																																																
標高保全地区	標高高さ	建築物等の各部分は、標高保全地区に指定する(標高面)を原則として超えない高さとする。高さは敷地地盤面から13m以下とすること。																																																
	配置及び規模	周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、屋根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。																																																
近景保全地区	形態及び外観	歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 屋根は勾配屋根を基本とすること。 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。																																																
	色彩	案1	色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。 色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。 建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。 外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。 屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。																																															
		案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">外壁色彩</td> <td rowspan="3">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副基調色の推奨範囲</td> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">屋根色彩</td> <td rowspan="3">基調色の推奨範囲</td> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副基調色の推奨範囲</td> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	その他	4以上8未満	1以下	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	0R~10R	4以上8未満	2以下	副基調色の推奨範囲	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
対象	色彩	色相	明度	彩度																																														
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																														
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																														
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																														
	副基調色の推奨範囲	その他	4以上8未満	1以下																																														
		0R~10R	7未満	4以下																																														
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																														
屋根色彩	基調色の推奨範囲	2.6Y~10Y	8未満	3以下																																														
		その他	8未満	2以下																																														
		0R~10R	4以上8未満	2以下																																														
	副基調色の推奨範囲	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																														
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																														
		その他	4以上8未満	1以下																																														
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。																																																		

眺望景観保全基準	近景保全地区	素材	周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。																																																		
		緑化	行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																		
		その他	屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。																																																		
眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。 色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。 建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。 外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。 屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。																																																	
				案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>				対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の 推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
			対象		色彩	色相	明度	彩度																																													
			外壁 色彩		基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																													
						0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																													
						2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																													
						その他	4以上8未満	1以下																																													
			副基調色の 推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																														
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																														
				2.6Y~10Y	8未満	3以下																																															
その他	8未満	2以下																																																			
屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																	
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																	
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																	
		その他	4以上8未満	1以下																																																	
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。																																																					
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)																																																					
項目 眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																			
③土石の採取又は鉱物の掘採																																																					
項目 眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区	採取等の方法、採取等後の緑化等	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																			
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																					
項目 眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。																																																			
凡例																																																					
赤字		三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目																																																			

5-6 眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準

眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準の提案として、「届出対象行為」、「標高高さの計測方法」、「景観計画への適合確認方法」について提案を行う。

5-6-1 届出対象行為に関する提案

眺望景観保全地区内において、以下に掲げる行為を行おうとする場合、届出が必要となり、眺望景観保全基準に適合する必要がある。

なお、「届出対象行為」に関して基本的には三重県景観計画の通りであるが、以下の点について変更して提案を行う。

- ・(1)～(5)において対象とするものを「すべて」とする。
- ・(3)、(4)については「農業、林業又は漁業を営むために行う行為に伴い生ずる擁壁又は法面の場合のみ高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの」という但し書きを加えている。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（景観法第16条第1項第1号に定める行為）

眺望景観保全地区内のすべての建築物を対象とする。

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（景観法第16条第1項第2号に定める行為）

眺望景観保全地区内のすべての工作物を対象とする。

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号に定める行為）

眺望景観保全地区内のすべての開発行為を対象とする。ただし、農業、林業又は漁業を営むために行う行為に伴い生ずる擁壁又は法面の場合のみ高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）

眺望景観保全地区内のすべての土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更を対象とする。ただし、農業、林業又は漁業を営むために行う行為に伴い生ずる擁壁又は法面の場合のみ高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの。

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）

眺望景観保全地区内のすべての土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積を対象とする。

5-6-2 標高高さの計測方法に関する提案

標高高さの計測方法については以下の2点の提案を行う。

(1) 景観計画への標高高さの計測方法の明示

標高高さの計測方法に関しては、第2章で全国における眺望景観保全制度の運用状況について調査分析を行ったが、すべての自治体において特に指定していなかった。これより、景観計画書において標高高さの計測方法が特に明示されず、その計測方法にあたっては設計者自らの判断に委ねられていることが課題であることが明らかになった。

そこで熊野古道地域における眺望景観保全制度においては「設計地盤面ごとでGPS等を用いて標高高さを計測すること」等の基本的な計測方法について景観計画書に明示することを提案する。

(2) 行政の技術的支援の提案

第2章の調査分析において、景観計画書に標高高さの計測方法は特に明示していないが、設計地盤面の計測を容易に行うための行政の技術的支援として、眺望景観保全地区内に新たに設置した基準点により、緯度、経度、標高等の情報を参考データとして提供している自治体(①基準点設置情報提供型)や、既に設置されている公共基準点により、緯度、経度、標高等の情報を参考データとして提供している自治体(②公共基準点情報提供型)が見受けられた。

よって、熊野古道地域における眺望景観保全制度においても(1)の提案に加えて、行政の技術的支援についても提案することとする。

「①基準点設置情報提供型」の基準点は、眺望景観保全を目的としたものであるため、より正確に設計地盤面の標高高さを計測することが可能であると考えられる。また、この技術的支援は新たに基準点を設置しているため、視対象がランドマーク眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が限定されている場合に運用されやすく、視対象がパノラマ眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が広域に及ぶ場合は運用されにくい方法であると考えられる。

それに対し、「②公共基準点情報提供型」の公共基準点は、眺望景観保全を目的としたものではないため、設計地盤面の場所によっては公共基準点から離れてしまい、誤差が生じてしまう可能性があると考えられる。しかし、この技術的支援は既に設置されている公共基準点を利用するため、視対象がパノラマ眺望景観であり、眺望景観保全地区の範囲が広域に及ぶ場合に運用されやすい方法であると考えられる。

以上を踏まえて、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補は全てがパノラマ眺望景観であるため、「②公共基準点情報提供型」を設計地盤面の計測を容易に行うための行政の技術的支援として用いることを提案する。

ただし、今後、視対象がランドマーク眺望景観の眺望景観保全地区が追加される場合は、その性質を判断した上で「①基準点設置情報提供型」を用いることも考えられる。

5-6-3 景観計画への適合確認方法に関する提案

景観計画への適合確認方法に関しては、熊野古道地域における眺望景観保全地区候補の全てがパノラマ眺望景観であるため、「算定式確認型」は用いず、設計地盤面ごとに個別で適合確認を行う「個別確認型」を用いることとする。その際、景観計画に基づく届出時に「景観シミュレーション図」、「眺望断面図」、「眺望景観保全基準チェックシート」を提出させ、確認を行うこととする。ただし、今後、視対象がランドマーク眺望景観の眺望景観保全地区が追加される場合は、その性質を判断した上で「算定式確認型」を用いることも考えられる。

(1) 景観シミュレーション図

景観シミュレーション図とは、計画敷地周辺の状況を含むフォトモンタージュや、建築物等の概ねの形状を記入した視点場から視対象を撮影した写真のことである。これは、建築物等の形態や色彩が眺望景観保全基準に適合しているかを判断するために提出させるものである。

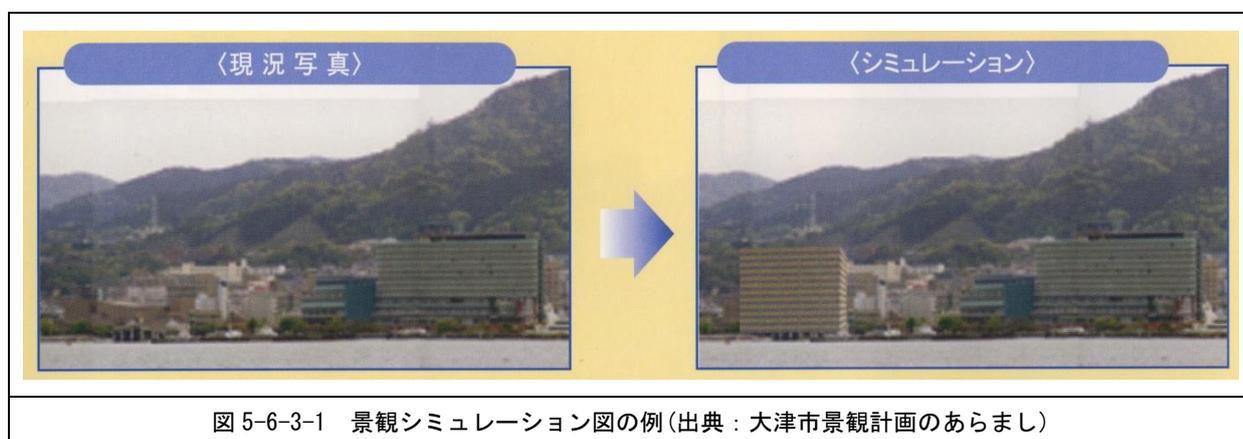


図 5-6-3-1 景観シミュレーション図の例(出典：大津市景観計画のあらまし)

(2) 眺望断面図

眺望断面図とは、視点場、視対象(基準点)、設計地盤面を通る断面図のことである。

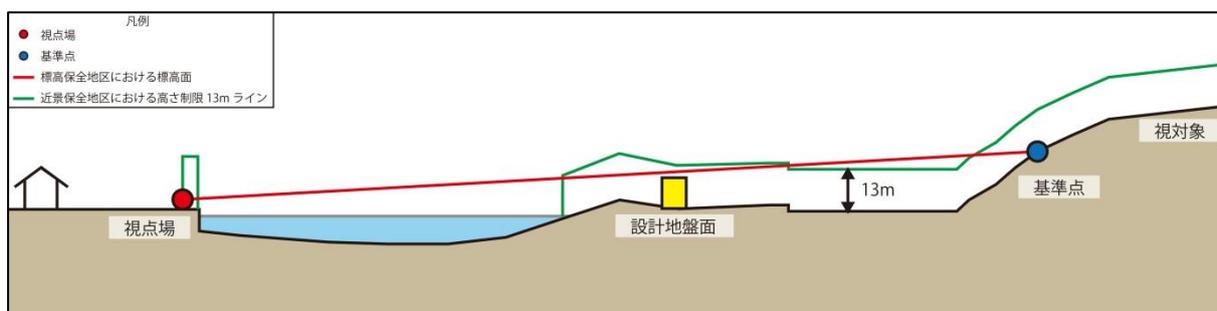


図 5-6-3-2 眺望断面図のイメージ

(3) 眺望景観保全基準チェックシート

眺望景観保全基準チェックシートとは、眺望景観保全基準に対する配慮の状況及び配慮した内容について記載するものである。眺望景観保全基準チェックシートは、三重県景観計画における「景観形成基準チェックシート」を基に、以下の点について変更して提案を行う。

- ・基本事項に「眺望景観保全地区の名称」という項目を追加する。
- ・5-5-7 で提案を行った「熊野古道地域における眺望景観保全基準」の内容ごとにチェック項目を設ける。

眺望景観保全基準チェックシート(案)

「届出書(通知書)」に必要な添付書類(景観法施行規則又は三重県景観規則)として、本チェックシートを提出してください。
(該当する行為ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。)

届出者の氏名					
行為の場所					
眺望景観保全地区の名称					
周辺景観の特性					
項目		眺望景観保全基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
① 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	標高保全地区	建築物等の各部分は、標高保全地区に指定する「標高面」を原則として超えない高さとする。			
	配置及び規模	高さは敷地地盤面から13m以下とすること。			
		周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。			
		主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。			
		山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。			
		行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。			
		行為地がまどまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。			
		歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。			
	近景保全地区	道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。			
		形態及び外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまどまりのある形態及び外観とすること。		
			屋根は勾配屋根を基本とすること。		
			主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。		
			外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。		
			屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。		
歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。					
道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。					
商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。					

項目	眺望景観保全基準				具体的な配慮又は工夫の内容	※適否																																																	
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	近景保全地区	色彩	案1	色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。																																																			
			案2	色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。																																																			
				建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。																																																			
				外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。																																																			
				屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。																																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下		
				対象	色彩	色相	明度	彩度																																															
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																
その他	4以上8未満	1以下																																																					
副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																																			
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																																			
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																																			
		その他	8未満	2以下																																																			
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																			
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																			
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																			
		その他	4以上8未満	1以下																																																			
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。																																																							
素材	周囲の景観との調和に配慮した素材を使用すること。																																																						
	できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。																																																						
	できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。																																																						
	歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。																																																						
緑化	行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周囲の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。																																																						
	行為地の境界を囲う場合は、できる限り周囲の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。																																																						
	行為地の樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																						
その他	屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。																																																						
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周囲の状況に応じて照明方法を工夫すること。																																																						
行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周囲の景観に調和させること。																																																							
中景保全地区	色彩	案1	色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。																																																				
		案2	色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。																																																				
			建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。																																																				
			外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。																																																				
			屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下			
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																																
		外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																	
				0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																	
				2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																	
その他	4以上8未満			1以下																																																			
副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																																			
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																																			
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																																			
		その他	8未満	2以下																																																			
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																			
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																			
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																			
		その他	4以上8未満	1以下																																																			
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。																																																							

項目		眺望景観保全基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
② 開発行為又は土石の採取又は掘削その他の土地の形質の変更（土石の採取又は掘削その他の土地の形質の変更を除く。） 近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。		
		のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。		
		行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。		
③ 土石の採取又は掘削 近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取等後の緑化等	土石の採取又は掘削の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘削の位置、方法を工夫すること。		
		採取又は掘削後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。		
④ 物件の堆積 近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。		
		積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。		
		できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		

5-7 視点場の整備・周知に関する基本方針

5-7-1 視点場の整備に関する提案

視点場の整備に関しては、「①緯度、経度、標高を表す金属鋳の設置」、「②視対象を解説した案内板の設置」、「③東屋や固定型ベンチの設置」、「④視点場までの経路を示した案内板の設置」を行うことを提案する。

表 5-7-1-1 視点場の整備に関する提案

視点場の整備	
金属鋳	視点場に緯度、経度、標高を表す金属鋳を設置する。
解説案内板	視点場に視対象を解説した案内板を設置する。
東屋等	視点場に東屋や固定型ベンチを設置する。
経路案内板	視点場までの経路を示した案内板を途中の経路に設置する。

①緯度、経度、標高を示した金属鋳の設置

視点場の位置を正確に示すため、視点場に緯度、経度、標高を示した金属鋳を設置することが望ましいと考えられる。



写真 5-7-1-1 金属鋳の例(岡崎市景観計画における視点場：大樹寺)

②視対象を解説した案内板の設置

市内外の人に眺望景観を啓発するため、視点場に視対象を解説する案内板を設置することが望ましいと考えられる。

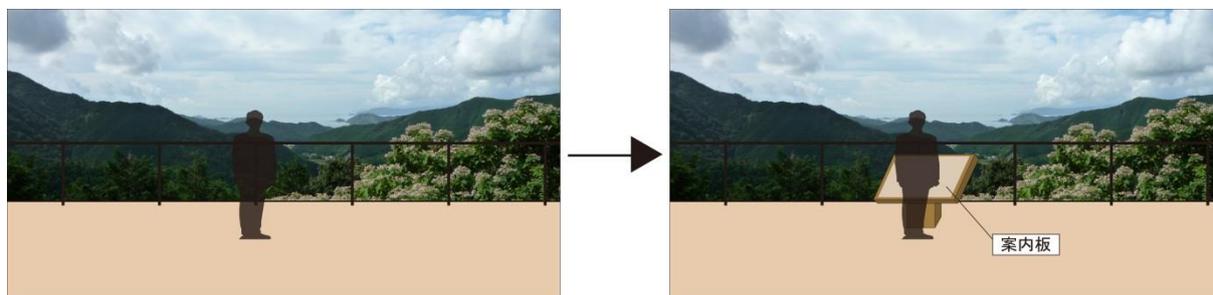


図 5-7-1-1 視対象を解説した案内板の設置のイメージ

③東屋や固定型ベンチの設置

市内外の人が安全に眺望景観を眺めることができるよう、東屋や固定型ベンチを設置することが望ましいと考えられる。



④視点場までの経路を示した案内板の設置

熊野古道地域における視点場は世界遺産熊野参詣道伊勢路沿い等の山中に設定されているものが多いため、安全に視点場へ行くことができるよう、道中に視点場までの経路を示した案内板を設置することが望ましいと考えられる。



写真 5-7-1-4 視点場までの経路を示した案内板
(例：荷坂峠(沖見平))



写真 5-7-1-5 視点場までの経路を示した案内板
(例：馬越公園展望台)

⑤視点場の整備後のイメージ

視点場の整備後のイメージを図 5-7-1-2 に示す。

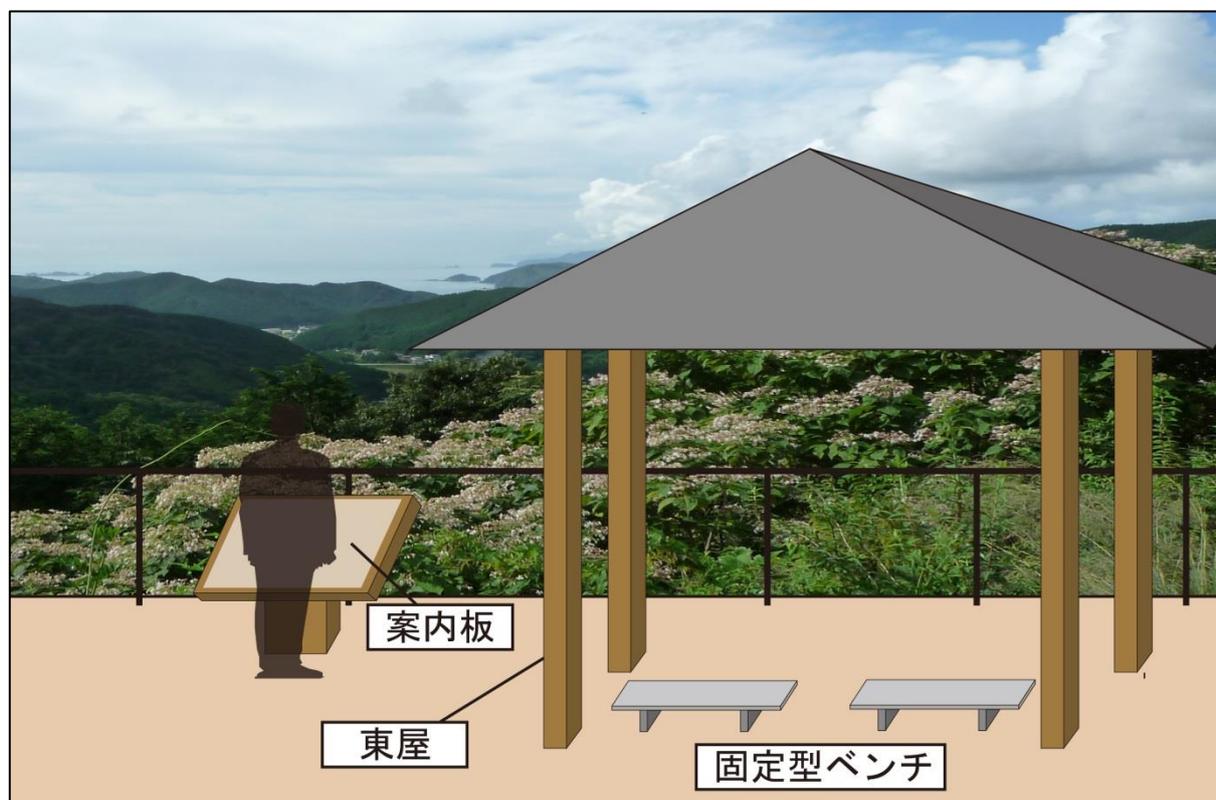


図 5-7-1-2 視点場の整備後のイメージ

5-7-2 眺望景観保全の周知に関する提案

眺望景観保全の周知は、眺望景観保全制度に関するパンフレットやホームページを作成し、市内外の人々や観光客、事業者等に対し情報提供を行うことが有効であると考えられる。眺望景観保全を周知することで、眺望景観保全への理解が深め、意識が向上するだけでなく、眺望景観を観光資源として活かすことで、交流人口が増加することも考えられる。

5-8 小括

本章では、第4章までの調査分析を基に、熊野古道地域における眺望景観保全制度を、「STEP1：視点場・視対象の選定」、「STEP2：視点場の設定」、「STEP3：視対象の設定」、「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」、「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」、「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」の6段階に分けて提案を行うことができた。以下に詳しく提案内容を示す。

(1) 「STEP1：視点場・視対象の選定」では、「主要な視点場・視対象評価シート」、「誇れる視点場・視対象評価シート」を用いた選定方法を提案し、眺望景観保全地区指定を行う必要性の高い箇所を明らかにすることができた。

(2) 「STEP2：視点場の設定」では、「熊野古道型」、「展望台型」、「公園内型」、「海岸型」の4つの類型ごとに設定方法を提案することができた。

(3) 「STEP3：視対象の設定」では、「自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の2つの類型を基本とし、さらに「自然・パノラマ型(仰観)」、「自然・パノラマ型(俯瞰)」、「自然・パノラマ型(360°)」、「ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型(俯瞰)」に分け、これら5つの類型ごとに設定方法を提案することができた。

(4) 「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」では、視対象が「自然・パノラマ型(仰観)」、「ランドマーク眺望景観を含む自然・パノラマ型」の場合は、「標高保全地区」、「近景保全地区」、「中景保全地区」の3つの眺望景観保全地区及びそれぞれに対応する眺望景観保全基準を提案し、視対象が「自然・パノラマ型(俯瞰)」、「自然・パノラマ型(360°)」、「混合・パノラマ型(俯瞰)」の場合は、「近景保全地区」、「中景保全地区」の2つの眺望景観保全地区及びそれぞれに対応する眺望景観保全基準を提案することができた。

(5) 「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」では、「届出対象行為」、「標高高さの計測方法」、「景観計画への適合確認方法」について提案することができた。

(6) 「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」では、「視点場の整備」、「眺望景観保全の周知」について提案することができた。

なお、本章では、熊野古道地域における眺望景観保全制度の設定に関する基本的な考え方を提案したが、実際は、それぞれの眺望景観保全地区候補の性質や現状を踏まえた上で、適宜柔軟な運用を行っていくことが必要である。

第6章では、これらの提案の妥当性を検証するため、熊野古道地域を対象にケーススタディを行う。

第6章 熊野古道地域における眺望景観保全制度のケーススタディ

- 6-1 熊野古道地域をケーススタディとして
- 6-2 総括

第6章 熊野古道地域における眺望景観保全制度のケーススタディ

6-1 熊野古道地域をケーススタディとして

本章では、以上までの提案の妥当性を検討するため、熊野古道地域を対象に眺望景観保全制度のケーススタディを行う。なお、本研究では、視点場や基準点の座標(緯度、経度、高度)の計測を行う際には「ATRAS HANDY GPS MAP ASG-CM21」を用いることとし、山中等の計測が困難な場所については「Mie Click Maps」を用いることとする。

6-1-1 ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補

ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補は以下の条件により選定する。

表 6-1-1-1 ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補の選定条件

選定条件	
①	眺望景観の各類型において、誇れる視点場・視対象評価シートの評価結果の上位1箇所程度を選定する。
②	熊野古道型の視点場については、全ての評価結果が13/14であるため、「西国三十三所名所図会」において風景の良さに焦点を当てた記述が見受けられる「荷坂峠(沖見平)」、また、展望台として整備されており、ケーススタディを行いやすいと考えられる「馬越公園展望台」を選定する。
③	視対象が360°パノラマであり、眺望景観が特徴的な「高塚山展望台」については、誇れる視点場・視対象評価シートの評価結果に関係なく、選定する。
④	視対象にランドマーク眺望景観である天満洞が含まれる「中熊小公園(船越海岸)」については、誇れる視点場・視対象評価シートの評価結果に関係なく、選定する。

以上より、「熊野古道+自然・パノラマ型」では「荷坂峠(沖見平)」、「熊野古道+混合・パノラマ型」では「馬越公園展望台」、「展望台+自然・パノラマ型」では「マンボウの丘」及び「高塚山展望台」、「公園内+自然・パノラマ型」では「中熊小公園(船越海岸)」及び「あなじゃ公園」、「公園内+混合・パノラマ型」では「須賀利(普濟寺)」、「海岸+自然・パノラマ型」では「三木里海水浴場」を取り上げてケーススタディを行う。誇れる視点場・視対象評価シートの評価結果一覧を以下に示す。なお、「展望台+混合パノラマ型」に該当するのは「古里展望台」の1箇所であるが、誇れる視点場・視対象評価シートの評価結果が低いいため、ケーススタディとして取り上げないこととする。

表 6-1-1-2 ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補

眺望景観の類型化	No.	視点場名称	視対象名称	評価結果		
				視点場	視対象	合計点
熊野古道+自然・パノラマ型	1	荷坂峠(沖見平)	紀伊山地・熊野灘	8/8	5/6	13/14
	3	ツヅラ峠(展望台)	紀伊山地・熊野灘	8/8	5/6	13/14
	6	始神峠展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・志摩半島	8/8	5/6	13/14
	14	八鬼山健康とゆとりの森(さくらの森ゾーン)	熊野灘・志摩半島から那智山	8/8	5/6	13/14
熊野古道+混合・パノラマ型	13	馬越公園展望台	紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地	8/8	5/6	13/14
	18	三木峠(展望峰)	熊野灘・三木浦の集落・賀田湾	8/8	5/6	13/14
展望台+自然・パノラマ型	2	マンボウの丘	紀伊山地・熊野灘	9/12	5/6	14/18
	4	サボ鼻水平道(佐甫道)展望台	古里海岸・大小の島々(紀伊の松島)	6/12	2/6	8/18
	5	高塚山展望台	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)・リアス式海岸の入り江・紀伊山地	5/12	2/6	7/18
	11	大敷魚見小屋	熊野灘	3/12	2/6	5/18
展望台+混合・パノラマ型	15	茜の森	熊野灘・九鬼湾	8/12	5/6	13/18
	7	古里展望台	熊野灘・点在する島々(紀伊の松島)・古里海水浴場・市街地	2/12	2/6	4/18
公園内+自然・パノラマ型	9	中熊小公園(船越海岸)	熊野灘・天満洞	6/12	3/6	9/18
	16	あなじゃ公園	島々・海・日の出(時間指定有り)	5/12	5/6	10/18
公園内+混合・パノラマ型	20	須賀利(普濟寺)	須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)・尾鷲湾・山々	6/12	4/6	10/18
海岸+自然・パノラマ型	8	道瀬海岸	熊野灘・大小の島々(紀伊の松島)	5/12	2/6	7/18
	19	三木里海水浴場	紀伊山地・白い砂浜・松原・賀田湾・紀伊山地	7/12	5/6	12/18

凡例
 ケーススタディとして取り上げる眺望景観保全地区候補

6-1-2 荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区

「荷坂峠(沖見平)」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「紀伊山地」、「熊野灘」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-2-1 「荷坂峠(沖見平)」から「紀伊山地・熊野灘」への眺望景観

(1) 視点場の設定

視点場は、世界遺産熊野参詣道伊勢路に設定されていることから「熊野古道型」である。

視点場候補地には、視対象に向かって可動型ベンチが前後に2つずつ、合計4つ設置されているが、視対象に向かって後方左及び前方右の可動型ベンチは老朽化しているため、この場所は視点場としてふさわしいとは言えない。また、視対象に向かって前方左の可動型ベンチは整備されて比較的新しいものであると思われるが、前方左側に眺望を阻害する樹木が存在するため、この場所についても視点場としてふさわしいとは言えない(但し、眺望を阻害する樹木が伐採されれば、この場所も視点場となり得る。)。一方、視対象に向かって後方右の可動型ベンチは整備されて比較的新しいものであると思われ、かつ、視対象である紀伊山地と熊野灘が一体となった広がりのある眺望景観を一望できるため、この場所を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、視対象に向かって後方右の可動型ベンチの中心から水平距離0.5m、地盤面から垂直距離1.5mの位置(緯度 $34^{\circ} 13' 55.7''$ 、経度 $136^{\circ} 21' 25.3''$ 、高度154m)とする(水平距離0.5mとした理由は、前方に別の可動型ベンチが存在し、水平距離1.0mの位置に設定することが困難であるためである。)。

※但し、荷坂峠(沖見平)のベンチは可動型ベンチであるため、実際に眺望景観保全地区に指定し、視点場として整備を行う際は、より視点場としてふさわしい場所を測定し、固定型ベンチや案内板等を設置し、整備を行う必要があると考えられる。今回のケーススタディでは現在の荷坂峠(沖見平)の状況を基に、視点場の設定を行なっている。

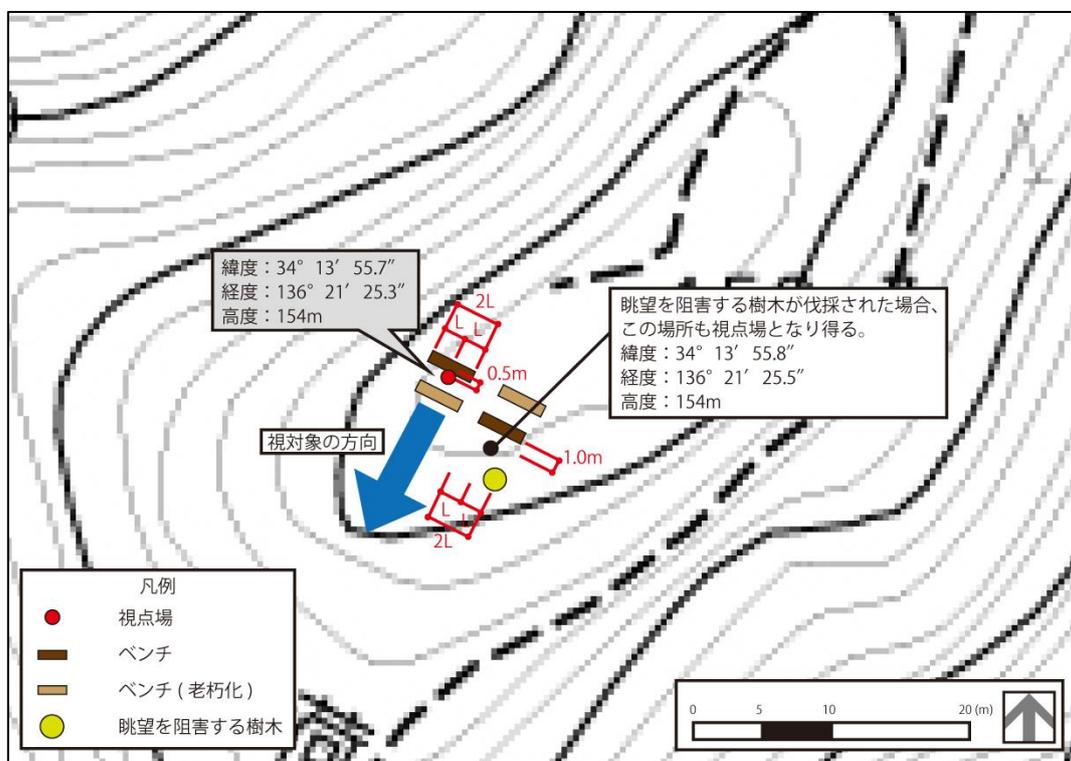


図 6-1-2-1 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における視点場の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)



図 6-1-2-2 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 6-1-2-2 荷坂峠(沖見平)

(2) 視対象の設定

視対象は、「紀伊山地・熊野灘」を望む「自然・パノラマ型」である。

視点場から視対象を含むよう、山の頂部に基準点を設定する。



図 6-1-2-3 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における基準点の位置

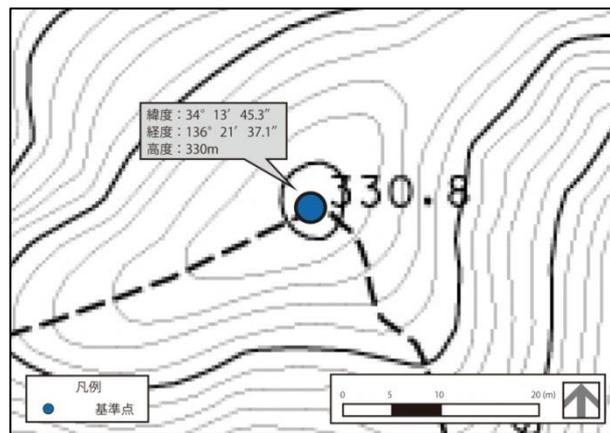


図 6-1-2-4 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における基準点①の位置

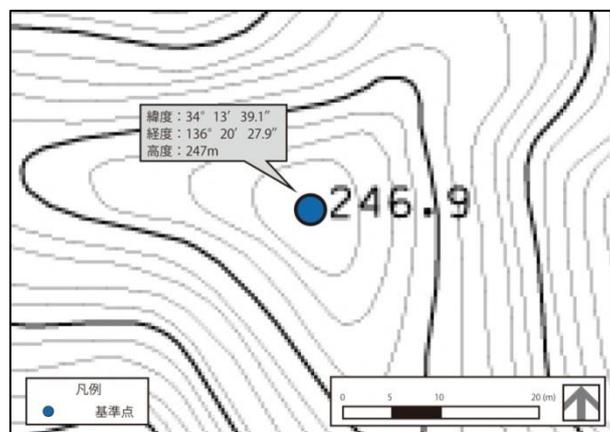


図 6-1-2-5 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における基準点②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m 以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m～3300m の範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

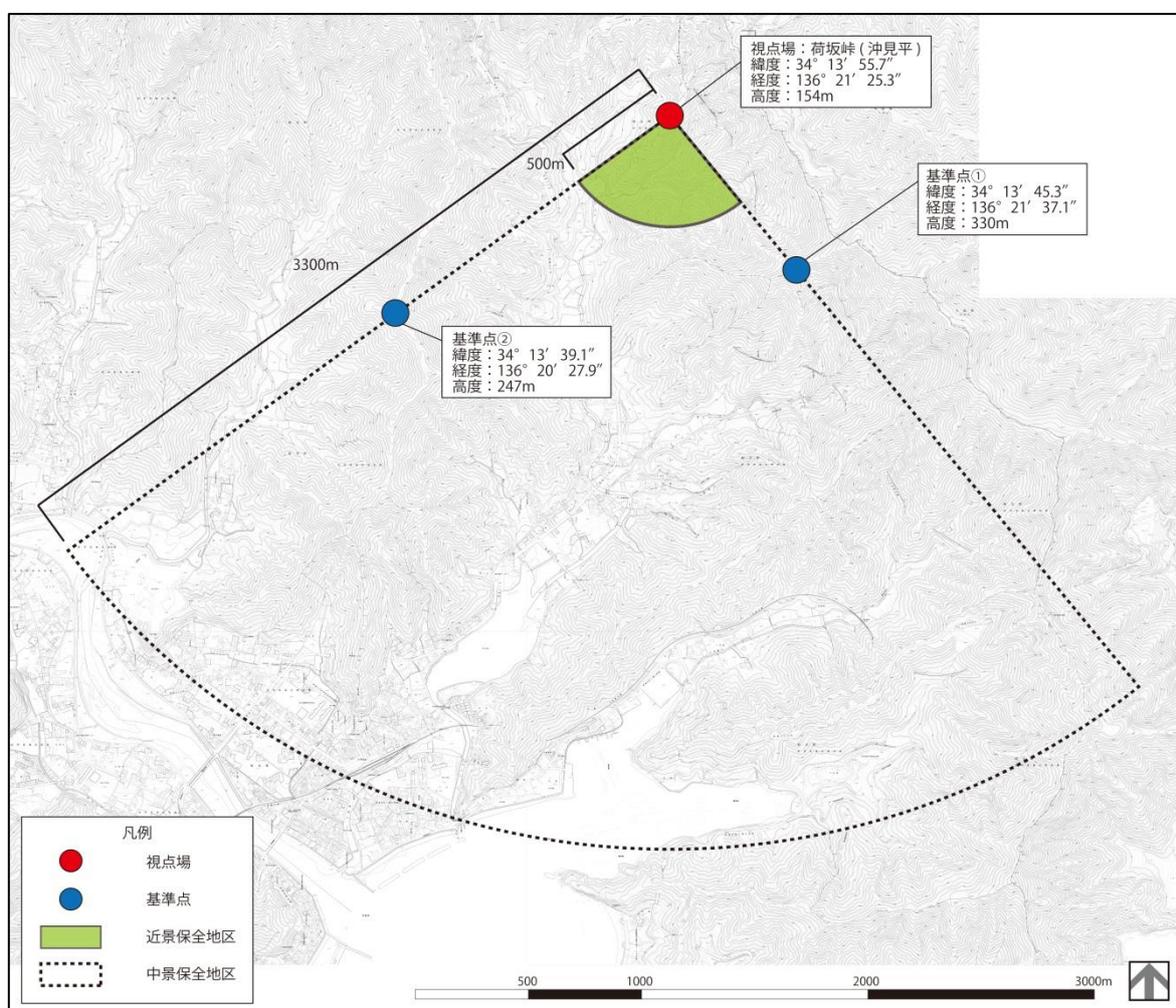


図 6-1-2-6 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

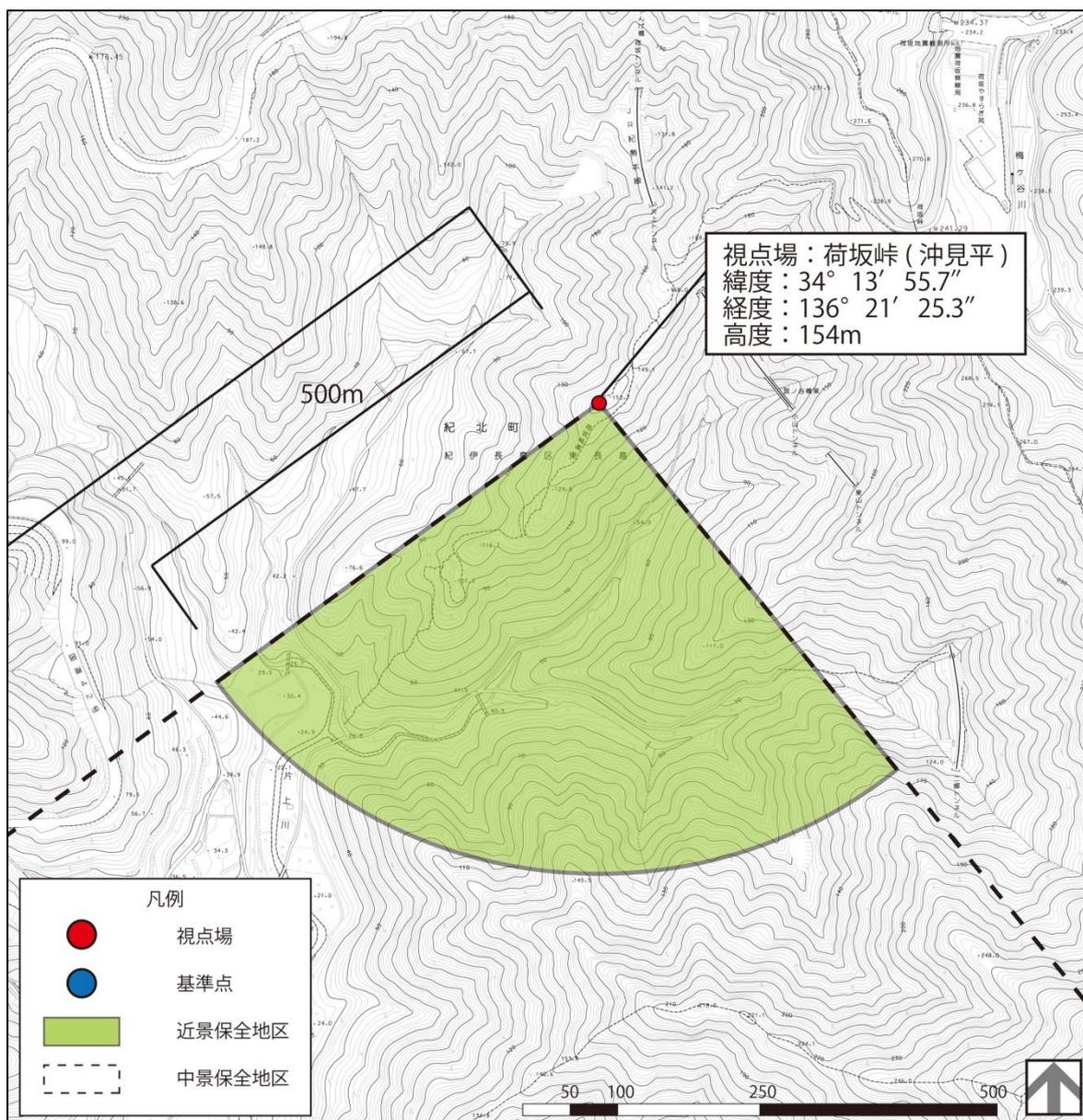


図 6-1-4-7 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-2-1に示す。

表6-1-2-1 「荷坂峠(沖見平)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>																																														
	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
形態及び外観	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
色彩	<p>近景保全地区</p>																																														
	<p>案1</p>																																														
色彩	<p>案2</p>																																														
	<p>眺望景観保全基準</p>																																														
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																															
			案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	外壁色彩	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																												
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
					その他	4以上8未満	1以下																																												
			外壁色彩	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																												
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																												
					2.6Y~10Y	8未満	3以下																																												
その他	8未満	2以下																																																	
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																															
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																															
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																															
		その他	4以上8未満	1以下																																															
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。																																																	
中景保全地区		のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																	
		行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																	
③土石の採取又は鉱物の掘採																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。																																																	
中景保全地区		採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。																																																	
中景保全地区		積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。																																																	
		できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。																																																	

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-3 馬越公園展望台眺望景観保全地区

「馬越公園展望台」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「紀伊山地」、「尾鷲湾」、「尾鷲市街地」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「馬越公園展望台眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-3-1 「馬越公園展望台」から「紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地」への眺望景観

(1) 視点場の設定

視点場は、世界遺産熊野参詣道伊勢路に設定されていることから「熊野古道型」である。

視点場候補地には、展望台が存在し、視対象である紀伊山地、尾鷲湾、尾鷲市街地が一体となった広がりのある眺望景観を一望できるため、この場所を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、馬越公園展望台の視対象側の境界の中心から水平距離 1.0m、展望台床面から垂直距離 1.5m の位置(緯度 $34^{\circ} 5' 0.6''$ 、経度 $136^{\circ} 12' 10.5''$ 、高度 185m)とする。

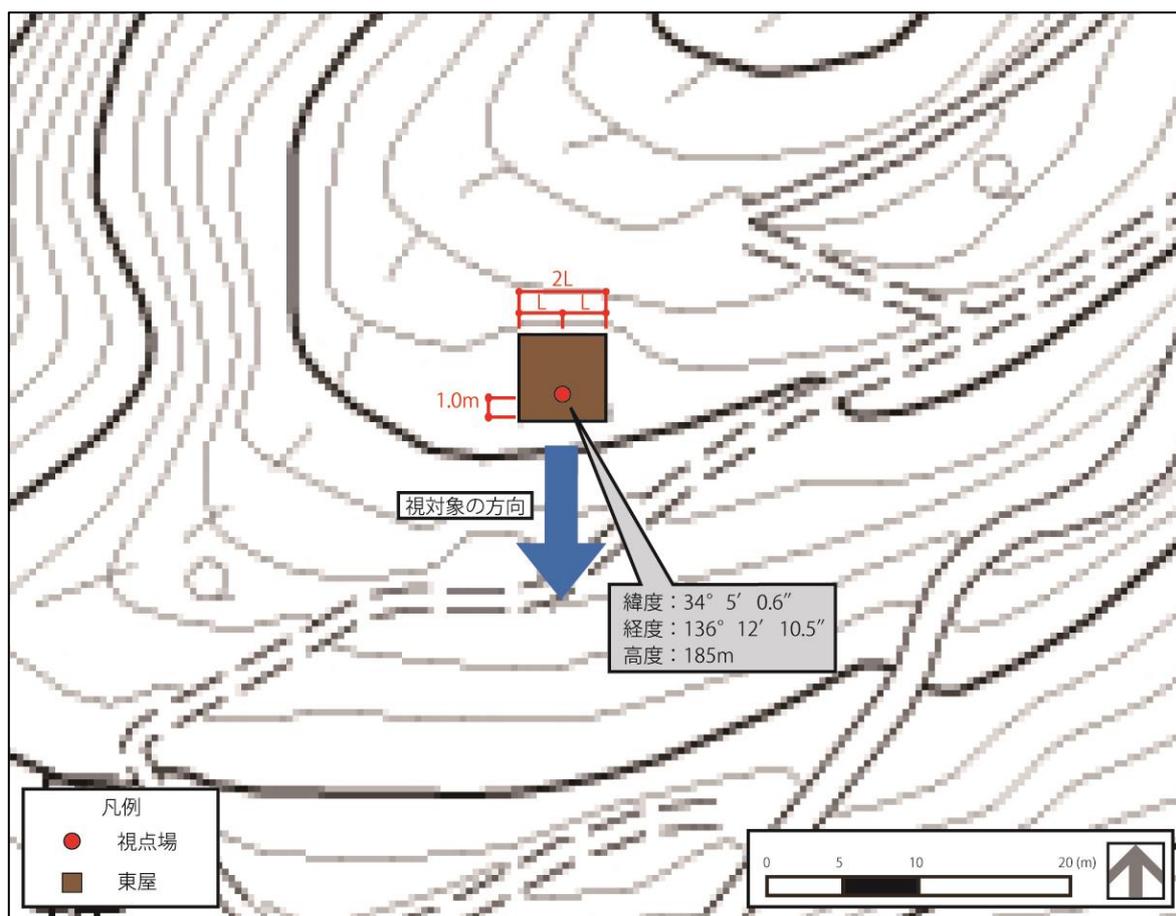


図 6-1-3-1 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

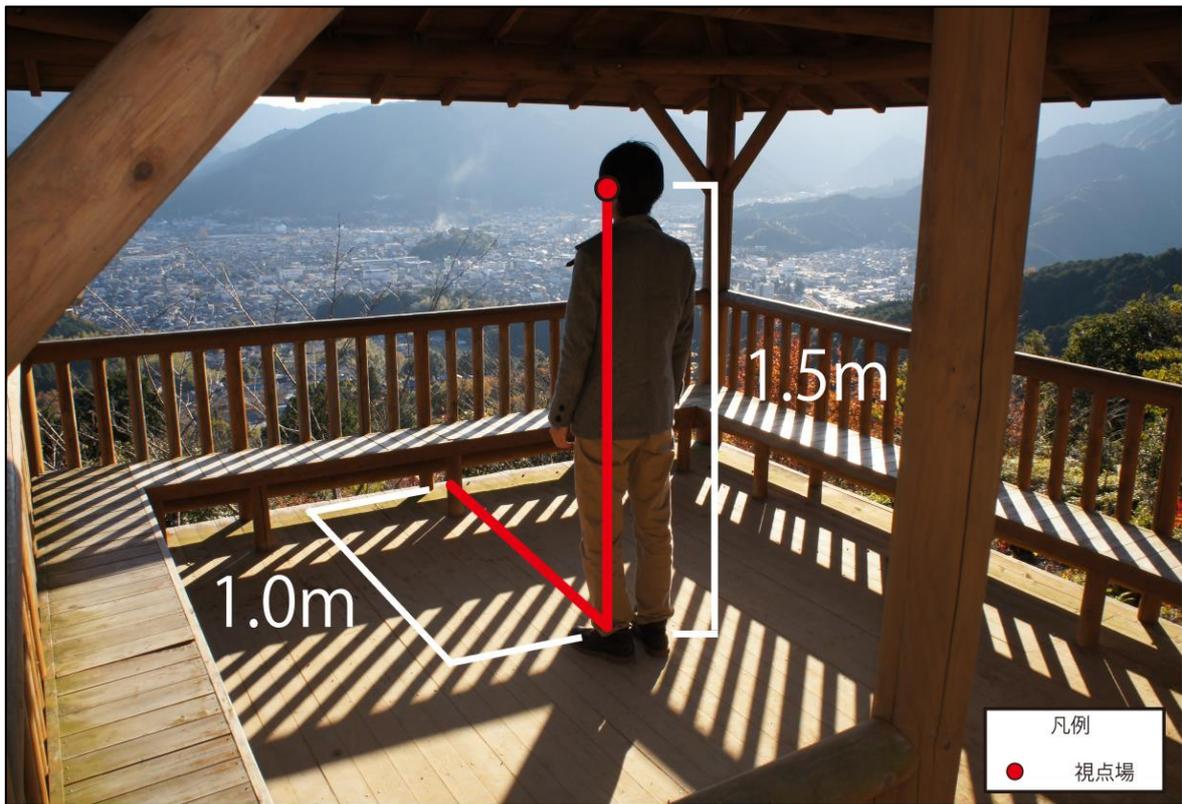


図 6-1-3-2 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 6-1-3-2 馬越公園展望台

(2) 視対象の設定

視対象は、「紀伊山地・尾鷲湾・尾鷲市街地」を望む「混合・パノラマ型」である。
 視点場から視対象を含むよう、山の頂部に基準点を設定する。

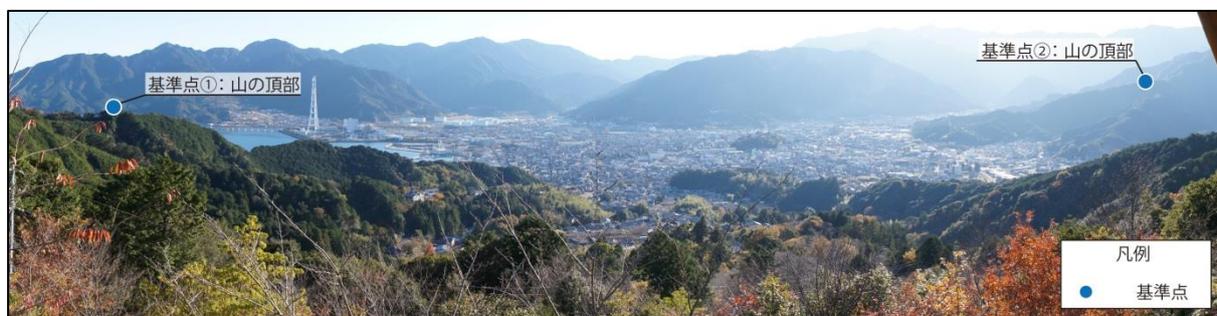


図 6-1-3-3 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における基準点の位置

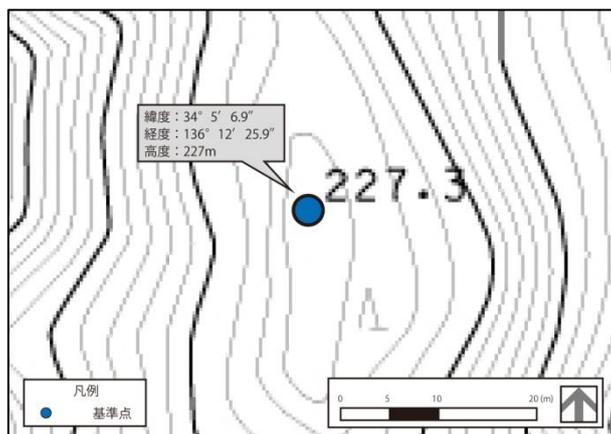


図 6-1-3-4 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における基準点①の位置

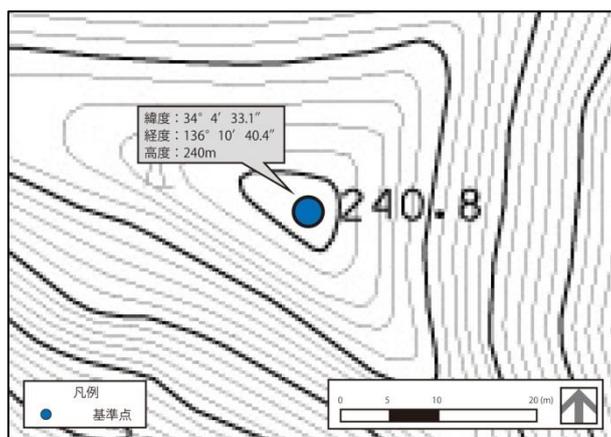


図 6-1-3-5 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における基準点②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m 以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m～3300m の範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

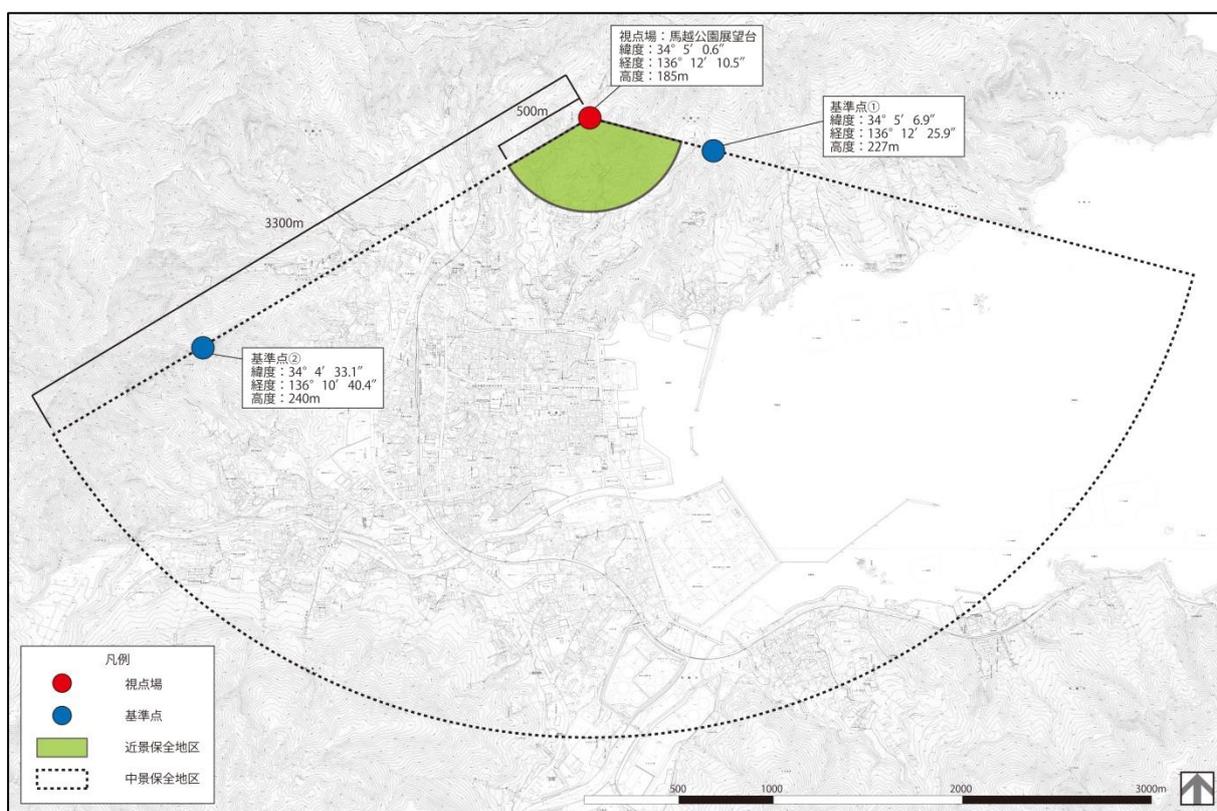


図 6-1-3-6 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

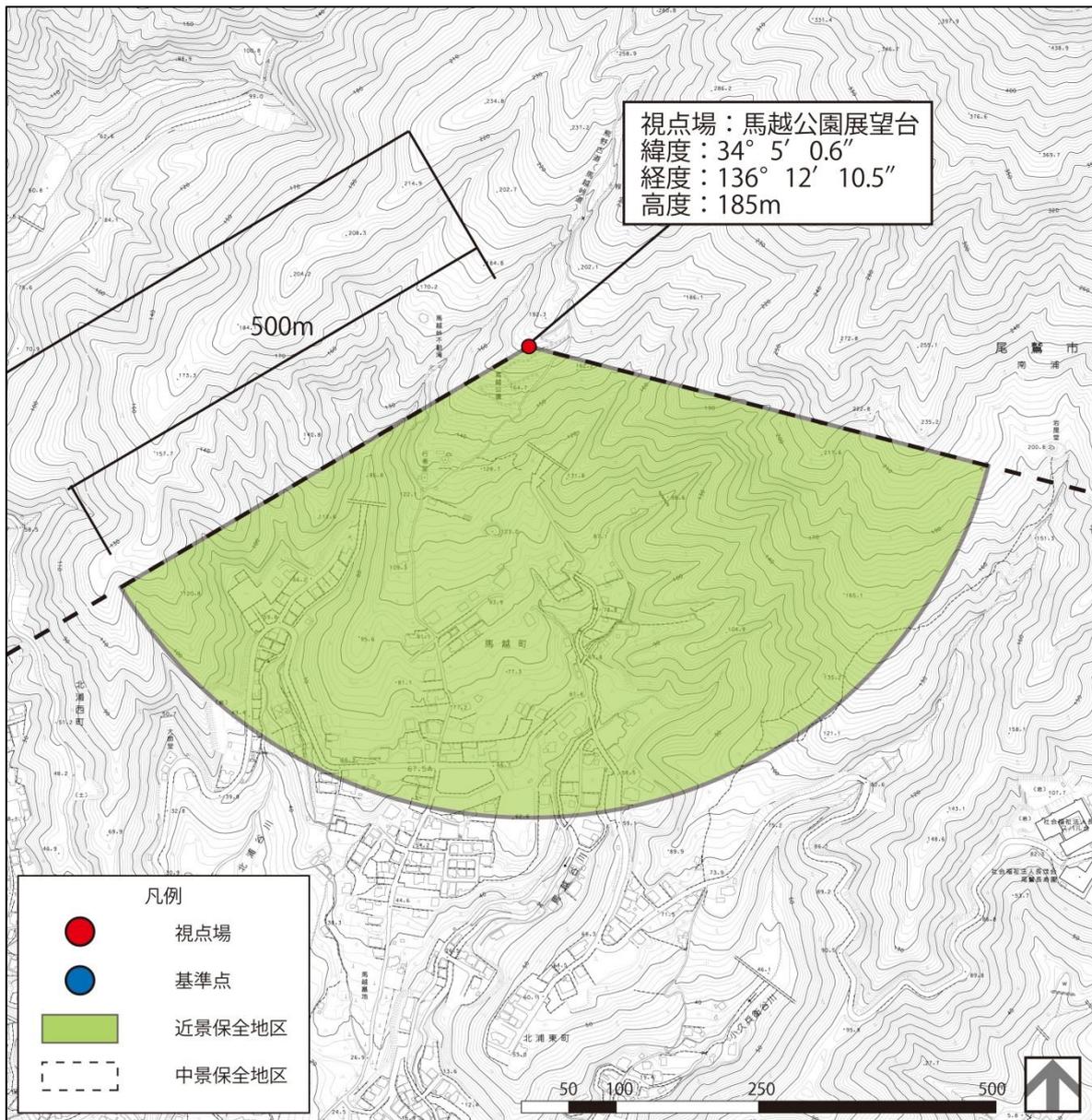


図 6-1-3-7 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-3-1に示す。

表6-1-3-1 「馬越公園展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>																																														
形態及び外観	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
色彩	<p>案1</p> <p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<p>案2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準

近景保全地区

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																																			
			案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>					対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																																
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																
					その他	4以上8未満	1以下																																																
			副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																																
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																																
					2.6Y~10Y	8未満	3以下																																																
その他	8未満	2以下																																																					
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																																			
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																																			
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																																			
		その他	4以上8未満	1以下																																																			
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。																																																							
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)																																																							
項目		眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																					
③土石の採取又は鉱物の掘採																																																							
項目		眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取等後の緑化等	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																					
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																							
項目		眺望景観保全基準(案)																																																					
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。																																																					

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-4 マンボウの丘眺望景観保全地区

「マンボウの丘」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「紀伊山地」、「熊野灘」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「マンボウの丘眺望景観保全地区」を指定する。

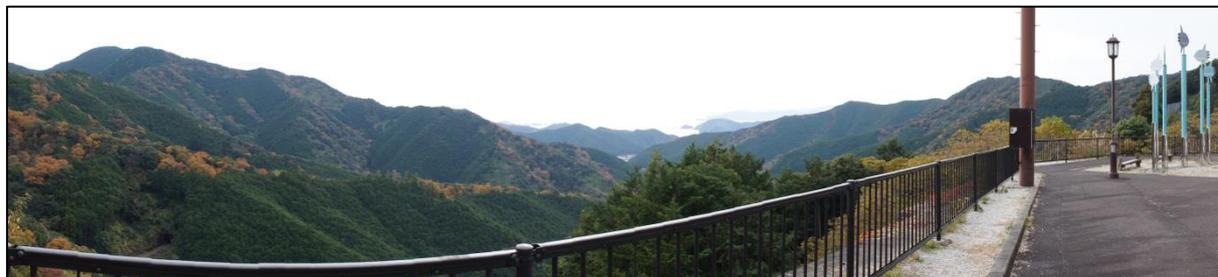


写真 6-1-4-1 「マンボウの丘」から「紀伊山地・熊野灘」への眺望景観

(1) 視点場の設定

視点場は、高台に設定されていることから「展望台型」である。

視点場候補地には、視対象に向かって可動型ベンチが設置されているが、老朽化しており使用することが困難であること、また、この場所からは眺望を阻害する樹木が存在して視対象を一望できないことから、可動型ベンチの前は視点場としてふさわしい場所とは言えない（但し、眺望を阻害する樹木が伐採されれば、この場所も視点場となり得る。）。一方、マンボウの丘の敷地内の東側において、視対象である紀伊山地と熊野灘が一体となった広がりのある眺望景観を一望できる場所が存在するため、この場所を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、マンボウの丘敷地内の東側の境界の中心から水平距離 1.0m、地盤面から垂直距離 1.5m の位置（緯度 $34^{\circ} 14' 9.6''$ 、経度 $136^{\circ} 21' 20.3''$ 、高度 208m）とする。

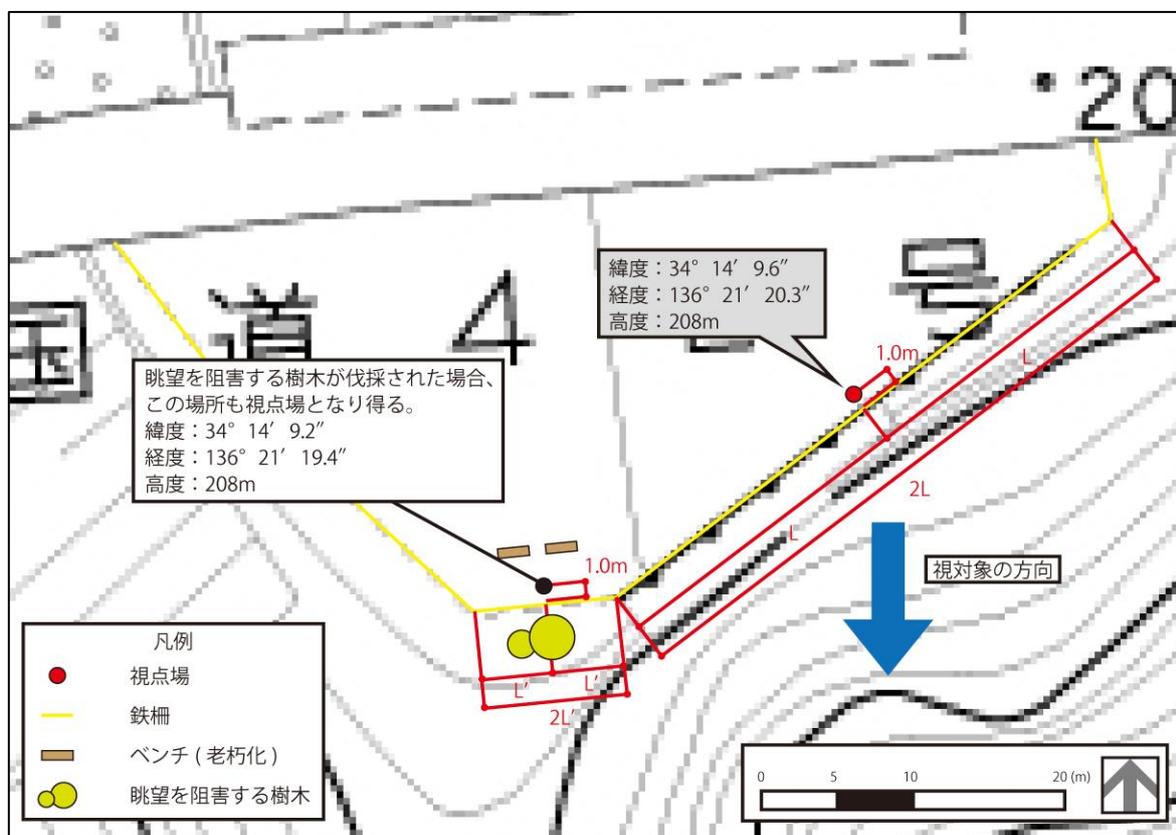


図 6-1-4-1 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における視点場の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

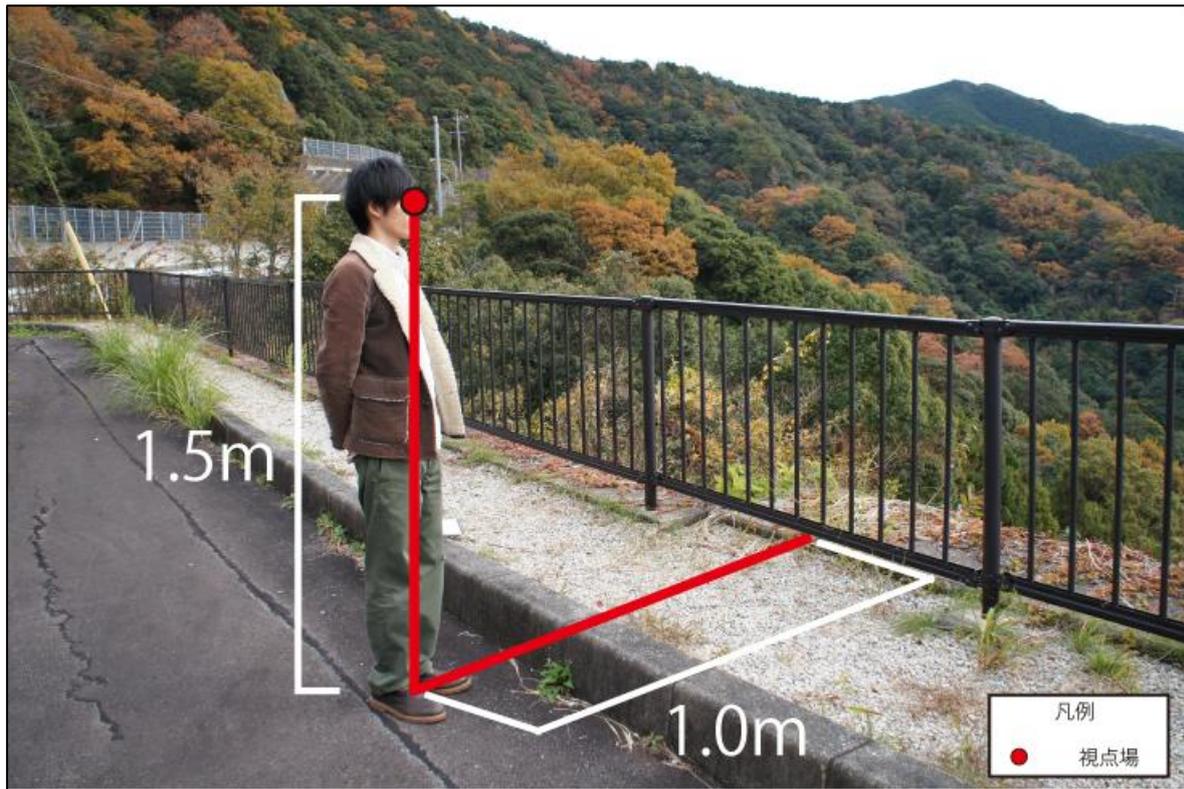


図 6-1-4-2 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 6-1-4-2 マンボウの丘

(2) 視対象の設定

視対象は、「紀伊山地・熊野灘」を望む「自然・パノラマ型」である。

視点場から視対象を含むよう、山の頂部に基準点を設定する。



図 6-1-4-3 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における基準点の位置

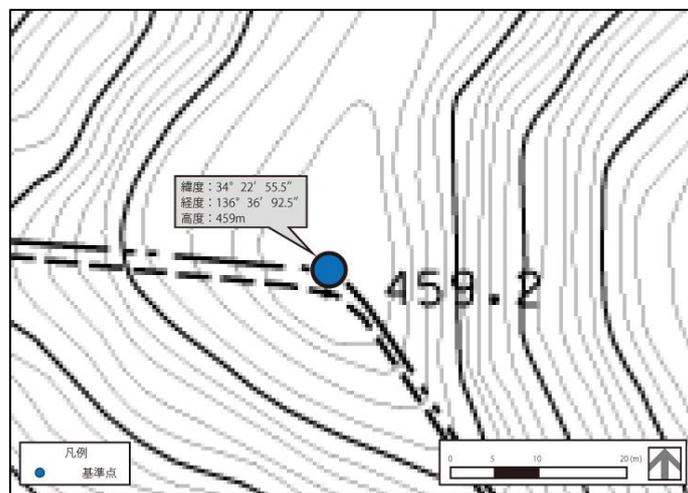


図 6-1-4-4 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における基準点①の位置

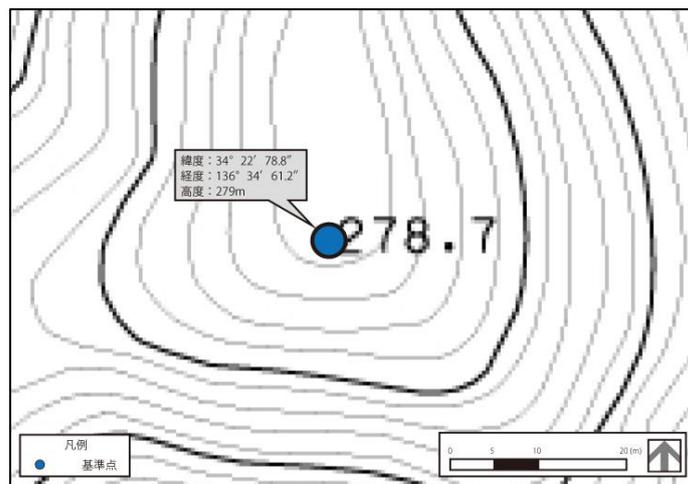


図 6-1-4-5 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における基準点②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m 以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m～3300m の範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

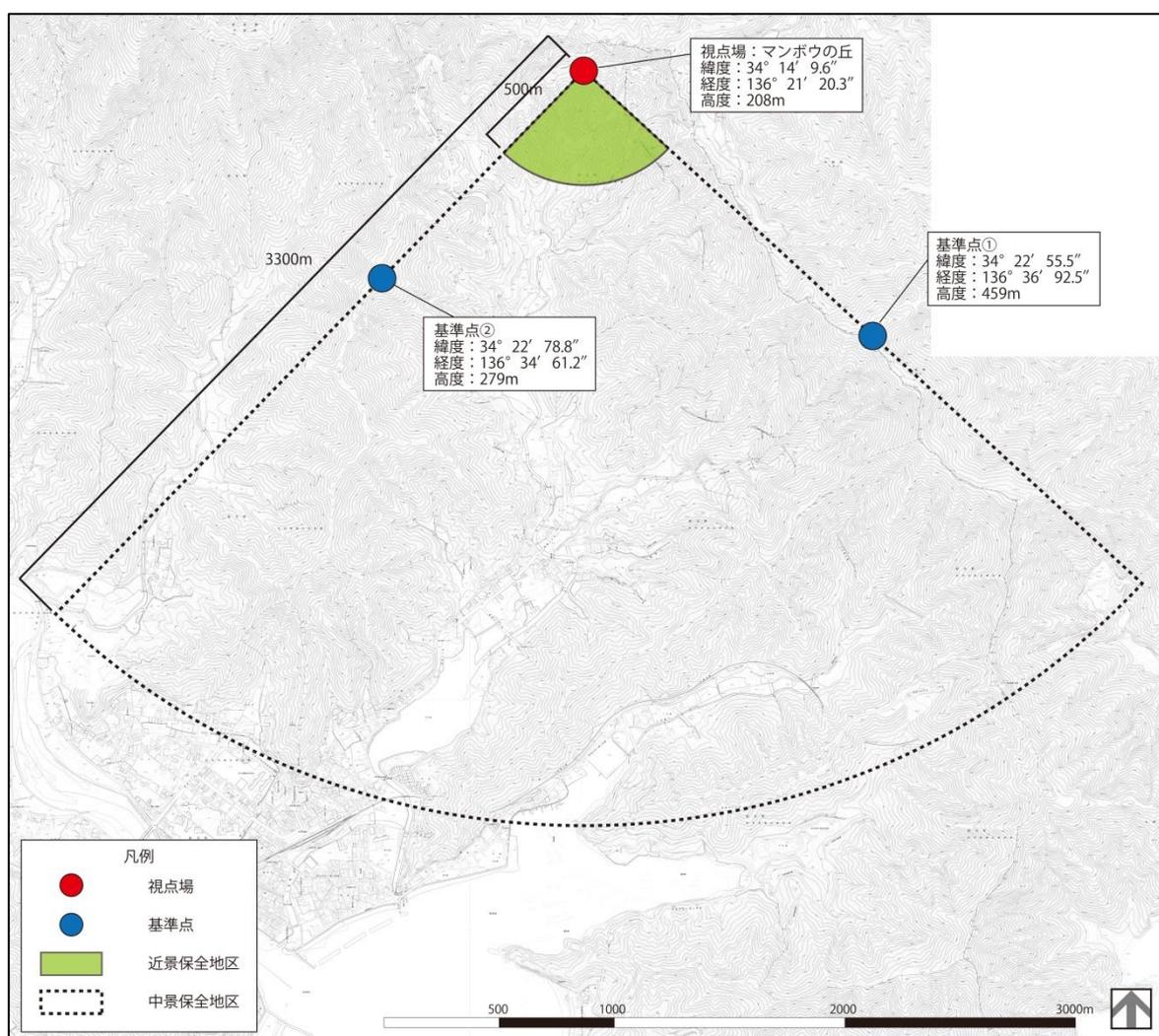


図 6-1-4-6 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

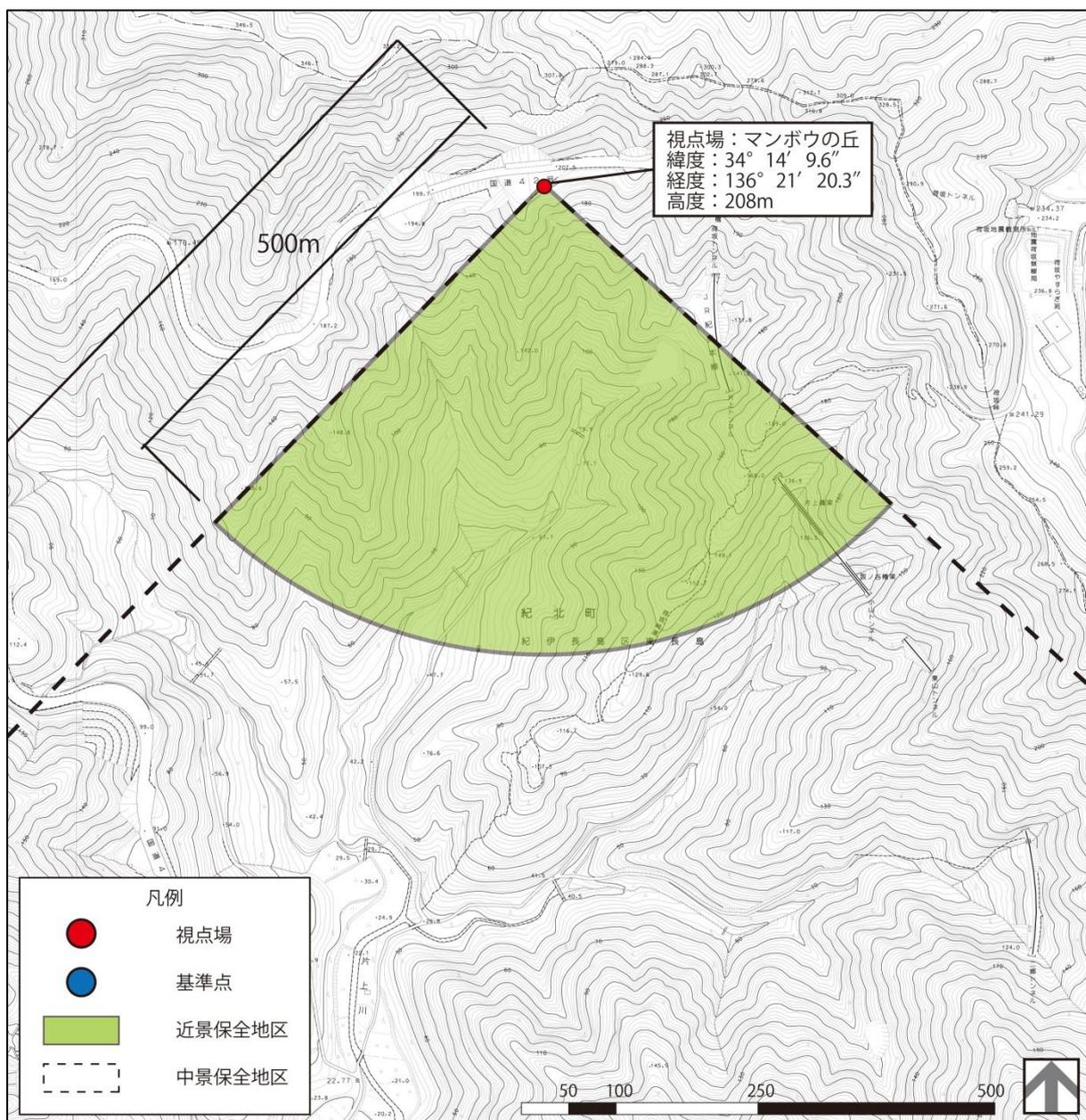


図 6-1-4-7 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「マンボウの丘眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-4-1に示す。

表 6-1-4-1 「マンボウの丘眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>																																														
形態及び外観	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
色彩	<p>案1</p> <p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みややすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<p>案2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準

近景保全地区

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>				
			案2	対象	色彩	色相	明度	彩度
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	
					その他	4以上8未満	1以下	
			副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下		
				0YR~2.5Y	8未満	4以下		
				2.6Y~10Y	8未満	3以下		
				その他	8未満	2以下		
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下				
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下				
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下				
		その他	4以上8未満	1以下				
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。								
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>						
③土石の採取又は鉱物の掘採								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>						
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>						

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-5 高塚山展望台眺望景観保全地区

「高塚山展望台」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「熊野灘」、熊野灘に点在する「大小の島々」、「リアス式海岸の入り江」、「紀伊山地」を一望できる景観を保全するため、「高塚山展望台眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-5-1 「高塚山展望台」からの眺望景観(南側)



写真 6-1-5-2 「高塚山展望台」からの眺望景観(西側)

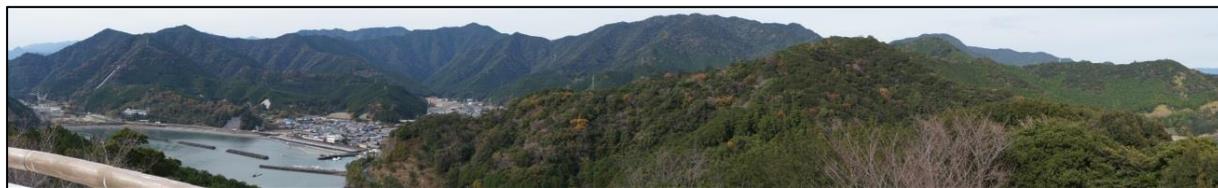


写真 6-1-5-3 「高塚山展望台」からの眺望景観(北側)



写真 6-1-5-4 「高塚山展望台」からの眺望景観(東側)

(1) 視点場の設定

視点場は、展望台に設定されていることから「展望台型」である。

視点場候補地には、ベンチ、望遠鏡、方位を示した案内プレートが整備されている。その中でも「方位を示した案内プレート」の前において、南側では、視対象である熊野灘や大小の島々、リアス式海岸の入江が一体となった広がりのある眺望景観を一望することができる。西側では、視対象である熊野灘やリアス式海岸の入り江、紀伊山地が一体となった広がりのある眺望景観を一望することができる。北側では、視対象である紀伊山地が連なっている広がりのある眺望景観を一望することができる。東側では、視対象である熊野灘や大小の島々、リアス式海岸の入り江、紀伊山地が一体となった広がりのある眺望景観を一望することができる。これより、方位を示した案内プレートの前(4箇所)を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、それぞれの案内プレートの中心から水平距離 1.0m、展望台床面から垂直距離 1.5m の位置 {(南側：緯度 34° 9′ 25.0″、経度 136° 17′ 25.4″、高度 81m)、(西側：緯度 34° 9′ 25.1″、経度 136° 17′ 25.1″、高度 81m)、(北側：緯度 34° 9′ 25.4″、経度 136° 17′ 25.3″、高度 81m)、(東側：緯度 34° 9′ 25.2″、経度 136° 17′ 25.6″、高度 81m)} とする。

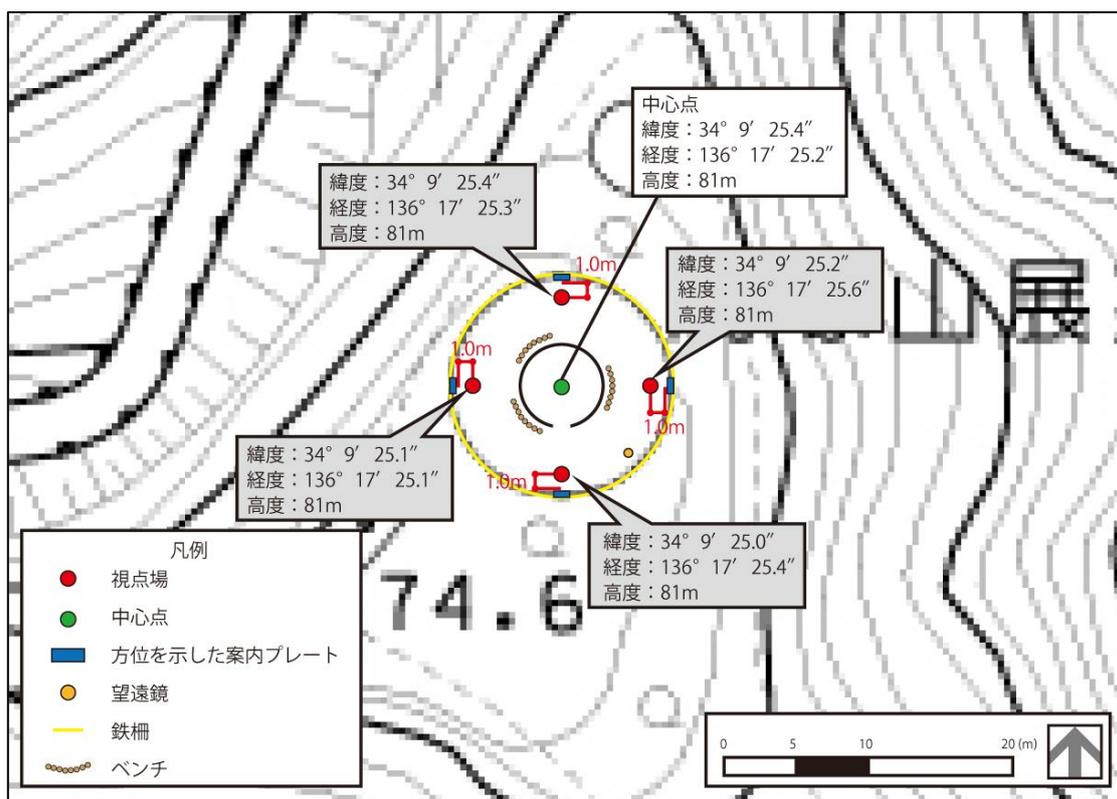


図 6-1-5-1 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

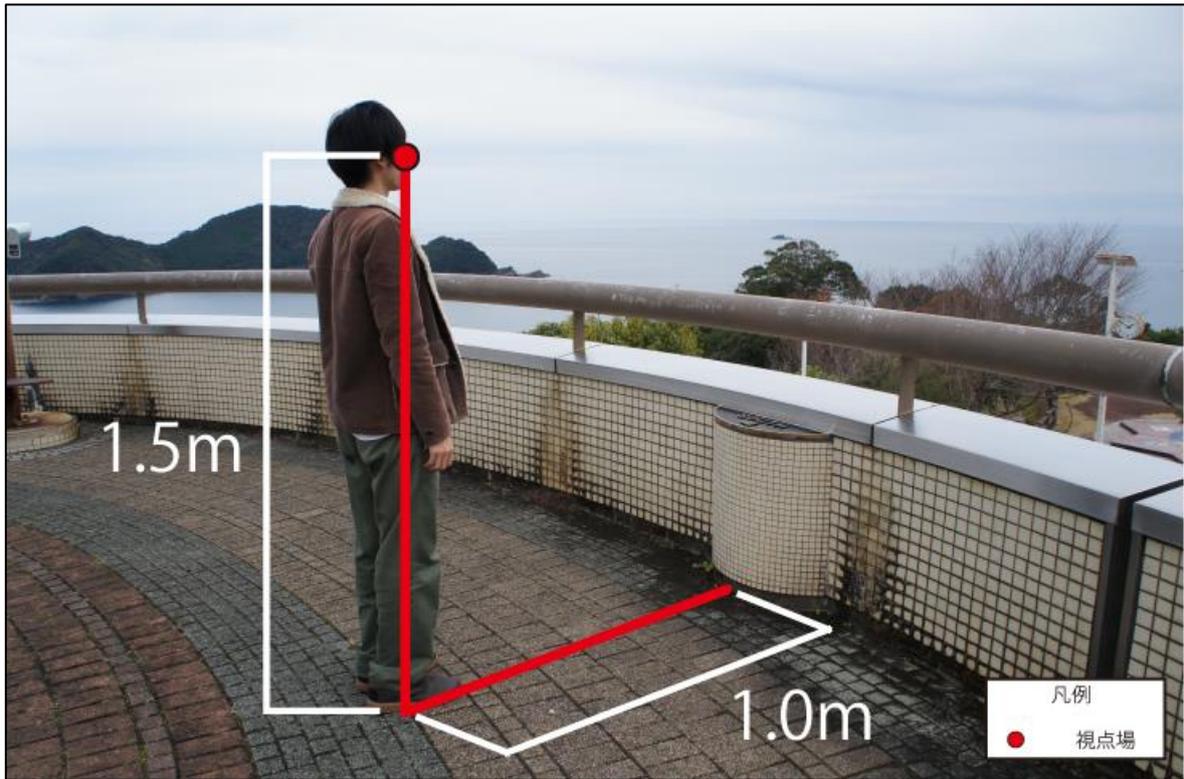


図 6-1-4-2 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置(南側)

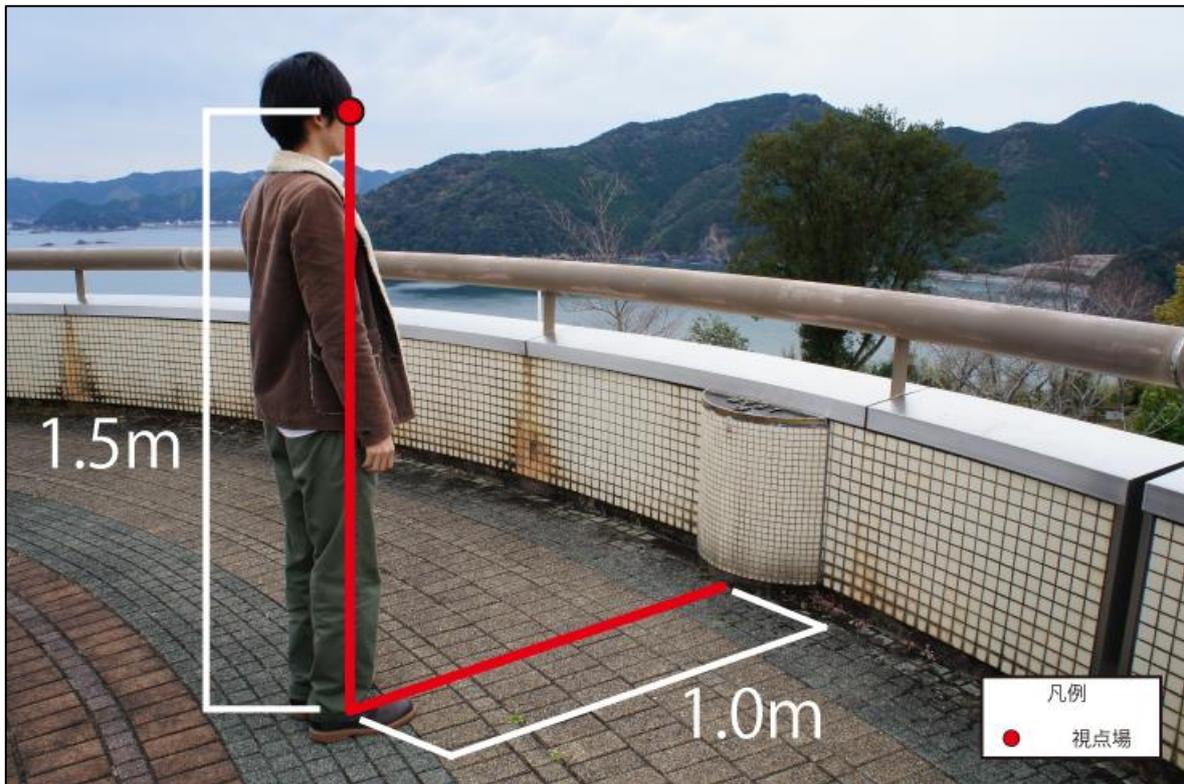


図 6-1-4-3 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置(西側)

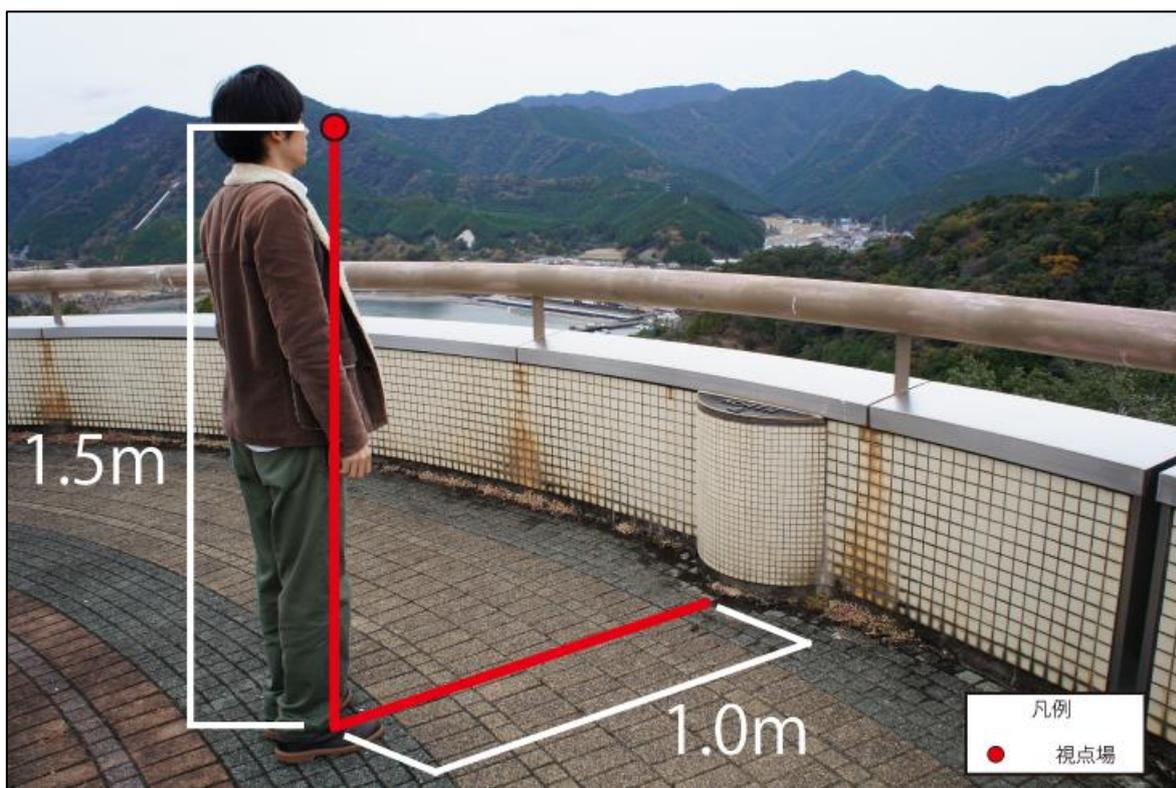


図 6-1-4-4 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置(北側)

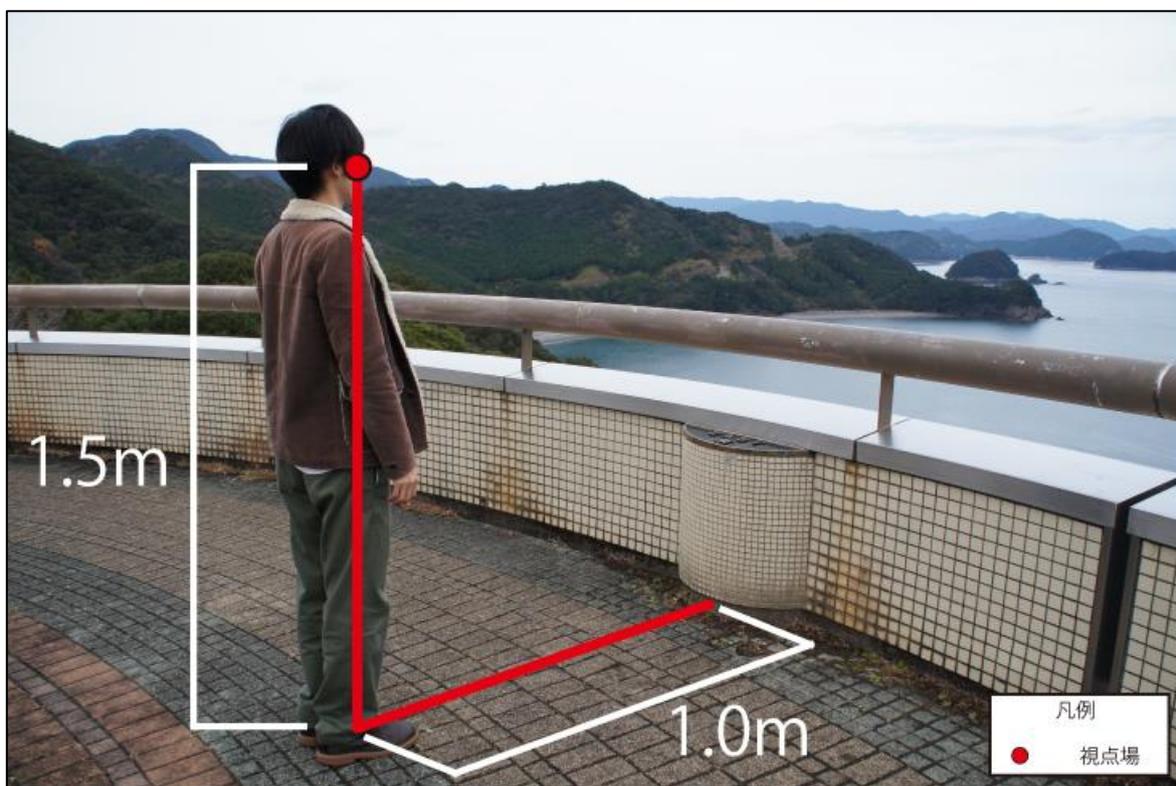


図 6-1-4-5 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置(東側)



写真 6-1-5-5 高塚山展望台における方位を示した案内プレート



写真 6-1-5-6 高塚山展望台

(2) 視対象の設定

視対象は、「熊野灘・大小の島々・リアス式海岸の入り江・紀伊山地」を望む「自然・パノラマ型」である。

視点場である高塚山展望台は全方位(360°)を見渡すことができる展望台として整備されており、視対象である「熊野灘・大小の島々・リアス式海岸の入り江・紀伊山地」を望むことができる。よって、全方位にわたって眺望景観保全地区を設定する必要がある。このため、視対象の設定として基準点の設定は行わないこととする。

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

眺望景観保全地区は、視対象が全方位(360°)に広がっているため、本来は4箇所の視点場を中心にそれぞれ設定することが基本である。しかし、高塚山展望台の場合、各々の視点場の距離は最大で約10m程度であるため、仮に4箇所の視点場を中心に半径500m以内の近景保全地区をそれぞれ設定してもほとんどが重複する。したがって、眺望景観保全地区は、4箇所の視点場の中心点(緯度34° 9′ 25.4″、経度136° 17′ 25.2″、高度81m)を中心に一つ設定する。

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場から半径500m以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場から半径500m～3300mの範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

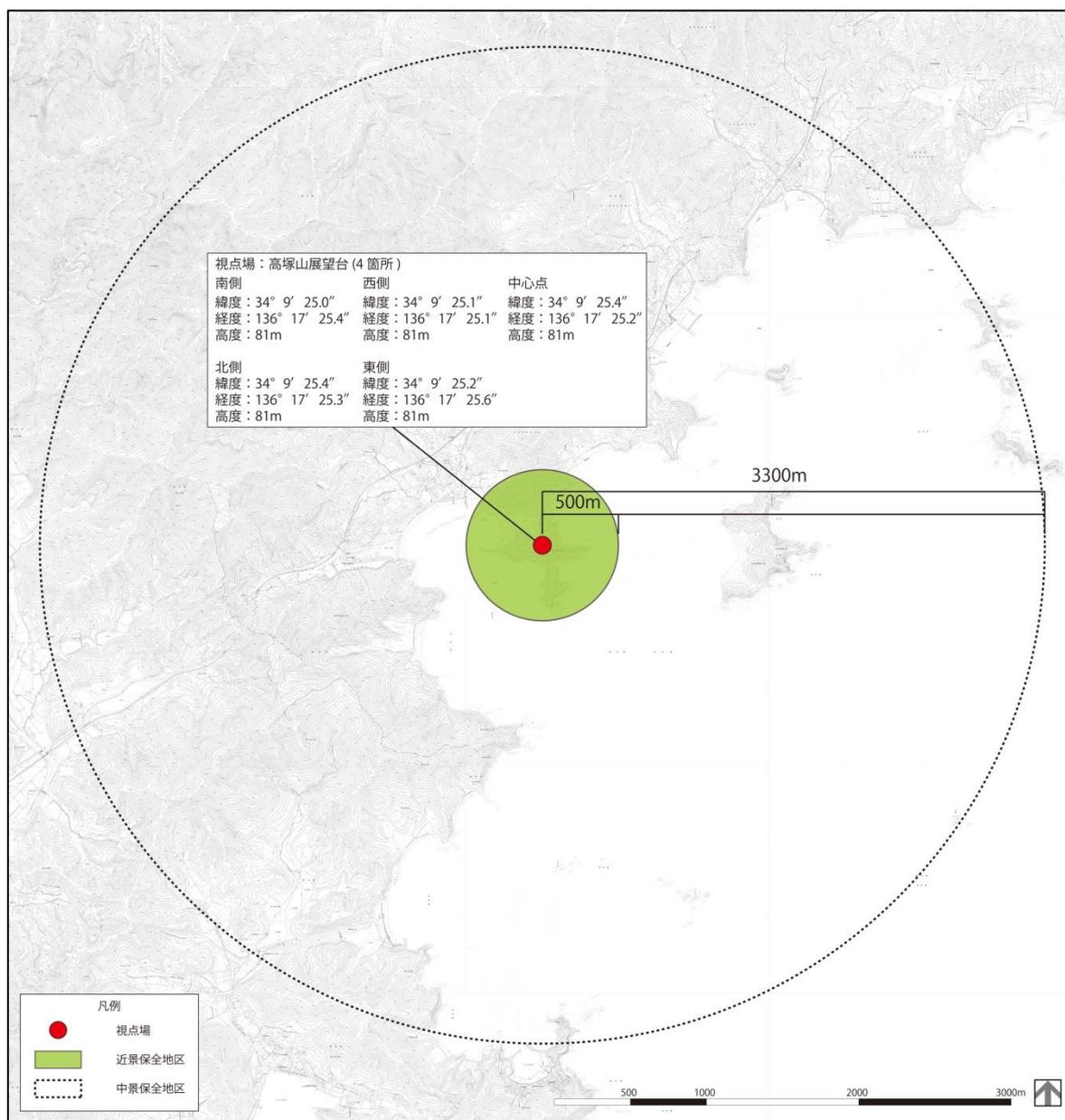


図 6-1-5-6 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

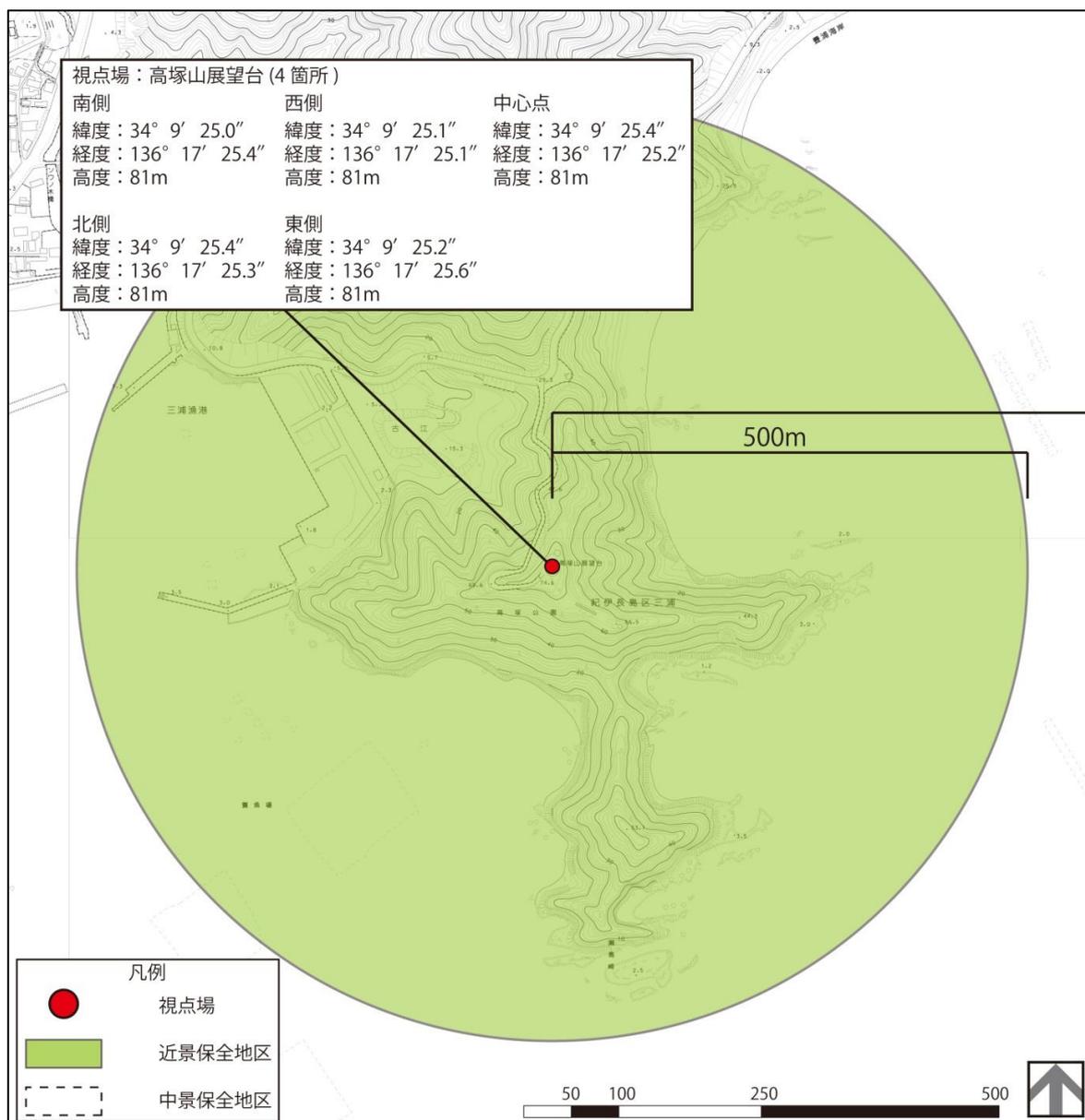


図 6-1-5-7 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「高塚山展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-5-1に示す。

表 6-1-5-1 「高塚山展望台眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び模とすること。</p>																																														
	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
形態及び外観	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みややすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
近景保全地区	<p>色彩</p>																																														
	<p>素材</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
	<p>緑化</p> <p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
	<p>その他</p> <p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>				
			案2	対象	色彩	色相	明度	彩度
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	
					その他	4以上8未満	1以下	
			副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下		
				0YR~2.5Y	8未満	4以下		
				2.6Y~10Y	8未満	3以下		
			屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下						
2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下						
その他	4以上8未満	1以下						
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。								
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>						
③土石の採取又は鉱物の掘採								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>						
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>						

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-6 中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区

「中熊小公園(船越海岸)」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「熊野灘」、「天満洞」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-6-1 「中熊小公園(船越海岸)」から「熊野灘、天満洞」への眺望景観



写真 6-1-6-2 「中熊小公園(船越海岸)」から「熊野灘、天満洞」への眺望景観(拡大)

(1) 視点場の設定

視点場は、船越海岸にある中熊小公園内に設定されていることから「公園内型」である。

視点場候補地には、東屋が整備されているが、その場所から視対象を眺望する際に眺望を阻害する樹木が存在して視対象を一望できないことから、東屋は視点場としてふさわしい場所とは言えない(但し、眺望を阻害する樹木が伐採されれば、この場所も視点場となり得る。)。一方、中熊小公園の敷地内の南側において、視対象に向かって固定型ベンチが整備されており、視対象である熊野灘と天満洞が一体となった広がりのある眺望景観を一望できるため、この場所を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、中熊小公園敷地内南側の固定型ベンチの中心から視対象側に水平距離 1.0m、地盤面から垂直距離 1.5m の位置(緯度 $34^{\circ} 6' 56.8''$ 、経度 $136^{\circ} 17' 8.7''$ 、高度 10m)とする。

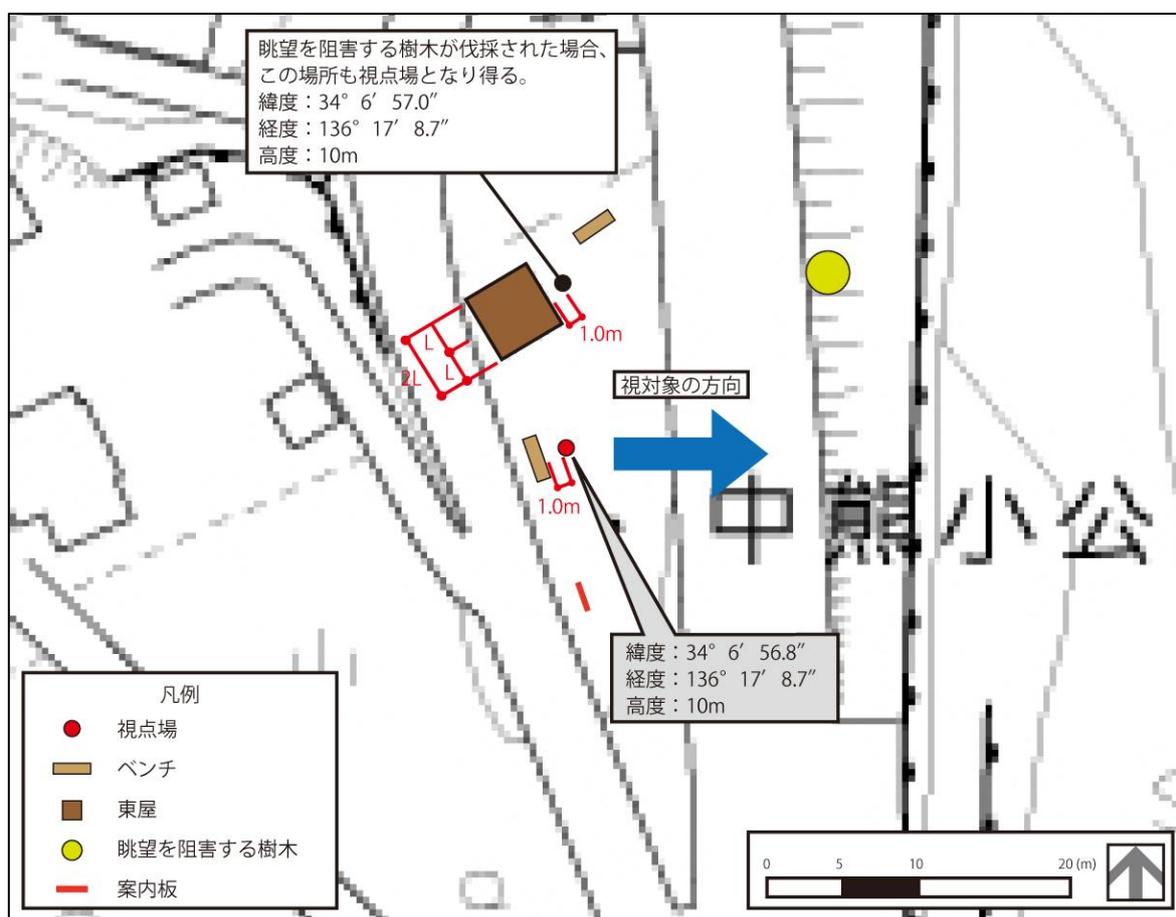


図 6-1-6-1 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における視点場の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

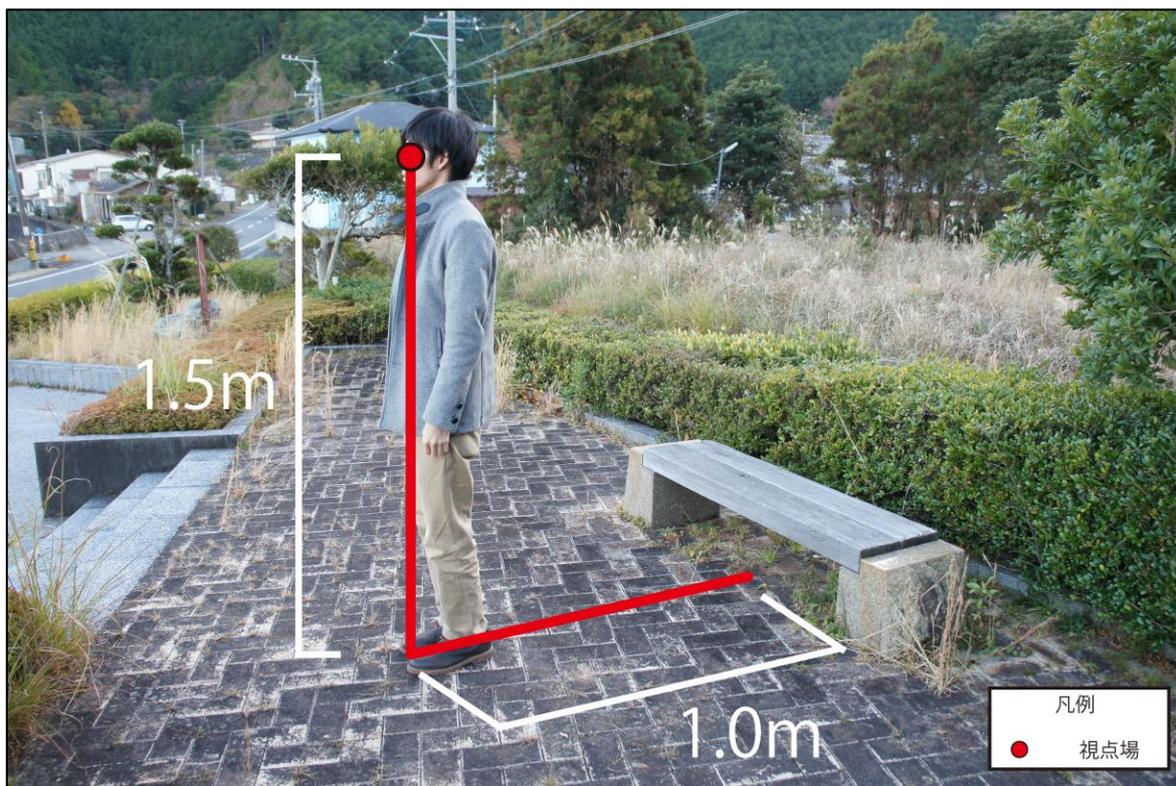


図 6-1-6-2 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における視点場の位置

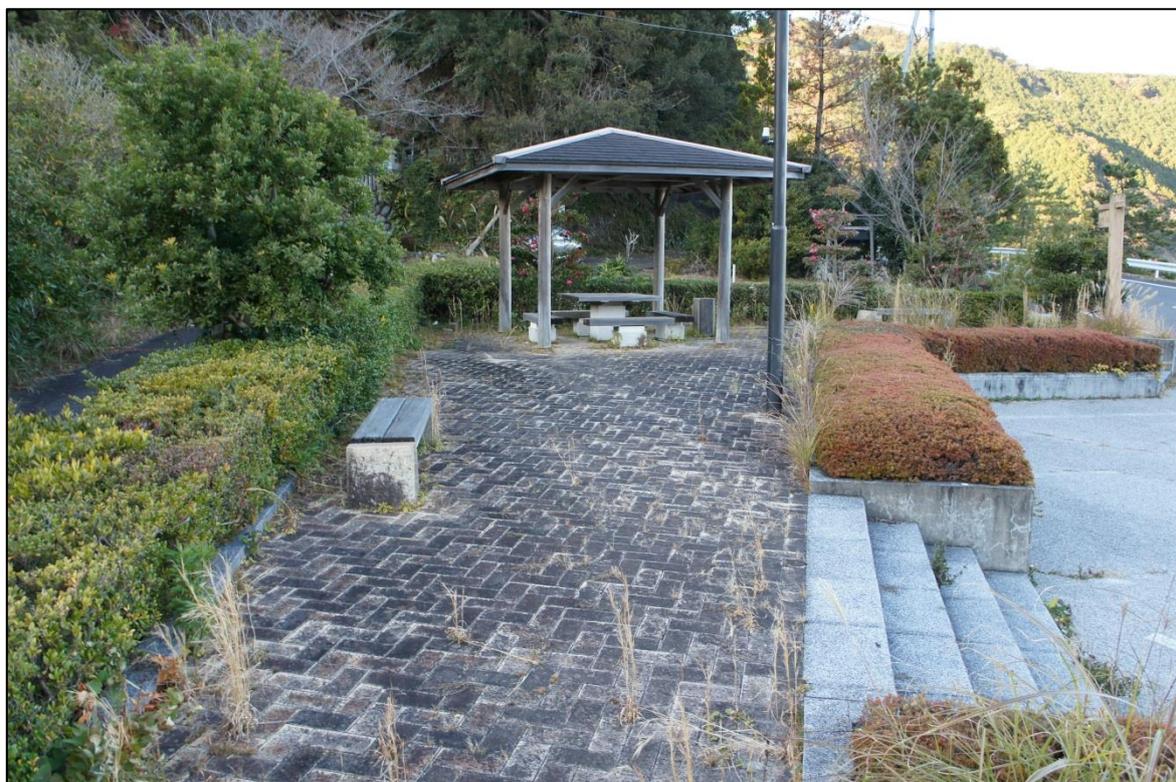


写真 6-1-6-3 中熊小公園(船越海岸)

(2) 視対象の設定

視対象は、「熊野灘、天満洞」を望む「自然・パノラマ型」である。但し、「天満洞」についてはランドマーク眺望景観である。

まず、ランドマーク眺望景観である「天満洞」への見通しを保全するため、標高保全地区の基準点を定める。天満洞の中心と海水面の境界から「天満洞」の最大幅(W)の5倍の距離(5W)に左右それぞれ標高保全地区の基準点を設定する。

(※本来、基準点の位置は地表面に設定することが基本である。しかし、今回の場合は、視対象である「天満洞」が海水面との境界にあることから、基準点の位置は標高高さ0mである地表内に定める。)

次に、「熊野灘、天満洞」の一体となった眺望景観を保全するため、近景保全地区及び中景保全地区の基準点を定める。視点場から視対象を含むよう、それぞれ山の頂部に近景保全地区及び中景保全地区の基準点を設定する。



図 6-1-6-3 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における基準点の位置

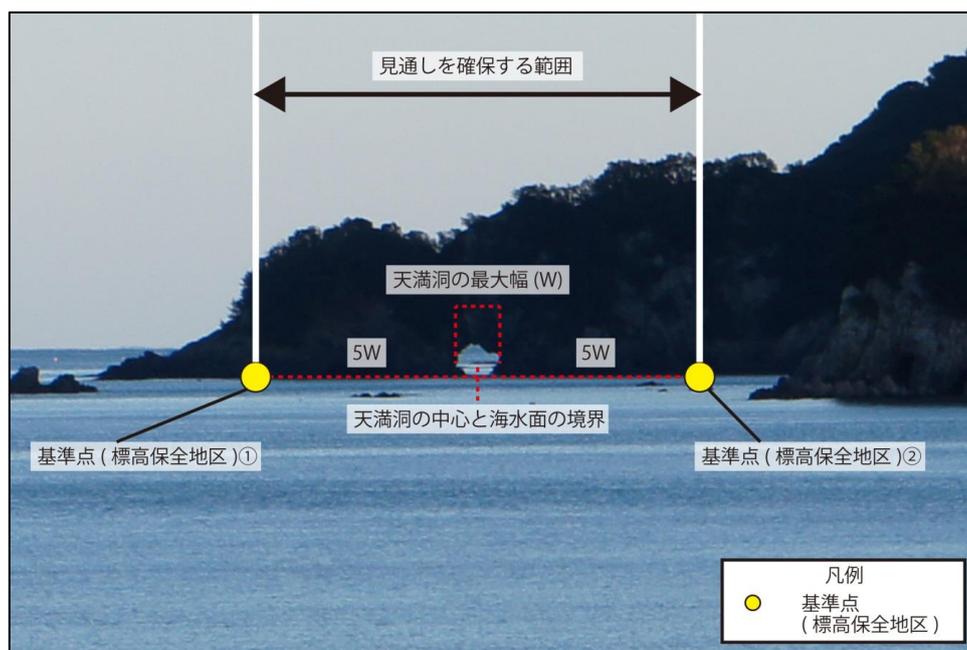


図 6-1-6-4 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における基準点(標高保全地区)の位置

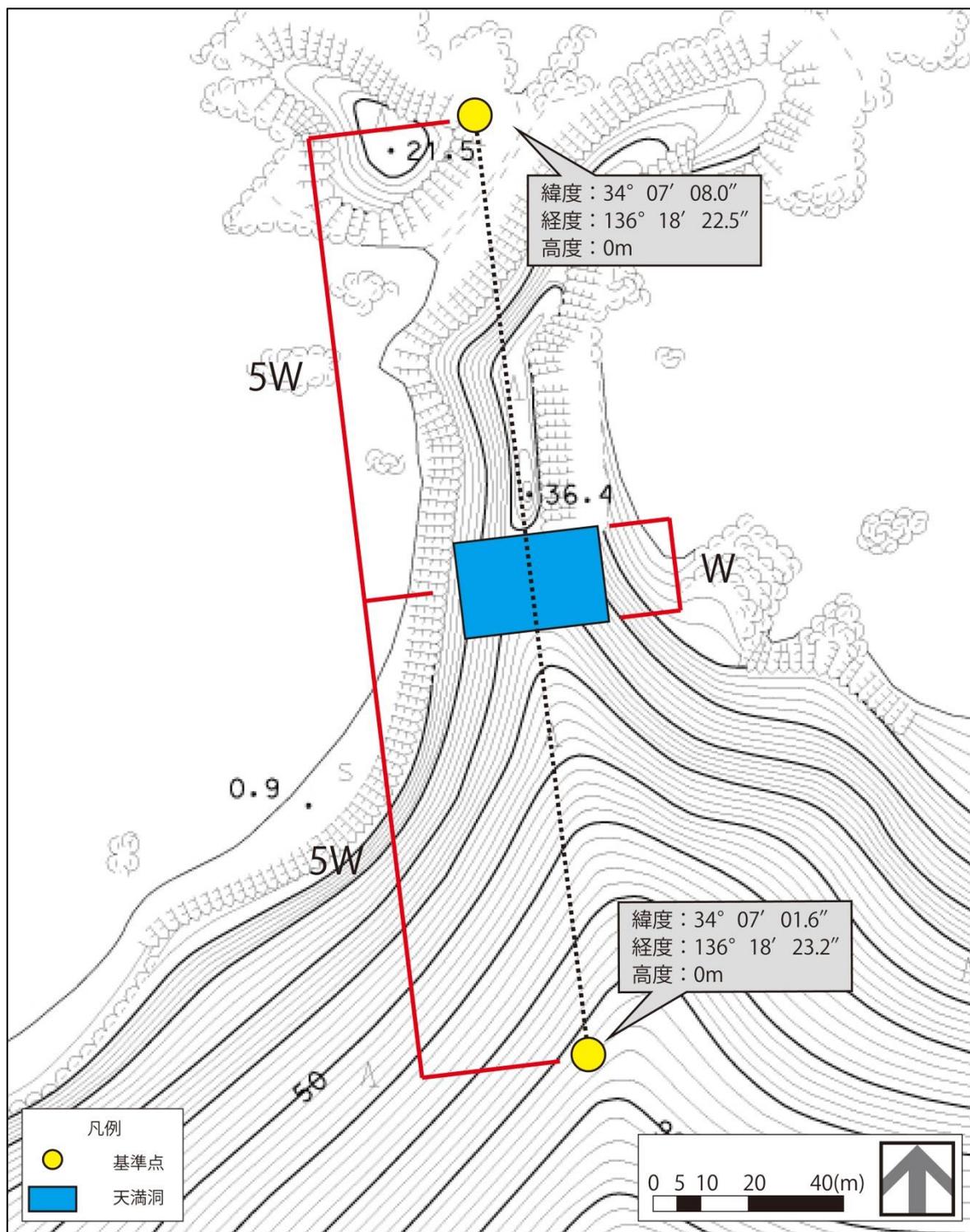


図 6-1-6-5 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における基準点(標高保全地区)の位置

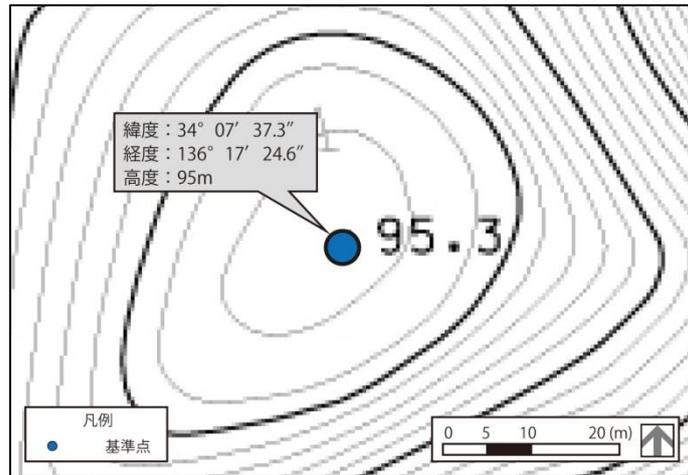


図 6-1-6-6

「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における基準点(近景保全地区・中景保全地区)①の位置

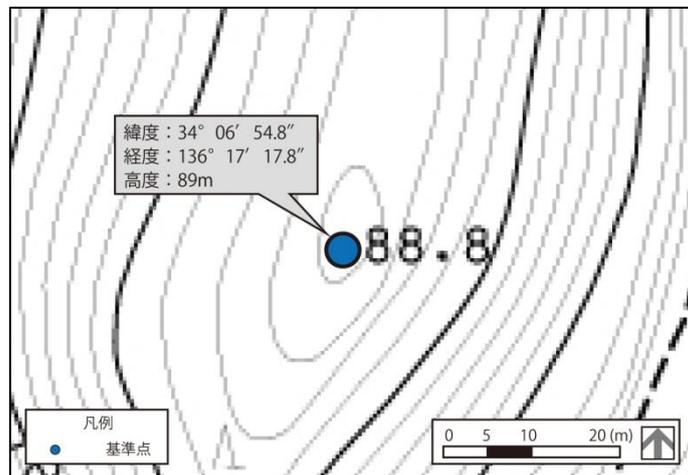


図 6-1-6-7

「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における基準点(近景保全地区・中景保全地区)②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さの基準を定める。

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m～3300mの範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

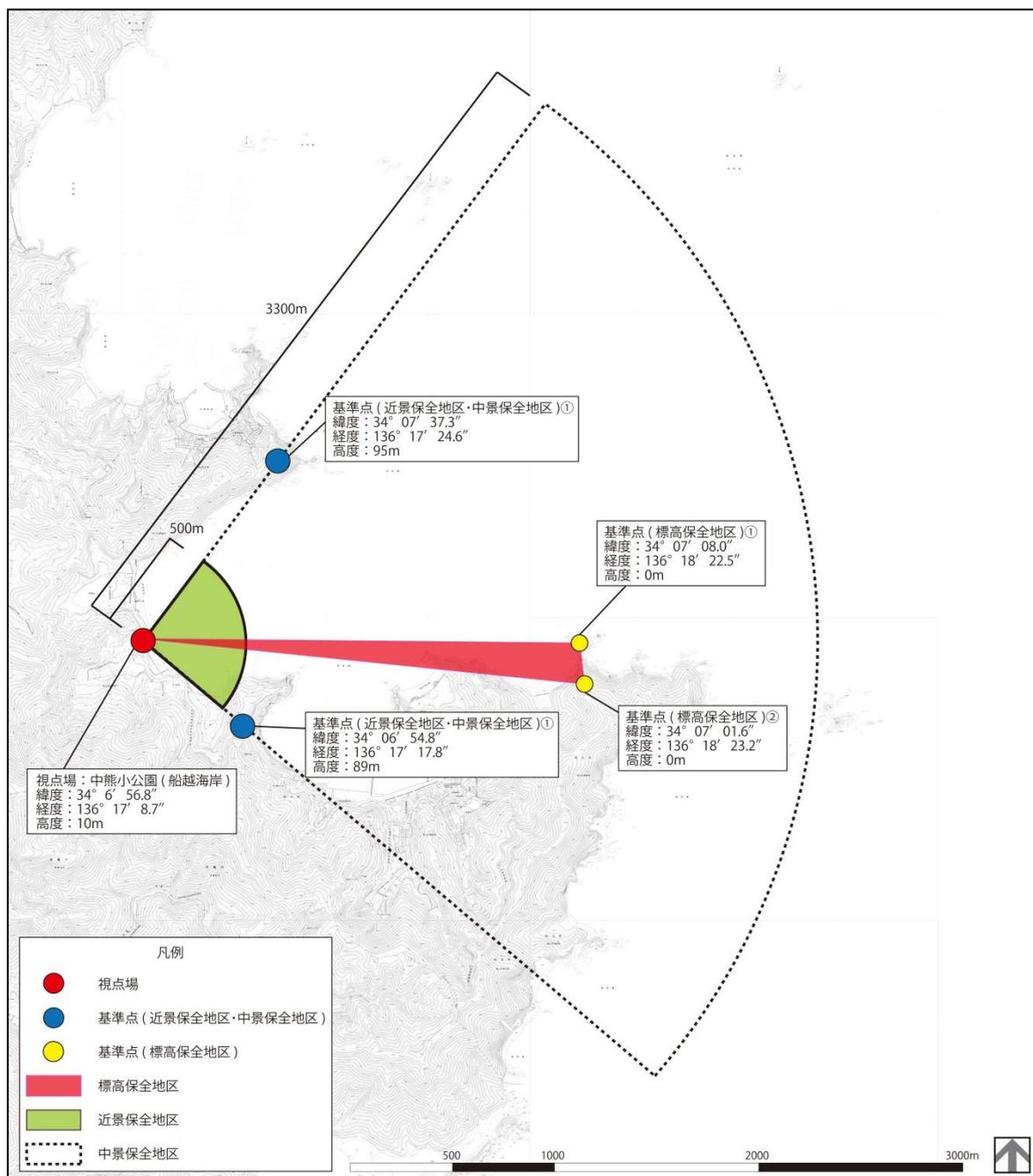


図 6-1-6-8 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

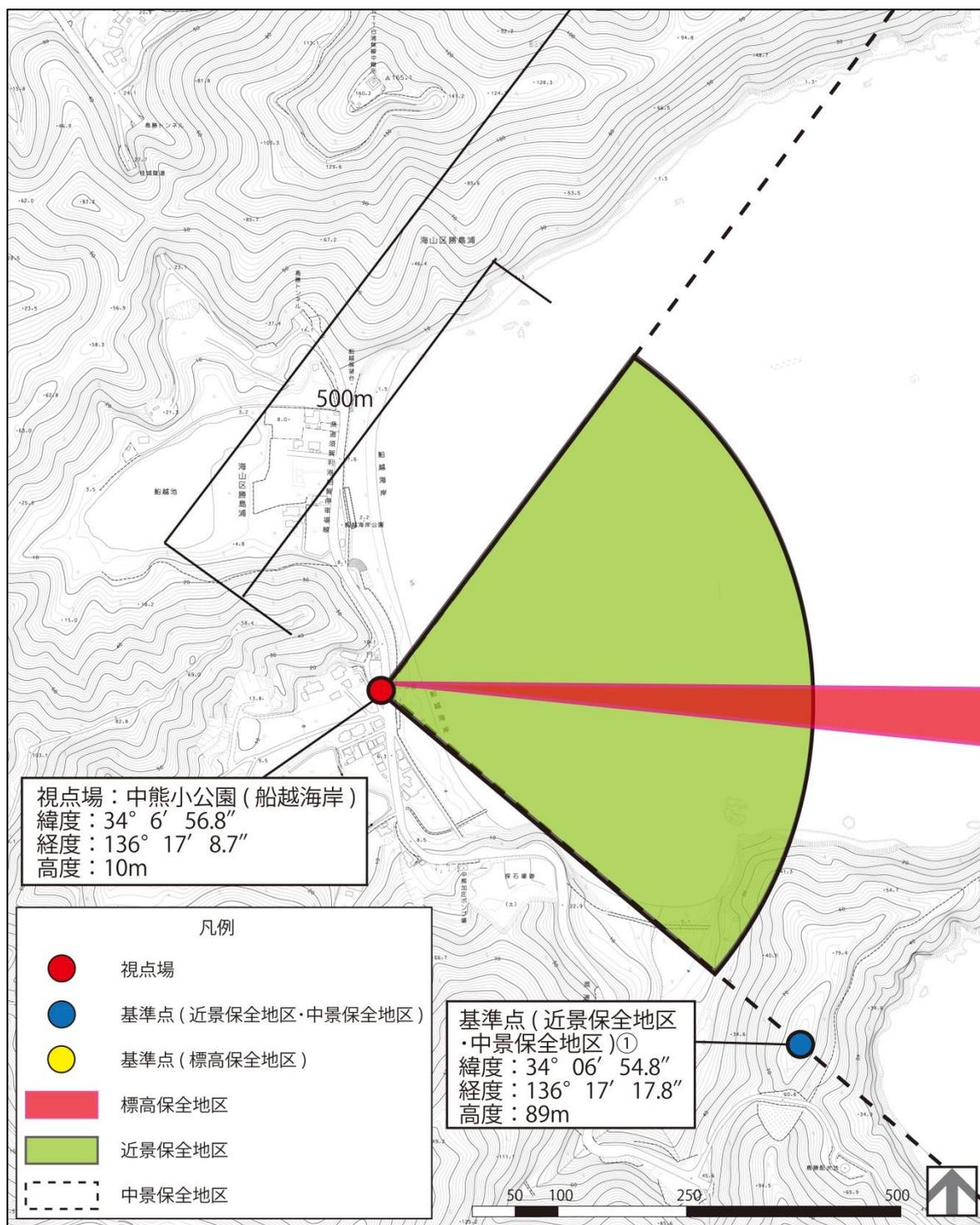


図 6-1-6-9 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

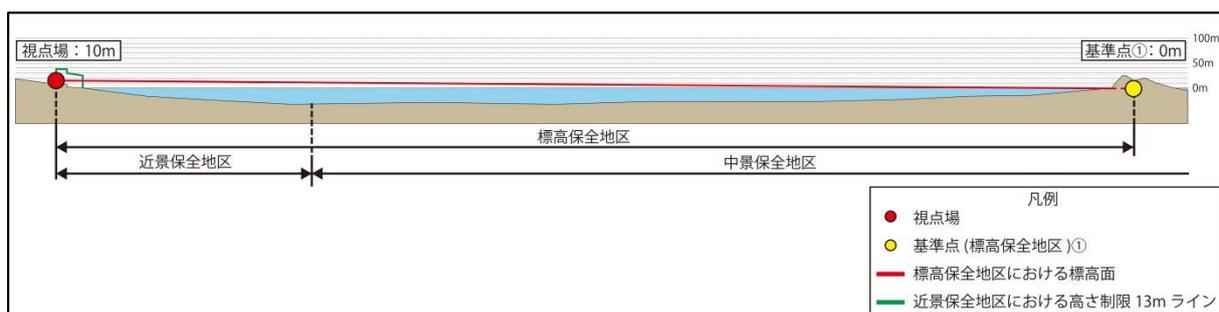


図 6-1-6-10 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場—基準点①)

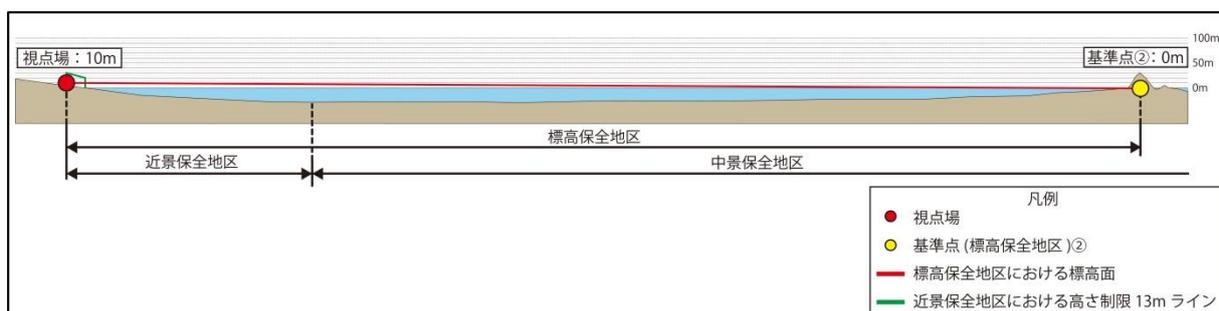


図 6-1-6-11 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場—基準点②)

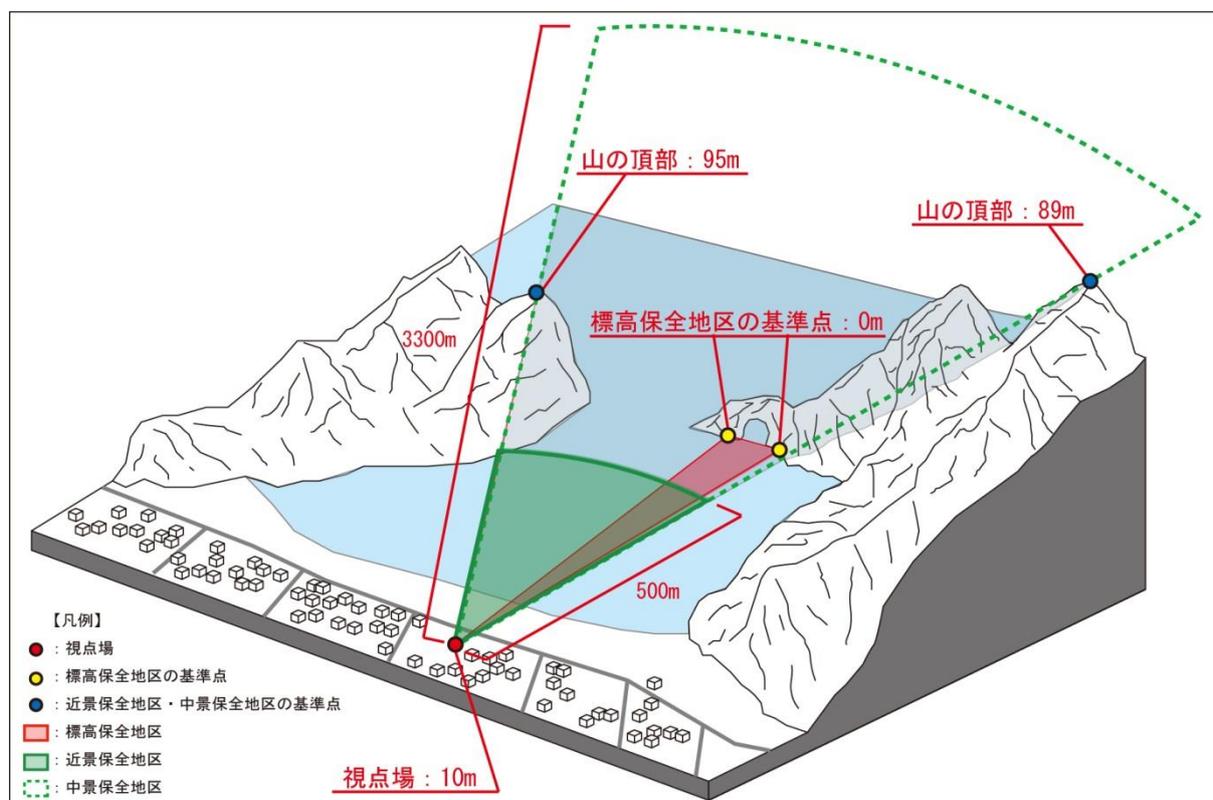


図 6-1-6-12 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における鳥瞰イメージ

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、標高保全地区、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-6-1に示す。

表6-1-6-1 「中熊小公園(船越海岸)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

項目		眺望景観保全基準(案)																																														
標高保全地区	標高高さ	建築物等の各部分は、標高保全地区に指定する「標高面1」を原則として超えない高さとする。 高さは敷地地盤面から13m以下とすること。																																														
近景保全地区	配置及び規模	周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 屋根は勾配屋根を基本とすること。																																														
	形態及び外観	主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。																																														
近景保全地区	色彩	案1	色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。 色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。 建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。 外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。 屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。																																													
		案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> 強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他
対象	色彩	色相	明度	彩度																																												
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
		その他	4以上8未満	1以下																																												
副基調色の推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																												
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																												
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																												
		その他	8未満	2以下																																												
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
		その他	4以上8未満	1以下																																												
素材	周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。																																															
緑化	行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																															
その他	屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り境内を緑化すること。 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周囲の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。																																															

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																															
			案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	外壁色彩	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																												
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
					その他	4以上8未満	1以下																																												
			外壁色彩	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																												
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																												
					2.6Y~10Y	8未満	3以下																																												
その他	8未満	2以下																																																	
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																															
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																															
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																															
		その他	4以上8未満	1以下																																															
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。																																																	
中景保全地区		のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																	
		行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																	
③土石の採取又は鉱物の掘採																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。																																																	
中景保全地区		採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。																																																	
中景保全地区		積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。																																																	
		できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。																																																	

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-7 あなじゃ公園眺望景観保全地区

「あなじゃ公園」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「島々」、「海」、「日の出(時間指定有り)」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「あなじゃ公園眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-7-1 「あなじゃ公園」から「島々、海、日の出(時間指定有り)」への眺望景観

(1) 視点場の設定

視点場は、あなじゃ公園内に設定されていることから「公園内型」である。

視点場候補地には、東屋が整備されているが、その場所から視対象を眺望する際に眺望を阻害する樹木が存在して視対象を一望できないことから、東屋は視点場としてふさわしい場所とは言えない(但し、眺望を阻害する樹木が伐採されれば、この場所も視点場となり得る。)。一方、あなじゃ公園の敷地内の南東において、視対象である島々と海、日の出(時間指定有り)が一体となった広がりのある眺望景観を一望できる場所が存在するため、この場所を視点場として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、あなじゃ公園敷地内の南東側の中心から水平距離 1.0m、地盤面から垂直距離 1.5m の位置(緯度 $33^{\circ} 59' 35.5''$ 、経度 $136^{\circ} 15' 39.5''$ 、高度 5m)とする。

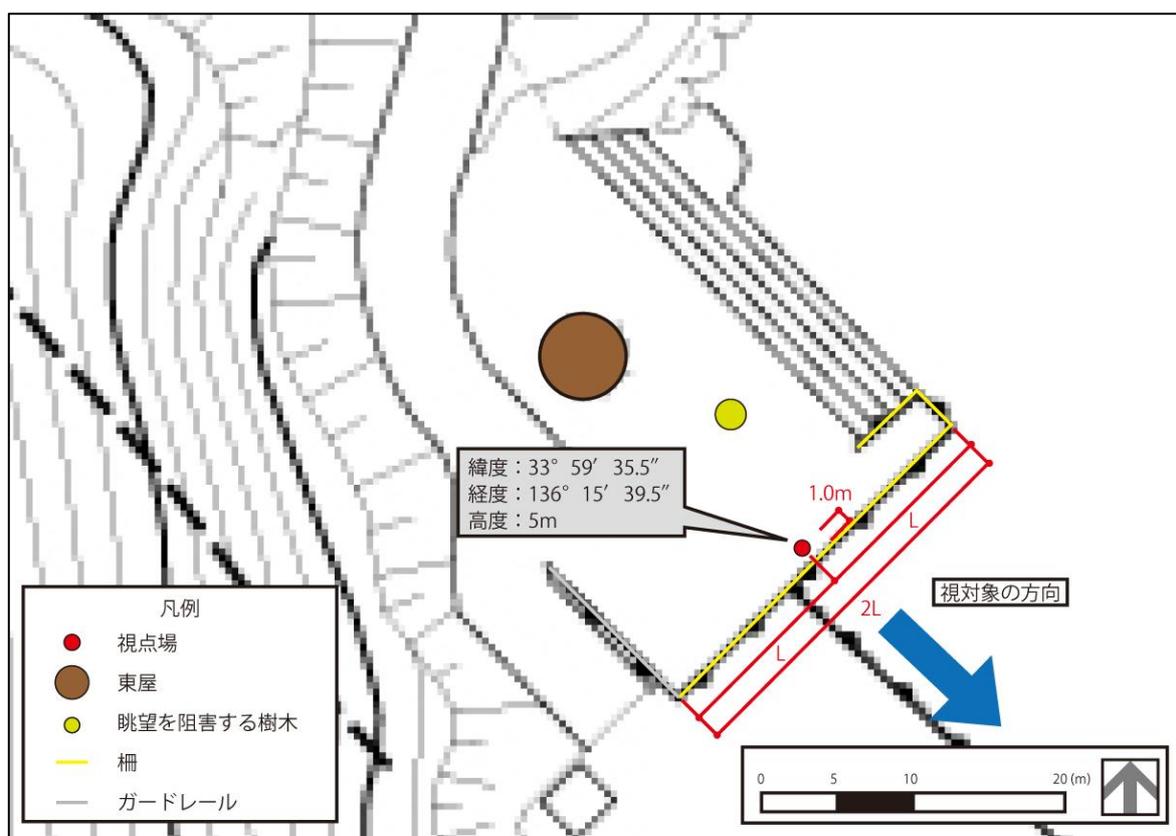


図 6-1-7-1 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における視点場の位置
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

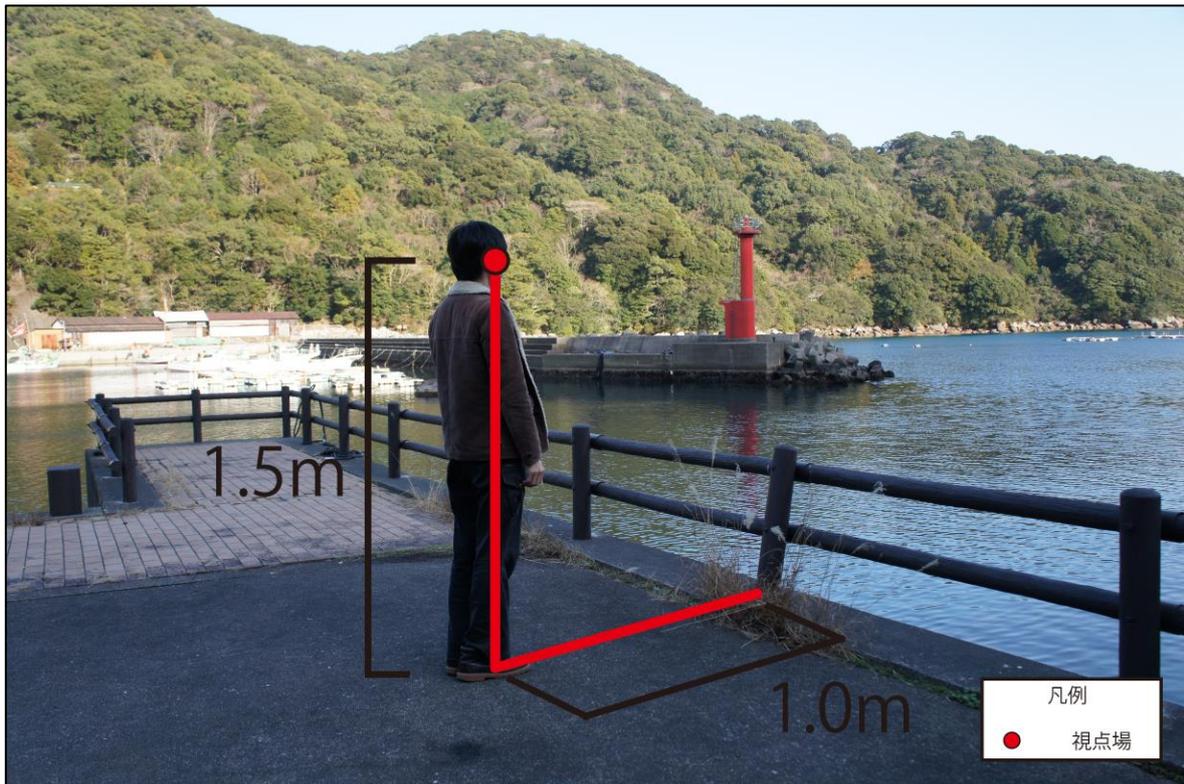


図 6-1-7-2 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 6-1-7-2 あなじゃ公園

(2) 視対象の設定

視対象は、「島々、海、日の出(時間指定有り)」を望む「自然・パノラマ型」である。

視対象は、海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造となっている。よって、海を正面に標高の低い右側の山の頂部の標高高さ(69m)から視点場の標高高さ(5m)を引いたもの(64m)の2/3以上が確保されることを基本とし、基準点の標高高さを、キリの良い数値を用いて20mと定める。

以上を踏まえて、視点場から視対象を含むよう、「視点場と高さの基準となる山の頂部を結んだ線」と「標高20mの等高線」が直行する位置にそれぞれ基準点を設定する。



図 6-1-7-3 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における基準点の位置

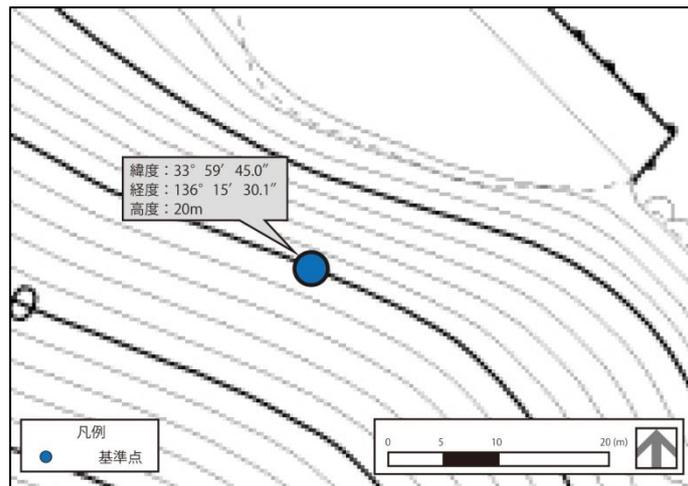


図 6-1-7-6 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における基準点①の位置

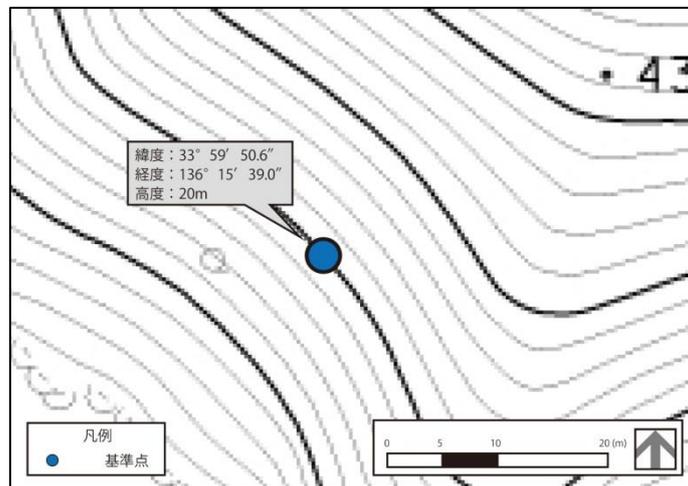


図 6-1-7-7 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における基準点②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

あなじゃ公園眺望景観保全地区は視角が仰観であるため、標高保全地区を設定する。

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さの基準を定める

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m～3300mの範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

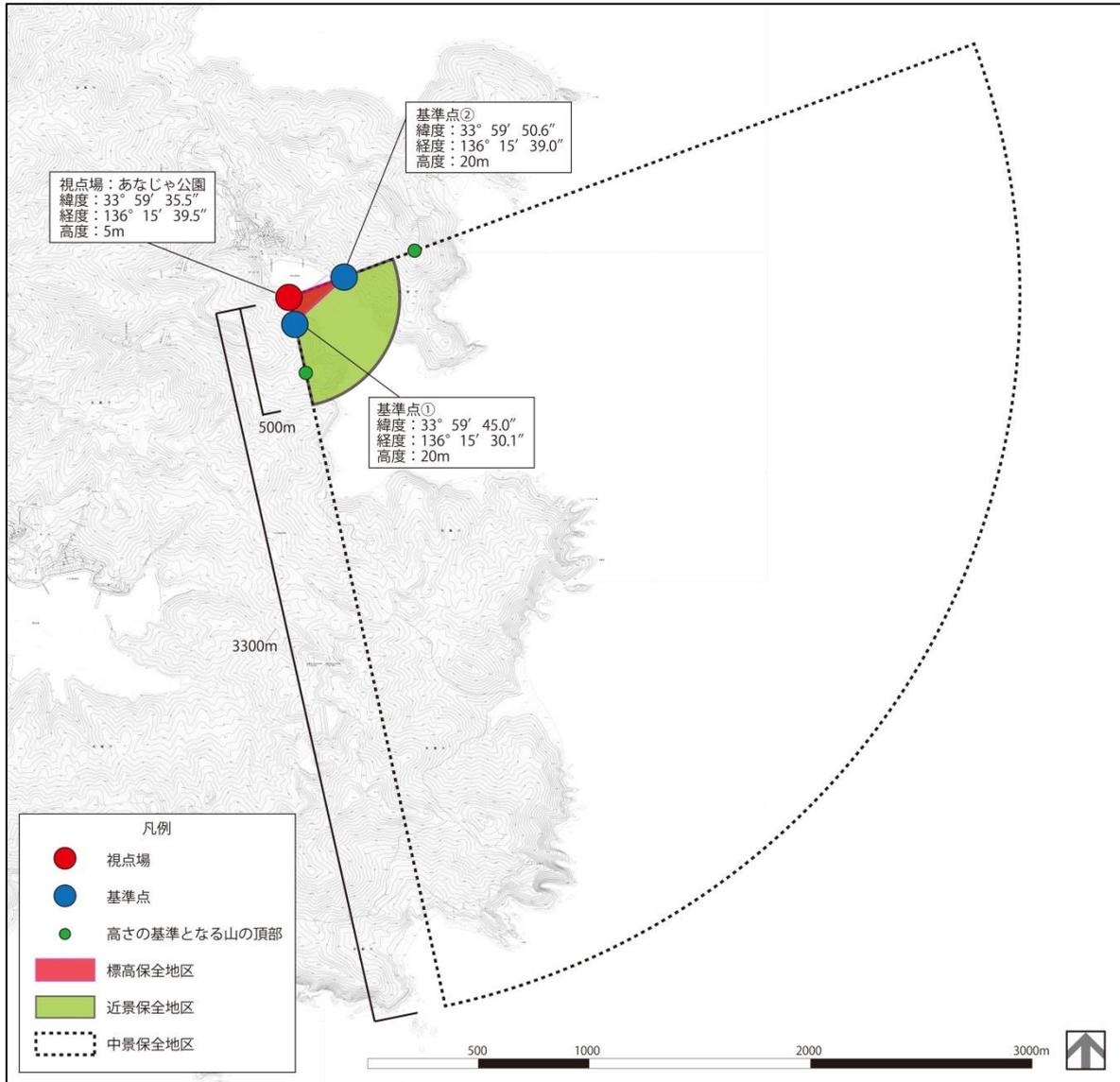


図 6-1-7-8 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

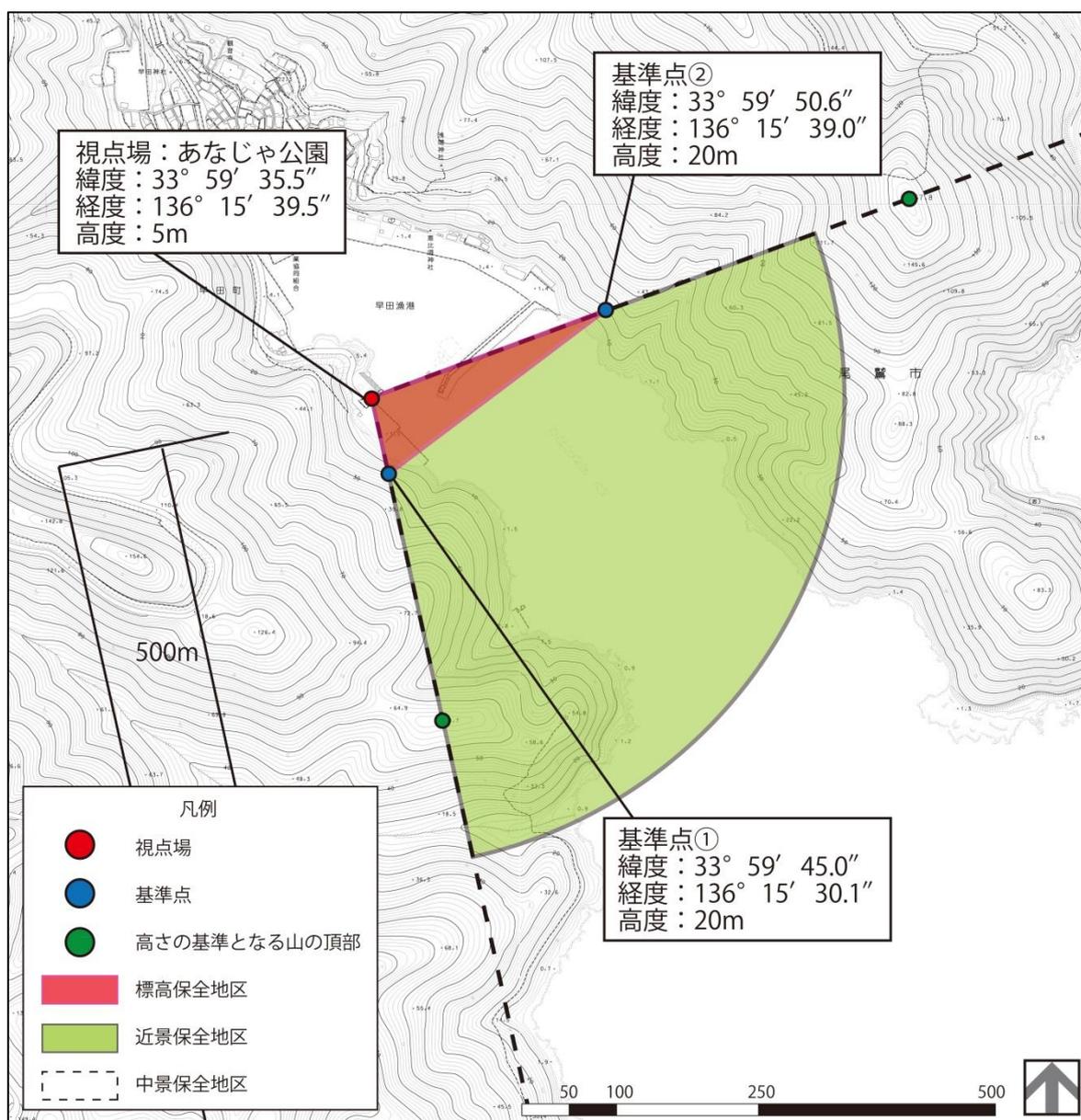


図 6-1-7-9 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

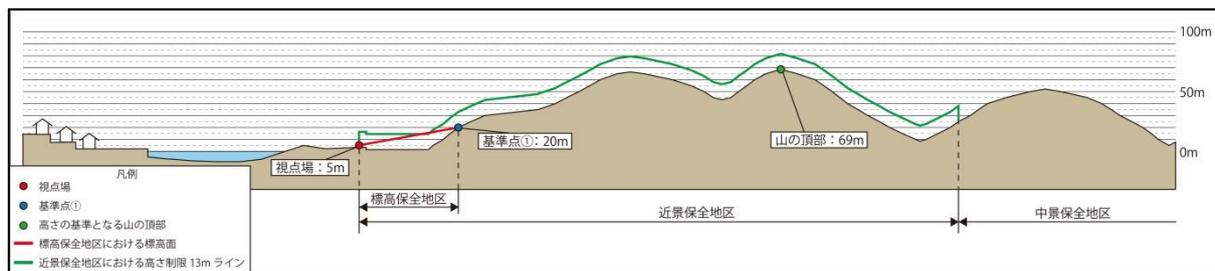


図 6-1-7-10 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場-基準点①)

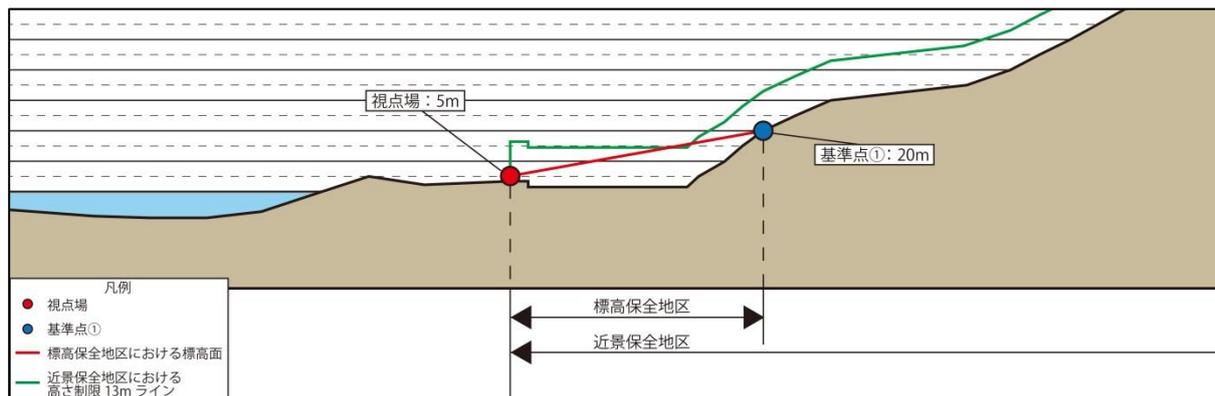


図 6-1-7-11 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における断面イメージ・拡大(視点場-基準点①)

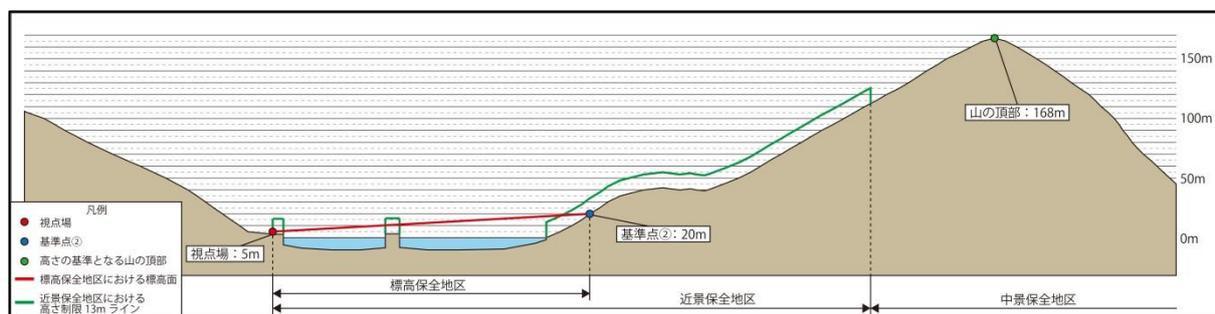


図 6-1-7-12 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場-基準点②)

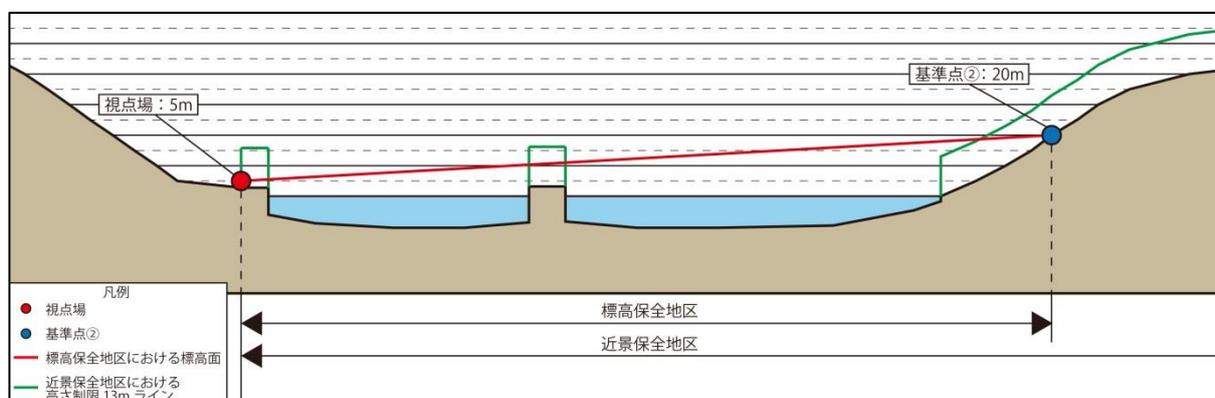


図 6-1-7-13 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における断面イメージ・拡大(視点場-基準点②)

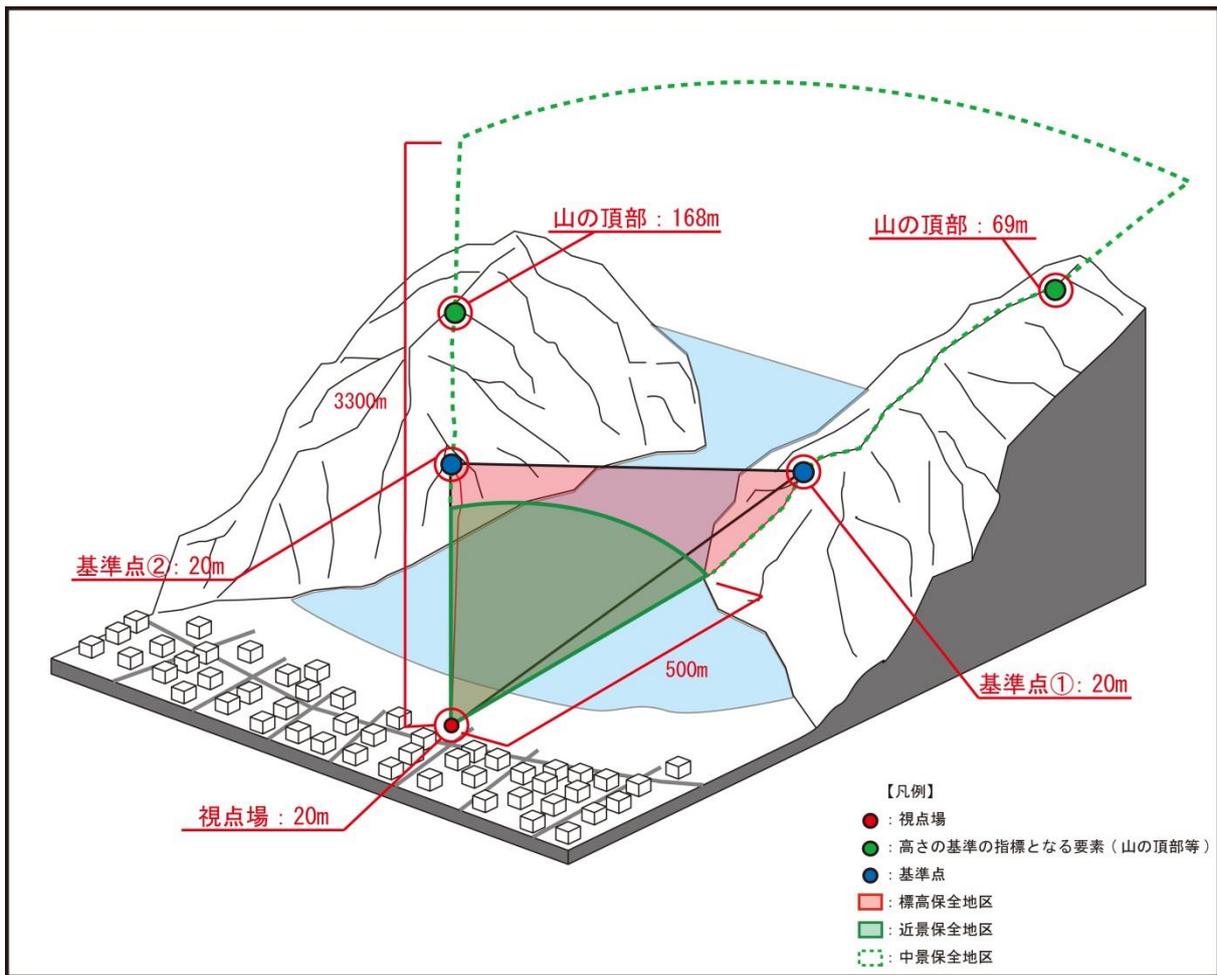


図 6-1-7-14 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における鳥瞰イメージ

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、標高保全地区、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-7-1に示す。

表6-1-7-1 「あなじゃ公園眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																														
眺望景観保全基準(案)																																														
項目	標高高さ																																													
配置及び規模	<p>建築物等の各部分は、標高保全地区に指定する「標高面1」を原則として超えない高さとすること。 高さは敷地地盤面から13m以下とすること。 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 屋根は勾配屋根を基本とすること。 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																													
	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。 色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。 建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。 外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。 屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">外壁色彩</td> <td rowspan="3">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																										
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																										
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																										
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																										
	その他	4以上8未満	1以下																																											
	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																										
0YR~2.5Y		8未満	4以下																																											
2.6Y~10Y		8未満	3以下																																											
その他	8未満	2以下																																												
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																										
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																										
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																										
		その他	4以上8未満	1以下																																										
近景保全地区	<p>周辺に景観との調和に配慮した素材を使用すること。 できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																													
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																													
	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り境内を緑化すること。 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																													
その他																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																															
			案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の 推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の 推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																												
			外壁 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
					その他	4以上8未満	1以下																																												
			副基調色の 推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																												
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																												
					2.6Y~10Y	8未満	3以下																																												
その他	8未満	2以下																																																	
屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																															
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																															
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																															
		その他	4以上8未満	1以下																																															
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																																	
③土石の採取又は鉱物の掘採		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	<p>土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>																																																	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>																																																	

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

※但し、灯台等のように、漁業を営むために必要な建築物については、高さ制限の対象外とする。

6-1-8 須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区

「須賀利(普濟寺)」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)」、「尾鷲湾」、「山々」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-8-1

「須賀利(普濟寺)」から「須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)、尾鷲湾、山々」への眺望景観

(1) 視点場の設定

視点場は、普済寺境内に設定されていることから「公園内型」である。

視点場候補地には、東屋や案内板等の視点場としてふさわしい場所は存在しないが、普済寺の敷地内の南側において、視対象である須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)と尾鷲湾、山々が一体となった広がりのある眺望景観を一望できる場所が存在するため、この場所を視点場として設定する。本来は、普済寺敷地内の南側の境界の中心から垂直距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置に設定することが望ましいが、現在、この場所からは眺望を阻害する樹木が存在して視対象を一望できないことから、視点場としてふさわしい場所とは言えない。(但し、眺望を阻害する樹木が伐採されれば、この場所も視点場となり得る。)

以上を踏まえて、視点場の位置は、普済寺敷地内の南側の境界2/3の位置から水平距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置(緯度 $34^{\circ} 5' 59.4''$ 、経度 $136^{\circ} 16' 6.8''$ 、高度18m)とする(2/3の設定方法については第5章を参照。)

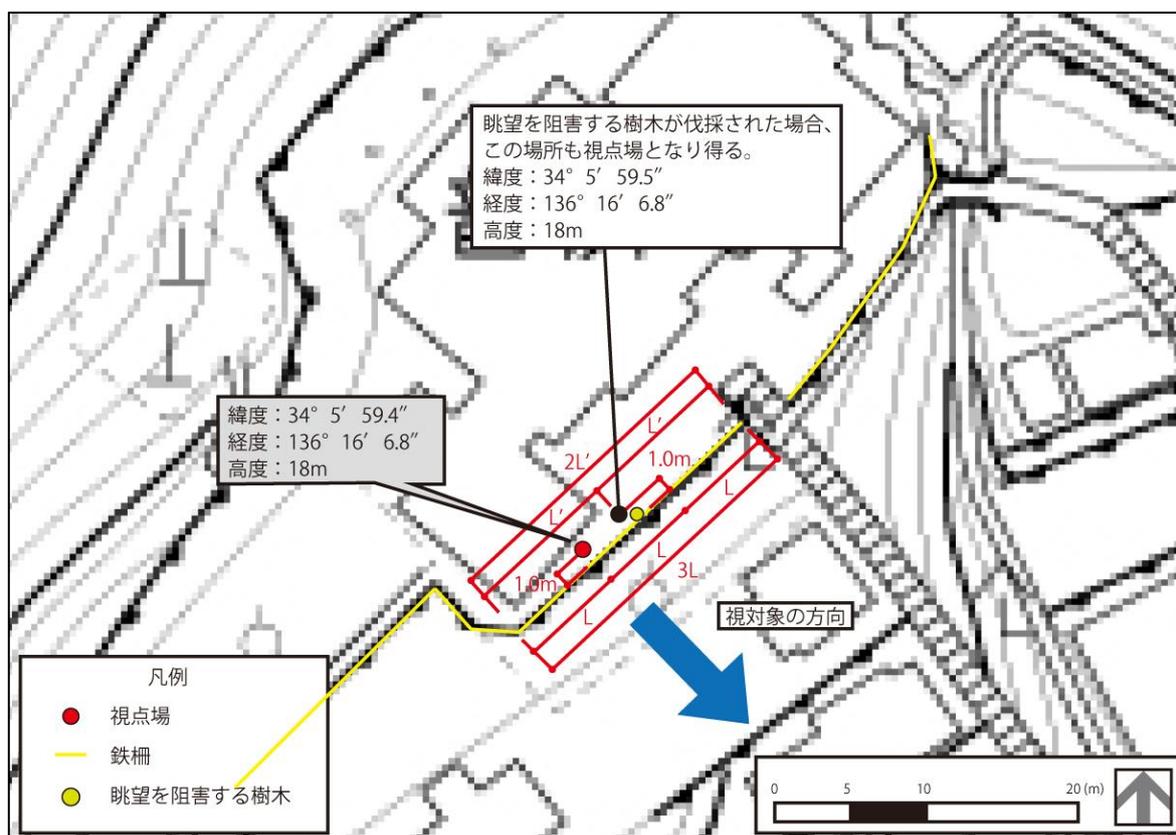


図 6-1-8-1 「須賀利(普済寺)眺望景観保全地区」における視点場の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

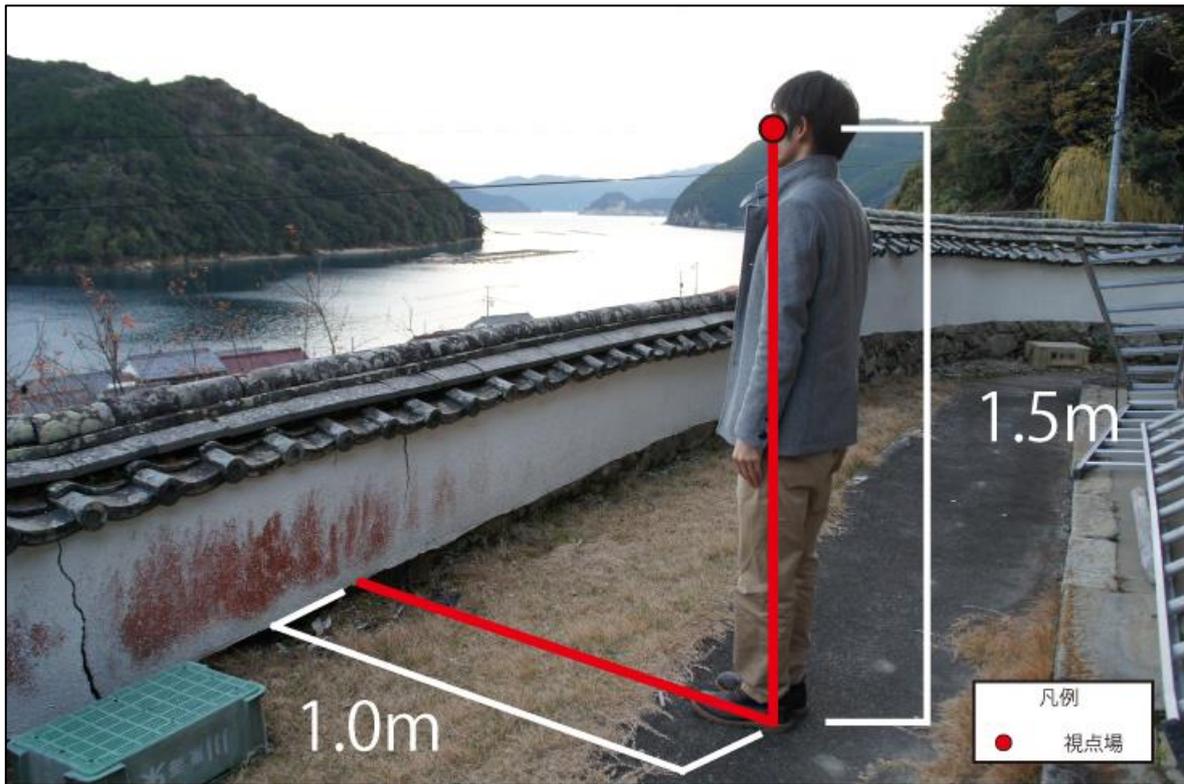


図 6-1-8-2 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 6-1-8-2 須賀利(普濟寺)

(2) 視対象の設定

視対象は、「須賀利の漁村(瓦屋根の古い民家と世古)、尾鷲湾、山々」を望む「混合・パノラマ型」である。

視点場から視対象を含むよう、護岸角地及び普濟寺敷地内の角地に基準点を設定する。

なお、基準点は山の頂部等の指標となる要素に設定することが望ましいが、今回の場合は、集落全体を眺望景観保全地区内に含めるために、上記の位置に基準点を設定した。



図 6-1-8-3 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における基準点の位置

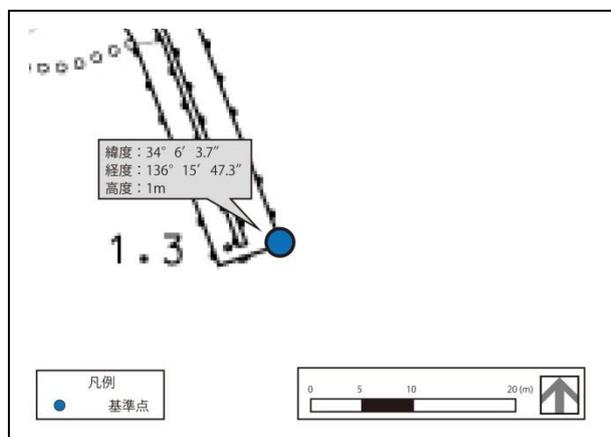


図 6-1-8-4 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における基準点①の位置

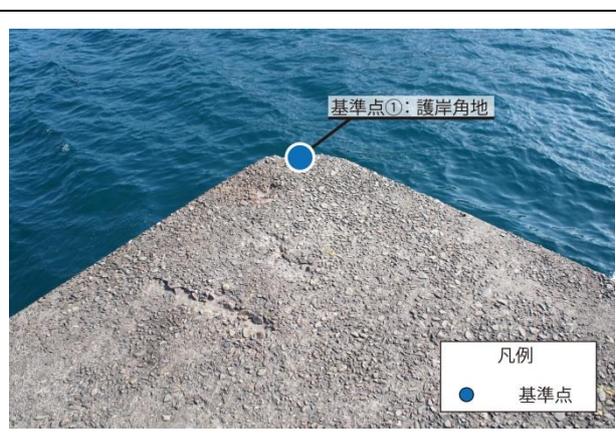


図 6-1-8-5 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における基準点①の位置



図 6-1-8-6 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における基準点②の位置



図 6-1-8-7 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における基準点②の位置

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m 以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径 500m～3300m の範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

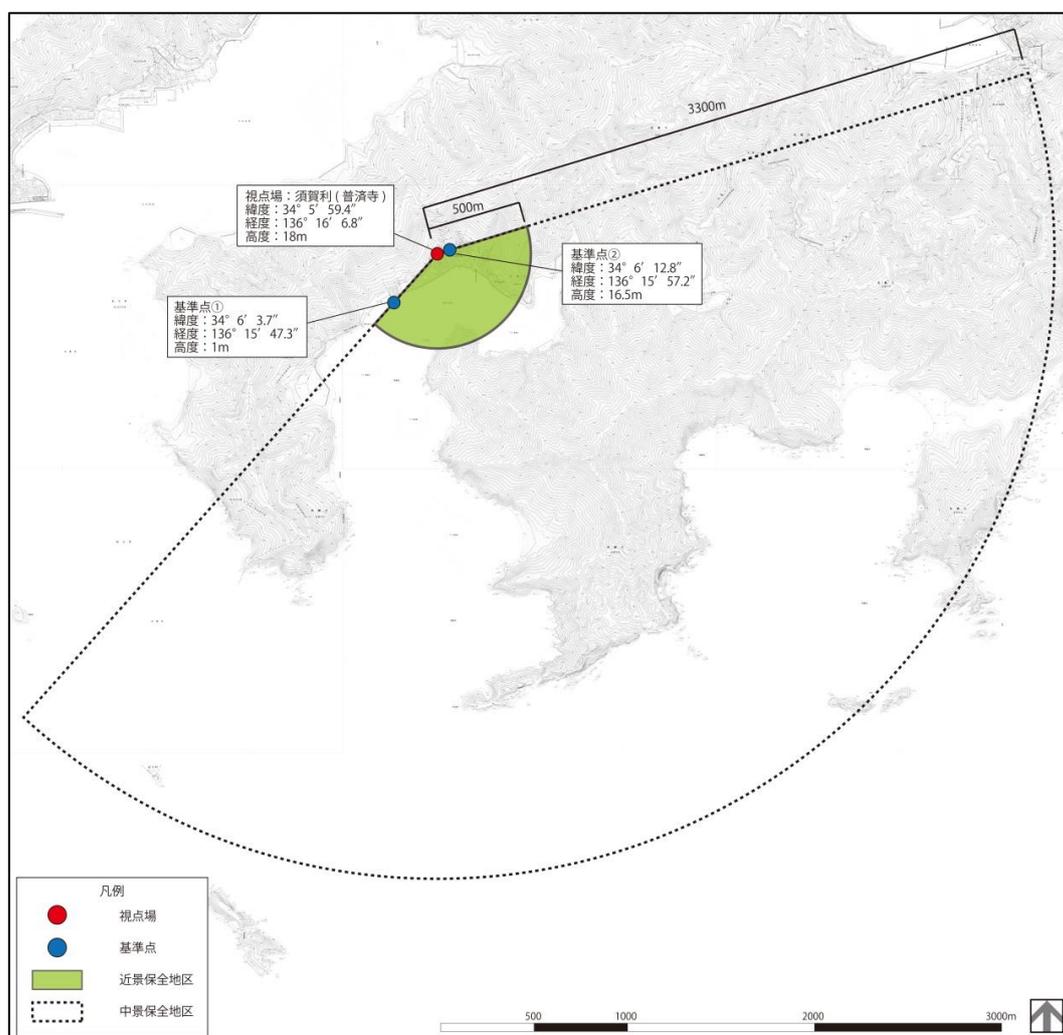


図 6-1-8-8 「須賀利 (普濟寺) 眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

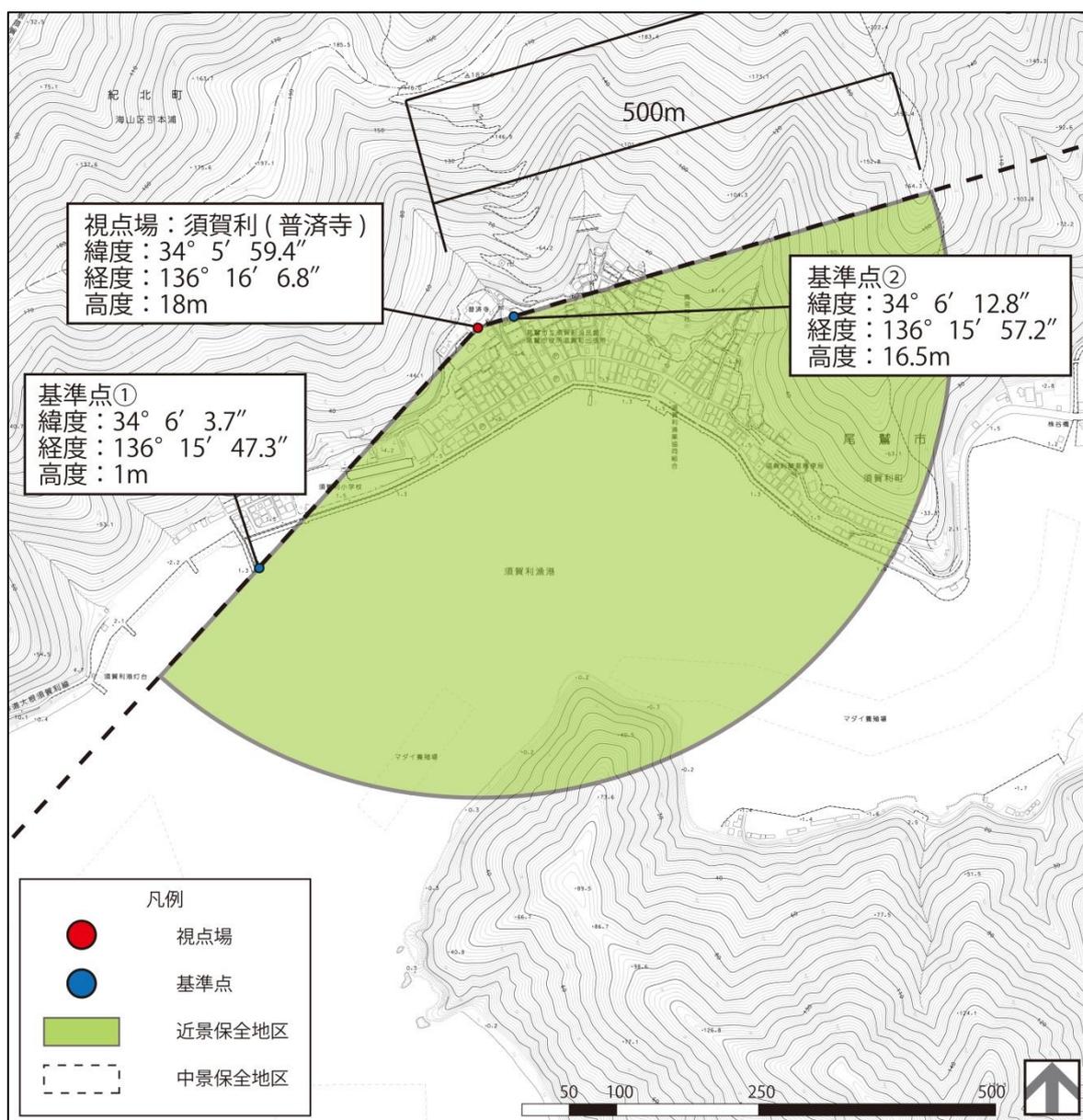


図 6-1-8-9 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-8-1に示す。

表6-1-8-1 「須賀利(普濟寺)眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>																																														
	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
形態及び外観	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みややすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
色彩	<p>近景保全地区</p>																																														
	<p>案1</p>																																														
色彩	<p>案2</p>																																														
	<p>眺望景観保全基準</p>																																														
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>				
			案2	対象	色彩	色相	明度	彩度
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	
					その他	4以上8未満	1以下	
			副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下		
				0YR~2.5Y	8未満	4以下		
				2.6Y~10Y	8未満	3以下		
			屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下						
2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下						
その他	4以上8未満	1以下						
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。								
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>						
③土石の採取又は鉱物の掘採								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	<p>土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>						
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>						

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

6-1-9 三木里海水浴場眺望景観保全地区

「三木里海水浴場」から熊野古道地域の代表的な景観となっている「白い砂浜」、「松原」、「賀田湾」、また背後の「紀伊山地」を一望できる良好な眺望景観を保全するため、「三木里海水浴場眺望景観保全地区」を指定する。



写真 6-1-9-1 「三木里海水浴場(視点場①)」から「白い砂浜、賀田湾」への眺望景観(南側)

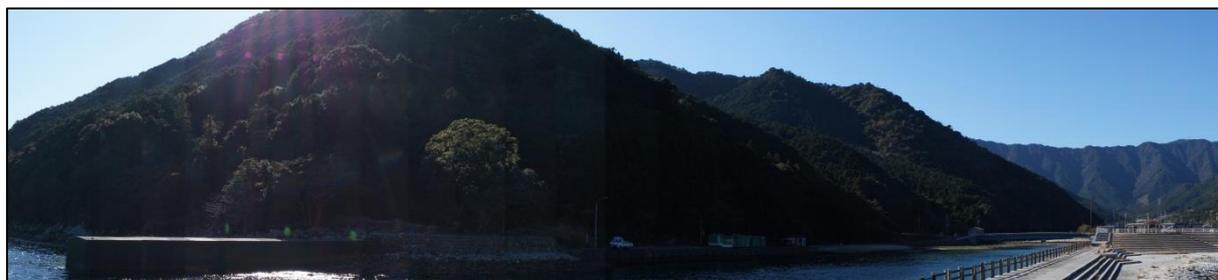


写真 6-1-9-2 「三木里海水浴場(視点場②)」から「賀田湾、紀伊山地」への眺望景観(西側)



写真 6-1-9-3 「三木里海水浴場(視点場②)」から「白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地」への眺望景観(北側)

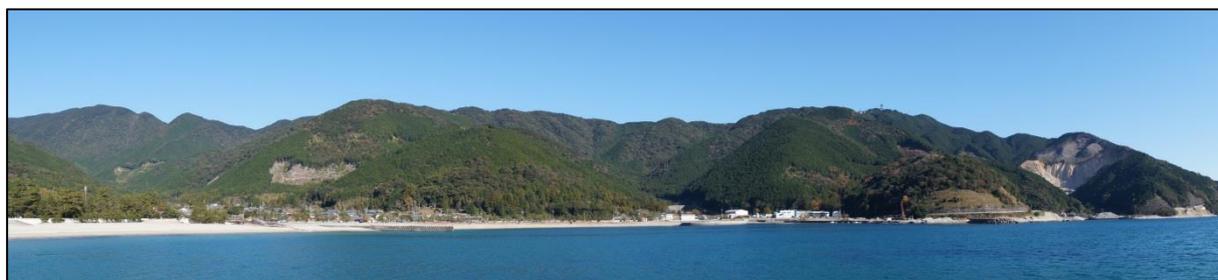


写真 6-1-9-4 「三木里海水浴場(視点場②)」から「白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地」への眺望景観(東側)

(1) 視点場の設定

視点場は、三木里海水浴場に設定されていることから「海岸型」である。

視点場候補地は、海水浴場であり敷地が広いこと概ねどの場所からでも視対象を望むことができる。その中でも「白い砂浜と賀田湾が一望できる東屋」、「白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地が360°に一望できる展望地」が整備されているため、今回はこの2箇所を視点場として設定する。

(a) 視点場①：白い砂浜と賀田湾が一望できる東屋

三木里海水浴場敷地内の中央において東屋が整備されており、視対象である白い砂浜と賀田湾が一体となった広がりのある眺望景観を一望することができるため、この場所を視点場①として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、三木里海水浴場敷地内の東屋の視対象側の境界の中心から水平距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置(緯度33° 59' 49.9"、経度136° 12' 50.1"、高度8m)とする。

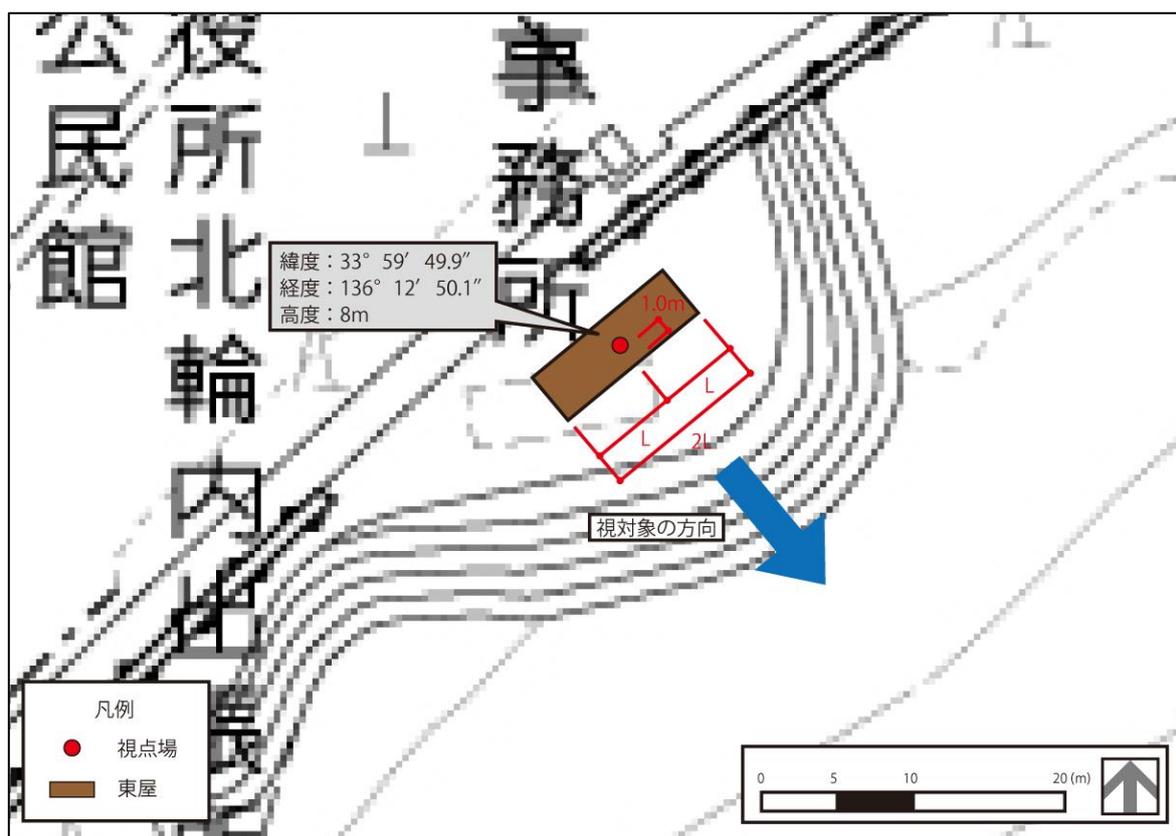


図 6-1-9-1 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における視点場①の位置

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

(b) 視点場②：白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地が360°に一望できる展望地

三木里海水浴場敷地内の南側において、視対象である白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地が一体となった広がりのある眺望景観が360°に一望できる展望地が存在するため、この場所を視点場②として設定する。

以上を踏まえて、視点場の位置は、三木里海水浴場敷地内の南側における展望地の中心点、地盤面から垂直距離1.5mの位置(緯度33°59′41.4″、経度136°12′49.9″、高度4.5m)とする。

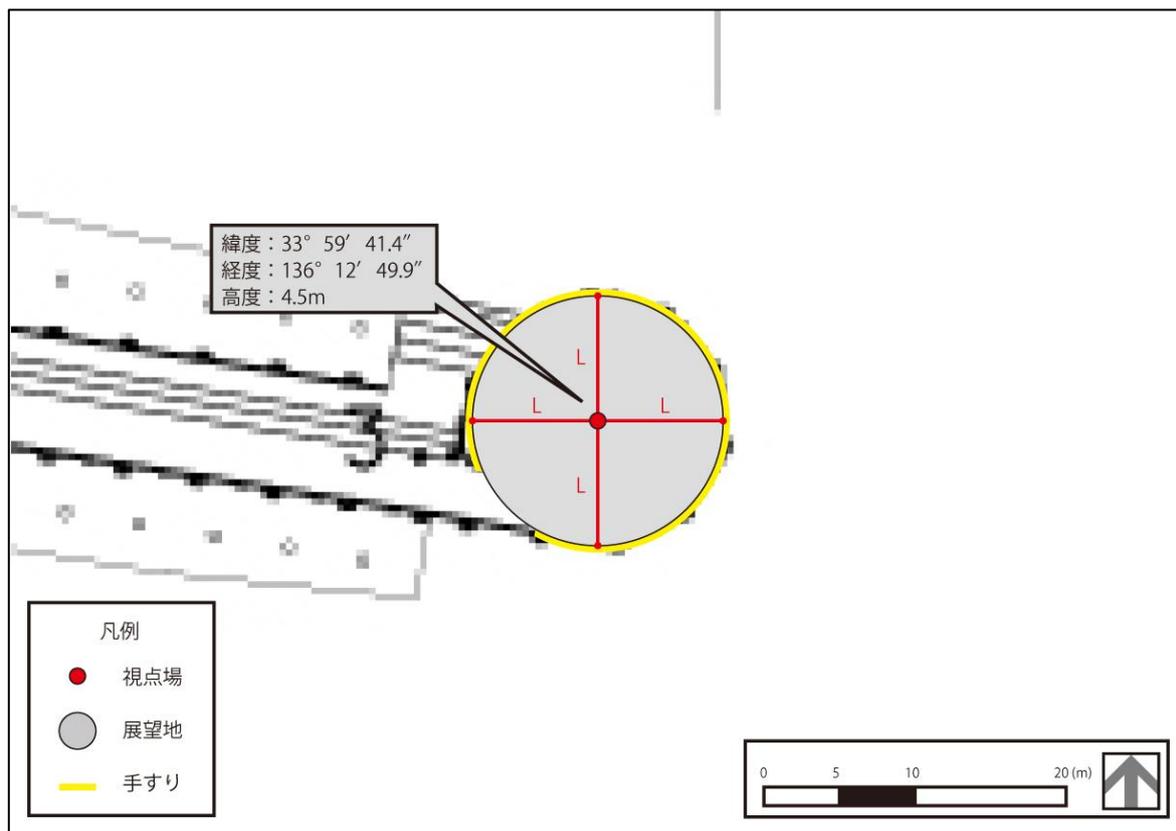


図 6-1-9-2 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における視点場②の位置
 (三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

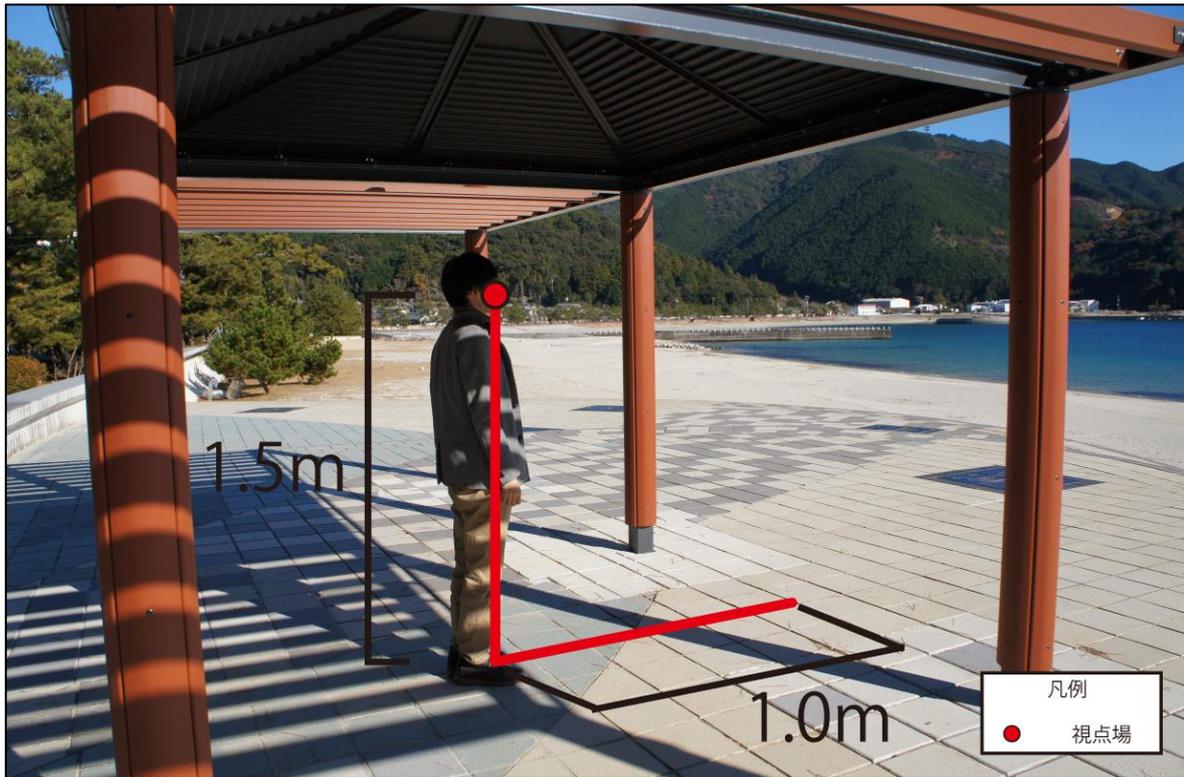


図 6-1-9-3 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における視点場①の位置



図 6-1-9-4 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における視点場②の位置



写真 6-1-9-5 三木里海水浴場

なお、これ以降で行う「視対象の設定」、「眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定」は視点場ごとでまとめて行い、最後にこれら2つの眺望景観保全地区を合わせた全体図を示す。

(a) 視点場①：白い砂浜と賀田湾が一望できる東屋

(2) 視対象の設定

視対象は、「白い砂浜、賀田湾」を望む「自然・パノラマ型」である。

視対象は、海を中心に両サイドを山で囲われた景観構造となっている。よって、海を正面に標高の低い左側の山の頂部の標高高さ(455m)から視点場の標高高さ(8m)を引いたもの(447m)の2/3以上が確保されることを基本とし、基準点の標高高さを、キリの良い数値を用いて150mと定める。

以上を踏まえて、視点場から視対象を含むよう、「視点場と高さの基準となる山の頂部を結んだ線」と「標高150mの等高線」が直行する位置にそれぞれ基準点を設定する。



図 6-1-9-5 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における基準点の位置

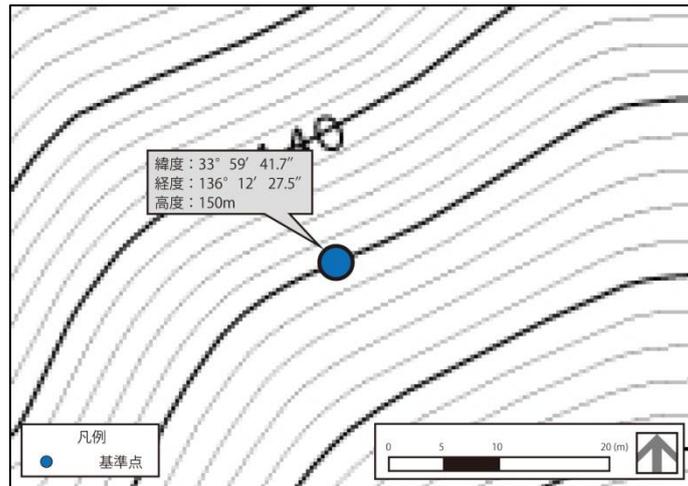


図 6-1-9-6 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における基準点①の位置(視点場①)

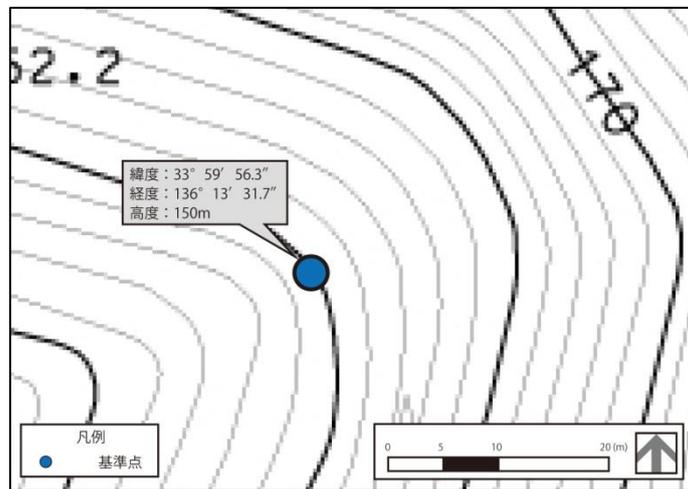


図 6-1-9-7 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における基準点②の位置(視点場①)

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 標高保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を標高保全地区とする。

標高保全地区においては、原則として建築物等が「標高面」を超えないよう高さの基準を定める

ii) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた、視点場から半径500m～3300mの範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

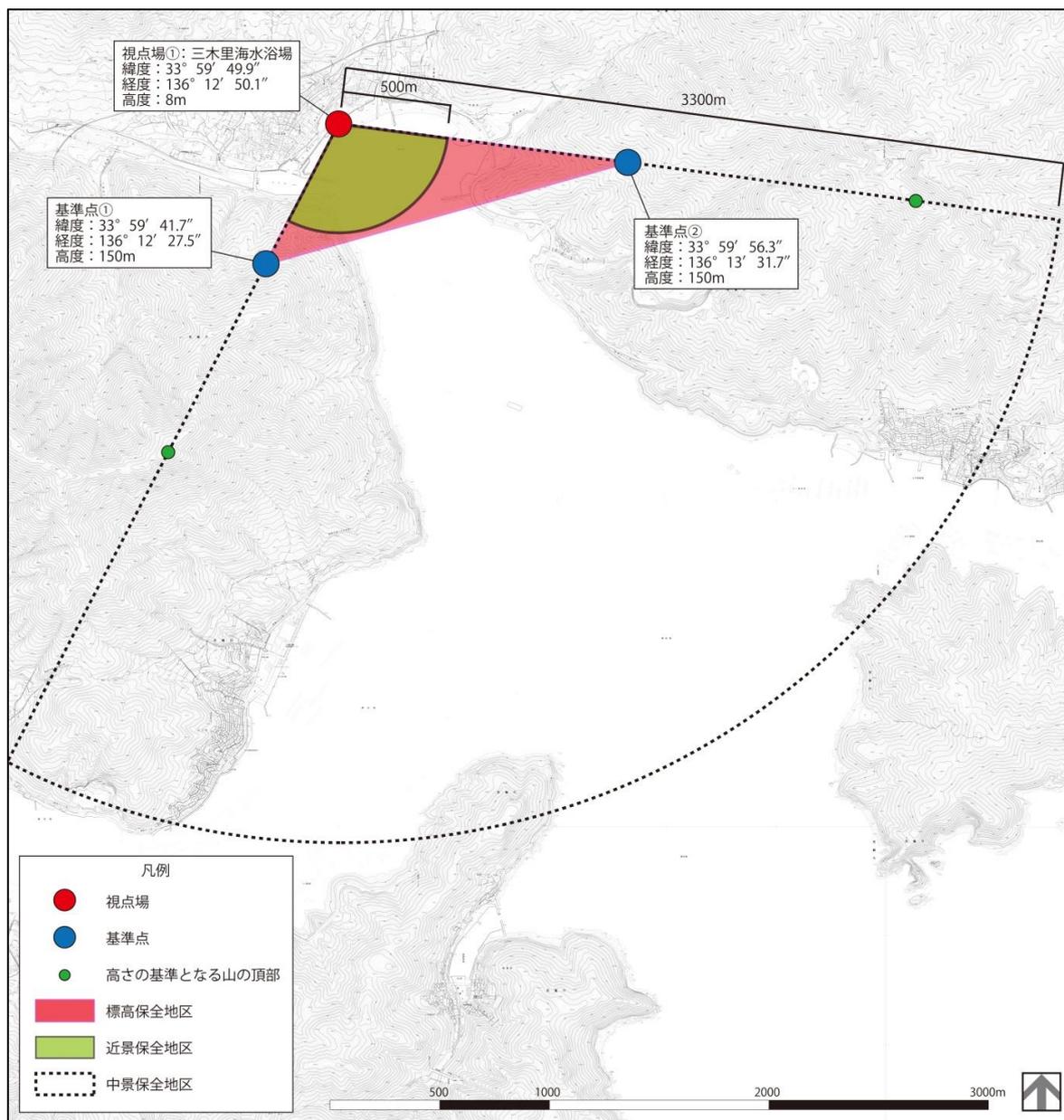


図 6-1-9-8 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(視点場①)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

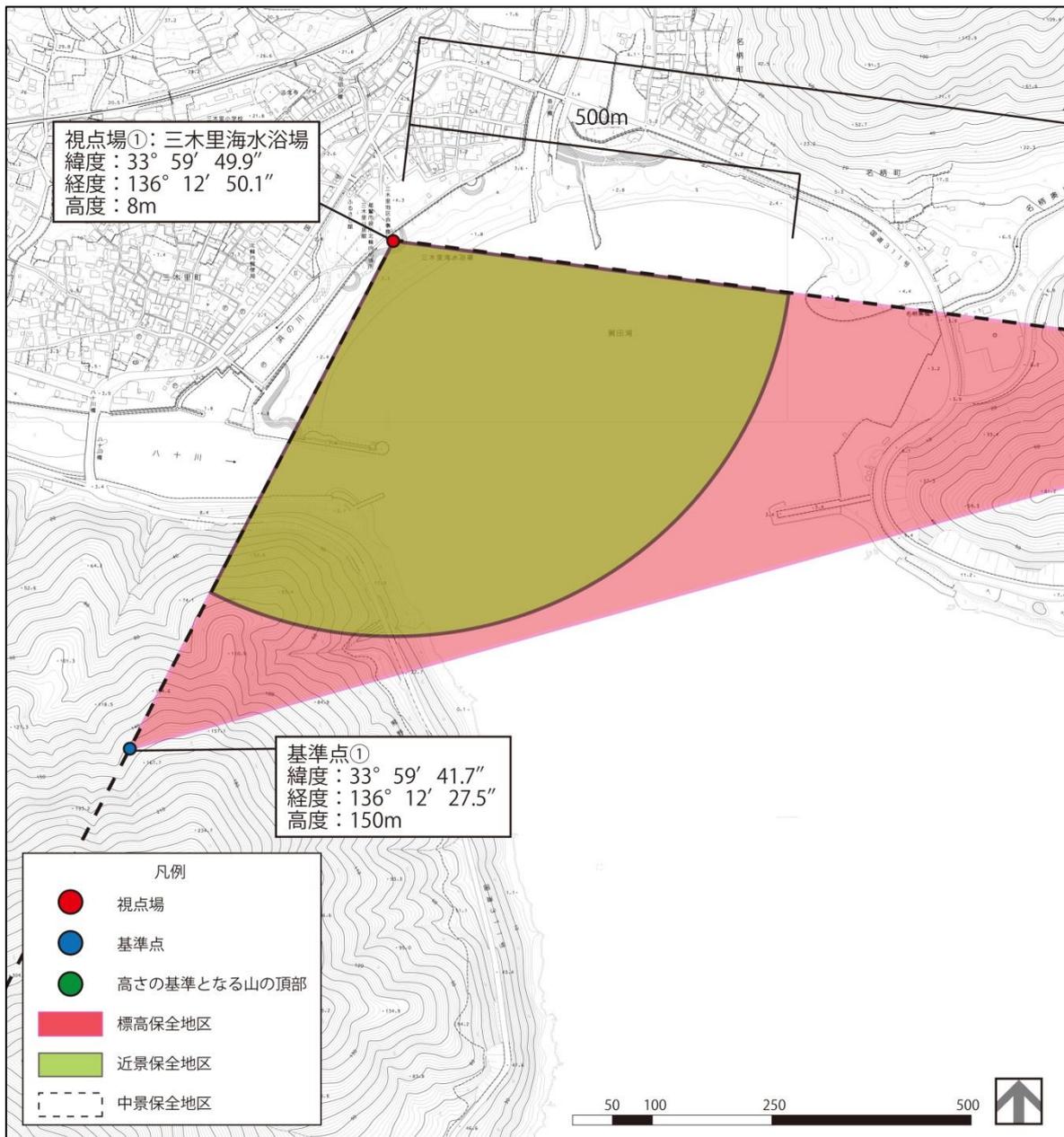


図 6-1-9-9 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(拡大)(視点場①)
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

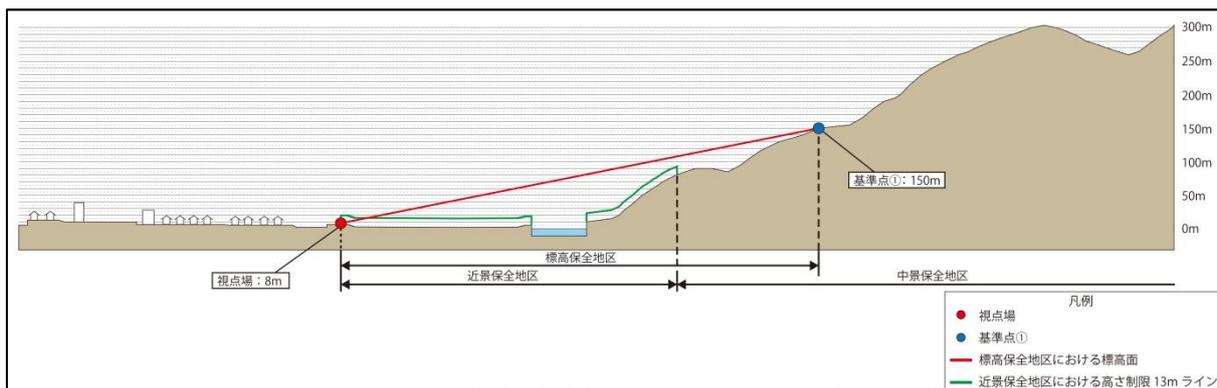


図 6-1-9-10 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場①-基準点①)

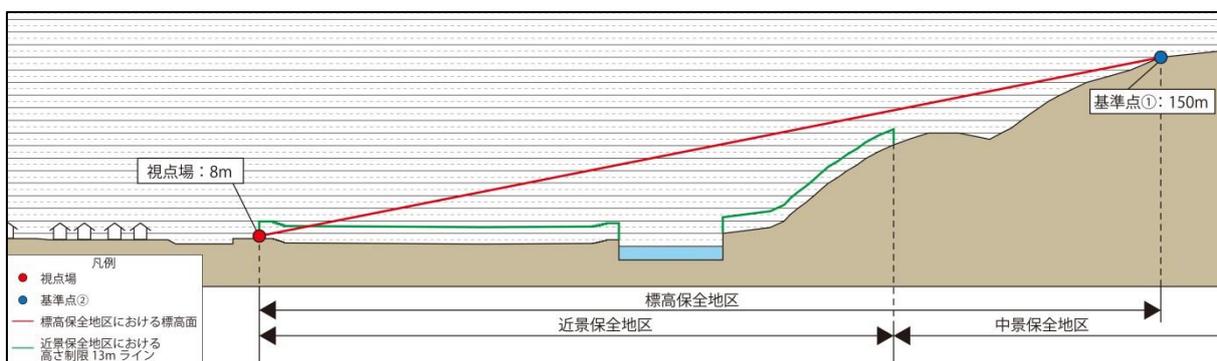


図 6-1-9-11 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における断面イメージ・拡大(視点場①-基準点①)

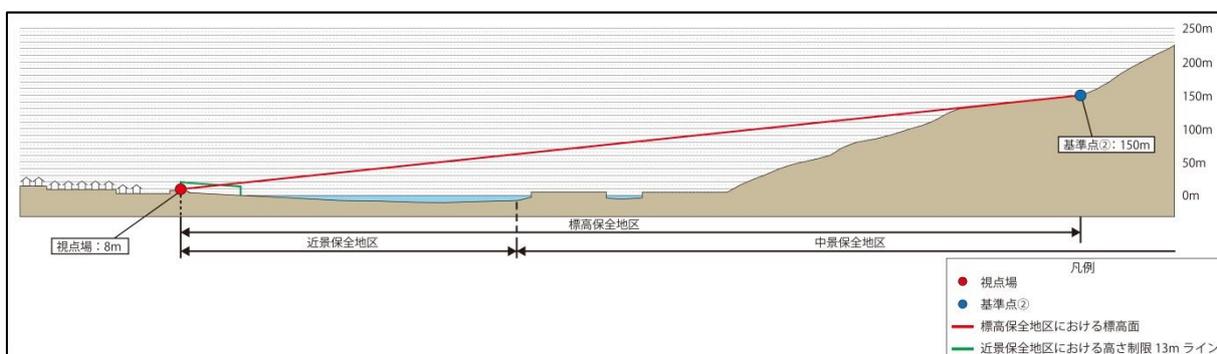


図 6-1-9-12 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における断面イメージ(視点場①-基準点②)

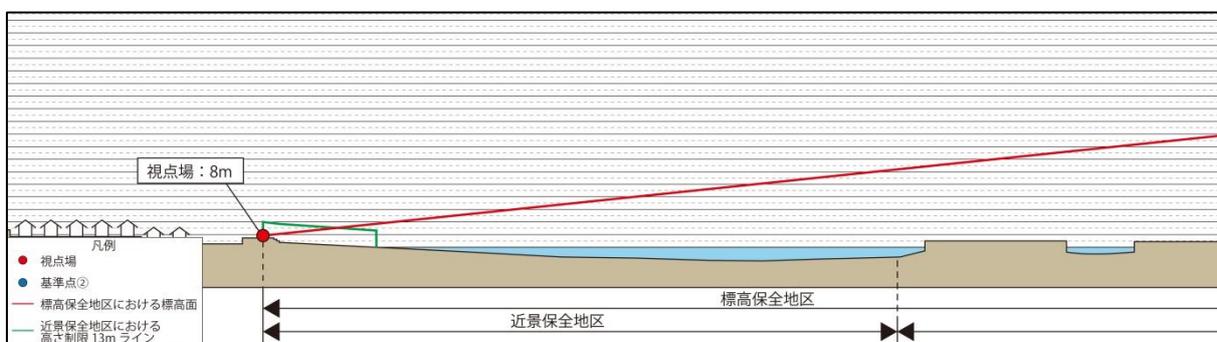


図 6-1-9-13 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における断面イメージ・拡大(視点場①-基準点②)

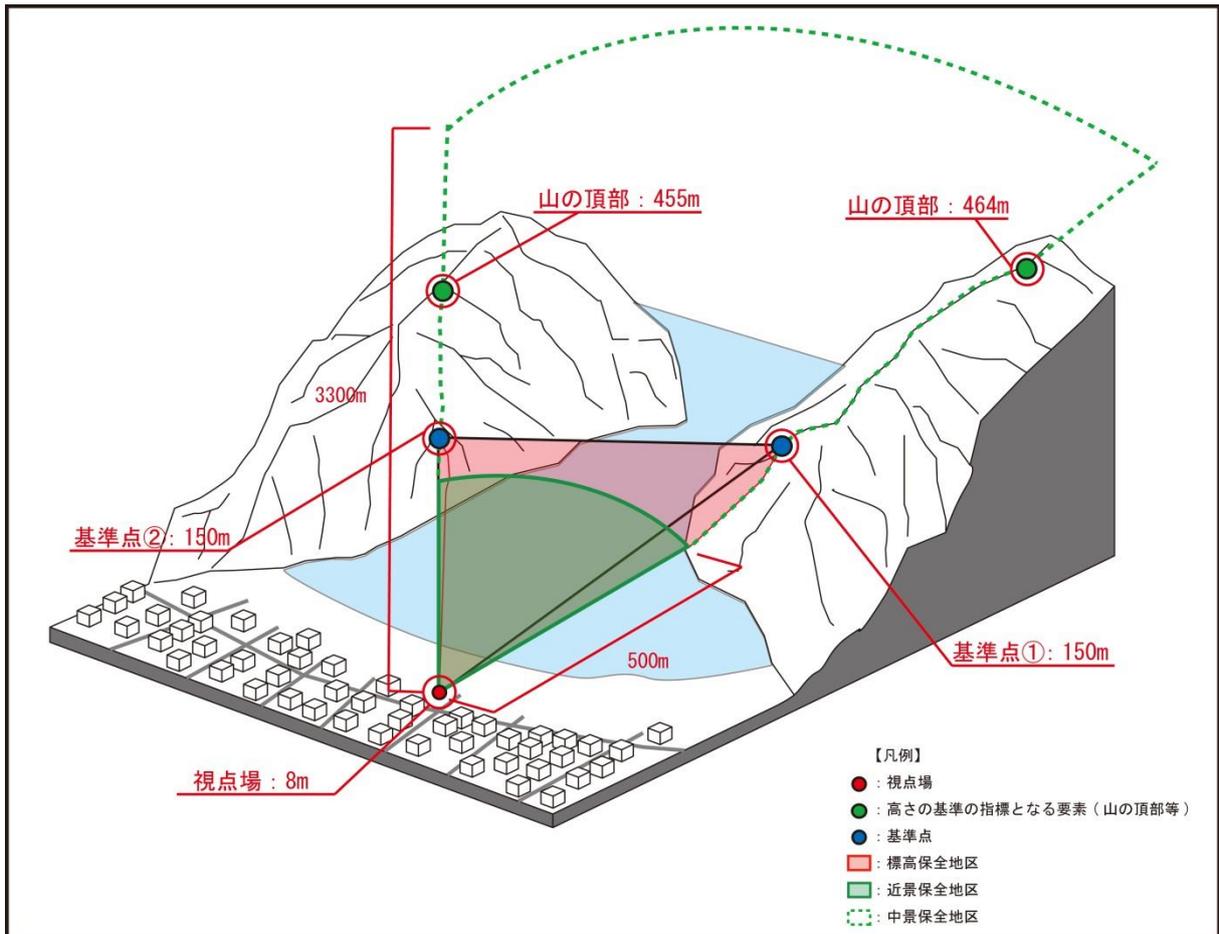


図 6-1-9-14 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における鳥瞰イメージ(視点場①)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、標高保全地区、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、設定することとする。「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-9-1に示す。

表6-1-9-1 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準(視点場①)

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
眺望景観保全基準(案)																																															
項目	標高高さ																																														
眺望景観保全基準	標高保全地区	<p>建築物等の各部分は、標高保全地区に指定する「標高面1」を原則として超えない高さとする。</p> <p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめとすること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																													
	近景保全地区	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">外壁色彩</td> <td rowspan="3">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
	その他	4以上8未満	1以下																																												
	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
0YR~2.5Y		8未満	4以下																																												
2.6Y~10Y		8未満	3以下																																												
その他	8未満	2以下																																													
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り境内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																															
			案2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の 推奨範囲</td> <td rowspan="4"></td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根 色彩</td> <td rowspan="4">基調色の 推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の 推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下
			対象	色彩	色相	明度	彩度																																												
			外壁 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																												
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																												
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																												
					その他	4以上8未満	1以下																																												
			副基調色の 推奨範囲		0R~10R	7未満	4以下																																												
					0YR~2.5Y	8未満	4以下																																												
					2.6Y~10Y	8未満	3以下																																												
その他	8未満	2以下																																																	
屋根 色彩	基調色の 推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																															
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																															
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																															
		その他	4以上8未満	1以下																																															
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。																																																	
③土石の採取又は鉱物の掘採																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。																																																	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積																																																			
項目		眺望景観保全基準(案)																																																	
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。																																																	

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

(b) 視点場②：白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地が 360° に一望できる展望地

(2) 視対象の設定

視対象は、「白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地」を望む「自然・パノラマ型」である。

「視点場②：白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地が 360° に一望できる展望地」は全方位(360°)を見渡すことができるように整備されており、視対象である「白い砂浜、松原、賀田湾、紀伊山地」を望むことができる。よって、全方位にわたって眺望景観保全地区を設定する必要がある。このため、視対象の設定として基準点の設定は行わないこととする。

(3) 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定

i) 近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場から半径 500m 以内の範囲を地面に水平投射した範囲を近景保全地区とする。

近景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

ii) 中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定

視点場から半径 500m～3300m の範囲を地面に水平投射した範囲を中景保全地区とする。

中景保全地区においては、視点場からの眺望を阻害しないよう、色彩等についての基準を定める。

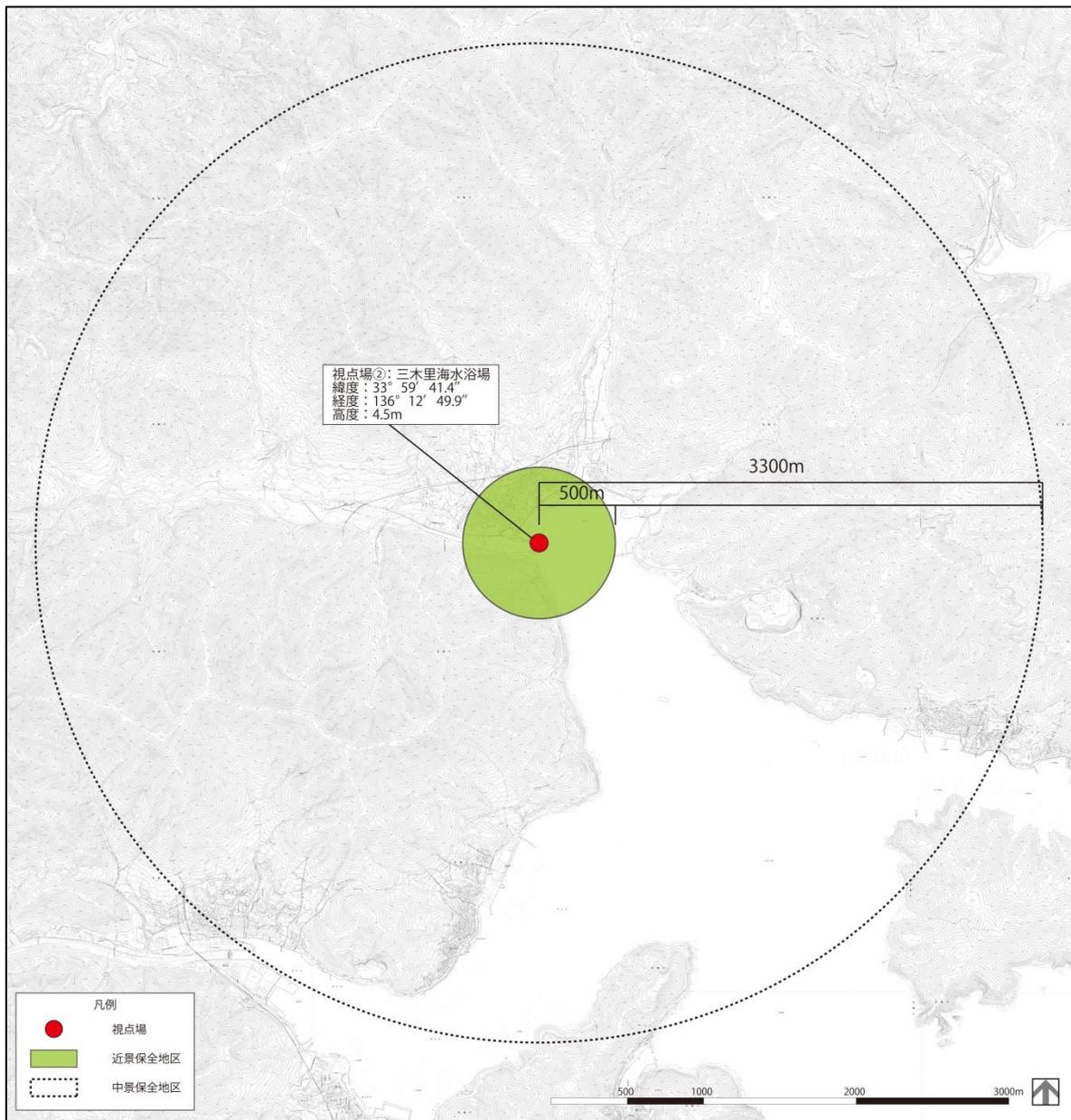


図 6-1-9-15 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(視点場②)

(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

眺望景観保全基準は、三重県景観計画における景観形成基準を基に、近景保全地区及び中景保全地区の各々に対し、用いることとする。「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準を表6-1-9-2に示す。

表6-1-9-2 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全基準(視点場②)

①建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																															
項目	眺望景観保全基準(案)																																														
配置及び規模	<p>高さは敷地地盤面から13m以下とすること。</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>行為地の周辺に山林等樹木がある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮し配置とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>																																														
	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>屋根は勾配屋根を基本とすること。</p> <p>主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>																																														
形態及び外観	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みややすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td rowspan="4">副基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>7未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色彩</td> <td rowspan="4">基調色の推奨範囲</td> <td>0R~10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0YR~2.5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</p>	対象	色彩	色相	明度	彩度	外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満	1以下	副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下	0YR~2.5Y	8未満	4以下	2.6Y~10Y	8未満	3以下	その他	8未満	2以下	屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	その他	4以上8未満
対象	色彩	色相	明度	彩度																																											
外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
副基調色の推奨範囲	副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下																																											
		0YR~2.5Y	8未満	4以下																																											
		2.6Y~10Y	8未満	3以下																																											
		その他	8未満	2以下																																											
屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下																																											
		0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下																																											
		2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下																																											
		その他	4以上8未満	1以下																																											
近景保全地区	<p>色彩</p> <p>案1</p> <p>案2</p>																																														
素材	<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>																																														
緑化	<p>行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>																																														
その他	<p>屋外駐車場は、出入り口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>																																														

眺望景観保全基準	中景保全地区	色彩	案1	<p>色彩は、三重県景観色彩ガイドラインの推奨色を用いることを基本とする。</p> <p>色彩は、落ち着いたものとし、周囲の景観との調和に配慮すること。</p> <p>建築物及び工作物の外観の色彩は落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は、見付面積の20分の1未満の範囲内で強調色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>外壁の基調色は、暖かく自然に馴染みやすい暖色系の色相(YR~2.5Y)を推奨する。</p> <p>屋根はグレー(無彩色)の和瓦を基本とし、有彩色の場合は低明度かつごく低彩度を推奨する。</p>				
			案2	対象	色彩	色相	明度	彩度
			外壁色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
					0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下	
					2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下	
					その他	4以上8未満	1以下	
			副基調色の推奨範囲	0R~10R	7未満	4以下		
				0YR~2.5Y	8未満	4以下		
				2.6Y~10Y	8未満	3以下		
			屋根色彩	基調色の推奨範囲	0R~10R	4以上8未満	2以下	
0YR~2.5Y	4以上8未満	3以下						
2.6Y~10Y	4以上8未満	1以下						
その他	4以上8未満	1以下						
強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。								
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>できる限り現況の地形を活かし、最大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p> <p>のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p> <p>行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>						
③土石の採取又は鉱物の掘採								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	採取等の方法、採取後の緑化等	<p>土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p> <p>採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>						
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
項目			眺望景観保全基準(案)					
近景保全地区 中景保全地区	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。</p> <p>積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p> <p>できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>						

凡例	
赤字	三重県景観計画における景観形成基準に加えて、新たに提案を行った項目

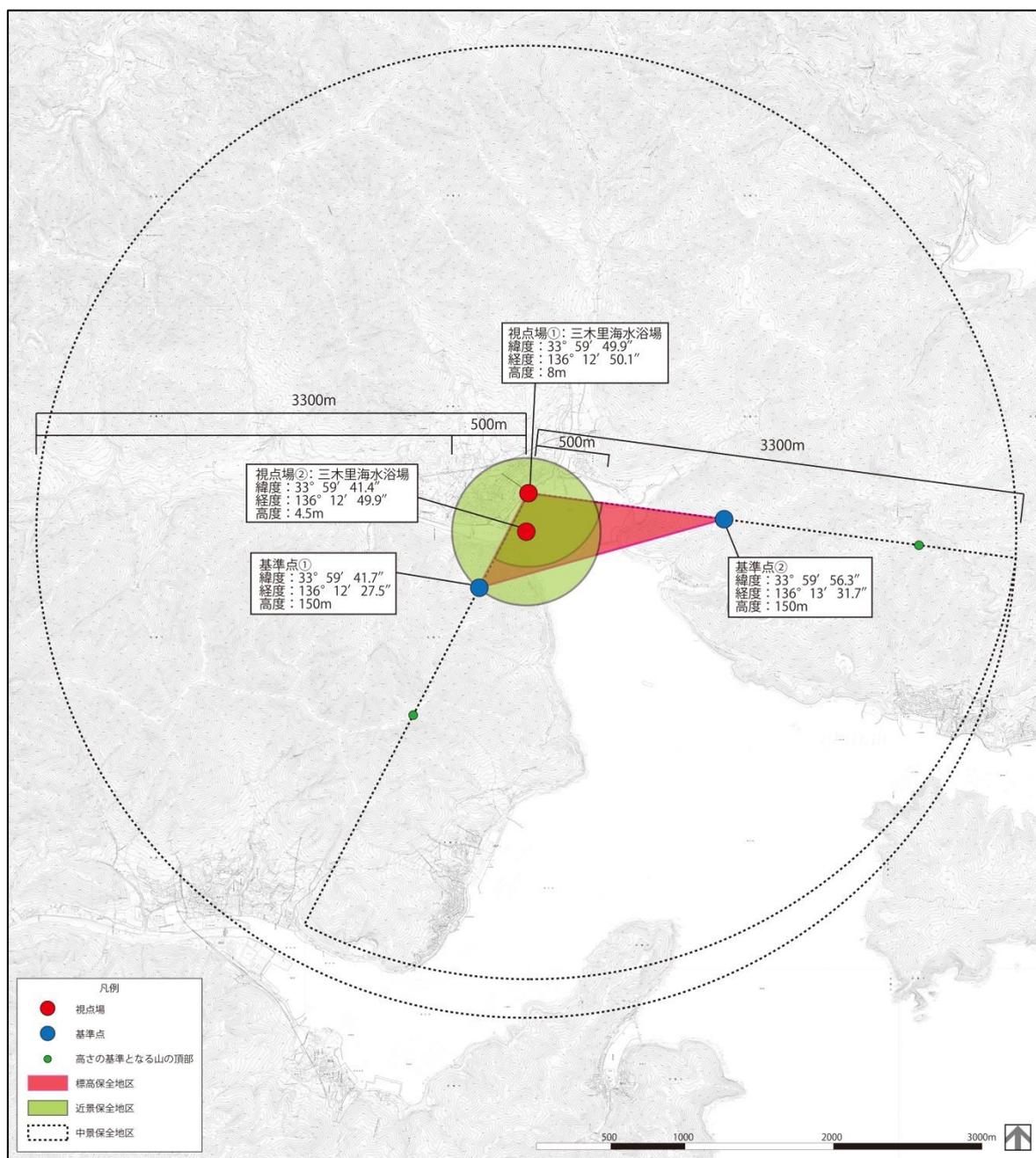


図 6-1-9-17 「三木里海水浴場眺望景観保全地区」における眺望景観保全地区(全体)
(三重県共有デジタル地図 1/2500 を基に作成)

6-2 総括

(1) 研究の成果

本研究では、第3章において、平成22年8月1日～平成24年8月1日に新たに眺望景観保全制度を定めた13自治体の眺望景観保全制度を類型化することで、その運用状況について明らかにすることができ、また、眺望景観保全制度の運用に関する基本方針を整理することができた。

第4章において、熊野古道地域における20箇所眺望景観保全地区候補の現地調査を行い、類型化することで、熊野古道地域における眺望景観の問題点と特徴を明らかにすることができた。

以上を踏まえて、第5章、第6章において、熊野古道地域を対象にケーススタディを行い、妥当性を検証することで、「STEP1：視点場・視対象の選定」、「STEP2：視点場の設定」、「STEP3：視対象の設定」、「STEP4：眺望景観保全地区・眺望景観保全基準の設定」、「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認方法等に関する技術基準」、「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」の6段階からなる眺望景観保全制度を提案することができた。

(2) 今後の研究課題

i) 提案した熊野古道地域における眺望景観保全制度の詳細検討について

①座標（緯度、経度、標高）の精度に関して

第6章において、視点場及び基準点の座標（緯度、経度、標高）の計測を行う際に、「ATLAS HANDY GPS MAP ASG-CM21」、「Mie Click Maps」を用いたが、これらは必ずしも高精度ではないため、実際に眺望景観保全制度として制度化する際には計測し直すことが望ましいと考えられる。

②視点場の整備における案内板のデザインに関して

視点場の整備における案内板のデザインについては、自治体で既に策定・公表されている公共サインデザインマニュアルやガイドラインを参考にして、視点場に設置する案内板の詳細な内容を決めることが望ましいと考えられる。

③屋上広告物に対する眺望景観保全基準の適用に関して

本研究では、建築物等に対して眺望景観保全基準を適用することとしているが、屋上広告物に対しては眺望景観保全基準が適用されないため、屋上広告物に対する眺望景観保全基準の適用を検討することが望ましいと考えられる。

④熊野古道地域における眺望景観保全制度の運用に関して

本研究では、熊野古道地域を対象に行ったケーススタディを通じて熊野古道地域における眺望景観保全制度について基本的な考え方を提案しているため、実際に眺望景観保全制度として制度化するには、再度現地調査を行い、その地域の現状等を検証した上で、改めて眺望景観保全地区や眺望景観保全基準等の設定を行うことが望ましいと考えられる。

ii) 研究内容の深化について

①国内の眺望景観保全制度の調査に関して

第3章では、調査対象自治体を選定する際、眺望景観保全地区が市全域や県全域に及ぶ場合は調査対象外としているため、今後の研究では調査対象外としたものについても調査することが望ましいと考えられる。

また、国内の自治体における眺望景観保全制度の概要を把握するに留まっているため、今後は、関連法制度との整合についても調査することが望ましいと考えられる。

②眺望景観保全制度の提案における「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認等の技術基準」、「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」に関して

第5章の眺望景観保全制度の提案における「STEP5：眺望景観保全制度における届出・適合確認等の技術基準」、「STEP6：視点場の整備・周知に関する基本方針」に関しては、基本方針を提案するに留まっているため、他の自治体の状況調査についても行った上で、より具体的な制度内容について検討することが望ましいと考えられる。

③視対象の後背景観の保全に関して

本研究における眺望景観保全地区(標高保全地区)の設定では、視対象の後背景観が海や山等であり、開発の可能性が極めて低いため、後背景観の保全に関しては考慮していない。ただし、岡崎市のように視対象の後背景観が市街地であり開発の可能性が高い場合等においては、後背景観の保全についても考慮することが望ましいと考えられる。なお、近景保全地区、中景保全地区内に保全すべき後背景観が含まれる場合は、その保全地区内において高さ制限を用いることも考えられる。

④三重県における熊野古道地域以外の地域に関して

第6章では、提案を行った眺望景観保全制度の妥当性を検証するため、熊野古道地域を対象にケーススタディを行ったが、今後は、三重県内の他地域においてもケーススタディを行うことが望ましいと考えられる。

謝辭

【謝辞】

本研究を進めるにあたって、多くの方々のご指導ご協力を賜りました。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授 浅野聡先生には、本研究を進めるにあたって大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

三重県県土整備部景観まちづくり課景観グループ副室長 松井定氏、主査 木谷美和氏、並びに三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課記念物・民俗文化財グループ技師 伊藤文彦氏には、ご多忙の中、大変貴重なご意見とご指導をいただきました。記して感謝の意を申し上げます。

アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただきました、岡崎市都市整備部都市計画課景観推進班主任主査 木下政樹氏、弘前市都市整備部都市計画課主事 中一健司氏、長崎市都市計画部まちづくり推進室 峯松孝平氏、大町清次郎氏、延岡市都市建設部都市計画課計画係 甲斐昇太氏、桑名市都市整備部都市整備課まちづくり景観室技師 佐藤 渉氏、白河市建設部都市政策室まちづくり推進課歴史まちづくり係主事 深谷一馬氏、小諸市建設部都市計画課 山東丈洋氏、亀山市建設部まちづくり計画室主査 川村知美氏、橿原市まちづくり部計画景観課 藤岡秀規氏、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 矢代敦久氏、高松市都市整備局都市計画課 佐田美保氏、久留米市都市建設部都市デザイン課 眞武容里氏、那覇市都市計画部都市計画課都市デザイン室主任技師 田原格氏に記して感謝の意を申し上げます。

浅野研究室の後輩である B4 の大井涼介氏には、同じ研究グループとして貴重なご意見とご協力をいただきました。同研究室の同期である M2 の広畑大輝氏には、研究グループは異なるものの自らの研究について責任を持って進める姿勢から、研究を進めるにあたり刺激を受けました。また、同研究室の後輩である M1 の森河奨氏、刑部あずさ氏には、後輩ながらも自らの研究にこだわりを持ち何事にも意欲的に取り組む姿勢から、研究を進めるにあたり刺激を受けました。同研究室の他のメンバーである D3 の林直孝氏、B4 の宮内佐和氏には、ゼミを通じて貴重なご意見をいただきました。皆様に心から感謝致します。

他の研究室の同期である浦山研究室の稲垣達也氏、稲見千愛輝氏、西原博志氏には、同じ部屋で修士論文に取り組む仲間として、公私ともに大変お世話になりました。皆様のおかげで充実した大学院生活を送ることができ、また、研究を進めるにあたり刺激を受けました。心から感謝の意を申し上げます。

その他、多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝の意を申し上げます。

そして最後に、これまでの私の大学院生活を応援し支えてくれた父、母、妹に心から感謝致します。

参考文献

【参考文献】

- 1) 『三重県景観計画』, 三重県県土整備部, 2008
- 2) 『三重県景観色彩ガイドライン』, 三重県県土整備部, 2008
- 3) 『三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究 - 伊勢志摩地域をケーススタディとして - 』, 三重大学浅野研究室・三重県, 2010
- 4) 『亀山市景観計画における眺望景観保全制度に関する調査』, 三重大学浅野研究室・亀山市, 2011
- 5) 『景観用語辞典』篠原修, 株式会社彰国社, 1998
- 6) 『景観の構造』樋口忠彦, 技報堂出版株式会社, 1975
- 7) 『自然環境アセスメント技術マニュアル』, 自然環境アセスメント研究会, 財団法人自然環境センター, 1995
- 8) 『脳と視覚』, 福田淳・佐藤宏道, 共立出版, 2002